上下の屋を雙べ」太平記四、呉越軍「美人西施を酒掃の妾たらしめ、一日の歡娯に可ㇾ備」蘇武詩「歡娯在₂今夕₁、嬿婉及₂良時₁」班固文(東都賦)「聖上覩₂萬方之歡娯₁」

くわん-ご　款語　うちとけて語ること。したしく話しあふこと。

くわん-ご　歡語　よろこびて話しあふこと。

くわん-ご　驩晤　よろこびて面晤すること。

ぐわん-こ　紈袴　(名)　一 白ねりの絹の袴。古昔、支那の貴族の子弟の著せしもの。二 轉じて、貴族の子弟、又は柔弱なる貴族の子弟の稱。

ぐわん-こ　頑固　かたくなにして意地强きこと。かたいぢ。

くわん-こう　寛厚　寛大にして溫厚なること。

ぐわんごう-じ　元興寺　(名)　ぐわごじ(元興寺)に同じ。

くわんこう-ば　勸工場　(名)　多數の商人が規約を結びて、正札を附したる種種の商品を一つ建物の中に陳列して、即賣する常設の場所。

ぐわんこ-おやぢ　頑固親仁　(名)　頑固なる老爺。かたくなる父。

くわん-こく　管國　(名)　一 管轄する國。二 太宰府の管轄する國。即ち、西海道の稱。名目抄「管國(クワンコク)西海道を云ふ歟」

くわん-こく　勸告　理由を告げて、勸誘すること。「辭職勸告」

くわん-こく-へいしゃ　官國幣社　官幣社と國幣社と。

くわんこくへいしゃ-かくしゃ-きょうつうきん　官國幣社各社共通金　(名)　官國幣社が其の臨時の費途に充つるために、國庫より供進する金の中より、其の一分五厘を毎年積み立てたる金。其の保管及び收支は、內務大臣の命によりて、神社局長の取り扱ふものとす。明治四十年內務省訓令第一號「官國幣社各社共通金を以て營繕費を支辨する建物」

ぐわんこ-こうし　紈袴公子　(名)　貴族の子弟。殊に柔弱なる貴族の子弟の稱。紈袴子。紈袴。

ぐわんこ-し　紈袴子　(名)　前條に同じ。

ぐわんこ-してい　紈袴子弟　(名)　前條に同じ。

くわん-こつ　顴骨　(名)【醫】上顎骨の上外側に位する不正方形の骨。

くわん-こつ　髖骨　(名)【醫】むめいこつ(無名骨)に同じ。

くわん-こつ　換骨　くわんこつだったい(換骨奪胎)に同じ。冷齋夜話「不ㇾ易₂其意₁而造₂其語₁、謂₂之換骨法₁、規₂摸其意₁形₂容之₁、謂₂之奪胎法₁」

くゎんこつ うげ　換骨羽化　俗骨を脫し換へて、人體に羽を生じ飛行すること。太平記十三、龍馬進奏「換骨羽化の仙人となる」

くゎんこつ だったい　換骨奪胎　古人の詩文などの內容を踏襲しながら、其の語句を換へ、異なる樣式を具へたるものを作ること。

くわんこつ-きん　髖骨筋　(名)【醫】腰部の無名骨附近にある筋肉。

ぐわんこ-もの　頑固者　(名)　頑固なる人。

くわん-こん　冠婚　冠昏　(名)　元服と結婚と。禮記(昏義)「冠昏・朝聘」

くゎんこん さうさい　冠婚葬祭　元服・婚禮・葬式・祖先の祭祀。人生の四大禮とす。

くわんこん-し　還魂紙　(名)　すきがへし(漉返)に同じ。

くわん-さ　關鎖　(名)　門戶のしまり。

くわん-ざ　冠者　(名)　くわんじゃ(冠者)に同じ。源(桐壺)「くわんざの御座、ひきいれのおとどの御座、御前にあり」

くわん-ざ　鑵坐　(名)　煎茶式に用ふる釜敷の稱。

くわん-ざ　環座　一 くるまざに坐すること。まとゐ。二【數】二つ以上の點が、同一圓周上にあること。

くわん-さい　關西　(名)　古昔、近江國逢阪山に關所ありしより、それより以西の諸國の稱。(關東の對)東鑑十七、建仁三年八月廿七日「以₂關西三十八箇國地頭職₁、被ㇾ奉ㇾ讓₂舍弟千幡君₁」

くわん-さい　官祭　(名)　官社の祭。明治六年二月太政官布告第五十三號「從前官幣諸社官祭の儀式部寮官員參向執行候處」

くわん-さい　官裁　官府が裁斷すること。政府の裁決。類聚三代格一、貞觀十七年三月廿八日太政官符「謹請₂官裁₁者」

くわん-さい　完濟　全部辨濟すること。皆濟。民法第七十條「法人か其債務を完濟すること能はさるに至りたるとき」

くわん-ざい　管財　財物を管理すること。

ぐわん-ざい　丸劑　(名)　ぐわんやく(丸藥)に同じ。

くわんざい-しゃ　管財者　(名)　くわんざいにん(管財人)に同じ。皇室典範第五十三條「皇族蕩産の所行あるときは勅旨を以て治産の禁を宣告し其の管財者を任すへし」

くわんさい-せうこんしゃ　官祭招魂社　(名)　招魂社の一。政府より年年一定の祭祀料・修繕費を下付せらるるもの。(私祭招魂社の對)

くわんざい-にん　管財人　(名)　他人殊に家資分散者、又は破産者の財産を管理する人。管財者。破産法第百四十條「管財人か破産者の財産目錄に載せ且之を占有したるとき」舊刑法第三百八十二條「分散者の管財人と爲り」

くわん-さう　(名)【植】ききやう(桔梗)をいふ、信濃國上田の方言。物類稱呼

くわん-さう　喚想　前の事を想ひ起こすこと。想起。

くわん-さう　觀相　一 人相を觀て其の性質又は運命等を判斷すること。人相見。二 世相を觀じたる連歌又は俳句の稱。

くわん-ざう　莞草　(名)【植】ふとゐ(莞)の異名。

くわん-ざう　萱草　(名)　一【植】わすれぐさ(萱草)の異名。枕八「前栽には、くわんざうといふ草を、ませ結ひていと多く植ゑたりける」今昔三十一「萱草と云ふ草こそ、其れを見る人、思ひをば忘るなれ」二 次條の略。源(手習)「薄にび色の綾、中にはくわんざうなどすみたる色を著て」

くわんざう-いろ　萱草色　(名)　からじいろ(柑子色)に同じ。源(幻)「くわんざういろのひとへ、いと濃きにび色に黑きなど」

くわんさう-がく　觀相學　(名)　觀相を研究する學問。人相學。

くわん-ざく　官爵　(名)　くわんしやく(官爵)に同じ。源(須磨)「さしてかく官爵をとられず」

ぐわん-さく　玩索　種種に工夫して其の眞意をさぐること。

くわん-ざくら　鐶櫻　(名)　紋所の名。

くわん-ざし　貫緡　貫差　(名)　錢一貫の錢。貫文を貫く緡。又、緡に貫きたる一貫の錢。狂言(百姓)「百ざしに綯はずとも、貫ざし

に綯へ」傾城佛原二「腰より貫差なる錢を取り出し、十文紙に包みけづめば」

くわん-さつ　官札　(名)　だじやうくわんさつ(太政官札)の略。

くわん-さつ　觀察　一 物事を善くみて推察すること。見ぬくこと。視察。二 事物のありのままの現象を注意して經驗すること。

くわんさつ-がん　觀察眼　(名)　よく物事を觀察する眼識。

くわんさつ-し　觀察使　(名)　古昔、畿內・七道へ遣はして、治績の可否、官人の良否等を觀察せしめたる使。後紀十四、大同元年五月丁亥「始置₂六道觀察使₁」

くわんさつ-りょく　觀察力　(名)　觀察する能力。

くわん-さん　換算　異なる單位の數量に計算しかふること。又、其の計算。

ぐわん-ざん　元三　(名)　一 正月一日の稱。歲・月・日の三つの元(ハジメ)なればいふ。枕六、常よりもことに聞こゆるもの「元三の車の音」著聞十八「元三に、皇嘉門院へ參らせ給ひけるに」二 正月の一日より三日までの稱。平治(金王丸)上「正月一日、新玉の年立ち返りたれども、內裏には元日・元三の儀式事よろしからず」平家四、嚴島御幸「元日・元三の間、參入仕る人も無し」

ぐわんざん-にち　元三日　(名)　前條に同じ。榮華(花山)「年もかへりぬ。元三日の程よりして、今めかしうさわやかなる御まつりごとどもにて」

くわんさん-へう　換算表　(名)　換算せる雙方の數量を對照・列擧せる表。

くわん-し　官私　(名)　官と私と。おほやけとわたくしと。公私。

くわん-し　官司　(名)　役人。又、役所。左傳(昭公五年)「官司之守、非₂君所₁ㇾ及也」

くわん-し　官史　(名)　太政官の左右大史・少史の稱。保元(新院御所各門門固の事)「禁中陣頭に於て公事を行はせ給ふ時、外記・官史等を諫めさせ給ふに」

くわん-し　官使　(名)　太政官の使。保元(內府意見)「召し參らすべき由の宣旨を、官使に持たせて」

くわん-し　關市　(名)　せきしよといちと。即ち、貨物及び多人數の通ひ、又、集まる所。大寶令「關市令」孟子(梁惠王下)「關市譏而不ㇾ征」史記(匈奴傳)「匈奴貪樂₂關市₁、嗜₂漢財物₁」

くわん-し　冠詞　(名)　通常、名詞に冠らして、其の性質、即ち定・不定・單・複又は男・女・中性等をあらはすに用ひる語。即ち、英語の a 又は the, 獨逸語の Der; Die; Das の類。國語にはなし。

くわん-し　官仕　官途に仕ふること。仕官。史記「宗族官仕爲₂長吏₁者七十餘人」

くわん-し　環視　四方より見ること。とりまきて見ること。多くのものが注目すること。「列國環視」

くわん-じ　官事　(名)　役所の事務。官府の事業。

くわん-じ　官次　(名)　官の高下によりて座次を定むること。又、その座次。建武年中行事(八月)「近衛づかさ・辨、位次・官次同じからざるをり論あり」官職難義「官次宣下」

くわん-じ　官寺　(名)　一 官より食封を支給せられ、官の管理を受くる寺。天武天皇の八年四月始めて之を置く。二 武家時代、幕府の寺の俗稱。

くわん-じ　冠辭　(名)　まくらことば(枕詞)に同じ。

くわん-じ　莞爾　(副)　微笑を含むさまにいふ語。にっこり。にこり。論語(陽貨)「夫子莞爾而笑曰」

くわん-しう　官舟　(名)　昔時、國守・諸士の持船。

くわん-しう　環周　周圍をとりまくこと。周圍。

くわんしう-ふんぼ　官修墳墓　(名)　戊辰・己巳の際に於ける從軍・殉難の士の墳墓にて、政府より毎年定額の修繕費を下付せらるるもの。

くわん-しき　款識　鐘・鼎などに文字を刻みこむこと。又、其の文字。史記(孝武本紀)「鼎大異₂於衆鼎₁、文鏤無₂款識₁」遊宦紀聞「款識分₂二義₁、款謂陰字、是凹入者、刻畫成ㇾ之。識謂陽字、是挺出者」

くわん-じざい　觀自在　(名)　佛語。次條の略。

くわんじざい-ぼさつ　觀自在菩薩　(名)　佛語。くわんぜおんぼさつ(觀世音菩薩)に同じ。東鑑九、文治五年九月九日「一丈觀自在菩薩像」

くわん-しつ　灌室　(名)　佛語。灌頂をなす室。

ぐわん-じつ　元日　(名)　一年の最初の日。正月の一日。ぐわんにち。元三。狂言(烏帽子折)「明日は正月元日、出仕にあがらうと思ふが」書經(舜典)「月正元日」禮記(月令)「孟春之月(中略)是月也、天子乃以₂元日₁祈₂穀于上帝₁」

ぐゎんじつ の せちゑ　元日節會　中古、元日に天皇紫宸殿に渡御なりて、百官に宴を給ふ式。著聞三「元日の節會は豐樂院の義をぞ書きて侍るなる」

くわんしつ-かしゃう　換質假像　(名)【鑛】或る鑛物質成分が他の組織中に次第に滲み込み、漸次其の物質と入りかはりて、遂に全く其の成分を變ずれども、其の外形はもとのままなるもの。木質中に硅酸の滲入して硅化木を生ずる類。

ぐわんじつ-さう　元日草　(名)【植】ふくじゅさう(側金盞花)の異名。

ぐわんじつ-ざくら　元日櫻　(名)【植】かんざくらの異名。

くわん-しふ　慣習　一 慣るること。習慣となること。ならはし。しきたり。杜甫詩「秦城老翁荊揚客、慣₂習炎蒸₁歲絺綌」二 社會の全部又は一部が、永き間、反覆續行する同一の行爲。其の土地を標準として一般慣習と局地慣習とに分かち、其の人を標準として普通慣習と特別慣習とに分かち、其の形式を標準として成文慣習と不文慣習とに分かつ。各條を見よ。習慣。法例第二條「公の秩序又は善良の風俗に反せさる慣習」民法第九十二條「法令中の公の秩序に關せさる規定に異なりたる慣習ある場合に於て法律行爲の當事者か之に依る意思を有せるものと認むへきときは其慣習に從ふ」三 人人のくせ。

くわんしふ-しゅだん　慣習手段　(名)　くわんようしゅだん(慣用手段)に同じ。

くわんしふ-はふ　慣習法　(名)【法】法律と同一の效力ある慣習。民事訴訟法第二百十九條「地方慣習法商慣習及ひ規約又は外國の現行法」商法第一條「商事に關し本法に規定なきものに付ては商慣習法を適用し商慣習法なきときは民法を適用す」

くわんしふ-ふうたい　慣習風袋　(名)【商】風袋の一。特種の商業の慣習として、總重量より通常引き去るべき一定の重量。普通風袋。

くわんしふ-わりびき　慣習割引　(名)【商】慣習としてなすべき一定の割引。

くわんし-ほん　卷子本　(名)　紙を幾枚も幾枚もつぎあはせ、くるくると卷きおくやうにしたる書。

くわん-しゃ　官社　(名)　一 神祇官の神名帳に記載せられ、新年の祭に預かる

神社。類聚國史寶龜三年八月甲寅「入於官社」㊂國庫より其の經費を供進する神社。官幣社と國幣社とに分かつ。各條を見よ。明治四年五月十四日太政官布告「官社」

くわん-しゃ〔官舍〕(名) ㊀官吏・吏員の住居にあつるために、官の設備せる屋舍。官宅。地所名稱區別「此地に在る官舍を貸渡す時」官舍貸渡規則「官舍」史記陳餘「豨黨告歸過趙、賓客隨之者千餘乘、邯鄲官舍皆滿」漢書何武「竝性清廉、妻子不至官舍」㊁官衙。役所。今昔廿「官人に被捕て中略一の官舍の門に至る」

くわん-しゃ〔館舍〕(名) やかた。たち。史記田叔「王輒休相、就館舍」

くわんしゃ を すつ 捐館舍 くわんをすつ(捐館)に同じ。くわん(館)の條を見よ。戰國策趙「今奉陽君捐館舍」

くわん-しゃ〔觀者〕(名) みる人。見物人。觀覽する者。

くわん-しゃ〔緩射〕 緩慢に發射すること。

くわん-じゃ〔冠者〕(名) ㊀元服して冠を附けたる少年。くわざ。くわんざ。くわじや。今昔廿六「元服などし中略其の冠者、可然き所に宮仕へしける程に」宇治拾遺二「十七八ばかりなる小侍中略冠者も見しは」㊁六位にて無官の人の稱。十訓抄「匡房卿いまだ無官にて、江冠者とて有りけるを」東鑑一、治承四年九月十日「平氏方人、菅冠者」㊂弱年の者。若輩の人。「猿面冠者」明月記嘉祿元年十月廿一日「さるの冠者などの云ふ事、聞き入れ立てぬればあしきぞ、耳に不可聞入」

くわん-じゃ〔宦者〕(名) くわんぐわん(宦官)に同じ。史記樊噲「上獨枕一宦者臥」聞見錄「漢唐宦者、可謂盛矣、然宦不至師保也」

くわん-じゃ〔患者〕(名) 病氣に罹りて居る人。病人。

くわん-しゃう〔官省〕(名) ㊀官制によりて組織せられたる國家の機關。官廳。役所。官衙。㊁ちゅうあうくわんちやう(中央官廳)の特稱。

くわん-しゃう〔官掌〕(名) くわじやう(官掌)に同じ。袖中抄

くわん-しゃう〔管掌〕 つかさどること。とりあつかふこと。舊市制第五十條「官吏を派遣し市長の職務を管掌せしむ可し」

くわん-しゃう〔勸獎〕 すすめはげますこと。唐書韋嗣立「陛下誠下明詔、勅王公以下子弟、一入大學、尊尙師儒、發揚勸獎、海內知嚮」

くわん-しゃう〔勸賞〕 ほめはげますこと。奬勵し賞むること。くゑんじやう。著聞六「右舞人たるといへども、左舞を奏して勸賞をかうぶる」宋書良吏「以充勸賞」

くわん-しゃう〔觀賞〕 みてほむること。見て賞翫すること。

くわん-しゃう〔觀象〕 氣象を觀測すること。吳志虞翻「觀象雲物、察應寒溫」

くわん-しゃう〔寬敞〕 ひろびろしてあること。後漢書劉般「府寺寬敞、輿服光麗、伎巧畢給」

くわん-じゃう〔款狀〕(名) くわじやう(款狀)に同じ。太平記一、僧徒六波羅「山門・橫川の衆徒、款狀を捧げて禁庭に訴ふることあり」

くわん-じゃう〔管狀〕(名) 管又は筒の形をなし、中空にして上下ほぼ同大なるもの。筒狀。

くわん-じゃう〔環狀〕(名) わの如きさましたること。又、そのもの。

くわん-じゃう〔緩聲〕(名) ゆるやかなる聲。のどかなる調子。太平記卅八、神木入洛「講問の床の前には、鶯舌代はって緩聲の歌を唱ふ」

くわん-じゃう〔勸請〕 神佛の分靈を請じ來たりて祭ること。又、神佛の來降を請ふこと。保元法皇熊野御參詣「不思議の瑞相あり、權現を勸請し奉らばや」盛衰記廿四「神託に任せて勸請の爲めに、勅使・百官を宇佐宮に立てられたりければ」徒然草「比叡山に、大師勸請の起請文といふ事は」法華經「勸請世尊、轉於法輪」菩薩本行經「勸請如來說法」

ぐわん-じゃう〔願狀〕(名) 願意を記せる文書。新願の趣きを記せる手紙。若風俗「御病のためとて日參、願狀の箱」

くわん-しゃう-さつ〔官省札〕(名) 太政官札と民部省札と。

くわん-じゃう-し〔管城子〕(名) ふで(筆)の異稱。韓愈文毛穎傳「蒙將軍恬、南伐楚載穎而歸。始皇賜之湯沐、而封諸管城、號曰管城子」

くわんしゃう-しつ〔完晶質〕(名)【地】花崗岩の如く、全部結晶質の鑛物より成り、其の間に玻璃質を混ぜざる火成岩の稱。

くわんじゃう-すゐくわん〔環狀水管〕(名)【動】水管系の一部。食道をめぐりて環狀をなすもの。

くわんじゃう-せうくわ〔管狀小花〕(名)【植】植物學上の用語。頭狀花穗をなせる花の一にて、管狀の花冠を有するもの。

くわんしゃう-だい〔觀象臺〕(名) 觀象するための臺。天文臺。

くわんじゃう-なんこつ〔環狀軟骨〕(名)【醫】喉頭の最下部に位する指環狀の軟骨。上部は甲狀軟骨に接す。

くわんしゃう-ば〔勸商場〕(名) 京阪地方にて勸工場の稱。

くわんじゃう-ほうがふ〔冠狀縫合〕(名)【醫】前頭骨と顱頂骨との縫合。

くわん-しゃく〔官爵〕(名) 官と爵と。運步色葉「官爵」禮記仲尼燕居「閨門三族失其和、朝廷官爵失其序」韓非子孤憤「其可以功伐借者、以官爵貴之」

くわん-しゃく〔緩酌〕 ゆるゆると酒を酌むこと。

くわん-じゃく〔官爵〕(名) くわんしやく(官爵)に同じ。源少女「心のままなるくわんじやくにのぼりぬれば、時にしたがふ世の人の、したには鼻まじろぎをしつつ追從し」

くわんじゃ-しつ〔患者室〕(名) 病院などにて、一時患者を入れおく室。

くわん-しゅ〔卷首〕(名) 書物・卷物などの始めの部分。卷頭。

くわん-しゅ〔卷鬚〕(名)【植】まきひげ(卷鬚)に同じ。

くわん-しゅ〔管守〕 つかさどりまもること。保管して守護すること。又、其の人。

くわん-しゅ〔官守〕 官に在りて守るべき職分。やくめ。つとめ。職責。孟子公孫丑下「有官守者、不得其職則去」

くわん-しゅ〔觀取〕 見て知ること。見て眞相を察知すること。

くわん-じゅ〔卷數〕(名) 古へ願主の依賴にて讀誦したる經卷・陀羅尼などの名目・度數を記し、木の枝などにつけて送る文書。後に神官の中臣祓などにもいへ

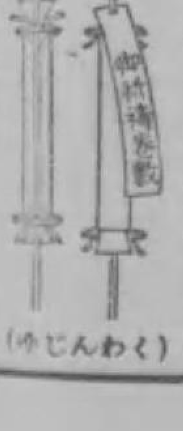
(ゆじんわく)

り。拾遺賀「天曆の帝四十になりおはしましけるとき、山階寺に金泥壽命經四十八卷を書き供養し奉る。御卷數鶴にくはせて、洲濱に立てたりけり」源浮舟「卷數もてきたるに書きつけて中略物の枝に結ひつけておきつ」盛衰記廿八、源氏追討使「白淨衣に立烏帽子著たる老翁六人、梅の楉に卷數附けて」

くわん-じゅ〔貫首〕(名) ㊀かしらだつ人。統領。內裏式中、新嘗會「來授貫首人」東鑑九、文治五年九月七日「十七萬騎之貫首」孝經注「顏回・閔子者、孔門三千人弟子貫首」㊁くらうどのとう(藏人頭)の異稱。殿上人の首座なるよりいふ。平家一、殿上闇討「貫首以下奇しみを成して」著聞卅「渡殿には、貫首に從ひたる藏人どもならび居て」㊂天台の座主の異稱。平家二、座主流「先座主宣ひけるは、昔こそ三千の衆徒の貫主たりしが」盛衰記四、白山神輿登山「寺官、依貫首の御下知、一山三院に披露しけれ共」太平記二、主上臨幸依非實事山門變々「さしもやんごとなき一山の貫首の位を捨てて」貫主。

くわん-じゅ〔貫珠〕(名) 緒に貫きたる珠。又、じゆず。

くわん-じゅ〔貫衆〕(名)【植】やぶそてつの異名。

ぐわん-しゅ〔願主〕(名) 願を立つる人。ねがひぬし。願人。榮華疑「劫石雖磷、願主之印不泐」千載離別「法會行ひける導師に越前國に罷りて、上ぼりなんとする時、彼の國の願主別れを惜しみけるに」

ぐわん-しゅ〔願酒〕 神佛に願掛けして酒を斷つこと。浮世床上「酒は明日っから願酒だ」

くわん-じゅく〔慣熟〕 慣れて熟練せること。

くわんしゅ-だいわう (名)【植】からだいわう(大黃)の異名。

くわん-しゅだん〔慣手段〕(名) くわんようしゅだん(慣用手段)に同じ。

くわんしゅ-ちふさう (名)【植】かぜくさ(知風草)の異名。

くわんじゅ-ぼく〔卷數木〕(名) 卷數(くわんじゆ)を附けたる木。今昔卅「卷數木の樣に削りたる木の、白く可咲氣なるが、二尺許りなるを」

くわん-しょ〔官署〕(名) ㊀官廳の事務所。商法第四百四十二條二項「利害關係人の營業所住所又は居所か知れさるときは拒絕證書を作るへき公證人又は執達吏は其地の官署又は公署に問合を爲すことを要す若し問合を爲すも營業所住所又は居所か知れさるときは其役場又は官署若くは公署に於て拒絕證書を作ることを得」㊁くわんちやう(官廳)に同じ。舊刑法第百七十七條「陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せさる時」魏志陶謙傳注「唯留常員吏、以供官署」宋史食貨志「定州諸山多銀鑛、鳳州山銅鑛復出、請置官署、掌其事」

くわん-しょ〔患所〕(名) 病また創痍のある場所。患部。

くわん-しょ〔關雎〕(名)〔くわんは關關の略にて、やはらげること。しよ(雎)は雎鳩(しよきう)の略にて、みさごの義〕詩經の故事より、夫婦の閒の和合して禮儀正しきさまにいふ語。娛歌加留多「夫婦は大倫也、關雎は樂んで淫せず」津國女夫池「優艷關雎の樂しみ」詩經周南「關關雎鳩、在河之州、窈窕淑女、君子好逑」

くわん-じょ〔灌所〕(名) ㊀手をすすぎ洗ふ所。㊁轉じて、厠の稱。閑所。

くわん-じょ〔還昇〕 げんじよう(還昇)を見よ。名目抄「還昇」

くわん-じょ〔寬恕〕 ㊀ゆるやかにして思ひやり深きこと。後漢書杜詩「以南朴寬恕爲政」㊁ゆるして問はざること。

くわん-じょ〔緩舒〕 ゆるやかなること。

ぐわん-しょ〔願書〕(名) 願意を記したる文書。榮華花山「法性寺の院源僧都御願書讀み」東鑑一、治承四年九月十一日「立新御願、重以可寄付彼神之由、有御願書」

ぐわん-しょ〔願所〕(名) 新願すべき神佛の靈地。太平記廿一、法勝寺塔炎上「かかる靈德不思議の御願所、片時に燒滅する事」

くわん-しょう〔換稱〕 ことなる名稱。よびかへの名。かへな。一稱。

くわん-じょう〔還昇〕 げんじよう(還昇)を見よ。

くわん-しょく〔官職〕(名) ㊀官制によりて定められたる事務を擔當する地位。簾中抄下「官職のこと」明治二十六年勅令第百九十八號「廢官廢廳若くは官名改定の際其の廢改に係る官職に在る者」㊁官吏の擔任する事務の範圍。左傳襄公卅一年「故能守其官職」㊂官と職と。官又は職。

くわん-しょく〔官食〕 官より食物を支給すること。又、其の食物。盛衰記十八、文覺「只官食ばかりにては慰みも有るまじ」

くわん-しん〔歡心〕 心によろこぶこと。孝經「故得人之歡心、以事其親」史記楚世家「奈何絕秦之驩心」

くわんしん を かふ 買歡心 人の機嫌を取る。氣に入るやうにす。

くわん-しん〔觀心〕 佛語。心性の妙理を觀ずること。砂石集序「觀心の釋をいはば、一切衆生の心中に佛性の寶を持てり」

くわん-しん〔關心〕 心にかかること。きがかり。

くわん-じん〔官人〕(名) くわんにん(官人)に同じ。保元「坐に列なる官人共」左傳襄公三年「府庫愼守、官人肅給」

くわん-じん〔完人〕(名) 完全にして、少しの缺點もなき人。完全なる人物。

くわん-じん〔勸進〕 ㊀勸むること。勸めまゐらすること。庭訓往來三月「御勸進之體、相叶本懷候者哉」論語集注「夫子正以此道勸進人」㊁勸化(くわんげ)すること。又、其の人。宇治拾遺廿「堂作らん料に、勸進し集めたる物どもを汝にたぶ」盛衰記十八、文覺高雄勸進「自力造營の事は爭か可叶なれば、知識奉加の勸進にて自他の利益を遍くせん」

くわん-じん〔寬仁〕 寬大にして慈愛心に富むこと。史記韓信「陛下寬仁、諸侯雖有畔亡、而復歸輒復故位號、不誅也」

くわんじん-さるがく〔勸進猿樂〕(名) 勸進(くわんじん)の爲めになす猿樂。糺河原勸進猿樂日記「多田須河原勸進申樂」

くわんじん-じゃう〔勸進狀〕(名) くわんけちやう(勸化帳)に同じ。

くわんじん-じょ〔勸進所〕(名) 勸進(くわんじん)の事務を扱ふ所。盛衰記卅四、法住寺城郭合戰「諸の佛像を築地の腹に掛け並べたり。乞食法師が勸進所かとぞ笑ひける」

くわんじん-ずまふ〔勸進相撲〕(名) ㊀勸進して金品を集むるために興行する相撲。相撲大全「山州于栗寺八幡宮再建に付き、正保二年六月下鴨會式の內、十日が間興行す。是れ京都勸進相撲の起りなり」大友家記「すまふ取下だりて、豐後府內に於いて勸進相撲を興行す」義殘後覺「名譽の相撲中略內野七本松にて勸進相撲を張行す」㊁木戶錢を取りて興行する相撲。あづま物語「てんま町を通り、ねぎ町に到りぬ中略あやつり・くわんじんずまふ中略限りもなくぞ見えにける」

くわんじん-ちゃう〔勸進帳〕(名) く

わんけちやう(勧化帳)に同じ。平家「此の寺を修造せんと思ふ大願發し、勧進帳を捧げて、十方檀那を勧めありく」著聞「凡そ勧進帳に入る所の人、三千二百八十二人」

くわんじん-のう 勧進能 (名) 一勧進(クワンジン)のために興行する能楽。後には能太夫が一世一代として催すものをいへり。松風村雨東帰(今晴乳)「勧進能の地謡ひに屈はれ」二見料を取りて見物せしむる能楽。北條五代記(四)「鎌田勝事「舞臺を建ておき、毎月廿日勧進能有りて諸人見物し」

くわんじん-はし 勧進橋 (名) その牧入を以て勧進の目的に用ふるため、橋銭を取りて渡す橋。東海道名所記「ここは渡しの舟あり。冬は勧進橋をかくる也」

くわんじん-びくに 勧進比丘尼 (名) 地獄・極楽の絵巻物などを携へて絵説きをなし、又、歌をうたひて、念佛を諸國に勧進せる比丘尼。江戸時代の中頃以後は一種の遊女に堕落せり。歌比丘尼。

くわんじん-びしゃく 勧進柄杓 (名) 勧進(クワンジン)の錫を受くる柄杓。五十念忌歌念佛「是れも熊野の修行かや、姉様のこれの、勧進柄杓の笑顔よしとて柳が招く」

くわんじん-ひじり 勧進聖 (名) 勧進してありく僧。紀河原勧進猿楽日記「勧進聖法印善盛」

くわんじん-ぶね 勧進船 (名) 大阪川口にて、歌比丘尼或ひは浄瑠璃・歌祭文などを語る者を乗せて、泊り船などを勧進する船。びくにぶね。

くわんじん-まひ 勧進舞 (名) 勧化のために催す舞。そぞろ物語「勧進舞・蜘蛛舞・獅子舞・相撲・浄瑠璃、色色様様の遊びしてぞ興じける」

くわんじん-もと 勧進元 (名) 勧進相撲などの興行元。又其の人。義残後覺「勧進相撲を興行す。勧進本の取手には立石・伏石中善寄には京邊・五畿内、扨は諸國より集まりて捕りけれども」

くわんしん-りう 貫心流 (名) 剣術の一流。元亀年間安藝國菊山城主宍戸司箭家後の創めたるもの。

くわんしん-りう 灌心流 (名) 柔道の一流。天明年中、大阪の人起倒流の達人神戸有鱗齋の創めたるもの。

くわんす (名) 【植】くわんざう(萱草)をいふ。肥前國唐津の方言。物類呼

くわんす 鑵子 (名) 一青銅・眞鍮等にて作り、湯を沸かす器。茶鐺。太平記廿六「九輪の寶形一つ下だして、鑵子に鎖させたりける」庭訓往來十月「湯瓶・鑵子」清波雜志「數人持二水鑵子一」二ちやがま(茶釜)をいふ。畿内・西國の方言。物類呼

くわんす 關 (自動四) かかはる。たづさはる。關係す。

くわんす 冠 (自動四) 一冠りす。「沐猴にして冠す」二元服す。大人になる。禮記「男子二十、冠而字」三頭にかぶる。頭上にのす。

くわんす 管 (他動四) 取り締まる。つかさどる。管轄す。保管す。

くわんす 巻數 (名) くわんじゅ(巻數)に同じ。

くわんす 貫首 貫主 (名) くわんじゅ(貫首)に同じ。

くわんす 觀 (他動四) 一心に想ひ浮かべて觀察す。勢語「あてなる女の尼になりて、世の中を思ひうん(くわん)じて」菜華玄義「心うき事と、身を觀じおぼすことわりにいみじ」二佛語。心中明らかに眞理を觀察す。和泉式部集「觀ず(かぞふ)れば昔の罪を知るからに、なほ目のまへに袖は濡れけり」延慶平家(二中)「自ら」乗圓頓の眞文を書寫し、閑かに生死無常の哀傷を觀じ給ひて」三觀念す。あきらむ。甲陽軍鑑「我れと我が身を觀じて、敵の云ふは尤もなりと合點するにより」

くわんす 頑子 (名) 頑固なる者。かたくなる者。無智の人。

ぐわんす 丸 (他動四) まろむ。丸薬を作る。

くわんすう 巻數 (名) まきのかず。册数。

くわんすおに 鑓子鬼 (名) 紋所の名。おに(鬼)を見よ。

くわんすずめ 鑷雀 (名) 紋所の名。くわん(鑷)を見よ。

くわんぜ 觀世 (名) くわんぜおん(觀世音)の略。大原問答清葉抄「草引き結ぶ庵の内、彌陀・觀世の像を懸け」

くわんせい 官制 (名) 官廳の組織及び權限等を定めた規則。又、官職に關する制度。大日本帝國憲法第十「行政各部の官制」晉書攷「尚書僕射裴秀議二官制一」

くわんせい 寛政 (名) 寛大の政。左傳(莊公廿二年)「幸若獲宥、及二於寛政一」

くわんせい 款誠 (名) 眞實の心。まこと。款曲。

くわんせい 喚聲 (名) よぶこゑ。

くわんせい 慣性 (名) 【理】物體は、外より力の作用を受けざれば、靜止せるものは永久靜止し、運動せるものは其の方向に等速運動をなすといふ性質。

くわんせい のていりつ 慣性定律 【理】物體の運動に就きて慣性あることを述べたる定律。

くわんせい 完成 完全に成就すること。

くわんせい 一完濟 くわんさい(完濟)に同じ。

くわんぜい 關稅 (名) 國境を出入又は通過する貨物に課する租稅。其の賦課の目的よりして財政關稅と保護關稅とに分かち、其の制定の方法よりして、國定關稅と協定關稅とに分かち、其の課稅物件の通過の方向よりして輸出稅・輸入稅及び通過稅に分かつ。各條を見よ。國境稅。關稅法「關稅」

ぐわんせい 元正 (名) 正月元旦。元日。唐書禮樂「皇帝元正、受二群臣朝賀一」

くわんぜい-うりかたもち 關稅賣方持 (名) 【商】外國貿易にて、商品の賣方が、其の關稅を負擔することを契約すること。

くわんぜい-かひかたもち 關稅買方持 (名) 【商】外國貿易にて、商品の買方が、其の關稅を負擔することを契約すること。

くわんぜい-けいさつ 關稅警察 (名) 【法】行政警察の一。關稅の徵收に伴ひて生ずる脫稅・密輸出入等の防止を目的として、船舶及び貨物の出入の自由を制限するもの。稅關監視部長及び稅關監視署が稅關長の指揮の下にこれを掌る。稅關官制第七「關稅警察及犯則處分に關する事務」

くわんせい-けん 官制權 (名) 【法】くわんせいたいけん(官制大權)に同じ。

くわんせい-しょくぶつ 管生植物 (名) 【植】植物學上の用語。花粉管を有する植物の總稱。すべての顯花植物は之に屬す。

くわんぜい-せいさく 關稅政策 (名) 關稅に關する政策。

くわんぜい-せんそう 關稅戰爭 (名) 【經】甲國が乙國より輸入する物品に重稅を課したる報復として、乙國が又甲國より輸入する物品に重稅を課すること。

くわんぜいそぐわん-しんさいいんくわい 關稅訴願審査委員會 (名) 關稅の賦課に關して、稅關長の處分に對する訴願を審査せしむるために設くる委員會。會長・委員を以て組織し、幹事・書記の職員を置く。關稅訴願審査委員會規則「關稅訴願審査委員會」

くわんぜい-たいけん 官制大權 (名) 【法】行政各部の官制を定むる天皇の大權。

くわんぜい-つうろ 關稅通路 (名) 【法】甲國より乙國へ輸入するため、內國を通過する貨物の運送につき、法令の特定したる通路。關稅法第三十「通過の爲輸入したる貨物の運送は關稅通路に由るへし」

くわんぜい-どうめい 關稅同盟 (名) 二箇以上の國家が、關稅制度の統一を計る目的にてなしたる同盟。

くわんぜい-めいめい 官姓名 (名) 官職と姓名と。

くわんぜい-れき 寛政暦 (名) 寛政九年江戸の人高橋至時・間重富等が、清暦によりて推歩・考訂し、其の翌年より採用せられたる暦。

くわんせう 環礁 (名) 【地】海中に孤立し、環狀をなして其の內に水を湛ふる珊瑚礁。普通珊瑚島と稱するもの是れなり。

くわんせう 歡笑 よろこび笑ふこと。

くわんぜおん 觀世音 (名) 〔梵語 Avalokiteśvara の譯〕佛語。世間の苦惱の音を觀じて、大慈悲を垂るといふ菩薩。千手觀音・如意輪觀音・馬頭觀音など種種の稱あり。觀自在。著聞三我れはこれ極樂世界の教主也。綴姫は我が左の脇の弟子觀世音也」新六帖五「くるくるもくれば昔の跡を知るからに、なほ目のまへに袖は濡れけり」延慶平家(二中)「自ら」乗圓頓の眞文を書寫し、閑かに生死無常の哀傷を觀じ給ひて」三觀念す。あきらむ。甲陽軍鑑「我れと我が身を觀じて、敵の云ふは尤もなりと合點するにより」

ぐわんす 頑子 (名) 頑固なる者。かたくなる者。無智の人。

ぐわんす 丸 (他動四) まろむ。丸薬を作る。

くわんすう 巻數 (名) まきのかず。册数。

くわんすおに 鑓子鬼 (名) 紋所の名。おに(鬼)を見よ。

くわんすずめ 鑷雀 (名) 紋所の名。くわん(鑷)を見よ。

くわんぜ 觀世 (名) くわんぜおん(觀世音)の略。大原問答清葉抄「草引き結ぶ庵の内、彌陀・觀世の像を懸け」

くわんせい 官制 (名) 官廳の組織及び權限等を定めた規則。又、官職に關する制度。大日本帝國憲法第十「行政各部の官制」晉書攷「尚書僕射裴秀議二官制一」

くわんせい 寛政 (名) 寛大の政。左傳(莊公廿二年)「幸若獲宥、及二於寛政一」

くわんせい 款誠 (名) 眞實の心。まこと。款曲。

くわんせい 喚聲 (名) よぶこゑ。

くわんせい 慣性 (名) 【理】物體は、外より力の作用を受けざれば、靜止せるものは永久靜止し、運動せるものは其の方向に等速運動をなすといふ性質。

くわんせい のていりつ 慣性定律 【理】物體の運動に就きて慣性あることを述べたる定律。

くわんせい 完成 完全に成就すること。

くわんせい 一款接 親切にもてなすこと。款待。

くわんぜつ 一冠絶 最もひいでたること。比ひなくすぐれたること。

くわんせつ-かんかく 關節感覺 (名) うんどうかんかく(運動感覺)に同じ。

くわんせつ-き 環節器 (名) 【動】動物學上の用語。環蟲類の排泄器。每環節一對を有す。彎曲せる管にして、一端は體腔內に開き、他端は外界に開口す。

くわんせつ-どうぶつ 環節動物 (名) 【動】くわんちゆうるゐ(環蟲類)の異名。

ぐわんぜなけ 頑是無氣 (副) ぐわんぜなきやう。

ぐわんぜなさ 頑是無 (名) ぐわんぜなきさま。

ぐわんぜなき 頑是無 (名) ぐわんぜなきこと。又、其の人。丹波與作「おとぎ小絲頑是なし。十二三なが手を擧へ」長町女腹切「まだ九つの頑是なし」

ぐわんぜなし 頑是無 (形二) 聞きわけなし。辨別なし。理解なし。槍權三「お捨は何の頑是なく」雙生隅田川「幼心に尤もと、何の頑是も情なや」

くわんせふ 關涉 立ち入りて他人の物事に關係すること。かかりあふこと。干涉。三國志魏志「博通書記、多二所一關涉一」

くわんせん-ぶ 觀世藪 (名) 燒灰の一種。切口に青き渦のあらはるるもの。

くわんせ-みづ 觀世水 (名) 〔觀世大夫の紋所なるよりいふ〕うづを卷きたる水の模樣。千紅萬紫「觀世水瀬川もかれてよし原も、やけ野が原に年ぞくれゆく」

くわんせつ 一環節 (名) 【動】動物の體軀が、同一形の環狀の節より成る部分。

くわんせつ 一官設 國家の設立にかかるもの。(私設の對)「官設鐵道」「官設保稅倉庫」

くわんせつ 關節 (名) 一骨と骨との連接。分かちて不動關節及び可動關節の二とす。二物と物との相接合する所。

くわんせつ 一關節 (名) 一【醫】骨と骨との連接。分かちて不動關節及び可動關節の二とす。二物と物との相接合する所。

くわんせつ 一環節 (名) 【動】動物の體軀が、同一形の環狀の節より成る部分。

くわんせつ 一官設 國家の設立にかかるもの。(私設の對)「官設鐵道」「官設

(つさぼんおぜんわく)

くわんぜおん-ほさつ 觀世音菩薩 (名) 佛語。菩薩としての觀世音。太平記十六「光明赫奕たる觀世音菩薩一尊飛び來たりましまして」法華經普門「觀世音菩薩、以二何因緣一名二觀世音一」中華若有無量百千萬億衆生、受二諸苦惱一、是聞二觀世音菩薩一、一心稱名觀世音菩薩一、即時觀二其音聲一皆得二解脫一」

くわんぜき 貫籍 (名) 戸籍。人別。

くわんぜき 鑛石 (名) 【化】蒸氣汽鑛の內部に凝著成生するもの。水中に含溶せる鑛物質(主に炭酸石灰・硫酸石灰)の析出せるものなり。

ぐわんせき 頑石 (名) いし(石)の異稱。

くわんぜ-こより 觀世小縒 (名) くわんぜんより(觀世縒)に同じ。若風俗「又次郎といへる男、くわんぜこよりを始めへ」賀古教信七墓廻「觀世小よりの觀世音」

くわんぜ-じざい 觀世自在 (名) 次條の略。

くわんぜじざい-ぼさつ 觀世自在菩薩 (名) くわんぜおんぼさつ(觀世音菩薩)に同じ。

くわんぜ-じゅ 觀世藪 (名) 燒灰の一種。切口に青き渦のあらはるるもの。

くわんぜ-すい 觀世水 (名) 〔觀世大夫の紋所なるよりいふ〕うづを卷きたる水の模樣。千紅萬紫「觀世水瀬川もかれてよし原も、やけ野が原に年ぞくれゆく」

くわんぜ-せつ 觀世節 (名) 【樂】謠曲の一流。元亀年間安藝國菊山城主宍戸司箭家後の創めたるもの。

くわんぜ-そくばい 觀世息梅 (名) 【植】梅の一品種。

くわんぜ-ぞめ 觀世染 (名) 染色の名。

くわんぜ-だいし 觀世大士 (名) 觀世音菩薩の尊稱。

くわんぜ-だけ 觀世竹 (名) 【植】竹の一品種。

くわんぜ-ちゃ 觀世茶 (名) 【植】茶の一品種。

くわんぜ-ちゃわん 觀世茶碗 (名) 觀世焼の茶碗。

くわんぜ-どり 觀世鳥 (名) 【動】鳥の一種。

くわんぜ-ぬひ 觀世縫 (名) 【服】衣服の縫ひ方の一。

くわんぜ-ぬひ 觀世縫 (名) 【服】衣服の縫ひ方の一。

くわんぜ-ばし 觀世橋 (名) 【建】江戸神田にある橋。

くわんぜ-ばし 觀世橋 (名) 【建】江戸神田にある橋。

くわんぜ-ぶし 觀世節 (名) 【樂】謠曲の一流。元亀年間安藝國菊山城主宍戸司箭家後の創めたるもの。

くわんぜ-ぼさつ 觀世菩薩 (名) 觀世音菩薩の略。

くわんぜ-まり 觀世毬 (名) 【植】毬の一品種。

くわんぜ-まり 觀世毬 (名) 【植】毬の一品種。

くわんぜ-むすめ 觀世娘 (名) 【植】毬の一品種。

くわんぜ-むすめ 觀世娘 (名) 【植】毬の一品種。

くわんぜ-もち 觀世餅 (名) 【植】餅の一品種。

くわんぜ-もち 觀世餅 (名) 【植】餅の一品種。

くわんぜ-よより 觀世縒 (名) くわんぜこより(觀世縒)に同じ。近代世事談「觀世縒り。文明のころ、觀世阿彌元三番の翁の烏帽子の緒に、紙縒りをあはせて用ひはじむといへり中略彼の家にては是れを合せ紙縒りといふなりとぞ」

くわんぜ-りう 觀世流 (名) 一能樂の一派。足利義滿の頃、能を創始せし觀阿彌及び世阿彌を祖とするもの。二能樂に用ふる太鼓の一流。觀世與左衛門を祖とするもの。三能樂に用ふる小鼓の一流。江戸時代の初め、觀世又次郎が宮增彌七に受けて創めたるもの。

くわんせん 官線 (名) 官有の鐵道又は電信線。(私線の對)

くわんせん 官船 (名) 官有の船舶。明治八年第九十八號布告「海軍官船を除くの外諸省府縣所轄の西洋形官船」

くわんせん 官錢 (名) 官府の錢。官金。運歩色葉「官錢クワンセン」

くわんせん 官選 官にてえらぶこと。又、そのもの。官の選擧。官の選任。

くわんせん 官撰 官にて編纂、又、撰定すること。

くわんせん 盥洗 たらひにてあらふこと。

くわんせん 灌洗 そそぎあらふこと。

くわんせん 貫穿 つらぬきうがつこと。つきとほすこと。

くわんせん 觀戰 一戰爭をみること。二交戰國の許可を得たる第三國の軍人などが、戰地にありて、其の戰爭の模樣をみること。

くわんぜん 官撰 官にて編纂、又、撰定すること。

くわんぜん 盥洗 たらひにてあらふこと。

くわんぜん 灌洗 そそぎあらふこと。

くわんぜん 貫穿 つらぬきうがつこと。つきとほすこと。

くわんぜん 觀戰 一戰爭をみること。二交戰國の許可を得たる第三國の軍人などが、戰地にありて、其の戰爭の模樣をみること。

くわんぜん 棺前 (名) 棺のまへ。靈前。「棺前にて燒香す」

くわんぜん 勸善 善事を勸むること。漢書賈誼「慶賞以勸善、刑罰以懲惡」

くわんぜんちょうあく 勸善懲惡 善事

をすすめ、惡事を懲らすこと。狂歌加留多ニ「勸善懲惡は國政の始めとかや」

くわん-ぜん 〜完全　まつたきこと。不足なきこと。かけたる所なきこと。左傳六年「牲牷肥腯」。杜注「牷純色完全也」

くわんぜん-むけつ 〜完全無缺　完全にして、少しもかくる所なきこと。

くわん-ぜん 〜完然　(副)　完全なるさまにいふ語。

くわん-ぜん 〜歡然　(副)　よろこぶさまにいふ語。

くわん-ぜん 〜煥然　(副)　光り輝くさまにいふ語。煥乎。

くわん-ぜん 〜渙然　(副)　解けたるさまにいふ語。杜預文「渙然冰釋」

ぐわん-ぜん 〜紈扇　(名)　白ねりの絹をはりたる扇。朗詠「紈扇拋來青黛斂」

ぐわん-ぜん 〜頑癬　(名)【醫】たむし(田蟲)に同じ。

くわん-ぜん-きげふ 〜完全企業　(名)【經】企業の一。一般の需要を豫想し、特別の註文を待たずして貨物を生產するもの。

くわん-ぜん-きよく 〜管船局　(名)　遞信省の一局。航路標識・航路・船舶・海員・水運及び保護海事會社の監督に關する事務を掌るもの。遞信省官制第六「管船局」

くわん-ぜん-くわ 〜完全花　(名)【植】りやうせいくわ(兩性花)の異名。植物學上の用語。

くわん-ぜん-じ 〜官宣旨　(名)　中古、太政官より、その被管の諸司又は寺社等に下だせる公文書。

くわん-ぜん-しへんけい 〜完全四邊形　(名)【數】四邊形ABCDの二組の對邊を延長して、E及びFに於いて交らしめて生ずる圖形。

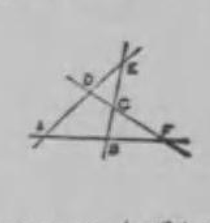

(くわんぜんしへんけい)

くわん-ぜん-すう 〜完全數　(名)【數】せいすう(整數)に同じ。

くわん-ぜん-ばうし 　(名)　頭巾の類。太絹にて作り、眞綿を入れたるもの。主に山家の人の所用。

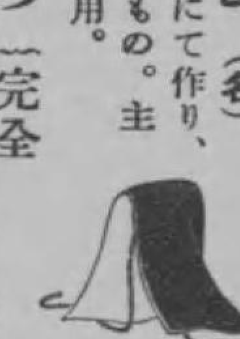

(しうばんぜんわく)

くわん-ぜん-ひれう 〜完全肥料　(名)　窒素・燐酸・加里を適當に混合したる肥料。

くわん-ぜん-へいはう 〜完全平方　(名)【數】或る數又は式を自乘したるもの。

くわん-ぜん-べんごにん 〜官選辯護人　(名)【法】きやうせいべんごにん(强制辯護人)に同じ。

くわん-ぜん-へんたい 〜完全變態　(名)【動】へんたい(變態)を見よ。

くわん-ぜん-より 觀世縒　(名)　紙を細長く切りて縒りたるもの。くわんぜより。くわんぜこより。

くわん-そ 〜官租　(名)　政府へ納むる租稅。

ぐわん-そ 〜元祖　(名)　㊀家系にて、最初に出でたる人。先祖。始祖。㊁物事を始めて創め出だしたる人。創業者。開基。開祖。鼻祖。大藏狂言「元祖日蓮上人の持たせられし珠數なれども」若風俗「若紫の縮子、これぞ野郎の元祖なるべし」

ぐわん-そ 〜紈素　(名)　白きねりぎぬ。

くわん-そう 〜官僧　(名)　朝廷に仕ふる僧。太平記「此の解脫房、彼の宮の御歸依淺からざれば、被召官僧[illegible]」

くわん-そう 〜盥漱　たらひとうがひ。手をあらひ、口をそそぐこと。禮記內則「雞初鳴、咸盥漱」莊子寓言「陽子居不答、至舍、進盥漱巾櫛、脫屨戶外、膝行而前」

くわん-そう 〜澣漱　手と足とを洗ふこと。禮記內則「手曰漱、足曰澣」

くわん-そく 〜管足　(名)【動】棘皮動物に有するもの。ひとで等の殼面に見ゆる柔軟なる管狀物にして、體の運動を營むに用ふ。其の內部は中空にして、體內の水管系に通ず。其の根部は伸縮自在の小囊によりて水液をこの中に送り、以てこれを伸張せしむ。

くわん-そく 〜觀測　觀察測量すること。

くわん-ぞく 〜官屬　(名)　配下の役人。部下の役人。左傳襄二十「使其什吏率其卒乘官屬以從於下軍」

くわん-ぞく 〜貫屬　(名)　戶籍のある土地。戶令「其注貫屬」明治三年十一月御沙汰「華族の輩總て地方貫屬被仰付」明治四年二月布告「先般華族元武家の輩東京住居被仰付に付ては總て可爲東京貫屬候條此旨相達候事」

ぐわん-そく 〜丸燭　(名)　油糟にはんの木の實などをまぜて、大指の大きさに長く押し、瓦などの上にわだかまらしてとぼすもの。武藏國忍邊にあり。

くわん-ぞく-がへ 〜貫屬換　(名)　貫屬を他の土地にうつしかふること。明治二十年十月宮內省達第五號「自今地方に就き產業に從事し或は家計を維持するの目的を以て各府縣並に北海道へ移住せんとするものは其事情を具し貫屬換願出つへし其目的至當と認むるものは聞屆くへし」

くわん-ぞく-けいざい 〜管屬經濟　(名)【經】貨物獲得の方法によりて區別せる經濟の一。家長又は酋長が、貨物を獨占して家族・親族又は部落に分配するもの。

くわん-そん 〜完存　完全に存在すること。

くわんそん-みんぴ 〜官尊民卑　(句)　官を尊しとし、人民を卑しとすること。

くわん-たい 〜冠帶　㊀冠と帶と。又、禮裝。禮記內則「冠帶垢、和灰請漱」史記酈生傳「弁冠帶之衆、以區區之越與天子抗衡、爲敵國」㊁冠をかぶり、帶を結ぶ禮儀ある風俗。又、その國。韓非子有度「荊軍破、兵四布於天下、威行於冠帶之國」

くわん-たい 〜緩帶　㊀ゆるく帶を結ぶこと。㊁とりしまりなき衣の著かた。

くわん-たい 〜緩怠　㊀おこたること。なほざりにすること。遲滯。保元物語「淸盛既に叔父を許す、何ぞ緩怠せしめん」庭訓往來八月「訴訟若有懈怠緩怠之儀者、御沙汰之煩也」謠曲「身に於いては全く緩怠あらざる趣き、起請文に書きあらはし」㊁とが。過失。手おち。過怠。傾城酒呑童子「今死ぬる人見舞に往つたとて、咎・緩怠になるならば」㊂ぶしつけ。不作法。失禮。不屆。甲陽軍鑑「穴山殿は信玄公御從弟、しかも總領筆にてましますが、緩怠ながら、さやうの御間を、他國の家中に聞きて笑ひ候はんずるなり」大藏狂言「被官には、ちとくわんたいにござらう」

くわん-たい 〜款待　親切にもてなすこと。手厚く待遇すること。

くわん-たい 〜款對　親切に應對すること。

くわん-たい 〜寬待　寬大に待遇すること。

くわん-だい 〜官代　(名)　古へ官職を願ふ代金。東海道名所記「座頭中將何とぞせめて四度の勾當までのぼりたく思ひ侍りけれども、官代は高天の原なれば、葛城山のよそにのみ見てやと申し歎し」

くわん-だい 〜貫代　(名)　こくだい(石

代)に同じ。

くわん-だい 〜寬大　人をあつかふことゆるやかなること。おほやうなること。史記高祖紀「獨沛公、素寬大長者」

くわん-だい-もの 緩怠者　(名)　緩怠なる人。不屆もの。最明寺殿百人上臈「供先はるは緩怠者」

くわん-たう 〜官稻　(名)　大寶令の制、田租の官に納まりたるもの。之を正稅・公廨・雜稻の三に分かちて處分す。各條を見よ。

くわん-たう 〜官當　(名)　中古、有位者の罪ありたる時、官位・勳等を以て之を贖はしめしこと。例へば、私罪を犯すときは、四品以上・三位以上・勳二等以上は各一官を以て徒三年に、四位・五位及び勳三等以下・六等以上は二年に當て、公罪を犯すときは、私罪に各一年を加ふる類。

くわん-だう 〜官道　(名)　官費にて設備又は修繕する道路。

くわん-だか 貫高　(名)　鎌倉幕府以來分錢によりて計りたる知行高。田園類說「鎌倉將軍家の末、京都將軍家の初めより田地に貫といふ事始まりて、知行・領地など直に此の貫高を用ひて、東國・西國・四國一統行はれし事なり。其の後關東にて永高といふ事始まりしが、世上にて此の貫高と一つ事と思ふは誤りなり」

くわん-たかのは 鐶鷹羽　(名)　紋所の名。

くわん-たく 〜官宅　(名)　くわんしや(官舍)に同じ。

くわん-たく 〜澣濯　浣濯。洗濯。あらひすすぐこと。

くわん-だく 〜歡諾　よろこびて承諾すること。

ぐわん-だて 願立　(名)　神佛に願をかくること。ぐわんがけ。立願。運步色葉「願立グワンダテ」生玉心中上「數萬人、心心の願立てに、神の御身さへ、もあいそもこじの」心中刃氷朔日「跡に寄ぬる願立てに、神や佛の捨て綱、延ばす命と知らばこそ」

くわん-だん 〜款段　(名)　あしき馬。駑馬。下學集上「款段馬也」

くわん-だん 〜款談　うちとけて話すこと。款語。

ぐわん-たん 〜元旦　(名)　正月元日のあさ。元日。梁三朝詩「四氣新元旦、萬壽初今朝」

くわん-ち 〜官地　(名)　官の所有地。官有地。明治三十年四月法律第四十六號森林法第三十「官地私木の森林」

くわん-ち 〜換地　(名)　交換する土地。かはりの土地。耕地整理法第三十「數筆の土地を分合して換地を交付する場合に於て既登記の土地に對する換地は各筆毎に之を割當つへし」

くわん-ぢ 〜官治　國家が官廳によりて直接に行政をなさしむること。(自治の對)明治三十年十月二十二日官治の標準「官治の標準」

くわん-ぢ-ぎやうせい 〜官治行政　(名)【法】行政の一。官廳によりて行はるるもの。

くわん-ぢく 〜卷軸　(名)　㊀文書・書畫などの卷物にしたるもの。盛衰記十九「諸經の說時不同にして、卷軸區區に分かれたれども、法華は八箇年に說きて八軸に調卷せり」㊁卷物・書物のをはりの軸に近き處。(卷頭の對)堀山姥「御經も早や卷軸の、時刻移れば」㊂卷中にて、秀逸なる詩歌又は俳諧などの稱。

くわん-ぢ-せい 〜官治制　(名)【法】官治行政の制度。(自治制の對)

くわん-ちつ 〜官秩　(名)　官の秩序。官等。

くわん-ちつ 〜卷秩　(名)　書籍の卷と秩と。又、卷數。

くわん-ちやう 〜官廳　(名)　㊀官吏を以て組織し、官制によりて範圍の定まりたる事務を取り扱ふ國家の機關。其の事務の性質によりて司法官廳と行政官廳とに分かち、其の管轄の區域によりて中央官廳と地方官廳とに分かち、其の組織する官吏の一人たると否とによりて單獨制官廳と合議制官廳とに分かつ。各條を見よ。大日本帝國憲法第十「行政官廳」㊁官吏の定まりて執務する所。役所。官衙。舊刑法第百三十七「兇徒多衆を嘯聚して官廳に喧鬧し官吏に强逼し」孔平仲詩「城上簫吹角、官廳已罷更」㊂太政大臣が其の事務を取り扱ふ所。太政官廳。盛衰記四「官廳にて大仁王會行はる」

くわん-ちやう 〜管廳　(名)　管轄權を有する官廳。明治八年四月布告第十五號「諸願伺屆等自今其管轄地の管廳へ可差出此旨布告候事但事柄に依り本管廳へ差出候儀は其便宜に任すへき事」明治五年六月太政官布告第二十八號銃砲取締規則「地方管廳」

くわん-ちやう 〜官長　(名)　㊀官吏の長。㊁太政官又は神祇官の長。類聚三代格一「仍須官長精敬射來、不得疎略」

くわん-ちやう 〜管長　(名)　神道又は佛敎にて、一宗派を管理する長。

くわん-ちやう 〜貫長　(名)　くわんじゆ(貫首)に同じ。盛衰記[illegible]「一山の貫長顯密の法燈に御座す上は、僧家の棟梁いみじけれども」

くわん-ちやう 〜貫頂　(名)　前條に同じ。太平記[illegible]「[illegible]天台の座主にておはしけるが、三千の貫頂の名を捨てて、ひたすら桑門の客と成らん」

くわん-ちやう 〜灌腸　肛門より直腸內へ液體を注入すること。藥液灌腸・滋養灌腸等あり。

くわん-ぢやう 〜灌頂　㊀佛語。眞言密敎にて、初めて受戒する時、又は修道の上進の時、香水を頂に灌ぐ儀式。榮華「東寺の灌頂に參らせ給ひて、道俗加持の香水をもて、法身の御頂に灌がると思しめす」砂石集「日本の習ひ、國王・大臣は灌頂し給ふ」[illegible]㊁音樂にて、祕曲を傳授すること。絲竹口傳「箏の灌頂と云ふは[illegible]」㊂墓に水をそそぐこと。

くわんぢやう-けぎやう 灌頂加行　灌頂の法式の準備として豫修する修行。

くわんぢやう-のごしよ 灌頂御所　昔、禁中にて、玉體の安穩を祈禱し、又、祕法を修行したる眞言の道場。

ぐわん-ぢやう 〜頑丈　がんじやう(岩乘)に同じ。

くわんちやう-き 〜灌腸器　(名)　灌腸に使用する器械。

くわんちゃう-ざい 〔灌腸劑〕 (名) 灌腸に用ふる藥劑。

くわんぢゃう-だう 〔灌頂堂〕 (名) 灌頂をする堂舍。海人藻芥「讃岐國中略誕生院中略兩壇の灌頂堂竝勸學院有レ之」

くわんぢゃう-だん 〔灌頂壇〕 (名) 灌頂を行ふために設けたる壇。盛衰記四十、扶輪寺「弘法大師に就きて灌頂壇に登りて、眞言の大法を傳受せり」

くわんちゃう-ち 〔官廳地〕 (名) 官署の所在地。明治七年太政官達第八十八號「東京府管下兵隊屯營を除くの外官廳地官用地構內に居住の者」

くわんちゃう-ぼき 〔官廳簿記〕 (名) 簿記の一。官廳の財產を計算・整理するもの。

くわん-ちゃく 〔還著〕 かへりて其の地位につくこと。平家六、嗄聲河原合戰「前右大將宗盛卿大納言に還著して、十月三日の日、內大臣に成り給ふ」

くわん-ちゅう 〔卷中〕 (名) まきのうち。書卷の中。

くわん-ちゅう 〔管中〕 (名) くだのなか。くだの內部。著聞六「窺中略管中に平蛛の有りけるが」

くわん-ちゅう 〔環中〕 (名) 樞(クルル)の心棒を承くる穴。莊子齊物論「樞始得二其環中一以應二無窮一」

くわん-ちゅう 〔寰中〕 (名) 畿內の中。太平記十三、中興「今天下一統に歸して、寰中無事と雖」

くわんちゅう-るゐ 〔環蟲類〕 (名)【動】蠕形動物分類上の綱名。體は圓筒形又は扁圓筒形にして、數多の環節より成り、毎環節に多くの體輪を有し、同樣の器官を同位置に具ふ。蚯蚓(ミミズ)・沙蠶(ゴカイ)・蛭(ヒル)の類。更にこれを分かちて、原始環蟲類・毛足類・蛭類の三種となす。環節動物。

くわん-ちゅう 〔灌注〕 そそぎかくること。

くわん-ぢょ 〔官女〕 (名) 禁中、又、將軍家などに奉仕する女。宮仕への女房。東鑑八、文治四年正月廿二日「御臺所官女、號二越後局一」砂石集七下「或る人の女房、鎌倉の官女にてありけり」太平記七、先帝船上臨幸「或る夜御前より官女を以て、御盃を被レ下たり」左傳僖公十七年「及二子圉西質一、妾爲二官女一」

くわん-ぢょ 〔丱女〕 (名) みづらに結へる童女。丱角の童女。太平記廿六、秦始皇「童男・丱女六千人を集め、龍頭鷁首の船に乘せて、蓬萊の島をぞ求めける」

ぐわん-ぢょ 〔願女〕 (名) 願をこむる女。願人たる女。曾我會稽山四「南海下界の龍神、二人の願女が一身の血を絞って雨となし、夫の大望、母の歎きを止め給へ」

くわん-ちょう 〔勸懲〕 くわんぜんちようあく(勸善懲惡)の略。くわんぜん(勸善)の條を見よ。禮記表記「以レ德報レ德、則民有レ所レ勸、以レ怨報レ怨、則民有レ所レ懲」漢書儒林傳序「聞三代之道、其勸レ善也顯二之朝廷一、其懲レ惡也加二之刑罰一」宋史選舉志「使二其身沒之後、是非較然、用爲二勸懲一」

くわんちょう-しゅぎ 〔勸懲主義〕 (名) 勸懲を目的とする主義。

くわん-つう 〔貫通〕 一 一方より他方へつらぬきとほすこと。つらぬきとほること。二 すぢみちの正しく通りて居ること。朱熹文中庸序「支分節解、脈絡貫通」三 萬事に通ずること。通達。天神記二「和漢の學に貫通し」

くわんつう-じゅうさう 〔貫通銃創〕 (名) 銃丸の、體を貫通したるきず。

くわんつう-せいどうき 〔貫通制動機〕 (名) 鐵道列車にて、機關車又は列車の何れよりも、列車の進行を制止し得る裝置。

くわん-づめ 〔罐詰〕 (名) 罐に食品をつめいれ、密封して永く保存に堪ふるやうにすること。又、其の食品。

くわん-てい 〔官廷〕 (名) くわんちゃう(官廳)に同じ。後漢書李通傳「爲レ人嚴毅、居レ家如二官廷一」

くわん-てい 〔官邸〕 (名) くわんしゃ(官舍)に同じ。後漢書「所在郡縣、爲設二官邸一、賞賜待二遇之一」

くわん-てい 〔官底〕 (名) 一 じんぎくわん(神祇官)の稱。類聚三代格一、貞觀十年六月廿八日太政官符「祭日諸社祝部等、理須下未レ祭之前會二集官底一、各請二幣帛一、依レ例供祭上」 二 だいじゃうぐわん(太政官)の稱。本朝文粹三「勘籍解文必二通進一官、其一通留二官底一、一通加二外點一、即下二式部官一」職原抄「撰階奏達署之時、被レ尋二問官底一」

くわん-てう 〔觀眺〕 ながめみること。眺望。

ぐわん-てう 〔元朝〕 (名) 元日のあさ。元旦。大藏流狂言鍋八撥「大晦日境に持って參り、元朝の御祝に捧げまするが」

くわん-てつ 〔官鐵〕 (名) 官有の鐵道。

くわん-てつ 〔貫徹〕 趣意の徹底すること。終始つらぬき通すこと。魏文帝賦「信貫徹之通靈」金史完顏宗雄傳「幸不二貫徹一、得レ不レ成レ禍」

くわん-てふ 〔官牒〕 (名) だいじゃうくわんてふ(太政官牒)の略。

くわん-てん 〔寛典〕 (名) 寛大なる恩典。寛大なる處置。

くわん-でん 〔官田〕 (名) 古へ供御及び宮中の用度に充つるため、畿內五箇國中に特定したる不輸租田。田令「凡畿內置二官田一、大和・攝津各卅町、河內・山背各廿町、毎二二町一配二牛一頭一、其牛令二一戶養二一頭一」

くわんてん-きち 〔歡天喜地〕 (句) 〔天地に向かひてよろこぶ義〕 非常によろこぶこと。

くわん-と 〔官途〕 (名) 一 官吏の職務又は地位。朗詠「官途自レ此心長別」平治物語信賴信西不快「官途のみにあらず、俸祿もなほ心の儘なり」 二 仕官のみち。役所むき。仕途。 三 鎌倉時代、受領に對して京官の稱。東鑑十六、正治三年九月廿五日「山城三郎行村等、日來所レ望官途事、仍所レ被レ舉二中務負尉一也」

くわん-と 〔環堵〕 (名) 一 まはりのかき。 二 かこひの宅。やしきうち。莊子讓王「吾聞、至人尸二居環堵之室一、而百姓猖狂不レ知レ所二如往一」

ぐわん-ど 〔願土〕 (名) 佛語。往生を願ふ土地。即ち、極樂淨土。高僧和讃「願土に入れば速かに無上涅槃を證してぞ」

くわん-とう 〔官等〕 (名) 官の等級。官位。官階。高等官官等俸給令「官等及敍任」

くわん-とう 〔卷頭〕 (名) 一 卷物又は書物などのはじめの稱。卷首。(卷軸の對) 雪女五枚羽子板文作「百人一首の卷頭、天智天皇」 二 すべて物の始めの稱。門出八島二「能登殿の大矢を某試み仕り、閻魔の廳の卷頭に訴へん」 三 其の卷中の、最も秀逸なる詩歌・俳諧など。

くわん-とう 〔關東〕 (名) 一 古昔、近江國逢坂山の關所より東方の諸國の總稱。後世は箱根山より東方に位する相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・上野・下野の八箇國の特稱。あづま。坂東。東鑑十七、建仁三年八月廿七日「以二關東二十八箇國地頭幷總守護職一、被レ充二御長子一幡君一」延慶本平家五末「坂東太郎とて、關東第一の大河也」 二 鎌倉幕府。貞永式目「一、國司・領家成敗、不レ及二關東御口入一事」東鑑目錄「關東將軍次第」同二、治承五年正月廿一日「彼山依レ奉レ祈二關東繁榮一、爲レ亡二平氏方人一、有二此企一」 三 支那の遼東半島の一部。即ち、關東都督の管轄區域の總稱。關東洲。

(諺)關東の食ひ倒れ 關東の人の、食物に贅澤なること。

くわん-とう 〔款冬〕 (名)【植】菊科、款冬屬の多年生草本。根莖を有す。葉は根生、殆ど圓形又は廣卵狀腎臟形、齒牙及び缺刻を有し、上面平滑、裏面白毛を密生す。花莖は高さ一尺餘りに達し、頂上に一箇の頭狀花序を著け、春季、黃色の花を開く。歐洲原產の雜草なり。謠曲雲雀山「款冬誤って暮春の風に綻び」

くわん-どう (名) くわんと(官途)の訛り。

くわん-どう 〔丱童〕 (名) みづらに結ひたる童子。丱角の童子。盛衰記十二、高倉宮「金のとびらを押し開き、玉簾を卷き上げて、丱童一人出現し」

くわんとう-くばう 〔關東公方〕 (名) 次條の僭稱。

くわんとう-くわんりゃう 〔關東管領〕 (名) 室町時代の職名。關東の事を總管するもの。下に政所・評定衆・引付・問注所・侍所以下の職を置く。後、京都の室町幕府に擬して關東公方と稱するに至り、其の下なる執事を關東管領と稱するに至れり。

くわんとう-くわんれい 〔關東管領〕 (名) 前條に同じ。

くわんとう-ぐんだい 〔關東郡代〕 (名) 江戶時代の職名。關東にある幕府の領地を支配するもの。伊奈氏の世職とす。

くわんとう-ざいかたがかり 〔關東在方係〕 (名) 慶應三年江戶幕府の創置して、安房・上總・下總・常陸の開墾・牧場等の事を掌らしめし職名。

くわんとう-しう 〔關東洲〕 (名) くわんとう(關東)三に同じ。

くわんとう-しゃうぐん 〔關東將軍〕 (名) くわんとうくばう(關東公方)に同じ。

くわんとう-しゅう 〔關東衆〕 (名) 關東の人人。

くわんとう-そ 〔關東麻〕 (名) 關東に產する麻。堀河波鼓中「關東そとて名物の眞苧」

くわんとう-だち 〔關東立〕 (名) 馬など、關東にてそだちたること。又、そのもの。大磯虎稚物語御曹司「聞こゆる駿馬の數、北國立ち・關東立ち」

くわんとう-ととく 〔關東都督〕 (名) 關東洲を管轄し、南滿洲に於ける鐵道線路の保護・取締、及び南滿洲鐵道會社の業務監督を掌り、部下軍隊を統率し、外務大臣の監督を受けて、諸般の政務を統理する親任官。陸軍大將又は陸軍中將を以てこれに充つ。關東都督府官制「關東都督」

くわんとう-ととくふ 〔關東都督府〕 (名) 關東都督が、其の事務を取り扱ふ所。都督官房・民政部及び陸軍部を設け、民政長官・外事總長・警視總長・參事官・事務官・祕書官・技師・警視・錄課官・屬・警部・錄課生・技手及び巡査の職員を置く。關東都督府官制「關東都督府」

くわんとうととくふ-かうとうはふゐん 〔關東都督府高等法院〕 (名) 關東都督府法院の一。關東都督府地方法院又は關東都督府民政署長の裁判に對する上訴審をなす合議制の裁判所。明治四十一年法律第五十二號第四條「滿洲に於ける領事官の爲したる裁判及前條に依り關東都督府地方法院の爲したる裁判に對する上訴は終審として關東都督府高等法院之を管轄す」

くわんとうととくふ-こもん 〔關東都督府顧問〕 (名) 關東都督府の所管に屬する行政事務に關し、關東都督の諮詢に應じて意見を開陳する官職。外務大臣の奏請により、內閣これを命ず。

くわんとうととくふ-ちはうはふゐん 〔關東都督府地方法院〕 (名) 關東都督府法院の一。關東都督府民政署長の管轄に屬せざる民事・刑事の始審の裁判をなす、單獨制の裁判所。明治四十一年法律第五十二號第三條「滿洲に於ける領事官の豫審を爲したる重罪の公判は關東都督府地方法院之を管轄す」

くわんとうととくふ-はふゐん 〔關東都督府法院〕 (名) 特別司法裁判所の一。關東都督に直屬し、民事・刑事の裁判を掌る所。地方法院と高等法院とに分かつ。各條を見よ。關東洲裁判令「關東都督府法院」

くわんとうととくふ-れい 〔關東都督府令〕 (名) 關東都督が其の職權又は特別の委任によりて發する行政命令。この命令には禁錮一年以下又は罰金二百圓以內の罰則を附するを得べく、また安寧・秩序を保持するため臨時緊急を要する場合には、この制限を超ゆる罰則を附したる命令をも發することを得。都督府令。

くわんとう-はっしう 〔關東八州〕 (名) 箱根山より東方に位する、相模・武藏・安房・上總・下總・常陸・上野・下野の八箇國の總稱。關八州。關東。

くわんとう-ぶし 〔關東武士〕 (名) 關東生れの武士。曾我扇八景上「關東武士の歷歷にも、下馬をさせたる家筋の」

くわんとう-べい (名) 關東の人を嘲りいふ語。關東の人の、べいといふ語を多く用ふるよりいふ。浮世風呂四「へへ、關東べいが」

くわんとう-べいこく-みくみ-どひや 〔關東米穀三組問屋〕 (名) 江戶時代江戶の米商の一。關東八箇國及び海上廻りの奧州米を引き受けて取り扱ひし日本橋の堀江町・小網町・小舟町の三組の問屋。

くわんとう-まはし 〔關東廻〕 (名) 商品などを關東へ廻送すること。壽門松上「關東廻しの商なひの筋道は、我れ等が家」

くわん-とく 〔棺櫝〕 (名) ひつぎ。

くわんと-すゐきょじゃう 〔官途吹擧狀〕 (名) 武家時代、幕府より武士のために、官爵の敍任を朝廷に奏請せる吹擧狀。

くわんど-なり (名) 官位を望みて、其の事の成れるを祝ふことなるべし。狂言鍋八撥「都に小父を持ってござるが、此の間くわんどなりをするほどに鯉を呉れえというて狀をおこされてござる」

くわんと-ぶぎゃう 〔官途奉行〕 (名) 武家時代、御家人輩の官爵・敍任などを承り沙汰する事を掌りし職名。

ぐわん-どん 〔頑鈍〕 おろかにしてかたくななること。頑固にして愚鈍なること。史記陳平世家「能饒レ人以二爵邑一、士之頑鈍、嗜レ利無レ恥者亦多歸レ漢」

くわんとん-きぬ 〔廣東絹〕 (名) 次條に同じ。

くわんとん-じま 〔廣東縞〕 (名) 支那の廣東地方より產出する一種の縞織の絹布。廣緞。

くわんとん-ぢん 〔廣東沈〕 (名) 支那の廣東より渡來の沈香の木。室町千疊敷四「廣東沈の違棚」

くわんとん-ぶね 〔廣東船〕 (名) 支那國、廣東邊の船の稱。

くわんとん-やき 廣東燒 (名) 支那の廣東より產出する磁器。
くわん-ない 〜管內 (名) 管轄の區域內。(管外の對) 地方官官制第七條「管內一般又は其の一部」
くわん-なふ 〜完納 殘らず納附せること。
くわん-なふ 〜還納 一旦受けたるものをかへし納むること。
くわん-なん 〜患難 (名) なんぎ。うれひ。艱難。戰國策燕「然則韓可ₔ以免ₒ於患難ₒ而待ₒ事之變ₒ」 漢書晁錯「盡ₒ心力ₒ不ₔ敢矜ₒ遭ₒ患難ₒ不ₔ避ₔ死」 後漢書王允「卓既殲滅、自謂無ₒ復患難ₒ」
くわん-に-あられ 窠霰 (名) 霰地に窠の模樣。若年の人の表袴(ウヘノハカマ)などに用ふ。桃花蘂葉「從ₒ中少將ₒ至ₒ大臣大將ₒ若年時、白縮線綾用ₒ窠霰浮文ₒ」 名目抄「窠霰(クワンニアラレ)」

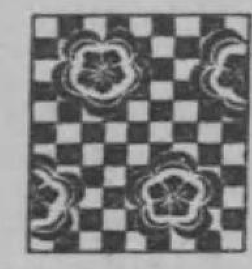
(くわんにあられ)

ぐわん-にち 〜元日 (名) ぐわんじつ(元日)に同じ。土佐日記「元日、なほ同じ泊りなり」 榮華日蔭「はかなく暮れぬれば、ついたちには元日の朝拜より始め、さまざまにめでたし」
ぐわんにち の せちゑ 元日節會 ぐわんじつのせちゑ(元日節會)に同じ。ぐわんじつ(元日)の條を見よ。
ぐわんにち-さう 〜元日草 (名) 【植】ふくじゆさう(側金盞花)の異名。
くわん-にゆう 〜貫乳 (名) 陶磁器の釉(ウワグスリ)の面に、割目の如き細かき模樣のあらはれたるもの。乳(ニュウ)。火入。
くわん-によ 〜官女 (名) くわんぢよ(官女)に同じ。

くわん-によ 〜卯女 (名) わかき女。童女。宇津保初秋「蓬萊の山へ不死藥取りに至らんことは、どうなん・くわん女だに、その使に立ちて、舟の中にて老い」 盛衰記廿八、竹生島詣「昔、秦皇・漢武の不死の藥を採らんとて、方士を使ひ遣して蓬萊を求めしに中略童男・卯女は徒らに舟の中にや老いにけん」
くわん-にん 〜官人 (名) 一官吏。役人。曾我六、ぶつしや乃園の雨「官人に仰せつけて島に捨てけり」 謠天鼓「いづくか王地ならねば、官人を以て探し出だし」 御伽草子梵天國「天女と童子十六人中略ゆゆしきくわんにん一人天くだり」 二主典以上の諸官の總稱。令義解選敍令「凡官人至ₔ任若無ₒ印文ₒ者、不ₔ得ₒ受代ₒ謂此爲ₒ主典以上ₒ也、文其雜任亦准ₔ此」 三近衞將監以下及び院司の廳官などの總稱。源氏若菜上「左のつかさにいとよしある官人多かるころなり、少少の殿上人に劣るまじ」 同若菜上「左右の馬のつかさ、六衞府の官人」
くわん-にん 〜還任 再びもとの官職に還り任ぜらるること。千載和歌集「大納言にも還任し侍りけるとなん」
くわん-にん 〜寬仁 くわんじん(寬仁)に同じ。
ぐわん-にん 〜願人 (名) 一請願又は訴願せる人。願書に署名したる人。願主。二願を掛けたる當人。三次條の略。蜻丸四「早廣怒って、これ願人め」
ぐわんにん-ばう 〜願人坊 (名) 次條の略。
ぐわんにん-ばうず 〜願人坊主 (名) 一江戶時代、東叡山の支配に屬し、度牒に缺員あるを待ち僧籍に入らんことを願ひ居たる乞食僧。人に代はりて願掛けの修行・水垢離などをなす。嬉遊笑覽十「萬治元年戊戌八月十五日町宅之出家・山伏・願人坊主名前、帳面に仕立て、町年寄へ可₌

差ₒ出之ₒ」 二轉じて乞食の僧。又は頭髮の蓬蓬とはえたる僧の稱。
くわん-ぬき 閂 (名) 一くわんのき(貫木)の訛り。狂言朝比奈「くわんぬき・扉押しおとし」 御伽草子酒顚童子「同じ扉に鐵の太きくわんぬきさし立てて」 二次條の略。用捨箱「無反りの刀最も長きを、くわんぬきにさしこらし」 三船の名所。十二船梁(フナバリ)の一。四相撲の四十八手の一。敵の諸差(モロザシ)の腕を上より抱きしめて、しぼり上ぐること。
くわんぬき-ざし 閂差 (名) 貫の木の如く、物を水平にかまへたる狀態。平家女護島二「金鍔・かいらぎ、くわんぬきざして」
くわんぬき-どめ 閂止 (名) 裁縫の語。絲を一二本渡しおき、其の絲を絡(カラ)ぐるやうにすること。卽ち、袖附の止め又は袴の相引の止めなど綻び易きを止むるしかた。
くわんぬ-し 〜官奴司 (名) みやつこのつかさ(官奴司)に同じ。
くわんぬ-の-つかさ 官奴司 (名) 前條に同じ。職員令「官奴司。正一人掌ₒ官戶奴婢名籍及口分田事ₒ」
くわん-ねん 〜觀念 一佛語。觀じて念ふこと。目を閉ぢ、氣を鎭め、心に想ひ浮かべて悟ること。默して心中に念ずること。著聞二「法服を著して香爐を捧げて庭中に立ちて、深くくわんねんの時」 續千載釋教「觀念の心し澄めば山風も、常樂我淨とこそきこゆれ」 方丈記「谷しげけれど西ははれたり、觀念のたよりなきにしもあらず」 二あきらめ。覺悟。狂言宗論「燒鹽一朶で下ださるる、かの無常の朶が滿ち滿ちてあると思うて、心にくわんねんして下ださるを以て」 重井筒中「末賴みない契りなれば、是れ限り是れ限りと、

逢ふ度每の觀念」 三【哲】意識の中に把住する寫象。現在の刺激なしに起こる想像・概念などの類。
くゎんねん しゅぎゃう 〜觀念修行 佛語。佛果を得るために、禪定・智慧の觀念と、布施・持戒・忍辱・精進の修行とをなすこと。觀行。
くゎんねん ぢゃうざ 〜觀念定坐 佛語。觀念をなすため靜坐すること。太平記十二、文觀僧正事「既に三密瑜伽の道場に入り給ひし無ₒ甲斐ₒ只利欲・名聞にのみ趣きて、更に觀念定坐の勸めを忘れたるに似たり」
くゎんねん の まなこ 觀念眼 觀念は智慧の明瞭なるに依りて得るものなるを以て、智慧を眼に譬へていふ語。謠葛城天狗「我が觀念の眼の前には、三密の月すみやかにして、寥寥と冇る折節に」
ぐわん-ねん 〜元年 (名) 一古へ帝王の卽位ありし年。書經伊訓「太甲元年、伊尹作ₒ伊訓・肆命・徂后ₒ」 二年號の改まりたる最初の年。
くわんねん-ごま 觀念獨樂 (名) よく廻はりてすわれるさま、觀念定坐せるかの如く見ゆる獨樂。松風村雨束帶鑑雷獨樂「しやんとすわって音たてず、ゆるぎもせぬは釋教の觀念獨樂や坐禪獨樂」
くわんねん-しゅぎ 〜觀念主義 (名) いんしやうしゅぎ(印象主義)に同じ。
くわんねん-ろん 〜觀念論 (名) 【哲】吾人の認識は事物の眞相を示すものにあらずして、只主觀的觀察たるに止まり、吾人の認識する世界は單に吾人の觀念に外ならずとの說。(實在論の對)
くわん-のう 〜官能 (名) 動物の器官のはたらき。
くわん-のう 〜勸農 農業を獎勵すること。盛衰記三、鹿谷酒宴「天下の早魃を歎き、

勸農の廢退を憂へて」 史記文帝「勸農之道未ₔ備、其除ₒ租稅ₒ」
くわんのう-てう 〜勸農鳥 (名) 【動】ほととぎす(子規)の異名。此の鳥、農業を促さん爲め、四五月頃來たり、田を作らば早く作れ、時過ぎぬれば實のらずと鳴くとの俗諺より出づ。
くわん-の-き 貫木 關木 門 (名) 門戶などを鎖しかたむるため、左右に金屬の鈲を打ちつけ、其の中にさしいるる橫木。くわんぬき。和名十「關木。說文云、關字亦作ₔ閞、俗云貫乃木以ₒ橫木ₒ持ₔ門曰ₔ關、所ₒ以閉ₒ也」 宇治拾遺五「門の關の木をはづして、とびら片つまを人一人入るほどあけたり」
くわんのき-がらみ 貫木搦 (名) 船具。門(カンヌキ)三をくくる繩。
くわん-の-そう 官奏 (名) 一太政官より天皇に奏聞すること。盛衰記十三、殿下乘合「如何なる驗有りてか可ₔ經ₒ官奏ₒ」 二每月朔日、太政官より政治を奏する儀。禁祕抄下「官奏御裝束、卷ₒ御座間廂御簾ₒ」 三太政官にて、諸國の田の損亡したる所所を目錄にして、其の地の租稅の三分の二を減ぜんことを奏請する儀式。
くわん-の-ちやう 官廳 (名) だいじやうくわんちやう(太政官廳)に同じ。中務內侍日記「南殿へならせ給ふ。御輿にめされぬれば、くわんのちやうへいそぎ勾當も參る」 太平記廿七、雲景未來記「天龍寺一見中略官の廳の邊より」
くわん-の-つかさ 官司 (名) 太政官。また太政官の三局の稱。枕七「二月、くわんのつかさに、からぢやうといふ事するは、何事にかあらん。しやくでんもいかならん」 今昔廿「官の司に朝廳と云ふ事行ひけり」
くわん-の-まつりごと 官政 (名) 太

政官の外記廳の政。西宮記七、七月官政「一日有ₒ官政ₒ此日上官著ₒ官結政ₒ」
くわん-ば 〜官馬 (名) 官有の馬。明治二十三年勅令第百十八號「乘馬本分の將校へは會計法第二十四條に規定する競爭の方法を用ひず官馬を拂下ることを得」
くわん-ぱい 〜勸盃 けんぱい(勸盃)に同じ。著聞十「饗を据ゑて勸盃(クワンパイ)有り」 同四十「頭中將忠宗朝臣ぞ勸盃(クワンパイ)せられける」
くわん-ばい 〜觀梅 梅花を見物すること。うめみ。看梅。探梅。
くわん-ぱう 〜官報 (名) 一詔勅・法令の公布、敍任・敍勳・辭令・行幸・行啓其の他國家重要の事項を報告するため、內閣印刷局にて編輯・印刷して、日曜日・大祭日等の外、日日刊行する文書。明治十六年太政官達第二十二號「官報」 二電報の一。官廳及び地方自治體の公信並びに外國の首長・皇族・大臣・陸海軍將帥・公使・領事より發するもの、及び國庫金の取扱ひに關して金庫より發するか、又は戰時事變に際して、日本赤十字社より、又、軍事輸送の爲め、政府の使用に供する船舶・鐵道の所有者より發する電報にて、遞信大臣の承認を經たるもの。電報規則第二條「官報」
くわん-ばう 〜官房 (名) 各省及び各府・縣・道廳・警視廳等にて、其の長官に直屬して、特別の事務を取り扱ふ一部局。「大臣官房」「總監官房」「知事官房」「長官官房」
くわん-ばう 〜官帽 (名) 官吏の制帽。
くわん-ばう 〜關防 (名) 一關所を國境又は要處に置きて敵などを防ぐこと。せきしよ。西域記「于闐以爲ₒ東境之關防ₒ也」 二書畫を書き、其の右肩に押す印影。

くゎんばう の いん 關防印 前條二に同じ。
くわん-ばう 〜觀望 一ながめのぞむこと。眺望。民法第二百三十五條「他人の宅地を觀望すへき窗又は椽側」 二形勢をみること。史記項羽「名爲ₔ救ₔ趙、實持ₒ兩端ₒ以觀望」
ぐわん-ばう 〜願望 ねがひのぞむこと。又、其のねがひ。ぐわんまう。希望。
くわんばう-がく 〜官房學 (名) 官吏に必要なる學問。殊に歲入の增加を目的とする財政學。西曆十八世紀の初め獨逸の各大學校にて、一學科として盛んに講究せられたるもの。
くわんばう-たうたつにつすう 〜官報到達日數 (名) 【法】官報が各府縣廳に到達するに要すべき日數として、明治十六年五月二十六日第十四號布達の定めたる日數。官報にて公布したる法律は明治三十一年七月十六日まで、又、命令は明治四十年二月二日まで、此の日數の滿了後七日を以て其の施行期限となせり。明治十六年五月第十四號「官報到達日數」 明治十九年二月勅令第一號公文式第十二條「凡そ法律命令は官報を布告し官報各府縣廳到達日數の後七日を以て施行の期限とす但官報到達日數は明治十六年五月二十六日第十四號布達に依る」 同第十一條「天災時變に依り官報到達日數內に到達せさるときは其到達の翌日より起算す」
くわんばう-ちえきけん 〜觀望地役權 (名) 【法】地役權の一。要役地の觀望を妨害すべき一切の行爲をなさざる義務を、承役地の權利者に負はしむるもの。
くわんぱう-はんばいしょ 〜官報販賣所 (名) 官報を各官廳以外の購求者に販賣する所。印刷局は必要と認むる地方

に限りて、其の設置を許可す。明治三十二年閣令第二號「官報販賣所」
くわん-ぱく 〜歡伯 (名) さけ(酒)の異名。下學集下「歡伯クワンパク酒異名也云」
くわん-ぱく 〜關白 次條に同じ。
くわん-ぱく 〜關白 一萬機の政を巨細となく皆あづかりまうすこと。政事要略卅、阿衡事「詔三藤原太政大臣ₒ其萬機巨細、百官總ₔ己、皆關ₒ白於太政大臣ₒ然後奏下、一如ₒ舊事ₒ」 漢書霍光「萬機巨細皆關ₒ白之ₒ」 二古昔、天皇を輔佐せし最高位の大臣。光孝天皇の時、藤原基經に、一切の奏文を、御覽に供する前に、先づ關白せしめしより起こりて、後職名となりしもの。枕二「今の關白殿の」 榮華月宴「忠平の大臣ぞ、關白太政大臣までなり給ひて」 官職難義「天皇御成人の時輔佐し申さるるを關白と申すなり」
くわんぱく-け 〜關白家 (名) 關白のいへ。又、關白。年中行事祕抄正月「關白家拜禮事」
くわん-ぱつ 〜煥發 詔勅など、あきらかに天下に發布せられたること。「大詔煥發」 廣川書跋「共神明煥發、正在ₒ筆畫外ₒ」
くわん-ぱふ 〜觀法 (名) 人相をみる法。
ぐわん-ばる 〜頑張 (自動四) がんばる(我張)に同じ。
くわん-ぱん 〜官版 (名) 官府の出版。又は其の出版せる書物。又、官有の版。
くわん-ぴ 〜官費 (名) 國庫より支出する費用。官府にて要する費用。明治七年內務省達乙第二十二號「祭祀並修繕共一切官費支給可ₔ致旨被ₒ仰出ₒ候」 漢書貢禹「三工官、官費五千萬」 宋史河渠志「毀ₒ龍舟新興茱萸三堰ₒ鑿ₒ近堰漕路ₒ以均ₒ水勢ₒ歲省ₒ官費數十萬ₒ」
くわん-び 〜卷尾 (名) 卷物又は書物

などのをはり。（巻首の對）

くわん-び 完備 完全にそなはること。完全に備へたること。唐書李光弼「從容完備、卒難レ圖也」 歐陽修文「首尾完備、可レ見二當時之制一也」

くわん-ひしがた 鐶菱形 （名） 紋所の名。

くわんぴ-せい 官費生 （名） 官費にて修學する生徒。（自費生・公費生の對）

くわんぴ-せいと 官費生徒 （名） 前條に同じ。（自費生徒・公費生徒の對）

くわんぴ-ふくえき 官費服役 （名） 陸軍一年志願兵にて、其の費用を自辨し能はざる者に、糧食費以外の費用を官給して服役せしむること。明治三十五年廢せられたり。明治二十六年七月勅令第七十三號陸軍一年志願兵條例第六條「官費服役を許すへき一年志願兵の定員は毎年陸軍大臣之を定む」 陸軍一年志願兵條例附則「本令施行の際官費服役を許可したる者は其の服役の費用に關しては從前の規定に依る」

くわんぴふくえき-しょうしょ 官費服役證書 （名） 官費服役を許可したるものに交付せし證書。明治二十六年七月勅令第七十三號陸軍一年志願兵條例第十四條第三項「第四條に當る者は認定證書の外別に官費服役證書を付與すへし」

くわんぴやう-せん 寛平錢 （名） くわんぴやうたいはうせん（寛平大寶錢）の略。

くわんぴやう-たいはう 寛平大寶 （名） 次條の略。拾芥抄下末「寛平大寶寛平二年五月」

くわんぴやう-たいはうせん 寛平大寶錢 （名） 宇多天皇の寛平二年五月より醍醐天皇の延喜六年まで鑄造の銅錢。面に寛平大寶の文あり。徑六分强・重量七分五厘と、徑六分强・重量五分と、徑六分・重量四分と、徑六分五厘・重量九分又は重量一匁一分のものとあり。泉彙「寛平大寶錢」

くわんぴ-りょかう 官費旅行 （名） 官費にて旅行すること。

くわん-ぷ 官府 （名） ㊀おほやけ。朝廷。㊁くわんちやう（官廳）に同じ。左傳昭公十六年「子産弗レ與曰、非二官府之守器一也」

くわん-ぷ 官符 （名） だいじやうくわんぷ（太政官符）の略。續紀卅二、寶龜三年十月戊午「官符」 盛衰記廿二、入道申官符「入道の計ひ申すに依りて、即ち官符を下さる」

くわん-ぷ 完膚 （名） ㊀むきずのはだへ。㊁きずのなき箇所。缺點なきところ。むきず。

くわん-ぷ 還付 もどすこと。かへすこと。返付。「遼東還付」

くわん-ぶ 患部 （名） 病患又は瘡痍のある局部。患所。

ぐわん-ぷ 頑夫 （名） 貪慾なる男。事理を解せぬをのこ。孟子萬章下「聞二伯夷之風一者、頑夫廉、懦夫有レ立レ志」

くわん-ぷう 觀風 他國の風俗を視察すること。

くわん-ぷう 觀楓 楓を觀賞すること。

くわん-ぷく 官服 （名） 官吏の制服。官給の服。（私服の對）

くわんぷ-せん 官府宣 （名） 關白・攝政より下だす文書。庭訓往來六月「令旨・官府宣者、非二今指南一」 故實拾要「官府宣と云ふは、攝政・關白たる人の、政務の事に付きて被レ書二出文書を云ふ也」

くわん-ぶつ 官物 （名） ㊀官有の物件。官有物。㊁田租また庸調の稱。賦役令「金・銀中略及諸珍異之類、皆准レ布爲レ價、以二官物一市宛」 大鏡上「おほやけにもしろしめして、官物のはつほさき奉らせ給ふめり」 今昔廿「其の國の官物を、清廉露不レ成ざりければ」

くわん-ぶつ 灌佛 ㊀佛像に香水などをかくること。又、其の佛。建武年中行事四月「鉢の水をくみあはせて一つに入れて、まづ御導師灌佛す」 松香句「灌佛にかちと當たりし小錢かな」 ㊁くわんぶつゑ（灌佛會）の略。續後紀九、承和七年四月癸丑「請二律師傳燈大師靜安於清涼殿一始行二灌佛之事一」 堀川集「心かはりたる男の、灌佛の造り物に、松に鶴の居たりけるをおこせて」

くわん-ぶつ 觀佛 佛語。想を凝らして佛の相好莊嚴を觀じ、或ひは佛名を念ずること。

ぐわん-ぶつ 玩物 （名） ㊀おもちや。もてあそびもの。玩弄物。玩具。㊁珍奇の物を愛玩すること。書經旅獒「玩レ人喪レ德、玩レ物喪レ志」

ぐわん-ぶつ 頑物 （名） かたくななる人。頑固なる人。

くわんぶつ-ゑ 灌佛會 （名） 〔釋尊の誕生の時、天龍降だりて甘露を灑ぎたる故事にもとづくといふ〕 陰暦四月八日の釋迦の降誕日に、其の立像に甘茶をそそぎかくる法會。佛生會。灌佛。

くわん-ぶんしょ 官文書 （名） 官吏・公吏が其の職權内にて、作成又は公證せる文書。

くわんぶんしょ-きざい 官文書毀棄罪 （名） 【法】毀棄罪の一。官文書を毀棄するによりて成立するもの。

くわんぶんしょ-ぎざうざい 官文書僞造罪 （名） 【法】文書僞造罪の一。行使の目的を以て官文書を僞造するによりて成立するもの。詔書を僞造したるものと、公務所又は公務員の作るべき文書を僞造したるものと、公務員が其の職務に關する文書を僞造したるものと、公務員に對し虛僞の申立てをなして、公正證書・免狀・鑑札又は旅券に不實の記載をなさしめたるものとの四種あり。

くわん-ぺい 官幣 （名） ㊀古昔、神祇官にて、新年祭・月次祭・新嘗祭などに、格式高き神に幣帛を捧げて祭りしこと。㊁宮内省より、例祭・新年祭・新嘗祭に官幣社に捧ぐる幣帛。

くわん-ぺい 官兵 （名） くわんぐん（官軍）に同じ。東鑑一、治承四年五月廿六日「率二官兵二萬騎一追二競於宇治邊一合戰」 盛衰記二三、寶治四年三月「興福寺衆徒當社を燒き拂はんとす。官兵を賜はりて可レ被二守護一」

くわん-ぺい 觀兵 ㊀兵威を敵に示すこと。書經泰誓「武王三年、觀二兵孟津一」 ㊁軍兵を列して、其の整否を檢閲すること。

くわんぺい-こくへいしゃ 官幣國幣社 （名） 官幣社と國幣社と。明治六年太政官布告第四百二十一號「官幣國幣社」

くわんぺい-し 官幣使 （名） 官幣社に幣帛を奉る爲めに遣さるる勅使。

くわんぺい-しき 觀兵式 （名） 陸軍禮式の一。天長節・陸軍始め其の他臨時の儀式及び條例・規則等により、軍隊を集合・整飾して天皇親しく觀閲せらるるもの。閲兵式と分列式とに分かつ。陸軍禮式第二篇第三章「觀兵式」

くわんぺい-しゃ 官幣社 （名） 社格の一。格式高く、例祭・新年祭・新嘗祭に、古昔は神祇官、今は宮内省より幣帛を捧ぐるもの。大社・中社・小社及び別格の四等級あり。明治四年五月十四日太政官布告官國幣社職制第一「官幣社」

くわんぺい-せうしゃ 官幣小社 （名） 官幣社の一。其の格式の、中社の下、別格官幣社の上にあるもの。

くわんぺい-たいしゃ 官幣大社 （名） 官幣社の一。其の格式の最も高きもの。

くわんぺい-ちゅうしゃ 官幣中社 （名） 官幣社の一。其の格式の、官幣大社の下、官幣小社の上にあるもの。

くわん-ぺき 完璧 （名） 〔むきずのたまの義〕 指摘すべき些少の缺點なきこと。

くわん-ぺき 環璧 （名） 【地】くわこうへき（火口壁）に同じ。

くわん-ぺん 官邊 （名） 政府に屬すること。おほやけざま。おもてむき。役所むき。公邊。

くわん-べん 冠冕 （名） かんむり。太平記廿四、依山門嗷訴公卿僉議「天子は南面にして玉扆に鈺纓を挑げさせ給へば、臣下は北面にして階下に冠冕を垂る」 左傳昭公九年「我在二伯父一猶二衣服之有一レ冠冕、木水之有二本原一、民人之有二謀主一也」

くわん-べん 歡抃 よろこびて小をどりすること。運步色葉「歡抃クワンベン」

くわん-ぽ 緩步 ゆるゆるとあゆむこと。徐步。緩行。

くわん-ぼ 官簿 （名） 官署に備へ附けたる帳簿。登錄稅法第八條「左の事項を官簿に登錄するとき」

くわん-ぼく 灌木 （名） 【植】植物學上の用語。木本の一種。特に主幹と稱すべきものなく、數多の幹に分かれ、何れも丈餘を超ゆる事なきもの。南天竹（ナンテン）の類。詩經周南「黃鳥于飛、集二于灌木一、其鳴喈喈」

くわんぼく-さう （名） 【植】くさやつでの異名。

くわんぼく-たい 灌木帶 （名） 【植】植物學上の用語。植物の垂直分布、即ち高山に於ける灌木の最も繁茂せる一帶。喬木帶より更に上部に在り。漸次、草本帶に移るべし。此の帶には、はひまつ・岩高蘭（ガンカウラン）・いはひげの類普通なり。

くわん-ぼつ 官沒 物品を政府に取り上ぐること。官府に沒收すること。古物商取締法第八條二項「物品にして警察官に於て未た消毒せさるものと認むるときは直に消毒法を施さしむ其の命に從はさるときは之を官沒す」

ぐわん-ほどき 願解 （名） 神佛に立願したる事あり、願叶ひて後に禮參りすること。願がけを解くこと。かへりまうし。報賽。淀鯉出世瀧德下「五畿内五箇國神神に、先願ほどきに悅びの幣帛をあげ」

くわん-ぼふ 觀法 （名） 佛語。法を觀ずる義にて、心中に明瞭に眞理を觀察すること。狩鏡中「山の峰なる御堂には常にたてこもらせ給ひて、御觀法などあるには、人の參る事もたやすくなし」 太平記十八、高野與根來不和「觀法座閑して、薰修年久しかりしが」 摩訶止觀「觀法難レ正、著レ心同レ邪」

くわんぼふ ちゃうざ 〔觀法定坐〕 靜坐して觀念すること。太平記二、三人僧徒關東下向「上人中略燭を挑げて觀法定坐せられて候」

くわん-ぽん 官本 （名） ㊀官版の書物。㊁官府の藏本。

くわん-ぽん 完本 （名） 全部そろひたる書籍。（缺本の對）

ぐわん-まい 頑昧 （名） 頑固にて事理にくらきこと。

くわん-まう 寛猛 （名） ゆるやかなることとたけきこととと。寛嚴。

くわん-まう 冠毛 （名） 【植】植物學上の用語。子房の頂端より生ずる毛狀又は羽毛狀の附屬物にして、花後、萼の變形して生ずるもの。其の用は風に乘じて、果實を散布するに便ならしめん爲めなり。蒲公英（タンポポ）の果實の類。

くわん-まう 灌莽 雜木・雜草の生ひしげること。

ぐわん-まう 願望 ぐわんばう（願望）に同じ。盛衰記四十、法輪寺「往詣・參籠之人は、本尊必滿二願望一給ふ」 狂言眞「人間といふものは、願望のあるものぢやが」

くわん-まん 緩慢 ㊀きびしからぬこと。ゆるやかなること。榮華鶴林「臨終の折り中略善根の人は地水まづ去る、かるがゆゑに緩慢して苦なし」 往生要集上「善行人命盡時、地水先去、故緩慢無レ苦」 ㊁おこたり。なほざり。緩怠。左傳僖公十八年「葬二我君桓公一。杜注九月乃葬、緩慢也」

ぐわん-み 玩味 ㊀食物をよくかみ咀嚼すること。㊁意味をよく考へわきまふること。妙妙奇談「肉筆を以て玩味せざれば難し」 東坡題跋「反覆玩味、則白鹽・赤甲・灔澦・黃牛之狀、凜然在二人目中一矣」

くわん-みつ-かなわ 鐶三金輪 （名） 紋所の名。

くわん-みやう 官名 （名） くわんめい（官名）に同じ。

くわん-みん 官民 （名） 官と民と。官吏と人民と。明治七年十一月太政官達第百四十三號「官に可レ屬ものは官有地に編入し民に可レ屬ものは民有地に編入し官民の所有を難レ分ものは別紙雛形に照準取調内務省へ可二伺出一」

ぐわん-みん 頑民 （名） 頑固なる人民。事理にくらき人民。書經多士「成周既成、遷二殷頑民一」

くわん-む 官務 （名） ㊀官廳の事務。官吏の職務。㊁中古、太政官の左大史の稱。職原抄「中古以來小槻宿禰爲二一史一、行二官中事一、謂二之官務一」

くわん-む 關務 （名） 關所の事務を務むること。太平記四十、南禪寺與三井寺確執「南禪寺爲二造營一此の比建てたる於二新關一三井寺歸院の兒を、關務の禪僧是れを殺害す」

くわん-め 貫目 （名） ㊀めかた。はかりめ。㊁衡の單位。度量衡原器の分銅の質量四分の十五。貫。㊂人を威服せしむる勢望。威望。

くわん-めい 官名 （名） 官職の名稱。くわんみやう。明治六年六月布告第二百二十號「金銀貸借其他私用の證文類へ官名を記載し或は官名を刻し印章を相用候儀は固より有レ之間敷事に候得共間には誤用候者も有レ之哉の趣」

くわん-めい 官命 （名） 國家の命令。官廳の命令。外國旅券規則第六條「官命に依り外國に旅行する者」 左傳襄公二年「諸大夫欲レ從レ晉、子駟曰、官命未レ改」

ぐわん-めい 頑迷 頑固にしてまよひの深きこと。

ぐわん-めい 頑冥 頑固にして事理にくらきこと。

くわんめ-かう 貫目衡 （名） 貫を基本とする衡（ハカリ）。

ぐわん-めん 願面 （名） 願書の文面。

ぐわん-めん 願免 いぐわんめんくわん（依願免官）の略。

ぐわん-もう 頑蒙 頑固にして事理にくらきこと。頑冥。

くわん-もくかう 鐶木瓜 （名） 紋所の名。くわん（鐶）㊁を見よ。

くわん-もつ 官物 （名） くわんぶつ（官物）㊁に同じ。類聚三代格八「載二私物一混二官物一」 榮華鶴「國國の守ども、地子・官物はおそなはれども」

くわん-もん 關門 （名） ㊀關所の門。

㊂せき。關所。周禮地官司關「國凶札、則無關門之征猶幾」

くわん-もん〔觀門〕(名)佛語。觀法を修する方途。盛衰記九、宰相申預丹波少將「生死斷絶の觀門、出過語言の要路也」大藏法數「觀者分別觀察之心也、中略起觀分別則無漏方便、因此開發、故以觀爲門也」

くわん-もん〔喚問〕よびだして訊問すること。

ぐわん-もん〔願文〕(名)神佛に願を立つる時、願意を記したる文。佛事を修するとき、施主の願意を記したる文。本朝文粹十四「陽成院四十九日御願文」宇津保藏開上「罪のがらかし給へと、右大辨するふさの朝臣に仰せを賜ひて、ぐわんもん書きてせさせ給へときこえて」源若菜上「かの社にたて集めたる願文どもを」

くわん-やう〔官樣〕(名)官府の樣式。役人風。

くわん-やく〔關鑰〕(名)㊀貫の木と錠と。とじまり。國語「爲之關鑰蕃籬、而遠備閑之、猶恐其至也」㊁かなめ。樞要。

くわん-やく〔管籥〕(名)㊀笛の類。婦丸「民百姓管籥の聲、羽旄の美、欣欣然と悅びて」孟子梁惠王下「今王鼓樂於此、百姓聞王之鐘鼓之聲、管籥之音」㊁かぎ。職員令「中務省中略大監物二人掌監察出納請進管鑰」同義解「謂管鑰猶鑰、與鍵牡爲管不同、是即庫藏管鑰」

ぐわん-やく〔丸藥〕(名)煉り合はせまろめて、小さき粒となせる藥劑。史記倉公傳「卽令更服丸藥、出入六日病已」

くわん-ゆう〔寛裕〕ゆるやかにして餘裕あること。寛大。禮記樂記「寛裕・肉好・順成・和動之音作、而民慈愛」

くわん-ゆ-はふ〔換喩法〕(名)修辭法の一種。言ひあらはさんとする事物に換ふるに、それと關係ある事物を以てせるもの。繪畫を丹靑、勉學を螢雪といふ類。

くわん-よ〔關與〕あづかること。かかはること。干與。

くわん-よう〔官用〕(名)國家にて使用すること。政府の用度。官府の用事。電報規則第三條「官用に關するもの」漢書食貨志「量吏祿、度官用、以賦於民」

くわん-よう〔換用〕かへて用ふること。代用。

くわん-よう〔慣用〕もちひなるること。つねに用ふること。

くわん-よう〔環擁〕山又は海などのめぐりを取りかこむこと。環列して抱擁すること。

くわん-よう〔寛容〕寛大にして能く人をいるること。史記高祖本紀「始懐王遣我、固以能寛容」

くわんよう-ご〔慣用語〕(名)慣用上使用せらるる言語。文法・語法を以て律す可からざるもの。

くわんよう-しゅだん〔慣用手段〕(名)慣用する手段。きまりきりたる手だて。常套手段。慣手段。

くわんよう-ち〔官用地〕(名)國家が使用權を有する土地。地所名稱區別「官用地。官院省使寮司府藩縣(本支)鎭臺裁判所警視廳陸海軍(本分)營其他政府の許可を得たる所用の地を云」

くわんよう-ぶつ〔換用物〕(名)【法】だいたいぶつ(代替物)に同じ。明治十九年八月法律第二號公證人規則第四十三條「正本は數量の定りたる金錢其他換用物若くは有價證券の支辨に限り權利者の請求に依り之を渡す可し」

くわんよう-ぼき〔官用簿記〕(名)くわんちやうぼき(官廳簿記)に同じ。

くわんよっこ【動】うなぎ(鰻)をいふ、上總國の方言。物類稱呼

ぐわん-らい〔元來〕(副)もとより。初めより。もともと。從來。謠殺生石「汝元來殺生石、問ふ石靈」韋碣詩「劉項元來不讀書」

くわん-らく〔歡樂〕㊀よろこびたのしむこと。謠熊野「百年の歡樂も、命終はれば夢ぞかし」孟子梁惠王上「民歡樂之」莊子漁父「飲酒則歡樂、處喪則悲哀」㊁しよう(所勞)の忌詞。人事記久壽三年正月一日「下官雖爲御手水番、聊有歡樂事遲參也」東鑑十九、承元二年正月十一日「依將軍家御歡樂、延及今日」運歩色葉「冠落」

くわん-らく〔觀樂〕見て樂しむこと。左傳哀公元年「珍異是聚、觀樂是務」

くわん-らん〔觀覽〕見物すること。みること。

くわんらん-れう〔觀覽料〕(名)けんぶつれう(見物料)に同じ。

くわん-り〔官吏〕(名)任命の手續により、官制上に定められたる事務を取扱ふべき義務を負ふ人。事務の性質によりて文官と武官と、又は長官と補助官とに分かち、任命の手續によりて高等官と判任官とに分かつ。各條を見よ。官員。韓非子有度「今皆亡國者、其群臣官吏皆務所以亂、而不務所以治也」史記始皇本紀「大臣不服、官吏倚彊」

くわんり しうわい〔官吏收賄〕【法】官吏が其の職務に關し、人の囑託を受け賄賂を收受し若しくは聽許したること。

くわんり とくしょく〔官吏瀆職〕官吏が當然なすべき職務に反して公益を害し、若しくは職權を濫用して人民の權利を侵害し、又は官金を消費し、賄賂を收受・聽許する等の稱。舊刑法第二編第九章「官吏瀆職の罪」

くわんり ふくむきりつ〔官吏服務規律〕官吏の事務に服するに就きて遵守すべき規律。

くわんり ぶじょく〔官吏侮辱〕【法】官吏の職務に對し、形容・言語・刊行の文書・圖畫、又は公然の演説を以てこれを侮辱したること。

くわん-り〔冠履〕(名)㊀かんむりとくつと。㊁上と下と。尊卑。

くわんり てんたう〔冠履顚倒〕上下の順序が逆さまとなること。

くわん-り〔管理〕㊀事務を管轄・處理すること。民法第一編第二章第三節「法人の管理」㊁かんとく(監督)に同じ。印刷局官制第一條「印刷局は內閣總理大臣の管理に屬し」㊂物又は權利の性質を變更せざる範圍內にて、其の保存・改良をはかること。民法第二十五條「其財產の管理に付き必要なる處分」

ぐわん-り〔元利〕(名)元金と利息と。大藏流狂言鴈盗人「元利共に違った分にせう」

くわん-りう〔環流〕(名)【地】海流の一。方向を轉じて、もと來し方へめぐり流るるもの。黑潮・めきしこ灣流の如き是れなり。

くわん-りう〔貫流〕河水などの或る場所をつらぬき通して流るること。

ぐわん-りう〔願流〕(名)劍術の一流。江戸時代の初め、常陸國鹿島の人、松村左馬助の創めたるもの。

くわんり-おんきふ〔官吏恩給〕(名)恩給の一。判任以上の文官が、法定の條件を履み退官したる時に受くるもの。

くわんり-かうゐ〔管理行爲〕(名)【法】物又は權利の性質を變更せざる範圍內にて、其の保存・利用又は改良をはかる行爲。

ぐわん-りき〔願力〕(名)神佛に立願して、其の願意を貫かんとする意氣込み。念力。又、願ふ一心の力。盛衰記四十、中將入道入水「願力を憑みて御座します。彼の願力を憑まん人疑ひや有るべき」太平記廿四、依山門嗷訴公卿僉議「波斯匿王外道の申す處も有其謂、長者の願力も雖棄と案じ煩ひ給ひて」

ぐわんり-きん〔元利金〕(名)元金と利金と。元利。質屋取締法第十條「質置主は流質期限前は何時たりとも元利金を辨濟して其の質物を受戻すことを得」

くわんり-くわんけい〔官吏關係〕(名)【法】官吏が國家に對して有する特別の關係。

くわんり-けん〔管理權〕(名)【法】他人の財產又は事務等を管理する權利又は權限。民法第八百八十九條「親權を行ふ父又は母は自己の爲めにすると同一の注意を以て其管理權を行ふことを要す」

くわんり-しゃ〔管理者〕(名)くわんりにん(管理人)に同じ。

くわんり-じゅつ〔管理術〕(名)管理する技術。管理法。

くわんり-たいぐう〔官吏待遇〕(名)官吏にあらずして、官吏と同一の待遇を受くること。高等官待遇と判任官待遇とあり。

くわんりたいぐう-しゃ〔官吏待遇者〕(名)官吏待遇を受くる人。明治四十年勅令第百七十七號「官吏待遇者の懲戒に關しては別段の規定あるものを除くの外高等官と同一の待遇を受くる者には文官懲戒令中高等官に關する規定を準用し判任官と同一の待遇を受くる者には同令中判任官に關する規定を準用す」

くわん-りつ〔官立〕(名)國家の設立。(公立又は私立の對)

くわんりつ-がくかう〔官立學校〕(名)學校の一。國家の設立・維持にかかるもの。(私立學校又は公立學校の對)

くわんり-にん〔管理人〕(名)管理權を有する人。管理者。民法第二十五條「財產の管理人」

くわんり-のう〔管理農〕(名)【經】自作農の一。有給の管理人を置き、自己に代はりて經營・管理の任に當たらしむるもの。

くわんり-のうりょく〔管理能力〕(名)【法】自己の財產につき、管理行爲をなし得る能力。(處分能力の對)

くわんり-はふ〔管理法〕(名)管理する方法。

くわん-りやう〔管領〕㊀つかさどりをさむること。支配すること。取り締まること。東鑑十、文治六年正月四日「出雲國大社神主中略管領一社仁」延慶本平家三本、木曾義仲成長「兵衛佐謀叛を發こして、東八箇國を管領するよし聞こえければ」盛衰記十九、文覺頼朝對面「太政入道中略天下を管領すれども、惡逆無道にして宿運既に盡きたり」㊁取り締まる人。總轄する人。頭領。頭。太平記十四、新田足利確執奏狀「一宮中務卿親王を、東國の御管領に成し奉り」庭訓往來八月「管領・寄人・右筆・奉行人等評判也」㊂我が物にすること。押領。朗詠「莫空管領上陽春」太平記八、山徒寄京都「よからんずる宿をも取り、財寶を管領せんと志して」胡曾詩「管領春風總不如」㊃室町時代の職名。初め執事と稱し、鎌倉幕府の執權と同じく、將軍を輔佐して幕府一切の政務を執れるもの。斯波・細川・畠山の三氏かはるがはる之に任じ、之を三管領といふ。別に關東管領を鎌倉に置きて關東を鎭めしめたり。糺河原勸進猿樂日記「御相伴衆。管領細川右京大夫政元」海人藻芥「細川武藏守賴之迄は執事と稱す。其の以後皆稱管領」

くわんりやう-しょく〔管領職〕(名)前條㊃に同じ。雪女五枚羽子板「我れ我れは三代管領職を承って」

くわんりやう-だい〔管領代〕(名)室町時代、管領の闕けたるとき又は故障ある場合に、代はりて其の事務を取り扱ひし職。

くわん-りん〔官林〕(名)官有の森林。官有財產管理規則第十三條「官林內若は官廳使用地內に包含せるもの」

くわん-れい〔冠禮〕(名)かんむりを著くる式。元服の禮式。

くわん-れい〔關捩〕(名)ねぢ。とざし。

くわん-れい〔慣例〕(名)慣行せる例。ならはし。しきたり。民事訴訟法施行條例第十條「婚姻離婚及養子の緣組離緣に關する訴に付ては特別の慣例あるものは當分の內其慣例に從ふ」

くわん-れい〔管領〕くわんりやう(管領)に同じ。日中行事「代厄の御まつり、くわんれいの陰陽師つとむる也」運歩色葉「管領クワンレイ」

くわん-れい〔還禮〕くわいれい(廻禮)に同じ。下學集下「還禮クワンレイ」

くわん-れう〔官寮〕(名)官吏。役人。皇室典範第三十七條「皇族男女幼年にして父なき者は宮內の官寮に命し保育を掌らしむ」

くわん-れう〔官僚〕(名)㊀同官のもの。同じ官吏仲間。同僚。㊁官吏たち。役人ども。國語「今吾子之教官僚、曰、陷而後恭、道將何爲」

くわん-れう〔完了〕完全に結了せること。

くわんれう-せいぢ〔官僚政治〕(名)【政】人民の福祉を顧慮せず、官僚が勢力を壟斷して、己れの利益のみを圖る政治。從ひて君主と人民との間に意思の疏通を缺く。

くわん-れき〔官歷〕(名)仕官の履歷。官吏としての履歷。

くわん-れき〔還曆〕(名)〔大陰曆にて、干支が六十にて一周して元に還るよりいふ〕六十一歲の稱。賀など行ふに就きていふ。ほんけがへり。

くわんれき の いはひ〔還曆祝〕還曆の祝賀。六十一歲の祝ひ。

くわん-れつ〔環列〕取りまきてならぶこと。周圍にならぶこと。

くわん-れん〔關聯〕かかはりつながること。連繫。聯關。

くわん-れん〔棺斂〕棺に納れをさむること。入棺。禮記曾子問「何以不棺斂於宮中」

くわん-ろ〔關路〕(名)關所のみち。せきぢ。朗詠「南望則有關路之長」

ぐわん-ろ〔頑魯〕頑固にて事理を解せざること。頑愚。

ぐわん-ろう〔翫弄 玩弄〕㊀もてあそぶこと。又、其の物。後漢書郭皇后紀「玩弄之物、皆絶不作」㊁人をあなどりてなぐさみものとすること。愚弄。

ぐわん-ろう〔頑陋〕頑固にして陋劣なること。かたくなにて事理にくらきこと。

ぐわんろう-しへい〔玩弄紙幣〕(名)紙幣に似せてつくれる玩弄物。

ぐわんろう-せん〔玩弄錢〕(名)玩弄に供するため鑄造せしぜに。

ぐわんろう-ひん〔玩弄品〕(名)次條に同じ。

ぐわんろう-ぶつ〔玩弄物〕(名)㊀玩弄に供する品物。おもちや。㊁他人のなぶりものとなるもの。なぐさみもの。

くわん-ろく〔官祿〕(名)官位と俸祿と。又、官吏の俸祿。官府より賜はる祿。

太平記廿二「秦將孟明視・西乞術・白乙丙、鄭國の軍に打ち負けて歸りたりしを、秦穆公中略三子は何の罪かある。其專心毋懈と云ひて、三子の官祿を復せしにて候はずや」傾城反魂香下「從四位下越前守に補任せられ中略今官祿に秀で給ふを見るにつけ」漢書宣帝紀「皆有阿保之功、皆受官祿田宅財物、各以恩深淺報之」

ぐわんろ-しゃ 〜頑魯者 (名) 頑愚なる人。大原問答青葉笛三「一文不通頑魯者に、罪劫を制せずして何程妙號を勸むるとも、爭で往生を遂げんや」

くわん-わ 〜官話 (名) 支那にて、宮廷又は官府に通用せらるる言語。「北京官話」

くわん-わ 〜緩和 ゆるくやはらかなること。ゆるめやはらぐること。

くわん-ゐ 〜冠位 (名) ㊀冠とくらゐと。官位。㊁古へ群臣の貴賤・上下を顯するために授けたる冠の階級。

くわん-ゐ 〜官位 (名) ㊀官職と位階と。官等と位階と。つかさくらゐ。宇津保吹上上「正四位の位賜ひて、右近中將になされぬ中略きんつかうまつらずとも、このくわん位賜はるべし」衆議院議員選擧法第十八條四項「選擧人の氏名官位職業身分」史記日者傳「託官位利上奉」㊁くわんとう(官等)に同じ。

くわん-ゐ 〜官威 (名) 官府の威權。官吏たる威嚴。

くわん-ゐ 〜環圍 めぐりかこむこと。周圍。圍周。

くわん-ゐき 〜灌域 (名) ㊀河水の灌漑する區域。㊁りうゐき(流域)に同じ。

くわん-ゐき 〜寰域 (名) 郭內。又、宇宙間。

くわんゐ-さうたう 〜官位相當 (名) 中古、官職を位階に配して、その等差を定めしこと。例へば、左大臣には二位のものを任じ、大納言には正三位を任ずといふ類。令義解官位令「凡位有貴賤、官有高下、階貴則職高、位賤則任下、官位相當各有等級、故日官位也」

くわんゐ-すごろく 官位雙六 (名) 官職の事を兒童に知らしめん爲めに作りたる雙六。その賽の六面に、葬・品・位・階・等・級の六字を記して用ふ。名物六帖器財三「陞官圖クワンヰスゴロク」

くわん-ゐん 〜官員 (名) くわんり(官吏)に同じ。明治三年正月十二日布告「官員」

くわん-ゐん 〜官韻 (名) 文章生の試みに、天皇親しく御題を賜ふ時、附けて賜はる韻。江次第十九「次給御題上題韻」

くわん-ゐん 〜換韻 漢詩の古詩の韻法の一。韻脚を換ふること。

くわん-ゑん 〜官苑 (名) 宮廷に屬する園囿。官有の園。太平記卅七「民屋蕭颯たる垂楊柳、移りて官苑に入れば、千尺の翠條別に春風長かるべし」

くわん-をけ 棺桶 (名) 棺として用ふる桶。はやをけ。聖德太子繪傳記三「貴公の首を、花桶や棺桶の投げ入れに插すか」

く-ゐき 〜區域 (名) くぎりたる境域。區劃したる範圍。かぎり。しきり。さかひ。晉書后妃傳序「陰教洽于宮闈、淑譽騰于區域」陸機文「死生者性命之區域」

く-ゐゐん 〜區委員 (名) 北海道又は沖繩縣の區に置くを得る、臨時又は常設の名譽職吏員。區會にて區會議員若しくは區公民中選擧權を有するものより選擧し、區長の監督の下に、區有財產若しくは區の營造物を管理し、其の他區行政事務の一部を分掌するもの。

く-ゑ 〜凶會 (名) 陰陽家の語。陰陽相尅して、災難おこること。宇津保國讓中「よし、な渡り給ひそ、くゑの事有りてとあれば、驚き給ひて」

ぐゑ-いっしょ 〜倶會一處 (句) 佛語。老少不定の娑婆より前後・遲速ありて死せるものが、阿彌陀佛の願力にて、西方淨土に往生して倶に一所に會すること。

くゑ-そく 〜華足 (名) 〔くゑは華の字の古音〕けそく(華足)に同じ。源宿木「小さき臺二つに、くゑそくの皿どもいと今めかしうせさせ給ひて」

くゑち 〜闕 (名) 〔闕の字の古音〕けち(闕)に同じ。宇津保國讓中「此の度のくゑちには、かれをめぐませ給へと奏し給へば」同國讓「左のおとど、いかで此の大臣めしのくゑちに、中納言に、思ふ人なさんとおもほす程に」

くゑ-にち 〜凶會日 (名) 陰陽家にて、陰陽相尅して萬事に凶なりとする日。枕十、ことに人に知られぬもの「くゑにち」宇治拾遺二「暦中略かん日・くゑ日など書きたりけるが」

くゑ-はららかす 蹴散 (他動四) 古語。けちらす(蹴散)に同じ。神代紀上「蹴散(クヱハララカス)」

くゑ-まり 蹴鞠 (名) 古語。けまり(蹴鞠)に同じ。

ぐゑん 〜弦 (名) 〔弦の字の古音〕げん(弦)に同じ。獄令「朔・望・晦・上下弦(グヱン)」

くゑん-えい 〜卷纓 (名) 〔くゑんは卷の字の古音〕けんえい(卷纓)に同じ。雅亮裝束抄三「くゑんえいにはあらで、燕尾をとざまに折りて、竹などを削りて挾みてさしたれば、くゑんえいのやうにさがりたるなり」

くゑん-じゃう 〜勸賞 〔くゑんは勸の字の古音〕くわんしやう(勸賞)に同じ。竹崎五郎繪詞「くゑんじやうにあづかり候はば、夜をもて日につぎ、まかりくだり候ひて」

くゑん-ぞく 〜眷屬 (名) 〔くゑんは眷の字の古音〕けんぞく(眷屬)に同じ。宇津保俊蔭「千人のくゑんぞくのかなしきによりて」源夕顔「おのづから物いひもらしつべきくゑんぞくも立ちまじりたらん」

くゑん-ぱい 〜勸盃 〔くゑんは勸の字の古音〕けんぱい(勸盃)に同じ。雅亮裝束抄二「この座のくゑんぱいには、衞府をへたるくら人五位よかるべし」

く-をん 〜久遠 とほく久しきこと。きうゑん。謠曲「過去久遠(クヲン)の大悲の光」

くをん じつじゃう 〜久遠實成 佛語。阿彌陀如來が、無始の時より佛となりてあること。淨土和讚「久遠實成阿彌陀佛、五濁の凡愚を憐みて」

くをん-ごふ 〜久遠劫 (名) 佛語。極めてとほく久しきこと。謠曲現在七面「法華經と云っぱ、釋尊久遠劫の其の昔、初成道の時、悟り得給ひし妙法華經なり」

くをん-ぶつ 〜久遠佛 (名) 佛語。無始の時より佛となりたること。即ち、阿彌陀如來の稱。

くん (名、副) にほひをかぎ、烟にむせびなどする時の聲。狂言釣狐「くんくん、なう臊や臊や」大藏流同狐塚「狐中略いぶいてやい、くんと云へ」

くん 〜君 (名) ㊀天皇。天子。主上。きみ。㊁封土の領有者。大名。諸侯。藩主。㊂鬼神又は尊長に對する敬稱。「某君」國他人の姓名の下に添へていふ敬稱。

くん 〜勳 (名) ㊀國家又は君主等に盡くしたる功勞。いさを。てがら。軍防令「凡行軍、敍勳定簿、以除先鋒者爲第一、中略不得勳多於第二」書

經大禹謨「爾尙一乃心力、其克有勳」左傳桓公二年「舍爵策勳焉、禮也」㊁くんとう(勳等)に同じ。「勳一等」「勳八等」

くん 〜葷 (名) ㊀一種の臭氣ある蔬菜。即ち、葱・にら等の類。㊁辛味ある蔬菜。即ち、蓼・たで等の類。

くん 〜裙 (名) ㊀もすそ。㊁くんず(裙子)の略。

くん 〜薰 よくかをること。又、其のかをり。

くん は か を もって みづから やく 薰以香自燒 其の材能が却って身を亡ぼす源因となるに譬へいふ。漢書龔勝傳「嗚呼薰以香自燒、膏以明自銷、龔生竟夭天年、非吾徒也」

くん 〜訓 ㊀をしへ。いましめ。さとし。訓誡。㊁のり。法度。法式。㊂字義の解釋。わけ。訓詁。漢書揚雄傳「不爲章句訓詁」古訓者釋所言之理也」㊃漢字を國語にあててよむこと。よみ。くに。訓讀。國訓。和訓。(音の對)宇津保國讓中「はてに一度はくに(くんに)、一たびはこゑによませ給ひて」

ぐん 〜郡 (名) ㊀一國の區分にて、鄕又は町・村等を包括するもの。こほり。東鑑十、治承四年十月八日「領掌郡鄕事」㊁地方自治團體の一。町村の上級に位し、市と共に府縣(自治團體)を構成するもの。郡會・郡參事會及び郡長の機關を置く。郡制「郡」㊂國の行政區劃の一。府縣(行政區劃)內なる郡長の管轄區域。郡區町村編制法「郡」

ぐん 〜群 羣 むらがること。むれ。むらがり。集團。群集。盛衰記廿五「かかる時こそ、群に拔けたる高名をもすれ」太平記十三、北山「門前の車馬群を成に」易經上經「進退无恆、非離群也」

ぐん 〜軍 ㊀軍隊。軍勢。兵隊。軍防令「凡非因點次者、不得輙取人入軍及放人出軍」著聞六「夫れ軍、野に伏す時は、飛雁つらをやぶる」左傳隱公五年「使曼伯與子元潛軍、軍其後」㊁たたかひ。戰爭。いくさ。㊂本邦、中古の軍制にて、征討の時、編制したる三軍の各部隊の稱。一萬人以上と、九千人以下五千人以上と、四千人以下三千人以上との三種あり。下文を見よ。令義解軍防令「凡將帥出征、兵滿一萬人以上謂一萬二千人以下也、將軍一人中略錄事四人、五千人以上謂九千人以下也減副將軍一人中略錄事二人、三千人以上謂四千人以下也減軍曹二人、各爲一軍、每總三軍、大將軍一人謂一萬人以上、及五千人以上、幷三千人以上、各爲三軍、故云三軍也」㊃戰時の出征に際し、數箇の師團又は軍團より編制せられたるもの。我が國にては普通二箇乃至四箇師團と、騎兵旅團・野砲兵旅團・野戰電信隊・後備諸隊若干及び軍兵站部とを以て編制し、時宜により、これに徒步砲兵隊及び鐵道隊を附屬せしめ、中將又は大將を其の司令官に充つ。

ぐん-あ 〜群鴉 (名) 群をなせるからす。多くのからす。蘇軾詩「衆口並發鳴群鴉」

ぐん-い 〜軍醫 (名) ㊀陸軍一等軍醫・二等軍醫・三等軍醫及び海軍大軍醫・中軍醫・小軍醫の總稱。㊁ぐんいくわん(軍醫官)に同じ。㊂陸海軍の官衙にて、醫務に從事する職名。

くん-いう 〜薰蕕 (名) ㊀よきにほひとあしきにほひと。左傳僖公四年「一薰一蕕、十年尙猶有臭」㊁君子と小人と。善行と惡行と。

(諺)薰蕕器を同じうせず 善き者と惡しき者とは、一處に居る能はず。十訓中「力なく打ち語らはん友なりとも、よく其の人を選ぶべし。薰蕕器を異にすべしと也」世說方正「培塿無松柏、薰蕕不同器」

ぐん-いう 〜郡有 郡の所有。又、其のもの。

ぐん-いう 〜群游 むらがりておよぐこと。

ぐんい-かん 〜軍醫監 (名) 海軍軍醫大監・海軍軍醫中監・海軍軍醫少監などの稱。

くん-いく 〜訓育 ㊀をしへそだつること。㊁生徒の品性の陶冶を目的とする教育。

くん-いく 〜薰育 德を以て他人を薰陶・化育すること。

ぐんい-くわん 〜軍醫官 (名) 陸軍又は海軍に附屬して醫務に從事する高等官。即ち軍醫總監・軍醫監・軍醫正・大軍醫・中軍醫・小軍醫・一等乃至三等軍醫の總稱。軍醫。

ぐんい-しくわい 〜郡醫師會 (名) 醫師會の一。郡にて設立するもの。醫師會規則第二條「郡市區醫師會」同第三條「郡市醫師會」

ぐんい-せい 〜軍醫正 (名) 陸軍一等軍醫正・陸軍二等軍醫正・陸軍三等軍醫正の略。

ぐんい-そうかん 〜軍醫總監 (名) りくぐんぐんいそうかん(陸軍軍醫總監)、又は、かいぐんぐんいそうかん(海軍軍醫總監)の略。

ぐんい-ぶ 〜軍醫部 (名) 師團司令部內の一部。軍醫が其の事務を取り扱ふ所。師團司令部條例第十一條一項五號「軍醫部」

ぐん-えい 〜軍營 (名) 軍隊のたむろする所。陣屋。營所。兵營。陣營。軍防令「凡軍營門、恆須嚴整、呵叱出入」

ぐん-えい 〜群英 (名) 多數の英才。

くんえ-かう 〜薰衣香 (名) くのえかう(薰衣香)に同じ。運步色葉「薰(ク)衣香」

ぐん-えき 〜軍役 (名) ㊀軍隊の服役。戰時の夫役。㊁いくさ。戰爭。戰役。戰國策齊策「即有軍役、未嘗倍泰山、絕淸河、涉渤海也」左傳昭公廿九年「一鼓鐵以鑄刑鼎」杜注「因軍役而爲之」

ぐんえき-しぐわんしゃ 〜軍役志願者 (名) 臺灣島にて、其の本島人の志願者中より募集し、守備隊に編入して軍事教育を施し、兵卒同樣の役務に服せしむるものの稱。軍役志願者規則「軍役志願者」

ぐんえきしぐわんしゃ-めいぼ 〜軍役志願者名簿 (名) 臺灣の地方長官が、軍役志願者たらんとする者の願書に基き、毎年八月末日迄に調製して、混成旅團長に差し出だす人名簿。軍役志願者規則第十條「軍役志願者名簿」

くん-えん 〜薰烟 (名) かをりよきけむり。香烟。朗詠「和風先導薰烟出、珍重紅房透翠簾」

くん-おん 〜君恩 (名) 君の御めぐみ。謠曲雲雀山「昨日までは君恩を蒙る臣下ぞかし」

ぐん-か 〜軍歌 (名) 軍氣の鼓舞、又は軍事思想の鼓吹等を目的とせる歌。

ぐん-か 〜群下 (名) 多くの臣下。多くの配下。しもじも。群臣。太平記十七「主上龍顏麗しく群下を照臨ありて」詩經序疏「以恩意接及群下」

ぐん-が 〜郡衙 (名) ぐんやくしよ(郡役所)に同じ。

ぐん-が 〜軍衙 (名) 軍務を取り扱ふ官衙。軍事郵便規則第三條「戰地若は之に準すへき地に在り又は該地に派遣する軍隊軍艦水雷艇軍衙軍人軍屬に宛て又は該地に在る者にして當該軍衙の許可を得たる者に宛て發する軍事郵便物」

くん-かい 〜訓戒 訓誡 ㊀さとしいましむること。さとし。㊁〔法〕華族戒飭

の一。過去に照らし、主として將來を戒飭するもの。宮內大臣、口頭又は書面を以て專行す。華族戒飭令第二條第三號「訓誡」

くん-かい〜訓解　字の意義を解釋すること。訓。史記索隱序「中散大夫東莞徐廣、研ニ核衆本一、爲作ニ音義一、具列ニ異同一、兼述ニ訓解一」

ぐん-かい〜郡界（名）郡の境界。明治二十九年三月法律第五十五號「鹿兒島縣下國界並郡界變更及郡廢置法律」

くん-かう〜薰香（名）よきにほひ。芳香。太平記廿七田樂「鰻幕風に飛揚して、薰香天に散滿す」

くん-かう〜焄蒿　氣の蒸し上がるさまにいふ語。

ぐん-かう〜軍港（名）國防上、軍艦又は艦隊の根據地として、特別の設備ある港灣。卽ち、鎭守府の所在地。軍港要港規則「軍港」

ぐん-かう〜軍行　軍隊の行動。行軍。軍防令「軍行以來、有レ所ニ克捷一」左傳宣公十二年「軍行、右轅、左追蓐」

ぐん-かう〜群行　一むらがりて行くこと。二齋宮の伊勢へ下向せらるること。十訓抄中「寬和齋宮野宮におはしける時群行もなくてすたれ給ひけり」盛衰記四十四、三種寶劍「齋宮群行の時、帝自ら齋宮の御額に櫛をさして宣はく」

ぐん-がう〜群豪（名）多くの豪傑。諸豪。群雄。

ぐん-かく〜群鶴（名）むれゐるたづ。群を成せるつる。

ぐん-がく〜群嶽（名）多くの山嶽。むらがれるたけ。群山。

ぐん-がく〜軍樂（名）軍旅に用ふる音樂。後漢書禮儀志注「蔡邕禮樂志曰、其短簫鐃歌。軍樂也」

ぐん-がく〜軍學（名）戰術を研究する學問。兵術。兵學。

ぐんがく-がくかう〜軍樂學校（名）りくぐんぐんがくがくかう（陸軍軍樂學校）の略。

ぐんがく-し〜軍樂師（名）軍樂隊の一隊たる二十七人の長。

ぐんがく-しや〜軍學者（名）軍學に長ぜる人。兵學者。

ぐんがく-しゆ〜軍樂手（名）海軍下士の一。軍樂長の指揮を受けて奏樂に從事するもの。

ぐんがく-せい〜軍樂生（名）海軍卒の一。軍樂長の指揮を受けて奏樂に從事する者。

ぐんがく-せいと〜軍樂生徒（名）軍樂生徒隊に屬する生徒。陸軍戶山學校條例第二條「軍樂生徒」

ぐんがくせいと-たい〜軍樂生徒隊（名）陸軍戶山學校にて、諳譜學生の訓練、樂手補の養成及び軍樂の研究のために設置したる軍隊。陸軍戶山學校條例第五條「軍樂生徒隊」

ぐんがく-たい〜軍樂隊（名）軍樂を奏する者の隊。

ぐんがく-ちやう〜軍樂長（名）海軍士官の一。軍樂手・軍樂生を指揮し、直當將校若しくは衞兵司令の命を承け奏樂の事を掌る者。海軍武官官階表「軍樂長」

ぐんがく-ぶ〜軍樂部（名）軍樂に關する事務を取り扱ふ所。陸軍武官官等表「軍樂部士官」同「軍樂部下士」

くんがふ-こく〜君合國（名）君主合同の國。

ぐん-かん〜軍艦（名）海軍艦船の一。戰鬪の用に供する目的にて特に製造せるもの。其の艦隊に編入せられ、又は警備・練習・測量等特別の役務に服すると否とによりて在役艦と豫備艦とに分かち、其の任務の差異によりて戰鬪艦・巡洋艦・海防艦・通報艦・砲艦・水雷驅逐艦・水雷母艦・練習艦に分かつ。各條を見よ。海軍艦船條例第四條「軍艦」

ぐん-かん〜軍監（名）一軍事の監督をなす職。用明天皇職人鑑五「軍師・軍監・軍配者」漢書王莽傳「內置ニ司命軍正一、外設ニ軍監一」二ぐんげん（軍監）に同じ。

ぐんかん-いうぎ〜軍艦遊戲（名）數人を一組としてこれを軍艦などに擬し、海戰の眞似をなす遊戲。

ぐんかん-いうびん〜軍艦郵便（名）本邦郵便局の設置なき郵便聯合國にある本邦の艦隊又は軍艦と、本邦郵便局との閒に交換する郵便。

ぐんかん-いうびんぶつ〜軍艦郵便物（名）軍艦郵便の取扱による郵便物。

ぐんかん-き〜軍艦旗（名）海軍旗章の一。軍艦及び水雷艇等の表彰として、其の後部縱帆架又は後部の旗竿に掲揚すべきもの。海軍旗章條例第三條第一號「軍艦旗」

（ぐんかんき）

ぐんかん-しよくゐん〜軍艦職員（名）軍艦に乘り組みて其の事務に從事する職員。明治三十一年一月海軍省達第二號軍艦職員勤務令綱領「軍艦職員の第一目的とすへきは其の艦をして任務を全ふせしむるに在り」

ぐんかん-ていけいじよ〜軍艦碇繫所（名）軍艦を碇繫すべき一定の場所。卽ち、軍港の所在地。

ぐんかん-どり〜軍艦鳥（名）【動】鳥類中、游禽類の一種。全體黑色にして綠色の光澤あり。大きとびの如く、形、鵜に似たり。吸海に產す。

ぐんかん-ぶぎやう〜軍艦奉行（名）安政六年に創設せられたる江戶幕府の職名。若年寄の所管に屬し、軍艦に關する事務を司り、海陸の警衞に任ずるもの。

くん-き〜勳記（名）勳章と共に敍勳者に下賜する證書。公式令第十九條「勳三等功五級以上の勳記には親署の後國璽を鈐し勳四等功六級以下の勳記には國璽を鈐し內閣總理大臣旨を奉し賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ」

くん-ぎ〜訓義（名）訓の意義。

ぐん-き〜軍器（名）軍用の器具。兵器。令義解軍防令「凡軍器在レ庫、皆造ニ櫃閣一安置」

ぐん-き〜軍氣（名）軍隊の意氣。兵氣。

ぐん-き〜軍旗（名）陸海軍に用ふる旗。卽ち、陸軍の聯隊旗・大隊旗、海軍の海軍旗章の類。陸軍省官制第三條第八號「軍旗及靖國神社に關する事項」

ぐん-き〜軍機（名）軍事上の機務。軍事上の機密。內閣官制第七條「事の軍機軍令に係り奏上するもの」南史顏竣傳「竣出ニ入臥內一、斷ニ決軍機一」

ぐん-き〜軍紀（名）軍隊の紀律。陸軍省官制第九條第六號「軍紀風紀に關する事項」

ぐん-き〜軍記（名）戰爭の事柄の記錄。戰記。軍書。

ぐん-き〜軍毅（名）軍團の將。大・少あり。續紀卅六、寶龜十一年三月辛巳「國司軍毅、自恣驅役、曾未ニ貫習一」

ぐん-き〜軍餽（名）ひやうらう（兵糧）に同じ。

ぐん-き〜群起　むらがりおこること。

ぐん-ぎ〜軍議（名）軍事上の評議。

ぐん-ぎ〜群蟻（名）むらがれるあり。

ぐん-ぎ〜群疑（名）一衆人の疑惑。二多くの疑問。

ぐん-ぎ〜群議　一大勢の評議。衆議。盛衰記十五、南都騷動「雜色が本どりを切りて、長者の命に不レ可レ隨之由成ニ群議一」太平記十七、山門攻「一朝之治亂、何隨ニ群議一而無與力一」二多くの人の議議。

ぐんき-さい〜軍旗祭（名）軍旗を賜はりたる日、又は戰勝の記念日などに、軍隊にて行ふ祝典。

くん-きふ〜勳級（名）勳の等級。勳等。令義解軍防令「功有ニ輕重一、卽量ニ勳級一以爲ニ進退一」

ぐんき-もの〜軍記物（名）戰爭の事柄を記せる書物。軍記。

ぐん-ぎやうせい〜郡行政（名）一郡の自治行政。第一次に府縣知事、第二次に內務大臣これを監督す。郡制第四章「郡行政」二郡長が郡內に行ふ國の行政。

ぐん-きよ〜群居　大勢むれゐること。むらがり住むこと。論語衞靈公「群居終日」禮記曲禮「群居五人、則長者必異レ席」

ぐん-きよう〜群兇（名）多くの兇徒。

ぐんき-ろうえい〜軍機漏洩（名）軍機を敵國又は世間にもらすこと。軍機が敵國又は世間にもるること。

ぐん-きん〜群禽（名）ぐんてう（群鳥）に同じ。曾我九、兄弟「鼠深く穴を掘りて群禽の害を遁れ」

ぐん-く〜軍區（名）軍事上の必要より設けたる區域。卽ち、陸軍管區及び海軍區の總稱。

ぐん-ぐ（副）ぐんぐんに同じ。

ぐん-ぐつ（副）前條を强めていふ語。鑓權三上「明樹中略底も鏡もすつぽりと拔けたるを、枳殼垣にぐんぐつと」

ぐん-くみあひ〜郡組合（名）二郡以上が共同して特定の事務を處理する必要ある場合に、府縣知事の設くる組合。其の設置に關係ある郡參事會の意見を徵し、府縣參事會の議決を經て內務大臣の許可を得るを要す。郡制第六章「郡組合」

ぐんくみあひ-くわい〜郡組合會（名）郡組合の意思機關。郡制第百六條「郡組合を設置するときは關係ある郡參事會の意見を徵し府縣參事會の議決を經內務大臣の許可を得て郡組合會の組織事務の管理方法並其の費用の支辨方法其の他必要なる事項を定むへし」

くん-くわ〜訓化　をしへみちびくこと。敎訓感化すること。敎化。

くん-くわい〜訓誨　をしへさとすこと。敎誨。舊唐書王友貞「訓ニ誨子弟一、如ニ嚴君一焉」

ぐん-くわい〜郡會（名）地方自治團體たる郡の議決機關。郡會議員を以て組織し、歲出入豫算・決算報告其の他郡行政の重要なる事項を議決するもの。郡制第二章「郡會」

ぐんくわい-ぎゐん〜郡會議員（名）郡會を組織する議員。郡內の町村公民にて、町村會議員の選擧權を有する者より選出す。郡制第四條「郡會議員は各選擧區に於て之を選擧す」

ぐん-くわん〜軍官（名）ぶくわん（武官）に同じ。明治十八年布告第十二號第五條「多衆の軍人常人鬪毆殺傷其他疑讞に係る罪を犯したるときは軍官法司會同審問することを得」

ぐん-くわんり〜郡官吏（名）郡の行政事務に從事する官吏。郡吏。郡制第四款第二章「郡官吏郡吏員の職務權限及處務規程」

ぐん-ぐん（副）ためらはず、滯らざるさまにいふ語。ぐんぐ。

ぐん-け〜郡家（名）郡司の役所。郡院。續紀七、靈龜元年十月丁丑「造ニ建郡家一、爲ニ編戶民一永保ニ安堵一」

ぐん-けい〜群雞（名）群れ居るにはとり。

ぐん-けう〜軍橋（名）軍事上の必要より、軍隊が臨時に架する橋。

くん-げふ〜勳業（名）勳功ある事業。功業。太平記一、關東下向「身、儒雅の下より出で、望み勳業の上に逹せしかば」同十二、兵部卿親王流刑「自今以後、勳業爲レ執策」

くん-げん〜訓言　訓誡のことば。訓辭。

ぐん-けん〜郡縣（名）一郡と縣と。郡又は縣。韓非子存韓「且夫韓入ニ貢職一、與ニ郡縣一無レ異也」戰國策燕「下ニ七十餘城一、盡郡ニ縣之一以屬レ燕」二ぐんけんせいど（郡縣制度）の略。（封建の對）

ぐん-けん〜群犬（名）むらがり集まる犬。任華詩「權臣妬ニ盛名一、群犬多ニ吠聲一」柳宗元文三戒「群犬垂涎、揚尾皆來」

ぐん-げん〜軍監（名）古へ鎭守府及び征夷使の判官。盛衰記廿三、驛路鈴「軍監淸原滋藤といふもの、副將軍民部卿忠文に伴うて下だりけるが」

ぐん-げん〜群言（名）多數の人のことば。書經泰誓「予誓告ニ汝群言之首一」後漢書蔡邕「掛ニ酌群言一、韙ニ其是一而矯ニ其非一」

ぐんけん-せいど〜郡縣制度（名）全國に整一なる政令を布き、中央政府の選任したる地方官をして行政を扱はしむる制度の稱。（封建制度の對）

くん-こ〜訓詁　字句の解釋。わけ。漢書揚雄「雄少而好レ學、不レ爲ニ章句一、訓詁通而已」後漢書東平王蒼「蒼上ニ光武受命中興頌一、帝以ニ其文典雅一、特使ニ校書郞賈逵爲ニ之訓詁一」

ぐん-こ〜軍鼓（名）軍用の大鼓。陣大鼓。

くん-こう〜君公（名）奉仕する君の尊稱。きみ。主公。主君。

くん-こう〜君侯（名）しよこう（諸侯）の敬稱。漢書高帝紀「君侯長何憂乎」

くん-こう〜勳功（名）國家又は君主に盡くしたる功勞。いさを。てがら。勳。軍防令「對レ衆詳定ニ勳功一」平家一「勳功一つにあらず、恩賞是可レ重」盛衰記六、小松殿教訓父「此の一門代代朝敵を平げて四海の逆浪を鎭むる事は、無雙の勳功に似たれども」周禮司勳「王功曰レ勳、國功曰レ功」

ぐん-こう〜軍功（名）軍事上の功勞。いくさのてがら。竹崎五郎繪詞「ぐんこうをたまはらんために、さきの事は申しけりとおぼしめされんずらん」運步色葉「軍功」史記平準書「以顯ニ軍功一、軍功多用越レ等」

ぐん-こう〜群口（名）多數の人のことば。衆口。

くんこう-ぶぎやう〜勳功奉行（名）おんたくぶぎやう（恩澤奉行）に同じ。

くんこ-がく〜訓詁學（名）支那にて漢・唐時代の經學の稱。秦の始皇經典を燒きたる後、漢に至りてそが訓詁と蒐集とにつとめ、唐に至りて大成したればいふ。

くん-こく〜訓告　をしへつぐること。訓示。

くん-こく〜曛黑　日の沒してくらくなること。

ぐん-こく〜郡國（名）郡と國と。史記「定ニ郡國各一」

ぐん-こく〜群國（名）しよこく（諸國）に同じ。

ぐん-こく〜軍國（名）一軍事と國事と。軍隊と國家と。唐書李元「軍國不レ同、中外異レ制、內地爲レ屯、古未レ有也」徐寅詩「天開ニ白日一臨ニ軍國一」二戰時の國家。三軍事を政治の……左傳隱公五年杜注「器用、軍國之器」

主要とする國家。

ぐんこく-しゅぎ〔軍國主義〕(名) 一國の軍備のみを增大して、時變の準備に汲汲たる主義。

くん-さい〔裙釵〕(名) ㊀女子の衣のすそとかんざしと。㊁ぢよし(女子)の雅稱。

くん-さい〔捃採〕 ひろひとること。

ぐん-さい〔郡債〕(名) 地方債の一。郡にて起こすもの。郡の負債を償還し、或ひは郡の永久の利益となるべき支出を要する爲めか、又は天災・事變等のために必要なる場合に限る。郡制第九十五條「郡は其の負債を償還する爲又は郡の永久の利益と爲るべき支出を要する爲又は天災事變等の爲必要ある場合に限り郡會の議決を經て郡債を起すことを得」

ぐん-さい〔群猜〕(名) 大勢のそねみ。群衆の猜疑。

ぐん-さう〔軍曹〕(名) ㊀古昔、軍監の次に位する役。兵士一萬人以上には四人を置く。軍防令「凡將帥出征、兵滿一萬人以上中略軍曹四人中略三千人以上、減軍曹二人」 ㊁陸軍下士官の一。曹長の下、伍長の上に位す。憲兵・步兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵の六種に分かれ、各種に一等と二等との階級あり。

ぐん-さう〔軍裝〕 ㊀軍陣における服裝。戎裝。武裝。㊁陸軍軍人の服裝の一。動員・勤務・演習・陸軍始・觀兵式等に著用するもの。陸軍服裝規則第一條第三號「軍裝」

くんさる (他動四) くださる(被下)の訛り。

ぐん-さん〔群參〕 むらがりてまゐること。東鑑四十九文應元年十二月二日「御止宿酒匂驛、相模國御家人群參此所」 盛衰記一「結緣・群參の道俗は歡喜の袖を絞る」

ぐん-ざん〔群山〕(名) 多くのやま。群峰。朗詠「曉入梁王之苑雪滿群山、夜登庾公之樓月明千里」

ぐんさんじ-くわい〔郡參事會〕(名) 郡の議決機關。郡參事會員を以て組織し、郡長を會長とす。郡會の權限に屬する事件にて其の委任を受けたる事項、郡會の議決したる範圍內にて財產及び營造物の管理に關し重要なる事項、郡費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定、郡に係る訴願・訴訟及び和解に關する事項を議決し、また郡會を招集する暇なき場合に、郡會に代はりて其の權限に屬する事件の議決をなし、また郡長より郡會に提出する議案に對し意見を述ぶるを得るもの。郡制第三章「郡參事會」

ぐんさんじくわい-ゐん〔郡參事會員〕(名) 郡參事會を組織する職員。郡長及び名譽職參事會員の二とし、名譽職參事會員は郡會にて、其の議員中より互選するものとす。郡制第六十二條「第四十二條の規定は郡參事會員に之を準用す」

くん-し〔君子〕(名) ㊀高位・高官にある人。㊁德行の備はりたる人。品格の高き人。運步色葉「君子クンシ」 謠曲君子「君子に私の言葉なしとやおぼしけん」 易經上經「君子終日乾乾、夕惕若、厲无咎」 書經大禹謨「君子在野、小人在位」 ㊂梅・竹・蘭・菊又は蓮の雅稱。

(諺)君子は危きに近よらず 君子は好みて危險を犯さず。

(諺)君子は器ならず 君子は一材・一藝に長ずるのみならず、いづれの地におくもかなはぬ所なし。論語爲政「君子不器」

(諺)君子は友を以て鏡とす 君子は、朋友の批評を聞きて自省の材料とす。曾我物語九、十「愚人は銅を以て鏡とす、君子は友を以て鏡とす」

(諺)君子は庖廚を遠ざく 君子は生類を屠殺する場所を遠ざく。禮記玉藻「君子遠庖廚、凡有血氣之類、弗身踐也」

(諺)君子は獨を愼む 君子は人の見聞せざる處にても行ひを愼み守る。大學「君子必愼其獨也」

(諺)君子は豹變す 君子は過ちを改め、善に遷ること極めて著し。君子は時世に應じていちじるしく變化す。易經下經「君子豹變、小人革面征凶」

くん-し〔薰紙〕(名) 香料を染みこましたる紙片。熱し又は燃やして芳香を放たしむ。薰燭。

くん-し〔麇至〕 むらがり至ること。左傳昭公五年「求諸侯而麇至」

くん-じ〔訓辭〕(名) 訓戒のことば。訓言。左傳僖公七年「君若綏之以德、加之以訓辭」 史記儒林傳「文章爾雅、訓辭深厚」

くん-じ〔訓示〕 ㊀をしへしめすこと。又、其の事柄。㊁〔法〕上級の官廳又は官吏が、下級の官廳又は官吏に對してなす執務上の指揮又は注意。

ぐん-し〔軍士〕(名) ㊀へいし(兵士)に同じ。東鑑一治承四年十月六日「扈從軍士、不知幾千萬」 盛衰記十四「調得軍士之後、欲達案內之剋」 左傳哀公元年「在軍熟食者、分而後敢食。」杜注「必須軍士皆分熟食」 ㊁ぐんし(軍師)に同じ。史記藺相如傳「軍士許歷、請以軍事諫」

ぐん-し〔軍使〕(名) 交戰者の一方の使命を帶びて他の一方に赴く者。現今の戰時法規にては白旗を揭ぐべきものとす。陸軍の法規慣例に關する條約第三章「軍使」

ぐん-し〔軍師〕(名) ㊀軍の參謀。川中島合戰三「如何なる軍師が敵に與し、斯かる奇計をなしけるぞ」 後漢書鄧禹傳「以韓歆爲軍師」 ㊁巧みに策略を運らす人。

ぐん-し〔軍資〕(名) ㊀軍事の用度。令義解軍防令「軍資」 後漢書袁紹傳「軍資委輸、前後不絕」 宦者傳「內餘百姓、外供軍資」 ㊁物事の畫策に要する資本。

ぐん-し〔群司〕(名) おほくの役人。左傳襄公十年「庀群司、閉府庫」

ぐん-じ〔郡司〕(名) ㊀古へ郡の政務を掌る職。即ち、大領・少領・主政・主帳の總稱。また其の役所。續紀一大寶二年三月「任諸國郡司」 令義解軍防令「郡司謂郡司少領以上也」 宇治拾遺十五「郡の司に宿を取れり中略あるじの郡司は」 ㊁郡司の長官。即ち、大領(タイリヤウ)の特稱。

ぐん-じ〔軍事〕(名) 軍務に關する事柄。兵事。左傳哀公十二年「趙有側室曰穿、晉君之壻也、有寵而弱、不在軍事」 韓非子外儲左下「且夫卿必有軍事」

くんじ-あはす〔薰合〕(他動下二) かをりあはす。榮華鳥舞「香爐にさまざまの香を焚きてくんじあはせたるほど、えもいはずめでたし」

ぐんじ-いうびん〔軍事郵便〕(名) 軍事郵便物を取り扱ふ郵便。軍事郵便規則「軍事郵便」

ぐんじ-いうびんかはせ〔軍事郵便爲替〕(名) 戰時・事變の際、野戰郵便局又は艦船郵便所にて引受を取り扱ふ通常郵便爲替。爲替料及び其の他の料金を徵收せざるものとす。軍事郵便爲替貯金規則第二章「軍事郵便爲替」

ぐんじ-いうびんちよきん〔軍事郵便貯金〕(名) 戰時・事變の際、野戰郵便局又は艦船郵便所にて、預入れを取り扱ふ通常郵便貯金。軍事郵便爲替貯金規則第三章「軍事郵便貯金」

ぐんじ-いうびんぶつ〔軍事郵便物〕(名) 戰地若しくは戰地に準ずべき地に派遣せられたる軍隊・艦船・軍衙・軍人・軍屬等より發する郵便物、又は是れ等の者に宛てて發する郵便物の稱。軍隊・艦船・軍衙・軍人・軍屬等より發するものは料金を免除せらる。軍事郵便規則「軍事郵便物」

くんじいた-げ〔屈甚氣〕(副) くんじいたきやう。くんじいたさう。

くんじいた-さ〔屈甚〕(名) くんじいたきこと。くんじいたき度合。

くんじ-いたし〔屈甚〕(形二) いたくくんじたり。甚だしく心屈す。源竹川「皆人これにこそ心寄せ給ふらめ、我が身はいとどくんじいたく思ひ弱りて、あぢきなうぞ恨むる」

ぐん-しう〔群醜〕(名) 大勢のわるもの。多數の醜類。

ぐん-しう〔群聚〕 ぐんしふ(群集)に同じ。

ぐん-じう〔群獸〕(名) 多くのけもの。群をなせる獸類。

ぐん-しがく〔郡視學〕(名) 地方官たる郡職員の一。郡長の命を承けて、郡內學事の視察、其の他、學事に關する庶務に從事する判任官。地方官官制第四十一條「郡視學」

ぐんじ-きうじよ〔軍事救助〕(名) 〔法〕交戰國の一方に救助を與ふること。全力を擧げてなす救助と、物の種類と分量とを限りてなす救助とあり。前者を一般救助、後者を特別救助といふ。

ぐんじ-ぎやうせい〔軍事行政〕(名) 〔法〕ぐんせい(軍政)に同じ。關東都督府官制第十七條「民政部は軍事行政を除くの外一切の行政事務を掌る」

ぐんじ-ぎやうせいてすうれう〔軍事行政手數料〕(名) 〔法〕行政手數料の一。軍事行政權の使用に對して徵收するもの。

くんし-くわ〔君子花〕(名) 蓮の花の雅稱。

ぐんじ-けいさつ〔軍事警察〕(名)〔法〕 ㊀軍事に關する警察。憲兵をしてこれを掌らしむ。憲兵條例第二條「軍事警察」 ㊁戰時・事變に際し、戒嚴地・占領地等の治安を維持するため、其の地の司令官が通常の警察法によらずして行ふ警察。非常警察。

ぐんじ-けういく〔軍事教育〕(名) 軍人の養成に必要なる教育。

ぐんじ-こうさい〔軍事公債〕(名) ㊀平時に軍備の充備のため、また戰時に軍費の支辨のために募集する公債。㊁我が國の國債の一。明治二十七八年日淸戰役の際、軍費支辨のため、三回に亙りて募集せる公債。軍事公債條例「軍事公債」

ぐんじこうさい-しようしよ〔軍事公債證書〕(名) 軍事公債に對して發行せる公債證書。五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓の六種あり。明治三十九年大藏省令第七號「軍事公債證書」

くんし-こく〔君子國〕(名) ㊀禮儀に厚き國。山海經「君子國、衣冠帶劍、其人好讓不爭」 ㊁我が日本國の美稱。續紀三慶雲元年七月甲申「唐人謂我使曰、亟聞海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮儀敦行」

ぐんじ-さいばん〔軍事裁判〕(名) 軍法會議の裁判。

ぐんじ-さいばんしよ〔軍事裁判所〕(名) ぐんばふくわいぎ(軍法會議)に同じ。刑事訴訟法第三百十八條第三項「軍人軍屬に對する罰金の言渡及び執行は軍事裁判所又は所屬の長官又は隊長に囑託して之を爲す可し」

ぐんじ-さんぎくわん〔軍事參議官〕(名) 軍事參議院を組織する職員。元帥・陸軍大臣・海軍大臣・參謀總長・海軍軍令部長及び特にこの官に親補せられたる陸海軍將官を以てこれに充つ。軍事參議院條例第四條「軍事參議官」

ぐんじ-さんぎゐん〔軍事參議院〕(名) 天皇の帷幄の下にある重要軍務の諮詢機關。議長・參議官を以て組織し、幹事長・幹事の職員を置く。軍事參議院條例「軍事參議院」

ぐんじ-しきぶんでん〔郡司職分田〕(名) 郡司に給する職分田。大領の六町より主帳の二町に至る。田令「郡司職分田、大領六町中略主政・主帳各二町」

ぐんじ-しはふ〔軍事司法〕(名)〔法〕 軍法會議の權限に屬する司法事務。明治三十年九月勅令第三百十九號鎭守府條例第二十五條「司法部に於ては軍事司法懲罰及監獄事務に關する事を掌る」 海軍省官制第十條二「軍事司法懲罰監獄に關する事項」

くんし-じん〔君子人〕(名) 君子ともいふべき德行高き人。論語泰伯「臨大節而不可奪也。君子人與、君子人也」

ぐんじ-せんりやう〔軍事占領〕(名) 〔法〕戰時に、軍事上の目的にて占領すること。

ぐんじ-そうさい〔軍事總裁〕(名) 江戶幕府の末に置きし職名。陸軍奉行以下を支配するもの。

ぐんじ-たんてい〔軍事探偵〕(名) 平時に、外國に入りこみなどして、其の軍事上に關する祕密の探偵をなすこと。又、其の人。

くん-しつ〔熏室 燻室〕(名) 鮭・鱒などの燻製をなす室。

くん-じつ〔曛日〕(名) いりひ。ゆふひ。夕陽。夕日。夕曛。

ぐんじ-つう〔軍事通〕(名) 軍人にあらずして軍事に精通すること。又、其の人。

ぐんじ-てんけん〔軍事點檢〕(名) 軍艦にて、通常每日夕食後一同、乘員を戰鬪配置に著かしめ、各部署長の部下を點檢し、結果を艦長に報じ、同副長の下甲板を巡視し、結果を艦長に報告すること。

ぐんじ-ひ〔軍事費〕(名) 軍備の費用。戰爭の費用。軍費。

くん-しふ〔捃拾〕 ひろひとること。捃採。

ぐん-しふ〔群集〕 むれあつまること。又、其の集まりたるもの。太平記廿六「訴人徒らに群集して、愁へを不擾と云ふ者なし」

ぐんじ-ふうさ〔軍事封鎖〕(名)〔法〕 戰時封鎖の一。敵の海上戰鬪力のある所にて、通商に關係なき場所に行ふもの。(商事封鎖の對)

ぐんじ-ふたん〔軍事負擔〕(名)〔法〕 軍需を充實するため、直接に人民の被る財產上の負擔。即ち、徵發・要塞地役の類。

ぐんじ-めし〔郡司召〕(名) 郡司を補任し、位記を授くる式。貞信公記延喜十九年六月廿八日「郡司召定」

ぐん-しや〔軍者〕(名) 軍法に達したる人。軍學者。大友興廢記「豐後においても、角隈越前守といふ軍者あり」 川中島合戰三「魂は日本の楠、異國の孔明・孫吳にも劣らぬ軍者」

くん-しやう〔勳章〕(名) 敍勳者に下賜する徽章。即ち、菊花章・旭日章・瑞寶章・寶冠章・金鵄勳章の類。明治八年第五十四號布告「勳章」 勳章佩用式「勳章」

くん-しやう〔勳賞〕 勳功を賞すること。軍防令「勳賞高下、臨時聽勅」

くん-じやう〔君上〕(名) きみ。主君。韓非子難三「且君上者、臣下之所↢爲飾↡也」

くん-じやう〔勳狀〕(名) 勳功を賞して賜ふ褒狀。感狀。令義解軍防「陣別勳狀」謂下文↢官軍以下、職墓以上、皆具錄↢中、是故勳狀↡也

くん-じやう〔訓狀〕(名) 教訓の書狀。謠「訓狀」

ぐん-しやう〔軍將〕(名) 軍隊の指揮官。大將。盛衰記廿六、義經「軍將の其の日の裝束には、靑地錦の直垂に、黑絲縅の鎧著て」

ぐん-しやう〔軍餉〕(名) 軍隊の糧食。兵糧。

ぐん-じやう〔軍情〕(名) 軍事の事狀。

ぐん-じやう〔群生〕(名) 佛語。すべてのいきもの。群生(セイ)。盛衰記廿九、長光寺「君と佛法に合力して伽藍を興隆し、群生を可↢濟度↡」太平記十二、驛路「天滿天神中略地に天降っては讒侮の臣と成って、群生を利し給ふ」法華經「知↢一切世間天人群生類↡」

ぐん-じやう〔群靑〕(名) ㊀藍靑色の美麗なる顏料。日光及びあかり・に對して丈夫なれども、酸を注げば分解して硫化水素を發生す。天然にも産すれども、人工的には白陶土に炭酸曹達・硫黃末等を加へ、熱して之を製す。珪酸のあるみにうむ及びなとりうむ化合物と硫化なとりうむ・との化合物と見るべき組成のものなり。㊁次條の略。

ぐん-じやう-いろ 群靑色(名) 群靑の如き鮮かなる靑色。

くん-しやう-ねんきん〔勳章年金〕(名) 勳章に附加して賜はる終身年金。卽ち、金鵄勳章の年金の類。勳章年金支給細則「勳章年金」

くん-しやく〔勳爵〕(名) 勳等と爵位と。

くん-しやく〔熏灼 薰灼〕㊀ふすべやくこと。易經下篇「厲薰心。註危亡之憂、乃熏↢灼其心↡也」㊁勢威のさかんなること。權威をかがやかすこと。漢書谷永「許班之貴、傾↢動前朝↡熏↢灼四方↡」晉書郭璞「任↢職當↡權、熏↢灼內外↡」

くん-しやく〔訓釋〕字義を說き明かすこと。

くん-しゆ〔君主〕(名) 國家の統治主體たる人。又は統治作用を總攬する國家の最高機關。元首。帝王。皇帝。

くん-しゆ〔葷酒〕(名) 一種の臭氣ある蔬菜と酒と。葷を食ひ酒を飮むこと。「葷酒不↠許↠入↢山門↡」

くん-じゆ〔薰修〕感化を受け修行を積むこと。薰陶。平家六、小督「三密・行法の御薰修も、功積もらせおはします」著聞三釋「深く大悲の誓願を憑みて、不退の行法薰修せり」

ぐん-しゆ〔郡主〕(名) 郡の長。奧羽永慶軍記卅五、和賀「某累代和賀の郡主たりといへども」

ぐん-しゆ〔軍須〕(名) 軍事上に用ふること。又、其の用品。

ぐん-じゆ〔軍需〕(名) 軍事上の需用。又、其の需用の物品。戒嚴令第十四條二號「軍需に供す可き民有の諸物品」徵發令第二條「陸軍或は海軍の全部又は一部を動かすに方り其所要の軍需を地方の人民に賦課して徵收するの法」

ぐん-じゆ〔群集〕むらがりあつまること。ぐんしふ。盛衰記四十八、女院「一門の榮花は堂上花の開くが如く、萬人の群集は門前に市を立つるに不↠異」謠曲「實に有り難き御利益、法界無邊の御慈悲ぞと、踵をついで群集する」

ぐん-しゆう〔群衆〕(名) むらがりたる多人數。

くんしゆ-がふどう〔君主合同〕(名) 獨立せる二箇又は二箇以上の國が、同一の君主を戴くもの。

くんしゆ-こく〔君主國〕(名) 君主國體の國。皇帝又は王等の尊稱を有する人を首長に戴く國。專制君主國と立憲君主國との別あり。

くんしゆ-こくたい〔君主國體〕(名)【法】國體の一。特定の一人を統治主體となすもの。

くんしゆしゆけん-せつ〔君主主權說〕(名)【法】國家の主權は君主にありと唱ふる學說の稱。(國家主權說の對)

くんしゆ-せいたい〔君主政體〕(名)【法】政體の一。特定の一人が一國の統治作用を總攬するもの。

くんしゆ-せいぢ〔君主政治〕(名)【政】君主政體を採る國の政治。

くんしゆ-せいど〔君主制度〕(名) 君主政體の制度。

くんしゆ-せんせい〔君主專制〕(名)【法】君主が自己の自由意思によりて其の國の政治を行ひ、獨立機關を經べき法の制限を受けざること。

ぐんじ-ゆそう〔軍事輸送〕(名) 特に準備したる鐵道列車により、又は普通列車中一車輛以上を專用して、陸海軍團隊及び其の馬匹・軍需品等を輸送すること。鐵道軍事供用令第一條「軍事輸送」

ぐん-じゆつ〔軍術〕(名) 戰爭の技術。軍法。戰術。百合若大臣野守鏡「島蝦夷の軍術、何事かあるべき」

くんしゆ-どくさい〔君主獨裁〕(名)【法】くんしゆせんせい(君主專制)に同じ。

ぐんじゆ-ひん〔軍需品〕(名) 軍需に供する物品。軍需。鐵道軍事供用令第一條二項「馬匹及軍需品」

くんしゆ-ふかしん〔君主不可侵〕(名)【法】君主は國法を以て律すべからずといふこと。

ぐん-しよ〔軍書〕(名) ㊀軍事上の文書。漢書息夫躬「軍書交馳而輻輳、羽檄重↠跡而狎至」後漢書呂布「恐↢其不↟至、乃詐以↢軍書↡徵召」㊁軍學に就きての書物。又は戰爭の事を記せる書物。軍記。艶狩劍本地三「軍書の評判聞きたる外、耳なれぬ戀咄し」木蘭歌「軍書十二卷、卷卷有↢爺名↡」

ぐん-しよ〔群書〕(名) いろいろの書物。多くの書物。漢書司馬遷傳「自↢劉向揚雄↡博↢極群書↡」同敍傳「斑斿以↢選受↡詔、進↢讀群書↡」

くん-じよう〔薰蒸 燻蒸〕燻烟蒸發すること。むすこと。ふすぶること。

ぐん-しよき〔郡書記〕(名) 郡職員の一。郡長の命を承けて庶務に從事する判任官。地方官官制第四十條「郡書記は郡長の命を承け諸庶務に從事す」

くん-しよく〔勳色〕(名) くんとう(勳等)に同じ。軍防令「勳色雖↠同、而優劣少異者、皆以↢次歷名↡」

くん-しよく〔薰燭〕(名) くんし(薰紙)に同じ。

ぐん-しよく〔軍職〕(名) 軍事上に關する職務。陸海軍に從屬する官職。宋史選舉志「崇勳性食郎、久任↢軍職↡」

ぐん-しよくゐん〔郡職員〕(名) 地方官の一。國の行政區劃たる郡に於ける國の行政事務に從事するもの。郡長・郡書記及び郡視學に分かつ。各條を見よ。明治二十六年十月勅令第百六十二號地方官官制第三十七條「郡職員を置くこと左の如し」

ぐんしよ-よみ 軍書讀(名) ぐんだんし(軍談師)に同じ。

ぐんじり(名、副) くじけたる音。かた言

ぐんじ-れいくわん〔軍司令官〕(名) 一軍の指揮を掌る者。大將又は中將を以てこれに補す。

くん-しん〔君臣〕(名) きみとけらいと。十訓中「君臣の禮は忘れ難く、魚水の契りも忍び得ずやおぼえさせ給ひけん」易經序卦「有↢父子↡然後有↢君臣↡、有↢君臣↡然後有↢上下↡」禮記樂記「天尊地卑、君臣定矣」

くんしん すゐぎよ〔君臣水魚〕君は水臣は魚に同じ。きみ(君)の條を見よ。太平記廿二、義助被↠參↢吉野↡「其の命無↠恙して今ここに來たる事、君臣水魚の忠德再可↠露故也」

くん-しん〔勳臣〕(名) 勳功ある臣下。功臣。

くん-しん〔葷辛〕(名) 一種の臭氣ある蔬菜と、辛味ある蔬菜と。

くん-じん〔勳人〕(名) 勳功ある人。敍勳せらるる人。軍防令「凡申↢勳簿↡、皆具錄↢陣別勳狀、勳人官位・姓名中略器械↡」

ぐん-しん〔群臣〕(名) 多くの臣下。諸臣。十訓中「帝群臣に仰せて」太平記四、呉越軍「只群臣口を噤み、萬人目を以てす」書經說命「群臣咸諫↢于王↡曰」左傳僖公十五年「皇天后土實聞↢君之言↡、群臣敢在↢下風↡」

ぐん-じん〔群神〕(名) 多くのかみ。諸神。書經舜典「望↢于山川↡、徧↢于群神↡」

ぐん-じん〔軍神〕(名) ㊀武運を守護する神。いくさがみ。㊁軍人の模範たるべき勇武なる行爲をなして死したる人を神と譽へていふ語。

ぐん-じん〔軍人〕(名) ㊀軍職にある人。いくさびと。兵士。軍防令「軍人・兵馬・甲仗見在損失」左傳昭公廿三年「楚師燔。杜注其軍人無↢復氣勢↡」㊁陸海軍の兵籍にあるもの。卽ち、陸海軍武官及び兵卒の總稱。陸軍と海軍とによりて陸軍軍人と海軍軍人とに分かつ。大日本帝國憲法第三十二條「陸海軍の法令又は紀律に低觸せざるものに限り軍人に準行す」

ぐんじん-おんきふ〔軍人恩給〕(名) 恩給の一。現役を離れたる陸海軍人に支給するもの。退職恩給・免除恩給・增加恩給・賑恤金及び給助金の五種に分かつ。各條を見よ。軍人恩給法「軍人恩給」

ぐんじん-さい〔軍神祭〕(名) 軍神に戰勝を祈り、又は勝戰を奉告するために行ふ祭典。

くん-す 曛(自動變) 日沒す。日くる。くんず。

くん-す(他動四) くだんすの轉。くださんす。膝栗毛四上「且那おりてくんせ」

くん-ず〔裙子〕(名) 僧侶の腰より以下を蔽ふ一種の服。形、袴に似てひだ多し。腰衣。

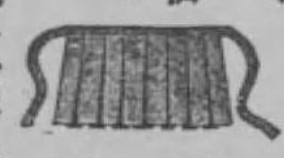

(くんず)

くん-ず 屈(自動變) くっす(屈)に同じ。枕四「きのふさばかりありけんものを、夜のほどに消えぬらんことと、いひくんずれば」源氏葵「かの居なみくんじたりつる氣色どもぞ、哀れに思ひ出でられ給ふ」

くん-ず 熏 燻(自動變) いぶる。くすぶる。けむる。

くん-ず 薰(自動變) かをる。にほふ。榮華音樂「いろいろの寶の香どもを焚かせ給へれば、いきやうくんじたり」

くん-ず 薰(他動變) かをらす。にほはす。延慶本平家一本、忠盛死去「本尊の御前に香を焚き花を薰じ給ひけるが」

ぐん-す 軍(自動變) 陣取る。たむろす。陣す。左傳隱公五年「以↢三軍↡軍↢其前↡」

ぐん-すゐ〔軍帥〕(名) 一軍の統帥。軍の大將。川中島合戰二「今信玄が軍帥に額まん者、勘介ならで日本に覺えず」左傳宣公十二年「命爲↢軍帥↡、而卒以↠非夫↡」

ぐん-すゐ〔群帥〕(名) おほくの大將。左傳昭公廿七年「又誤↢群帥↡、使↠退↢其師↡」

ぐんすゐ-たふり〔郡出納吏〕(名) 地方自治團體たる郡に置く吏員の一。郡長が郡官吏又は郡吏員の中より命じて、郡の出納事務を掌らしむるもの。郡制第七十六條「郡出納吏は出納事務を掌る」

くん-せい〔薰製 燻製〕豚・鮭・にしんなどの臟腑及び背骨を取りさりて鹽藏し、燻室にて樹脂少なき木の屑などを焚きたる烟にふすべて製すること。又、其のもの。

ぐん-せい〔群生〕(名) すべての生物。おほくの人民。ぐんじやう。莊子在宥「吾又欲↧官↢陰陽↡以遂↦群生↥、爲↠之奈何」漢書宣帝紀「獄者萬民之命、所↢以禁↠止暴邪↡、養↢育群生↡也」同禮樂志「群生和、而萬民殖」

ぐん-せい〔群星〕(名) 多くのほし。

ぐん-せい〔郡政〕(名) 一郡の政事。郡內の行政。

ぐん-せい〔軍制〕(名) ㊀軍事上の制度。南史吉士瞻「不↠顧↢軍制↡、輙離↢所部↡」㊁軍隊の編制及び經理に關する規則。㊂ぐんようきん(軍用金)に同じ。晉書石季龍載記「百姓窮窘、鬻↠子以充↢軍制↡」

ぐん-せい〔軍政〕(名) ㊀軍事に關する政務。左傳宣公十二年「軍政不↠戒而備」後漢書黃香「曉↢習邊事↡、均↢量軍政↡、皆得↢事宜↡」㊁【法】行政の一。陸海軍の編制及び其の維持・供給に關するもの。陸軍と海軍とによりて陸軍軍政と海軍軍政とに分かち、陸軍大臣は陸軍軍政を管理し、海軍大臣は海軍軍政を管理す。軍事行政。陸軍省官制第二條「陸軍大臣は陸軍軍政を管理し」海軍省官制第二條「海軍大臣は海軍軍政を監理し」

ぐん-せい〔軍聲〕(名) 軍隊の行動する音響。

ぐん-せい〔軍勢〕(名) 軍の威勢。姚泓載記「軍勢彌盛」

ぐん-ぜい〔軍勢〕(名) 軍の人數。軍隊。兵衆。軍兵。伯耆卷「隱岐・出雲兩國之以↢軍勢↡、警固稠しかりけり」太平記十七、義貞「天下の爲めに重かるべき大將の御身としてだにも、軍勢の命に替らんとし給ふぞかし」

ぐんぜい さいそく〔軍勢催促〕軍勢を徵集すること。太平記八、主上自令↢修↡「錦の御旗を立てて此の宮を上將軍と仰ぎ奉りて、軍勢催促の令旨を被↢成下↡けり」

ぐんせい-がく〔軍制學〕(名) 軍制に關する規則を研究する學問。

ぐんせい-しよ〔軍政署〕(名) 占領地などにて、其の地域內の軍政を取り扱ふために設けたる役所。

くんせい-ひん〔燻製品〕(名) 燻製したる品。

ぐん-せう〔群小〕(名) 多くの小人。又、多くの小さきもの。詩經邶風「憂心悄悄、慍↢于群小↡」史記平準書「有國彊者、或幷↢群小↡以臣↢諸侯↡」

くん-せき〔勳績〕(名) いさを。てがら。功績。勳功。

くん-せき〔捃摭〕ひろひとること。捃拾。

ぐん-せき〔軍籍〕(名) ㊀軍人たる地位・分限。民事訴訟法第三百二條三項「豫備後備の軍籍にあらさる軍人軍屬」㊁へいせき(兵籍)に同じ。

ぐん-せき〔群籍〕(名) おほくの書物。いろいろの書物。群書。晉書皇甫謐「耽↢翫典籍↡」群籍、尤好↢莊老↡」

くん-せん〔薰染〕よき感化を受くる

こと。よき感化を與ふること。そまること。かぶれること。感染。

くん-ぜん〔薫然〕（副）和氣の靄然たるさまにいふ語。莊子天下「薫然慈仁、謂之君子」

くん-ぜん〔醺然〕（副）酒に醉ひて心地よきさまにいふ語。

ぐん-せん〔軍扇〕（名）古昔、軍中にて用ひし扇。多くは骨を鐵にて造り、漆紙をはり、表に日輪、裏に月輪を畫がく。

（ぐんせん）

ぐん-せん〔軍船〕（名）水戰に用ふる船。いくさぶね。兵船。

くん-せんし〔君仙子〕（名）うつぎの實。藥種屋の語。

くん-そく〔君側〕（名）君主のそば。君邊。左傳成公十六年「唐苟謂石首曰、子在君側」

くんそく を きよむ 淸君側 君側の姦臣を除く。

ぐん-ぞく〔軍屬〕（名）陸海軍の文官・同待遇者、又は宣誓して軍務に服する者。陸軍と海軍とによりて陸軍軍屬と海軍軍屬とに分かつ。（軍人の對）

ぐん-ぞく〔群俗〕（名）多くの人民。民衆。太平記十二、公家一統政道「群俗歸風、若披霜而照春日」

くん-そつ〔訓卒〕（名）兵卒の訓練。また、訓練せる兵卒。

ぐん-そつ〔軍卒〕（名）軍兵。軍勢。卒伍。兵卒。運步色葉「軍卒グンソツ」

ぐん-そん〔群孫〕（名）多くのまご。

ぐん-そん〔郡村〕（名）㊀郡と村と。㊁ゐなか。地方。

ぐんそん-たくち〔郡村宅地〕（名）有租地の第一類に屬する地目。市街宅地にあらざる村落、又は小市街の宅地。地租條例第三條「郡村宅地」宅地組換法第二條「郡村宅地を市街宅地に市街宅地を郡村宅地に組換を要するときは命令を以て之を定む」

くん-たい〔裙帶〕（名）㊀もすそとおびと。朗詠「靑蘿裙帶展新蒲」庭訓往來八月「巫八乙女者曳裙帶、舞遊透廊」㊁くたい（裙帶）に同じ。枕六「靑すそごのも・からぎぬ・くんたい・ひれなどして」

ぐん-たい〔軍隊〕（名）㊀軍の編制又は隊伍。㊁陸上の戰鬪及び防備に當たる一隊の軍。陸軍。㊂軍營の內。軍人の仲間。

ぐん-だい〔郡代〕（名）〔郡邑の代官の義〕㊀室町時代、しゆごだい（守護代）の別名。甲陽軍鑑廿一諏訪郡代板垣信形に仰せ附けられ候」㊁江戶時代、幕府の直轄地を支配する役。代官と職掌全く同じけれども、特に管轄區域廣くして十萬石以上に及ぶか、又は形勝の要地にあるものをいふ。大代官。

ぐん-だい〔軍代〕（名）ぢんだい（陣代）に同じ。

ぐんたい-てちやう〔軍隊手帖〕（名）陸海軍の下士卒に下付せらるる手帖。其の姓名・所屬部隊・賞罰等を記入するもの。

くん-たう〔薰陶〕〔くん（薰）は香のしみこむこと。たう（陶）はやきつくる義〕德敎を以て訓育すること。宋史程顥傳「今人善敎其子弟者、必延名德之士、使與之處、以薫陶成性」

くん-だう〔君道〕（名）人君として履むべきみち。君たる道。謠曲鉢木「そも君道を守らんの其の誓願の御誓ひ、いかなる謂れなるらん」易經上象「迷復之凶、反君道也」孟子離婁「欲爲君、盡君道、欲爲臣、盡臣道、二者皆法堯舜而已矣」

くん-だう〔訓導〕㊀敎へみちびくこと。敎導。後漢書竇武「上書求退紹位、又自責不能訓導、當先受罪」南史明山賓「累居學官、甚有訓導之益、諸生皆愛之」㊁小學校の正敎員。明治二十四年勅令第二百十八號第二條「訓導」㊂神道敎會の職名。

ぐん-たう〔軍刀〕（名）軍人の携帶する刀。戰鬪の用に供する刀。

ぐん-たう〔郡稻〕（名）王朝時代、田租を割きて諸國の郡費に充てたるもの。令義解賦役令「凡土毛、臨時應用者、並准當國時價、價用郡稻」謂以其郡田租稻爲郡稻也」

ぐん-たう〔群盜〕（名）多くの盜賊。群をなす盜賊。東鑑六、文治二年九月十五日「召群盜張本平庄司、被禁置左獄」史記秦始皇紀「關東群盜並起」

ぐん-たう〔群黨〕（名）さまざまの黨。群がりて黨をなすこと。

ぐん-たう〔群島〕（名）【地】島の群集せるもの。

くんだり 下（名）くだり（下）の音便。

ぐんだり〔軍茶利〕（名）ぐんだりやしや（軍茶利夜叉）の略。榮華玉臺「佛を見奉れば、降三世・軍茶利は立ち給へり」

ぐんだり の ほふ 軍茶利法 佛語。ぐんだりやしやのほふ（軍茶利夜叉法）に同じ。ぐんだりやしや（軍茶利夜叉）の條を見よ。榮華初花「心譽阿闍梨は軍陀利の法なるべし、赤衣著たり」

ぐんだり-みやうわう〔軍茶利明王〕（名）次條に同じ。

ぐんだり-やしや〔軍茶利夜叉〕（名）佛語。ぐんだりやしやみやうわう（軍茶利夜叉明王）の略。氣陣八島三「南方に軍茶利夜叉」

ぐんだりやしや の ほふ 軍茶利夜叉法 軍茶利夜叉明王を本尊として加持・祈禱する法式。太平記十六、新田殿「本尊を北向きに立てて、軍茶利夜叉の法をぞ被行ける」

ぐんだりやしや-みやうわう〔軍茶利夜叉明王〕（名）眞言宗にて立てたる五大明王の一。八臂を有し、忿怒の相を表はせる神。謠曲道成寺「南方に軍茶利夜叉明王」

（ぐんだりやしやみやうわう）

くん-たん〔涒灘〕（名）申の歲の異稱。爾雅「大歲在申曰涒灘」

ぐん-だん〔軍團〕（名）㊀古へ諸國に配置したる軍隊。正丁の三分の一を徵發して組織せるもの。大・中・小の別あり。軍防令「凡軍團、大毅・小毅」唐書百官志「卒伍軍團之名數、器械車馬之多少」㊁作戰上、數個師團を合はせて一司令官の指揮の下に置くもの。陸軍治罪法第九條第三項「軍中に於ては軍團師團混成旅團に軍法會議を設け」

ぐん-だん〔軍談〕㊀戰事を談ずること。㊁軍記の講談。

ぐんだん-ぐんばふくわいぎ〔軍團軍法會議〕（名）陸軍軍法會議の一。軍中に設け、軍團所屬の佐官以下の軍人の犯罪を審判する所。

ぐんだん-し〔軍談師〕（名）軍記の講談を營業とする人。軍書讀。講釋師。

くん-ぢ〔軍持〕（名）梵語。くわびん（華瓶）の異名。太平記卅七、畠山「尋常の寒梅樹折れて軍持に上ぼれば、一段の淸香人の心を感ぜしむ」下學集「軍持グンヂ、瓶也」翻譯名義集七「軍遲此云瓶」

ぐん-ち〔軍致〕（名）戰陣にて極致とすること。庭訓往來六月「夜詰後詰者、陣旅之軍致也」

くん-ちやう〔君長〕（名）長となりて君たるもの。きみ。主君。禮記表記「以敬事其君長」左傳襄公四年「君長誰受其咎」史記貨殖「各分散居谿谷、自有君長」

くん-ぢやう〔薫錠〕（名）香料の粉末をまぜ、護謨漿にて煉り合はせたるもの。熱き金屬板上に摩擦して塗れば芳香を放つ。

ぐん-ちやう〔郡廳〕（名）郡の役所。郡役所。趙抃詩「落澗通池沼郡廳」

ぐん-ちやう〔郡長〕（名）府縣知事の指揮・監督の下に、郡に關する國の行政事務を處理する奏任官の郡職員。兼ねて郡會及び郡參事會の議決を執行し、郡を代表する自治機關。地方官官制第三十五條「郡長は奏任とす」郡制第六十六條「郡長は郡を統轄し郡を代表す」

ぐん-ちゆう〔軍中〕（名）㊀軍隊又は陣營のなか。陣中。左傳成公十六年「塞井夷竈、陳於軍中、而疏行首」戰國策秦「以軍中爲家、將帥爲父母」㊁戰爭の繼續せるうち。出征の間。

ぐん-ちゆう〔軍忠〕（名）軍事に係りたる忠節。太平記十二、公家一統政道「公家・武家の輩、二箇國・三箇國を賜はりけるに、さしもの軍忠有りし赤松入道圓心に、佐用庄一所計りを被行」

ぐん-ちゆう〔群蟲〕（名）多くのむし。群をなせる蟲類。

ぐん-ちよ〔軍儲〕（名）軍資のたくはへ。

くん-ちよう〔君寵〕（名）君主の寵愛。

くん-ちよく〔皸瘃〕（名）あかぎれとしもやけと。

ぐん-ぢん〔軍陣〕（名）戰爭の陣だて。軍隊。盛衰記廿二、衣笠合戰「軍陣に酒を送るは法也、戰場に酒を請くるは禮也」史記李將軍傳「與人居、則畫地爲軍陣」漢書景帝十三王「具天下之興地及軍陣圖」

くん-てう〔君朝〕（名）てうてい（朝廷）に同じ。盛衰記三、淸盛息女「勢ひ既に君朝に並び、富み又皇室に過ぎたり」

ぐん-てう〔群鳥〕（名）多くのとり。群をなせる鳥。大藏流狂言狐塚「狐塚田へ群鳥が數多附くと申すに依って」

ぐん-てき〔群敵〕（名）多くの敵。群をなせるかたき。衆敵。盛衰記四十一、平家落壇浦「平家立籠備前國兒島之時、盛綱遙かに海上を渡し、先陣を蒐けて群敵を責め落とし畢はんぬ」

くん-てん〔訓點〕（名）訓讀するために附けたる返り點・振假名など。

くん-てん〔訓典〕（名）訓戒となるべき典籍。左傳文公六年「告之訓典、敎之防利」

くん-でん〔訓傳〕（名）經書の解釋書。

ぐん-てん〔群典〕（名）多くの書物。いろいろの典籍。群籍。

くん-とう〔勳等〕（名）勳功を賞するために設けたる等級。現今は分かちて八級となし、これに敍するものに勳章を賜ふ。令義解軍防令「其勳等之日、即依先次銓、以爲次序」明治八年第五十四號布告「朕惟ふに凡そ國家に功を立て績を顯す者宜く之を褒賞し以て之を酬ゆへし仍て勳等賞牌の典を定め人人をして寵異表彰する所あるを知らしめんとす」同「勳等は勳績及功勞ある者を賞する爲めに設くる所の階級にして位階と異なる故に各種の勳章を佩用せしむ」

くん-とく〔君德〕（名）君主の德。易經上乾「見龍在田、利見大人、君德也」

くん-とく〔薰督〕 薰陶し監督すること。臨逐隊艦隊條例第三條「司令中將部下を薰督訓練し」

くん-どく〔訓讀〕 漢字に日本語を當てて讀むこと。（音讀の對）

ぐん-ない〔郡內〕（名）㊀郡の區域內。東鑑四、文治元年八月廿一日「稱在郡內、押領件鄉」㊁次條の略。天網島中「下に郡內・黑羽二重、縞の羽織に沙綾の帶」

ぐんない-おり〔郡內織〕（名）甲斐國都留郡郡內地方より出だす絹織物。ぐんない。

ぐんない-じま〔郡內縞〕（名）郡內織の縞物。心中宵庚申上「年は三九の郡內縞、血汐に染みて」

ぐんない-ふうろ（名）【植】牻牛兒苗（フウロ）科、牻牛兒苗屬の多年生草本。莖の高さ一二尺。葉は掌狀に五乃至七深裂し、各裂片はやや菱形、鈍頭、缺刻を有す。莖・葉共に毛茸多し。夏日、莖頂に淡紫色の美花を開く。我が國、各地の山地に自生し、又、觀賞用として栽培せらる。

ぐんない-ふとおり〔郡內太織〕（名）山梨縣郡內地方より產出する太織。

ぐんなり（副）力のぬけたるさまにいふ語。勢ひの衰へたるさまにいふ語。ぐたり。ぐにやり。ぐんにやり。

くん-にく〔燻肉〕（名）いぶしたる肉。燻製の肉。

ぐんにやり（副）ぐにやりの訛り。博多小女郎波枕上「動ぜぬ自慢の九右衞門始め六七人が、ぐんにやりぐんにやり、俄かに顏色茄菜の樣に」孕常磐五「いきいきなされた牛若樣も、ぐんにやりならんした」

くんねる 憤（自動四）古語。心平かならず。怒りを含む。くねる。名義抄「憤クンヌ、ホトホル、イカル」

くん-のう〔君王〕（名）くんわう（君王）の音便。

ぐん-のうくわい〔郡農會〕（名）農會の一。郡の區域を其の區域とし、其の區域內の町村農會を以て組織するもの。農會令第三條「郡農會の區域は郡の區域に依り」

ぐん-ば〔軍馬〕（名）軍用に供する馬。會計法第二十四條第十號「軍馬を買入るるとき」軍馬補充部條例第二條「軍馬の供給育成購買」漢書食貨志「令公卿以下、至郡縣黃綬吏、皆保養軍馬」

ぐん-ばい〔軍配〕（名）㊀軍勢の配置・進退などの指揮。三好記「白井入道淨三は、其のころ無雙の軍配名譽」甲陽軍鑑三「山本勘介中國京流の兵法も上手なり、軍配も存知仕りたる者なり」㊁機を見て進退すること。かけひき。商略。㊂ぐんばいうちは（軍配團扇）の略。

ぐんばい ふる 軍配振 さしづをなす。指揮す。艶狩劍本地三「恐らく戀の道の孫子・吳子、軍配振って勝負を附けねば歸らぬ」

ぐんばい-うちは〔軍配團扇〕（名）㊀古昔、大將が軍の配當・進退などの指揮に用ひし武具。多くは漆塗りの薄きいため革にてひらたき瓢簞形に造り、鐵の柄をすげたるもの。九曜の星・梵字などを金泥にて畫く。軍扇。甲陽軍鑑廿「信玄公立って軍配團扇にてうけなさる。後、見ればうちはに八刀痕あり」大原問答靑葉笛「範賴卿、軍配團扇おっ取りのべ」㊁相撲の行司などが、其の勝負の決定を示すに用ふる具。其の製は前に同じ。天下

（ぐんばいうちは㊀）

太平國家安全の八字を金泥にて書く。㊂敎所の名。圖【植】ぐんばいなづな（過藍菜）の異名。

ぐんばい-しゃ 〜軍配者 （名） 昔時、軍配を司りし人の稱。大將。用明天皇職人鑑五「軍師・軍監・ぐんばいしゃ」

ぐんばい-なづな 過藍菜 （名） 【植】十字花科、過藍菜屬の一年生草本。莖の高さ一尺許り。葉は長楕圓形或ひは披針形、上部の葉は葉柄無く、葉脚耳形をなして莖を抱く。春夏の際、白色の小花を開き、總狀花序に排列す。果實は翼を有し、やや軍配團扇の狀を呈す。我が國、各地の原野に自生す。ぐんばいうちは。

ぐんばい-ひるがほ （名） 【植】うちはかづらの異名。

ぐんばい-ほほづき 軍配酸漿 （名） 【動】海酸漿（うみほほづき）の一種。軍配團扇の形をなせるもの。

ぐん-ぱう 〜群芳 （名） ㊀多くのうつくしき花。いろいろの美しき花。群英。㊁うつくしき花の咲く多くの草木。

ぐん-ぱう 〜群邦 （名） 多くのくに。衆邦。諸國。

ぐん-ぱう 〜軍帽 （名） 軍人の制帽。陸軍にては第一種帽及び第二種帽の二種、海軍にては正服帽及び通常禮服帽の二種あり。陸軍服制「軍帽」海軍服制「軍帽」

ぐん-ぱう 〜軍防 （名） 軍事の防備。大寶令「軍防令」

ぐんぱう-じむきょく 〜軍防事務局 （名） 明治元年二月に置かれし七局の一。海軍・陸軍・練兵・守衛・緩急・軍務を掌るもの。督・輔・權輔・判事の職員を置く。

ぐん-ばく 〜軍幕 （名） ぢんまく（陣幕）に同じ。運歩色葉「軍幕」

くん-ばつ 〜勳閥 （名） 勳功ある家がら。唐書李素「勳閥家子、所歷皆以更能顯、政績暴著」

ぐん-ぱふ 〜軍法 （名） ㊀戰爭の方法。兵法。陣法。甲陽軍鑑末書「信玄公云、軍法の本は、先づ我が國を治むるにあり」國姓爺三「唐土の兵書を學び、本朝古來名將の合戰・勝負の道理を考へ、軍法に心を委ねしに」漢書高帝紀「令蕭何次律令、韓信申軍法」㊁軍人の刑法。㊂軍隊內部の規則。軍紀。禮記祭義「合其卒伍、置其有司、以軍法治之」

ぐんぱふ-くわいぎ 〜軍法會議 （名） 特別裁判所の一。陸海軍刑法を適用すべき被告人を裁判する所。陸軍軍法會議と海軍軍法會議とに分かつ。各條を見よ。陸軍治罪法「軍法會議」海軍治罪法「軍法會議」

ぐんぱふ-しゃ 〜軍法者 （名） 軍法に長じたる人。大友興廢記大將心持「河田大膳入道休叱と聞えしは、名譽の軍法者なり」川中島合戰三「隱れもない軍法者」

ぐんぱふ-だて 軍法立 （名） なまじひに軍法に關したる事をいひ、又、なすこと。吉野都女楠四「ええ小面憎くや、童ならぬ童の樣にしてゐや。出るままの軍法だて」

ぐんば-ほじゅうぶ 〜軍馬補充部 （名） 陸軍大臣の管理に屬し、軍馬の供給・育成・購買並びに資源の調査を掌る官廳。本部及び支部より成り、本部には本部長・部員・主計・技師及び下士・判任文官の職員を置き、支部には支部長・部員・主計・獸醫・技師及び下士・判任文官の職員を置く。軍馬補充部條例「軍馬補充部」

ぐん-ばん 〜軍幡 （名） 古昔、出征の時に用ひし兵士の標旗。令義解軍防令「軍幡」

ぐん-ぴ 〜郡費 （名） 自治團體たる郡の費用。郡內の各町村より賦課・徵收するものとす。郡制第九十八條「郡費を以て支辨する事件」

ぐん-ぴ 〜軍費 （名） ㊀戰爭の費用。戰費。軍事費。明治二十八年法律第八號「淸國との交涉事件に關する軍費支辨の爲更に一億圓を限り一箇年六朱以下の利子を以て漸次公債を募集し」史記張耳陳餘傳「頭會箕斂、以供軍費」㊁軍備の費用。

ぐん-ぴ 〜群飛 むらがりとぶこと。群をなして飛ぶこと。

ぐん-び 〜軍備 （名） 戰爭の準備。軍事上の設備。

ぐんぴ-ばいしゃうきん 〜軍費賠償金 （名） 國際戰爭又は二國以上に涉る事變にて、其の一國が他國の消費したる軍費を賠償するために支拂ふ金。

ぐん-ぴゃう 〜軍兵 （名） ㊀つはもの。軍勢。軍隊。兵隊。保元新院御謀反思召立「軍兵東西より參り集まり、兵具を馬に負はせ」平家一鹿谷「兵具を調へ、軍兵を語らひおき」三國志魏文帝紀「諸軍兵並進」㊁雜兵。兵卒。

ぐん-ぴん 〜群賓 （名） おほくの賓客。晉書盧欽傳「守不動之安者、不假盧於群賓」

くん-ぷ 〜君父 （名） きみとちちと。砂石集二「君父のためには命をも捨て」左傳僖公五年「君父之命不校」

（諺）君父の仇は俱に天を戴かず 君父の讐敵たる者とは、俱に此の世に生存するを欲せず。復讐せずにはおかれず。

ぐん-ぶ 〜軍賦 （名） 軍事上の賦課。

ぐん-ぷ 〜軍府 （名） 軍用の器具を藏するくら。左傳成公九年「晉人以鍾儀歸、囚諸軍府」

ぐん-ぷ 〜軍夫 （名） 從軍の人夫。

ぐん-ぶ 〜郡部 （名） 郡に屬する部分の稱。（市部の對）府縣制第百四十條第二項「市部郡部の經濟を分別し」

くん-ぷう 〜薰風 （名） 夏季の風。南風。又、かをりよき風。日本武尊吾妻鑑四「八天の塵納まって、薰風四海に吹き渡らば」用明天皇職人鑑五「佛舍利の光明棚引き、薰風渡って」呂氏春秋「東南曰薰風」

ぐんぶ-ぎゐん 〜郡部議員 （名） 府縣會の議員中、其の府縣の郡部より選出せられたる議員の稱。（市部議員の對）

ぐん-ぷく 〜軍服 （名） 軍人の制服。

ぐんぶ-くわい 〜郡部會 （名） 郡部と市部との經濟を分別したる府縣にて、其の郡部に關する事件のみを議決するために、郡部議員を以て組織せる府縣會。府縣制第百四十條「特別の事情ある府縣に於ては勅令の定むる所に依り市部郡部の經濟を分別し市部會郡部會市部參事會郡部參事會を置き其の他必要なる事項に關し別段の規定を設くることを得」

ぐんぶ-さんじくわい 〜郡部參事會 （名） 郡部と市部との經濟を分別したる府縣にて、其の郡部に關する事件のみを執行するために、府縣知事・府縣高等官參事會員及び郡部會の選擧したる府縣名譽職參事會員を以て組織せる府縣參事會。府縣制第百四十條「特別の事情ある府縣に於ては勅令の定むる所に依り市部郡部の經濟を分別し市部會郡部會市部參事會郡部參事會を置き其の他必要なる事項に關し別段の規定を設くることを得」

ぐん-ぶつ 〜軍物 （名） 軍事に關したる物品。軍防令「傳送囚徒及軍物」

ぐん-ぶてい 〜群不逞 （名） おほくの無賴漢。左傳襄公十年「故五族聚群不逞之

人、因公子之徒以作亂」

ぐん-ぺう 〜軍票 （名） 戰地などにて、軍隊の給養に必要なる物品を購求する便宜のために使用する特殊の手形。軍用手票。軍用切符。

くん-ぺん 〜君邊 （名） 主君のそば。君側。謠曲巴「君邊に仕へ申せども」

くん-ぼ 〜勳簿 （名） 勳功を記せる帳簿。軍防令「凡申勳簿、皆具錄陣別勳狀」中略「器械附簿、送太政官」

ぐん-ぽう 〜軍鋒 （名） ㊀軍のほこさき。軍の威勢。㊁軍の先鋒。先陣。

ぐん-ぽう 〜群峰 （名） 多くのみね。むらがるみね。群山。

ぐん-ぽう 〜群蜂 （名） 群集せるはち。多くのはち。

ぐん-ぼう 〜群謀 むらがりて計略を施すこと。盛衰記十九兵衛佐家人「廻籌於氈帳之中、烏合群謀之賊、束手於軍門」

ぐん-ぼく 〜群牧 （名） 多くの地方長官。多くの牧民官。書經舜典「日覲四岳群牧」

ぐん-まう 〜群盲 （名） 多くの盲人。又、多くの愚人。

（諺）群盲象を評す 多くの盲人が象を撫でて、各其の手の當たりたる一部分のみを評しあふ如く、凡庸の人が大人物・大事業を評するにも、一斑に止まりて全體の觀察をなす能はず。

くん-みん 〜君民 （名） きみとたみと。

ぐん-みん 〜群民 （名） 群をなせる人民。多くのたみ。衆民。

くんみん-どうち 〜君民同治 （名） 【法】政體の一。君主と國民の代表者たる議院とが、一國の統治作用を分割して掌握するもの。

くんみんどうち-こく 〜君民同治國 （名） 【法】君民同治を其の政體とする國。即ち、英吉利國の類。

ぐん-む 〜軍務 （名） 軍事に關する事務。軍事參議院條例第二條「重要軍務の諮詢」參謀本部條例第三條「帷幄の軍務」

ぐんむ-きょく 〜軍務局 （名） 陸軍省又は海軍省の一局。海軍にては建制・編制・役務・軍紀・風紀・戒嚴・徵發・儀式・禮式・服制・旗章・水路・望樓・測器・海上保安・運輸・通信・艦政・教育・演習・檢閱等に關する事項を管掌し、陸軍にては編制・建制・役務・軍紀・風紀・戒嚴・徵發・儀式・禮式・服制・徽章・馬匹・教育・演習・檢閱・運輸・通信・交通等に關する事項を管掌するもの。陸軍省官制第四條「軍務局」海軍省官制第五條「軍務局」

ぐんむ-くわん 〜軍務官 （名） 明治元年閏四月に置かれし七官の一。陸海軍務一般の事を掌るもの。明治二年七月廢せられたり。

くん-めい 〜君命 （名） 君主の命令。主君のおほせ。禮記檀弓「銜君命而使、雖遇之不鬪」左傳宣公十二年「民皆盡忠、以死君命」

くんめい を はづかしめ ず 不辱君命 他國に使ひして、君命を全うするにいふ。論語子路「使於四方、不辱君命、可謂士矣」

ぐん-めい 〜郡名 （名） こほりの名稱。

くん-もう 〜訓蒙 （名） 童蒙の敎訓。又、初學者を敎へ諭す目的にて作れる書物。

ぐん-もん 〜軍門 （名） 陣屋の門。陣營の入口。陣門。盛衰記十九兵衛佐家人「廻籌於氈帳之中、烏合群謀之賊、束手於軍門」太平記四呉越軍「自ら呉の下臣と稱して、呉の軍門に降り給ふ」左傳文公二年「晉甲趙穿、當軍門呼曰」史記吳太伯世家「吳王聞之、哭於軍門外三日」

ぐん-やう 〜群羊 （名） おほくのひつじ。戰國策秦「譬如使豺狼逐群羊也」

（諺）群羊を驅って猛虎を攻む 多くの弱者を連合して强者に當たるに譬へていふ。戰國策楚「爲從者無以異於驅群羊而攻猛虎也」

ぐん-やく 〜軍役 （名） ㊀軍務の服役。又、戰時の課役。軍防令「在軍者、年滿六十、免軍役」世鏡抄「軍役賭公事あらば、百貫・二十貫、千貫・二百貫也」㊁戰爭。戰役。たたかひ。續紀一三年五月辛酉「汝坂上忌寸老、壬申年軍役、不顧一生、赴社稷之急、出於萬死、冒國家之難」東遷基業「鳥居伊賀守忠吉は神君の御手をとりて、臣老羸して軍役に驅馳する事かなひがたし」

ぐん-やくしょ 〜郡役所 （名） 郡長が其の事務を取り扱ふ所。

くん-ゆ 〜薰蕕 （名） くんいう（薰蕕）に同じ。曾我九十番斬「くんゆは入るものを同じくせず、けうらんは翼を交じへず」

くん-ゆ 〜訓喩 をしへさとすこと。三國志魏張既傳「每事訓喩、遂相親睦」

ぐん-ゆう 〜群雄 （名） 多くの英雄。群豪。「群雄割據」繆襲鐃歌「芟夷鯨鯢、驅群雄」

ぐん-よう 〜軍容 （名） 軍隊のいでたち。軍防令「若有勅使、皆先通軍將、整備軍容、然後受勅」禮記玉藻「軍容不入國」唐書儀衛志「太宗平東都、克高麗、備軍容凱歌」

ぐん-よう 〜軍用 （名） ㊀軍事の使用。軍時の所用。後紀廿四弘仁六年三月辛酉「軍用之要、以馬爲先」左傳襄公廿五年「賦車籍馬」㊁軍の費用。軍費。太平記廿四天龍寺建立「社注以備軍用」「武家の聚如此諸國を押領する事も、軍用を支へん爲めならば」漢書趙充國傳「昔先帝

兵行三十年、百姓不加賦、而軍用給」

ぐんよう-うんそうせん 〜軍用運送船 （名） 軍事の運送に使用する船舶。

ぐんよう-ききう 〜軍用氣球 （名） 軍用に供せらるる氣球。繫留氣球・自由氣球・探測氣球の三種に分かつ。各條を見よ。

ぐんよう-きっぷ 軍用切符 （名） ぐんぺう（軍票）に同じ。

ぐんよう-きん 〜軍用金 （名） 軍費に供する金錢。軍資。見聞雜錄「德川家を傾けんと思ぼし召し、金子三千兩御音物有って中略爲軍用金遣之」

ぐんよう-しゅへう 〜軍用手票 （名） ぐんぺう（軍票）に同じ。

ぐんよう-せん 〜軍用船 （名） 軍用に供せらるる私有の船舶。

ぐんよう-てがた 軍用手形 （名） ぐんぺう（軍票）に同じ。

ぐんようてき-しょくみんち 〜軍用的殖民地 （名） 軍事上の目的による殖民地。

ぐんよう-てつだう 〜軍用鐵道 （名） 軍事輸送のために特に敷設したる鐵道。

ぐんよう-でんしん 〜軍用電信 （名） 軍事に關する通信用のために特に設置せる電信。陸軍大臣又は海軍大臣の管理に屬す。固定軍用電信と遊動軍用電信との二種に分かつ。各條を見よ。軍用電信法「軍用電信」

ぐんよう-でんしんせん 〜軍用電信線 （名） 軍用電信に使用する電信線。

ぐんよう-びゃうゐんせん 〜軍用病院船 （名） 交戰國の陸海軍にて、傷者・病者・難船者の救助・看護に使用する船舶。

ぐんよう-ひん 〜軍用品 （名） 軍用に供する物品。軍需品。

ぐんよう-ぶけう〔軍用浮橋〕(名) 軍橋の一種。橋脚なきもの。

ぐんよう-ぶつ〔軍用物〕(名) ぐんようひん(軍用品)に同じ。

ぐんようぶつそんくわい-ざい〔軍用物損壞罪〕(名)【法】陸軍刑法又は海軍刑法の罪名の一。陸軍又は海軍の工場・艦船・戰鬪の用に供する建造物・汽車・電車・橋梁・軍用に供する物を貯藏する倉庫・兵器・彈藥・糧食・被服・馬匹等の軍用に供する物を燒燬又は損壞したるにより て成立する罪。陸軍刑法第二編第八章「軍用物損壞の罪」海軍刑法第二編第八章「軍用物損壞の罪」

ぐんよう-りょしゃ〔軍用旅舍〕(名) 軍人の一時の止宿に供せらるる旅舍。

ぐんよう-れっしゃ〔軍用列車〕(名) 軍事輸送のために特に準備したる鐵道列車。鐵道軍事供用令第一條第三項「軍用列車」

ぐん-よみ〔訓讀〕(名) くんどく(訓讀)に同じ。運歩色葉「訓讀(クンヨミ)」

ぐん-らう〔勳勞〕(名) てがら。ほねをり。いさを。貴族院令第五條「國家に勳勞あり又は學識ある滿三十歲以上の男子」禮記祭統「成王以周公爲有勳勞於天下」左傳襄公十三年「書勞于廟」杜注「書勳勞於策也」

ぐん-らく〔群落〕(名) 多くの村落。多くの部落。

くん-らん〔薰蘭〕(名) 香氣の高き蘭。又、香ひよきもの。太平記廿七田樂「匂ひ薰蘭を凝らし、粧ひ紅粉を盡くしたる美麗の童」

ぐん-り〔軍吏〕(名) ━軍隊の役人。左傳僖公廿八年「晉師退、軍吏曰、以君辟臣辱也」史記灌嬰傳「皇太后所賜金帛、盡以賜軍吏」━りくぐんしゆけい(陸軍主計)の舊稱。

ぐん-り〔郡吏〕(名) ぐんりゐん(郡吏員)に同じ。

ぐん-り〔群吏〕(名) おほくの役人。左傳襄公十七年「因內寵以殺群吏」

くん-りく〔薰陸〕(名)【鑛】くんろく(薰陸)の異名。

ぐん-りつ〔郡立〕(名) 郡の設立・維持にかかること。實業敎育費國庫補助法施行規則第四條「道廳府縣郡立にあらさる學校」

ぐん-りつ〔軍律〕(名) ━軍隊の紀律。軍紀。━軍人の刑律。軍法。

ぐんりつ-さいばん〔軍律裁判〕(名)(英 Conl court martial) 出師の陸海軍が軍隊・軍艦また艦隊內に便宜組織し、軍律によりて行ふ裁判。

ぐんり-ぶ〔軍吏部〕(名) りくぐんけいりぶ(陸軍經理部)の舊稱。

ぐん-りやう〔郡領〕(名) 郡の大領及び少領の總稱。

ぐん-りやう〔軍糧〕(名) 軍隊の糧食。兵糧。軍餉。史記朝鮮傳「獻馬五千匹、及饋軍糧」

ぐん-りやく〔軍略〕(名) 軍事上の計略。兵略。戰略。國姓爺後日合戰三「高樓を造らせ英雄亭と名附け、是れ軍略の工夫の座敷」

ぐん-りょ〔群侶〕(名) 多くのなかま。韓愈詩「徘徊反顧群侶逝」

ぐん-りょ〔軍旅〕(名) ━軍の人數。軍隊。軍勢。━いくさ。戰爭。太平記十六、正成下向兵庫「軍旅の事は兵に讓られよ」論語衞靈公「軍旅之事、未之學也」左傳隱公五年「告之以臨民、敎之以軍旅」━王朝時代、百人を以て編制したる軍隊。

ぐん-りょ〔軍虜〕(名) ほりょ(捕虜)に同じ。

ぐん-りょ〔軍慮〕(名) いくさのはかりごと。戰爭の計略。運歩色葉「軍慮(グンリョ)」國姓爺三「面面軍慮心を碎き、評議取りどりまちまちなり」川中島合戰二「勝負は貴賤と信玄が、軍慮の淺深に有るべし」

ぐん-りゐん〔郡吏員〕(名) 郡長の命を承けて郡の自治行政に從事する吏員。郡吏。郡制第四章第一款「郡吏員の組織及任免」

くん-りん〔君臨〕 君として其の國を統治すること。左傳襄公十三年「赫赫楚國而君臨之」

ぐん-るゐ〔軍壘〕(名) とりで。史記「軍壘成、秦人聞之悉甲而至」

ぐん-るゐ〔群類〕(名) 多くの生類。もろもろのやから。砂石集三「眞如平等の故に、四生の群類に少しきの隔てなく」盛衰記十四「況和國南北兩門之衆徒、盡攄謀臣之群類、能固梁園左右之陣」

くん-れい〔君令〕(名) 君主の命令。管子「四維張則君令行」

くん-れい〔訓令〕 ━訓示し命令すること。訓示の命令。━【法】上級官廳が單獨の意思により、其の職務上の事項に關して下級官廳に下だす命令。其の效力は官廳の內部にのみにて、直接に人民に及ぼさず。各省官制通則第五條「各省大臣は主任の事務に付警視總監北海道廳長官府縣知事に指令又は訓令を下すことを得」━軍隊にて、目的のみを命令して、手段は受命者に一任すること。情況の變遷測り難く、又は發令者が情況を豫知し能はざる時になすもの。

ぐん-れい〔郡令〕(名) 郡長が法律命令により、又は知事より委任せられたる事件につき發する行政命令。地方官官制第三十條「郡令」

ぐん-れい〔軍令〕(名) ━軍中の命令。又、法令。令義解軍防令「凡大將出征、臨軍對陣、大毅以下不從軍令…之、欲有將帥臨陣、乃立其號令、並稱軍令」左傳僖公廿八年「郤縠好命」杜注「爲奸草令」━陸海軍の統帥に關し、勅定を經たる規程。其の公示を要するものには上諭を附し、親署の後、御璽を鈐し、主任の陸軍大臣・海軍大臣年月日を記入して副署す。軍令「軍令」

ぐん-れい〔軍禮〕(名) 軍中の禮式。左傳襄公三年「寡人之言親愛也、吾子之討軍禮也」

ぐん-れい〔群黎〕(名) 衆民。衆庶。人民。詩經小雅「群黎百姓、徧爲爾德」

くんれい-けん〔訓令權〕(名)【法】一の官廳が他の官廳に訓令を發するを得る權限。

ぐんれい-ぶ〔軍令部〕(名) かいぐんぐんれいぶ(海軍軍令部)の略。

ぐん-れう〔群僚〕(名) 多くの同僚。

くん-れつ〔皸裂〕(名) ひびのいりてさくること。

くん-れん〔訓練〕 敎訓練習すること。をしへねること。唐書王忠嗣傳「訓練士馬、闕則補」同御誥「朝恩歎曰、吾處兵間久、今始識訓練法」

くん-ろ〔薰爐〕(名) かうろ(香爐)に同じ。平家八、太宰府落「薰爐の烟に異なる海士の藻鹽火燒く賤しきに附けても」

くん-ろう〔薰籠〕(名) 前條に同じ。太平記一「薰籠に香消えて、蕭蕭たる暗雨の窗を打つ聲」

くん-ろく〔薰陸〕(名) ━印度・波斯等に產する一種の樹のやに。盛夏に沙上に流れ出で、凝固して石の如き狀をなすもの。香料又は藥劑に供す。くろく。和名抄「薰陸香。俗名苑注云、薰陸香出中天竺也」古事談三「薰陸は栴檀の汁也」━【鑛】琥珀に似て非なる鑛物。其の琥珀酸を含有せざるを以て區別し得べし。本邦、陸中及び磐城に產す。くんりく。

ぐん-ろく〔群綠〕(名) 群青と綠青とをまぜたる繪の具。

くん-わう〔君王〕(名) きみ。おほきみ。人君。元首。君主。運歩色葉「君王(クンワウ)」詩經小雅「朱芾斯皇、室家君王」禮記檀弓「君王討敝邑之罪、又矜而赦之」

くん-ゐ〔君位〕(名) 君王のくらゐ。

くん-ゐ〔勳位〕(名) ━くんとう(勳等)に同じ。軍防令「凡敍勳應加轉者、皆於勳位上加」明治二十一年一月三日詔勅「朕曩に勳位を定め佩章の制を設く茲に復潤飾增設し新舊與に倂行し勳功ある者を賞旌し以て獎勵の道を擴む」━勳位ある人。令義解選敍令「通用散位・勳位」謂外六位、勳七等以下也」

ぐん-ゐゐん〔郡委員〕(名) 郡長の指揮・監督の下に、郡有財產若しくは營造物を管理し、其の他郡行政事務の一部を調查し、又は一時の委託によりて事務を處辨するために選任せられたる名譽職委員。郡が郡會の議決を經、府縣知事の許可を得て置くもの。常設と臨時とあり。

ぐん-ゐん〔郡院〕(名) ぐんけ(郡家)に同じ。

ぐん-ゑん〔群猿〕(名) むらがれるさる。多くのさる。太平記廿、宿明院殿「衆嶺曉寒くして、月庭前の松に懸かり、群猿暮に叫んで、風洞庭の雲を送る」

け

け 五十音圖にて第九、即ち、加行衣列の假名。伊呂波歌にては第三十一の假名。

〔字體〕【萬葉假名】氣・希・祁・計・鷄・稽・啓・雞・奚・谿・憩・家・旣・價・開・階・慨・槪・戒・該・凱・愷・介・蓋・結・遣・豁・居・擧・化・毛・木・笥・異・飼・食・消・飯。【平假名】け・け・け・け(計より出づ)。け(遣より)。け・け(希より)。【片假名】ケ・ケ・ケ・个・ケ(介より)。ケ(氣より)。ケ・十(計より)。ケ(希より)。ケ(化より)。

〔表はす音〕氣・希は吳音ケ、祁は漢音キ、計・鷄・稽・啓・雞・奚・谿・憩は漢音ケイ、家・旣・價は吳音ケ、開・階・慨・槪・戒・該・凱・愷・介は漢音カイ、蓋は漢吳音カイ、結は漢音ケツ、遣は漢吳音ケン、豁は漢音ゲイ、居・擧は漢音キョ、吳音コ、化は吳音ケ、毛・木・笥・異・飼・食・消・飯は訓ケ。此れ等を假りてケの音をあらはせり。現今けの表はす音は、

一、表音的假名遣にては (イ)子音kと母音エとより成る音節。k音の說明はかの條一の(イ)を、エ音の說明はえの條を見よ。(ロ)けい・けーはkとエの長音とより成る音節を表はす。「けいし」(罫紙)・「けーざる」(人名)の如し。

二、歷史的假名遣にては (イ)一の(イ)に同じ。(ロ)けいはkとエの長音とより成る音節を表はす。「けいしょ」(經書)・「ふうけい」(風景)の如し。此の音の變遷につきてはいの條二の(ニ)を見よ。(ハ)けう・けふはキョウと發音す。「ぶっけう」(佛敎)・「けふ」(今日)・「ひけふ」(卑怯)の如し。此の音の變遷につきてはう及びふの條を見よ。

げ

げ けの濁音の假名

〔字體〕【萬葉假名】宜・擬・義・下・牙・夏・雅・礙・导・皚・碍・霓・偈・削。【平假名】及び【片假名】はけ・ケなど、淸音の假名に濁音符を附したるものを用ふ。但し、古くは濁音符を附せざるものもあり。

〔表はす音〕宜・擬・義は漢吳音ギ、下・牙・夏・雅は吳音ゲ、礙・导・皚・碍は漢音ガイ、吳音ガイ又はゲイ、霓は漢音ゲイ、偈は吳音ゲ、削は訓ケヅル。此れ等を假りてゲの音をあらはせり。現今げの表はす音は、

一、表音的假名遣にては (イ)語頭にあるげは子音gと母音エとより成る音節を表はす。「げだい」(外題)の如し。g音の說明はがの條一の(イ)にあり。東北の方言には、此のgをngと發音するものあり。(ロ)語の中間又は末尾にあるげは鼻音ngと母音エとより成る音節を表はす。「かげ」(影)・「ひげ」(卑下)・「なげき」(歎)の如し。ng音の說明はがの條一の(ロ)にあり。此のゲ音をげ又はげにて表はす事あり。西部の方言にては此の音を前項のものと同じく發音す。(ハ)げい・げーはげの表はす音節中の母音エの長音なるものを表はす。「げいしゃ」(藝者)・「こうげい」(工藝)・「げーて」(人名)の如し。

二、歷史的假名遣にては (イ)一の(イ)に同じ。「げし」(夏至)の如し。(ロ)一の(ロ)に同じ。「ひげ」(髭)・「かげん」(加減)の如し。(ハ)げいは一の(ハ)に同じ。「げいにん」(藝人)・「たんげい」(端倪)の如し。此の音の由來はいの條二の(ニ)を見よ。(ニ)げう・げふの語頭にあるものは、ギョウと發音し、語の中間又は末尾にあるものはギョウと發音す。「げうてん」(曉天)・「じげふ」(事業)の如し。此の音の由來はう及びふの條にあり。

け〔毛〕(名) ━動物の皮膚に生じて、皮膚を保護する細く絲の如きもの。神代紀上「毛(ケ)麁・毛(ケ)柔」竹取「もち月のあかさを十合はせたるばかりにて、在る人の毛の孔さへ見ゆるほどなり」和名抄「毛」━髮の毛。かみ。榮華見果「いと若う、毛ふくだみてぞ、二人おはすめるも」━はね。羽毛。宇治拾遺十「雉を生けながら毛をむしらせ」著聞集「鳥をとらへて、毛をつるりとむしりてけり」━絲の如く細きものの總稱。萬葉十「はしきやし、わぎへの毛(ケ)ももとしげく花のみ咲きてならざらめやも」宇津保藏開「かねのごとにこがねのけ打ち、しろかねのをじき三十」續千載賀「かち人の野分にあへる深蓑の、毛を吹くよこそ苦しかるらめ」━地上に生ずる草木。「けなし山」━稻の穗のみのり。「半け」「け見」━料理の語。鯉の鱗をいふ。狂言鱸包丁「鯉に限って鱗をふくとは申さぬ、毛をふくと申す」━鎧の緘の絲。をどしげ。盛衰記廿、石橋合戰「暗にても聞き知りなん、鎧の毛をも搜り給へかし」東鑑九、文治五年八月十一日「甲毛者紅也」

け なだらか 飼養する家畜の毛のなだらかになるやう、何不足なく飼養すること。曾我四、祐經「一疋持ちたる馬をだに、けなだらかに飼はず」

け の すゑ 毛末。極めて微小なること。いささか。毫末。允恭紀「妾如毫毛(ケノスヱ)非嫉弟姬」小町集「我が如く物思ふ心けのすゑに、ありせばまさにあひ見てましを」

け の はえ たる もの 毛生物。やや年功を經たるもの。ややまさりたる物事。

(諺)毛を吹いて疵を求む 強ひて人の缺點を指摘す。後撰雜三「直き木にまがれる枝もあるものを、毛を吹き疵をいふがわりなさ」韓非子大體「古之全大體者、不吹毛而求小疵、不洗垢而察難知」漢書中山靖王傳「有司吹毛求疵」

(諺)毛を見て馬を相す 毛の善し惡しを見て馬の駿駑をわくる如く、物事の皮相のみを觀て、全般を察すること。皮

相の觀察。鹽鐵論「以言擧人、若以毛相馬」

け (名) 古語。日を經ること。記下「君がゆき氣(ケ)長くなりぬ、山たづのむかへをゆかむ、待つにはまたじ」萬四「ひと日こそ人も待ちつげ、永き氣(ケ)をかく待たるれば、ありがてなくも」同廿「草枕この旅の氣(ケ)に妻さかり、家ぢ思へば生けるすべなし」同六「月に異(ケ)に、日日に見るとも」

け　食 (名) くひもの。飲食物。食事。萬廿「あまを舟はららに浮きて、おほみ氣(ケ)につかへまつると」祝詞式祈年祭「長御膳(ケ)の遠御膳(ケ)と」中臣壽詞「皇御孫尊乃御膳(ケ)都水、宇都志國乃水仁」

け　笥 (名) 物を入るる器。いれもの。萬二「家にあれば笥(ケ)に盛るいひを、草枕旅にしあれば椎の葉に盛る」後撰戀「碁盤出ださせ給ひける碁石けのふたに」和名抄「笥。禮記注云、笥（介盛）食器也」夫木廿「よもの海を一つのけして汲みほさん時にや、我が身なりも出づべき」器記

け　故 (名) ゆゑ。ため。竹取「千たびばかり申し給ふけにやあらん、やうやう神なりやみぬ」貫之集「詠みて奉れる歌也。そのけにや馬の心ちもやみにけり」源若紫「いとをかしう吹い給へば、けしうはあらずなりゆくは、このわたりにて、おのづから物に合はするけなり」

け　蹴 (名) けること。榮華根合「花の盛りには、人人參りて鞠けなど遊ばせ給ひし所なり」

け　褻 (名) 平常なること。晴れ又は公(オホヤケ)ならざること。又、其の時。其の處。つれ。ふだん。宇治拾遺二「けをさめのさうぞくどもあまたくだり」雅亮裝束抄三「六位などは、はれにもけにも布狩衣を著れども」徒然草「ことに打ちとけぬべき折節ぞ、けはれなく引きつくろはまほしき」

け にも はれ にも　褻晴 平常にも晴れの時にも。よきにも惡しきにも。何につけても。浮世風呂「けにも晴れにも一人の男だけに、あまやかして奉公にも出しませんから」

(諺)褻にも晴れにも歌一首 晴れの場所にても然らざる處にても、なす藝はいつも同一の歌一首のみなること。二つと藝を持たぬをいふ。狂言雜江「けにもはれにも歌一首とは、疑ひもなきこなたの事でござる」

け (名、副) 一異(ケ)なること。特殊。異常。萬十「いもが手をとろしの池の波のまゆ、鳥がね異(ケ)に鳴く秋すぎぬらし」同廿「秋といへば心ぞいたき、うたて家(ケ)に花になぞへて見まくほりかも」二すぐれたること。まさること。けなげ。勢語「ありしよりけに言ひかはして、こと心なかりけり」源賢木「行ひなれたる法師よりはけなり」同夕顔「釜よりけにあはれなり」新古今秋上「おきて見んと思ひしほどに枯れにけり、露よりけなる朝顏の花」艶狩劔本地三「けなお子ぢや。お文の通り、ありやうに讀むなりと話なりと、落ちつかして下ださんせ」

け　木 (名) 古語。【植】き(木)に同じ。景行紀「御木(ケ)木、此云開」萬廿「松の氣(ケ)のなみたる見れば、いは人の我れを見送ると立たりしもころ」同四「ま氣(ケ)柱ほめて造れる殿のごと、いませ母とじおめがはりせず」

け　氣 (名) 一いき。き。萬廿「あま照るや、日の異(ケ)にほし」蜻蛉日記中「東面の朝日のけ、いと苦しければ」曾丹集「龜山雪はひまなくふりしけど、火のけを近みたまらざりけり」二いき。呼吸。萬廿「宮士のねのいや遠長き山ぢをも、いもがりとへば氣(ケ)によばず來ぬ」三き。氣力。精氣。氣分。爲忠集「心地例ならずとて、過ぎにし比より宇治へおはして氣をはごくみ給ふ」徒然草「氣(ケ)の上がる病ありて、年のやうやうたくる程に、鼻の中ふたがりて、息も出でがたかりければ」四けしき。けはひ。やうす。源夕顔「おそろしきけもおぼえず」同玉鬘「いとあいきやうづき、をかしきけさへ添ひ給へり」著聞集「强盜はやりける時、もしけさがさる事もぞ有るとて」盛衰記十八、中宮御産「中宮御産の氣御座します」五やまひ。病氣。和名三「疫(エヤミノケ)度技乃介」同同「脚氣(アシノケ)阿之乃介」六あぢはひ。にほひ。痕跡。萬三「しほ氣(ケ)のみかをれる國に」宇津保國譲上「にび色の衣(キヌ)けにや侍らん、いとむつかしう侍れば、湯など沸かさせて物せんとなり」

け あがる　氣上 神氣亢奮して惱む。逆上す。のぼせあがる。源總角「御けあがりて、猶なやましうせさせ給ふ」同同「こよひさへ御けあがらせ給はんいとほしうなど、うちさざめきあつかふ」

け のぼる　氣上 前條に同じ。落窪二「むげにはづかしと思ひたりつるに、けのぼりたらんと」源若菜下「つつましと思ひつるに、けののぼりぬるにや」

け を さむ み　氣寒 氣のさむさに。曾丹集「けを寒み冴えゆく冬の夜もすがら、目だにもあはず衣うすれて」

け を ちか み　氣近 氣のちかさに。夫木二「春なれど雪ふる年のけをちかみ、小野の炭がま猶やたくらん」

け を ぬる み 氣のぬるさに。後拾遺冬「こりつみてまきの炭燒くけをぬるみ、大原山の雪のむら消え」

け　怪 (名) 一あやしきこと。いぶかしきこと。くわい。太平記廿、義貞馬嘶「斯様の怪(ケ)共、未然に凶を示しけれども」二ものの祟り。もののけ。源夜霧「天變頻りにさとし、世の中靜かならぬは此のけなり」榮華根合「此の二條院、物のけもとよりいとおそろしうて、これがけさへおそろしう申すは」

け　罫　界 (名) 一紙に字の列びを正しく書かんため、目じるしに引きたる線。けい。源鈴蟲「けかけたる金のすぢよりも、墨附きの上にかがやくさまなども」宇治拾遺六「四經書き奉るべき紙、經師に打ちつがせ、けかけさせて」二碁盤・將棊盤などの面の縱横の線。

け　卦 (名) 易にて、三爻を組み合はせたる象。これによりて天地間一切の變化を現はしたるものとし、吉凶を判斷す。乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤の八つを基本として八卦といひ、更にこれを種種に配合して六十四卦の變化を生ず。榮華本雫「男ども召し集めつつ、けたてさせ給ふほど、なほいとめづらかなりける」

け　家 (名) 一いへすぢ。いへ。いへがら。「將軍家」「武家」「公家」「攝家」二他人の姓氏などの下に添へて、敬意を表はし、又、其の家に屬するをいふ語。「德川家」「伯爵家」明月記文暦元年七月十二日「定修今月朔、書狀到來、將軍家産御祈、修法十三壇五度」

け　假 (名) 佛語。かりなること。實ならざること。眞ならざること。猶、けだい(假諦)を見よ。

け　消 (自動) きゆ(消)の活用、きえの約。萬八「殘りたる雪にまじれる梅の花、はやくな散りそ雪は氣(ケ)ぬとも」同廿「たち山にふりおける雪の、とこなつに氣(ケ)ずてわたるは、かむながらとぞ」古今賀歌「ふる雪のけなばけぬべく思へども」勢

語「白露はけなばけななん、消えずとて玉にぬくべき人もあらじを」

け　來 (自動) く(來)の活用、きに同じ。古へ東國の方言。萬廿「水鳥のたちのいそぎに、父母にものはず價(ケ)にて今ぞくやしき」

け (助動) 古語。けり(助動)の略。記下「ね白の白ただむき、まかず祁(ケ)ばこそ知らずともいはめ」

け　匹 (助數) 古語。ひき(匹)に同じ。雄略紀「山のべのこしまこ故に、人てらふ馬の八つ擬(ケ)は惜しけくもなし」

け (助數) 古語。貴人を數ふるに用ふる語。はしら。記上「子之一木(ケ)」神代紀上「一兒(ヒトケ)」

け (接頭) 動詞又は形容詞に冠らして、やや其の意義を强め、又は、けはひ・樣子などの意を表はす語。「けおさる」「けぢかし」枕三「こと人のやうに、讀經し歌うたひなどもせず、けすさまじなどそしる」同四「み山木の中にも、いとけどほくて」

け (接尾) 動詞・助動詞の下につきて、過去に屬せる事柄を疑問ながら記憶せる意を表はす語。浮世風呂四「彥が向脛をぼきりとたたっくじくと、足が二本ぶらになったっけが」

げ　下 (名) 一しも。した。すゑ。か。「下旬」「下男」「卷の下」二劣ること。賤しきこと。下等。劣等。「下策」「下品」勢語「國經の大納言まだ下らふにて」丹波與作中「勸めの身にもおぢやれの身は、下の下といふはここの事」三くだること。おるること。「下山」「下向」

げ　外 (名) そと。ほか。(內の對)

げ　牙 (名) 一きば。き。二ざうげ(象牙)の略。

げ の しゃく 牙笏 象牙製の笏。衣服令「一品以下五位以上牙笏」名目抄「牙笏(ゲノシャク)」

げ　偈 (名) 〔梵語、伽陀(Gāthā)の略、頌の義〕韻文體の經文。四句を以て完備せる意義を表はすを普通とす。諷頌。偈頌。四句。源總角「なかばなる偈教へん鬼もがな、ことづけて身を投げん」平家六、慈心坊「泣く泣く被(レ)申ければ、閻王哀愍・敎化して、種種の偈を誦す」

げ　夏 (名) 佛語。陰曆四月十六日より七月十六日までの期間。此の期の始めを結夏(ケツゲ)といひ、其の終りを夏解(ゲゲ)また解夏(ゲゲ)といふ。此の期間は各自の修養に勤め、禁足して外出せず、之を夏籠(ゲゴモリ)・夏行(ゲギャウ)・夏安居(ゲアンゴ)といふ。此の間飮酒・肉食を斷つを夏斷(ゲダチ)、經文を讀誦するを夏經(ゲキャウ)、之を書寫するを夏書(ゲガキ)といひ、又、佛に供ふる花を夏花(ゲバナ)といふ。義經記三、弁慶山永上「此のげと申すは、諸國の修行者充滿して、餘念もなく勸めける」甲陽軍鑑二「當年より三箇年の間、夏百日づつ求聞持の法を行ぜん」

げ　解 一とくこと。やむること。「解官」「解任」二八省以下內外の諸司より、太政官又は所管に奉る公文書。解狀。解文。公式令「八省以下、內外諸司、上太政官及所管、並爲解。其非向太政官者、以代牒」十訓下「東北院領池田莊解を、朝隆卿執筆の時」

げ　氣 (接尾) 〔け(氣)の連濁〕けはひ・やうす・氣色などの意を表はす語。字鏡「故々(國太介留)」古今春上「折りとらば惜しげにもあるか櫻花、いざ宿かりて散るまでは見ん」勢語「うら若み寢よげにみゆる若草を、人の結ばんことをしぞ思ふ」枕三「人をも人げならう」同四「雪の山中略きえげもなし」源帚木「よろづに見だてなく、物げなき程を」貫之集「鶯に花知られげはなけれども、春くる道の物にぞありける」

けーく (英 Cake) (名) 菓子。

けーざるーれき (英 Julian calendar) 〔――曆〕(名) じゅりあん曆に同じ。

けーす (英 Case) (名) 一活版所にて、活字を入れおく小さき夥多の區劃ある箱。二やくけふ(藥莢)に同じ。

げーとる (英 Gaiter) (名) 洋裝にて、雨天の時又は旅行などに、行步を輕捷ならしむるため脛を覆ふ布。

けーぶる (英 Cable) (名) 【理】一條乃至數百條の電線を一束となし、之に適當の保護裝置を施したるもの。海底けーぶる・地下けーぶる・架空けーぶる及び局內けーぶるの四種あり。各條を見よ。

けーぶるーかー (英 cable-car) (名) 索條を用ひて運轉するに適したるやうに裝置せる客車又は貨車。索條は兩端を結びて無端となし、之を兩處に於ける車輪に纏ひ、其の輪の一方に及ぼす動力によりて索條は進行す。客車又は貨車は適當の仕懸によりて、此の索條を捉へ、又は放して、運轉又は停止す。

げーむ (英 Game) (名) 勝負ある遊戲。又、その遊戲の勝負の點數。

げーりゅさっくーたふ (英 Gay-Lussac tower) 〔――塔〕(名) 【化】硫酸製造の鉛室に連なれる塔。硫酸製造の際、鉛室內に成生せる窒素の酸化物を回收するために、上部より濃硫酸を流下せしめ、下方より鉛室より來たる廢瓦斯を送りて、其の中の酸化窒素を濃硫酸に吸收せしめ、以て硫酸製造に要する硝酸の蒸氣の消費を防ぐ裝置。猶、ぐろーばー塔を見よ。

げーりゅさっくーのーていりつ (英 Gay-Lussac's law) 〔――定律〕(名) しゃーる・の定律を見よ。

けーる (英 Kale) (名) 【植】りょくえふかんらん(綠葉甘藍)の異名。

け-あがり　氣上 (名) けのあがること。のぼせ。逆上。

げ-あき　夏解 (名) 結夏(ケツゲ)の終はること。げ(夏)を見よ。

げあき-をさめ　夏解納 (名) 夏解(ゲアキ)の後、結夏中に書寫したる經及び名號・題目等を社寺に奉納すること。

け-あぐ　蹴上 (他動下二) けて上にあぐ。上にある物をけて一層上へあぐ。宇治拾遺十三「三度上ざまへけあげけあげして、なえなえくたくたとなして」

け-あげ　蹴上 (名) 一けあぐること。けあげたること。又、其のもの。はね。謠曲、雲雀山「旅の衣に馬の蹴上げを懸くる事、存外餘りの振舞なり」雙生隅田川四「往きかふ人の蹴上げの塵、かかる身となる梅若が」二足がかりとして踏み上るところ。三【建築】階段の一段の高さの稱。圖船の艫床(トコ)の名所。けはなし。

け-あげ　氣上 (名) けのあがること。のぼせること。逆上すること。

けあげ-ふなばり　蹴上船梁 (名) 船の蹴上げの所にある船梁。

け-あげる　蹴上 (他動下一) けあぐ(蹴上)の口語。

け-あさがら (名) 【植】おほばあさがらの異名。

け-あし　毛脚 (名) 一毛ののび行くさま。「毛足が早い」二毛の多くはえるたちの足。けずね。

け-あし　蹴足 (名) 蹴る足。

け-あし　氣惡 (形二) 樣子凄し。又、心地あし。今昔廿「冬の比也ければ、泉川原風極めて氣惡(アシ)く吹きて、寒き事无(レ)限し」拾玉「沖つ風けあしけれども漕ぎ出でぬと、都の人にいかで知らせん」

け-あつむ　蹴集 (他動下二) 蹴て一處に

と。又、其の兵士。

けい-えいさう〔輕營倉〕(名) 營倉の一。過失に係る犯行に科するを例とし、一日以上三十日以内營倉に錮し、演習及び教育の場合を除く外、勤務に服するを禁じ、其の罰期間、營内居住者にありては俸給の十分の五、營外居住者にありては俸給の十分の二を減ずるもの。陸軍懲罰令第八條「輕營倉」同第十三條「輕營倉は其の日數一日以上三十日以内とし營倉に錮し」同第十四條「重營倉輕營倉に處せられたる者」

けい-えう〔瓊瑤〕(名) うつくしき玉。詩經衞風「投我以木桃、報之以瓊瑤」南史隱逸傳「從少姬三十、色豔桃李、質勝瓊瑤」

(諺)瓊瑤は少きを以て美とす 類ひ稀なるものは貴重せらる。曾我一、泉野「これや瓊瑤は少きを以て美なりとし、石礫は多きを以ていやしとす」

げい-えつ〔迎謁〕 出迎へて拜謁すること。史記陳丞相世家「信聞天子以好出游、其勢必無事而郊迎謁」漢書趙后傳「宣帝幸太子宮、受迎謁」

けい-えん〔瓊筵 桂筵〕(名) 宴會の席、又は文雅の會などの美稱。朗詠「罷宴瓊筵之上、紅燭空餘」太平記十三、藤房遁世「蘭籍・桂筵の御遊、猶頻りなりければ」謠、花筐「洛陽に於いて、遊樂の瓊筵つきせぬ中に」

けい-えん〔經筵〕(名) 經書の講演の席。宋史文苑傳「一月兩赴經筵、恩禮甚渥」

けい-えん〔夐焉〕(副) 遠く隔たりたるさまにいふ語。

げい-おもて〔藝表〕(名) 劇場にて、右側の棧敷の稱。演伎者はそこを正面の心にてなせばいふ。(藝裏の對)

げい-おん〔鯨音〕(名) 梵鐘の聲。

けい-か〔輕舸〕(名) 輕快なる小舟。はやぶね。てんま。走舸。飛舸。

けい-が〔慶賀〕 一よろこびいはふこと。祝賀。太平記廿五、藤房諫言「生産容易くして、しかも男子にてぞ坐しける。蓬矢の慶賀、天下に聞こえしかば」庭訓往來三月「慶賀退月重疊、家門迎年繁昌」周禮小行人「若國有禮事、則令慶賀之」二任官・敍位の禮を申し上ぐること。よろこびまうし。拜賀。奏慶。江次第廿、任大臣「新任大臣參弓場殿、令奏慶賀」

けいが の しやく〔慶賀笏〕 奏慶の時用ふる笏。名目抄「慶賀笏ケイガノシャク 奏慶之時用之、往昔各別置歟」

げい-か〔猊下〕(名) 一猊座のもと。二高僧の敬稱。高僧のおそば。

けい-かい〔經界 境界〕(名) 地所のさかひ。しきり。くぎり。きやうかい。孟子滕文公上「經界不正、井地不均、穀祿不平」潘岳文射雉賦「巡丘陵以經界兮、畫墳衍而分畿」

けい-かい〔徑街〕(名) こみちとおほみちと。みち。謠百萬「牛羊徑街にかへり、鳥雀枝の深きに集まる」

けい-かい〔醯醢〕(名) すとひしほと。左傳昭公廿年「水火醯醢鹽梅、以烹魚肉、燀之以薪」

けい-かい〔傾蓋〕〔途に出會ひ、蓋(かさ)を傾けて立談する義〕一寸したる面會。少時の出會。孔子家語致思「孔子之郯遭程子於塗、傾蓋而語、終日甚親」

けいかい きう の ごとし〔傾蓋如舊〕 一寸面會したるのみにて、忽ち舊知の如く親しくなる。史記鄒陽傳「諺曰、有白頭如新、傾蓋如故、何則知與不知也」

けい-かい〔警戒 儆戒〕 一いましむること。用心すること。二不虞の變に對する準備。書經大禹謨「儆戒無虞、罔失法度」

けい-がい〔形骸〕(名) からだ。むくろ。身體。體軀。莊子徳充符「今子與我遊於形骸之內、而子索我於形骸之外、不亦過乎」

けい-がい〔謦咳〕(名) しはぶき。せきばらひ。こわづくり。莊子徐無鬼「久矣、夫莫以眞人之言、謦咳吾君之側乎」

けいがい に せつす〔接謦咳〕 面會することの敬語。御目にかかる。

けい-がい〔荊芥〕(名)【植】唇形科、連錢草(カキドホシ)屬の一年生草本。莖の高さ二尺許りにして方形。葉は對生、羽狀に深裂し、各裂片は線形全緣なり。夏日、葉腋より生ぜる枝梢上に、淡紅白色の花を開き、穗狀に排列す。我が國、各地の園圃に栽培せられ、種子は藥用に供せらる。ありたさう。ねつみぐさ。ののえ。運歩色葉「荊芥ケイガイ」假蘇。

けい-がい〔驚駭〕 おどろきさわぐこと。きやうがい。史記季布傳「天下震動、諸侯驚駭」

けいかい-かうぐん〔警戒行軍〕(名) 敵に接近し、又は之と接觸する虞れある時、戰鬪の準備してなす行軍。戰備行軍。

けいかい-しよく〔警戒色〕(名)【動】動物學上の用語。動物の或る種に見る極めて顯著なる體色。此れ等の動物は毒汁・惡臭等を有し、肉食動物の厭ふ所なるを以て、かかる顯著なる體色は、其の動物の認識を容易ならしめ、誤りて食せらるるを免るる警戒をなす。

けいかい-ゑ〔桂開會〕(名) 佛語。八月十五夜の異稱。眞俗交談記「會式日者中略八月十五夜名桂開會」

けい-かう〔馨香〕(名) かうばしきこと。かをり。にほひ。か。書經君陳「至治馨香、感于神明」左傳桓公六年「所謂馨香無讒慝也」同僖公五年「若晉取虞而明德、以薦馨香、神其吐之乎」

けい-かう〔經行〕 一へめぐりゆくこと。經過。二月のめぐり。月のもの。めぐり。月經。

けい-かう〔徑行〕 思ふ通りをまげずに行ふこと。「直情徑行」

けい-かう〔啓行〕 先導すること。出立すること。かどで。發足。發程。出發。詩經小雅「元戎十乘、以先啓行」

けい-かう〔携行〕 たづさへ行くこと。携帶して行進すること。

けい-かう〔輕航〕 輕快に航行すること。曹植詩雜詩「車載奔兮馬繇騁、涉浮濟兮泛輕航」謝安詩蘭亭集「薄雲羅景物、微風翼輕航」

けい-かう〔傾向〕 かたむきむかふこと。かたむき。かたより。

けい-かう〔慶幸〕 よろこぶこと。さいはひ。

けい-かう〔景仰〕 徳を仰ぎ慕ふこと。景慕。詩經小雅「高山仰止、景行行止」金史紀熙宗「孔子雖無位、其道可尊、使萬世景仰」

けい-がう〔警號〕(名) 一警戒のしらせ。二けいむがう(警務號)に同じ。

けいかう-せうせつ〔傾向小說〕(名) 作者の寓意を目的とする小說。寓意小說。

けい-かく〔瓊閣〕(名) うつくしき樓閣。玉のうてな。玉樓。

けい-かく〔圭角〕(名) 一玉のかど。とがり。二言語又は擧動のかどだちて圓滑ならぬ狀態。鋒芒の外に表はるること。莊子甚「不小立圭角」孟子序說「程子曰、孟子有些英氣、才有英氣便有圭角」

けい-かく〔傾角〕(名)【理】地球磁石の磁力の方向が水平となす角。

けい-かく〔計較〕 はかりくらぶること

と。比較。

けい-がく〔經學〕(名) 經書を研究する學問。漢書儒林傳「經學威儀」同宣帝紀「博朗經學之士、有以應變輔朕之不逮」

けい-がく〔谿壑〕(名) 一深きたに。たに。谿谷。張衡文西京賦「谿壑錯繆而盤紆」二慾深くして飽くことを知らぬにいふ語。「谿壑の慾を滿たさんとす」國語晉語「谿壑可盈、是不可饜也」

けい-がく〔驚愕〕 きやうがく(驚愕)に同じ。

けいがく-ゐん〔經學院〕(名) 朝鮮總督の監督に屬し、經學の講究をなし風教・德化を裨補するを目的とする所。大提學・副提學・祭酒・司成・直員の職員を置く。經學院規程「經學院」

けいがくゐん-かうし〔經學院講士〕(名) 經學院を組織する職員。朝鮮の各道にて學識・德望ある者の中より朝鮮總督の擧げたるもの。經學院規程第四條「每年二回文廟の祭祀を擧行す中略大提學之を行ひ經學院講士之に列す」

けいが-せん〔慶賀錢〕(名) けんりゆうつうはう(乾隆通寶)を見よ。

けい-かつ〔慧黠〕 さかしくて黠智にたけたること。又、その人。北史齊紀「淑妃名小憐、慧黠、能彈琵琶、工歌舞、後主惑之」

けい-かふ〔挂甲〕(名) かけよろひ(挂甲)に同じ。

けい-かふ〔閨閤〕(名) 閨門。閨中。史記汲黯傳「多病臥閨閤內不出歲餘」

けい-かふ〔契合〕 一割符を合はせたる如く、能く一致すること。二【哲】けいがふはふ(契合法)に同じ。

げい-がふ〔迎合〕 他人の意志を迎へてそれに合ふやうにすること。機嫌をとること。

けいがふ-はふ〔契合法〕(名)【論】歸納の方法の一。一定の現象生ずる每に、常に必ず存する事實を明かにして、そを其の現象の原因と推定するもの。類同法。

けい-がみ〔罫紙〕(名) 罫を引きたる紙。けいし。

げい-がらす〔藝烏〕(名) 藝に熟達せる者。富士石「待夜の星しのばし文や藝烏」

けい-かん〔溪澗〕(名) たにがは。たに。溪谷。漢書息夫躬傳「上下山陂、出入溪澗」

けい-かん〔溪間〕(名) たにとたにとのあひだ。たにま。たにあひ。

けい-かん〔輕寒〕(名) ややさむきこと。薄寒。梁簡文帝文與蕭臨川書「零雨送秋、輕寒迎節」

けい-かん〔雞姦〕 なんしよく(男色)に同じ。

けい-かん〔勁悍〕 つよくあらあらしきこと。勁強にして慓悍なること。晉書胸奮傳「土地阻險、夷獠勁悍」

けい-がん〔雞眼〕(名) うをのめ(魚目)に同じ。

けい-がん〔烱眼〕(名) 烱烱たる眼光。するどきめ。するどき眼力。

けい-がん〔慧眼〕(名) さとき眼識。するどき眼力。

けい-がん〔硅岩〕(名)【地】水成岩の一種。粒狀又は緻密なる岩石。粗剝狀の破面を有し、白色又は暗色。主として石英より成る。

けい-がん〔啓龕〕 かいちやう(開帳)に同じ。

けい-がん〔繫岸〕 きしにつなぐこと。岸壁に繫留したること。

げい-かん〔迎寒〕 一寒冷の季節を迎ふること。二陰曆八月の異稱。

けい-き〔京畿〕(名) 一宮城附近の地方。庾世基詩「鼓吹入京畿」僧惠洪詩「語音淸軟近京畿」二きない(畿內)に同じ。

けい-き〔景氣〕(名) 一けはひ。ありさま。けしき。樣子。景況。光景。模樣。辨內侍日記「鳥羽殿の御所のけいきの面白さ、ことわりにも過ぎたり」盛衰記十七、妓王妓女「妓王・妓女參れり中略入道まづ景氣を見れば、紅顏色鮮かにして白粉媚びを造れり」同卅七、忠度通盛最後「名乘れといはば名乘るべきぞ、景氣を以て見も知れかし」二元氣なること。威勢よきこと。活氣に富むこと。賤苧環「寒天を中略烟草入れに用ひたり。烟草の色透き通りて、景氣なるものなり」三人氣。評判。四賣買・取引の狀況。商況。「景氣よし」

けい-き〔形氣〕(名) 形體と氣象と。淮南子原道訓「形者生之舍也、氣者生之充也」

けい-き〔刑期〕(名)【法】刑の執行を受くる期間。刑法第二十三條「刑期は裁判確定の日より起算す」同「拘禁せられさる日數は裁判確定後と雖も刑期に算入せず」

けい-き〔輕騎〕(名) 輕裝せる騎兵。又、輕捷なる騎兵。史記淮陰侯傳「夜半傳發、選輕騎二千人」同劉敬傳「輕騎一日一夜、可以至秦中」

けい-き〔勁騎〕(名) つよき騎兵。驍騎。北史西魏文帝紀「高昂率勁騎、及帝于陝西」五代史世家「晉遣李承嗣將勁騎數千助瑾中略瑾得勁騎而兵益振」

けい-き〔掲記〕 かかげしるすこと。掲載。

けい-き〔經紀〕 一秩序・方則をたつること。紀綱。管子「天地之位、有前有後、有左有右、聖人法之、以建經紀」二經營すること。整頓すること。韓愈文「既往葬子厚、又將經紀其家」

けい-き〔傾欹〕 かたぶきそばだつこと。かたぶくこと。

けい-き〔傾危〕 あやふげに傾きたること。傾壞。平治物語信賴信西不快「大内は久しく修造せられざりしかば、殿舍傾危し、樓閣荒廢して」

けい-き〔慶喜〕 よろこぶこと。歡喜。

けい-ぎ〔經義〕(名) 經書の意義。漢書張禹傳「講論經義」

けい-ぎ〔計議〕 はからひ議すること。史記藺相如傳「唯大王與群臣熟計議之」

げい-ぎ〔藝妓〕(名) 杯盤の間を斡旋し、絃歌・舞踊して酒興を助くるを業とする女。藝者。

げい-ぎ〔藝氣〕(名) 藝事の心得。しばゐぎ。桂川連理柵「ても藝氣のない奴」

けいき-あげ〔景氣上〕(名) 景氣を見て物價を上ぐること。

けい-きう〔輕裘〕(名) かるきかはごろも。輕く温き服。太平記廿七、田樂「輕軒・香車地を爭ひ、輕裘・肥馬繫ぐに所なし」論語雍也「乘肥馬、衣輕裘」

けい-ききう〔輕氣球〕(名) ごむ液などを塗りて氣密になしたる布製の袋に、水素又は石炭瓦斯の如き輕き氣體を滿たせるもの。氣囊の大なる程上昇力大にして、よく人をも載することを得。

けいききう-たい〔輕氣球隊〕(名) 輕氣球を使用して、通信・偵察等をなすを任とする軍隊。

けい-きつ〔慧黠〕 けいかつ(慧黠)に同じ。

けいき-づけ〔景氣附〕(名) 景氣を附くること。

けい-きふ〔警急〕 警戒すべき急劇の變事。急場の用意。漢書來歙傳「聚兵伺候旁郡警急」後漢書光武紀「非有警急、未嘗

復言ニ軍旅ニ」 同高士「焦先雖レ有ニ警急ニ不ニ與レ人語ニ」

けいきふ-しゃえい 〜警急舍營 (名) 軍隊が、服裝を整へ、背嚢・銃等を身邊に置き、即刻出動し得るやうに用意しおく舍營。

けい-きゃう 〜景況 (名) やうす。ありさま。もやう。情況。

けい-ぎゃう 〜謦香 (名) けいかう(謦香)に同じ。太平記廿四、王「謦香(ケイギヤウ)座に留まりて、恰も牛頭栴檀の薫ひの如し」

けいきゃく-さう (名) 【植】ゐのもとさう(井邊草)の異名。

けい-きゅう 〜勁弓 (名) 張りの强き弓。强弓。漢書賈誼「可レ賜ニ之堅甲及勁弓利矢ニ」

けい-きょ 〜輕裾 (名) かろき衣のすそ。

けい-きょ 〜瓊琚 (名) うつくしき玉。詩經國風「佩玉瓊琚」

けい-きょ 〜輕擧 一輕率に事を擧ぐること。輕率なる擧動。かるはづみ。韓非子難四「輕擧以行レ計、則人主危」 二身輕に高き處などに飛びあがること。張華詩「高飛舞ニ鳳翼ニ輕擧攀ニ龍鱗ニ」

けい-きょ 〜啓居 けいしょ(啓處)に同じ。

げい-ぎょ 〜鯨魚 (名) 【動】くぢら(鯨)に同じ。古今注「鯨魚雌曰レ鯢」 庾信文「雲生ニ伏龍ニ星出ニ鯨魚ニ」

けい-きょう 〜敬恭 うやまひつつしむこと。恭敬。

けい-きょく 〜荆棘 (名) 一いばら。朗詠「强呉滅兮有ニ荆棘ニ姑蘇臺之露瀼瀼」 太平記八、摩耶合戰「荆棘生ひ繁って、行くさきいよいよ狹ければ」 楚辭「荆棘聚而成レ林」 左傳襄公十四年「我諸戎除ニ翦其荆棘ニ共狐狸豺狼ニ」 二雜草等の生ふるに任せて荒廢せること。三いばらの錯綜せる如く、紛亂・爭擾せる狀態。後漢書馮異「爲レ吾披ニ荆棘ニ定ニ關中ニ」 四とげをもつこと。心に害意を含むこと。孟郊詩「面結ニ口頭交ニ肚裏生ニ荆棘ニ」

けい-ぎょく 〜瓊玉 (名) うつくしきたま。瓊琚。珠玉。左傳僖公廿八年「榮季曰、死而利レ國、猶或爲レ之、況瓊玉乎」

けいきょく-たい 〜景曲體 (名) 詠歌の一體。下文を見よ。三五記「第六、面白體中略景曲體中略此の體はさしも大事ならぬ體也。されども達者ならでは讀み難き歌樣とやらん」

けい-きん 〜奚琴 (名) 古へ支那より渡來したる二絃琴。今、傳はらず。拾芥抄上末「奚琴二張」

けい-きん 〜頸筋 (名) 【醫】頸部に位する筋肉。多數の筋より成る。

けい-きんこ 〜輕禁錮 (名) 【法】舊刑法の禁錮の一。定役に服せざるもの。舊刑法第二十四條「輕禁錮は定役に服せす」

けい-きんごく 〜輕禁獄 (名) 【法】きんごく(禁獄)を見よ。舊刑法第二十三條「重禁獄は九年以上十一年以下輕禁獄は六年以上八年以下とす」

けい-きんしん 〜輕謹愼 (名) きんしん(謹愼)を見よ。

けい-きんぞく 〜輕金屬 (名) 【化】比重四以下の金屬。かりうむ・まぐねしうむ・なとりうむ・の類。

けい-く 〜形軀 (名) からだ。身體。體軀。莊子在宥「頌ニ論形軀ニ合ニ乎大同ニ」 韓愈文「小者傷ニ面目ニ大者殘ニ形軀ニ」

けい-く 〜雞狗 (名) にはとりといぬと。雞犬。周禮夏官職方氏「其畜宜ニ雞狗ニ」 左傳僖公二年「歸ニ公乘馬・祭服・五稱・牛羊・豕・雞狗皆三百ニ」

けい-く 〜警句 (名) 奇拔なる文句。警よく眞理を含めたる簡勁なる語句。警語。本事詩「夜來雙月滿、曙後一星孤、當時以爲ニ警句ニ」

けい-ぐ 〜刑具 (名) 體刑を加ふるに用ふる器具。卽ち、枷・笞・鞭の類。宋史李毅「契丹主先設ニ刑具ニ」

けい-ぐ 〜敬具 つつしみて申し上ぐること。書狀の末尾に附する語。

けい-くじゃく-せき 〜硅孔雀石 (名) 【鑛】腎臟狀又は葡萄狀にして脆く、綠色又は靑綠色を呈し、脂肪光澤ある鑛物。成分は硅酸を含める酸化銅なり。本邦諸所の銅山より產出す。

けい-くつ 〜敬屈 警屈 磬屈 一首を垂れてかしこまること。東鑑卅四、仁治二年十一月廿日「皆以敬屈敢無ニ陳謝ニ」 盛衰記十一、靜憲入道問答「いと騷がぬ體にて、弓杖三杖ばかり步み出でて、立ち歸りて深く敬屈して」 二けいせつ(磬折)に同じ。西宮記一、正月臣家大饗「官掌磬屈、稱唯退出」 名目抄「磬屈ケイクツ磬折同事也」

けい-くゎ 〜螢火 (名) ほたるのひかり。ほたるび。螢光。朗詠「螢火亂飛秋已近、辰星早沒夜初長」 太平記四、呉越軍「行宮に無レ月夏の夜は、螢火を集めて燭に易ふ」 晉書車胤「夏月則練囊盛ニ數十螢火ニ以照レ書」

(諺)螢火を以て須彌を燒く 力の足らざるに大事業を企つるの無益なるに譬へていふ。

けい-くゎ 〜瓊花 (名) うつくしきはな。朗詠「江弄ニ瓊花ニ帶ニ碧文ニ」

けい-くゎ 〜桂花 (名) かつらのはな。

けい-くゎ 〜京華 (名) みやこ。帝都。都會。南史宋武帝紀「窮ニ誠逆ニ蕩ニ清京華ニ」 駱賓王詩帝京「倡家桃李自芳菲、京華游俠事ニ輕肥ニ」

けい-くゎ 〜硅華 (名) 【鑛】溫泉中に溶解せし硅酸が、沥出後沈澱して生じたる蛋白石の一種。質頗る粗糙にして、不規則なる形をなせり。本邦、諸所の溫泉に之を見るべし。蛇骨。

けい-くゎ 〜經過 一すぎゆくこと。へゆくこと。へすごすこと。經歷。「山川を經過す」「時日を經過す」 二道すがら立ちよること。過訪。南史顏延之「在ニ尋陽ニ與レ潛情款、後爲ニ始安郡ニ經過、潛每レ往必酣飲致レ醉」 三物事のうつり行くこと。なりゆき。「病氣の經過」

けい-くゎ 〜輕科 輕き罪科。輕罰。王融策文「百鍰輕科反行ニ季葉ニ四支重罰爰創ニ前古ニ」

けい-くゎい 〜計會 一はからひあはすること。續紀八、養老五年十月戊戌「詔曰中略汝卿房前、當下作ニ內臣ニ計ニ會內外ニ准レ勅施行、輔ニ翼帝業ニ永寧中國家上」 二物事の一度に落ち合ふこと。東鑑十六、正治二年三月十四日「八旬衰老、追ニ病與レ愁計會ニ」 太平記四、笠置囚人死罪流刑「被ニ召捕ニ給ひし人人の事、去年は歲末の計會に依って、暫く被レ閣ぬ」 白居易詩「蕭颯涼風與ニ衰鬢ニ誰敎ニ計會一時秋ニ」 同「今日不レ知誰計會、春風春水一時來」 三くわいけい(會計)に同じ。周禮天官宰正歲「自ニ太府ニ至ニ冢皮宜ニ皆是府藏計會之事」 戰國策齊「問門下諸客、誰習ニ計會ニ」

けい-くゎい 〜慶會 よろこばしき集會。慶事の會合。南史謝朏之「後有ニ慶會ニ移之猶往」 舂渚紀聞「集ニ賓親ニ爲ニ慶會ニ」

けい-くゎい 〜經廻 一へめぐること。廻はりあるくこと。平家十一、腰越「京都經廻難治之間、隱ニ身於在在所所ニ」 庭訓往來八月「公所之出仕、諸亭之經廻」 二世にありふること。生存して年月を經ること。盛衰記四十一、賴朝下向「賴朝世に經廻せば、御方に來公仕りて、後の御恩に可レ奉レ報」

けい-くゎい 〜傾壞 かたぶきやぶること。傾危。

けい-くゎい 〜輕快 一輕く速かにしてすらすらとして澁滯せざること。輕捷。二病氣のなほりかかること。快方。

けい-ぐゎい 〜境外 (名) さかひのそと。寺社などの敷地外。(境內の對) 盛衰記四十五、東國向ニ南都ニ被ニ燒「可レ具ニ足入ニ寺內ニ歟、於ニ境外ニ可レ被ニ請取ニ歟」

けいくゎい-せき 〜硅灰石 (名) 【鑛】たくせき(卓石)の異名。

けいくゎい-てっくゎう 〜硅灰鐵鑛 (名) 【鑛】長柱狀の結晶をなす鑛物。縱條あり。又、線狀・纖維狀の塊をなすことあり。質脆く、不透明にして、多少脂肪光澤あり。暗綠又は黑褐色を帶ぶ。成分は鐵及びかるしうむ・の酸化物の硅酸と結合したるものなり。本邦、諸所の鑛山より產出す。

けい-くゎう 〜螢光 (名) 一ほたるのひかり。螢火。二【理】石油を日光にあてたるとき見ゆる靑色。赤いんき・を加へたる水に日光をあてたるとき發する綠靑色等をもいふ。卽ち、眼に見えざる波長の小なる光が、或る種の物質に吸收せられたるとき、此の物質より波長の大なる眼に見ゆる光となりて發する光なり。

けい-くゎう 〜熒煌 火光の輝くこと。

けいくゎう-たい 〜螢光體 (名) 【理】石油・赤いんき・硫酸きにーね等、螢光を發する物質の稱。

けいくゎう-ばん 〜螢光板 (名) 【理】X線の實驗に用ふる靑化白金ばりうむ・を塗りたる紙。X線を物體に投射せしめ、物體の彼方に此の板を置けば、X線の通過したる部分は螢光を放ち、遮られたる部分には發せざるを以て、X線の通過せしや否やを知るに用ひらる。

けい-くゎく 〜計畫 謀計・畫策すること。はからひ。もくろみ。くはだて。みつもり。企畫。戰國策秦「昭王新說ニ蔡澤計畫ニ遂拜爲ニ秦相ニ」 史記朱雋「計策所ニ以全ニ者、皆陸生平原君之力也」

けいくゎ-けいやく 〜經過契約 (名) 【商】事業年度を經過したる生命保險契約。保險業法施行規則五號書式備考「經過契約とは年始現在契約年末現在契約及び實際死亡數の和を二分したるものを謂ふ」

けいくゎ-しつ 〜輕過失 (名) 【法】過失の一。善良なる管理者のなすべき注意、又は自己の事務につきてなすべき注意を缺くこと。抽象的過失と具體的過失とに分かつ。各條を見よ。

けい-くゎつ 〜契闊 久しく對面せぬこと。ぶさた。疎遠。久闊。詩經國風「死生契闊、與レ子成レ說」

けいくゎ-はふ 〜經過法 (名) 【法】舊法を廢して新法を施行するに當たり、特定の事項に關する新舊兩法の關係を決定するために定められたる法令。

けいくゎ-ぼく 〜硅化木 (名) 【地】化石の一種。樹木の枝幹等が、其の實質全く硅酸にて置き換へられ、しかも木理の明かに存するもの。本邦、各地に之を見る。

けいくゎ-ゑ 〜繼華會 (名) 佛語。九月十三夜の稱。眞俗交談記「會式日者中略九月十三夜名ニ繼華會ニ」

けい-くゎん 〜警官 (名) けいさつくわん(警察官)の略。

けい-くゎん 〜京官 (名) 一在京の官吏。唐書明皇紀「正月賜ニ京官絹ニ備ニ春時遊ニ」 二きやうくわん(京官)に同じ。

けいくゎん のぢもく 京官除目 つかさめしのぢもく(司召除目)に同じ。

けい-くゎん 〜經卷 (名) 經書。經籍。後漢書劉愷「手執ニ經卷ニ試ニ策殿最ニ儒化大行」 蘇軾詩「經卷藥爐新活計、舞衫歌扇舊因緣」

けい-くゎん 〜圭冠 (名) 上古の冠。はしからぶり(圭冠)を見よ。

けい-くゎん 〜桂冠 (名) げっけいくわん(月桂冠)の略。

けい-くゎん 〜雞冠 (名) にはとりのとさか。

けい-くゎん 〜挂冠 掛冠 くわいくわん(挂冠)を見よ。崔信明詩送ニ金敬入ニ蜀詩「西上君飛レ蓋、東歸我挂冠」

けい-くゎん 〜慶歡 めでたきこと。肥前國長崎の方言。物類稱呼

けいくゎん-くゎ 〜雞冠花 (名) 【植】けいとう(雞冠)に同じ。

けいくゎん-せき 〜雞冠石 (名) 【鑛】針狀又は短柱狀の結晶をなして柔かく、色は紅色にして脂肪光澤ある鑛物。透明乃至半透明なり。成分は硫化砒素にして有毒なり。本邦にては石狩・陸前等に產す。

けいくゎん-れんしふじょ 〜警官練習所 (名) 警部・巡査の訓練をなすため、明治十七年十月に設けし所。同二十二年廢せられたり。

けい-くん 〜經訓 經書の訓。經書の解釋。後漢書崔駰傳論「每レ考ニ先儒經訓ニ而長ニ於康成ニ」 韓愈詩「文章豈不レ貴、經訓乃菑畬」

けい-ぐん 〜雞群 (名) 一にはとりのむれ。二凡庸人の集合。韓愈詩「張籍學ニ古淡ニ軒鶴避ニ雞群ニ」 白居易詩「慙愧稻粱長不レ飽、未ニ曾迴レ眼向ニ雞群ニ」

(諺)雞群の一鶴 凡庸の人のむれに、すぐれたる人の一人まじり居る譬へ。晉書嵇紹「昨於ニ稠人中ニ見ニ嵇紹ニ昂昂然、如ニ野鶴之在ニ雞群ニ」

げい-ぐん 〜鯨群 (名) くぢらのむれ。

けい-けい (名、副) 犬・雉子・鹿などの啼く聲。けんけん。著聞二十「犬射られてけいけいとなきて走るを、やがて同じさまに矢つぎばやに射てけり」 百日曾我「雉子中略妻戀ひかぬる折り折りは、けいけいほろろと鳴く聲に」 傾城島原蛙合戰 松竹梅鶯の曲「尾の上の鹿中略つま戀ひかねて、紅葉蹈みわけ、けいけいほろろと鳴くはえ」

けい-けい 〜蹊徑 (名) こみち。みち。左傳文公元年「大風有レ隧。杜注隧蹊徑也」

けい-けい 〜輕刑 (名) かるき刑罰。(重刑の對)

けい-けい 〜輕輕 (副) 至ってかろがろしきさまにいふ語。

けい-けい 〜烱烱 (副) するどくひかり輝くさまにいふ語。きらきら。「眼光烱烱」

けい-けい 〜熒熒 (副) 暗中に小さきものの光るさまにいふ語。ぴかぴか。說苑「熒熒不レ滅炎炎奈何、涓涓不レ壅將レ成ニ江河ニ」 潘岳文「入ニ空室ニ兮望ニ靈座ニ帷飄飄兮燈熒熒」

けい-けい 〜煢煢 (副) 一孤獨なるさまにいふ語。二憂ふるさまにいふ語。左傳哀公十六年「煢煢余在レ疚」

けい-げい 〜經藝 (名) 經書に關する學藝。經術。史記儒林「漢興然後、諸儒始得レ修ニ其經藝ニ」

げい-けい 〜黥刑 (名) 黥(イレズミ)の刑に處すること。又、其の處刑。

げい-げい 〜鯨鯢 (名) 一くぢらの雄雌。くぢら。大魚。平家十一、腰越「不レ痛レ沈ニ身於海底ニ懸ニ骸於鯨鯢腮ニ」 左傳宣公十二年「雄

けいざいがく　経済学　財貨の生産・交換・分配・消費の現象を研究する学問。

けいざいがくしゃ　経済学者　経済学に従事する学者。

けいざいがくてき　経済学的　経済学の研究方法に関する。

けいざいがくは　経済学派　(名)　経済学の研究方法を異にする学者の一派。

けいざいきぎょうせい　経済企業性　【法】助長行政を保護・育成するを目的とする国民の経済上の利益。

けいざいきょうこう　経済恐慌　経済的生活に関する事項に関する刑罰法律第九十六号・明治三十二年三月十三日公布。

けいざいけんきゅう　経済研究　経済学に関する思想。

けいざいこうい　経済行為　(名)　【法】経済的目的に向かう行為。

けいざいこうい-とくべつぜい　経済行為特別税　(名)　【財】特定の経済行為に対して課する租税。

けいざいこうい-ぶっけん　経済行為物件　(名)　【法】経済行為の客体となる物件。

けいざいこうい-むこ　経済行為無効　(名)　【法】経済行為の無効。

けいざいこうい-むこのそしょう　経済行為無効の訴　(名)　【法】経済行為の無効を主張する訴。

けいざいこうい-むこのはんけつ　経済行為無効の判決　(名)　【法】経済行為の無効を宣言する判決。

けいざいこうい-むこのよういん　経済行為無効の要因　(名)　【法】経済行為の無効を来す原因。

けいざいこうい-むこのりゆう　経済行為無効の理由　(名)　【法】経済行為の無効を来す理由。

けいざいこうい-むこのれいがい　経済行為無効の例外　(名)　【法】経済行為の無効を来さない場合。

けいざいこうい-むこをしょうずるげんいん　経済行為無効を生ずる原因　(名)　【法】経済行為の無効を来す原因。

けいざいこうい-むこをしょうずるじじょう　経済行為無効を生ずる事情　(名)　【法】経済行為の無効を来す事情。

けいざいこうい-むこをしょうずるじゅうだいなるかし　経済行為無効を生ずる重大なる瑕疵　(名)　【法】経済行為の無効を来す重大なる瑕疵。

けいざいこうい-むこをしょうずるじゅうようなるかし　経済行為無効を生ずる重要なる瑕疵　(名)　【法】経済行為の無効を来す重要なる瑕疵。

けいざいこうい-むこをしょうずるちめいてきなるかし　経済行為無効を生ずる致命的なる瑕疵　(名)　【法】経済行為の無効を来す致命的なる瑕疵。

けいざいこうい-むこをしょうずるほんしつてきなるかし　経済行為無効を生ずる本質的なる瑕疵　(名)　【法】経済行為の無効を来す本質的なる瑕疵。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそ　経済行為無効を生ずる要素　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかし　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかす　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯す　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯す。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすこと　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すこと　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すこと。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すもの。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこうい　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすこと　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすこと　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすこと。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすもの。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつする　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきてい　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすこと　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すこと　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すこと。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すもの。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつする　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすこと　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すこと　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すこと。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すもの。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつする　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきん　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすこと　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すこと　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すこと。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すもの。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつする　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきん　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすこと　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すこと　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すこと。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょう　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなう　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行う　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょう　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ-ちょう　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ-ちょう-だいり　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ-ちょう-だいり-しょく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理職　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理職。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ-ちょう-だいり-しょく-だいり　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理職代理　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理職代理。

けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ-ちょう-だいり-しょく-だいり-しょく　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理職代理職　(名)　【法】経済行為の無効を来す要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の適用を受けざる行為をなすものを罰する規定を犯すものを罰する罰則を犯すものを罰する罰金を科すものを罰する罰金を科すもの分署長代理職務を行うもの分署長代理職務代理職務分署長代理人職務分署長代理職代理職。

**けいざいこうい-むこをしょうずるようそのかしをおかすものにたいするばつそくのてきようをうけざるこういをなすものをばつするきていをおかすものをばつするばつそくをおかすものをばつするばつきんをかすものをばつするばつきんをかすもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむをおこなうもの-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいり-しょくむ-ぶんしょ-ちょうだいり-しょくむだいりにん-しょくむ-ぶんしょ-ちょう-だいり-しょく-だいり-しょく-だいりにん　経済行為無効を生ずる要素の瑕疵を犯すものに対する罰則の

官吏。贅吏。

けいさつ-れい 〔警察令〕(名)【法】けいさつめいれい(警察命令)に同じ。明治二十三年勅令第二百八號(前文)「省令廳令府縣令及警察令に關する罰則の件」北海道舊土人保護法第十一條「北海道廳長官は北海道舊土人保護に關して警察令を發し」

けい-さん 〔卦算〕圭算 (名)〔易の算木の狀をなすよりいふ〕文鎭。けさん。

けい-さん 〔硅酸〕珪酸 (名)【化】無水硅酸と水との化合物と見るべき$(SiO_2)_m(H_2O)_n$なる一般式にて表はさるる組成の、弱き酸。熱すれば水分を失ひ無水硅酸となる。諸種の鹽類となりて多くの岩石の主成分をなす。水硝子に鹽酸を加ふれば白色膠狀の沈澱として生ずるものも一種の硅酸なり。

けい-さん 〔計算〕 一はかりかぞふること。かぞへあぐること。勘定。會計檢査院法第十二條「官金の收支官有物及國債に關る計算」史記平準書「桑弘羊、以計算用事侍中」韓愈文論淮西事宜狀「有司計算所費」 二【數】與へられたる式の運算をなして、其の結果を求むること。

けい-ざん 〔建盞〕(名) けんざん(建盞)の訛り。言

けいさん-あるかり (英 Alkali silicate)〔硅酸——〕(名)【化】硅酸なとりうむ及び硅酸かりうむ等の混合物。みづがらす(水硝子)を見よ。

けいさん-あるみにうむ (英 Aluminium silicate)〔硅酸——〕(名)【化】種種なる鑛石の主成分をなして天然に散在す。其の主なるは長石・雲母類等にして、純粋なる陶土は殆ど皆硅酸あるみにうむよりなる。

けいさん-えん 〔硅酸鹽〕(名)【化】硅酸の鹽類。硅酸あるみにうむ・硅酸あるかり等の類。

けいさん-かた 〔計算方〕(名)會計計算の事務に從事する人。勘定方。會計方。

けいさん-かりうむ (英 Kalium silicate)〔硅酸——〕(名)【化】炭酸加里と石英末とを熔融して得らるる物質。水に溶けてあるかり性反應を呈す。濃き溶液は水飴狀をなす。

けいさん-かるしうむ (英 Calcium silicate)〔硅酸——〕(名)【化】$CaSiO_3$ 硅酸の水素原子をかるしうむにて置換して得たる化合物。硝子の主成分をなす。水及び酸に浸されず、化學的に安定なる物質なり。

けいさん-き 〔計算器〕(名)器械的に加減乘除等の計算を行ふ器械。幾列にも其數を記せる鈕を配列し、計算せんとする數字の鈕を押し、之によりて計算の結果を器械的に知る裝置のもの。

けいさん-きやうそう 〔計算競爭〕(名)計算の競戲。又、若干の距離に算術の問題を掲げおき、解答を記して早く出發點に戻り來たるものを勝ちとする競戲。

けいさん-じけん 〔計算事件〕(名)【法】計算の當否を目的とする民事事件。民事訴訟法第二編第二章第四節「計算事件財產分別及ひ此に類する訴訟の準備手續」

けいさん-じやく 〔計算尺〕(名)【數】對數の原理を應用し尺度を組み合はせて、算術・代數・三角法等の計算を迅速且つ容易になし得るもの。

けいさん-しよ 〔計算書〕(名) 賣上仕切狀・小荷物賣上書などの如く、計算の結果を記せる書面の總稱。明治二十六年大藏省令第三十二號「諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿の樣式」會計檢查院法第十一號「各出納官吏の提出したる計算書の金額」

けいさん-そーだ 〔硅酸曹達〕(名)【化】石英を苛性曹達又は炭酸曹達と共に熔融して成生するもの。水に溶け易く、あるかり性反應を呈す。濃き溶液は水飴の如き外觀を呈す。木材・布等に塗りて防火用とし、人造石及び粗製の石鹼等にも加ふ。

けいさん-なとりうむ (英 Natrium silicate)〔硅酸——〕(名)【化】Na_2SiO_3 炭酸曹達と石英末とを熔かして得らるる物質。水に溶け易く、濃き溶液は水飴狀をなす。水硝子。

けいさん-なまり 〔硅酸鉛〕(名)【化】ふりんと硝子、又、くらうん硝子の一成分。酸化鉛と石英末とを熔かして得らるる物質なれども、未だ組成一定のものを分離すること能はず。

けいさん-ばん 〔計算盤〕(名)【數】種種なる順序に列記せられたる基數の總和を求め、又は其の總和より種種なる順序に基數を減ずることによりて、加減兩法を練習する器。

けいさん-ぶうたい 〔計算風袋〕(名)さんていふうたい(算定風袋)に同じ。

けいさん-ぼう 〔計算棒〕(名)兩側に目盛したる一の尺度の中央に、又兩側に目盛せる他の尺度を插入したるもの。中央の尺度を左右に動かし、其の目盛と外側の尺度の目盛とによりて、乘除・開平・開立法並びに三角函數等の計算をなす。例へば、乘法及び除法をなす目盛は數の對數に相當する如く施せる故、兩尺度の目盛の和は積を示し、其の差は商を表はす如し。

けい-し 〔家司〕(名) 一親王及び攝關・大臣又は職事の三位以上の家に祇候して家事を司る家令以下書吏以上の稱。いへづかさ。類聚三代格廿「太政官符中務省請親王及公卿職事三位已上以家司為保長」宇津保藤原君下「辨の君まんどころにつきて、けいしどもに此の事仰せ給ふ」落窪三「衛門の督の殿のけいしなる但馬の守・下野の守・まどころのべたうなるもんのすけ・雜しきなどのきらきらしきを召して」源夕顔「御供に人もさぶらはざりけり、ふびんなるわざかなとて、むつましきしもけいしにて、殿にもつかうまつるものなりければ、參りよりて」 二武家にて別當・令・案主・知家事などの總稱。

けいし だつ 家司立 一かどの家司らしくあり。源野分「はかばかしきけいしだつ人なども見えず」

けい-し 〔屐子〕(名)古昔のはきもの。下駄・足駄の類。げきし。枕二「高きけいしをさへはきたれば、ゆゆしく高し」同七「きよげなるわらはべなどの中略けいしのつややかなるが、革に土多く附いたるをはきて」

けい-し 〔京師〕(名)〔けい(京)は大、し(師)は衆にて、大衆の住居する所の義〕みやこ。京都。帝京。帝都。運歩色葉「京師ケイシ」詩經曹風「愾我寤嘆、念彼京師」左傳成公十三年「公如京師」

けい-し 〔經史〕(名)經書と歷史。著聞書「應神天皇十五年に、百濟國より博士經典を相具して來たり、しかうして後經史我が國に學び傳へたり」蜀志尹默「受古學、皆通諸經史」

けい-し 〔卿士〕(名)公卿と士と。卿士大夫。書經伊訓「惟茲三風十愆、卿士有一于身、家必喪」

けい-し 〔擊子〕(名)かはらけなどを載する臺。卽ち、舊擊子の下部。しすゑ。

けい-し 〔繼子〕(名)自己の配偶者と、其の配偶者の先夫又は先妻との間に生まれたる子にて、自己と親子の關係あるもの。ままこ。たねちがひ。はらちがひ。曾我十五(御前に被召出)「いづれの世にか、けいしが惡事企てんとて暇乞ひ候はんに、神妙なり、急ぎ俳事して我れまどひ者になせとて、喜ぶ父や候べき」運歩色葉「繼子ケイシ」民法第七百二十八條「繼父母と繼子と又嫡母と庶子との間に於ては親子間に於けると同一の親族關係を生す」

けい-し 〔繼嗣〕(名)あとつぎ。よつぎ。相續。史記司馬相如傳「非所以爲繼嗣創業垂統也」同太史公自序「漢既初興、繼嗣不明」

けい-し 〔警視〕(名)警察官の一。警視廳・北海道廳・各府縣・臺灣總督府・關東都督府等に置く奏任官。警視廳にては官房主事・第一部長・第二部長及び消防本部長となり、又は官房及び部に分屬し、或ひは出でて警察署長となり、部下の官吏を指揮・監督し、臺灣總督府・關東都督府・北海道廳及び各府縣等にては各部又は警察部に屬し、又は警察署長となり、上官の指揮を承け其の部署の事務を掌理す。北海道廳官制第三十一條「警視」警視廳官制第十六條「警視」地方官官制第二十一條「警視」臺灣總督府官制第十九條「警視」關東都督府官制第三十六條「警視」

けい-し 〔罫紙〕(名)罫をひきたる紙。けいがみ。

けい-し 〔勁矢〕(名)勁弓の箭。

けい-し 〔瓊姿〕(名)美しき玉の如きすがた。玉姿。梅堯臣詩梅花「常是臘前混雪色、却驚春半見瓊姿」

けい-し 〔輕颸〕(名)輕く吹きわたる風。輕風。

けい-し 〔桂枝〕(名)一かつらのえだ。又、肉桂のえだ。二桂の皮。辛味あり、藥用とす。

けい-し 〔桂芝〕(名)【植】れいし(靈芝)に同じ。

けい-し 〔啓示〕 一あらはし示すこと。さとし教ふること。二基督教にて、神が人の心を啓きて、これに其の眞理を示し給ふこと。默示。

けい-し 〔經始〕經營に著手すること。いとなみ造ること。詩經大雅「經始靈臺、經之營之」

けい-し 〔輕視〕かるがるしく見ること。見さぐること。蔑視。(重視の對)

けい-し 〔刑死〕刑に處せられて死すること。

けい-し 〔惠賜〕めぐみてたまはること。又、其のたまもの。儀禮聘禮「公當楣再拜。注既拜也、既惠賜也」陳子昂文爲宗舍人謝賜冊表「惠賜禮物、過越典章」

けい-し 〔輕駛〕かろく疾走すること。かろくてはやきこと。唐書杜亞傳「方春南民爲競渡戲、亞欲輕駛、乃髹船底」李綱文「移舟中流、沿泝輕駛」

けい-じ 〔慶事〕(名)いはひごと。よろこびごと。運歩色葉「慶事ケイジ」鶴林玉露「不得預慶事」

けい-じ 〔刑事〕(名)一【法】刑罰法の適用に關する事件。(民事の對)裁判所構成法第二條「通常裁判所に於ては民事刑事を裁判するものとす」二けいじじゆんさ(刑事巡查)の略。

けいじ じかう 〔刑事時效〕【法】時效の一。一定の期間の經過によりて公訴權及び刑の執行權の消滅を來たすもの。公訴時效と刑の時效とに分かつ。公訴時效とは犯罪後一定の期間の經過によりて其の公訴權を消滅せしむるをいひ、刑の時效とは刑の言渡し確定したる後、一定の期間の經過によりて其の執行を免除するをいふ。

けいじ じやう の せきにん 刑事上責任【法】けいじせいさい(刑事制裁)に同じ。

けい-じ 〔繫辭〕(名)一說明の言葉。殊に易の卦の說明をいふ。易經繫辭「繫辭焉、以斷其吉凶」二【論】命題の主辭と賓辭とを結びつけて、否定又は肯定をいひあらはす語。

けい-じ 〔揭示〕公衆又は關係者に示すために揭載すること。又、其の文書。民事訴訟法第六百六十一條「競賣期日の公告は左の箇所に揭示して之を爲す」遺失物法施行細則第二條「拾得の場所日時を揭示すへし但し揭示の場所を有せさるときは此の限に在らす」宋史食貨志「前期揭示不實者、民得自言」

けい-じ 〔兄事〕實兄の如く他人に敬ひつかふること。禮記曲禮「十年以長、則兄事之」

けい-じ 〔敬事〕つつしみてつかふること。うやまひつかふること。書經立政「以敬事上帝、立民長伯」左傳哀公十六年「有楚國而治其民、以敬事神」

けい-じ 〔攜貳〕貳心を抱くこと。ふたごころ。左傳僖公元年「親有禮、因重固、間攜貳、覆昏亂、霸王之器也」同文公七年「親之以德、皆股肱也、誰敢攜貳」

けい-じ 〔形似〕形の似たること。又、其のもの。世說排調「桓豹奴是王丹陽外生、形似其舅」圖繪寶鑑「得其形似而不失規矩者、謂之能品」

げい-じ 〔藝事〕(名)身におぼえたるわざ。職とする事業。げいごと。書經胤征「官師相規、工執藝事以諫」

けい-しう 〔輕舟〕(名)輕く走る小舟。小舟。輕舸。韓非子喩老「水行之有輕舟便檝也」戰國策燕「蜀地之甲、輕舟浮於汶、乘夏水下江、五日而至郢」

けい-しう 〔輕袖〕(名)輕きそで。顏延之文七繹「抗妍歌以踏躚、揚輕袖而翳面」

けい-しう 〔桂秋〕(名)陰曆八月の異稱。

けい-しう 〔閨秀〕(名)才學の秀でたる婦人。世說賢媛「顧家婦清心玉映、自是閨房之秀」

けい-しう 〔繫囚〕縛られてひとやにとらはるること。つながれとらはるること。又、その人。又はその處。囚人。囚獄。盛衰記廿七、周武王誅紂「依謀叛之罪、在繫囚之中」

けいしう-かじん 〔閨秀歌人〕(名)婦人の歌人。

けいしう-ぐわか 〔閨秀畫家〕(名)婦人の畫家。

けいしう-さくか 〔閨秀作家〕(名)婦人の作家。

けいしう-しじん 〔閨秀詩人〕(名)婦人の詩人。

けいしう-せうせつ 〔閨秀小說〕(名)婦人の著作せる小說。

げいしう-だか 〔藝州鷹〕(名)紋所の名。たかのは(鷹羽)を見よ。

けい-じ-か 〔形而下〕(名)形象を具ふるもの。知覺せらるる宇宙の現象。有形。(形而上の對)易經繫辭「形而上者謂之道、形而下者謂之器」

けいじか-がく 〔形而下學〕(名)形而下に關する學問。卽ち、動物學・植物學・物理學・化學などの類。

けいじ-がく 〔刑事學〕(名)犯罪及び刑罰に關する學問。

けい-しき 〔形式〕(名)一みえ。外形。外觀。杜氏通典「鑄二銖錢、文曰景和、形式轉細」二一定の狀態。かた。三一定の手續。てつづき。「形式をふむ」四外形

のみにて實質の伴はぬこと。「形式に流る」

けいしき-しゅぎ 〜形式主義 (英 Formalism) (名) 一内容より形式に重きを置く主義。二〔倫〕善惡は行爲又は意志の傾向に屬する性質にして、直接に感知し得らるといふ說。

けいしき-てき 〜形式的 形式を主とするさまにいふ語。(實質的の對)

けいしきてき-けんぱふ 〜形式的憲法 (名)〔法〕憲法といふ名義を以て發布せられたる法典。卽ち、大日本帝國憲法・獨逸帝國憲法・墺土利國憲法の類。(實質的憲法の對)

けいしきてき-はふりつ 〜形式的法律 (名)〔法〕憲法に定められたる立法の手續を履みて制定せられたる法律。卽ち、我が國にては帝國議會の協贊を經て、天皇の裁可、國務大臣の副署により、官報にて公布せられたるもの。(實質的法律の對)

けいしき-はふ 〜形式法 (英 Adjective law) (名) 實體法に對して、其の行使の手續に關する法規の稱。助法。

けいし-きょく 〜警視局 (名) 明治十四年一月以前の警保局の稱。

けいじ-きんぢさんしゃ 〜刑事禁治產者 (名)〔法〕禁治產の附加刑を科せられたる人。民法施行法第十五條「民法施行の日に於て刑事禁治產者たる者は其施行の日より能力を回復す」同第十六條「民法施行前より刑事禁治產者の財產を管理する者は刑事禁治產者又は刑事禁治產者か定めたる他の管理者か其財產を管理することを得るまで管理を繼續することを要す」

けいじ-さいばん 〜刑事裁判 (名)〔法〕犯罪に刑罰を適用するため、司法裁判所の行ふ裁判。會計檢査院法第十六條「會計檢査官は刑事裁判若は懲戒裁判に依るにあらざれは其の意に反して退官轉官又は非職を命せらるることなし」

けいじさいばん ひよう 〜刑事裁判費用 刑事裁判に關して當然要すべき費用。卽ち、證人・鑑定人又は通事の日當・旅費及び止宿料の類。舊刑法附則第四章「刑事裁判費用」

けいじ-さいばんくゎん 〜刑事裁判官 (名) 刑事裁判を擔當する裁判官。

けいじ-さいばんしょ 〜刑事裁判所 (名) 刑事裁判をなす權限ある裁判所。文官懲戒令第七條「懲戒に付せらるへき事件刑事裁判所に繫屬する間」

けいじ-じけん 〜刑事事件 (名)〔法〕けいじ(刑事)二に同じ。文官分限令第十一條第二號「刑事事件に關し告訴若は告發せられたるとき」

けいし-しゃ 〜刑死者 (名) 刑死したる人。死刑に處せられて死亡せる人。明治二十四年內務省令第十一號「刑死者」

けい-じ-じゃう 〜形而上 (名) 思想上より認識するを得るのみにて知覺に觸れざる現象。形態を有せざるもの。無形。(形而下の對) 易經繫辭「形而上者謂之道、形而下者謂之器」

けいじじゃう-がく 〜形而上學 (名) 形而上に關する學問。卽ち、哲學・心理學などの類。無形學。

けいじ-しゃくゎいがく 〜刑事社會學 (英 Criminal sociology) (名) 犯罪と社會との關係を研究する學問。

けいじ-じゅんさ 〜刑事巡査 (名) 犯罪人の逮捕を其の職務とする巡査。刑事。

けいじ-しょくけんはふ 〜刑事職權法 (英 Law of criminal authority) (名)〔法〕刑事法の一。刑罰法の適用を掌る國家機關の組織・權限を定むるもの。卽ち、裁判所構成法の類。

けいじ-じんるゐがく 〜刑事人類學 (英 Criminal anthropology) (名) 生物學上より犯罪人を研究して、犯罪の科學的研究をなす學問。

けいじ-せいさい 〜刑事制裁 (名)〔法〕刑法上の罪を犯したるによりて受くべき制裁。刑事上の責任。

けいじ-せいさく 〜刑事政策 (名)〔法〕刑事に關し、國家の執るべき政策。

けいじ-せきにん 〜刑事責任 (名)〔法〕刑事制裁を受けざるべからざる法律上の地位。又は其の制裁。

けいし-そうかん 〜警視總監 (名) 地方官の一。內務大臣の指揮・監督を承け、東京府下の警察・消防及び特に內務大臣の指定する衛生事務を管理し、各省の主務に關する警察事務につき、各省大臣の指揮・監督を承くる勅任官。警視廳官制「警視總監」

けいしそうかん-くゎんばう 〜警視總監官房 (名) 警視廳の一部局。官吏の進退・身分、文書の往復、記錄編纂、官印・廳印の管守、各部所成案の審査、制規、高等警察、會計及び他の主掌に屬せざる事項を掌るもの。

けいしそうかんくゎんばう-しゅじ 〜警視總監官房主事 (名) 警視總監官房に置き、警視總監の命を承けて官房の事務を掌理し、部下の官吏を指揮・監督する職。警視を以て之に充つ。

けいし-そうちゃう 〜警視總長 (名) 關東都督府の職員。民政部の警務課長となり、上官の命を承けて、警察に關する事務を掌理する高等官。關東都督府官制第二十三條「警視總長」

けいじ-そしょう 〜刑事訴訟 (名)〔法〕訴訟の一。刑罰法の適用を司法裁判所に請求するもの。裁判所構成法第二十七條「地方裁判所は刑事訴訟に於て左の事項に付裁判權を有す」

けいじそしょう-じけん 〜刑事訴訟事件 (名)〔法〕けいじじけん(刑事事件)に同じ。

けいじそしょう-てつづき 〜刑事訴訟手續 (名)〔法〕刑事訴訟の手續。

けいじそしょうてつづき-はふ 〜刑事訴訟手續法 (名)〔法〕次條に同じ。

けいじそしょう-はふ 〜刑事訴訟法 (名) 一〔法〕刑事訴訟の手續を規定したる法律。刑事訴訟手續法。二次條の略。文官試驗規則第十四條「刑事訴訟法」

けいじそしょうはふ-がく 〜刑事訴訟法學 (名)〔法〕刑事訴訟の手續に關する法理を研究する學問。

けいじ-そつゐ 〜刑事訴追 (名)〔法〕檢事が起訴すること。裁判所構成法第七十三條第二項「懲戒取調又は刑事訴追の始若は其の間」

けい-したいふ 〜卿士大夫 (名) 公卿と士大夫と。榮華物語花見「關白左相府以下、卿士大夫之祇候者濟濟焉」

けいし-ちゃう 〜警視廳 (名) 警視總監の管理の下に、其の事務を取り扱ふ地方官廳。總監官房・第一部・第二部及び消防本部の各部を設け、警視・警察醫長・技師・警部・警視・屬・技手・消防士・警察醫・消防機關士・通譯の職員を置く。警視廳官制「警視廳」

けいじ-ぢゃう 〜揭示場 (名) 揭示をなす場所。民事訴訟法第七百三十五條「裁判所の揭示場に揭示すること」

けいしちゃう-れい 〜警視廳令 (名) 警視總監が部內の行政事務につき、其の職權又は特別の委任により、管內一般又は其の一部に發する行政命令。明治二十六年勅令第百九十九號「警視廳令」

けい-しつ 〜閨室 (名) 一ねや。閨房。二つま。內室。家室。

けい-しつ 〜繼室 (名) けいさい(繼妻)に同じ。左傳隱公元年「繼室以聲子」 同昭公三年「齊侯使晏嬰請繼室于晉」

けい-しつ 〜形質 (名) 形體と性質と。形狀と體質と。形式と實質と。晉書劉曜載記「身長九尺三寸、垂手過膝」中略「自以形質異衆」南史徐摛傳「臣外弟徐摛、形質陋小」

けい-しつ 〜輕疾 (名) やまひのかるきこと。輕症の疾病。

けい-しつ 〜硅質 (名)〔地〕岩石・鑛物等の、硅酸に富む性質。

けい-しつ 〜勁疾 極めてはやきこと。

けい-じつ 〜頃日 (名) このごろ。ひごろ。ちかごろ。このほど。

けいじ-てつづきはふ 〜刑事手續法 (名)〔法〕刑事法の一。刑事の訴訟及び犯罪の搜査、裁判の執行等に關する法式を定めたるもの。

けいじ-とうけいがく 〜刑事統計學 (名) 統計學の一。刑事上の諸現象の研究を目的とするもの。

けいし-の-やく 〜家司役 (名) 足利義滿以來、任官・拜賀等の大禮ある時、臨時に朝廷の官人を以て幕府の家司・下家司に補したるもの。普廣院殿御元服記「家司役掃部頭滿親、爲先規歟、因小路」

けいじ-ば 〜揭示場 (名) けいじぢゃう(揭示場)に同じ。

けいじ-はふ 〜刑事法 (名)〔法〕刑事に關する法規。刑事職權法・刑事律例法及び刑事手續法に分かつ。各條を見よ。

けいじ-はん 〜刑事犯 (名)〔法〕一警察犯に對して、重大なる法益を侵害し、又は侵害せんとしたるによりて刑罰を科せらるる所爲の稱。二民事犯に對して、犯罪を構成する所爲の稱。つみ。犯罪。

けいじ-ばん 〜揭示板 (名) 揭示に用ふる板。民事訴訟法第六百六十一條「裁判所の揭示板」 同同「不動產所在地の市町村の揭示板」

けいじ-はんけつ 〜刑事判決 (名) 刑事訴訟につき、裁判所の下だす判決。明治四十二年統監府令第三十八號「刑事判決の正本謄本及抄本」

けいじ-ひこくにん 〜刑事被告人 (名)〔法〕刑事訴追を受けて、未だ確定判決を經ざるもの。監獄法第一條第二項第四號「刑事被告人及ひ死刑の言渡を受けたる者」

けい-しふ 〜桂楫 (名) けいせふ(桂楫)に同じ。

けいじ-ぶ 〜刑事部 (名) 合議裁判所たる地方裁判所・控訴院及び大審院の一部。刑事事件の審理・裁判をなすもの。裁判所構成法第十九條第二項「各地方裁判所に一若は二以上の民事部及刑事部を設く」同第三十四條第二項「各控訴院に一若は二以上の民事部及刑事部を設く」同第四十三條第二項「大審院に一若は二以上の民事部及刑事部を設く」

げい-じまん 〜藝自慢 (名) 己れの藝能を自慢すること。

けい-しゃ 〜輕車 (名) 輕快なるくるま。

けい-しゃ 〜輕者 (名) 輕銳の兵。左傳文公十二年「若使輕者肆焉其可」

けい-しゃ 〜輕紗 (名) 薄くてかろき紗。拾遺記「刻成黹子輕紗幪裏、宛若生時」梁元帝詩「穀衫廻廣袖、團扇掩輕紗」

けい-しゃ 〜傾斜 一かたむきてななめになること。また其の程度。かたよること。ななめになること。梁簡文帝文大法頌「坤紐傾斜、積氷發坼、乃緯九戴而正之」 白居易詩「星斗漸傾斜」 二〔地〕地層が水平面に對する傾き。卽ち、地層面と水平面との夾む二面角。

けい-しゃ 〜傾瀉 一かたむけてそそぐこと。蘇軾詩「歸來千首詩、傾瀉五石尊」 二心のたけを盡くすこと。

げい-しゃ 〜藝者 (名) 一遊藝に巧みなる人。狂言子盜人「是れは是れは、しほのめも成るは。扨も扨も藝者かな」 聖德太子繪傳記三「藝者の盲法師など、琴・琵琶・花・鳥、慰みは望み次第」 二杯盤の間を斡旋し、又、絃歌・舞蹈して酒興を助くるを業とする女。うたひめ。藝妓。藝子。江戸職人歌合「藝者。三線のいとはれながら執著に、心ながるる我れぞはかなき」 三はうかん(幇間)をいふ、京坂の方言。守貞漫稿

けい-しゃう 〜卿相 (名) くぎゃう(公卿)に同じ。太平記八、持明院殿行幸六波羅「供奉の卿相・雲客・軍勢の中に交はりて」 戰國策韓「嚴仲子乃諸侯之卿相也」

けい-しゃう 〜形象 (名) かたち。さま。なり。形態。形狀。禮記樂記注「象光耀也、形體貌也」 杜甫詩「雲臺畫形象、皆爲掃氛妖」

けい-しゃう 〜刑賞 (名) 刑罰と賞與と。韓非子飾分「治國者、其刑賞莫不有分」

けい-しゃう 〜啓將 (名) 啓陣に立つ六衛府の人人を指揮するもの。夕拜備急至要抄後宮御行啓「公卿啓將二人左右各一人、可供」 名目抄「啓將ケイシャウ」

けい-しゃう 〜經商 (名) 旅商。又、旅商人。

けい-しゃう 〜輕症 (名) 輕微の病症。(重症の對)

けい-しゃう 〜輕傷 (名) 輕微の創傷。うすで。(重傷の對)

けい-しゃう 〜奎章 (名) 〔けい(奎)は文運を主るといふ星の名〕文章。太平記四十、中殿御會「玉璽之操、高引紫鸞之聲焉、奎章之巧、新賡素鶩之詞爽」

けい-しゃう 〜雞障 (名) きんけいしゃう(錦雞障)の略。太平記廿八、內侍「金屋の內に粧ひを閉ぢ、雞障の下に媚びを深くして」

けい-しゃう 〜雞唱 雞の時をつくること。雞鳴。太平記四、先帝遷幸「雞唱抹過茅店月」

けい-じゃう 〜京城 (名) 京師の皇城。みやこ。京洛。唐書地理志「上都京城、前直子午谷、後枕龍首山」

けい-じゃう 〜形狀 (名) かたち。ありさま。やうす。形容。狀態。形象。史記孔子世家「孔子欣然笑曰、形狀末也、而似喪家之狗」

けい-じゃう 〜契狀 (名) 契約の證書。契劵。沙汰未練書「契狀とは約束狀の事也」 嘉吉記「入道圓心に等持院殿より、七通の御契狀の趣き」

けい-じゃう 〜經常 (名) 繼續してかはらざること。つね。ふだん。尋常。(臨時の對) 後漢書賈逵傳「黨人錮及五族、既乖典訓之文、有謬經常之法」 唐書食貨志「古之善治其國而愛養斯民者、必立經常簡易之法」

けい-じゃう 〜啓上 申し上ぐること。啓白。運歩色葉「啓上ケイジャウ」 大藏虎明本狂言文山立「一筆啓上せしめ候」 通鑑宋武帝紀「臨使啓上」

けい-じゃう 〜計上 かぞへあぐるこ

と。

げい-しやう〔霓裳〕(名) 一 虹霓(ゲイ)の如き裳(モスソ)。天人などのころも。楚辭「青雲衣兮白霓裳」 二 げいしやういうい(霓裳羽衣)の略。太平記十、鎌倉合戰「是れぞこの霓裳一曲の聲の中に、漁陽の鞞鼓動地來たり」

げいしやう うい〔霓裳羽衣〕 一 天人などのころも。盛衰記廿二、猫間「霓裳羽衣の粧ひを、天人影向するかと、見る人聞く人諸共に涙を流さぬは無かりけり」 二 支那、唐の玄宗皇帝の製作したる舞曲。十訓下「古き目錄にも、霓裳羽衣は壹越調の樂也。本の名をば壹越婆羅門といひけるを」白居易詩長恨歌「風吹仙袂飄颻擧、猶似霓裳羽衣舞」

げいしやう-ぎ〔藝娼妓〕(名) 藝妓と娼妓と。藝妓又は娼妓。

けいじやう-げん〔形狀言〕(名)【文法】けいようし(形容詞)に同じ。

けいじやう-さいしゆつ〔經常歳出〕(名) 毎年甚だしき増減なしに繰り返さるる歳出。(臨時歳出の對)

けいじやう-さいにふ〔經常歳入〕(名) 毎年甚だしき増減なしに繰り返さるる歳入。(臨時歳入の對)

けいしやう-しんがう〔形象信號〕(名) 圓錐形・球形・鼓形の三つの形象によりて行ふ信號。遠距離信號。

けいじやう-ひ〔經常費〕(名) 毎年繼續して支出せらるべき甚だしく増減せざる性質の經費。(臨時費の對)

けいしやう-もんじ〔形象文字〕(名) しやうけいもんじ(象形文字)に同じ。

けいしや-ぎ〔傾斜儀〕(名)【地】地層の傾斜を測定する機械。

けい-しやく〔景迹 澀迹〕 きやうざく(景迹)に同じ。曾我十、五郎被召出「死にて物思はせとて、喜び出だしたつる母や候べき、御けいしやくとぞ申しける」

けい-じやく〔輕弱〕 輕微にして弱小なること。微弱。戰國策燕「我有積怨深怒於齊、不量輕弱而欲以齊爲事」

けいしや-ど〔傾斜度〕(名)【地】地層面と水平面とのなす角度。

げいしや-ぶり〔藝者振〕(名) 藝能あるさまをよそほふこと。甲陽軍鑑三「しらうとの前にては藝者ぶりして」

げいしや-や〔藝者屋〕(名) 藝妓を抱へおく家。

げいしやや-まち〔藝者屋町〕(名) 藝者屋の多くある町。

けい-しゆ〔警手〕(名) くわうきゆうけいしゆ(皇宮警手)の略。

けい-しゆ〔景趣〕(名) おもむき。ありさま。風趣。景致。風致。

けい-しゆ〔稽首〕 首を地につくまで下げて拜禮すること。雜式「凡御所及中宮・東宮稽首、餘皆跪拜」榮華疑「弟子歸命稽首、敬白」詩經小雅「既醉既飽、小大稽首」書經舜典「禹拜稽首」

けい-しゆ〔警守〕 警戒を加へて守備すること。左傳襄公十六年「警守而下會于溴梁」

けい-じゆ (名)【植】はまびはの異名。

けい-じゆ〔瓊樹〕(名) 美しき木。玉樹。朗詠「此花非是人間種、瓊樹枝頭第二花」盛衰記四、鹿谷「伏羲・神農の聖人たる猶瓊樹根を別にし、軒轅・虞舜の明王たる又玉體種を分かつ」

けい-じゆ〔繼受〕 引きつぎてうくること。ひきうけ。ひきつぎ。

げい-しゆ〔黥首〕 額に入墨すること。又、其の刑。後漢書「邑陵辭謝、乞黥首刖足繼成漢史」

けい-じゆう〔景從〕 影の形に從ふ如くにつきまとふこと。

けい-しゆく〔奎宿〕(名) けい(奎)に同じ。

けい-しゆく〔慶祝〕 よろこび祝ふこと。ことほぐこと。祝賀。

けい-しゆく〔經宿〕 一夜をふること。よひごし。

けいじゆ-しゆとく〔繼受取得〕(名)【法】賣買・贈與などの如く、前の權利者の權利に基因して取得すること。傳來取得。(原始取得の對)

けい-じゆつ〔經術〕(名) けいがく(經學)に同じ。漢書東平思王「尊修經術、親近仁人」

けい-じゆつ〔繼述〕 先人の業をうけつぎのぶること。繼承して祖述すること。

げい-じゆつ〔藝術〕(名) 一 學藝と技術と。わざ。技術。後漢書安帝紀「校定東觀五經諸子傳記、百家藝術」晉書藝術傳「藝術之興、由來尙矣」 二 美を色彩・音律・言文等によりて表示する手段。美術。

げいじゆつ-か〔藝術家〕(名) 藝術に從事する人。藝術美の表現を理想とする人。詩人・美術家・音樂家の類。

げいじゆつ-び〔藝術美〕(名) 藝術によりて表現せられたる美。美を唯一の目的とし、實體を理想化してあらはすもの。(自然美の對)

けいじゆてき-しゆとく〔繼受的取得〕(名)【法】けいじゆしゆとく(繼受取得)に同じ。

けいじゆ-はふ〔繼受法〕(英 Accepted law)(名)【法】外國の法令を其の儘採用し、又はこれに摸倣して制定したる法令。(固有法の對)

けい-じゆん〔警巡〕 非常をいましめて見まはること。警戒・巡視すること。巡

警。盛衰記廿三、新院崩御「京中保保守護事、任義仲注進之交名、殊令警巡、可加炳誡之由」

げい-しゆん〔迎春〕 春をむかふること。

げいしゆん-くわ〔迎春花〕(名)【植】わうばい(迎春花)の異名。

けい-しよ〔經書〕(名) 儒學の書。經典。經籍。經。卽ち四書・五經などの類。最明寺殿百人上﨟「聖賢の經書、詩文の書」史記游俠傳「誦經書」

けい-しよ〔刑書〕(名) 刑法の書。書經呂刑「哀敬折獄、明啓刑書胥占、咸庶中正」左傳昭公六年「三月鄭人鑄刑書」

けい-しよ〔雞黍〕(名) 雞を殺して黍を炊ぎて飯とすること。多く人を款待・饗應するにいふ語。論語微子「殺雞爲黍而食之」北史盧思道「於草屋下設雞黍之膳」

けい-しよ〔啓所〕(名) 啓陣の人の詰所。江次第十七、東宮御元服「其北立五丈幄、爲啓所」

けい-しよ〔啓處〕 安坐すること。啓居。詩經小雅「王事靡盬、不遑啓處」左傳襄公八年「敝邑之衆、夫婦男女不皇啓處、以相救也」

けい-しよう〔形勝〕(名) 土地の形勢。又、その土地。風景等のすぐれたること。榮華疑「爲建寺指點形勝」史記高祖紀「秦形勝之國、帶河山之險」南史「淮南近畿、國之形勝」梁棟詩「江山形勝莽潮來」

けい-しよう〔景勝〕(名) 風景のすぐれたること。又、その土地。葉清臣詩「景勝詩逾老、心冥語未稀」

けい-しよう〔敬稱〕(名) 敬意を表する稱號。皇室典範第十七條「天皇太皇太后皇太后皇后の敬稱は陛下とす」同第十八條「皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃內親

王王王妃女王の敬稱は殿下とす」

けい-しよう〔勁松〕(名) 風霜を凌ぎて勁節ある松。十訓中「勁松は年の寒きにあらはれ、忠臣は國の危きに見ゆ」潘岳文西征賦「勁松彰於歳寒、貞臣見於國危」

けい-しよう〔警鐘〕(名) 一 火災などの非常を警戒する信號に鳴らす鐘。又、其の聲。はやがね。 二 電車の運轉手臺の下に裝置して、其の前方にある人畜に、電車の進行を豫報する鐘。

けい-しよう〔敬承〕 つつしみてうけたまはること。拜承。後漢書光武帝紀「皇天大命、不可稽留、敢不敬承」高允文答宗欽「敬承嘉誨、永佩明箴」

けい-しよう〔繼承〕 先代の地位・身分等をうけつぐこと。繼續して相承すること。皇室典範第二章「皇位繼承」

けい-しよく〔景色〕(名) けしき。景。風景。朗詠「山中景色月花低」

けいじ-りつれい-はふ〔刑事律例法〕(英 Criminal law)(名)【法】刑事法の一。刑罰權の範圍、卽ち犯罪と刑罰とを定めたるもの。刑法。

けい-しん〔敬心〕(名) うやまふ心。恭敬の心。禮記檀弓「辨絰葛而葬、與神交之道也、有敬心焉」

けい-しん〔慧心〕(名) さとき心。聰慧なる心。

けい-しん〔蕙心〕(名) 〔けい(蕙)は香草〕 あてやかに美しき心。朗詠「野中芼菜、世事推之蕙心」鮑照文蕪城賦「東都妙姬、南國麗人、蕙心紈質、玉貌絳脣」

けい-しん〔桂心〕(名) 一 肉桂の一部、皮に近き黃色の部分。藥劑とす。今昔二十四「桂の木中略桂心といふ藥中略刀を以て桂心有る所をば切り取りて」 二【植】にくけい(肉桂)に同じ。 三 古への餅菓子の一。肉桂の細末をつけたるもの。建武年中行事「內膳などたしかに未だたづねとはず、てんせい・ひつら・かっこ・けいしんなどやうのものなり」

けい-しん〔荊榛〕(名) 一 いばらとはしばみと。 二 草木の亂雜に生ひ茂ること。又、其の所。荊棘。

けい-しん〔雞晨〕(名) 雞のなくあした。よあけ。あけぼの。あかつき。雞旦。舞鶴賦「感寒雞之早晨、憐霜雁之違漠」柳宗元詩「愁深楚猿夜、夢斷越雞晨」

けい-しん〔敬神〕 神を崇めうやまふこと。禮記表記「夏道尊命、事鬼敬神而遠之」

けいしん あいこく〔敬神愛國〕 神をうやまひ國を愛すること。

けい-しん〔敬信〕 うやまひ信ずること。

けい-しん〔輕信〕 かろがろしく信用すること。輕率に信ずること。

けい-しん〔輕進〕 かろがろしくすすむこと。晉書樂志「大臣皆以爲未可輕進」杜牧詩「須知世路難輕進」

けい-しん〔桂薪〕 桂を薪とすること。物價の高直なるを譬ふる語。戰國策楚「楚國之食貴于玉、薪貴于桂」宋史高麗傳「縕袍短褐、玉粒桂薪」

けい-じん〔賢人〕(名) けんじん(賢人)の訛り。かた言

けい-じん〔京人〕(名) みやこのひと。みやこびと。都人士。

けい-じん〔雞人〕(名) 一 古昔、宮中にて時刻を知らする役人。朗詠「雞人曉唱、聲驚明王之眠」平家十二、六代「限りあれば、けいじん曉を唱へて夜もあけぬ」 二 皇宮を護衛し、夜を警むる者。周禮春官「雞人掌共雞牲、辨其物、大祭祀夜嘑旦以嘂百官」

けい-じん〔刑人〕(名) 刑餘の人。太平記四「呉王猶心ゆるしやなかりけん、君子不近刑人とて、勾踐に面を不見給」周禮地官司市「國君過市、則刑人赦」公羊傳襄公廿九年「君子不近刑人、近刑人則輕死之道也」

げい-しん〔迎新〕 新年を迎ふること。韋元旦詩「瀾渙長安近日、殷正臘月早迎新」

げい-じん〔藝人〕(名) 技藝に長じたる人。書經立政「藝人表臣」注「有道藝之人」

けい-す〔詣〕(自動サ變) まうづ。參詣す。盛衰記十八「汝宇佐宮に詣して、正に叡慮を八幡大菩薩に申し入るべし」

けい-す〔啓〕(他動サ變) 申し上ぐ。言上す。(主として院・三宮・東宮に對して用ふる語) 宇津保藏開上「院中略とのたまふに、左のおとど、四人は、此の家に侍るわらはなりと、けいし給へば」枕二「よきに奏し給へ、けいし給へ」源若菜下「東宮に參り給ひて中略はつかになん見給へしと、けいし給へば」庭訓往來四月「久不啓案內之間、不審千萬、何條御事候哉」

けい-す〔敬〕(他動サ變) うやまふ。つつしむ。尊敬す。詩經小雅「凡百君子、各敬爾身」論語學而「敬事而信」

(諺)**敬して遠ざく** 〔論語の雍也に敬鬼神而遠之とあるより出づ〕 うはべは敬を加ふるやうにして、實は之を疏外す。敬遠。

けい-す〔慶〕(他動サ變) いはふ。よろこぶ。慶賀す。「上下相慶す」

けい-す〔警〕(他動サ變) いましむ。警戒す。

けい-す〔刑〕(他動サ變) 刑に處す。つみす。書經康誥「非汝封刑人殺人」左傳莊公十九年「刑猶不忘、納君於善」

けい-ず (名) かひずに同じ。

げい-す〔黥〕(他動サ變) いれずみをなす。黥刑に處す。

けい-すう〔係數〕(名)【數】數を表はす文字の前に、夫れが何倍せらるるかを示す爲めに書く數。例へば 5ax に於いて 5 は ax. 5a は x の係數なるが如し。前者の如く數のみの係數を數係數、後者の如く文字を含むものを文字係數と云ふ。

けい-すう〔計數〕 數を計算すること。算用。計算。北史沮渠蒙遜「多計數、頗曉天文」

げい-すう〔鯨鬚〕(名) くぢらひげ(鯨鬚)に同じ。

けいすう-き〔計數器〕(名)【數】實物を用ひて、直觀的に計算をなす器。

けいすう-くわへい〔計數貨幣〕(英 Money of account)(名)【經】本位制度の一。國家が貨幣を鑄造するにあたり、其の純分・重量及び形狀を一定し、人民をして、唯其の箇數の計算のみによりて授受を遂げしむるもの。(秤量貨幣の對)

けいず-かひ (名) 贓物と知りながら竊かに賣買すること。又、其の商人。窩主。

けい-すゐ〔溪水〕(名) 谷川のみづ。太平記廿二「松風・溪水の淸き音を聞きて爽かなる耳の、富貴・榮花の賤しき事を聞きて汚れたる心地しければ」洞冥記「去廣淵八十里、有甜溪水、味如蜜」李白詩「篠飛窕溪水」張籍詩「溪水無風映天碧」

けい-すゐ〔經水〕(名) 月のさはり。つきやく。めぐり。月經。

けい-すん〔徑寸〕(名) 直徑一寸なること。史記田敬仲世家「有徑寸之珠、照車前後各十二乘者十枚」

けい-せい〔形勢〕(名) ありさま。なりゆき。狀態。情勢。庭訓往來八月「供奉人淨衣・白直垂・布衣形勢、衣文撥當、行粧驚目」運歩色葉「形勢ケイセイ」史記游俠傳「非其德薄也、而形勢弱也」

けい-せい〔形聲〕(名) かいせい(諧聲)に同じ。

けい-せい〔雞聲〕(名) にはとりのなきごゑ。

けい-せい〔溪聲〕(名) 谷川の音。澗聲。

けい-せい〔刑政〕(名) 刑罰と政治と。禮記樂記「禮樂刑政、其極一也」

けい-せい〔慧性〕(名) さかしき性質。

けい-せい〔傾城〕(名)〔美人の色香に溺れて、城・國を傾け亡ぼす義〕㊀美人。美婦。傾國。平家十一、那須與一「十八九ばかりなる女房中略大將軍の、矢面に進んでけいせいを御覽ぜん所を」太平記一、三「奈何せん、傾城・傾國の亂今に有りぬと覺えて、淺ましかりし事ども也」同廿一、塩冶判官讒死「頼政が鵺を射たる勸賞に、傾城を賜はりたるは面目なれども」漢書外戚「寧不レ知ニ傾城與ニ傾國、佳人難ニ再得ニ」同同「北方有ニ佳人、絶世而獨立、一顧傾ニ人城、再顧傾ニ人國ニ」㊁うかれめ。遊女。宇治拾遺十「一條棧敷屋に、ある男とまりて、けいせいと臥したりけるに」盛衰記廿三、實盛都上「平家の方には、宿宿より傾城どもを迎へて」

(諺)傾城に信なし 遊女には實意なし。冥途飛脚中「傾城に誠なしと世の人申せども、それは皆僻事、譯知らずの言葉ぞや」

(諺)傾城の空涙 遊女は心にもなき涙を流して客を欺くこと。

けい-せい〔景星〕(名) めでたき瑞祥の星。史記天官書「天精而見ニ景星、景星者徳星也、其狀無レ常、出ニ於有道之國ニ」

けい-せい〔奎星〕(名) けい(奎)に同じ。

けい-せい〔形成〕 形をなすこと。かたちづくること。

けい-せい〔經世〕 世を經營又は經略すること。莊子齊物論「春秋經世、先王之志、聖人議而不レ辯」

けい-せい〔警世〕 世人を警醒すること。

けい-せい〔警醒〕 警戒を與へて、迷夢を覺醒せしむること。迷ひを悟らしむること。

けい-せい〔莖生〕【植】植物學上の用語。莖の上に生ずること。

けい-ぜい〔輕税〕(名) 租税をかろくすること。又、その租税。(重税の對)周禮地官大司徒「薄征。疏、薄輕也、征税也」管子「輕税弛ニ關市之征、爲ニ賦祿之制ニ」

けい-ぜい〔契税〕(名) 臺灣にて、土地・建物の買受人又は質入人より徵收する登錄税。契税規則「契税」

けい-せい-えふ〔莖生葉〕(名)【植】植物學上の用語。莖上に生じたる葉。

けい-せい-か〔經世家〕(名) 經世の事に長じたる人。

けい-せい-かひ〔傾城買〕(名) ぢょらうかひ(女郎買)に同じ。傾城佛原「傾城買ひの水上」

けい-せい-ぐるひ〔傾城狂〕(名) 傾城買に耽ること。遊女ぐるひ。東海道名所記「これは薄き人人の傾城ぐるひの事也」賀古教信七墓廻三「金も持たいで傾城ぐるひがなるものか」

けい-せい-けん〔形成權〕(獨 Gestaltungsrecht)(名)【法】其の權利者の一方的行爲により、相手方の行爲を要せずして、法律關係を形成する權利。これに解除權・選擇權の如く、單に當事者の相手方に對する意思表示のみによるものと、詐欺又は強迫による婚姻の取消權の如く、一方的意思表示の外、猶裁判所の所爲を必要とするものとあり。

けい-せい-ごと〔傾城事〕(名) 遊女に關する事柄。冥途飛脚上「寄合ひの、印判の、節季・師走に此の在所は、傾城事で煮え返る」

けい-せい-さう (名)【植】おきなぐさ(白頭翁)をいふ、甲斐國の方言。物類稱呼

けい-せい-ずき〔傾城好〕(名) 遊女を好むこと。傾城の風を好むこと。傾城反魂香中「傾城好きと聞きし故、此の小袖を見や、廓模樣に言ひ附けた」

けい-せい-そう〔形成層〕(名)【植】植物學上の用語。高等なる植物の體の肥大・成長を司る組織。篩部と木部との間にあり、互ひに相連絡して植物體を一周す。此の組織の細胞は何時も盛んに分裂する能力を有し、年年新細胞組織を植物體に加へて肥大せしむ。即ち、年輪は之が經過を示すものなり。

けい-せい-だい〔傾城代〕(名) 遊女の揚代。壽門松上「母が命が一夜さの傾城代にもなるならば、今でも死んで見せませう」

けい-せい-づか〔傾城柄〕(名) 傾城に關する權勢。傾城買ひに名を博すること。傾城佛原二「此の男も傾城づかを握ったなれのはてぢや」

けい-せい-ばな (名)【植】なつずゐせん(鹿葱)の異名。

けい-せい-まち〔傾城町〕(名) いろざと(色里)に同じ。東海道名所記「一構へ見えたるはこれ傾城町なり、世に島原と名づく」

けい-せい-みゃく〔頸靜脈〕(名)【醫】頸部にある靜脈。左右の內外頸靜脈より成る。

けい-せい-や〔傾城屋〕(名) ぢょらうや(女郎屋)に同じ。東海道名所記「若上らふと云ふ傾城や、又舞臺を建てて能を致す」

けい-せう〔輕笑〕 ㊀少しく笑ふこと。ほほゑむこと。にやり。微笑。㊁輕蔑して笑ふこと。嘲笑。

けい-せう〔輕少〕 いささかなること。すこし。わづか。輕微。北史儒林「部曲輕少、難ニ於東邁ニ」

けい-せき〔形跡〕 形迹(名) 物事のありしあと。あとかた。痕跡。

けい-せき〔經籍〕(名) けいしょ(經書)に同じ。職員令「圖書寮。頭一人掌ニ經籍・圖書ニ」

けい-せき〔磬石〕(名) 磬に用ふる石。山海經「小華之山、其陰多ニ磬石ニ」

けい-せき〔螢石〕(名)【鑛】立方形又は八面體に結晶するを常とし、質やや硬くして脆き鑛物。無色透明乃至紫・綠・黃等の色を帶び、玻璃光澤あり。成分は弗化かるしうむ・なり。本邦、各地に產す。ほたるいし。

けい-せき〔硅石〕(名)【鑛】石英又は石英質の鑛物。

けい-せき-ど〔硅石土〕(名)【地】けいさうど(硅藻土)に同じ。

けい-せち〔磬折〕 けいせつ(磬折)に同じ。

けい-ぜち〔雞舌〕(名) けいぜつ(雞舌)に同じ。榮華根合「五節に中宮の女房、梅けいぜちをふくんでといふ詩をさらぞきたり」

けい-せつ〔螢雪〕(名)〔支那晉の車胤が螢を集め、孫康が雪を積み、其の光にて讀書せし故事より出づ〕辛苦して勉學すること。苦學。庭訓往來八月「雖ニ晩學候ニ、不レ可レ捐ニ螢雪鑽仰之功ニ」晉書車胤「胤…貧不ニ常得ニ油、夏月以ニ練袋ニ盛ニ數十螢火ニ照レ書讀レ之、以レ夜繼レ日」同孫康「孫康家貧無レ油、嘗映レ雪讀レ書」魏書王頭「隨レ答ニ豫章王ニ書曰、某未レ嘗レ聚レ螢映レ雪、懸レ頭刺レ股」

けいせつ の こう 螢雪功 苦學の功果。砂石集下「學窓に眼をくだして、螢雪の功年つもりて、碩學のきこえありけり」

けい-せつ〔勁雪〕(名) 容易にとけざるゆき。

けい-せつ〔勁節〕(名) ㊀節強きこと。竹などにいふ。㊁氣質の剛強なること。又、堅固に節義を守ること。江淹詩「凌風知ニ勁節、負雪見ニ貞心ニ」李嶠詩松「歲寒終不レ改、勁節幸多知」

けい-せつ〔經說〕(名) 經書の學說。

けい-せつ〔磬折〕 立禮の一。磬の背の如く、腰を前方に折り曲ぐること。磬屈。けいせち(磬折)。式部省式上「凡在ニ朝堂ニ見ニ親王及太政大臣ニ者、皆磬折而立」內裏式上、元正受ニ群臣朝賀ニ「宸儀初見、執レ仗者俱稱レ警、群臣磬折」江次第十四、叙位「式部稱ニ面伏ニ、群官磬折」禮記曲禮「立則折磬垂レ佩。註、僂折如ニ磬之背ニ」莊子漁父「而夫子曲要磬折、再拜而應」

けい-せつ〔敬節〕 敬ひて禮節を盡くすこと。盛衰記四十五、大臣頼朝問答「居直り、深く敬節せられけり」

げい-ぜつ〔雞舌〕(名) けいぜつかう(雞舌香)の略。朗詠「梅含ニ雞舌ニ兼ニ紅氣ニ」太平記卅九、道譽大原野花會「蜩頭の香爐に、雞舌の沈香を薰じたれば」釋迦如來誕生會ニ「栴檀・雞舌・沈水香・丁字香・安息香、五つのかをり交はって」

げい-せつ〔迎接〕 迎へて應接すること。

けい-ぜつ-かう〔雞舌香〕(名) 薰香の一種。下文を見よ。南方草木狀「交趾有ニ蜜香樹、其花不レ香、成ニ實乃香、爲ニ雞舌香ニ」

けい-せふ〔桂楫〕 桂檝(名) 美しきかぢ。王勃文上巳浮江宴序「荷裳桂楫拂ニ衣於東海之東ニ」

けい-せふ〔經涉〕 山をこえ水を渡ること。諸方を遊歷すること。跋涉。

けい-せふ〔輕捷〕 身がるくすばやきこと。輕快・敏捷なること。宋史理宗「造ニ輕捷戰船千艘ニ」褚亮文諫獵書「筋力驍悍、爪牙輕捷」

けい-せふ〔勁捷〕 剛勁にして敏捷なること。つよくてすばやきこと。朗詠「江都之好ニ勁捷ニ也、七尺屛風其徒高」太平記二、南都北嶺行幸「早業は江都が勁捷にも超えたれば、七尺の屛風未だ必ずしも高しとせず」北齊書神武紀「兆雖ニ勁捷ニ、而兇狡無レ謀」

けい-せん〔傾城〕(名) けいせい(傾城)の訛り。夕霧阿波鳴渡中「けいせんといふもの初めて見た。やっぱり常の女子ぢや」冥途飛脚下「傾城事で煮え返る。なう、うたての御けいせん殿や」

けい-せん〔溪泉〕(名) 谷より湧き出づるいづみ。謠曲天狗「決決たる溪泉、到る所に聞く」盧綸詩「決決溪泉到處聞」

けい-せん〔輕扇〕(名) 輕くして能く風を送る扇。

けい-せん〔罫線〕(名) けい(罫)二に同じ。

けい-せん〔經線〕(名)【天】しごせん(子午線)に同じ。

けい-せん〔頸腺〕(名)【醫】頸部の腺。

けい-せん〔警巡〕 けいじゅん(警巡)に同じ。榮華嶺月「けいせんするや誰れの人ぞ、ただ林の島のゆふべの聲」

けい-せん〔繫船〕 船を繫留すること。又、其の船。

けい-せん〔輕賤〕 ㊀かろんじいやしむること。身分のかろくいやしきこと。又、其の者。庭訓往來七月「白紙捧底之間、所レ用ニ反故ニ也、更非ニ輕賤之儀ニ」㊁輕く少なきこと。輕少。庭訓往來九月「但佛布施幷被物・祿物等、用意輕賤也」

けい-ぜん〔勁箭〕(名) けいし(勁矢)に同じ。

けい-ぜん〔惠然〕(副) 人のねんごろに訪ひ來たるさまにいふ語。

けい-ぜん〔敻然〕(副) はるかなるさまにいふ語。

けい-ぜん〔煢然〕(副) 孤獨にしてたよりなきさまにいふ語。

けい-せん-がん〔繫船岸〕(名) 繫船すべき岸壁。

けい-せん-ぎ〔經線儀〕(名) くろのめーとる・に同じ。

けい-せん-くわ〔桂仙花〕(名)【植】おきなぐさ(白頭翁)をいふ、美作・備前の方言。俚言集覽 生玉心中上「似たりや似たり桂仙花、暫し休らふ木蔭を宿の、枝は木槲我が身はちやこく」

けい-せん-せき〔硅線石〕(名)【鑛】棒狀或ひは纖維狀の集塊をなす鑛物。脂肪光澤を有し、透明乃至半透明、黃灰・灰綠・褐等の色を帶ぶ。成分は硅酸礬土にして、岩石の副成分となりて產出す。本邦にては常陸・三河等に顯微鏡的の小品を出だす。

けい-そ〔刑訴〕(名) けいじそしよう(刑事訴訟)の略。

けい-そ〔鼷鼠〕(名)【動】はつかねずみ(鼷鼠)の異名。傾城島原蛙合戰四「鼷鼠神丘の下に穴掘って、人のくすぶる患へを免るとかや」左傳成公七年「鼷鼠食ニ郊牛角ニ」

けい-そ〔硅素〕 珪素(名)【化】酸素に亞ぎて多量に地球上に存在する元素。赤褐色粉末狀をなすもの、石墨の如き鱗狀の結晶をなすもの、或ひは銅色の結晶をなすものもあれども、遊離して天然に存在することなく、皆化合物となりて產出す。砂・粘土・土壤・岩石等の主成分なり。

けい-ぞう〔惠贈〕 人より物を贈られたる事の敬語。惠投。

けい-そう〔敬崇〕 うやまひあがむること。崇敬。

けい-そう〔輕鬆〕 かるくして質の荒くさらさらとしたること。

げい-そう〔迎送〕 むかふることとおくることと。むかへ又おくること。おくりむかへ。送迎。

げい-そう-しき〔迎送式〕(名) 陸軍の儀式の一。兩陛下及び高貴の人が、軍隊屯在の地に著し又は發するとき、迎送のために軍隊の整列するもの。陸軍禮式第二編第二章「迎送及伺候式」

けい-ぞく〔繫束〕 ㊀つなぎたばねること。㊁つなぎて自由を得しめざること。羈束。束縛。

けい-ぞく〔繫屬〕 つながりつくこと。かかりつくこと。つなぎつくること。かけつづくること。聯屬。

けい-ぞく〔繼續〕 ㊀つづくること。つぐこと。繼承持續すること。連續。禮記月令「是月、草木蕃廡、王者施レ化、當ニ繼ニ續長ニ養之ニ」㊁あとをうけつぐこと。繼承。

けい-ぞく-かうかい〔繼續航海〕(英 Continuous voyage)(名)【法】戰時禁制品の輸送、又は封鎖違反の企圖ある船舶が、始め中立港より中立港を仕向地として航海し、次いで其の到達港より敵港又は封鎖港に至る場合に、其の二航海を連續せる單一の航海と看做す海上戰時公法の原則。連續航海。

けいぞく-かうかい-しゅぎ〔繼續航海主義〕(英 Theory of continuous voyage)

（名）【法】前條に同じ。

けいぞく-きふふ〔繼續給付〕（名）きふふ（給付）ニを見よ。

けいぞく-さう〔名〕【植】ゐのもとさう（井邊草）の異名。

けいぞく-しだ（名）【植】前條に同じ。

けいぞく-しゃゐん〔繼續社員〕（英 Continuing partner）（名）【商】合名會社又は合資會社の解散後、自己の計算を以て、其の會社の營業を引き續きなす社員。業務繼續社員。

けいぞく-せんいう〔繼續占有〕（英 Continuing possession）（名）【法】占有の一。占有の要素たる自己のためにする意思と物の所持とが、前後兩時に繼續して存在するもの。

けいぞく-ちえきけん〔繼續地役權〕（英 Continuing servitude）（名）【法】地役權の一。間斷なく繼續して、他人の土地を自己の便益に供するもの。即ち、水樋による引水地役權の類。（不繼續地役權の對）民法第二百九十一條「第百六十七條第二項に規定せる消滅時效の期間は中略繼續地役權に付ては其行使を妨くへき事實の生したる時より之を起算す」

けいぞく-とりひき〔繼續取引〕（名）おくりこしとりひき（送越取引）に同じ。

けいぞく-はん〔繼續犯〕（英 Continuing crime）（名）【法】犯罪が既遂の狀態に達したる後、なほ多少の時日其の狀態を繼續するにより成立する犯罪。即ち、監禁罪の類。（即成犯の對）明治十九年三月司法省刑第二百二十三號司法警察訓示第八十七條「繼續犯とは同一の罪にして多少の時日其所爲繼續するを謂ひ」

けいぞく-はんざい〔繼續犯罪〕（名）【法】前條に同じ。刑事訴訟法第十一「繼續犯罪に付ては其最終の日より起算す」

けいぞく-ひ〔繼續費〕（名）【法】數年間に亙りて支出すべき經費。大日本帝國憲法第六十八條「特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協贊を求むることを得」府縣制第百二十條「府縣費を以て支辨する事件にして數年を期して其の費用を支出すへきもの又は數年を期して其の費施行すへきものは府縣會の議決を經て其の年期間各年度の支出額を定め繼續費と爲すことを得」

けいぞく-ほけんしょうけん〔繼續保險證券〕（英 Running policy）（名）同種の保險證券を作成する手數を省くため、一通にて一定の期間、幾度にても締結するを得る證券。

けい-そつ〔勁卒〕（名）つよき士卒。勁鋭なる兵卒。强兵。晉書[1]「良將勁卒」

けい-そつ〔輕卒〕（名）━身輕に出でたちたる兵卒。松原自休手錄「利長舍弟孫四郎、率ニ大軍ニ働ニ大聖寺ニ從ニ小松ニ出ニ輕卒ニ」戰國策燕「輕卒銳兵、長驅至レ國」━身分輕き兵卒。

けい-そつ〔輕率〕かろがろしきこと。かろはずみなること。北史達奚武「及レ居ニ重位ニ不レ持ニ威儀ニ或謂曰、公位冠ニ群后ニ何輕率若レ是」

けい-たい〔形體〕（名）かたち。ありさま。すがた。莊子在宥「墮ニ爾形體ニ吐ニ爾聰明ニ」

けい-たい〔形態〕（名）かたち。すがた。なりふり。やうす。そぶり。歷代名畫記「盡ニ其形態ニ痾眼・脚爪・毛彩俱妙」

けい-たい〔景體〕（名）ありさま。やうす。形態。盛衰記卅三、康定「容貌花美にして、景體優美也」

けい-たい〔携帶〕たづさへ持つこと。

ともなふこと。

けい-たい〔繼體〕君主の位を繼承すること。あとつぎ。よつぎ。繼嗣。平家八、那須「彼れは守文・繼體の器量有り」太平記三、主上御謀叛沒落「三種神器は、自レ古繼體の君位を天に受けさせ給ふ時、自ら是れを授け奉る者也」史記外戚世家「自レ古受レ命帝王、及繼體守文之君」漢書郊祀志「繼體之君、不レ宜ニ改作ニ」

けい-たい〔敬待〕うやまひもてなすこと。手あつき待遇。優待。款待。

けい-たい〔傾頽〕かたむきくづること。傾敗。左傳文公十三年「大室之屋壞。杜注館ニ傴宗廟ニ使レ至ニ傾頽ニ」

けい-だい〔境內 竟內〕（名）━さかひのうち。境域の內。域內。（境外の對）艳狩劒本地二「惟茂株の境內の松茸が見事だげな」莊子秋水「莊子釣ニ於濮水ニ楚王使ニ大夫二人往先ニ焉、曰願以ニ竟內ニ累矣」韓非子內儲上「謂ニ荊王ニ曰、臣入ニ王之境內ニ聞ニ王之國俗ニ」━社寺の敷地內。國有林野法第三條第三項「社寺上地にして其の境內に必要なる風致林野は區域を査して社寺現境內に編入することを得」

けい-だい〔瓊臺〕（名）うるはしきうてな。玉のうてな。瑤臺。

けいたい-がく〔形態學〕（名）━【生】生物學上の一分科。生物體の外形及び內部の構造、並びに發生の狀態を研究する學科。外形の考究を專らとするものを器官學、內部の構造を主とするものを解剖學、發生を主とするものを發生學といふ。━【鑛】けっしやうがく（結晶學）に同じ。

けいだい-ぐゎい-ち-しうとくきん〔境內外地收得金〕（名）社入金の一。即ち、境內地と境外地とより收得したる金。境內地の使用料・枯損木の賣拂代金・境外地の貸附料等の類。

けいだい-しゃ〔境內社〕（名）他の神社の境內にある神社。

けいだい-ち〔境內地〕（名）社寺の敷地。神社寺院佛堂境內地使用取締規則第二條「神社寺院佛堂境內地」官國幣社以下神社並寺院佛堂境內官有地木竹管理規則第七條「境內地の林藪」

けいたい-ひん〔携帶品〕（名）携帶せる品。所持品。

けい-たいふ〔卿大夫〕（名）卿と大夫と。

けい-たう〔輕舠〕（名）かるき小舟。輕舸。輕舟。

けい-たう〔傾倒〕━かたむきたふること。かたむけたふすこと。━さかさにして、中のものを出だし盡くすこと。━深く傾慕すること。

けい-たう〔敬禱〕つつしみていのること。

けい-だう〔啓道〕みちびくこと。先導。

げい-たう〔藝當〕（名）━演ずる藝。演藝。藝。「かけ離れたる藝當」━しくみてなすわざ。ことさらなす行爲。所業。

げい-だう〔藝道〕（名）技藝のみち。藝術の法。

けい-たく〔恵澤〕（名）恩惠にうるほふこと。めぐみ。恩澤。

けい-だく〔輕諾〕輕率に承諾すること。やすうけあひ。

けい-たつ〔啓達〕申し入るること。庭訓往來十二月「何樣遂ニ面謁ニ心中可ニ啓達ニ也」

けい-だつ〔閨闥〕（名）━ねや。ねま。寢室。━宮女の部屋。つぼね。何晏

文景殿賦「金楹齊レ列、玉舃承レ跋、靑瑣銀鋪、是爲ニ閨闥ニ」

けい-たん〔雞旦〕（名）━けいしん（雞晨）に同じ。━正月元旦の異稱。元旦。運步色葉「雞旦ケイタン正月」

けい-たん〔敬憚〕うやまひはばかること。史記張耳傳「自ニ呂后太子ニ及ニ大臣ニ皆素敬ニ憚之ニ」

けい-たん〔敬歎〕うやまひ歎稱すること。隨手雜錄「醍茶中略酌レ酒人誤酌ニ其中ニ潘再拜謝レ過、即成ニ乳華ニ僚吏皆敬歎」

けい-だん〔輕煖〕（名）━すこしあたたかなること。微溫。━衣服の輕くしてあたたかなること。孟子梁惠王上「爲ニ肥甘不レ足ニ於口ニ與、輕煖不レ足ニ於體ニ與」

けい-ち〔屐子〕（名）けいし（屐子）の訛り。幸若舞曲景清「はいたりしけいちを、とある所にぬぎ捨て」同同「塗ったりしけいちに、ある革にてをたて、つめはきにはくままに」

けい-ち〔景致〕（名）おもむき。風致。景趣。風趣。

けい-ぢ〔攜持〕たづさへもつこと。提攜すること。書經召誥「夫知ニ保ニ抱攜ニ持厥婦子ニ以哀ニ籲天ニ」

けい-ちつ〔啓蟄〕（名）〔ちつは蟄（チフ）の習慣音〕陰曆二十四氣の一。蟄蟲の地上に出づる季節。即ち、陽曆三月五六日に當たる。左傳桓公五年「凡祀、啓蟄而郊」

けい-ぢつ〔敬昵〕うやまひしたしむこと。尊敬して昵近すること。

けい-ちふ〔啓蟄〕（名）けいちつ（啓蟄）を見よ。

けい-ちゃう〔計帳〕（名）だいちやう（大帳）に同じ。戶令「凡造ニ計帳ニ」民部省式下「凡計帳者」漢書武帝紀「受ニ郡國計ニ注計若ニ今之諸州計帳ニ也」北史蘇綽傳「計帳戶籍之法」

けい-ちゃう〔傾聽〕耳をかたむけて一心にきくこと。禮記曲禮「立必正レ方、不ニ傾聽ニ」

けい-ちゃう〔敬聽〕つつしみてきくこと。謹聽。

けい-おぢゃう〔刑場〕（名）死刑を執行する場所。しおきば。刑事訴訟法第三百十八條二「死刑の執行に關する者の外刑場に入ることを得す」

けいぢゃう の つゆ と なる〔爲刑場露〕死刑に處せられて死す。

けいちゃう-いちぶきん〔慶長一分金〕（名）けいちやういちぶばんきん（慶長一分判金）の略。

けいちゃう-いちぶばん〔慶長一分判〕（名）次條の略。

けいちゃう-いちぶばんきん〔慶長一分判金〕（名）慶長六年より元祿年間まで江戶幕府の發行せる一分判金。縱五分五厘・橫三分强・縱六分强・橫三分五厘と、縱五分五厘・橫三分强との三種あり。面に桐章一分の字、背に光次・花押等あり。其の十兩は慶長小判金十兩と價格同じ。慶長一分金。慶長一分判。金銀圖錄二、正用品「慶長一分判金」貨幣祕錄「慶長一分判金」

けいちゃう-えどざこばん〔慶長江戶座小判〕（名）次條の略。

けいちゃう-えどざこばんきん〔慶長江戶座小判金〕（名）けいちやうこばんきん（慶長小判金）を見よ。金銀圖錄二、正用品「慶長江戶座小判金」

けいちゃう-おほばんきん〔慶長大判金〕（名）慶長六年より元祿年間まで江戶幕府の發行せし大判金。縱四寸八分五厘・橫三寸五厘弱と、縱四寸七分五厘・橫二寸九分と、縱四寸八分・橫二寸九分五厘との種類あり。表・裏共に桐章あり、面には十兩後藤の四字並びに花押を墨にて書せり。貨幣祕錄「慶長大判金」

けいちゃう-きゃうざこばんきん〔慶長京座小判金〕（名）けいちやうこばんきん（慶長小判金）を見よ。金銀圖錄二、正用品「慶長京座小判金」

けいちゃう-きん〔慶長金〕（名）慶長小判金及び慶長一分判金の總稱。安齋隨筆廿一「慶長五子年右品判にて記し候を極印に直し候樣にと被ニ仰付ニ此の節壹分判初めて仕立て候、江戶・京・佐渡三所役立小判小壹分判共に拵へ候、慶長年中被ニ仰付ニ候に付き慶長金と稱ふる」

けいちゃう-ぎん〔慶長銀〕（名）慶長丁銀及び慶長豆板銀の總稱。往古銀。天保集成絲綸錄廿「慶長以來於ニ銀座ニ吹立て候慶長銀」同「慶長銀拾貫目に付き、此の代通用銀拾壹貫二百目」

けいちゃう-きんぎん〔慶長金銀〕（名）慶長六年以後凡そ九十四年間、江戶幕府にて發行せし金銀貨。即ち、慶長大判金・慶長小判金・慶長一分判金・慶長丁銀・慶長豆板銀の總稱。往古金銀。金銀圖錄二、正用品「慶長六年五月始めて通用金銀の法を定めさせらる。大判・小判・壹分判・丁銀・豆板の制改まる中略世に慶長金銀と云ひ、又往古金銀と云ふもの蓋し是れなり」十組問屋集要記錄「元祿八乙亥年金銀御吹替へ有レ之元の字金也慶長金銀に元字金銀取交ぜ取遣有レ之」

けいちゃう-くゎつじぼん〔慶長活字本〕（名）慶長年間、木製又は銅製の活字にて印行せし書物。

けいちゃう-こばん〔慶長小判〕（名）

次條の略。

けいちゃう-こばんきん〔慶長小判金〕（名）慶長六年より元祿年間まで江戶幕府の發行せし小判金。江戶に江戶座、京都に京座、駿河に駿河座ありて之を鑄造す。貨幣祕錄「慶長小判金」金銀圖錄二、正用品「慶長小判金」

けいちゃう-し〔計帳使〕（名）四度の使の一。國國にて、其の國の調庸の豫算帳を奉るために上京するもの。

けいちゃう-するがこばんきん〔慶長駿河小判金〕（名）次條の略。大日本貨幣史四「慶長駿河小判金」

けいちゃう-するがざこばんきん〔慶長駿河座小判金〕（名）けいちやうこばんきん（慶長小判金）を見よ。金銀圖錄二、正用品「慶長駿河座小判金」

けいちゃう-ちゃうぎん〔慶長丁銀〕（名）慶長六年江戶幕府にて發行せし海鼠形の丁銀。其の大小・輕重一ならず。常是の字・寶字及び大黑の像等を極印す。品位は百分中凡そ銀八十分・銅二十分といふ。金銀圖錄二、正用品「慶長丁銀」

けいちゃう-つうはう〔慶長通寶〕（名）次條の略。

けいちゃう-つうはうせん〔慶長通寶錢〕（名）慶長十一年、江戶幕府の發行せる銀錢及び銅錢。文に慶長通寶とあり。銀錢は徑七分五厘弱、重量一匁一分强、銅錢は徑七分五厘、重量六分二厘。貨幣通考「慶長通寶錢」泉貨鑑十五「慶長通寶錢」泉貨鑑代用錢「慶長通寶錢」

けいちゃう-はん〔慶長板〕（名）慶長年間に出版したる書籍。多くは活字本なり。

けいちゃう-まめいたぎん〔慶長豆板

銀（名） 慶長六年、江戸幕府にて發行せし豆板銀。大小・輕重一ならず。常是の字・寶字及び大黒の像等を極印す。品位は百分中凡そ銀八十分・銅二十分といふ。金銀圖錄三、正「慶長豆板銀」

けい-ちゅう〔閨中〕（名） ねやのうち。

けい-ちゅう〔傾注〕 ㊀かたむけそそぐこと。容器を傾けて中の液體をそそぎ出だすこと。郝經詩「一派瑪瑙漿、傾注百千瓮」 ㊁專ら心を其の物事に注ぎて、他を顧みざること。徐陵文「載披來旨、實深傾注」

けい-ぢゅう〔輕重〕 かろきとおもきと。かろんずることとおもんずることと。庭訓往來八月「隨レ事輕重、其人是非、可レ被レ行レ之」書經呂刑「輕重諸罰有レ權」左傳宣公三年「楚子問二鼎之大小輕重一」

けい-ちょう〔輕重〕 前條に同じ。

けい-ちょう〔敬重〕 うやまひおもんずること。尊重。韓非子說林「君不レ奪二公位一而大敬二重公一、則公常用レ宋矣」

けい-ちょうえき〔輕懲役〕（名）【法】ちようえき（懲役）を見よ。舊刑法第二十二條二項「輕懲役は六年以上八年以下とす」

けい-ちょく〔勁直〕 剛强にして正直なること。剛直。韓非子孤憤「不二勁直一不レ能レ矯レ姦」

けい-ぢょらう〔藝女郎〕（名） 遊藝に達したる遊女。傾城島原蛙合戰松竹梅藤入繪形「お客方へのもてなしとて、數多の藝者・藝女郎」

けい-ちん〔警枕〕（名） 熟睡すればころがりなどして目覺るやうに造りし枕。吳越備史「在レ軍未二嘗睡一、末年用二圓木一作レ枕、熟睡則欹、名二警枕一」

けい-ぢん〔啓陣〕 立后・立太子の儀ありて後、始めて行啓せらるる時、左右六衞府の人の護衞に立つこと。之を率ゐる者を啓將といふ。江次第十七、立后「大臣被レ仰二六府、啓陣可レ參由一」

けい-づ〔系圖〕（名） ㊀其の家代代の系統を記したる表。系譜。譜圖。譜牒。家譜。保元物語方手分「身不肖に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず」 ㊁來歷。履歷。由來。由緒。狂言記鍋八撥「どちらなりとも系圖に負けた方が、市末へいたがよいは」同釣狐「これもよほどのけいづぢや、さらば身どもがけいづを語って聞かさう。よう聞かしめ」

げい-づくし〔藝盡〕（名） 互ひに身に覺え得たる藝のある限りをあらはしあふこと。生玉心中下「貴賤群集の伊達盡くし、人をいさめの藝盡くし」

けいづ-しり〔系圖知〕（名） 諸家の系圖を僞作する人。安齋隨筆五「日高繁高が兵家茶話に曰はく、近世系圖知りと云ふ者有りて、諸家の系圖を妄りに僞作して、其の祖を誤る人甚だ多し。是れ淺羽氏に始まる。松下重長相繼ぎて諸家の系圖を僞作す。又多多良玄信と云ふ盲人有り。諸家の系圖を記憶して、望みに隨ひて妄作し侍る」

けい-つゐ〔頸椎〕（名）【醫】脊椎の最上部、即ち頸部に位する部分。七箇の脊椎骨より成る。

けいつゐ-しんけい〔頸椎神經〕（名）【醫】脊髓神經の一部、即ち、頸椎の各側に在るもの。八對より成る。

けい-つゐはう〔輕追放〕（名） 追放の刑の輕きもの。

けい-てい〔兄弟〕（名） きやうだい（兄弟）に同じ。書經君陳「惟孝、友二于兄弟一」詩經小雅「凡今之人、莫レ如二兄弟一」

けいてい かきに せめぐ　兄弟鬩墻　兄弟にて內わ喧嘩をなす。仲間どうしにて喧嘩をなす。太平記廿四、依山門嗷訴公卿僉議「論二宗旨於公庭一、則雖レ似レ有二兄弟鬩レ墻之爭一」詩經小雅「兄弟鬩二于墻一、外禦二其侮一」

けい-てい〔輕艇〕（名） 輕快なる小艇。輕舸。輕舟。

けい-てい〔繼體〕 けいたい（繼體）に同じ。曾我一、惟喬惟仁位爭「彼れはけいてい相ぶんの器量なり、此れは萬機ぶゐのしんさうなり」

けい-てい〔徑庭〕〔逕庭〕 雙方に大なる相違あること。かけへだたり。かけはなれ。懸隔。莊子逍遙遊「太有二徑庭一、不レ近二人情一」

けい-てう〔京兆〕（名） さきやうしき（左京職）・うきやうしき（右京職）の唐名。

けい-てう〔慶兆〕（名） 慶事の前兆。吉兆。運步色葉「慶兆ケイテウ」

けい-てう〔慶弔〕 ㊀慶ぶべき事と弔ふべき事と。慶事と凶事と。史記蘇秦「是何慶弔相隨之速也」 ㊁互ひに慶事あれば賀し、凶事あれば弔すること。後漢書荀爽「思經書、慶弔不レ行、徵命不レ應」周書字文測「兩界之民、遂通二慶弔一、不二復爲二仇讎一矣」

けい-てう〔輕佻〕〔輕窕〕 かろはずみなること。輕率。輕忽。輕薄。左傳襄公廿六年「楚師輕窕、易二震蕩一也」尉繚子治本「民有二輕佻一、則欲心生、爭奪之患起矣」

けいてう-しろく〔京兆司錄〕（名） さきやうのじよう（左京進）・うきやうのじよう（右京進）の唐名。

けいてう-せういん〔京兆少尹〕（名） さきやうのすけ（左京亮）・うきやうのすけ（右京亮）の唐名。

けいてう-のゐん〔京兆尹〕（名） さきやうのかみ（左京大夫）・うきやうのかみ（右京大夫）の唐名。

けいてう-ろくじ〔京兆錄事〕（名） さきやうのさくわん（左京屬）・うきやうのさくわん（右京屬）の唐名。

けい-てき〔勁敵〕〔勍敵〕（名） つよき敵。强敵。左傳僖公廿二年「勍敵之人、隘而不レ列、天贊レ我也」

けい-てき〔警笛〕（名） 警戒の爲めに笛を鳴らすこと。又、その笛。

けい-てき〔啓迪〕 けいいう（啓誘）に同じ。書經太甲「旁求二俊彥一、啓二迪後人一」

けい-てん〔刑典〕（名） 刑罰に關する法典。周禮天官大宰「五日刑典、以詰二邦國一、以刑二百官一、以糾二萬民一」

けい-てん〔經典〕（名） ㊀一定不變の法式。恆久の道理。 ㊁けいしよ（經書）に同じ。著聞四「應神天皇十五年に、百濟國より、博士、經典を相具して來たり」漢書儒林傳「周公上聖、召公大賢、尙猶不二相說一、著二于經典一」後漢書后紀「[illegible]經典一」

けい-でん〔經傳〕（名） 經と傳と。經書と諸賢の解說と。漢書藝文志「校二經傳一」越絕書「經者論二其事一、傳者道二其意一」

けい-でん〔桂殿〕（名） 美しき宮殿。玉殿。謠曲小町「羅綾の衣多うして、桂殿の閨に餘りしぞかし」

けいでん-き〔繼電器〕（名）【理】電信にて兩局遠隔せるため電流弱まる場合に、其の缺を補ふ裝置にして、電磁石を應用せるもの。卽ち、甲局より來たる電流は乙局の繼電器の電磁石を經て地に入る、然るときは乙局の受信部に具へたる電池及び受信器の電路を閉ぢて以て受信せしむるなり。

けいてん-くわ〔景天科〕（名）【植】べんけいさうくわ（景天科）の異名。

け-いと〔毛絲〕（名） 羊・山羊などの毛をつむぎたる絲。綿物・毛織物等に用ふ。

けい-と〔雞頭〕（名）【植】けいとう（雞

冠）の訛り。

けい-と〔刑徒〕（名） 刑餘の徒。太平記十七、義貞「項羽中略獨身にして戰はんと申ししをば、高祖あざ笑うて、汝を討つに刑徒を以てすべしと欺き候はずや」史記秦始皇紀「使二刑徒三千人一、皆伐二湘山樹一、赭二其山一」

けい-と〔計都〕（名） けいとせい（計都星）の略。

けい-と〔計圖〕 もくろむこと。はかりごと。くはだて。計畫。

けい-ど〔勁弩〕（名） 張りのつよきいしゆみ。史記賈生「良將勁弩、守二要害之處一」漢書晁錯「勁弩長戟射疏及レ遠、則匈奴之弓弗レ能レ格也」

けい-ど〔傾度〕（名） けいしやど（傾斜度）の略。

けい-ど〔經度〕（名）【地】一の經線が他の經線に對する角度。經度を數ふるには、或る經線を基本とし、是れより西に測るを西經といひ、東に測るを東經といふ。各百八十度に至る。其の基本とすべき經線は、列國の規約によりて、いぎりす國ぐりにち天文臺を通過する線とす。

けい-ど〔硅土〕（名）【化】むすゐけいさん（無水硅酸）の異名。

けい-とう〔雞冠〕（名）【植】莧科、雞冠屬の一年生草本。莖の高さ二三尺。葉は長楕圓形又は披針形、銳尖頭なり。秋季、赤・黃・白等の色を呈する小花を、雞冠狀の花序に密生して開く。東印度の原產にして、我が國、各地の庭園に栽培せられ、觀賞用に供せらる。又、若き葉を食用とす。けいとうげ。聖德太子繪傳記二「前置きに寒菊、正眞の雞頭に少し色を持たせてしやれ」雞頭。

けい-とう〔系統〕（名） ㊀一族の血統。ちすぢ。 ㊁順序を追ひて繼續すること。すぢみち。 ㊂箇箇の事物の間に存する關係を順序立てて、一の原理・法則の下に配列すること。

けい-とう〔溪頭〕（名） たにのほとり。溪流のほとり。王績詩「歸來南陌上、更坐北溪頭」崔珏詩「溪頭日暖眠沙穩、渡口風寒浴浪稀」

けい-とう〔閨竇〕〔圭竇〕（名） 門傍のくぐり穴。貧家のさまにいふ。左傳襄公十年「官之師旅不レ勝二其富一、吾能無二篳門閨竇一乎」同注「篳門閨竇小戶、穿レ壁爲レ戶、上銳下方狀、如二圭形一也」

けい-とう〔繼統〕 皇位を繼承すること。大日本帝國憲法前文「朕及朕か繼統の子孫」

けい-とう〔惠投〕 人より物をもらひたるにいふ敬語。惠贈。

けいとう-け〔雞頭花〕（名）【植】けいとう（雞冠）の異名。運步色葉「雞頭花ケイトウケ」

けいとう-てき〔系統的〕 系統あるさまにいふ語。

けいとうてき-はっせい〔系統的發生〕（名） 原始の單純なる狀態が、系統的に複雜なる狀態に進化すること。（箇體的發生の對）

けい-どうみゃく〔脛動脈〕（名）【醫】頸部にある動脈。左右の總頸動脈及び其の分岐せる內外兩頸動脈より成る。

げいとう-ゆ〔鯨頭油〕（名） 抹香鯨の頭蓋窩中にある油。

けいと-ぎ〔雞頭花〕（名）【植】けいとうげ（雞頭花）の訛り。かた言

けい-どく〔煢獨〕〔惸獨〕（名） たよりのなきひとりもの。獨身もの。孤獨。詩經小雅「哿矣富人、哀此惸獨」

けいどく-でん〔惸獨田〕（名） 王朝時代、煢獨を賑恤するために置きし不輸租田。後紀廿二、弘仁三年八月癸丑「勅在二攝津國一惸獨田一百五十町中略惸獨田者、故大僧正行基法師、爲レ矜二孤獨一所レ置也」

けいと-ざいく〔毛絲細工〕（名） 毛絲にてなす細工。又、其の細工物。

けいど-じ〔經度時〕（名）【地】本初子午線と某地點との間の經度の差を時・分・秒に換算したるもの。

けいと-せい〔計都星〕（名）【天】昴星宿にある星の名稱。

けいと-ばうせき〔毛絲紡績〕（名） 獸毛を紡績して毛絲となすこと。

けいと-ばり〔毛絲針〕（名） 毛絲を編むに用ふる針。あみぼう。

げい-どり〔藝鳥〕（名） 藝をなす鳥。藝を知れる鳥。娘歌加留多二「此の山雀は、人の手を振る手さきに附き、輪をくぐり水を汲み、さまざまの藝鳥」

けい-とん〔雞豚〕（名） ㊀にはとりとぶたと。大學「畜二馬乘一、不レ察二於雞豚一、伐氷之家、不レ畜二牛羊一」孟子梁惠王上「雞豚狗彘之畜、無レ失二其時一、七十者可二以食一レ肉矣」 ㊁轉じて、家畜の總稱。

けい-とん〔輕噸〕（名）【商】たんとん（短噸）に同じ。

げいなう-ゆ〔鯨腦油〕（名） 鯨頭油より鯨蠟を取り去りたる殘油。透明にして淡黃色。器械油として紡績機・時計等に使用す。

げい-なし〔藝無〕（名） 藝のなきこと。又、其の人。無藝。

げいなし-ざる〔藝無猿〕（名） 無藝の者を嘲る語。浮世風呂四上「湯舟の隅に屈み居る、藝なし猿の戲れ口」

けい-にく〔雞肉〕（名） にはとりの肉。五代史楚世家「頓食二雞肉數器一而起」

けい-にっけるくわう〔硅—鑛〕（英 Garnierite）（名）【鑛】無定形の含水にっける及び苦土硅酸化合物にして、南洋にゆーかれどにや島に產す。にっけるの主要鑛石なり。

けい-にん〔繼任〕 あとをつぎて任ずること。任務をうけつぐこと。

げい-にん〔藝人〕（名） ㊀藝多き人。藝能に巧みなる人。 ㊁遊藝に達したる人。遊藝を職業とする人。

けいにん-しゃ〔繼任者〕（名） 任務をうけつぐ人。繼任する人。議院法第九條「繼任者の任期は仍前任者の任期に依る」

けい-ねん〔頃年〕 このとしごろ。近年。

けい-ねん〔繫念〕 佛語。けねん（繫念）に同じ。

けいねん むりやうごふ〔繫念無量劫〕 けねんむりやうごふ（繫念無量劫）に同じ。けねん（繫念）の條を見よ。

げい-のう〔藝能〕（名） 身に得たる藝術又は能力。わざまへ。伎藝。著聞十「相撲中略昔は雌雄を決して、昇進をもつかうまつりしるに付けて、藝能あらはかば」書經金縢「工執二藝事一以諫」注「百工雖レ賤、令レ執二其藝能之事一、以諫二上之失常一」史記龜策「博開二藝能之路一、悉延二百端之學一」後漢書方術「未三必體二極藝能一」

けい-ば〔競馬〕（名） 所定の區域內に於いて、乘りたる馬を驅けさせて、著順の先後を爭ひ、勝負を決すること。くらべうま。こまくらべ。きほひうま。うまかけ。百練抄四、寬和二年六月六日「法皇、仁和寺寶藏競馬・打毬」著聞十「中納言伊實卿、相撲・競馬などを好みて、學問なんどをばせられざりけるを」競馬規程「競馬」

けい-ば〔桂馬〕（名） けいま（桂馬）に同じ。守武千句「加茂のけいばに袖は濡れけりの句に」將棊さす野の宮人に雨ふりて」新撰狂歌集「五月五日けいば歸りの金藏主、やりに突かれてひしやとこそなれ」

げい-は 〔鯢波 鯨波〕(名)〔鯨鯢の波を起こし、水を吹きたつるに譬ふる語〕㊀おほなみ。洪波。巨濤。劉禹錫詩「烟開鰲背千尋碧、日浴鯨波萬頃金」㊁ときのこゑ。喊聲。太平記一、後醍醐天皇御治世「四海大に亂れて一日も未安、狼烟翳天鯢波動地」駱賓王詩「決勝鯨波靜、騰謀鳥合開」

けい-はい 〔輕輩〕(名) 身分輕きものども。

けい-はい 〔敬拜〕 うやうやしく拜すること。

けい-はい 〔傾廢〕 かたむきすたるること。傾頽。太平記十、鎌倉合戰「周の幽王の滅亡せし有樣、唐の玄宗傾廢せし爲體」同廿、義貞「聞山門衰微悼之、見朝廷傾廢悲之」

けい-はい 〔傾敗〕 けいたい(傾頽)に同じ。太平記四、呉越軍「君今西施を寵し給へる事過之、國の傾敗非遠」

げい-はい 〔鯨背〕(名) くぢらのせ。劉禹錫詩「日光吐鯨背」

げい-はい 〔迎拜〕 迎へて拜すること。禮記曲禮「君若迎拜、則還辟不敢答拜」漢書霍光「孺趣入拜謁將軍、迎拜因說曰」

けいはい-らく 〔傾杯樂〕(名) 雅樂の一。支那、唐の高祖の長孫無忌に勅して作らしめたる曲。新唐書 一說、唐の宣宗の自作なりと。樂府雜錄 又、玄宗の作なりともいふ。文獻通考 和名抄「道調曲中略傾盃樂」著聞六「傾杯樂」

けい-はう 〔輕砲〕(名) 陸軍にては口徑九糎以下、海軍にては口徑十二糎以下の火砲の稱。(重砲の對)

けい-はう 〔警報〕 ㊀警戒すべき由の報知。㊁暴風雨などの來たるを豫め示し知らすること。又、其の報知。

けい-ばう 〔閨房〕(名) ㊀ねま。寢室。班固文西都賦「閨房周通、門闥開洞」㊁婦人の居室。又、一家の內政。漢書張敞「臣聞閨房之內、夫婦之私、有過于畫眉者」後漢書皇后紀「閨房肅雍、險謁不行」

けい-ばう 〔形貌〕(名) かたちすがた。貌貌。容貌。戰國策齊「鄒忌修八尺有餘、而形貌昳麗」漢書蘇武「圖畫其人於麒麟閣、法其形貌、署其官職姓名」

けい-ばう 〔競望〕 きそひて希望すること。強ひてねがひのぞむこと。盛衰記廿二、佐殿三浦「侍の別當中略他人の競望あるべからず」運步色葉「競望ケイバウ」傾城酒呑童子「賴光が將軍職を、某けいばう仕らん」

けい-ばう 〔警防〕 いましめふせぐこと。豫め警戒・防備すること。行政警察規則第三條「國法を犯さんとする者を隱密中に探索警防する事」

けいばう-きしやうでんばう 〔警報氣象電報〕(名) 氣象局報の一。中央氣象臺より測候所に宛てて發送する暴風雨警戒の電報。

けいば-から 〔競馬香〕(名) 組香の一。山城國賀茂の競馬に擬し、赤馬に乘れる赤裝束の人形と、黑馬に乘れる黑裝束の人形とを一種の盤の左右におき、連衆は赤方・黑方と分かれ、聞きあてたる方の人形を進ませ、早く決勝點に入りたる方を勝ちとなすもの。

けい-はく 〔敬白〕 ㊀敬ひて申すこと。朝野群載二、獻供物「敬白、獻上御幣上紙百帖」㊁願文・書翰文等の末尾に用ふる敬語。朝野群載二、獻供物「匡衡、病中右筆、伏地敬白」庭訓往來九月「一向仰御哀憐、恐惶敬白」

けい-はく 〔啓白〕 けいびやく(啓白)に同じ。

けい-はく 〔輕薄〕 ㊀物の輕く薄きこと。ねうちの少なきこと。史記平準書「錢益輕薄、而物貴」㊁心のうはすべりして、篤實ならぬこと。人に對して信實ならぬこと。浮薄。㊂つゐしよう。せじ。狂言居拔「算置きが例の輕薄を申す」心中卯月潤色中「身こそ貧なれ、一文・一錢合力は受けまいし、何輕薄がいひたかろ」曾我扇八景下「賴朝は大納言、彼れは內大臣の身として予に膝を屈め手をつかね、命を助からんと、輕薄ありしぞかし」

けい-ばく 〔繫縛〕 つなぎしばること。又、そのもの。ほだし。

けいはく-ざけ 〔輕薄酒〕(名) 實意なき宴席にて飲みあふ酒。曾我扇八景中「面白からぬ輕薄酒に氣が盡きはて」

けいはく-し 〔輕薄子〕(名) 輕薄なる人。浮薄なる人。後漢書馬援「效季良不得、陷爲天下輕薄子」

けいはく-じ 〔輕薄兒〕(名) 前條に同じ。沈約詩「洛陽繁華子、長安輕薄兒」

けいば-ぐみ 〔競馬組〕(名) 昔、賀茂祭などの競馬に出仕せし組の人。七十一番歌合「競馬組。むかしは上ざまにもてなされし事の、今はこの氏人のみに殘りて」

けいば-くわい 〔競馬會〕(名) 競馬を開催する集會。競馬規程第十一條「各競馬會は每期の競馬に內國產新馬十頭以上出馬せしむることを要す」同第二十一條一項一號「競馬會に於て本令に違反し其他不法不當の所爲あるとき」

けいは-たで (名)【植】蓼科、蓼屬の草本。莖の高さ一二尺。葉は披針形、裏面は毛茸密生し、白色を呈す。夏日、桃色の花を開き、穗狀花序に排列す。我が國、諸所の山地に自生す。うらじろたで。

けいはち-かぜ 〔警八風〕(名)〔警視廳令第八號の布告による義〕風俗壞亂の取締を嚴重にすること。

けい-はつ 〔啓發〕 智識などをひらき進ましむること。開發。論語述而「子曰、不憤不啓、不悱不發」

けい-ばつ 〔刑罰〕 ㊀刑と罰と。しおき。とがめ。易經上經「聖人以順動、則刑罰淸而民服」論語子路「刑罰不中、則民無所措手足」㊁犯罪に對する制裁として、國家が犯罪人の法益、卽ち、生命・自由・財產等を剝奪すること。獨立に科すると否とによりて主刑と附加刑とに分かち、又、其の剝奪すべき法益によりて、生命刑・身體刑・自由刑・名譽刑及び財產刑の五種に分かつ。各條を見よ。

けい-ばつ 〔輕罰〕 けいくわ(輕科)に同じ。

けい-ばつ 〔警拔〕 ぬけ出でてすぐれたること。奇警にして卓拔なること。奇拔。卓拔。北齊書文苑傳「風流警拔」唐書李賀「賦日五色、造語警拔」

けいばつ-けん 〔刑罰權〕(名)【法】犯罪人に對して刑罰を科する國家の權能。

けいばつ-せん 〔刑罰錢〕(名) はねくわんえいせん(跛寬永錢)の異稱。類聚名物考調度五「寶貨」「京都比叡山の坂本にて鑄たる錢有り中略永字の下の前を上へはねたり、世には是れを大佛鑄たりし錢也とて、俗徒は是れを見てはとり集めて又佛に鑄直す事有るは僻事也。是れは私鑄錢にて有りしとて、そのともがら皆刑罰にあひたりとかや。よて此の錢をば刑罰錢ともいへりし事あり」

けいばつ-にん 〔刑罰人〕(名) 刑罰を受くる人。處刑せられたる人。とがにん。蜘歌加留多「總じて刑罰人に、槍・長刀を拔身にして嚴しく警固すること、咎

人の警固計りと思ふか、同類・ゆかりの狼藉を防がん爲めの用心なり」

けいばつ-はふ 〔刑罰法〕(名)【法】次條に同じ。

けい-はふ 〔刑法〕(名) ㊀刑罰の法則。おきて。保元物語三、謀叛人各召捕「刑法限りあることなれば、七十五度の拷訊を致すに」盛衰記四十五、內大臣京上被斬「兩度大路を渡さるるの條、刑法甚だしとぞ、人傾け申しける」書經呂刑「惟作五虐之刑、曰法」韓非子解老「輕犯禁令、則刑法之爪角害之」㊁【法】けいじりつれいはふ(刑事律令法)に同じ。㊂次條の略。文官試驗規則第十四條三號「刑法」明治二十六年勅令第九十三號「刑法」

けいはふ-がく 〔刑法學〕(名) 刑法の法理を攻究する學問。

けいはふ-くわん 〔刑法官〕(名) 明治元年閏四月に置かれたる七官の一。法律を總判し、監察・糺彈・捕亡・斷獄等の事を掌りしもの。明治二年七月廢せられたり。

けいはふ-じむきよく 〔刑法事務局〕(名) 明治元年二月に置かれたる七局の一。監察・糾彈・捕亡・斷獄・刑律等の事を掌りしもの。同年閏四月廢せられたり。

けい-ばん 〔罫版〕(名) 罫紙を印刷する版木。

けいばん-がん 〔硅板岩〕(名)【地】緻密・堅硬なる硅石質の岩石。粘土・炭素・酸化鐵等を含有し、暗黑色にして板狀に剝げ易し。其の極めて緻密・純黑なるを一に試金石といふ。本邦、紀伊國に產し、俗に那智黑と稱す。

けい-ひ 〔經費〕(名) ㊀定まりたる常の費用。經常の入費。かかり。入費。史記平準書「租稅之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費」唐書憲宗紀「減宮禁經費、乘輿服膳」㊁經營に必要なる費用。會計法第三條「各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得す」

けい-ひ 〔桂皮〕(名)【植】樟(クス)科、樟屬の常綠喬木。幹の高さ數丈、芳香を有す。葉は披針形全緣、中肋及び二本の側脈顯著なり。黃色の小花を開き、複總狀花序に排列す。支那南部及び東印度の原產。樹皮を桂皮と稱して藥用に供す。けい。

けい-び 〔警備〕 豫め警戒・防備すること。不虞に備ふる準備。

けい-び 〔輕微〕 わづかなること。すこしなること。いささか。輕少。運步色葉「輕微ケイビ」源氏烏帽子折五「近比輕微の至りながら、野間の內海、大網にて取り漁したる大惡魚、御賞翫遊ばせ」漢書食貨志「輕微易減」

けいび-かん 〔警備艦〕(名) 警備の役務に服したる軍艦。

けい-びき 〔罫引〕(名) 罫を引くこと。又、其の用具。罫を引きたるもの。けびき。

けいひ-すゐ 〔桂皮水〕(名) 蒸溜水に桂皮油を加へたる藥劑。透明にして微香を有す。

けいび-たい 〔警備隊〕(名) ㊀警備に任ずる部隊。㊁重要なる島地の警備に任ずる常備隊。其の兵員は其の警備隊區より徵收す。現時は對馬島に置かれ、步兵大隊より成り、對馬警備隊司令官の統率に屬す。徵兵令第九條三項「警備隊を置きたる島嶼の壯丁は總て之を警備隊に充て其地に於て服役せしむ」

けいびたい-く 〔警備隊區〕(名) 陸軍管區の一。警備隊司令官の管轄區域。徵兵事務條例第二條「警備隊區」

けいびたいく-ちやうへいいくわん 〔警備隊區徵兵醫官〕(名) 每年徵兵事務執行中に置く職名。陸軍一等軍醫を以てこれに充て、警備隊區司令官に屬して、其の區內徵兵の身體檢查に係る事を管掌せしむ。徵兵事務條例第十三條、第十四條「警備隊區徵兵醫官」

けいびたいく-ちやうへいくわん 〔警備隊區徵兵官〕(名) 徵兵官の一。警備隊區司令官及び島司・郡長を以てこれに充て、警備隊區司令官を首座とし、其の區內の徵兵事務を執行せしむ。徵兵事務條例第五條、第八條「警備隊區徵兵官」

けいびたいく-ちやうへいしよ 〔警備隊區徵兵署〕(名) 警備隊區徵兵官が其の徵募事務を取り扱ふ所。徵兵事務條例第十五條「每年徵募事務執行中は聯隊區徵兵署警備隊區徵兵署及聯隊區聯合徵兵署に事務員を置き該徵兵署の庶務に從事せしむ」

けいびたいく-ちやうへいふくいくわん 〔警備隊區徵兵副醫官〕(名) 每年徵兵事務執行中に置くを得る職名。陸軍二三等軍醫の內一名を以てこれに充て、警備隊區徵兵醫官を輔佐せしむ。徵兵事務條例第十三條、第十四條「警備隊區徵兵副醫官」

けいびたい-しれいくわん 〔警備隊司令官〕(名) 對馬にては第十二師團長、沖繩縣にては第六師團長に隸し、在島陸軍諸隊を統率し、警備隊區內の警備・保護に任じ、兼ねて警備隊區內の徵兵事務・召集事務及び在鄉軍人の異動に關する事を掌るもの。對馬警備隊司令部條例「警備隊司令官」沖繩縣警備隊司令部條例「警備隊司令官」

けいびたい-しれいぶ 〔警備隊司令部〕(名) 警備隊司令官が其の事務を取り扱ふ所。對馬にては參謀・副官・部員・軍醫正・主計及び准士官・下士・判任文官、沖繩にては副官・書記の職員を置く。

けい-ひち 〔警蹕〕 けいひつ(警蹕)に同じ。

けい-ひつ 〔勁筆〕(名) 強勁なる筆力。黃庭堅詩「江形篆平沙、分派廻勁筆」盤來詩「新篁來如徵札筒、勁筆更似畫沙椎」

けい-ひつ 〔警蹕〕 古へ主上の出御又は御膳を供ふる時などに、聲をかけて人を警め、先を拂ふこと。下に向きておお・しし・おし又はおしおしなどいふとぞ。貴人の通行の場合又は神事の時にも之を行ふ。枕草子「日のおましの方に御膳まゐる足音高く、けいひつ(萬葉抄)など、おしおしといふ聲聞こゆ」盛衰記廿六、法住寺御幸「法皇法住寺殿へ御幸なる中略警蹕など、事事しくして、美美しき儀式なり」太平記廿九、神人御座「神人警蹕の聲を揚げて非常を禁しむ」漢書梁孝王「不用漢法、出入警蹕」古今注「警蹕所以戒行徒、秦制出警入蹕」

けい-びやく 〔啓白〕 ㊀佛神などに物申すこと。又、其の文、又は詞。宇治拾遺十「淨藏本尊に啓白して」東鑑一、治承四年七月五日「供香花於佛前、啓白其旨趣」平家三、大塔建立「願はくは靈瑞を示して當山の紹隆を致さしめ給へと、淚を流し音を上げて敬白せられければ」盛衰記三、澄憲祈雨「澄憲天下の旱魃を歎き中略啓白に言を盡くし、龍神に理を責めて、雨を祈り乞ひ給ひけり」㊁經文の小口ばかりをよむこと。庭訓往來九月「雖非御讚嘆之儀、以啓白計可被鳴一磬候也」

けいびやく-の-かね 〔啓白の鐘〕 啓白鐘。啓白の詞を述べんとする時、鳴らす鐘。太平記廿三、大森彥七「導師高座の上にて、啓白の鐘打ち鳴らしける時より」

けいひ-ゆ 〔桂皮油〕(名)【化】桂皮の

細末に食鹽水を加へ蒸溜して得らるる、水より重く且つ芳香と甘味とを有する揮發性の油狀物。香水・飲食品・石鹼及び醫藥用に供せらる。

けいびらん〔雞尾蘭〕(名)【植】百合科、雞尾蘭屬の多年生草本。葉は根生、六七葉を簇生し、狹長にして一側に曲がり、平行脈を有し、やや雞の尾の形の如し。夏季、葉間より尺許の花莖を抽出し、多數の白色花を著く。我が國、伊勢・紀伊等に自生す。

けいひん〔景品〕(名) 景物の品物。

けいびん〔慧敏〕 智慧ありて英敏なること。

げいひん〔迎賓〕(名) 賓客をむかふること。來賓を歡迎すること。儀禮「冠之日、主人而迎賓」

けいふ〔繼父〕(名) 其の母の配偶者にて、自己と親子の關係あれども、其の實父又は養父にあらざるもの。即ち、母の後夫。ままちち。東鑑(十三、建久四年六月一日)「祐成等繼父曾我太郎祐信」非訟事件手續法(第百六十六條二項)「繼父繼母又は嫡母」禮記(喪服小記)「繼父不同居也者」

けいふ〔繼夫〕(名) 後添ひのをっと。

けいふ〔荊婦〕(名) けいさい(荊妻)に同じ。

けいふ〔系譜〕(名) けいづ(系圖)に同じ。民法(第九百八十七條)「系譜祭具及ひ墳墓の所有權は家督相續の特權に屬す」

けいふ〔契符〕(名) わりふ。符節。

けいふ〔輕浮〕 一かろくて浮くこと。易經(渙)「木體輕浮、以涉大川爲常、而不溺也」 二心のうはつきて、おちつかぬこと。輕佻浮華。宋史(張九文)「以文章進、必抑其輕浮」

けいぶ〔警部〕(名) 警察官の一。警視廳・北海道廳・各府縣・臺灣總督府・關東都督府・樺太廳・皇宮警察署等に置き、上官の指揮を承けて警察事務に從事し、部下の巡査を指揮・監督する判任官。

けいぶ〔刑部〕(名) ぎやうぶしやう(刑部省)の唐名。

けいぶ〔頸部〕(名) 頸の部分。くびすぢ。

けいぶ〔輕侮〕 輕んじあなどること。輕蔑侮慢すること。後漢書(徐防)「輕侮道術」

けいふう〔輕風〕(名) 輕く吹く風。そよそよと吹く風。杜甫詩「輕風生浪遲」

けいふう〔勁風〕(名) つよき風。曹毗文「何異承勁風以握秋蓬」 張正見詩「深松有勁風」

げいふう〔藝風〕(名) 技藝のふう。演伎のそぶり。藝ぶり。浮世床(下)「にらんだりりきんだりして、體を動かさずにするのが昔の藝風よ」

けいふく〔慶福〕(名) 大なるよろこび。さいはひ。

けいふく〔景福〕(名) 大いなるさいはひ。詩經(小雅)「神之聽之、介爾景福」

けいふく〔輕服〕(名) かるき衣服。左傳(昭公卅二年)「賜子家子雙琥一環一璧輕服」

けいふく〔敬服〕 うやまひ從ふこと。心に感じて服從すること。捜神記「百姓敬服、從者如歸」 宋史(岳飛)「卻不受、玠益敬服」

けいふく〔敬復〕 つつしみて復申すること。拜復。(書翰文に用ふる語)

けいふく〔傾覆〕 一くつがへること。くつがへすこと。顚覆。劉駕詩「壺觴半傾覆、客去應已久」 二亡び倒るること。ほろぼしたふすこと。左傳(成公十三年)「撓亂我同盟、傾覆我國家」 同(定公九年)「君富於季氏、而大於魯國、玆陽虎所欲傾覆也」

けいふく〔輕服〕(名) きやうぶく(輕服)に同じ。

けいぶしやうしよ〔刑部尚書〕(名) ぎやうぶきやう(刑部卿)の唐名。

けいぶしゆじ〔刑部主事〕(名) ぎやうぶのさくわん(刑部錄)の唐名。ぎやうぶしやう(刑部省)を見よ。

けいぶじらう〔刑部侍郎〕(名) ぎやうぶのたいふ(刑部大輔)の唐名。ぎやうぶしやう(刑部省)を見よ。

けいぶちやう〔警部長〕(名) けいむちやう(警務長)の舊稱。

けいぶつ〔景物〕(名) 一其の時時の景致を添へて賞翫すべきもの。風物。風景。鮑明遠文(翫月)「氛昏夜歇景物澄廓、星翻漢迴曉月將落」 二其の折りの興を添ふる物。其の時節の珍らしき品。盛衰記(卅九、酒宴)「時の景物尋ねて、奉酒勸と支度したり」 庭訓往來(十月)「菓子者柚柑(中略)澤茄子等、可隨時景物也」 三連歌・俳諧等にて、點取の時の懸賞品。 四主たる物に添へて與ふる物。賣出しなどに、賣品に添へて客に贈る物。 五附錄として、爲し又は與ふるもの。

けいぶつ〔輕物〕(名)〔稻穀よりも輕しといふ義〕絹布等の類。かるもの。三代實錄(十七、貞觀十二年二月廿三日)「每年交易輕物輸進」

けいふぼ〔繼父母〕(名) 繼父と繼母と。民法(第七百二十八條)「繼父母と繼子と」

けいぶほ〔警部補〕(名) 警部の見習ひとして其の職を執る人。

けいぶらうちゆう〔刑部郎中〕(名) ぎやうぶのじよう(刑部丞)の唐名。ぎやうぶしやう(刑部省)を見よ。

げいぶり〔藝振〕(名) げいふう(藝風)に同じ。鎌田兵衞名所盃(上)「子が負けば親が助けんと、仕組みのやうな合戰、藝ぶりが見ともなし」

けいふん〔瓊粉〕(名) こうふん(紅粉)の美稱。太平記(廿七、雲景未來記事)「紅顏・翠黛は元來天の生せる貌なれば、何ぞ必しも瓊粉・金膏の假りなる色を事とせん」

けいふん〔輕粉〕(名)【化】えんくわだいいちすゐぎん(鹽化第一水銀)に同じ。東海道名所記「唐瘡をかき出だして、これを防がんとて、輕粉・大風子なんど、あらけなき藥を飮みて」

けいぶん〔奎文〕(名)〔けい(奎)は奎星〕文學。文物。文教。「奎文隆盛」

げいぶん〔藝文〕(名) 學藝。文藝。漢書(敍傳)「爰著目錄、述藝文志第十」 後漢書(禰衡傳)「初涉藝文、升堂覩奧」

けいへい〔勁兵〕(名) 一つよき兵士。勁銳なる兵。强兵。史記(張儀)「淮陽天下交、勁兵處」 二勁銳なる兵器。玉海「弩者中國之勁兵」

けいへい〔輕兵〕(名) 輕快の兵。輕裝の兵。史記(孟嘗)「輕兵深入、糧食必絕」

けいへい〔啓閉〕 ひらき又はとづること。あけたて。開閉。周禮(地官司門)「掌授管鍵、以啓閉國門」 晉書(律曆志)「啓閉升降之紀」

けいへいきん〔輕屏禁〕(名) へいきん(屏禁)を見よ。監獄法(第六十條第一項十一號)「二月以內の輕屏禁」

けいへう〔警標〕(名) 警戒の旨を示せる標札。

けいへき〔刑辟〕(名) つみ。とが。刑罰。左傳(昭公六年)「昔先王議事以制、不爲刑辟」

けいべつ〔輕蔑〕 かろんじないがしろにすること。あなどること。輕侮。蘇轍文(三宗論)「矜己自聖、輕蔑臣下」

けいべん〔刑鞭〕(名) 罪人を打ち懲らすむち。朗詠「刑鞭蒲朽螢空去」 太平記(一、儲王御事)「農夫の訴へ忽ちに停って、刑鞭も朽ち果て諫鼓も擊つ人無かりけり」

けいべん〔輕便〕 身がるなること。手輕くして便利なること。輕易。簡易。後漢書(朱鮪)「騎輕便者言飛燕」 許愼詩(瑞蓮歌)「日酣欲語轉嬌婉、風動似舞尤輕便」

けいべんきどう〔輕便軌條〕(名) 輕便鐵道に用ふる軌條。

けいべんせうくわき〔輕便消化器〕(名) せうくわき(消火器)に同じ。消火喞筒に比して輕便なるを以て此の稱あり。

けいべんてつだう〔輕便鐵道〕(名) 軌間狹小にして、その構造の簡單なる鐵道。

けいぼ〔繼母〕(名) 其の父の配偶者にて、親子の關係あれども、其の實母又は養母にあらざるもの。即ち、父の後妻。ままはは。東鑑(十八、元久二年六月廿一日)「繼母阿黨」 太平記(十二、驪姬)「我れ少年の昔は母を失ひて、長年の今繼母に逢へり」 非訟事件手續法(第百六十六條二項)「繼父繼母又は嫡母」 禮記(服問)「母出、則爲繼母之黨服」

けいぼ〔敬慕〕 うやまひしたふこと。南史(劉璩)「學徒敬慕、不敢指斥」

けいぼ〔景慕〕 あふぎ慕ふこと。梁簡文帝文「矧彼前賢、寧忘景慕」 柳宗元詩「凝情空景慕」

けいぼ〔傾慕〕 心をかたむけてしたふこと。漢書(司馬相如)「一坐盡傾。注皆傾慕其風采也」 北史(蕭)「天子屬目、百寮傾慕」 鮑照詩「宗黨生光輝、賓僕遠傾慕」

けいぼう〔計謀〕 はかりごと。計策。謀計。楚辭「懷計謀而不見用兮、巖穴處而隱藏」 史記(張儀)「故感怒君、使臣陰奉給君資、盡蘇君之計謀」

けいほきよく〔警保局〕(名) 内務省の一局。行政警察・高等警察・圖書出版及び著作權に關する事務を掌る。内務省官制(第四條三號、第六條)「警保局」

けいほれう〔警保寮〕(名) 警保局の舊稱。明治九年四月、今の名に改む。

けいま〔桂馬〕(名) 一將棊の駒の名。盤の目を、一劃隔てたる前の左右にのみ進み得るもの。なりては金と同じはたらきをなす。 二圍碁の語。將棊の桂馬の通路と同じ位地に石を布くこと。

けいまのたかあがり 桂馬高上 身分に不相應なる上席につくこと。桂馬の前進し過ぎて窮することあるに譬ふ。懷子「棧敷で見るや競馬の高あがり」

けいまき (名) あめ(綿筒)をいふ、西國の方言。(物類稱呼)

けいむ〔警務〕(名) 警察の事務。警視廳官制(第十五條)「警務に關する事項」

けいむがう〔警霧號〕(名) 航路標識の一。海上濃霧の際、船舶をして其の位置を知らしむるために用ふる音響信號。霧砲・霧鐘・霧笛等の種別あり。

けいむしよ〔警務署〕(名) 南滿洲鐵道附屬地に置き、該鐵道線路の保護及び取締の事務を分掌せしむる官署。明治三十九年關東都督府令第二十二號「警務署」

けいむちやう〔警務長〕(名) 警察官の一。府・縣・北海道廳に置き、知事・北海道長官の命を承けて、警視・警部・巡查を指揮・監督するもの。地方官官制(第三十條)「警務長」 北海道廳官制(第二十四條)「警務長」

けいめい (名)〔けいえい(經營)の音轉なりと〕いとなみ設くること。設備すること。周旋すること。宇津保(祭使)「夏の御神樂(中略)おとど大いなる御けいめいにこそはありけれ」 源(夕顏)「あづかりいみじくけいめいしありく氣色に、此の御有樣知りはてぬ」

けいめい〔刑名〕(名) 一〔けい(刑)は形の義〕申不害・韓非子等の唱へし學。名を以て實を責め、毫も假借することなき一種の法律學。史記(韓非)「喜刑名法術之學」 二刑罰の名稱。舊刑法の死刑・徒刑・流刑・懲役・禁獄・禁錮・罰金・拘留・科料又は剝奪公權・停止公權・監視・罰金・沒收、現行刑法の死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料又は沒收これなり。刑法(第六十九條)「各本條に二箇以上の刑名あるときは先つ適用す可き刑を定め其刑を減輕す」 明治四十二年勅令第百二十號「刑法施行後施行の命令に於て人の資格其の他の事項に關し揭けたる刑法の刑名は特別の規定ある場合を除くの外左の例に從ひ對照したる舊刑法舊陸軍刑法及舊海軍刑法の刑名を包含す」

けいめい〔景命〕(名) 大なる運命。大なる命令。太平記(廿八、慧源禪巷南方合體)「奉皇天之景命」

けいめい〔傾命〕(名) 老い衰へたるいのち。萬(五)「但依兩君大助、傾命纔繼耳」

けいめい〔啓明〕(名) きんせい(金星)の異名。運步色葉「啓明ケイメイ」 詩經(小雅)「東有啓明」 爾雅「明星曰之啓明。注太白星也。晨見東方爲啓明、昏見西方爲太白」

けいめい〔雞鳴〕(名) 一にはとりのなくこと。太平記(二、俊基朝臣再關東下向事)「雞鳴曉を催せば」 詩經(國風)「風雨淒淒、雞鳴喈喈」 莊子(則陽)「大公調曰、雞鳴狗吠、是人之所知、雖有大知、不能以言讀其所自化」 二昔時、丑の時の異稱。一番雞の鳴く頃なるよりいふ。即ち、今の午前二時頃。 三あけがた。早朝。早旦。謠(紅葉狩)「明けなば叡覽あるべきと、御心がけに雞鳴を待たせ給ふ」 左傳(宣公十二年)「雞鳴而駕、日中而說」 史記(留侯世家)「五日雞鳴良往、父又先在」 四小策を弄する人。又は鼠賊。王安石文(讀孟嘗君傳)「不然擅齊之强、得一士焉、宜可以南面而制秦、尙取雞鳴狗盜之力哉」

げいめい〔藝名〕(名) 藝人などが、演藝上別に名のる名。

けいめいか〔刑名家〕(名) 刑名の學を主張また祖述する學者。

けいめう〔輕妙〕 輕くして巧みなること。輕快にして妙味あること。

けいも (名)【植】にがかしう(黃獨)の異名。著聞(十八)「松(中略)かしら毛芋に似たり」

けいもう〔啓蒙〕 蒙昧なるものを啓發すること。童蒙の智識をひらき導くこと。又、其の學說。

けいもん〔閨門〕(名) 一寢所の入口。婦人の居室。ねや。閨房。禮記(坊記)「閨門之內、戲而不歎」 二夫婦の間柄。一家の奧向。家庭の風儀。禮記(樂記)「樂(中略)在閨門之內、父子兄弟同聽之、則莫不和親」 後漢書(鄭訓)「訓雖寬中容衆、而于閨門甚嚴」 左傳(襄公)注「內不能治其閨門、外取怨於民」

けいもん〔瓊門〕(名) 珠玉の如く美しき門。謠(老松)「南に寂寂たる瓊門あり」

けいもん〔契文〕(名) 證文。劵契。今昔(廿)「年來人に稻米を借して、員に增して返し可得き契文共を取出、庭の中にして我れ燒き失ひつ」

けいやう〔形樣〕(名) かた。ありさま。形態。「形樣各異なり」

けいやう〔輕漾〕(名) さざなみ。細波。朗詠「誰謂花不語、輕漾激兮影動脣」

けいやう〔揭揚〕 高くかかぐること。「國旗を揭揚す」

けいやく〔契約〕 一約束すること。約定。保ちぎること。いひかはすこと。元(新院御謀反思召立)「父子の御契約にて、禮儀深くね

はしましけれども」義經記一(常盤)「大和國宇陀郡岸の岡といふ所に、けいやくの親しき者あり」北魏書(昆命)「契約旣固」 ㊁【法】私法上の效果を生ぜしむるを目的とする二人以上の意思の合致。有償契約・無償契約・雙務契約・片務契約・實定契約・射倖契約・要式契約など種種あり。各條を見よ。民法第三編第二章「契約」 ㊂ぢよしよく(女色)をいふ、南部地方の方言。物類稱呼

けいやく じやう の りそく 契約上利息 【法】契約によりて利率を定めたる利息。此の利息は元金百圓以下は二割、百圓以上千圓以下は一割五分、千圓以上は一割二分以下とし、此の制限を超過する分は裁判上無效とし、各其の制限まで引き直さしむるものとす。(法律上の利息の對) 利息制限法「契約上の利息」

けいやく-いみん 契約移民 (名) 移民會社が、外國の雇主と豫め契約したる上、募集して渡航せしむる移民。

けいやく-くわんけい 契約關係 (名)【法】契約によりて、當事者間に生ずる權利・義務の關係。

けいやく-しや 契約者 (名) 契約の當事者。非訟事件手續法第百三十三條「契約者雙方の申請」

けいやく-しよ 契約書 (名) 契約の條款を記載したる證書。明治九年五月布告第七十六號「金穀貸借證文及ひ其他の契約書」 會計規則第八十一條「契約は各省大臣若くは特に其委任を受けたる官吏其契約書に署名捺印するにあらされは確定せさるものとす」

けいやく-しようしよ 契約證書 (名) 前條に同じ。

けいやく-ずみ 契約濟 (名) 契約の成立せること。約束濟。

けいやく-せつ 契約說 (名) 國家及び法律の成立に關する學說の一。國家及び法律は人民の契約によりて成立すと說くもの。佛蘭西國のるーそー氏等、盛んに唱導せり。

けいやく-ほしようきん 契約保證金 (名) 契約履行の擔保として、契約者の一方より其の相手方に差し出だす金。

けいゆ 輕油 (名)【化】こーるたーる分溜の際、最初より百七十度までの間に溜出する部分を集めたるもの。油狀にして水より輕く、べんぜん及びとるえん等を主成分とす。

げいゆ 鯨油 (名) 鯨より採りたる油。工業上の用途汎し。

けいよ 刑餘 (名) ㊀一旦刑罰をうけたること。かつて處刑せられたること。太平記廿八(漢楚合戰)「刑餘の罪人をして中黥項羽を可二擊殺一と欺きて」 史記高祖本紀「使二刑餘罪人擊一殺項羽一」 ㊁宦官。韓非子亡徵「女子用レ國、刑餘用レ事者可レ亡也」

けいよ 惠與 めぐみあたふること。又、人より物を與へられたるをいふ敬語。

けいよう 形容 (名) ㊀かたち。ありさま。樣子。形狀。易經繫辭「而擬二諸其形容一、象二其物宜一」 韓非子顯學「發二齒吻形容一、伯樂不レ能二以必一レ馬」 戰國策秦「形容枯槁、面目黧黑」 ㊁其のさまにかたどること。其のありさまを似せてすること。

けいよう-く 形容句 (名) 形容詞と同樣の役をなす句。「さばへなす神」の「さばへなす」の類。

けいよう-し 形容詞 (名) 品詞の一。物事の形容・性質・感情等をいひあらはすに用ふるもの。これを二種に分かち、赤し・寒しの如く、語尾のく・し・き・けれと活用するを第一形容詞とし、怪し・甚しの如く・語尾のしく・し・しき・しけれと活用するを第二形容詞とす。形狀言。

けいよく 啓沃 (心中を啓きて他の心に沃(ソソ)ぎ入るる義) 誘掖・輔導すること。開發・誘導すること。書經說命「啓二乃心一、沃二朕心一」 疏「當下開二汝心一所上レ有、以灌中沃我心上」 宋史程頤「啓二沃君心一、羽二翼聖化一」

けいら 輕羅 (名) かろきうすもの。太平記廿七(藤原雅)「今は大廈・高墻の內に身を置き、輕羅・褥茵の上に非レ可レ樂」

けいら 警邏 警戒・巡視すること。又、其の人。

げいらう 鯨浪 (名) げいは(鯨波)に同じ。寶常詩(送二鄭方一)「順風鯨浪熟、初日錦帆斜」

けいらく 京洛 (名) みやこ。京城。朗詠「昔爲二京洛聲華客一、今作二江湖潦倒翁一」 運步色葉「京洛(ケイラク)」 班固文(東都賦)「子徒習二秦阿房之造一レ天、而不レ知二京洛之有一レ制」 陸機詩「京洛多二妖麗一、玉顏侔二瓊蕤一」

けいらく 經絡 (名) ㊀體內に於ける筋肉のみち。狂言(針立雷)「けいらくがちがひます。何と身をもだへなさるるぞ」 心中二枚繪草紙下「終に一そく切斷の、けいらく六脈たえだえに」 ㊁すぢみち。脈絡。

げいらふ 鯨蠟 (名) 鯨腦油と共に抹香鯨の頭蓋窩中にある蠟。眞珠樣の光澤ある白色鱗片狀の脆き塊にして、蠟燭製造其の他工業用とす。

けいらん 雞卵 (名) ㊀にはとりのたまご。運步色葉「雞卵(ケイラン)」 婦丸(雙蝶十月由來)「初月は一氣體中に孕まれ、其の形恰も雞卵の如し」 南史謝朏「以二雞卵一賦レ人、收二雞數千一」 ㊁菓子の一種。下文を見よ。料理物語(後段)「けいらん。もち米六分、うるちの米四分、よく粉にしてきぬにかけ、幾度もふるひ、よき頃に水にてこね、中へ黑砂糖つつみ、金柑ほどに丸めて申し候」

けいらん 蕙蘭 (名)【植】しらん(白及)の異名。

けいらん-うどん 雞卵饂飩 (名) けいらん(雞卵)㊁に同じ。

けいらん-し 雞卵紙 (名)【化】寫眞燒附用となすもの。製法種種あり。卵白に鹽化あむもにうむ・を加へ、更に酒精及び蒸溜水の適量を加へて得たる液に紙を浸して乾かせば、之を得。之に感光性を與ふるため、硝酸銀液を塗りて燒附用となす。

けいらん-しゆ 雞卵酒 (名) たまござけ(卵酒)に同じ。

けいり 警吏 (名) けいさつくわんり(警察官吏)の略。

けいり 計吏 (名) 會計の官吏。漢書朱買臣「隨二計吏一爲レ卒」

けいり 經理 ㊀をさめととのふること。經營處理すること。史記始皇紀「經二理宇內一、視聽不レ怠」 ㊁會計及び給與に關する事務の處理。明治二十三年法律第二十七號「經理」

けいりう 溪流 (名) たにのながれ。溪間の水流。たにがは。又、其の音。賓怨巳詩「山對彈レ琴客、溪流垂レ釣人」 張九齡詩(夜秋)「月明看二嶺樹一、風靜聽二溪流一」

けいりう 稽留 とどまること。とどこほること。逗留。史記(貨殖)「男女雜坐行レ酒、稽留六博投レ壺」 呂氏春秋「精氣一上一下、圜周複雜無レ所二稽留一、故曰二天道圜一」

けいりう 繫留 つなぎとむること。

けいりう-ききう 繫留氣球 (名) 索を以て繫ぎて、一定の高さに飛揚せしむる輕氣球。

けいり-がくかう 經理學校 (名) りくぐんけいりがくかう(陸軍經理學校)、又は、かいぐんけいりがくかう(海軍經理學

校)の略。

けいり-きよく 經理局 (名) 陸軍省又は海軍省の一局。會計及び給與に關する事務を掌る所。陸軍省官制第四條乃至第十七條「經理局」 海軍省官制第五條、第九條「經理局」

けいりく 刑戮 刑罰に行はるること。又、死刑。太平記十三(北山殿謀叛)「多く被二召捕一、不慮に刑戮に逢ひけり」 論語公冶長「邦無レ道、免二于刑戮一」 史記(魏豹傳)「虜囚、身被二刑戮一何哉」

けいりつ 刑律 (名) ㊀刑と律と。㊁けいばつはふ(刑罰法)に同じ。明治二十年十二月勅令第七十五號新聞紙條例第十七條二項「刑律に觸れたる犯罪人」

けいり-ひ 經理費 (名) 經理に要する費用。明治二十三年三月法律第二十七號第四條「經理費」

けいりやう 計量 數量をはかること。數ふること。宋史食貨志「分レ地計量、隨二陵原平澤一而定二其地一」

けいりやう 輕量 目方のかるきこと。(重量の對)

けいりやう 輕涼 かろくすずしきこと。又、少し涼しきこと。微涼。魏文帝樂府「冬被二貂鼲一溫暖、夏當レ服二綺羅一輕涼」 劉孝綽詩「輕涼生二衛席一、微風起二扇輪一」

けいりやう-き 計量器 (名) 計量に用ふる器械。

けいりやう-くわへい 輕量貨幣 (名)【法】法定の量目より重量の減少せる貨幣。

けいりやう-ひん 輕量品 (名)【商】其の運賃を計算するに、容積を標準とする物品。(重量品の對)

げいりやう-ゑ 迎涼會 (名) すずみの會合。納涼の集會。眞俗交談記「會式日者(中略)六月晦日名二迎涼會一」

けいりやく 計略 はかること。はかりごと。工夫。計畫。太平記二十(天下怪異)「此は又餘りに山深く里遠くして、何事の計略も叶ふまじき處なれば」 庭訓往來(八月)「可レ被レ用二意活持之計略一」 後漢書杜詩「詩善二於計略一」 唐書劉蕡「治レ兵頗有レ法、然短二於計略一」

けいりやく 經略 經(へ)り略(を)むること。國家を經營・統治すること。左傳昭公七年「天子經略、諸侯正レ封、古之制也」

けいりよ 計慮 考へはかること。思慮。韓非子主道「不二自計慮一、而知二福與一レ咎」

けいりよ 輕慮 輕率なる思慮。かろがろしきかんがへ。史記佞幸「夫小人有レ欲、輕慮淺謀、徒見二其利一、而不レ顧二其害一」

けいりん 桂林 (名) かつらの林。うつくしき林。謠(女郞花)「桂林雨を拂って松風を調む」 左思文(吳都賦)「數二軍實乎桂林之苑一、饗二戎旅乎落星之樓一」

けいりん 經綸 國家をととのへ治むること。天下を統べ治むること。太平記廿三(伊豫國之事)「早施二經綸安全之今驗一」 易經屯卦上象「雲雷屯、君子以經綸」 疏「經謂二經緯一、綸謂二綱綸一」 中庸「唯天下至誠、爲三能經二綸天下之大經一、立二天下之大本一、知二天地之化育一」

けいりん 啓稟 啓白・稟申すること。申し上ぐること。太平記卅九(高麗人來朝)「一同馳レ驛、恭詣二國主前一啓稟」

げいりん 藝林 (名) 學藝のなかま。文學者の社會。藝園。魏書常爽「頃因二暇日一、屬二意藝林一」

けいるゐ 係累 繫累 ㊀つなぎ縛ること。つながること。孟子梁惠王下「係二累其子弟一」 左傳哀公元年「蔡人男女以辨」 杜注「男女各別係累而出降」 ㊁心のつながること。思ひきりにくきこと。阮籍詩「繫累名利場、駑駿同二一轉一」 ㊂妻子・眷屬などの煩累。ほだし。足手まとひ。煩累。許月卿詩「高者無二繫累一、飄然出二神仙一」

けいれい 刑例 (名) 刑罰に關する凡例。舊刑法第一編第二章「刑例」

けいれい 敬禮 ㊀敬意を表して禮を行ふこと。又、その禮。うやうやしき禮。㊁うやまふこと。尊敬。史記汲黯「其見二敬禮一如レ此」

けいれう 計料 かぞへはかること。みつもること。魏書祖光「勘二校石經一、其殘缺者、計二料石功并字多少一、欲レ補二治之一」 陳子昂文「以二臣計料一、恐未レ成レ功」

けいれき 經歷 ㊀歲月の過ぎふること。經過。書經君奭「天命不レ易、天命難レ諶、乃其墜レ命、弗レ克二經歷一」 漢書東方朔「上古之事、經二歷數千歲一」 ㊁へめぐること。遍歷。神仙傳「經二歷九州一」 ㊂經來たりし事柄。履歷。南史王延之「凡所二經歷一、務存レ不レ擾」

げいれふ 鯨獵 鯨を捕ふること。捕鯨。

げいれふ-せん 鯨獵船 (名) くぢらぶね(鯨船)に同じ。

けいれん 痙攣 筋肉のひきつること。筋肉の收縮すること。

けいれん-さう 脛臁瘡 (名) がんがさ(雁瘡)に同じ。

け-いろ 毛色 (名) ㊀髮の色。羽毛の色。後京極鷹三百首(夏)「橋の身よりの毛色かはるこそ、名のある鷹のしるしなりけれ」 七十一番歌合(むかばき造り)「あはれ御むかばきや、けいろもよし」 ㊁樣子。もやう。

けいろ 徑路 逕路 (名) みち。すぢみち。こみち。易經說卦「艮爲レ山、爲二徑路一」 釋名「經徑也、如二徑路無一レ所レ不レ通、可二常用一也」

けいろう 溪樓 (名) 溪谷に臨める樓。方干詩「溪勢盤二廻繞一郡流、餘陽春色滿二溪樓一」

けいろう 雞婁 鞻 (名) 鼓(ツヅミ)の一種。革にて製し、胴の長さ六寸、面の徑六寸あり、甕の如き形を爲し、頸にかけて打ちならすもの。庭訓往來(八月)「御前舞人者打二雞婁一、持二舞行之鐘於庭上一」

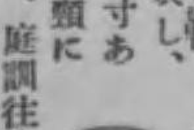

(けいろう)

けいろう-こ 雞婁鼓 (名) 前條に同じ。

けいろく 雞肋 (名) 雞の脇腹の骨。多少の肉附著し居れど、食ふ程の物もなく、さりとて棄つるに惜しきにいふ。取捨に迷ふ譬へ。太平記十四(新田足利確執奏狀)「義貞朝臣有下忝二雞肋之食心一、戮二鳥使之急課一」 後漢書楊修「操平二漢中一欲レ因討二劉備一、而不レ得レ進、欲レ守レ之、又難レ爲レ功、操出レ敎、唯曰二雞肋一而已(中略)夫雞肋食レ之、則無レ所レ得、棄レ之則如レ可レ惜」

けいわく 熒惑 (名) けいこく(熒惑)の誤讀。

けいわん 慶庵 (名) けいあん(慶庵)の訛り。永閑節(寛活一休)「けけらけいわん、ててんがう、今時其の手をくんぺいか」

けいゐ 經緯 ㊀たてとよこと。縱橫。莊子寓言「年先矣而無二經緯本末一、以期二年耆一者是非レ先也」 ㊁南北と東西と。大戴禮「地東西爲レ緯、南北爲レ經」 ㊂次第を立ててをさめととのふること。太平記十四(新田足利確執奏狀)「當今聖主經二緯天地一、德光二古今一、化蓋二三五一」 左傳昭公廿五年「禮上下之紀、天地之經緯也、民之所二以生一也」 同昭公廿八年「經二緯天地一曰レ文」 史記始皇紀「普施二明法一、經二緯天下一、永爲二儀則一」 ㊃【地】經線と緯線と。又、經度と緯度と。

けいゐ-ぎ〔經緯儀〕(名)【天】天體の方位角と仰角とを計る器械の名稱。直立せる支柱によりて水平面に回轉する圓板あり、之に二の支柱ありて望遠鏡の水平軸を支へ、其の支柱の一に目盛りせる垂直の圓板、回轉板の下にも目盛りせる水平板あり、此の水平板にて方位角を知り、垂直板にて仰角を知る。

けいゐ-ど〔經緯度〕(名) 經度と緯度と。

けい-ゑい〔警衞〕 いましめまもること。警戒・護衞すること。警護。續後紀十三承和九年七月丁未「率諸衞府、警衞兵庫」東鑑一治承四年十一月廿一日「辭朝廷警衞之當官」太平記廿一、天下時勢粧「例に非ず法に非ずして、警衞・判斷の職を司る」後漢書盧植傳「警衞不修、則患生非常」

けい-ゑん〔閨怨〕(名) 婦人が空閨を守る怨み。則天皇后織綿廻文記「是近代閨怨之宗旨」黃庭堅詩「善吟閨怨斷人腸」

けい-ゑん〔徑圓〕(名)【數】球の兩極を通過する圓。

けい-ゑん〔敬遠〕 ㊀うやまひて近づきけがさざること。論語雍也「敬鬼神而遠之」禮記表記「尊命事鬼、敬神而遠之」㊁敬ふやうにして遠ざけうとんずること。敬して遠ざくること。

げい-ゑん〔藝苑〕(名) げいりん(藝林)に同じ。傳亮文選物序「夜清霧隙、遊目藝苑」韓愈文「朝馳騖乎書林、夕翺翔乎藝苑」

けい-をく〔經屋〕(名) けいあ(京鴉)に同じ。運步色葉「經屋」古言節用「京鴉」

げ-いん〔外印〕(名) 太政官の印。大さ方二寸五分。六位以下の位記及び太政官の文案に捺すもの。(內印の對)公式令「外印方二寸半、六位以下位記及太政官文案則印」

けう〔興〕(名) きよう(興)に同じ。

けう さかす 興を盛んにす。一說、興を尋ね求む。宇津保藏開「人も聞かぬ所にて、おのがどち隱したる手どもあらはして、けうさかし侍りけるこそ、いとになく侍りけれ」源明石「海のつらにも、山がくれにも、時時につけて、けうをさかすべきなぎさのとまや」

けう〔孝〕(名) かう(孝)に同じ。宇津保俊蔭「汝不孝の子ならば親に永き歎きあらせよ、孝(ケウ)の子ならば淺き思ひの淺きにあひむかへと宣ひき」枕十「いみじうけうある人にて、遠き所には更にすませじ、一日に一たび見ではえあるまじとて」

けう〔轎〕(名) 乘物。かご。

けう〔橇〕(名) そり。史記夏本紀「泥行乘橇、山行乘檋」

けう〔竅〕(名) あな。竅穴。「七竅」

け-う〔假有〕(名) 佛語。萬有は因緣和合によりて存在すること。(實有の對)

け-う〔希有〕〔稀有〕 まれにあること。珍しきこと。不思議なること。履中紀「天皇歎其希有」三代實錄十三貞觀八年十月廿日「靈瑞頻現、太政大臣歎其希有」本朝文粹二「又猶以彼爲希有之蹤歟」源手習「いと怪しくけうの事をなん見給へし」宇治拾遺二「ほとほと過ちをなん仕るべく候ひつるに、けうに御指貫の括りを見つけて」法華經序品「諸佛神力智慧希有也」

けう けう〔希有希有〕 けう(希有)の重言。極めて希れなること。不思議なること。大鏡下「甚深甚深希有希有なりとは、之を申すべきなり」

けう-あ〔嬌娃〕(名) 容姿のなまめきうつくしきこと。又、其の女。美人。美女。阿嬌。

げう-あ〔曉鴉〕(名) あけがたに鳴くからす。あけがらす。蘇轍詩「吹笛隴秋葉、讀書隨曉鴉」

げう-あい〔曉靄〕(名) あけがたのもや。徐彥伯詩「淸潭曉靄飾仙蹕、紅嶼晴花隔綵旒」

けう-あく〔梟惡〕 猛惡なること。又、其のもの。惡逆。惡徒。保元新院御所門門固「忽諸朝憲、成背綸言、梟惡頻聞」平家一、二代后「是れも世澆季に及びて、人梟惡を先とする故なり」

けう-あん〔敎案〕(名) 諸學科を敎授する方法・順序の草案。敎授案。

けう-いく〔敎育〕 ㊀後進の人を敎へ導きて、智德を發育せしむること。孟子盡心上「得天下英才而敎育之」㊁【敎】未成熟の人をして善良なる個人又は國家社會の一員たらしむる目的にて、諸種の材料・方法により、一定の期間、敎導・訓育する事業。

けう-いく-か〔敎育家〕(名) 敎育に從事する人。

けう-いく-かうれい〔敎育綱領〕(名) ㊀敎育を施す趣旨の紀綱また要領。㊁陸軍の各學校に於ける敎育の目的・順序及び方法等に關する要項の規則。該校を統轄する長官これを定め、學校長をして、これに基き敎育を實施せしむるもの。陸軍大學校條例第三條「學生敎育の實施は參謀總長の定むる敎育綱領に依る」海軍大學校條例第二條「海軍大學校の敎育綱領は海軍大臣の認可を經て海軍敎育本部長之を定む」

けう-いく-がく〔敎育學〕(名) 敎育に關する目的・方法等諸般の事項を研究する學問。

けう-いく-ききん〔敎育基金〕(名) 普通敎育費に使用するため、政府が特別會計として管理する資金。其の元資金は明治三十二年淸國より得たる償金より組み入れたる一千萬圓にて、これを大藏省の預金に寄託し、其の利子を每年基金に編入するものとす。敎育基金特別會計法「敎育基金」敎育基金令「敎育基金」

けう-いく-ぎやうせい〔敎育行政〕(名)【法】內務行政の一。敎育に關するもの。

けう-いく-くわい〔敎育會〕(名) 敎育に關する會。

けう-いく-し〔敎育史〕(名) 敎育の沿革史。

けう-いく-しきん〔敎育資金〕(名) 北海道及び府縣が、普通敎育費に使用するために、特別會計として管理する資金。此の資金は北海道及び府縣が、前前年度末現在の學齡兒童の數に應じて、敎育基金の元資金の收入より每年配當を受けたる金額を元資金とし、これより生ずる收入をもそれに編入するものとす。敎育基金令「敎育資金」

けう-いく-じむ〔敎育事務〕(名) 敎育の實施に關する事務。

けう-いく-しんりがく〔敎育心理學〕(名) 敎育に應用したる心理學。

けう-いく-せいど〔敎育制度〕(名) 敎育の組織に關する制度。

けう-いく-せうしふ〔敎育召集〕(名) 陸軍召集の一。敎育のため、補充兵を召集するもの。陸軍召集條例第六章「敎育召集」

けう-いく-せうしふ-れいじやう〔敎育召集令狀〕(名) 敎育召集の達しを受けたる聯隊區司令官が作成して、郡長に送附すべき令狀。陸軍召集條例第六十三條「敎育召集令狀」

けう-いく-そうかん〔敎育總監〕(名) 敎育總監部の長官。陸軍大將又は陸軍中將を以て親補し、天皇に直隸して各兵監を統督し、陸軍砲工學校・陸軍士官學校・陸軍中央幼年學校・陸軍地方幼年學校・陸軍戶山學校並びに陸軍將校生徒試驗委員を管轄するもの。敎育總監部條例第二條「敎育總監」

けう-いく-そうかんぶ〔敎育總監部〕(名) 陸軍全般の敎育の齊一・進步を規畫し、所轄學校の敎育を掌る官廳。敎育總監を其の長官とし、本部・騎兵監部・野戰砲兵監部・重砲兵監部・工兵監部及び輜重兵監部の六部を置く。敎育總監部條例「敎育總監部」

けう-いく-ほけん〔敎育保險〕(名)【商】がくしほけん(學資保險)に同じ。

けう-いつ〔驕溢〕 おごりたかぶること。過分なるおごり。驕盈。增長。孝經諸侯章「無禮爲驕、奢泰爲溢」史記平準書「網疏而民富、役財驕溢」

けう-いつ〔驕佚〕 おごりて我がままなること。左傳成公六年「國饒、則民驕佚」

けう-いん〔嬌音〕(名) けうおん(嬌音)に同じ。

げう-う〔曉雨〕(名) あけがた降るあめ。

げう-うん〔曉雲〕(名) あけがたのくも。曉天の雲。范雲詩送沈記室「桂水澄夜氛、桂山淸曉雲」

けう-えい〔橋影〕(名) はしのかげ。駱賓王文螢火賦「橋影遙分七星勢」

けう-えい〔驕盈〕 けういつ(驕溢)に同じ。

げう-えい〔驍銳〕 たけくするどきこと。驍勇にして銳敏なること。唐書王智興傳「少驍銳、爲徐州牙兵」

けう-えう〔徼要〕 もとむること。請求。要求。

けう-えん〔嬌豔〕 なまめき美しきこと。嬌姿にして艷色あること。

けう-おん〔嬌音〕(名) なまめきたるこゑ。嬌聲。

けう-か〔嬌歌〕(名) なまめきたるうたの聲。

けう-か〔橋架〕(名) はしのけた。又、はし。

けう-か〔橋下〕(名) はしのした。(橋上の對) 戰國策趙策「豫讓伏以過橋下」

けう-かい〔敎誡〕〔敎戒〕 をしへいましむること。訓誡。太平記十六、正成下向兵庫事「一言耳に留まらば、我が敎誡に違ふことなかれ」漢書賈誼傳「此臣議曹、敎戒臣也」同隽不疑傳「子咸數言事譏近臣、萬年召咸、敎戒於床下」

けう-がう〔叫號〕 さけび呼ぶこと。叫呼。詩經小雅「或不知叫號、或慘慘劬勞」

けう-がう〔驕傲〕 おごりたかぶること。倨傲。屈原文離騷「保厥美以驕傲兮」漢書楊惲傳「去驕傲之心」

げう-がう〔僥倖〕 思ひがけぬしあはせ。萬一のさいはひ。こぼれざいはひ。莊子在宥「此以人之國僥倖也、幾乎僥倖而不喪人之國乎」

げう-がう〔徼幸〕〔徼倖〕 幸ひを徼(モトム)むること。僥倖を願ふこと。中庸「小人行險以徼幸」左傳昭公六年「並有爭心以徼於書、而徼幸以成之」韓愈文「徼倖於萬一」

げう-かう〔曉行〕 あかつきにゆくこと。杜甫詩「曉行湘水春」

けう-がく〔敎學〕 をしへ學ばしむること。敎へを受け學ぶこと。禮記學記「是故古之王者、建國君民、敎學爲先」魏書「選入中書敎學」

げう-かく〔墝埆〕 瘠せて耕作に適せざること。又、その地。瘠土。後漢書丁鴻傳「受封必求墝埆之地」墨子「谿中墝埆者其地不育」

げう-かく〔磽确〕 小石まじりの地。いしぢ。

けう-がふ〔校合〕〔挍合〕 讀み合はせて異同を調ぶること。對照して誤りを正すこと。運步色葉「挍合」

けうがふ-ずり〔校合刷〕(名) 校合するための印刷物。

けう-がる(自動四) きようがるに同じ。義經記六、判官南都へ忍び御出である事「けうがる風情にて通らんとする者有り」謠曲鉢木「けうがる法師なり」

けう-かん〔驕悍〕 心おごりてあらあらしきこと。

けう-がん〔嬌顏〕(名) なまめかしき顏。愛敬あるかほ。

げう-かん〔驍悍〕 氣の荒くしてつよきこと。勇悍。吳志孫堅傳「驍悍果烈」

けう-き〔驕氣〕(名) おごりたる氣色。驕慢の氣風。史記老子傳「去子之驕氣與多欲、態色與淫志」

けう-き〔梟騎〕(名) たけき騎兵。つよき騎馬武者。驍騎。勁騎。漢書高帝紀「北貉燕人來致、梟騎助漢」

けう-き〔敎規〕(名) 宗敎の規則。敎範。明治三十一年十月勅令第二百五十九號內務省官制第九條「神佛各派の敎規」明治十八年內務省達丁第一號「敎規宗制」

けう-ぎ〔敎義〕(名) をしへの主旨。宗敎の旨義。敎理。周書宣帝紀「朕欽承寶曆、服膺敎義」

げう-き〔驍騎〕(名) たけき騎兵。驍勇なる騎馬武者。勁騎。六韜「以武車驍騎、驚亂其軍」班固文燕然山銘「驍騎三萬、元戎輕武」

げう-き〔曉氣〕(名) あけがたのけしき。あけがたの氣象。李百葉詩渡漢江「濯龍霞光近、川長曉氣高」

げう-き〔曉起〕 朝早く起くること。あさおき。はやおき。

げう-き〔澆季〕〔げう(澆)は薄き義〕 ㊀世の道德衰へ、人情輕薄となりたること。又、其の世。世の末。末の世。末世。季世。令義解序「降及澆季、煩濫益彰」太平記一、後醍醐天皇御治世事付武家繁昌事「時澆季に及んで、道塗炭に落ちぬと云へども」北史周武帝紀「運當澆季、思復古始」㊁のちの世。後世。末世。平治物語信頼信西不快の事「手跡又妙にして、澆季に是れを傳へけり」

げう-き〔驍毅〕 たけきこと。驍勇にして剛毅なること。唐書黑齒常之傳「常之長七尺餘、驍毅有謀略」

げうき-しやうぐん〔驍騎將軍〕(名) 淳仁天皇の朝、少將の改稱。

げうき-しやうぐん-ゐんぐわいしやう〔驍騎將軍員外將〕(名) 淳仁天皇の朝、中將の改稱。續紀廿一、天平寶字二年八月癸亥「中將爲從四位上官、曰驍騎將軍員外將」

けう-きやく〔橋脚〕(名) 兩側の橋臺の中間にありて橋梁を支持すべき構造物。

けらけ

けらけ

けらこ

けらこ

けらし

けらし

けらし

けらす

けうしゃ〔驕奢〕おごること。贅澤。奢侈。左傳隱公三年「驕奢淫佚、所自邪也」戰國策「据慢驕奢、則凶必從之」

けうしゃう〔梟將〕(名) たけき將帥。猛將。史記留侯世家「九江王鯨布、楚梟將」

けうしゃう〔校正〕かうせい(校正)に同じ。運歩色葉「校正ケウシャウ」

けうじゃう〔橋上〕(名) はしのうへ。(橋下の對) 李白詩「新人非舊人、年年橋上遊」

げうしゃう〔驍將〕(名) 驍勇なる將帥。勇將。文武五人男「驍將の下には弱兵なし」

けうしゃく〔教籍〕(名) 教義を記せる典籍。盛衰記四十四、戒賢論師惡病「汝深く如來の教籍を達すと雖も、業病難助」

けうしゅ〔教主〕(名) 宗教の一派を創めたる人。又、教化を垂るる主。特に佛陀にいふ。けうじゅ。教祖。著聞「我れはこれ極樂世界の教主なり」耶楚律材詩「宣和風俗靡、教主德勝畢」

けうしゅ〔教趣〕(名) をしへのおもむき。教訓の趣旨。御伽草紙猫草紙「御教趣の程、れんれん院の下にて、日夜・朝暮、御談義を聽聞仕り候に」

けうしゅ〔梟首〕斬罪に處したる人の首を木に架けてさらすこと。さらしくび。獄門。東鑑一、治承四年十月十四日「長田入道子息二人梟首」

けうじゅ〔教主〕(名) けうしゅ(教主)に同じ。用明天皇職人鑑「けうじゅ釋尊の再誕とは、後にぞ思ひあはせける」

けうじゅ〔教授〕□技藝又は學術などを教へ授くること。又、其の人。文部省直轄學校官制第八「生徒の教授」帝國大學令第二「學術技藝を教授し」史記仲尼弟子「子夏居西河教授、爲魏文侯師」□帝國大學・文部省直轄學校・商船學校・學習院等にて生徒の教育を掌る職名。文部省直轄學校官制第八條「教授は勅任又は奏任とす」帝國大學令第十一條「各分科大學の教官は教授及助教授とす」□佛語。けうじゅし(教授師)の略。灌頂資持記「次教授、引入受者」

けうじゅあん〔教授案〕(名) けうあん(教案)に同じ。

けうしゅう〔教宗〕(名) 禪宗にて、自宗以外の、經論の文字・言句によりて教義を說き信ずる宗派の總稱。

けうしゅう〔交衆〕衆に交はること。盛衰記廿五、大佛造營奉行勸進「源空山門の交衆を止めて、林泉の幽居を占むる事、偏へに念佛修行の爲め也」

けうじゅがく〔教授學〕(名) 教授の目的・方法等を研究する學問。

けうじゅさいもく〔教授細目〕(名) 教科目の教授につきて、適宜に按排せる細目。

けうじゅし〔教授師〕(名) 佛語。受戒する者に戒法を授くる三師の一。

けうじゅはふ〔教授法〕(名) 生徒を教授する方法。唐書選擧志「各立五經博士品秩生徒教授法」

けうじゅようぐ〔教授用具〕(名) 生徒の教授につき必要なる器具。即ち、圖書・器械・標本の類。

けうしょ〔教書〕(名) □諸侯の發する命令書。□大統領の發する諭告書。

けうしょ〔校書〕書籍を校合すること。

けうしょう〔喬松〕(名) たけたかきまつ。文武五人男「柳の枝に雪折れなく、喬松却って風に脆し」

げうしょう〔曉鐘〕(名) あけがたのかねの聲。あけのかね。謠曲張良「我れは先刻よりここに來たり、曉鐘を數へ待ちつるに」孔德紹詩「映流看夜月、臨風聽曉鐘」

けうしょく〔教職〕(名) 教育また教誨に從事する職務。

けうしょく〔矯飾〕いつはりかざること。盛衰記廿四、遷都返都「舊都と新都と、得失・甲乙、各無矯飾評定有るべし」同四十二、勝浦合戰「軍に勝ちたればとて、色代して矯飾を申すにこそ」

げうしょく〔曉色〕(名) 夜明けの景色。孟郊詩送人「曉色奪明月」

けうしょでん〔校書殿〕(名) 古昔、禁中にて、累代の御書物を藏置せし所。ふみどの。ふどの。宇津保俊蔭「校書殿にて、日高く題を賜ひて、かたく問はる」

けうしん〔驕心〕(名) おごりたかぶる心。慢心。左傳襄公廿六年「領之而已。杜注書驕心易生」

けうす〔消失〕(自動下二) きえうす(消失)に同じ。萬「たちまちに心消失ケウセぬ」

けうす〔梟〕(他動變) 梟罪に處す。首を獄門にかく。さらす。平治頼盛謀反「去んぬる保元に、門葉の輩多く朝敵となりて、親類皆梟せられ」

けうす〔校 校〕(他動變) 校合をなす。校正す。運歩色葉「校ケウス」

けうず〔興〕(自動變) きょうず(興)に同じ。

けうず〔孝〕(自動變) □親に能く事ふ。孝行す。宇津保俊蔭「今はけうずると思ひて出だし奉れ」□亡き親などのため、佛事供養をなす。源桐壺「後後の御わざなど、けうじつかうまつり給ふさまも、そこらの皇子たちの御中にすぐれ給へるを」

けうせい〔嬌聲〕(名) なまめきたる音聲。嬌音。

けうせい〔矯正〕邪曲なるをためなほすこと。南史顧覬之人物志「厲直剛毅、材在矯正」斟酌時宜、隨方矯正、決在滋許」

けうせい〔教正〕□をしへ正すこと。□教導職の最上位、正・權・大・中・少の別あり。

げうせい〔曉星〕(名) □曉天の星。晨星。朗詠「先三遲分吹其花、如曉星之轉河漢、引十分分蕩其彩、疑秋雪之洄洛川」謝朓詩京路夜發「曉星正寥落、晨光復漭漭」□曉天には星の見ゆることまばらなるより、數少なきものに譬へていふ語。□[天]きんせい(金星)の異稱。金星は拂曉、東天に表はれて著しく光輝を放つを以て此の名あり。夜明けの明星。明けの明星。

けうせいじゅつ〔矯正術〕(名) □物事を矯正する術。□としゅたいさう(徒手體操)の異稱。

けうせいちょうかい〔矯正懲戒〕(名) [法]公務員に加ふる懲戒の一。其の者を矯正するを目的とするもの。即ち、譴責・停職の類。(淘汰懲戒の對)

けうせう〔嬌笑〕なまめきてわらふこと。愛敬あるわらひ。

げうせつ〔曉雪〕(名) あけがたのゆき。

けうせふ〔趫捷〕[けう(趫)は足をあぐること]身がるくすばやきこと。輕捷。後漢書朱儁傳「輕勇趫捷、軍中號日飛燕」

けうせん〔驕僭〕心おごりて身分に踰えたる事をなすこと。驕奢にして僭越なること。後漢書王莽傳「常苦崇財貨而行驕僭耳」

けうぜん〔皎然〕(副) 白く光るさまにいふ語。かうぜん。

けうそ〔教祖〕(名) 宗派の元祖。

げうそ〔翹楚〕衆に抽き出てすぐれたること。又、其のもの。俊秀。拔群。詩經周南「翹翹錯薪、言刈其楚」

けうそく〔教則〕(名) 教授に關する規則。

けうたい〔嬌態〕(名) なまめきたるさま。艷容。嬌姿。梁簡文帝詩詠舞「逐節工新舞、嬌態似凌虛」

けうたい〔交代〕かうたい(交代)に同じ。太平記卅七、新將軍京落「郎等一人止め置きて、道譽に交代ケウタイして、又都をぞ落ちたりける」

けうたい〔驕泰〕おごること。

けうだい〔橋臺〕(名) 橋の兩端にて、そを支持するために作る構造物。はしだい。

けうだう〔教導〕教道をしへみちびくこと。禮記月令「善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所植、以教道民、必躬親之」

けうだうしょく〔教導職〕(名) 明治の初め、一般國民を教導するために設けし職名。多くは神官・僧侶等を以てこれに補す。教正・講義・訓導・試補の四階級あり。更に教正・講義は正・權・大・中・少に、訓導は正・權に分かつ。明治十七年八月廢せられたり。

けうだうたい〔教導隊〕(名) 陸軍戸山學校・陸軍重砲兵射擊學校・陸軍野戰砲兵射擊學校・陸軍騎兵實施學校等にて、兵科學生の訓練及び諸般の研究にあつるために、各聯隊中拔擢の下士卒派遣者を以て組織する特設部隊。陸軍戸山學校條例第四條「教導大隊」陸軍重砲兵射擊學校條例第四條「教導大隊」陸軍野戰砲兵射擊學校條例第四條「教導大隊」陸軍騎兵實施學校條例第四條「教導中隊」

けうだうだん〔教導團〕(名) りくぐんけうだうだん(陸軍教導團)の略。

けうたく〔教卓〕(名) 教授に用ふる卓。

けうだつ〔矯奪〕いつはりてうばひ取ること。

げうたつ〔曉達〕物事にふかく通達すること。通曉。熟達。

けうだん〔教壇〕(名) 教場にて、教師の著席する壇。

けうだん〔教團〕(名) 同一の教義を奉ずる者の集團。

げうたん〔曉旦〕(名) よあけ。あかつき。あけがた。

けうち〔毛打〕(名) 蒔繪にて、鳥獸の毛又は草葉の心などを漆にて畫くこと。

けうぢゃう〔教場〕(名) 學校などにて、教授をなす室。教室。

げうちゅう〔蟯蟲〕(名) [動]蠕形動物、圓蟲類の一種。盲腸及び直腸に寄生する白色短小なる圓蟲。其の卵を嚥下すれば病を發し、肛門部の煩痛・潰瘍を來たし、便通は不整となり、腹鳴・腸痛・食氣不振・惡心・嘔吐・頭痛等を起こすことあり。驅蟲劑を服し、又は灌腸を行ひて驅除す。

げうつう〔曉通〕つうげう(通曉)に同じ。

けうてい〔教程〕(名) 教授の程度又は法式。

けうてい〔轎丁〕(名) かごかき。こしかき。轎兒。轎夫。

けうてき〔梟敵〕(名) 梟惡なる敵。盛衰記十三、高倉宮廻宣「依有佛神之守護、不遂梟敵之姦望」

けうでぐみ〔蹴腕組〕(名) 相撲の手の一。異本曾我二「蹴逆手・蹴腕組中略相撲の手共、其の數を盡くし」

けうてん〔教典〕(名) 教育に關する典範。又、宗教上の法式又は經文。周禮天官大宰「二日教典、以安邦國、以教官府、以擾萬民」邢邵文請置學及修立明堂奏「養黃髮以詢哲言、育青衿而敷教典」

げうてん〔曉天〕(名) あかつきのそら。又、あけがた。太平記六、宮御所「夜已に曉天に及べり」陳子昂詩「長河沒曉天」

げうてんのほし〔曉天星〕げうせい(曉星)に同じ。

けうと〔氣疎〕(名) けうとし(氣疎)の語幹。

けうと〔教徒〕(名) 宗教の信徒。

けうとう〔教頭〕(名) 學校の教員の首席。又、其の人。

けうとう〔橋頭〕(名) はしのほとり。はしの上。崔顥詩「家住洛橋頭」施肩吾詩妾夫「卻恨橋頭賣卜人」

けうとげ〔氣疎氣〕(副) けうときさま。けうとさう。源夕顏「池もみ草にうづもれたれば、いとけうとげに成りにける所かな」今昔廿「老法師に成りて石率都婆の傍に曲まり居り、眼見糸氣疎氣なれば」

けうとさ〔氣疎〕(名) けうとき度合。けうときさま。源賢木「まことの心ばへのあはれなるを見知らずば、かうまで思ひすぐすべうもなきけうとさかなと思ひゐ給へり」

けうとし〔氣疎〕(形二) うとまし。うとうとし。厭はし。蜻蛉日記中「このさるまじき御中のたがひにたれば、ここをもけうとくおぼすにやあらん、かくことのほかなるをも知り給はでと思ひて」源夕顏「さりとも、おのづから御覽じ知るふしも侍らん物を、しひておぼめかしうけうとくもてなさせ給ふめれば」

けうとし〔氣疎〕(形二) □恐ろし。驚くべし。ものすごし。宇治拾遺十「にらみあげたりければ中略けうとく思し召して」謠夕顏「閒くもけうとき物のけの、人亡ひし有樣を」□興さめたり。笑止なり。氣の毒なり。天網島中「杉がけうとい顏つきにて」傾城反魂香中「まあまあけうとい事が出來まして、御苦勞でござんす」□甚だし。ひどし。きつし。えらし。膝栗毛四「そりや、けうとうよござります」同四「こりや、けうといぬくい内ぢやてて、そこに一日ひなたぼこしていなれました」

けうとなげ〔氣疎無氣〕(副) けうとなきやう。けうとなささう。けうとげ。女殺油地獄上「ええけうとなげな、身も顏も泥だらけ。氣が違うたか與兵衞樣」

けうとなさ〔氣疎無〕(名) けうとなきこと。けうとなき度合。けうとさ。

けうとなし〔氣疎無〕(形二) けうとし(氣疎)に同じ。

けうとまし〔氣疎〕(形二) うとまし(疎)に同じ。けうとし。榮華花山「ことしいかなるにか、大風吹き、なゐなどさへふりて、いとけうとましきことのみあれば」

けうない〔教內〕(名) 佛語。經文による悟道。(教外の對) 諸大會「一代の教法は五時・八教をけづり、教內・教外をわか

なん」

けおされる 氣壓 (自動下二) 前條の口語。

けおそろし 氣恐 (形二) おそろし。何となくおそろし。宇津保樓上「大將は、いまだ此の年頃聞き給はぬに、親とも覺え給はず、けおそろしきまで、かなしうおぼえ給ふ」源若菜下「みづからも、おとどを見奉るに、けおそろしくまばゆく」同夕顔「荒れたる所は、狐などやうのものの、人おびやかさんとて、けおそろしう思はするならん」

けおそろしげ 氣恐氣 (副) けおそろしきやう。けおそろしさう。榮華玉村菊「いとけおそろしげなる聲したる物のけ出できたる」

けおそろしさ 氣恐 (名) けおそろしき度合。けおそろしきさま。

けおとす 蹴落 (他動四) 一けておとす。義經記三、山伏上「あれ程の法師、椽より下に蹴おとして」二その地位よりおとす。失脚せしむ。

けおとり 氣劣 (名) けおとること。けおとりたること。蜻蛉日記下「げすがちなる心ちして、けおとりしてぞおぼゆる」

けおとる 氣劣 (自動四) おとる。どことなく劣る。宇津保藏開上「おとどの君のおそろしくおはしますは、宮の御まへにおはすれば、宮のけおとらせ給ふこそ」源野分「きのふ見し御けはひには、けおとりたれど」

けおり 毛織 (名) 一毛絲にて織りたること。又、其の織物。毛織物。二木綿を毛だたせて織ること。又、其の織物。

けおりもの 毛織物 (名) 前條に同じ。

けが 〔假我〕 (名) 佛語。我は五蘊和合の假りの身にて、實在の我れにあらざること。

けが 〔怪我〕 一あやまち。そさう。過失。又、其の事柄。狂言水論聟「水中略けがにかかった、堪忍せえ」淨常磐三「あら目出度やと、けがの顏して絞め殺さん」津國女夫池二「お傾城様の御機嫌そこね、今朝からけがな、にっこりともせず」二過失によりて負傷すること。又、其の負傷。釋迦如來誕生會「早速參る筈なれども、闘をちとけが致し、遅參は御免」

けが あやまち 怪我過 〔けがと過ちとの重言〕 思ひがけぬあやまち。過失。そさう。おちど。薩摩歌中「心許なや、我が夫に怪我過ちの知らせの夢」

(諺)怪我の功名 過ちの功名に同じ。あやまち(過)の條を見よ。吾吟我集七「人知れずころびて附きし向から疵、瘤えぬるあとやけがの功名」鷹筑波「春鳴くやけがのこうみやう郭公」

げかい 〔下界〕 (名) 佛語。天上に對して、この世界の稱。人間界。娑婆世界。盛衰記四十六、佐坊上洛「上天・下界神祇奉勧請、起請文書」元稹詩大雲寺「幡影中天颺、鐘聲下界聞」

げかい 〔外階〕 (名) げゐ(外位)に同じ。(內階の對)江次第二、叙位「若有下姓者、經奏聞可叙外階、有愁時、後日改叙內位」

げかい 〔外海〕 (名) 佛語。九山・八海の內の、金山の外にありて、外邊を鐵圍山にて圍まれたる鹹水の海。(他の七海を內海といふ對)盛衰記十八、文覺清水狀天神金「第八外海の小龍めら、四大海水の八大龍王に仰せ附けて、なく成すべしとて、嘆りける」

けかいなし 結解無 (形二) しどけなしに同じ。安齋隨筆高野參詣日記「此の道、ことの外遠くて、十八丁の坂は、四十八町よりも一里の遠き所どもありて、俗に結解なしとかやいふとて、周桂法師が戯れに、雨けとは見つつも出でて濡れにけり、結解なしなる今日の道哉」

げかう 還向 (名) 神佛に參詣してかへること。又、其の時。下向。今昔卄「今、熊野に參りて、兩三日に御明し・御幣を奉りて、還向乃次に」百錬抄四、寛仁元年九月廿四日「還向之間、遊女有纏頭」

げかう 〔下向〕 一高きより低きへ下りゆくこと。二都より地方へ出向くこと。延慶本平家二中、入道撃還被持「被上洛けり中略急ぎて下向し給へり」盛衰記二、日向太郎家貞西府に下向して」庭訓往來四月「御領中略急有御下向、可有高覽歟」三前條に同じ。枕八「いなりに思ひおこしてまゐりたるに中略ひつじには下向しぬべし」砂石集五下「八幡へ詣でて中略下向の時」

げかうし 下格子 (名) 格子をおろすこと。大鏡中「月のあかき夜は、下格子もせでながめさせ給ひける」十訓七「暮れければ、下格子に人參れと仰せられける」

げかうだう 〔下向道〕 (名) 下向するみち。又、其の時。謡曲盛久「此の度三熊野に參り、下向道に趣きて候」狂言鐘の音「かう參りまする。下向道には寄らっしゃれい」

けがき 毛描 (名) 繪畫にて、人物・鳥獸等の毛髮又は細き線などを、極めて細きものにて畫くこと。

げがき 夏書 (名) げ(夏)を見よ。天網島下「一夏に一部夏書せし、大慈大悲の普門品」

けがきふで 毛描筆 (名) 毛がきに用ふる筆。

げがきをさめ 夏書納 (名) 解夏の日、夏書を堂塔・伽藍に納めて廻向すること。

けかく 蹴掛 (他動下二) 一蹴ることをしかく。二水などを蹴てかく。太平記廿九、部丞以下被討「馬ざくりの水を蹴懸けられて、衣裳泥にまみれぬれば」

けがさ 毛笠 (名) 指物の名。武具。

(さ が け)

けがし 穢 汚 (名) けがすこと。けがしたること。きたなきこと。雲葉集賀「ありなれし契りはたえて、今更に心けがしに千代といふらん」

けがし 穢 (形二) けがらはし(穢)に同じ。萬四「いかならむ時にか妹を、むぐらふの穢(けがし)き屋戸に入りまさせなむ」夫木六「年ふればけがしきみぞにおちぶれて、濡れしほとけぬいとほしの身や」

けがす 穢 汚 (他動四) 一けがれしむ。よごす。きたなくす。神代紀上「以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此」靈異記中「揃繕淨紙」枕二「例いとよく書く人も、あいなく皆つつまれて、書きけがしなどしたるもあり」二其の器にあらずして、其の位地に就く。はづかしむ。平治一、信頼卿叙「信頼などが身を以て、大將を汚さば」延慶本平家三末、撰實「丞相の位をけがし、國柄の政を掌る」三あしざまにす。わるくす。名譽を毀損す。枕四「返しは、えつかうまつりけがさじ」源樽本「崩れそめては、立田の河の濁る名をもけがし」大藏流狂言聟「同じくはつれ尺八。いやいや、夫れは樂阿彌が御尺八をけがすなり」

けかち 飢渇 (名) きかつ(飢渇)に同じ。太平記十三、龍馬「天下に大旱魃をやりて、四海の民を無一人飢渇に合はせんと思ひて」運歩色葉「飢渇」

けかちまけ 毛勝負 (名) 作毛の不

揃ひなること。俚言集覽

けかつ 飢渇 (名) きかつ(飢渇)に同じ。下學集下「飢渇ケカツ」

けがにん 〔怪我人〕 (名) 怪我をしたる人。負傷せる人。負傷者。

けがは 毛皮 (名) 毛のつきたるままの獸の皮。あらかは。

けがはざうり 毛皮草履 (名) 毛皮にて造りたる草履。甲陽軍鑑廿「都邊の毛皮草履はきて、さざめき渡る公方家の士衆」

けがはり 毛更 (名) 毛のぬけて生えかはること。又、そのかはりたるもの。七十一番歌合鵜飼「毛がはりを取りあはせたる鞠かはの、思ひもあはぬ人に戀ひつつ」

けがぶね 怪我舟 (名) われぶね(破舟)に同じ。

けかへ 毛替 (名) 江戸時代、田に植うべきものを畑に、畑に植うべきものを田に植ゑ替ふること。

けかへし 蹴返 (名) 一蹴返すこと。けかへしたること。二相撲にて、四つに組み、己れの足にて相手の足を蹴かへして倒すこと。

けかへす 蹴返 蹴反 (他動四) 一蹴てもとへ戻す。二蹴てかへらしむ。蹴てひっくりかへらす。釋迦如來誕生會二「蹴爪にかけ、のっけにどうと蹴かへして」三再び蹴る。四他人の蹴たるを、こなたよりも蹴てかへす。五相撲にて、けかへしをなす。

けがほけん 〔怪我保險〕 (名) 【商】さいがいほけん(災害保險)に同じ。

けがまけ 怪我負 (名) 過ちて負くること。異本曾我一、狩場「助道さしたる事も候はざりつるを、けがまけ致しつるこそ無念に覺え候へ」

けがみ 罫紙 (名) けいがみ(罫紙)に同じ。

けかものはし 稃 (名) 【植】禾本科、五瓜草(カモノハシ)屬の多年生草本。匍匐莖を有し、各節より根を垂生す。葉は線形。夏季、斜めに穗を抽出し、二分岐して各小穗を短き總狀花序に密生す。莖・葉共に白毛多く、殊に花序にありては長き白毛を密生す。我が國、各地の海濱・砂地に自生す。はざみじねんご。

けがらし 〔穢〕 (形二) 次條に同じ。爲忠百首下「竹にふすねぐらの雀、けがらしく上葉に雪のふりにけるかな」

けがらはし 穢 汚 (形二) 一けがれたるさまなり。きたなし。潔白ならず。神代紀上「當レ滌レ去吾身之濁穢(ケガラハシキ)一」同「穢(ケガラハシキ)矣鄙矣、寧可下以ニ口吐之物一敢養中我乎」名義抄「穢ケガル・ケガラハシ」二厭ひ惡むべし。きらはし。神代紀上「汝是躬行濁惡而(ケガラハシクシテ)」三月經にかかる。けがれになる。經信母集「出羽辨・染殿の中將、例のけがらはしきに、里にまかでて有りし」

けがらはしげ 穢氣 (副) けがらはしきやう。けがらはしさう。

けがらはしさ 穢 (名) けがらはしき度合。けがらはしきさま。

けがらひ 穢 (名) けがらふこと。けがれ。源夕顔「ただ、おぼえぬけがらひに觸れたるよしを奏し給へ」同手習「けがらひあるべき所にこそ侍るめれ」同蜻蛉「此のけがらひなど、人の忌み侍るほどすぐして、今一度立ちより給へ」

けがらふ 穢 (自動四) 次條の延。源手習「けがらひたる人とて、立ちながら追ひ返しつ」榮華疑月「この夏は故宮の御方につけつつ、さるべき殿ばらけがらひ給へり」赤染衛門集「絲を乞ひたりしを、けがらひたる事ありし頃、今此の程すぐしてといひて」

けがる 穢 (自動下二) 一きたなくなる。よごる。不潔になる。源鈴虫「かくや姫の、此の世の濁りにもけがれず」續後撰雜中「のりの水すます心の淸ければ、けがるる袖と誰れか見るべき」名義抄「穢ケガル」二服忌・産穢などにかかりて、忌まはしくなる。三女子の節操きずつく。操がけがる。源帚木「世にけがれたりとも、おぼし捨つまじきをたよりにて」四惡習に染む。卑劣なり。純潔ならず。拾遺雜下「盜人のたつたの山に入りにけり、同じかざしの名にやけがれん」隆信集春下「などりなく世を厭ひてぞ入りし身の、花にけがるるみ吉野の山」延慶本平家二本、法皇御遷幸「內外共に淸淨なりしかば、御心けがるることなかりき」平家女護島三「常磐が如き、汚れた根性さげまいもの」五月經となる。落窪二「あこぎ中略俄かにけがれ侍りぬと申して、とまれば」源浮舟「よべよりけがれさせ給ひて、いとくちをしき事をおぼし嘆くめりしに」

けがれ 穢 (名) 一けがるること。けがらひ。よごれ。不潔。神代紀上「當レ滌レ去吾身之濁穢(ケガレ)一」川中島合戰四「理非辨へぬ人の飼聞いたる耳の穢れを、此の瀧に洗ひしが」二服忌・産穢などにかかりて忌まはしきこと。三惡習に染むこと。陋劣。卑劣。四つきやく。月經。宇津保俊蔭「いつよりか御けがれはやみ給ひし、いと近げになり給ふめるを」

けがれくび 穢首 (名) けがれたるくび。自己の首の謙稱にもいふ。雪女五枚羽子板上「速かに腹切って、汚れ首を差し上ぐべし」

けがれむら 穢村 (名) ゑたむら(穢多村)に同じ。雙生隅田川二「主殺しの惡罪人、蹈み附けて繩をかけ、穢れ村の手に渡し」

けがれる 穢 (自動下一) けがる(穢)の口語。

げかん 〔下澣〕 (名) げくわん(下浣)に同じ。

げかん 〔下疳〕 (名) かんさう(疳瘡)に同じ。

げかんさう 〔下疳瘡〕 (名) 前條に同じ。

げかんのうま 下馴馬 (名) 猛(タケ)り勇まぬ馬。大坪道禪鞍鐙記「前輪・後輪の和する指合の事中略是れを生得下かんの馬には」

けぎ 褻著 (名) ふだんの著物。ふだんぎ。けごろも。

けぎ 〔化儀〕 (名) 佛語。人を誘導・感化する方法。盛衰記十一、燈爐大臣「菩薩聖衆の彌陀覺王に奉仕して中略或ひは妓樂・歌詠して、佛の化儀を助くらんも、かくやと思ひ知られたり」太平記十六、日本朝敵「或る時は垂跡の佛と成りて、番番出世の化儀を調へ」

げき 〔隙〕 (名) 一ひま。すきま。あひだ。開隙。二なかたがひ。不和。三乘ずべき機會。をり。「隙をうかがふ」

げき 〔激〕 (名) 一はげしきこと。二言論の直きに過ぐること。

げき 〔檄〕 (名) 一徵召の文書。古昔、支那にては一尺二寸の木簡を用ひしといふ。めしぶみ。後漢書光武帝「廬江毛義中略府檄適至、以レ義守レ令、義捧レ檄而入、喜動二顏色一」二敵の罪惡などを揚げ、己れの功德を述べて同意を衆人に求むる文書。ふれぶみ。檄文。史記淮陰「傳レ檄而千里定」

げき 〔戟〕 (名) 三叉の矛。詩經秦風「修二我矛戟一、與レ子偕作」周禮冬官考工記「戟廣寸有

牛、胡四之、援五之」

げき 履 (名) あしだ。げた。はきもの。

げき 鷁 (名) 鵝、鷀の鳥に似て白し。想像上の水鳥の名。よく風をつきて大空をとび、又よく水にも入るといふ。天子の御船の首に此の鳥の首を刻めり。一說、鳳鳥なりと。

げき 外記 (名) 一 古昔、太政官にて、少納言の下に在りて、詔勅及び上奏文の起草・記錄等を掌り、除目・敍位等の公事を奉行する職名。大外記・少外記に分かつ。太政官式「凡諸司申₂政於太政官₁者、先經₂外記₁、然後令₂申」保元物語(院召官)「禁中陣頭にて公事を行はせ給ふ時、外記・官史等を諫めさせ給ふに」 二 禪宗の僧職。頭首・侍司の文案を掌るもの。

げき 外規 (名) 矢の的の三重の黒輪の中にて、外の輪の稱。

げき 下機 (名) 佛語。げこん(下根)に同じ。

げき 劇 一 はげしきこと。はなはだしきこと。 二 えんげき(演劇)に同じ。

げき 闃 靜かなるさまにいふ語。ひつそり。闃然。寂(せき)。「闃として人なし」

げき 外儀 (名) 佛語。外相に表はれたる威儀。高僧和讃「外儀の姿はことなりと、本願名號信受して」

げき-い 隙意 (名) 不和のこころ。

げき-いん 劇飮 酒などを、はげしくのむこと。痛飮。南史(陳暄傳)「盛₂饌往₁與宴飮中書吏劇飮至₂夜、舉₂燭還₁」

げき-えん 喫烟 きつえん(喫烟)を見よ。

げき-かい 劇界 (名) 演劇の社會。俳優の仲間。

げき-かう 激昂　激昻　激卬　激して意氣のたかぶること。心氣の奮起すること。漢書(王莽傳)「今疾病困厄、不₂自激昂₁乃反涕泣、何歸也」

げき-かう 逆行 ぎやくかう(逆行)に同じ。

げき-がくき 擊樂器 (名) 打ちて音を發せしめて奏する樂器。鉦・太鼓・鼓・笛(ふえ)・磬・木琴の類。

げき-かん 隙間 (名) すきま。ひま。間隙。

げき-かん 劇寒 (名) きびしき寒さ。甚寒。冱寒。

げき-きよく 外記局 (名) 外記の事務を取り扱ふ所。外記の廳。候廳。日本紀略(六、天延三年十二月廿一日)「今夜外記局文書、自然燒失」百鍊抄(七、長久三年十月十七日)「今日天神御筆、自₂蓮華王院₁被₂返₃納外記局₁」

げき-く 隙駒 (名) くげき(駒隙)に同じ。朱子詩(示₂翁₁)「嚴辰須₂念隙駒馳₁」

げき-けい 戟形 (名) 【植】植物學上の用語。ほぼ、箭形に類し、只其の底耳兩側方に向かふもの。

げき-けつ 隙穴 (名) すき。あな。隙孔。

げき-けん 擊劍 刀劍を以て身を守り敵をうつ術。其の練習には竹刀又は木刀を用ふ。劍術。劍道。史記(項羽紀)「少時好讀₂書、學₂擊劍₁」漢書(東方朔傳)「十五學₂擊劍₁」

げき-けん-か 擊劍家 (名) 擊劍に巧みなる人。擊劍をなす人。劍術遣。

げき-ご 激語 激昂して物いふこと。過激の言語。

げき-こう 隙孔 (名) すき。あな。隙穴。

げき-こん 屐痕 (名) 屐齒のあと。下駄の齒のあと。

げき-さい 擊碎　擊摧　擊ちくだくこと。うちくだきたること。何夢桂詩「擊₂碎缺壺₁歌不₂盡、茫茫殘雨夢₂揚州₁」蘇軾詩(和₂子由₁)「琉璃擊碎走₂金丹₁、無₂復神光發₂舊壇₁」

げき-ざい 劇劑 (名) げきやく(劇藥)に同じ。

げき-さう 劇爭 はげしくあらそふこと。劇烈にあらそふこと。

げき-さう 鬩爭 せめぎあらそふこと。せめぐこと。內訌。

げき-さく 戟槊 (名) ほこ。

げき-さつ 擊殺 うちころすこと。うちころしたること。戰國策(燕策)「聶政大呼、所₂擊殺₁者數十人」史記(項羽紀)「陰令₂衡山臨江王₁擊₂殺之江中₁」

げき-し 屐子 (名) けいし(屐子)に同じ。

げき-し 屐齒 (名) 下駄のは。晉書(謝安傳)「心喜甚、不₂覺屐齒之折₁」

げき-し 劇詩 (名) 演劇にてうたふ韻文。戲曲。

げき-し 隙駟 (名) げきく(隙駒)に同じ。劉峻文(辨命論)「雖₂隙駟不₁留、尺波電謝、而秋菊春蘭英華靡₂絕」黃庭堅詩「隙駟不₂我待₁、路人易₂相忘₁」

げき-し 擊刺 うち又はさすこと。きしころすこと。又、其の術。史記(日者傳)「以₂擊刺₁學₂用劍、立₂名天下₁」

げき-しふ 逆襲 ぎやくしふ(逆襲)に同じ。

げき-しやう 激賞 非常にほむること。李白詩「激賞搖₂天筆₁、承恩賜₂御衣₁」唐詩記事「上悅激₂賞之₁」

げき-しやう 激獎 はげましすすむること。はげしき獎勵。

げき-じやう 擊壤 支那上代に、土壤をうちたたきて太平を謳ひたのしみしこと。一說、木にて造りたる履の如きものを投げし一種の遊戲。三代實錄(貞觀八年閏三月廿九日)「中外和平、妖孽不₂生、俗比₂結繩₁、人咏₂擊壤₁」史記(堯本紀注)「帝堯之世、天下太和、百姓無₂事、有₂八九十老人₁擊₂壤而歌₁」風土記「擊壤者、以₂木作₁之、前廣後銳、其形如₂履。臘節、僮少以爲₂戲也」藝經「擊壤古戲」

げき-じやう 擊攘 敵をうちはらふこと。擊退。

げき-しゆ 鷁首 (名) りようとうげきしゆ(龍頭鷁首)を見よ。十訓抄「龍頭に惟季笛を吹く、鷁首には笛吹なくて、えど樂をせず」運步色葉「鷁首(げきしゆ)船首置₂鷁之像₁也」淮南子(本經訓)「龍舟鷁首、浮吹以娛」註「龍舟大舟也、刻爲₂龍文₁以爲₂飾也。鷁大鳥也、畫₂其象₁著₂船頭₁、故曰₂鷁首₁舟中鼓₂吹以爲₂樂。故曰₂浮吹以娛₁」張衡文選(西京賦)「命₂舟牧₁爲₂水嬉₁、浮₂鷁首₁、翳₂雲芝₁」

げき-しゆ 戟手 怒るさまにいふ語。即ち、戟の如く兩手を張ること。左傳(哀公廿五年)「褚師出、公戟₂其手₁曰、必斷₂其足₁」

げき-しよ 劇暑 (名) はげしきあつさ。酷暑。陸游詩「劍南無₂劇暑₁」

げき-しよく 劇職 (名) はげしき職務。繁劇なる職務。せはしき役。左傳(襄公十六年)「祁奚爲₂公族大夫₁」杜注「去₂劇職₁就₂閑官₁」

げき-しん 逆臣 (名) ぎやくしん(逆臣)に同じ。運步色葉「逆臣(げきしん)」謠曲(鞍馬天狗)「ここに又、當光といへる逆臣(げきしん)あり」

げき-しん 劇震 はげしく震動すること。はげしき地震。

げき-じん 劇甚 甚だはげしきこと。はなはだしきこと。

げき-す 鷁首 (名) げきしゆ(鷁首)に同じ。

げき-す 鷁す (自動サ) 軍陣にて、旗を後方へかへす。

げき-す 撽 (自動サ) 檄文を傳ふ。

げき-す 激 (自動サ) 一 逆らはれてはげしくなる。激烈になる。 二 烈しくつきあたる。つよく觸る。衝突す。朗詠「誰謂₂花不₁₂語、輕漾激影動₂脣」太平記(廿六、正行參₂吉野₁事)「左右に激し、八方を拂ひ、破つては返し、歸しては進み」 三 感じて意氣奮ひ起こる。昂奮す。激昂す。 四 氣にさからひて立腹す。激怒す。

げき-す 激 (他動サ) はげます。奮激せしむ。激厲す。戰國策(燕策)「欲₂自殺以激₁荊軻₁」

げき-せい 屐聲 (名) 下駄のおと。

げき-せい 激聲 (名) 激して發するこゑ。はげしきこゑ。

げき-せき 闃寂 ひつそりとしてさびしきこと。靜寂。杜甫詩「多病獨愁常闃寂」

げき-せつ 激切 はげしくきびしきこと。漢書(賈山傳)「其言多激切、善指₂事意₁」

げき-ぜつ 鴃舌 (名) 〔鴃(もず)の囀る如き義〕外國人の言語の解し難きを卑しめていふ語。蠻人の言語。孟子(滕文公上)「今也南蠻鴃舌之人、非₂先王之道₁」

げき-せん 劇戰 はげしく戰ふこと。又、其のたたかひ。

げき-ぜん 闃然 (副) しづかなるさまにいふ語。ひつそり。寂然。南史(隱逸傳論)「闃然如₂貧素₁」范成大詩「窮巷閉門本闃然」

げき-ぞく 劇賊 (名) はげしくあらき盜賊。大盜。

げき-だ 擊打 だげき(打擊)に同じ。北史(魯廣達傳)「以₂瓦石₁擊₂打公門₁」

げき-たい 擊退 うちしりぞくること。

げき-たい 鷁退　逆退　〔鷁は高く飛べども風に逢へば退くとの義。(春秋左傳僖公十六年)〕 一 六位の藏人の臘次が、敍爵を辭して新藏人となること。本朝文粹(三、今對)「驚₂鷁之人、各聽₂鷁退之身₁」 二 大法會の時、擬講の人なきにより、僧綱の下だりて其の役を勤むること。

げき-たう 激盪 はげしくゆるること。

げき-だう 劇道 (名) 演劇に關する道。

げき-たく 擊柝 拍子木をうち叩くこと。又、之をうち叩きて夜廻りすること。又、其の人。易經(繫辭下)「重門擊柝、以待₂暴客₁」左傳(哀公七年)「茅成子請₂告₁於₂吳₁、不₂許曰、魯擊柝聞₂於邾₁」孟子(萬章下)「抱關擊柝」

げき-たなし 氣穢 (形二) きたなし。心きたなし。卑し。名義抄「穢(ケガラハシ、キタナシ、ケガラハシ)」平家(一、殿上闇討)「法勝寺の執行程の者の、せめての事かな、爽三郎げがらはし。一末(二、殿上闇討)……を尊重してとりをかき歩みを運びけん事よと、親しき疎きに申されん事、いとげきたなく覺え候」

げき-たん 激湍 (名) 岩石などに激して流るる早瀨。はげしき早瀨。奔湍。急湍。徐璣詩「湘水幾千里、平沙少₂激湍₁」

げき-だん 劇談 一 盛んに談話すること。漢書(揚雄傳)「口吃不₂能₂劇談₁」 二 はげしき談判。 三 演劇に關する談話。劇道の談話。

げき-ち 隙地 (名) あき地。空地。左傳(哀公十二年)「宋鄭之間、有₂隙地₁焉」

げき-ぢやう 劇場 (名) 劇を演ずるために設けられたる建設物。芝居の興行場。芝居小屋。芝居。演劇場。

げき-ちん 擊沈 砲擊して船艦をうちしづむること。

げき-ちん 戟塵 (名) せんぢん(戰塵)に同じ。盛衰記(卅八、一谷城落)「懸挽₂弓放₁箭、空被₂染₂塵命於同軍之戟塵₁、頭₂憂名於傍輩之後代₁」

げき-つう 劇通 (名) 劇界の事情によく通ずること。又、其の人。劇道の通人。しばゐつう。

げき-つう 劇痛 はげしきいたみ。

げき-と 逆徒 (名) ぎやくと(逆徒)に同じ。盛衰記(卅八、曾我物語)「逆徒自₂去五日₁、攝津國一谷に、上には構₂城郭₁軍陣を張り」

げき-ど 激怒 事にふれて烈しくいかること。激せられて怒ること。史記(淮陰侯傳)「忿₂恚尉₁、令₂辱之₁、以激₂怒其衆₁」後漢書(馬異傳)「軍士激怒、人倍₂其氣₁」

げき-とう 激鬪 はげしく爭鬪すること。

げき-どう 激動 はげしく震動すること。

げき-どく 劇毒 (名) はげしき毒。劇烈なる毒氣。

げき-の-たいふ 外記大夫 (名) 少外記の五位に敍せられたる者。田氏家集「哭₂舍弟外記大夫₁」

げき-の-ちやう 外記廳 (名) げききよく(外記局)に同じ。西宮記「官外記廳座」百鍊抄(天曆三年十二月五日)「外記廳・侍從所、始造以後始有₂政₁」

げき-の-まつりごと 外記政 (名) 外記廳の政事。官符・文書の請印ある時行ふもの。江次第抄「外記政」

げき-の-まつりごとはじめ 外記政始 (名) 古昔、毎年正月に、公卿が始めて外記廳に著きて政事を議する儀式。太政官廳にてするを官の政始めといふ。御齋會の儀の畢るを待ち、吉日を擇びて行ふ。新帝踐祚後、改元後、諒闇後等にも此の儀を行ふを例とす。年中行事祕抄(正月)「始₂外記政₁事。御齋會終日、外記令₂撰₂吉日₁」公事根源(正月)「外記政始」

げき-は 毛際 (名) 毛のはえぎは。

げき-は 擊破 うちやぶること。漢書(高帝紀)「漢王引₂兵、北擊₂破趙₁公」

げき-はつ 激發 一 激して奮起すること。はげまし起こすこと。後漢書(桓譚傳)「芳日、威明欲₂避₂第仕宦、故激₂發我耳、吾寧爲₂朝廷₁愛₂才」圖畫見聞誌「激₂發高興₁」 二 はげしき聲を發すること。琴苑要錄「援₂琴索₁之、闘摩激發、象₂霹靂之聲、日霹靂引」

げき-はん 劇繁 はんげき(繁劇)に同じ。多忙。宋史(文廷博傳)「博文以₂吏事₁進、多任₂劇繁₁」

げき-ひやう 劇評 (名) 演劇に關する批評。

げき-ぶし 外記節 (名) 江戶淨瑠璃節の一。天和・貞享の頃、薩摩外記の語り出だせるもの。下り薩摩。

げき-ふん 激憤 激して憤りを發すること。憤激。家語「陳蔡之間、吾與₂二三子₁離₂如其非₂激憤厲志之始₂于是₁乎」

げき-ぶん 檄文 (名) げき(檄)に同じ。

げき-へん 劇變 急劇に變化すること。又、その變化。

げき-ほう 戟矛 (名) ほこ。戟。太平記(卅九、大內介降參事)「平一揆の勢三千餘騎、戟矛勢ひ冷じくして、陰森たる冬枯の林を見るに不₂異」

げき-む 劇務 (名) せはしき事務。はげしきつとめ。盛衰記(廿五、大嘗會事)「若し大勸進の職に候はば、定めて劇務萬端にして、自行不₂成就₁」北史(辛雄傳)「不₂能₂處₂劇務₁」

げき-めつ 擊滅 うちほろぼすこと。擊破して滅亡せしむること。史記(廉頗傳)「卽₂兵擊₂滅之₁」

げ-きやう 加行 〔修行力を加ふる義〕

或る事を求むる方便・手段として努むる行。受戒・灌頂等を行ふ前に、準備的豫修をなす類。平家二、山門滅亡「法皇是れ無益なりとて、御加行計り御結願有りて、御灌頂をば思し召し留まらせ給ひけり」運歩色葉「加行ケギヤウ」

げ-ぎやう〔外瘂〕(名) げくわ(外科)に同じ。

げ-ぎやう〔夏經〕 げごもりして讀經すること。

げ-ぎやう〔顯形 現形〕(名) 神佛の、其の形をあらはすこと。勢語「おほん神げぎやうし給ひて」

げ-ぎやう〔夏行〕 げごもり(夏籠)に同じ。

げ-ぎやう〔下行〕 下だし賜はること。又、其のもの。くだされもの。著聞廿「なじかはさらば、不法の供米を下行せらるる」前太平記廿六、義光義忠退北「今度國府を攻むべき用意とて、出羽より兵粮千餘石、此所迄運び留きぬ。源氏の兵思ひよらぬ得附きて、是れまで追ひかけたる下行なりと笑ひ興じ、諸軍之を配分せり」

げき-やく〔劇藥〕(名) 一效力のはげしき藥劑。二火藥。

げきやく わうじやう〔劇藥往生〕 劇藥を服用して死すること。

げ-きやく〔解却〕 官位を免ずること。新儀式五「若有ニ不レ上人、本司本所奏ニ聞其由、仍解ニ却其職位、補ニ替人ニ」同同、退「六位已下、依ニ有レ犯并不ニ上解ニ却本官、補ニ任替人ニ」盛衰記二、殿下御隨身ニ「修理大夫資賢中略等、見任を被ニ解却ニ」

げ-ぎよ〔懸魚〕(名) 破風の拜下(ヲガミシタ)又は其の左右に設けたる飾り。もと魚の尾の形に刻みたりしは、水にちなみて火災を防ぐの意といふ。後には種種の形に作る。和名十「懸魚、陽色立成云、板名也、凡屋背所懸之」庭訓往來三月「雲背木・懸魚」

げ-ぎよ〔下御〕 おり給ふこと。建武年中行事六月「御輿神嘉殿の南向の壇に寄す。すけ代はらす神事にはかくの如し下御、神嘉殿のひさしより入らせ、御大床子の御座に就かせ給ふ」

(懸魚)

けぎよ-さ〔氣淸〕(副) けぎよきさま。けぎよき度合。

け-ぎよし〔氣淸〕(形二) きよし(淸)に同じ。枕五「よし、こと時は知らず、けぎよう聞きも入れでさぶらふに」爲忠百首下「故鄕はけぎよし人も通ひこで、雪ふみけがすあとだにもなし」

げき-らう〔逆浪〕(名) 一さかまくなみ。さかなみ。ぎやくらう。東鑑五、文治元年十一月六日「疾風俄起、而逆浪覆レ船之間」二世の亂るること。太平記卅四、銀嶽軍「此の宮ぞ、誠に四海の逆浪をも靜められて、舊主・先帝の御追念をも休め進らせらるべき御器量にて御座す」同卅五、北野通夜物語「百姓茶毒して、四海逆浪をなす」

げき-らう〔激浪〕(名) あらくたつなみ。はげしきなみ。怒濤。潘尼文西選「迴波激浪、飛レ沙飄レ瓦」

けきらず-びろうど〔毛不切天鵞絨〕(名) 纖放しにて、毛を切らぬ天鵞絨。

け-ぎらひ〔毛嫌〕(名) 一鳥獸が、相手の毛なみによりてすききらひすること。板坂卜齋記「雞を合はせ候に、向からの鳥一方の鳥を見て退き候。是れを下下にて毛嫌ひと申し候」二何となしにすききらひすること。わけもなく嫌ふこと。運歩色葉「毛嫌ケギラヒ」

げき-りう〔激流〕 激して流るること。又、其のながれ。はやせ。急流。激湍。謝靈運詩「水性本無レ泡、激流遂聚レ沫」

げき-りよ〔逆旅〕(名) ぎやくりよ(逆旅)に同じ。太平記二、三人僧徒關東下向「遠蠻の囚れと成って、逆旅の月にさすらひ給ふ」左傳僖公二年「今虢爲ニ不道、保ニ於逆旅ニ」莊子山木「陽子之レ宋、宿ニ於逆旅、逆旅人有ニ妾二人ニ」

げき-りん〔逆鱗〕〔下文の韓非子の故事に基く〕帝王の怒り給ふこと。ぎやくりん。宸怒。保元上、主上三條殿行幸「早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば」太平記二、三人僧徒關東下向「帝大に逆鱗ありて」韓非子說難「夫龍之爲レ蟲也、柔可ニ狎而騎ニ也、然其喉下有ニ逆鱗、徑尺、若人有レ嬰レ之者、則必殺レ人、人主亦有ニ逆鱗、說者能無レ嬰ニ人主之逆鱗ニ則幾矣」戰國策燕「奈何以レ見レ陵之怨、欲レ批ニ其逆鱗ニ哉」

け-きる〔蹴切〕(他動四) 蹴て切る。用明天皇職人鑑二「指でもささば胴をけ切る、寄って見よ」

げき-るゐ〔逆類〕(名) 反逆の黨類。ぎやくるゐ。盛衰記卅、平家延曆寺願書「妥魚鱗鶴翼之陣、官軍不レ得レ利、星旗電戟之威、逆類似レ乘レ勝」

け-ぎれ〔毛切〕(名) 毛にてすりきれたるきず。

げき-れい〔激勵 激厲〕 一激しはげますこと。感激してはげむこと。史記「欲ニ以激ニ勵應侯ニ」唐書「宋璟等激勵苦切、故轉レ禍爲レ忠」二はげしくきびしきこと。南史范曄傳「性頗激厲、少ニ威重、有レ所ニ是非、形ニ於造次ニ」

げき-れつ〔激烈〕 非常にはげしきこと。太平記卅九、自太元攻日本「風烈しく吹いて逆浪天に漲り、雷鳴霹靂いて電光地に激烈す」張武詩「長歌正激烈、中心愴以摧」

げき-ろん〔激論 劇論〕 はげしく爭論すること。はげしき議論。聞見錄「行處每客參劇論」

け-く〔希求〕 ねがひもとむること。

げ-く〔下句〕(名) しもの句。運歩色葉「下句」

げ-くう〔外宮〕(名) 伊勢國の豐受大神宮の稱。(內宮の對) 日本紀略十、延曆四年九月六日「於ニ建禮門前ニ大祓、依ニ可ニ明日被ニ奉ニ遣ニ伊勢外宮遷宮神寶使ニ」

げ-くくり〔下括〕(名) 指貫の裾を足くびの邊にて締めくくること。したぐくり。裝束要領抄「下袴、本儀紐なり。下括のとき、指貫の下に用レ之」

けく-けん〔希求言〕(名)【文法】命令・願望の意を表はす語。みよ・行け、又、がな等の類。

け-くづ〔毛屑〕(名) くづとなりたる毛。毛のくづ。

け-ぐつ〔毛沓 毛履〕(名) 毛皮にて造りたるくつ。著聞廿「白襖に毛沓はきて、郎等廿人に一色の鎧著せてうけ取りける」太平記廿三、雲景未來記事「唐笠に毛沓はき」

けく-で(副) いっそ。寧ろ。却って。けっく。狂言萩山伏「けくで、其のぼろおんで、少し殘った飯が減りさらにござるぞや」淀鯉出世瀧德上「哀しむこともなんにもない。けくで浮世が面白いと、笑うて見せて力をつけ」

け-ぐるま〔毛車〕(名) いとげのくるま(絲毛車)に同じ。東鑑十、建久元年十一月廿日「右大將家毛車并廂車」著聞四「曲(せ)上達部駕ニ毛車、時時似レ有ニ陰靡ニ」

げ-くわ〔外科〕(名) 身體の外部の傷・瘡などを治療する科。近世は內臟の治療をもなすに至れり。(內科等の對) 太平記卅三、將軍御逝去「背に癰瘡出でて、心地不レ例御座しければ、本道・外科の醫師、數を盡くして

參り集まる」

げくわ-い〔外科醫〕(名) 外科を專門とする醫師。

げくわ-いしや〔外科醫者〕(名) 前條に同じ。

け-ぐわん〔假觀〕 佛語。天台宗にて三觀の一。諸法の假名(ケミヤウ)に存在する方面を觀ずるもの。(中觀などの對)

け-ぐわん〔懈緩〕 おこたること。怠慢。懈怠。

げ-ぐわん〔下浣〕(名) げじゆん(下旬)に同じ。

げ-くわん〔下官〕(名) 下級の官吏。狂言寢入相撲「仰せ出ださるるは、下官ども皆負けたによって、帝王の殊の外御機嫌がわるい」持統天皇歌軍法三「汝等とても鞠好ゆゑ、下官・無官の者なれども、親子三人常常詰鞠に召し出だす」

げ-くわん〔外官〕(名) 王朝時代の地方官。即ち、左右京職・國司・郡司・太宰府・鎭守府等の稱。(內官の對) 公式令「凡在京諸司爲ニ京官、自餘皆爲ニ外官ニ」

げくわんの ぢもく〔外官除目〕 あがためしのぢもく(縣召除目)に同じ。太平記廿四朝儀年中行事「正月中旬十一日外官の除目」

げ-くわん〔解官〕 官職をとくこと。免官。保元新院御所各門門固「父爲義を解官せられ」盛衰記二、殿下御隨身ニ「死罪・流刑・解官・停任、常に被レ行て」

げ-くわん〔下官〕(代) 官吏の、其の上官などに對する自己の謙稱。漢書貢禹傳「下官不職」

げ-ぐん〔下郡〕(名) 令の制にて、格、中郡と小郡との中間の郡。(上郡・中郡・小郡の對) 職員令「下郡」

げげ (名)【植】げんげ(紫雲英)の異名。

げ-げ〔下下〕(名) 一したじた。しもじも。二下の下。最下等。

げ-げ〔下下 芥下〕(名) 一草履。金剛草履。平家九、三度懸「馬には乘らで、げげをはき、弓杖をついて」七十一番歌合「草履つくり。咎むべき人もあらじなるげげはき、雲井の月をのぼりてや見ん」二ざうりとり(草履取)をいふ。九州の方言。嬉遊笑覽

げ-げ〔解夏〕(名) 結夏(ケツゲ)の終了。げあき。

け-げう〔化敎〕 佛語。一律宗にて、機に隨ひて衆生を化益する一切の大小・權實の敎へ。二敎化をなすこと。又、其の役。心中萬年草上「やれ若衆め、おのれは未だ髮こそ剃られ、九字護身法傳授して、禮拜・化敎も勤むれば、出家も同然」

げげ-さう〔解夏草〕(名)【植】一きちじやうさう(吉祥草)の異名。僧侶の解夏の日、色絲にて束ねて檀家に贈りたるよりいふ。釋氏要覽 二百合科、沿階草(ジヤノヒゲ)屬の多年生草本。沿階草の一種。大形なるもの。

けけし (名)【動】よしはらすずめ(吉原雀)をいふ、播磨國の方言。物類稱呼

けけし (形二) かどかどし。きはぎはし。源氏椎本「み木丁にはたかくれておはす。殿も用意ことに、少しけけしきさまにもてない給ひて」同少女「物隔てぬ親におはすれど、いとけけしうさし放ちておぼいたれば」發心集八「親しき者の御嶽へ參るとて、あながちにけけしかりけるを」運歩色葉

げけ-しゆじやう〔下化衆生〕(名) 佛語。衆生を敎化濟度すること。下化冥闇。(上求菩提の對) 盛衰記十八、文覺高雄勸進「上求菩提、下化衆生の方便なり。とくとく一分の慈悲を垂れ給へ」謠敎盛「春の花の樹頭に上ぼるは、上求菩提の機をすすめ、秋の月の水底に沈むは、下化衆生の形をあらはす」

げ-けつ〔下血〕 血のくだること。血を下だすこと。血便。

げげ-な (名)【植】げんげ(紫雲英)の異名。

けけ-ねつ (數) ここのつ(九)をいふ。遠江の方言。物類稱呼

げげ-の-よろひ〔毛毛鎧〕(名) 一種種の鎧。絨の各異なるもの。二鎧の絨の一種。色色の絲もて絨したるもの。幸若舞曲高館「けげの鎧、兜の緒をしめ」

げげ-ばな (名)【植】一げんげ(紫雲英)の異名。源氏十二段長生島臺「つつじ・げげばな・つぼすみれ」二たねつけばな(碎米薺)の異名。

げけ-みやうあん〔下化冥暗〕(名) 〔冥暗は迷界の衆生の事理に冥きを譬ふ〕 げけしゆじやう(下化衆生)に同じ。謠西行櫻「それ春の花は上求本來の梢にあらはれ、秋の月下化冥暗の水に宿る」

けけら〔柿〕(名) こけら(柿)に同じ。名義抄「柿コケラ ケケラ」

けけれ〔心〕(名) こころ(心)の轉訛。古へ東國の方言。古今大歌所かひ歌「甲斐がねをさやにも見しか、けけれなく横をりふせるさやの中山」金槐集下「玉くしげ箱根の海はけけれあれや、ふた山にかけて何かたゆたふ」

け-げん〔戲言〕(名) きげん(戲言)に同じ。運歩色葉「戲言ケゲン」凱陣八島一「戲言も思ひより出で、戲動もはかるより作る」

け-げん〔怪訝〕(名、副) 不思議さうなるさま。合點のゆかぬ容貌。いぶかしげ。

け-げん〔化現〕 神佛などの、姿を變化して此の世に現るること。又、其のもの。盛衰記九、宰相申預丹波少將「神明と申すは、權者の神も佛菩薩の化現として、假りに下り給へる垂跡也」同四十八、女院六道廻物語「彼れ等は皆大權の化現たる上、佛神通力見えて候」

げ-げん〔下弦〕(名)【天】かげん(下弦)に同じ。

け-こ〔華筥 花籠〕(名) 法會の時、散華に用ふる具。近代は薄き金屬にて皿形に製り、組紐を垂る。はなざら。江次第五、仁王會「講讀師登ニ高座ニ唄、堂童子行ニ華筥、散華訖收ニ華筥ニ」

けこ (名) やじうま(彌次馬)をいふ。京阪の方言。南京僊言考

け-ご〔笥籠 籠子〕(名) 古昔、食物を盛りし器。勢語「手づからいひかひとりて、けごのうつはものに盛りけるを見て」名義抄「籠(籠子イ)ケコ」

け-ご〔家子〕(名) 一妻子・奴僕などの類。眷屬。竹取「しかるに祿いまだ賜はらず。是れを賜はりてわかちて、けごに賜はせん」二しもべ(下部)をいふ。上總國の方言。物類稱呼

げ-こ〔下戶〕(名) 酒を好まぬ人。(上戶の對) 著聞六「日頃はすべて一かはらけだにもえ飲まぬ下戶なりけるが、大なりしかはらけにて二度飲みてけり」

(諺)**下戶と化物は無し** 化物のなきと同じく、酒を嗜まぬ者はなし。關八州繋馬三「姿は老女、頭は[illegible]、下戶はなくとも化物はある世なりとて吹きだしける」

(諺)**下戶の肴あらし** 下戶の、よく肴を食ひあらすこと。

(諺)**下戶の建てたる倉もなし** 下戶とても、酒代を貯蓄して倉を建てたるものなし。酒飯論「上戶は酒にまどひつつ、世ざまわびしと申せども、生まれつきたる貧福は、下戶のたてたる倉はなし」世間胸算用五「世の中に下戶の建てたる倉もなしと歌ひて、又、酒をぞ飲みける」

げ-ご〔解悟〕 佛語。迷ひをときて悟

道すること。眞理をさとること。解脫。悟入。

げごう-じ 元興寺 (名) げごじ(元興寺)に同じ。

げ-こく 〔下刻〕 (名) 昔時、一時刻を三分したる最後の時刻。(上刻又は中刻の對)

げ-こく 〔下國〕 ㊀上國に對して、格のひくき國の稱。都の外の國。職員令「下國」盛衰記三、重盛宗盛左右大將「平家は桓武帝の後胤とは名乘れど中葉より僅かに下國の受領をこそ拜任せしに」㊁都より國元へ赴くこと。國司の任國へ赴くこと。東鑑四十三、建長五年七月十七日「豐後四郞左衞門下國」庭訓往來八月「奉行人得=差符方之與奪、當參仁者成=書下、下國之時者下=奉書」

げ-こく-じやう 〔下尅上 下克上〕 下の者の、上に在る者を凌ぐこと。かこくじやう。盛衰記廿六、屋島馬尾鼠「馬、侵さるまじき鼠に、巣を作らせ、子を生ませたり。既に下尅上せり」太平記卅六、山名「下として上を退くる嗷訴、下剋上の至り哉」同廿七、雲景未來記「臣君を殺し、子父を殺す。力を以て爭ふべき時到る故に、下尅上の一端にあり」

げご-じ 元興寺 (名) がごじ(元興寺)に同じ。

げご-ぜ 元興寺 (名) 前條に同じ。

け-ごと 食事 (名) しよくじ(食事)に同じ。靈異記中「綾君之家爲=所乞食、日日不ν闕、餔止時而逢」

け-ごと 褻事 (名) 褻(ケ)の事。つねの事。(晴れ事の對)無名祕抄「かやうの事をば、いみじからん晴れの會、若しは國王・大臣の御前にてこそ詠まめ、かかるけごとに詠みたる無念なり」

け-こみ 蹴込 (名) ㊀家の入口にある沓脫の下。㊁人力車などにて、乘客の足を休め置く所。㊂芝居の舞臺の椽の下の處。

け-こむ 蹴込 (他動四) ㊀蹴て內へ入る。㊁損失を招く。くひこむ。重井筒上「四百目といふ銀を、何にするとて借ったぞ。喰ひこんだか蹴こんだか、めをとの中の榮耀使か」

け-ごむ (自動四) 危險に思ふ。あやぶむ。

け-ごも 毛薦 (名) 毛織の薦。

げ-ごもり 夏籠 (名) げ(夏)を見よ。運歩色葉「夏籠ゲゴモリ」

け-ころ (名) けころばし(蹴轉)の略。塵塚咄「けころといふ妓女のこと、天明の末まで、下谷廣小路・同御數寄屋町・同提燈店・同佛店・廣德寺前通り・淺草堀原田邊其の外諸所にあり」

け-ころす 蹴殺 (他動四) 蹴てころす。今昔十「然りとも、每度にこそ蹴殺さめ」

け-ころばし 蹴轉 (名) 天明の末頃まで江戶の下谷・淺草邊にありし淫賣婦の一種。地獄の類。

げごろ-ぶな (名) 【動】げんごらうぶな(源五郞鮒)の異名。

け-ごろも 毛衣 (名) ㊀鳥の羽毛。人の衣服の如く、全身を覆ふよりいふ。㊁毛皮製の衣服。かはごろも。萬二「毛許呂裘(ケゴロモ)を春冬かたまけて出でましし、うたの大野はおもほえむかも」

け-ごろも 褻衣 (名) 平常きる衣服。ふだんぎ。神樂「皇神はよき日まつれば、あすよりはあけの衣をけごろもにせむ」保憲女集「ふるさとへ秋はかへりぬ、ぬさひける山の錦をけごろもにして」

け-ごん 〔華嚴〕 (名) ㊀佛語。萬行を修習して、うつくしく立派なる果を得ること。㊁けごんしゆう(華嚴宗)の略。盛衰記九、堂衆軍「法相・三論・華嚴・天台・眞言・佛心、乃至、小乘・律藏に至るまで」

げ-こん 〔下根〕 (名) 佛語。卑しき根性。下等の性根。下機。運歩色葉「下根ゲコン」國姓爺後日合戰四「それが已れが下根ゆゑ」近思錄「或日、釋氏地獄之類、皆是爲=下根之人、設=此怖=令ν爲ν善」

け-ごん-しゆう 〔華嚴宗〕 (名) 佛敎の一派。華嚴經を其の所依とするもの。七十一番歌合「華嚴宗。御えいぐの御茶の殘りにて候」

け-ごん-ゑ 〔華嚴會〕 (名) 古昔、奈良の東大寺にて、每年三月十四日に行ひし法會。今昔十一「聖武天皇東大寺を造り給ふ中略天平勝寶四年と云ふ年の三月の十四日也。其の後、天皇此の開眼供養の日を以て、每年に不ν闕ず此の花嚴經を講じて一日の法會を行ひ給ふ。此れを花嚴會と云ふ」其の會于ν今不ν絕ずして行ふ」

け-さ 今朝 (名、副) 今日のあさ。こんてう。今晚。垂仁紀「昨夕刀子自然至=於臣家、乃明旦(ケサ)失焉」萬廿「氣佐(ケサ)の朝け秋風寒し、遠つ人かりか來鳴かむ時近みかも」古今夏「けさき鳴きいまだ旅なるほととぎす、花橘に宿は借らなん」

けさ の ま 今朝間 けさのあひだ。源寄木「けさのまの色にやめでん、おく露の消えぬに枯るる花と見る見る」和泉式部日記「けさのまに今はひぬらん夢ばかり、ぬると見えつる手枕の袖」

け-さ 〔袈裟〕 (名) ㊀〔梵 Kaṣāya の略。雜色又は不正色と譯す〕沙門の服裝の一。食・嗔・痴の三毒を捨離したる表章として、肩に掛けて衣の上を被ふもの。五條・七條・九條等の種類あり。各條を見よ。無垢衣。功德衣。忍辱鎧。和名抄「袈裟、宇津保イ佐沙門之服也」宇津保藏開「五條のけさ具したる法服」枕五「李の御帝經の威儀飾、赤

げさ著て僧の文どもよみあげたる、いとらうらうし」源若菜下「けさなどはいかに縫ふ物ぞ」釋氏要覽上「經云、袈裟聖人表式、隨=順寂滅行慈悲心、離=欲者之所=服」㊁けさがけ(袈裟掛)の略。國姓爺後日合戰三「拔打ちに、老女が細首袈裟に斬って切り下げ」

(諺)袈裟て尻拭く 極めてしだらのなきに譬ふ。

(諺)袈裟まで憎い 坊主が憎けれや袈裟までもに同じ。ばうず(坊主)の條を見よ。薩摩歌中「袈裟まで憎い世の譬へ、今日の年忌の佛まで、憎まするは我が戀ゆゑ」

け-さ 〔化作〕 〔變化作爲の義〕佛語。けげん(化現)に同じ。十訓下「布袋和尙中略和尙は彌勒の化作なり」

け-ざ 〔華座〕 (名) れんげざ(蓮華座)の略。

げ-ざ 〔下座〕 ㊀昔時、貴人に對して行ふ敬禮。座より下りて蹲踞(ツクバ)ふこと。其の地上に蹲踞して敬意を表するを土下座といふ。運歩色葉上「下座」㊁しもての座席。十訓上「大判事明兼が下座に候て、いささか口入を申したりけるを」狂言花子「それは上座ではない、沓脫ぎというて下座ぢや」丹波與作上「家老衆の子同然に、二番と下座に下がらぬ人」唐書宋璟「營宴朝堂、璟居=下座」中略日公第一人、何下座」㊂佛語。僧侶の積む法臘の一。夏行を九度なすまでの稱。(中座・上座の對)㊃芝居にて向かひて舞臺の左の方に當たる所。外座。㊄劇場・寄席などの囃子方。又、その座席。外座。

け-さい 〔潔齋〕 (名) けっさい(潔齋)に同じ。大鏡上「湯たびたびあみ、いみじくけさいして、きよまはりて」

げ-さい 〔解齋〕 齋戒をとくこと。も

のいみを終ふること。

げさい の おんかゆ 解齋御粥 神今食などの神事の翌日、解齋の時、主上のきこしめす御堅粥。主水司より獻ず。あらめの菜なり。臺の御座の床子にて、三口めして御箸を立てらる。江次第七、今食次第「明旦、所司供=解齋御手水・御粥」

げさい の おんてうづ 解齋御手水 神今食などの神事の翌朝解齋の時、主上の召す御手水。江次第七、神今食次第「明旦、所司供=解齋御手水・御粥」

げ-ざい 〔下劑〕 (名) 便通をよくするに効力ある藥劑。くだしぐすり。つうじぐすり。

げ-ざい 〔下才〕 (名) かねほり。坑夫。嬉遊笑覽附錄「古く金掘る者をげざいといへり。庭訓に藝才と書けるは假字なるべし。思ふに、埃嚢抄に、螻蛄才といふことを載せて、蟲の得たるざえのことに註せり。これも假名書にて、蟲のことにはあらじ。けらのら文字は郞字か、助字か。これ又、下才なるべし」

げさい-でん 〔解齋殿〕 (名) なほらひどの(直會殿)に同じ。

げざい-ろく 〔下才六〕 (名) 人名に擬して人を罵りていふ語。女殺油地獄上「や、ちよこざいなげざいろく、えら骨ひっかいてくれべい」春花五大力「あのげざいろくを歸したあとで、存分いうたがようござりやす」毛才六。

け-さう 顯證 (名) けせう(顯證)を見よ。

け-さう 懸想 (名) 想ひを懸くること。こひ慕ふこと。戀慕。勢語「昔、男ありけり。けさうしける女のもとに、ひじきもといふ物をやるとて」源夕顏「私のけさうもいとよくしおきて」

け-さう 〔假相〕 (名) けう(假有)に同じ。

け-さう 〔化粧 假粧〕 けしやう(化粧)に同じ。竹取「御身のけさういとよくして」勢語「この女いとようけさうして、うちながめて」

げ-さう 〔外相〕 (名) 外部の相貌。言語・擧動に現れたる行狀。平家三、醫師問答「本朝鼎臣の外相を以て、異朝富有の來客に見えん事、且は國の恥ぢ、且は道の陵遲也」盛衰記十八、龍神守三種神器「內德を顯さざれば、外相に信を取らせんとて」徒然草「外相若しそむかざれば、內證必ず熟す」

けざう-かい-ゑ 〔華藏界會〕 (名) 佛語。華藏世界にて修する法會。盛衰記廿四、南都合戰「玉殿十一間の寶樓閣は、華藏界會、奇麗無元盡の莊嚴に摸せり」

けざう-せかい 〔華藏世界〕 (名) 〔蓮華藏世界の略〕ごくらく(極樂)に同じ。野守鏡下「無爲に入りしより、あしたには花藏世界の花をたづね、夕べには本有常住の月を待ち」謠曲、善知鳥「御嶽は金剛界の曼陀羅華藏世界、熊野は胎藏界密嚴淨土」

けさう-だつ 懸想立 (自動四) 懸想の心ほのめく。いろめく。なまめかしげなり。源橋姬「何かは、けさうだちてもてない給はんも、なかなかうたてあらん」同總角「なほざりのすさびにても、けさうだちたる事はいとまばゆくありつかず、はしたなきこちごちしさにて」

けさう-ばむ 懸想 (自動四) 前條に同じ。源夕霧「初めよりけさうびても聞こえ給はざりしに、ひきかへしけさうばみなまめかんもまばゆし」

けさう-びと 懸想人 (名) 懸想する人。おもひびと。戀人。情人。宇津保藤原中

「我れ等なば、けさう人の數にも入れざなるこそからけれ」枕八「人の歌の返しとくすべきを、えよみえぬほど、いと心もとなし。けさう人などは、さしもいそぐまじけれど、おのづから又さるべき折りもあり」源胡蝶「深き心あらんけさう人の、長歌よみてふんじこめたる心ちこそすれ」

けさう-ぶ 懸想 (自動上二) けさうめきてあり。けさうばむ。源夕霧「初めよりけさうびても聞こえ給はざりしに、引きかへしけさうばみなまめかんもまばゆし」同玉鬘「火こそいとけきさうびたる心ちすれ、夜の類は床しきものとこそ聞け」

けさう-ぶみ 懸想文 (名) ㊀懸想の意を書き綴りたる書面。いろぶみ。艷書。枕二、すさまじきもの「よろしうよみたりと思ふ歌を人のもとにやりたるに、かへしせぬ。けさうぶみはいかがせん」㊁昔時、京都にて、正月懸想文賣の賣りあるきし花の枝などに附けたる艷書、又は細き疊紙の中に洗米二三粒を入れしもの。良緣を得る緣起としてこれを買ふ。曾呂利狂歌咄四「往昔正月元日の朝より十五日まで、年每に化粧文とて賣りけり。その出で立ちは、赤き布衣に袴の裾高く取り、狗夫れより前には烏帽子を著せりとかや。中頃は編笠かぶり覆面して、都の町町を賣りけり。是れを買ふ人あれば、細き疊紙の中に洗米二三粒入れたるを假想書と名づけて渡す。一錢より百錢迄も、代りは買ふ人の心にまかす。扨その祝言は買ひける人、或ひは夫婦のかたらひの事、或ひは商賣の事、又は物書く事、其の外何にても望む事をさまざま目出度くいひつづけて、打ちとほる。いと面白く賣りける。詞やさしう聞こえしを、時世の有りさまに推し移され、今は皆絕えけるにや。此の頃若き人は知りたるものなし。是れは祇園の犬神人なりや、又は桂の里より出づる男にや、その出づる所を知らず」

けさう-ぶみ-あはせ 懸想文合 (名) えんしよあはせ(艷書合)に同じ。

けさう-ぶみ-うり 懸想文賣 (名) 懸想文二を賣る人。

(けさうぶみうり)

けざう-ゐん-どうふ 〔華藏院豆腐〕 (名) 貞享・元祿の頃、江戶淺草華藏院前にて賣りし豆腐の一種。饅頭形にて、味ひ普通の豆腐よりよし。續江戶砂子「華藏院豆腐、形饅頭の如し。味ひ常に勝ぐれたり。淺草華藏院前七軒町」

けさ-がけ 袈裟懸 (名) ㊀袈裟を懸けたる如く、一方の肩より斜めに他の一方の腋の下に物を著くること。又、其のさま。㊁けさぎり(袈裟切)に同じ。太平記十、長崎父子武勇「或ひは胸板を袈裟懸に切りて被ν落ける程に」謠曲、辨慶「長刀取り延べ、法師の斬るとて袈裟がけなり」薩摩歌下「左の肩先より、前は乳房を袈裟がけに、兩へさっと斬り下げられ」

けさ-がた 袈裟形 (名) 梵鐘の外側の縱橫の筋。

けさ-がた 今朝方 (名、副) けさのほど。けさほど。

け-さかで 蹴逆手 (名) 相撲の手の一。本朝世事談綺「蹴逆手・蹴腕組中略相撲の手共、其の數を盡くし」

けさ-ぎぬ 袈裟衣 (名) けさ(袈裟)に同じ。枕十「すゐさうのずず、うすずみのけさぎぬなどいみじくて」

けさ-ぎり 袈裟切 (名) 一方の肩先より、斜めに他の一方の腋の下へかけて切り下ぐること。袈裟懸。太平記十四、箱根竹下合戰

「坂本様の袈裟切りに成佛せよと云ふまに」

げ-さく　外戚　(名)　ぐわいせき(外戚)に同じ。

げ-さく　戲作　(名)　㊀たはむれに作ること。又、其の著作。㊁娯樂を目的とする讀物。稗史。

げ-さく　〔下策〕　(名)　下等の策。劣等のはかりごと。

げ-さく　〔下作〕　(名)　品かたち賤しきこと。げびたること。下品。

げさく-しゃ　戲作者　(名)　戲作をする人。小說家。

げさく-ぼん　戲作本　(名)　戲作の書物。小說本。

けざ-けざ　(副)　極めてけざやかなるさまにいふ語。きはやか。さだか。判然。分明。源野分「日のはなやかにさし出でたるほど、けざけざと物きよげなるさましてゐ給へり」濱松四「にぶ色のうちきは、けざけざと見えたる、繪にかきたるやうに」

け-ざし　毛刺　(名)　刺繍にて、さし縫の一。縫絲にて、毛の如く密に刺すこと。

けさ-づきん　〔袈裟頭巾〕　(名)　法師武者の、戰場にて兜の上にかぶる頭巾。

げざ-づけ　下座附　(名)　演劇にて、開演前に、作者より一幕づつの囃子のみを記して囃子方へ渡す帳簿。

けさ-で　今朝出　(名)　けさ出でたること。又、その時。津國女夫池三「けさ出の旅のひと日だに、憂きことの數身につもり」

けさ-ぶくろ　袈裟袋　(名)　禪僧が行脚の時に、袈裟其の他の資具を納れて携帶するもの。

げざ-ぶれ　下座觸　(名)　江戶時代、貴人通行の時、前驅等が下座すべきを前觸れすること。

けさ-ぶんこ　〔袈裟文庫〕　(名)　一閑張にして被せ蓋ある函。袈裟袋に代用す。

けさ-ほど　今朝程　(名)　けさのほど。けさがた。

げざ-み　下座見　(名)　江戶時代、城門番所の下座臺に居て、三家及び老中・若年寄・兩目付等の出入を報告する職。足輕の長、之を勤む。

けさ-や　袈裟屋　(名)　袈裟を製るを業とする人。又、その家。傾城酒呑童子三「七條の袈裟屋、狼谷の衣屋」

け-ざや　毛鞘　(名)　鞘卷の大刀の鞘尻に、虎の毛皮を冠せたるもの。

け-ざやか　(副)　さやかに同じ。蜻蛉日記下「いとたとしへなくけざやかにいへば」枕五「もとゆひのむらご、いとけざやかにて」同六「はななどを、けざやかに聞きにくくはあらで、すこし忍びてかみたるは」源藤袴「御氣色はけざやかなれど、猶疑ひは多かる」

け-ざやぐ　(自動四)　けざやかなり。きはだつ。けざやかになる。あざやかなり。源藤袴「うけばりて取り放ち、けざやぎ給ふべき事にもあらねば」同松風「あさましう覺ゆれど、今ことさらにと打ちけざやぎて參りぬ」

け-さん　〔卦算〕　(名)　けいさん(卦算)に同じ。

げ-さん　〔下散〕　下算　(名)　㊀くさずり(草摺)の異名。武隆叢話「小田原陣の砌、蒲生氏郷は討死にと極めて出陣なり中略鎧の下算、四箇所槍疵あり」三河物語上「げさんのまくりて、尻を出だして待ち懸くる」㊁具足の菱縫板(ヒシヌヒイタ)の異名。

げ-さん　〔下山〕　山を下だること。(登山の對)井筒業平河內通二「既に下山の用意ある」

げ-さん　〔解散〕　かいさん(解散)に同じ。太平記卅二、山名伊豆守時氏京落「都の敵を輒く攻め落として、心中の憤り一時は解散(ゲサン)しぬる心地して」

げ-ざん　見參　(名)　㊀古昔、節會・宴會などに伺候したる人の交名を記して、其の主人の御前に差し出だすこと。太政官式「左右兵衞佐巳上、雖二非侍從一臨時宴會得レ預二見參一」類聚國史七十八、賞賜「見參五位以上、賜レ祿有レ差」三代實錄四、貞觀二年四月朔日「六府將監尉以下門部以上、預二見參一者、賜レ祿各有レ差」㊁げんざん(見參)に同じ。宇津保樓上上「十一月ついたちよりいとはるかにて、げざんとて渡らせ給ふほどに」源蜻蛉「大方には參りながら、此の御方のげざんにいる事のかたく侍れば」宇治拾遺二「かれ御らんぜよ。さぶらひし狐のげざんするをとて」

げざん-の-ふみ　見參文　見參(ゲザン)の時、交名を書き進むる文書。紫式部日記「勸學院衆ども歩みして參れる、げざんのふみども又啓す」

げざん-の-いた　見參板　(名)　なるいた(鳴板)に同じ。

け-し　消　(名)　けすこと。けしたること。又、其のもの。

け-し　罌子粟　〔芥子〕　(名)　㊀【植】罌粟科、罌子粟屬の二年生草本。莖の高さ四五尺。葉は長橢圓形或ひは長卵形、缺刻又は鋸齒を有し、平滑にして葉柄無く、葉脚、莖を抱き、全葉淡綠色なり。五月頃、深紅色又は紫色の四瓣大形の花を莖頂に開く。果實は殆ど球形の蒴なり。南部歐羅巴の原產。

(けし)

各地の庭園に栽培して觀賞用とし、種子は食すべく、又、油を搾り得べし。未熟の果實よりは亞片を採り、藥用に供す。今昔二「高堅樹の實中略芥子よりも尙少しき」御米花。㊁けしの種。昔、護摩を焼くに用ふ。源手習「あざりにも、しのびやかにけし焼く事せさせ給ふ」盛衰記卅二、惟高惟仁位論「自ら頭を突き破り、腦を摧き、けしに入れ、香の烟に燃やし具して」㊂けしつぶ(芥子粒)の略。㊃模樣の名。けしだま(芥子玉)の略。東海道名所記「芥子・鹿の子・搦纈の手を盡くし」㊄鐶などに、細かき鋲を芥子粒の附きたる如く打ちつけて飾りとせるもの。㊅極めて細微又は少許なるに譬へていふ語。曾我一、伊東次郎と祐經爭論「祐經を本所へ入れたてずして、年貢・しよたうにおきては、芥子程も殘らず押領する閒」冥途飛脚上「十八軒の飛脚宿から辨へ、芥子ほども御損かけませぬ」法華經譬喩品「我觀二三千界內一無二芥子許一」

けし-の-か　芥子香　護摩の芥子焼きのにほひ。源葵「御ぞなども、ただけしのかにしみかへり給へり」

(諺)芥子に須彌を藏す　極めて小さきものの中に、極めて大なるものを包含す。念佛三昧經「能以二須彌一入二芥中一」本朝俚諺

(諺)芥子を千にも割る　極めて細かき物を、一層細かくす。博多小女郎波枕長者經「芥子を千にも割り木の焚きやう、必ず灰を取る事勿れ」

けし　(名)　犬などに、けしかくる言葉。筑波集「我が心栞植ばかりに成りにけり、人くひ犬をけししといはれて」

けし　(名)　賭博の一。地に渦卷をかき、飴にて二文又は三文の錢をつけ合はせたるを投げて、其の正中に當たるを勝ちとするもの。長崎歲時記正月「この日は中略下賤の輩は、すほ引き・よせ・けし・かんき

り・からば・筋打などして」

け-し　〔家司〕　(名)　けいし(家司)に同じ。

けし　怪　異　(形二)　㊀異樣なり。なみならず。怪し。萬葉十四「からころも裾のうちかへあはれども、家思吉(ケシ)心を我がもはなくに」㊁わろし。あし。宇津保國讓上「さいつころよりかく承れど、けしうはおはせずとありしを、此の山ごもりの律師など召されけるに驚きてなん」

けしく-は-あらず　㊀けしくなし。怪しからず。いやしからず。勢語「昔、若き男、けしうはあらぬ女を思ひけり」源空蟬「けしうはあらぬおもとのたけたちかな」㊁苦しからず。さしつかへなし。さしたることなし。今昔廿「笞を以て男の背を僅かに八十度打ちてけり。然て何か思ひぬるかと男に問ひければ、男、氣しくは非ずと答へければ」古事談二「花山院御出家之時、天下騷動。有二人申一大入道殿一仰云けしうはあらじ、よく求めよ中略不レ令レ騷給一」著聞廿「さちんからに、けしうはあらじ引き立ててゆかん」

け-じ　〔假時〕　(名)　佛語。假定の時日。

げ-し　(名)　ぎよし(御寢)の訛り。

げ-し　〔下司〕　(名)　㊀したづかさ(下司)に同じ。㊁中世以後、莊園の事務を掌りし職名。莊官。沙汰人。沙汰未練書「名主・莊官・下司・公文中略以下職人等事者、地頭領家進止職也」東鑑七、文治三年九月十三日「總諸國在廳庄園・下司・總押領使」

げ-し　〔解司〕　(名)　しきぶしやう(式部省)の異稱。五位以下の解官の事に預かるによりていふ。

げ-し　〔下至〕　(名)　佛語。多數を上とし少數を下とし、多數より少數に向かふ時、その中間又は多數の方を略したることを表はす語。賀古教信七墓廻鉢叩「誠なるかな稱家名號、下至十聲の其の功德」無量壽經「上盡一形、下至十聲一聲」往生禮讚「不識宿命、下至不知百千億那由他諸劫事」

げ-し　〔夏至〕　(名)　【天】二十四氣の一。太陽が黃道上の夏至點に達するときの稱。毎年六月廿一日頃にして、此の日は一年中晝間最も長く、且つ太陽の高度最も高し。若風俗「時しも里は夏至に入りて、田植歌のをかしげなる」史記封禪書「夏至日祭二地祇一」淮南子「日夏至則斗南中繩、陽氣極、陰氣萌、故日、夏至爲レ刑」

げ-じ　下食　(名)　げじきにち(下食日)の略。

けし-あざみ　(名)　【植】のげし(苦菜)の異名。

けし-あたま　芥子頭　(名)　けし坊主なるあたま。唐船噺今國姓爺二「綱手に老若・芥子頭、晉頭の唐人團扇を翳し口拍子」

けし-あひ　消合　(名)　㊀けしあふこと。㊁帳合米取引にて、毎月三回づつ一定の日に、賣買者より屆け出でたる賣買米の突き合せをなすこと。

けしあひ-ば　消合場　(名)　賣買取引せる帳合米の淸算事務を取り扱ふ所。

けし-あふ　消合　(他動四)　互ひに消す。

けし-あぶら　芥子油　(名)　けしの實を壓搾して製する油。繪の具・石鹼等に用ふ。

けし-あへ　芥子齏　(名)　料理の一種。芥子粒をすり碎き、これに或る材料を入れてまぶしたるもの。醒睡笑「けしあへにしてさう程に」

けし-あられ　芥子霰　(名)　けしだま(芥子玉)に同じ。膝栗毛下「羽織は龍紋のこりとりするやつの芥子あられなぞが、金持らしくて良からうぢやあねえか」

けし-いた　芥子板　(名)　尾張國名古屋城下にてひさぐ駄菓子の一。豆板の豆に芥子粒を代用せるもの。魚の都といふ人の初めて製り出だしたるものといふ。かめのいち。俚言集覽

けし-いん　消印　(名)　消したるしるしに捺したる印影。

げしう　(副)　どうしても。たって。傾城反魂香中「げしう逢はせまいなれば、ここで腹を切らうかと、脇差に手をかくる」

けしうし　尤　(形二)　けやけし(尤)に同じ。宇鏡集「尤ケシウシ、ケヤケシ」

けし-かく　嗾　(他動四)　㊀犬をおだてて相手に向かはしむ。㊁煽動す。おだつ。使嗾す。教唆す。女殺油地獄上「人にそだてられ、けしかけられ」世話燒草「犬藝やけしかけられて揉むき瓜」

けし-かける　嗾　(他動下一)　前條の口語。

けし-がね　芥子金　(名)　昔時の二朱又は一朱の貨幣。小粒。御伽名代紙衣「紅皮の金入に、一分が三十七八、けしがねも少少ござる」

けし-から　芥子殼　(名)　武具。指物(サシモノ)の一種。

(けしから)

けし-がらす　消硝子　(名)　金剛砂にて擦りて、不透明にしたる硝子。つやけしがらす。

けしからね-え　(副)　けしからずの活用、けしからぬの訛り。明和の初めごろよりの江戶のはやり詞。笑顏遊

けしかり　怪有　(自動四)　㊀怪(ケ)しくあり。不思議なり。異樣なり。延慶本平家一末、重盛教訓「八葉の車のけしかるに、子息の維盛車の尻に乘せて」平家二、新大納言被流「けしかるかきすゑ屋形舟に、犬幕引かせ」㊁一かどおもしろし。わるくは無し。增鏡上「これもけしかるわざかなとて、御衣ぬぎてかづけ給ふ」

けしから-ず　㊀わろくはあらず。異樣ならず。一ふしあり。相應なり。紫式部日記「けしからぬ人を思ひ聞こえさすとも」謠曲鵜飼「我が屋に連れて歸り、一夜けしからず攝して候ひしとよ」㊁あしくあり。異樣なり。不思議なり。思ひも附かず。有るまじきことなり。宇津保國讓下「父おとどもけしからぬやうに聞き給ふらん」枕十「けしからず、はらぎたなくおはしけりなどいへば」源夕霧「あなけしからず、六條の東の上の御文なり」㊂不道理なり。不都合なり。不當なり。落窪三「衞門、何かけしからず侍らん、道理なきことにも侍らばこそあらめといへば」宇治拾遺四「けしからぬぬしの心ぎはかな」㊃いみじ。甚だし。謠曲土蜘「けしからず血の流れて候」浮世風呂四「一兩日はけしからぬ御寒さでござる」

け-しき　景色　(名)　山水又は風物のさま。けいしよく。景。風景。風光。枕二「うららうらとのどかなる日のけしき、いとをかしきに」後拾遺春上「心あらん人に見せばや、つの國のなにはわたりの春のけしきを」

け-しき　〔氣色〕　㊀けはひ。やうす。ありさま。きざし。竹取「皇子は我れにもあらぬけしきにて、肝消えぬべき心ちして居給へり」枕八心もとなきもの「子生むべき人の、程すぐるまでさるけしきのなき」同「なほ物思へるけしきなり」㊁きしよく。機嫌。勢語「この女、けしきいとよし」同「おほやけの御けしき惡しかりけり」著聞六「けしき直りてけり」㊂氣受け。

御おぼえ。著聞廿「同じ御時、小川瀧口定纖といふ御けしきよきぬし侍りけり」四御意。おほせ。源桐壺「東宮よりも御けしきあるを」保元新院御謀反「被修無雙深祕法事、尤以神妙之由、御氣色所候也」著聞廿「ねぶりてうなづくを、我れに此の餅食へとけしき有るぞと心得て」五一ふし變はりたる事。わけ。仔細。宇津保國讓下「此のすみきを奉れば、おとどけしきある物かな、もてこと、御前に召してあけさせて見給へば」源帚木「式部が所にぞ、けしきある事はあらん」六あやしきこと。落窪「かばかり雨もよに、夜中に只二人行くはけしきあり、捕らへよといへば」十訓「藪より、ことやうなる法師の歩み出でて、後れじと歩みよりければ、けしき覺えて、片へへ立ち寄りて過ごさんとしけるに」七容體をつくろふこと。平治光頼卿參内「衣紋繕ひ、笏取り直し、氣色して」延慶本平家三末、院御遷幸北面「侍共は馬より下りて、背の袖を掻き合はせて庭上に氣色せり」八けしきあしきこと、不興。勘當。勘氣。榮華玉村菊「世にかくもり聞こえたるに、院のみけしきのいといみじきなり」東鑑三、壽永三年三月六日「蒲冠者蒙御氣色事免許、日來類依愁申之也」

けしき たまはる 氣色給 御意を伺ふ。意中をうけたまはる。落窪三「越前守殿に參りて、みけしきたまはりつれば、しかじかなん仰せられつる」源橋姫「必ず參りて物ならひ聞こゆべく、まづ内内にもけしき給はり給へなど語らひ給ふ」同藤裏葉「藤のうら葉のと打ちずんじ給へる御けしきを給はりて」

けしき に いる 入氣色 氣に入る。盛衰記十七、讃岐院「入道の氣色に入らんとて、時の才人ども申しけるは」

けしき ふく 氣色吹 しるしばかりに少し吹く。けしきばかり吹く。和泉式部日記「秋風はけしき吹くだに戀しきに、かき曇る日はいふ方ぞなき」

けしき を とる 取氣色 けしきどる(氣色取)に同じ。勢語「郭公ながなく里のあまたあれば、猶うとまれぬ思ふものからといへり。此の女けしきをとりて、名のみたつしでのたをさは今朝ぞなく、いほり數多と疎まれぬれば」

げ-じき 〔下食〕 (名) げじきにち(下食日)を見よ。簾中抄下「下食に湯浴の師文」

けじき の ひ 下食日 げじきにち(下食日)に同じ。

けしき-ざけ 氣色酒 (名) 人の機嫌を損ぜんことを恐れて、强ひて飲む酒。壬生大念佛下「酒を飲むにも色色が有る。色もなう飲むをてんぽ酒、我れは飲まねども、人に强ひられて飲むをけしき酒」

けしき-だつ 氣色立 (自動四) 一様子見ゆ。いちじるくあり。きはだつ。源胡蝶「初時雨いつしかとけしきだつに」同初音「いつしかとけしきだつ霞に」二様子が外面に現はる。榮華楼の花「左京大夫殿のうへ、けしきだちて惱ましう思したれば」三様子あらたまる。氣どる。けしきばむ。いろめきたつ。枕二「女房に歌よませ給へば、みなけしきだち、ゆるがし出だすに」源帚木「そこはかとなく氣色ばめるは、うち見るにかどかどしくけしきだちたれど」榮華音樂「道を拂ひけしきだつ」四活氣生ず。けいきづく。

けしき-づく 氣色附 (自動四) けしきだつ。けしきばむ。源野分「いとおほどかに女しき物から、けしきづきてぞおはするや」同須磨「風などは吹けど、けしきづきてこそあれ、あさましうめづらかなり」著聞廿「近衞司の近きは誰れかあるなど、御けしきづかせ給ひておはしけるほどに」

けしき-どる 氣色取 (他動四) 氣色を見てとる。けどる。源夕霧「猶つひにさるやうあるべき御なからひなめりと、北の方けしきどり給へば」同紅梅「兵部卿の宮に近づき聞こえにけり。うべ我れをばすさめたりと、けしきどり怨んじ給ひしこそをかしかりしか」同匂宮「宮はさまざまにをかしうもありぬべきわたりをばの給ひよりて、人の御けはひありさまをもけしきどり給ふ」

げじき-にち 〔下食日〕 (名) 陰陽家にて、天狗星の精が食を求むといふ日。此の日沐浴すれば天狗星の精に頭を舐められて、髮毛落つといふ。世俗げぢの這ひたる處は、毛はげて生ひずといふは、是れを誤り傳へたるものなりと。九條殿遺誡「擇日沐浴五箇日沐浴吉凶(中略)其亥日不可沐浴、寅・辰・巳・午・戌下食日等也」拾芥抄上本「下食日沐浴諱。妙善王・金著女・追杖鬼・参尾王・波羅羅鬼」同下末「下食日自酉中至戌又毎戌日宗下食也」

けしき-ばかり (副) かたばかり。しるしばかり。いささか。宇津保藏開上「りんだいを、けしきばかりたちて舞ひ給へば」枕二「青朽葉・二藍などの物ども押し卷きつつ細びつのふたに入れ、紙などにけしきばかり包みて」源桐壺「朝がれひもけしきばかり觸れさせ給ひて」

けしき-ばまし 氣色 (形二) けしきばむやうなり。源末摘花「さやうにきこしめすばかりには侍らずやあらんといへば、いたう氣色ばましや」

けしき-ばむ 氣色 (自動四) 一氣色に表はる。顏色に出づ。氣色きざす。宇津保俊蔭「六月六日に子生まるべくなりぬ。けしきばみ惱めば」源桐壺「おとどけしきばみ聞こえ給ふこともあれど、物のつつましき程にて、ともかくもあへしらへ聞こえ給はず」同帚木「なのめにうつろふ方あらん人を恨みて、けしきばみそむかん、はたをこがましかりなん」二きどる。いろけを表はす。源帚木「ここかしこ點長に走りかき、そこはかとなくけしきばめるは」同胡蝶「人の心の時にあたりて、けしきばめらん見るめのなさけをば、え賴むまじく思う給へ侍る」同匂宮「けしきばめるあたりは、そぞろ寒くや」

けし-ぎり 罌子桐 (名) 【植】あぶらぎり(罌子桐)の異名。

けし-ぎん 芥子銀 (名) けしがね(芥子金)に同じ。風俗文選四季「灸甕の芥子銀は湯氣のたつまで握られて、何買ふ物とは知らねども、ただ嬉しとばかり覺えける」

けし-ぐくり 芥子括 (名) 袖口を細く括ること。俠者風流の仕立方とて昔時行はれしもの。衣食住記「享保の頃は、小袖の仕立て、丈長からず、丸袖にて、袖口にこより・はりがねを入れて、芥子ぐくりに縫ひ立て」賤苧環「衣類の袖口も、芥子ぐくりとていかにも細く括りて」綠の節「更になしき契りさへ、かわかぬ袖のけしぐくり」

けし-くち 消口 (名) 火事など消し止めたる方の口。

けしくち を とる 取消口 消防組が他の消防組に先んじて消口をつくる。其處には組の名を記したる札を立つるを慣例とす。

けし-くわ 罌粟科 (名) 【植】顯花植物、雙子葉類の一科。草本。莖は乳汁様又は著色せる汁液を含む。葉は互生、稀に上部の葉は對生し、托葉を有せず。花は完全整齊又は不整齊にて、萼片は二箇、稀に三箇又は四箇、早落性なり。花冠は離瓣、

四瓣乃至六瓣、稀に多數の花瓣より成り、覆瓦樣に排列し、雄蘂を有し、稍早落性なり。雄蘂は離生し、子房は上位一箇なり。多數の胚珠を有し、多くは一室なり。花柱は甚だ短くして、果實は蒴孔狀又は瓣狀に裂開し、稀には裂開せず。本科に屬するものは殊に北溫帶に多く產し、藥用として著名なる種類を含む。あらぞくくわ。

けし-けし (名、副) 勢ひつよく勃起するさまにいふ語。びんびん。宇治拾遺二「あ(前イ)のものをかき出だして、腹をそらして、けしけしとおこしければ」

けしけし-めかす 嗾 (他動四) けしかく(嗾)に同じ。運歩色葉「嗾ケシケシメカス」

けし-ごふ 〔芥子劫〕 (名) 佛語。劫の長さを示せる語。卽ち、方四十里の城中に芥子を充たし、三年每に一粒を取り去りて其の芥子の盡くる時。

けし-ごむ 消護謨 (名) 鉛筆にて書きたるを消すに用ふるごむ。ごむけし。

げし-しよく 〔下司職〕 (名) げし(下司)二に同じ。朝野群載七「右人補任下司職、可令執行庄務之狀、所仰如件」東鑑六、文治二年七月十八日「將申出雲國園山庄下司職之間」

けし-ず 芥子酢 (名) 焙じたる芥子の實を擂り、味噌をまぜて裏漉ししたる加減酢。川魚の刺身又はうど・蓴菜等にかけて食するに用ふ。

けし-ずみ 消炭 (名) 薪の火を消してつくれる炭。輕くして燃えつき易し。賀古教信七墓廻五「閨の油烟や消炭を、かくし忍んでかくし文」浮世風呂四上「藁灰と消炭を俵にして賣るは、おかみさんのほまちになる」浮炭。

けしずみ-ぐろ 消炭黑 (名) 灰色を帶びたる黑色。

けしずみ-ねずみ 消炭鼠 (名) 灰色を帶びたる一種の濃き鼠色。

げし-せん 〔夏至線〕 (名) 【地】きたくわいきせん(北回歸線)に同じ。

げし-だい 〔下司代〕 (名) 下司二の代人。

けし-だま 芥子玉 (名) 一芥子粒の如き細かき玉を置きたる模樣。豆絞より一層細かきもの。手拭などの染模樣にす。二つゆ(露)の異名。

けし-つぶ 芥子粒 (名) 一芥子の種子。二極めて微細なるものを譬へいふ語。狂言寄語「寶藥を指の腹に、けしつぶほど附け」

けし-つぼ 消壺 (名) ひけしつぼ(火消壺)の略。

けし-て 決 (副) けっして(決)に同じ。

げし-てん 〔夏至點〕 (名) 【天】春分點より測りて、黃經九十度なる黃道上の點。地球より觀測すれば、太陽が夏至點を通過するときは、最も北に來たりたるときにして、殆ど每年六月二十一日に太陽は此の點を通過す。

けし-とぶ 消飛 (自動四) とぶ(飛)を强めていふ。驚きてはねあがる。

けし-とむ (自動四) 前條の訛り。大磯虎稚物語御所馬揃「馬中略ときの聲を聞きなれて、百萬人の卒子鼓、けしとむことの候はず」蟬丸五「傘にや恐れけん、早廣が乘ったる馬、俄かにけしとみ跳ね上がり」

けし-とむ 消止 (他動下二) 火を消して他に燃え移るを止む。

けし-とめる 消止 (他動下一) 前條の口語。

けしな-ぐさ (名) 【植】のげし(苦菜)の異名。

げし-なる 御寢成 (自動四) ぎょしなる(御寢成)の訛り。

げし-にん 〔解死人〕 (名) 下死人 げしゅにん(下手人)の訛り。運歩色葉「下死人・解死人ゲシニン」膝栗毛八「若しもいとめが死にをると、こなさんは解死人ぢや」

けし-にんぎやう 〔芥子人形〕 (名) 極めて小さき人形。豆人形。一代男二「小宮をさがし、芥子人形・おきあがり・雲雀笛を取り揃へ」雍州府志七「衣裝人形。木偶人作男女老少形、施衣裳、其小者謂芥子人形」

けし-ね (名) ざっこく(雜穀)をいふ、東國・西國の方言。物類稱呼

けしね-びつ (名) こめびつ(米櫃)をいふ、陸奥國津輕の方言。物類稱呼

けし-の-み 芥子實 (名) 罌子粟(植)の種子。白また茶色。菓子製造に用ひ、又、油を搾り、食用又は藥用とす。

けし-ばうず 〔芥子坊主〕 (名) 子供の頭髮を、頂上のみ殘して周圍を悉く剃りたるもの。形、芥子の實の殼に似たるよりいふ。中剃りあるもあり。すずしろ。小町踊子夏芥「花の雨かかれとてこそ罌粟坊主」國姓爺二「髭組頭の芥子坊主」浮世風呂四上「芥子坊主のおかみさんが、何所にあるもんか」七偏人四「坊さんの天窓の上へ黑塗の茶臺を冠り、罌粟坊主に拵へこみ」

けし-びな 芥子雛 (名) 極めて小さき雛人形。昔時、御殿女中など、部屋に飾りて心を慰むる料としたるより、御部屋雛ともいふ。まめびな。

けし-ふん 〔芥子粉〕 (名) 極めて細小なる蒔繪用の粉。

けし-ぼん 〔芥子本〕 (名) 江戸時代に販行せる小說本にて、最も小形の本。五六枚乃至十二三枚を一部とせるもの。豆本(まめほん)。

けし-ぼん 芥子坊 (名) けしばうず(芥子坊主)の訛り。京阪の方言。守貞漫稿

けし-まく 消幕 (名) 演劇の舞臺にて、死したる人を引き込ます時、觀客に見えぬやうにするため翳す黑き布ぎれ。

けし-みそ 〔芥子味噌〕 (名) 煎りたる芥子の實と味噌とを擂り合はせたるもの。

けしみ-の-うめもどき (名) 【植】うめもどき(落霜紅)の異名。

けしみ-の-きんかん (名) 【植】きんかん(金橘)の異名。

けし-むらさき 滅紫 (名) めっし(滅紫)に同じ。

けし-めん 〔芥子面〕 (名) 小兒が、嘴にて、指のはらに附くる小さき玩具の面。

けし-めん (名) きしめん(碁子麵)の訛り。嬉遊笑覽 狂言文盛「點心の部類にとりては、索麵か、そけいか、うんどんか、けいらんか、けしめんか」

げ-しや 〔下車〕 車より下るること。下乘。(乘車の對) 後漢書祖榮傳「帝幸榮家、入街下車、擁經而前」

げ-しや 〔外捨〕 佛語。財寶を他に喜捨すること。

け-しやう 懸想 (名) けさう(懸想)に同じ。狹衣中三「さやうのけしやうなど、おしなべてはならひ給はぬここちに、人もあやしと思はん」

け-しやう 〔化粧〕 假粧 一おしろい又べになどにて、額などをよそほふこと。けさう。身じまひ。けはひ。おつくり。粉飾。宇津保初秋「御息所中略手盡くしたる御けしやうをしおはします」宇治拾遺十一「女人の、いみじくけしやうして美しきが」氣粧 容顏記十五 假妝・氣粧 運歩色葉 二美しく飾りをすること。彩色を施すこと。三外觀のみをなすこと。實地に用ひぬこと。みえ。虛飾。傾城色三味線三「鵜野霞

の細杖、けしやうに突いて」 恭盤太平記「さいた刀は、けしやうか、伊達か」曾我五人兄弟「此の袈裟衣は伊達に著るか、化粧に著るか」

けしやう 化生 化性 ㊀佛語。四生の一。母胎又は卵殻の縁を假らず、自然に現生すること。又、そのもの。佛菩薩・天界の衆生等は悉く之に屬す。㊁佛語。けしん(化身)に同じ。著聞「三界に化生して、方便をめぐらして衆生を導く」㊂ばけること。又、其のもの。へんげ。妖怪。謠曲土蜘「化生と見るよりも、枕に有りし膝丸を抜きひらき、ちやうと斬れば」同殺生石「王法を傾けんと、化生して來たりたり」

げじやう 舉狀 (名) きよじやう(舉狀)の訛り。かた言

げしやう 牙像 (名) けそく(華足)に同じ。

げしやう 下姓 (名) 姓氏の凡卑なること。又、そのもの。種姓卑しきもの。江次第三、敍位「若有下姓者、經奏聞可敍外階」今昔二十「下姓の人也と云へども大きに富みて家豐也」著聞六「多は朝臣なるによりて内位に敍す、狛は下姓によりて外位に敍す」

げしやう 下性 (名) げすの素性。げすの根性。

(諺)下性の一寸戸 下種の一寸戸に同じ。げす(下種)の條を見よ。

げしやう 下生 ㊀佛語。九品往生の内、上品下生・中品下生・下品下生の内の一、又は總稱。三下品。(上生・中生の對) 今昔十「極樂に廻向して、上品下生に生まれんと願ふに」㊁神佛の世に出づること。謠曲田村「慈氏の下生を待ち給ふ」

げじやう 解狀 (名) ㊀げ(解)二に同じ。十訓下「此の解狀は田舍者の草に非ず、學生・儒者などの書きたるにこそ」盛衰記四、白山神輿登山「可被裁許者、速賜解狀可申上也」㊁鎌倉・室町時代、訴訟の時、原告と被告とより差し出だす訴陳兩狀の稱。

げじやう 牙象 (名) げんじやう(眼象)に同じ。三中口傳「懸盤中略四角立緣て上下に有横緣、四方に牙象を彫る也」

げじやう 下城 城より立ち退くこと。退城。

けしやう-いくさ 假裝軍 化粧軍 (名) 形式的になすいくさ。かさうのいくさ。續太平記廿八「假裝軍に日を送って」太閤記廿八「よき圖を見計らひ、茱圖扇を振るべし、其の時けしやう軍し給ふな」

けしやう-いた 化粧板 (名) ㊀鉋にて削りたる板。(野板の對) ㊁けしやうのいた(化粧板)に同じ。

けしやう-かがみ 化粧鏡 (名) 化粧に使用する鏡。

けしやう-がね 化粧金 (名) 器物を裝飾し、且つ堅牢ならしむるため附くる金屬。けはひがね。

けしやう-がは 化粧革 (名) ㊀縮又は模樣にて美しく飾りたる革。㊁靴の踵の積上げにて、著用の時地に著く部分に用ふる良質の厚き革。

けしやう-がは 化粧側 (名) 井戸側の、地上にあらはれたる部分の稱。

けしやう-がみ 化粧紙 (名) ㊀力士が相撲を取る時、其の身體を清むるに用ふる切紙。通常土俵の正面なる四本柱の左右に吊るし置く。力紙。相撲大全「化粧紙と號し、正面の四本柱の左右の柱に釣り置き、相撲取これを使ひ用ふ」㊁化粧に用ふる紙。おしろいのむらを落としなどす。

けしやう-ぎせる 化粧烟管 (名) 美しき繪模樣にて彩色したる瀬戸物などの烟管。婦人用とす。賤苧環「瀬戸物きせるもありけり。雁首・吸口を奇麗に燒物にして、模樣なども燒き附けたり。これは婦人・子供のけしやうぎせるなり」

けしやう-こうばい 化粧勾配 (名) 【建築】假粧垂木の勾配。

けしやう-した 化粧下 (名) 化粧の下地に用ふる液體など。おしろいした。浮世風呂四下「化粧下へは、かほよ香といふ油を塗るとき」

けしやう-しつ 化粧室 (名) けしやうべや(化粧部屋)に同じ。

けしやう-しやぼん 化粧石鹼 (名) 主に身體の垢を洗ひ落とすに用ふる石鹼。(洗濯石鹼の對)

けしやう-すゐ 化粧水 (名) おしろいした(白粉下)に同じ。

けしやう-だ 化粧田 (名) 娵入(ヨメイリ)の時、其の假粧料として持參する田地。類聚名物考

けしやう-だい 化粧臺 (名) 化粧道具を載する臺。

けしやう-だうぐ 化粧道具 (名) 化粧に使用する道具。

けしやう-たが 化粧篐 (名) 醤油樽・角樽などの、常の篐の外に、粧飾としてはむる太き篐。

けしやう-だち 化粧立 (名) 相撲にて、力士が土俵の上に相對して仕切り、呼吸合はざる時、更に仕切り直さんとて、水を飲み鹽をまくため味方の柱の方へ行くこと。

けしやう-だな 假粧棚 (名) 四十八棚の一。床の間・書院などの脇に設けたる飾棚。化粧の品などを置く。多くは棚の板の數四枚にて袋戸つきとす。

けしやう-たるき 化粧桷 (名) 軒下にあらはれたる桷。(野桷の對)

けしやう-だんす 化粧簞笥 (名) 寢室に備へて、衣服を容るるもの。

けしやう-づみ 化粧積 (名) 外側にあらはれたる煉瓦積。(裏積・中伏などの對)

けしやう-づゑ 化粧杖 (名) 實際には使用せず、從者に持たせてあるく杖。餘情杖。

けしやう-なは 化粧繩 (名) 酒樽などの薦を縛る常の繩の外に、粧飾に添ふる繩。

けしやう-の-いた 化粧板 (名) 鎧の胴の胸板、又は袖の冠板の下にある細板。金物を張りて飾る。よろひ(鎧)を見よ。

けしやう-の-ま 化粧閒 (名) けしやうべや(化粧部屋)に同じ。用明天皇職人鑑二「納戸・帳臺・化粧の閒」

けしやう-の-もの 化生物 (名) ㊀ばけもの。へんげ。妖怪。謠曲殺生石「奈須野の化生の者を退治せよとの勅を受けて」㊁美しく飾りて男を迷はす女。手くだのたくみなる女。妖婦。

けしやう-ばこ 化粧箱 (名) ㊀化粧道具を入るる箱。㊁外部を裝飾したる箱。進物用などとす。「麥酒の化粧箱」

けしやう-ばやる 假粧逸 (自動四) 化粧事にかかづらひて、心落ちつかず。假粧

に心あせる。落窪「此のごろ御心そり出でて、けしやうばやりたりとは見ゆや」

けしやう-ばん 化粧板 (名) 大和形の船にて、舳部の外板の一種。舷墻の下部を構成する除楫の前板。小間物楫(コマモノワク)。

けしやう-びやう 化粧鋲 (名) 模樣などの粧飾ある鋲。かざりに打つ鋲。

けしやう-ふで 化粧筆 (名) 化粧に用ふる筆。

けしやう-べに 化粧紅 (名) 化粧に用ふるべに。(細工べにの對) 臙脂。

けしやう-べや 化粧部屋 (名) 化粧するための部屋。化粧室。化粧の閒。

けしやう-まく 化粧幕 (名) ざふまく(雜幕)に同じ。

けしやう-まはし 化粧廻 (名) 力士が土俵入に用ふるまはし。今は多く前面に刺繡などして美しき模樣をあらはしたる前垂樣のものを用ふ。

けしやう-みづ 化粧水 (名) ㊀化粧に用ふる液體。けしやうすゐ。おしろいした。㊁相撲の土俵にて、桶に汲みおき、力士に飲ましむる水。力水。相撲大全「力水とて、相撲場の桶に水を湛へおき、力者に與ふ中略今は化粧水といふ」㊂化粧に使用したるあとの水。俗謠「富士の白雪朝日にとけて、とけて流れて三島に落ちる、三島女郎衆の化粧水」

けしやう-めぬき 化粧目貫 (名) たはらめぬき(俵目貫)に同じ。

けしやう-もとゆひ 化粧元結 (名) ゑもとゆひ(繪元結)に同じ。

けしやう-ゆひ 化粧結 (名) 江戸時代、奥女中が、長かもじのもとを平元結にて結び、更に其の上に化粧元結をかけしこと。又、其のかけかた。奥女中袖鏡「けしやうゆひは解くるとも、下結は解けざるやうに結ぶべし」

けしやう-れう 化粧料 (名) 化粧の入費。

けしやう-わざ 化粧業 (名) ㊀化粧に關するわざ。㊁體裁をつくろふのみにて、實行せざるわざ。虚飾の所行。薩摩歌上「腹切らうと申すとも、よも切らせはなされまい。すれば、入らぬ化粧業」

けし-やき 芥子燒 (名) ㊀護摩を焚くこと。芥子を用ふるよりいふ。蜻蛉日記中「けしやきのやうなるわざすれど、猶しるしなくて程ふるに」新猿樂記「修法芥子燒有驗」㊁食物の名。煎餅の類。

け-しやく 掛錫 くわしやく(掛錫)に同じ。

げ-じやく 外戚 (名) ぐわいせき(外戚)に同じ。宇津保初秋「ないじやくにも外じやくにも、女といふものなん乏しく侍る」運歩色葉「外戚ゲシヤク母方」

げしやく-ばら 外戚腹 下借腹 (名) 本妻以外の腹に生まるること。又、其の生まれたる人。めかけばら。妾腹。庶生。庶出。續無名抄「外戚腹ゲシヤクバラ」傾城反魂香中「げしやくばらの姫君、銀杏の前」

げ-しやり 牙舍利 (名) ぶっしやり(佛舍利)に同じ。謠曲舍利「これなん足疾鬼が奪ひしを、韋駄天とりかへし給ひし、現在奇特の牙舍利の御相好」

けし-ゆ 芥子油 (名) けしあぶら(芥子油)に同じ。

げ-しゆ 化主 (名) ㊀化導の教主の義。佛語。ほとけ(佛)に同じ。太平記十八、比叡山開闢「聖眞子は九品安養界の化主、八幡大菩薩の分身」

げ-しゆ 下種 佛語。天台宗以外にて、佛が衆生の心田に成佛得道の種子を下ろすことの稱。

げ-じゆ 偈頌 (名) げ(偈)に同じ。聖徳太子絵傳記十「忽ち金字・金泥のげじゆの文とあらはれて、光明天に滿ち滿ちたり」

げ-しゆう 夏衆 (名) 佛語。夏(ゲ)に參する人人。盛衰記九、山門堂塔「堂衆と申すは中略三塔に結番して、夏衆と號して佛に花奉りし輩也」山門堂舍記「本尊奉渡丈六堂、役人夏衆十餘人」

げ-しゆく 下宿 ㊀やどおり。やどさがり。やぶいり。㊁稍長き期限を定めて宿泊すること。又、其のやど。㊂下位の旅宿。又、其れに宿泊する客。丹波與作中「これの内はいかな事、下宿さへ泊りがない」同中「本陣の上下殘りなく、下宿の諸侍」

げしゆく-にん 下宿人 (名) 下宿する人。

げしゆく-や 下宿屋 (名) 下宿人を下宿せしむるを業とする家。げしゆくやど。

げしゆく-やど 下宿宿 (名) 前條に同じ。

げしゆく-れう 下宿料 (名) 下宿人の、下宿の代として拂ふ料金。

け-じゆす 毛繻子 (名) 緯に毛絲、經に綿絲を用ひて織りたる綾織の毛綿布。繻子の如く滑かにして光澤あり。

げ-じゆつ 外術 下術 (名) まはふ(魔法)に同じ。外道の術。今昔十「京に下術と云ふ事を好みて役とする下衆法師有りけり中略馬・牛の立てる尻より入りて口より出でなど僞したる事をぞしける」

(諺)外術は七日持たず 妖術は長く效力を持續するものにあらず。今昔廿「實の佛の、此く俄かに木の末に可出給き樣無し。此は天狗などの所爲にこそ有りけめ、外術は七日に不過、今日我れ行きて見ん」

げじゆつ-もの 外術者 (名) まはふつかひ(魔法遣)に同じ。

げしゆ-にん 下手人 (名) ㊀親しく手を下だして人を殺しなどしたる人。明月記寬喜三年二月五日「遣宮所可開靜事、召仲章朝臣於河陽被勘責被召下手人」著聞廿「仲正が所行然るべからずとて、下手人など召し出だされんずるにて、きびしく御沙汰ありけるほどに」東鑑十一、建久二年四月卅日「稱下手人、注進交名」㊁江戸時代、喧嘩・口論等にて、人を殺し、又、殺人の媒介・指揮等をなしたるものに適用する斬首の刑の稱。(盜賊・追剝等、惡むべき罪人の刑を死罪といふの對)

げ-じゆん 下旬 (名) 月の二十一日より末日までの稱。下浣。下澣。曾我會稽山三「建久四年五月閏、天は晴しと申せども、思ひははるる下旬八日」

げ-しよ 下書 したがき。案文。草案。

け-しよう 顯證 (名) けせう(顯證)を見よ。

げ-じよう 下乘 ㊀乘物より下るること。㊁乘打を禁ずること。又、其の標札。下馬。乘物禁制。徒然草「退凡・下乘の卒都婆、外なるは下乘、内なるは退凡也」

げ-しよく 下職 (名) ㊀下等なる職業。若風俗「白鷺の清八とて、かかるげしよくには、人皆惜しむほどの若者なり」當流小栗判官四「終に見もせぬ手業にも、下職は易き習ひかや」㊁したじよく(下職)に同じ。

け-じらみ 毛蝨 (名) 【動】昆蟲類中、有吻類の一種。體は圓形にして小さく、灰黃色又は灰白色を呈す。陰部又は腋部等の毛中に寄生して、搔痒を起こさしむ。

けーしん　〔化身〕 一佛語。神佛が形をかへて現身に化現すること。又、其のもの。平家六「清盛公は只人には非ず、慈悲倍正の化身也」運歩色葉「化身クワシン」阿毗曇論「帝釋化身」二演劇にて、妖怪變化の稱。又それに扮する役取り。怪神。

けーしん　〔灰身〕 佛語。身體を灰燼となす如く空滅すること。

けしん　めっち　〔灰身滅智〕 佛語。灰身し、且つ精神の用を全く滅止すること。小乘の究竟の理想なり。灰斷。

げーしん　〔解心　下心〕 (名)した心。心得。悟り。推察。重井筒「読物も節季をも、とら仕舞はんす事ちややら、下心の悪い旦那殿」

げーしん　〔解信〕 佛語。よく佛教を研究し、その眞意を了解して信心すること。

けしん-ごと　化身事 (名)芝居にて、化身(ケシン)の事を仕組みたる曲。又、それを演ずる藝。けしんもの。

けしん-もの　化身者 (名)けしんごと。又、其のくまどり。

けす　化 (自動四)(名)【華】からたち(枸橘)の異名。

けーす　(自動四)くわす(化)に同じ。今昔「漸く大になり給ひて、化して僧と成り給ひぬ」源平盛衰「平家は化して失せにけり」謡「参詣の人人多き中に、けしたる宜禰、御幸の先に進むぞや」

けす　消 (他動四)〔きやすの約〕一燃燒を止む。きやす。滅す。「火を消す」運歩色葉「滅ス」二なくす。除く。去る。解をす。「毒をけす」三塗り又は削りなどして、形跡の見えぬやうにす。塗抹す。抹殺す。「字をけす」四止ましむ。たやす。とどむ。停止す。「噂をけす」「國樂をけす」五欠ふ。つぶす。源平盛衰「代を亡ぼし、梅にさせやく者あれば、只今かと断を下す」同同「老少共に魂をけし、鳥獣も悉く心を迷はす」同同「色を失ひ、神を消して」六貶していふ。くさす。けなす。甲陽軍鑑「そしるもけすも無案内なる者ども」

けす　著 (他動下二)古語。きる(著)の敬語。著給ふ。記「さ寢むとはあれはすれども、汝が祁勢流(ケセ)おすひの裾に月たちにけり」萬「我がせこが蓋世流(ケセ)衣の針目落ちず、いりにけらしも、我が心さへ」

げーす　下司 (名)したづかさ(下司)に同じ。枕「常にだいばん所の人・げすなどにをひて」

げす　下種 下衆 (名)一身分の卑しきもの。はしたもの。下人。宇津保「嵯原「晶を作りて、一人・二人げすを使ひてあらん」大和物語「女も男も、いとげすにはあらざりけれど」枕「げすの詞には、必ず文字あまりしたり」同「げすの家に、雪のふりたる」二心性の鄙劣なること。又、其の者。

(諺)下種一、のろ三　下種の一寸、のろまの三寸の略。

(諺)下種と鷹とに餌をかへ　食物を與へなづけて使役すべし、然らざれば意の如く服役せず。

(諺)下種のあと智慧　下種は事過ぎての後に、名案浮かぶこと。

(諺)下種の一寸戸　次條に同じ。

(諺)下種の一寸、のろまの三寸　戸障子を閉づるにも、下種は一寸許りを殘し、鈍間は三寸許りを殘す。下種やのろまの者は、何事にも注意足らざること。

(諺)下種の子と稗圃子　いやしき者と、いやしき物との取りあはせ。

(諺)下種の逆憎み　下種は好意を以て忠告なりとされたる人を、感謝せで却りて恨むこと。

(諺)下種の腰折り盃ひ　下種は飲食物を不味なりと誇りながらほど食ふこと。

(諺)下種の智慧はあとから出る　下種のあと智慧に同じ。吾吟我集「げすの智慧あとに附きぬるはかなさよ、身こそは主の供をするとも」生玉心中「ええ下主の智慧は跡から、紋附の提燈で尋ぬるは無分別」

(諺)下種の又使　下種は命ぜられたる事を自らなさで、他人に命ずることあるをいふ。

(諺)下種は三盒、上臈も三盒　事によりては、人に上下の區別なきこと。

(諺)下種は棚て使へ　下種は鞭撻して使役すべし、然らざれば意の如く服役せず。

げす　(自動四)「おつでげせう」七偏人「やつれては、七大人の外ではげすが」

げす　解 (自動四)とける。謡歌占「足に刀山踏む時は劒樹共に解(ケ)すとかや」

げーす　解 (他動四)一會得す。理解す。かいす。二解狀を奉る。公式令「解式、式部省解申、其事」三除く。消す。去る。

げす-いた　下寸板 (名)長火鉢の引出しのある上におく板。ねこいた。續無名抄「下寸板」

げす-がち　下種勝 (名、副)げびたる氣味多きこと。げすげすしきこと。蜻蛉日記「げすがちなる心ちして、げ劣りしてぞおぼゆる」

げす-がめ　下種瓶 (名)厠に埋めおきて、大小便を受け溜むる瓶。つぼ。かめ。

げすげ　毛菅 (名)【植】すげの一種。

げす-ごころ　下種心 (名)げすの心。げすの根性。

げす-ごと　下種事 (名)げすの事。

げす-ごと　下種言 (名)げすの言。

げす-ごと　下種業 (名)げすの業。

げす-ごと　下種沙汰 (名)げすの沙汰。

げす-ごと　下種仕事 (名)下種のなすしごと。賤しき業務。日本武尊吾妻鑑「奥のお庭の下主仕事」

げす-たうじん　下種唐人 (名)げすの唐人。品位等の高からざる唐人。今昔「下衆唐人玉を受け取りて手の裏に入れて、打ち振りて見るまに」

げす-だな　下種棚 (名)船中の艙の方にて、湯殿・厠などのある場所。しりだな。

げす-ぢ　毛筋 (名)一毛。毛髪。二髪をくしけづりたる痕。三極めて細小なるにいふ語。毫末。四けすぢたてきこと。げすに近寄りたること。蜻蛉日記「かたるどもの、怖ろしげなる者をとらへて、下種(ゲス)下種(ゲス)と罵りて、ゆるさせなどするを聞くに、いとあさましくおぼゆ」

げす-ぢ　下種男 (名)前條に同じ。枕「宵より寒がりわななき居りつるげすをのこなど、いとものうげに歩みくるを」

げす-をみな　下種女 (名)次條に同じ。

げす-をんな　下種女 (名)一身分の卑しき女。げすをみな。枕「よろしきをのこの、げす女の名をいひ馴れて」源玉鬘「ひすましめくもの、ふるきげす女二人ばかり」二女をさげすみていふ語。

けせう　顯證　見證 (名)あらはなること。きはだちたること。いちじるきこと。枕「年若き人の、さるけせうのほどなれば、いひにくきにやあらん、かへしもせず」同「ただかつきに參りたるおほとの油なれば、髪のすぢなども、中中豊よりはけせうに見えてまばゆけれど、ねんじて見なだす」源蜻蛉「此の老人の、おのがじし語らひて、けせうにささめきなどす」

げ-せつ　下說 (名)しもじもの者の說。盛衰記「食を願はば器と云ふ下說の喩へあり」

げ-せつ　下拙 (代)自分の遜稱。やつがれ。わたくし。拙者。領城反魂香「下拙ことは、狩野の四郎二郎元信と申すわづかの繪かき」膝栗毛「下拙の私めが相方のおやまさんは」

げ-せった　毛雪踏 (名)表に毛皮をつけたる雪踏。二代男「毛雪踏」柳樽「火燵にて毛雪踏をはく面白さ」

げ-せる　解 (他動下二)げす(解)の口語。膝栗毛「なるほどげせた、げせた」

げ-せわ　下世話 (名)しもじもの噂。

もいと悲し。げすぢかなる心地してけり」おとりしておぼゆる」

げすぢ-かし　下種近 (形)下種に近し。げすらし。最明寺殿百人上臈「ああ冷たやと手を吹くも、げすぢかうして猶憂し」

けすぢ-だて　毛筋立 (名)髪の毛筋を正すに用ふる一種の櫛。柄は細長くして、次第に闊味を帶び、其の末端の鋭く尖りたるもの。毛筋棒。

けすぢ-ぼう　毛筋棒 (名)前條に同じ。

げす-てんにん　下種天人 (名)品位賤しき天人。又、天人を罵る詞。釋迦如來誕生會「さては汝等が眼に、下種女が天人と見えたるか、下種天人め」

げす-とくにん　下種徳人 (名)下種にして有福なる人。下種の金持。宇治拾遺「此の山の麓に、いみじき下す徳人ありけり」

げす-にん　下種人 (名)下種なる人。げす。曾我「片山里のげすにんの立てあはざるを、夜討などにし」

けーずね　毛脛 (名)毛の多く生えたる脛。

げす-ばら　下種腹 (名)その母の下種なること。又、下種の根性。

げす-ばり　下種張 (名)げすばること。七偏人「玉子と豆の大番振舞が始まったから中略ちっと、げすばりに來ねえな」

げす-はる　下種張 (自動四)下種根性を出だす。下品の風なり。七偏人「際どい所でげすばるなえ」

げす-ほうこう　下種奉公 (名)げすげすしき奉公。下種仕事の務めに服すること。堀田姥「父沒して孤兒となり當所に賤しき下種奉公」

げす-ほぶし　下種法師 (名)げすし。今昔「下衆男の有りけるを」宇治拾遺「下すをとこ一人とどめていぬれば」盛衰記「立文持ちて、足ばやに行く下種男あり、京家の者と見ゆ」

げす-をのこ　下種男子 (名)前條に同じ。枕「宵より寒がりわななき居りつるげすをのこなど、いとものうげに歩みくるを」

げす-をみな　下種女 (名)次條に同じ。

げす-をんな　下種女 (名)一身分の卑しき女。げすをみな。枕「よろしきをのこの、げす女の名をいひ馴れて」源玉鬘「ひすましめくもの、ふるきげす女二人ばかり」二女をさげすみていふ語。

けせう　顯證　見證 (名)あらはなること。きはだちたること。いちじるきこと。枕「年若き人の、さるけせうのほどなれば、いひにくきにやあらん、かへしもせず」同「ただかつきに參りたるおほとの油なれば、髪のすぢなども、中中豊よりはけせうに見えてまばゆけれど、ねんじて見なだす」源蜻蛉「此の老人の、おのがじし語らひて、けせうにささめきなどす」

げ-せつ　下說 (名)しもじもの者の說。盛衰記「食を願はば器と云ふ下說の喩へあり」

げ-せつ　下拙 (代)自分の遜稱。やつがれ。わたくし。拙者。領城反魂香「下拙ことは、狩野の四郎二郎元信と申すわづかの繪かき」膝栗毛「下拙の私めが相方のおやまさんは」

げ-せった　毛雪踏 (名)表に毛皮をつけたる雪踏。二代男「毛雪踏」柳樽「火燵にて毛雪踏をはく面白さ」

げ-せる　解 (他動下二)げす(解)の口語。膝栗毛「なるほどげせた、げせた」

げ-せわ　下世話 (名)しもじもの噂。下衆男の有りけるを」宇治拾遺「下すをとこ一人とどめていぬれば」盛衰記「立文持ちて、足ばやに行く下種男あり、京家の者と見ゆ」

げすぢ-かし　下種近 (形)下種に近し。げすらし。最明寺殿百人上臈「ああ冷たやと手を吹くも、げすぢかうして猶憂し」

けすぢ-だて　毛筋立 (名)髪の毛筋を正すに用ふる一種の櫛。柄は細長くして、次第に闊味を帶び、其の末端の鋭く尖りたるもの。毛筋棒。

けすぢ-ぼう　毛筋棒 (名)前條に同じ。

げす-てんにん　下種天人 (名)品位賤しき天人。又、天人を罵る詞。釋迦如來誕生會「さては汝等が眼に、下種女が天人と見えたるか、下種天人め」

げす-とくにん　下種徳人 (名)下種にして有福なる人。下種の金持。宇治拾遺「此の山の麓に、いみじき下す徳人ありけり」

げす-にん　下種人 (名)下種なる人。げす。曾我「片山里のげすにんの立てあはざるを、夜討などにし」

けーずね　毛脛 (名)毛の多く生えたる脛。

げす-ばら　下種腹 (名)その母の下種なること。又、下種の根性。

げす-ばり　下種張 (名)げすばること。七偏人「玉子と豆の大番振舞が始まったから中略ちっと、げすばりに來ねえな」

げす-はる　下種張 (自動四)下種根性を出だす。下品の風なり。七偏人「際どい所でげすばるなえ」

げす-ほうこう　下種奉公 (名)げすげすしき奉公。下種仕事の務めに服すること。堀田姥「父沒して孤兒となり當所に賤しき下種奉公」

げす-ほぶし　下種法師 (名)げすし。下種男子 (名)前條に同じ。

けすぢ-ぼう　毛筋棒 (名)前條に同じ。

げす-てんにん　下種天人 (名)品位賤しき天人。又、天人を罵る詞。釋迦如來誕生會「さては汝等が眼に、下種女が天人と見えたるか、下種天人め」

げす-とくにん　下種徳人 (名)下種にして有福なる人。下種の金持。宇治拾遺「此の山の麓に、いみじき下す徳人ありけり」

げす-にん　下種人 (名)下種なる人。げす。曾我「片山里のげすにんの立てあはざるを、夜討などにし」

けーずね　毛脛 (名)毛の多く生えたる脛。

げす-ばら　下種腹 (名)その母の下種なること。又、下種の根性。

げす-ばり　下種張 (名)げすばること。七偏人「玉子と豆の大番振舞が始まったから中略ちっと、げすばりに來ねえな」

げす-はる　下種張 (自動四)下種根性を出だす。下品の風なり。七偏人「際どい所でげすばるなえ」

げす-ほうこう　下種奉公 (名)げすげすしき奉公。下種仕事の務めに服すること。堀田姥「父沒して孤兒となり當所に賤しき下種奉公」

げす-ほぶし　下種法師 (名)げす

の法師。げすげすしき僧。今昔「京に、外術と云ふ事を好みて役とする下衆法師有りけり」宇治拾遺「後坊の下す法師ばら、念佛の僧に湯沸かしてあむせ寒らんとて」

けすむ　(自動四)〔方言。俚言集覽〕はにかむをいふ、越後國の方言。

げす-やまぶし　下種山伏 (名)げすの山伏。義經記「判官をばげす山ぶしに作りなし」さ

けすらひ　(名)けすらふこと。そぶり。やうす。無名祕抄「腰の句よく續けて言葉の休めにおきたるは、いみじく歌の品も出でき、ふるまへるけすらひともなる也」

けすらふ　(自動四)なぞらふ。よそふ。擬す。やうす見ゆ。體源抄「今夜の御神樂には、殊にけすらひて」新拾遺「夕なぎにほづつしめ繩くりさげて、とまりけすらひ寄する船人」賀茂祭繪詞「警固の有樣、若き衛府の公卿・殿上人などは、興ある業に思ひけすらひたるめり」

げ-すゐ　一下水 (名)雨水又は臺所・浴場・工場などより流す汚水。又は其の汚水を流す溝渠。運歩色葉「下水」甲陽軍鑑「とひをかけ、御風呂屋のげすゐにて不淨を流すやうに遊ばし」臺灣下水規則「下水」關東州下水規則「下水」

げすゐ-いた　下水板 (名)下水の上におほふ板。どぶいた。

げすゐ-こうじ　下水工事 (名)下水を流通せしむるための工事。

げすゐ-だう　下水道 (名)下水の排水路。下水道法「下水道」

げ-すをけ　下種桶 (名)厠に埋めおきて、大小便を受け溜むる桶。

げ-せわ　一下世話 (名)身分の卑

げ-せん　一牙籤 (名)象牙製の小さき札。書物一部毎に、其の外題を記し、軸の外にさげて目標とするもの。

げ-せん　一下賤 いやしきこと。身分低きこと。げす。卑賤。延喜平家一「大内記「實兼朝臣」は、無智下賤なりとも、心に慈悲有りて身に德行あらん貧僧を可被召と承る」太平記「高貴・清花も君主・一の人も共に力を不得、下賤・下賤の士、四海を呑む」左傳「九年「關禁吳子餘祭」杜注「關守門者、下賤非」士」

けせん-かご　氣仙籠 (名)陸前國氣仙郡より産出する籠。

げ-せんぐう　一外遷宮　假遷宮 (名)かりどのせんぐう(假殿遷宮)に同じ。

げ-そう　顯證 (名)けせう(顯證)を見よ。枕「かれ見給へ、かかる見えぬものあめるをといへば源夢浮けそうの人なん、いかなることにかと心えがたく侍るを」

げ-そう　一夏僧 (名)夏籠(ゲゴ)をする僧。義經記「山法師」大衆はくとうの坊に修會し、修行者行ひ所に就く。夏僧はこくさうの御堂にて、人に就いて夏中の樣を

聞きて、學頭の坊に入りける」

げ-そう〔下僧〕（名）賤しき法師。今昔卅「共の下僧の、賤しき水干・袴を取りて著て」盛衰記卅、赤山堂「山の下僧共を以て請け取りける間に、取る者は一人して、袋の四つ・五つ、布の七八端も取りけり」

げ-そうだう〔外僧堂〕（名）〔堂外の僧の義〕乞食の僧。庭訓往來十月「禪家方者、相伴遲齋之僧、倍堂・外僧堂聚」

け-そく〔華足〕（名）㊀机又は案などの脚の、曲がりなりに突出したるもの。又、その脚の附きたるもの。源、宿木「御さら（中略）花そくいときよらにして、もちひのさまもことさらび」同、鈴蟲「紫檀の箱にすはうのけそく」同、鈴蟲「ぢんのけそくの机にすゑて」江次第十、朔旦旬「廚家進函並華足高机一脚」運歩色葉「花足ゲソク供具之飾」㊁佛具の一。佛に供する物を盛るもの。㊂轉じて、佛に供する餠菓子等の稱。㊃くぎやう（供饗）をいふ。江戸・四國の方言。物類稱呼

（けそく一）

（けそく二）

げ-そく〔下足〕（名）㊀脱ぎたるはき物。㊁げそくばん（下足番）の略。㊂げそくれう（下足料）の略。㊃足をさぐること。謠、鉢木「高足・下足の舞の手を盡くし」

けぞく-けちえん〔化俗結緣〕（句）佛語。世俗を敎化して佛法に緣を結ばしむること。太平記十二、驛上人「垂跡の方便を開けば、假りに雖レ似レ忌三實名一、内證の深心を思へば、其れも尙有二化俗結緣の理一と覺えて」同卅六、大將宮御託宣「化屬結緣の春の花不レ薰と云ふ袖もなし」化屬結緣。

けそく-だい〔花束臺〕（名）寺院の花立の臺。

げそく-だい〔下足代〕（名）げそくれう（下足料）に同じ。

げそく-ばこ〔下足箱〕（名）下足をいるる箱。下駄箱。

げそく-ばん〔下足番〕（名）下足の番をすること。又、其の人。下駄番。

げそく-れう〔下足料〕（名）下足のあづけ賃。

けそ-けそ（副）恥ぢらひ赤らむさまにいふ語。覗然。俚言集覽

け-ぞめ〔毛染〕（名）毛を染むること。頭髮を染むること。

けぞめ-ぐすり〔毛染藥〕（名）毛染に用ふる藥。

げ-そり（副）物の俄かに減損するさまにいふ語。

け-そん〔家損〕家の損害。家の疵。家の恥辱。源、常夏「かやうのことこそ、人のためおのづからけそんなるわざに侍りけれ」

けた〔方〕（名）四角なる形。方形。

けた〔桁〕（名）㊀家又は橋などの外まはりの柱の上に亙して、他の物を承けしむる材。（横なる梁（ハリ）の對）祝詞式、大殿祭「柱・桁（ケタ）・梁・戸・牖乃」萬十「桁（ケタ）をはりだの板田の橋のくづれなば、桁（ケタ）より行かむ、な戀ひそわぎも」和名十「桁太屋橫也」㊁算盤の珠を貫ける竪の串。位取を記しある橫木の稱を誤りしならんといふ。㊂【數】數の位。位取。㊃かたはら。そば。俚言集覽 堀河百首春「とりつなげ玉田よこ野の放れ駒、つつじがけたにあぜみ花咲く」

け-た〔化他〕佛語。他を化益すること。利他。平家六、慈心坊「此の人の一期の行、作善の文箱にあり。取り出だいて化他の碑文見せ奉れ」

けた に あるく 淨瑠璃節など語りて門附をなす。俚言集覽

げ-た〔下駄・下蹈〕（名）㊀鼻緒をすげて足にはく木製のはきもの。㊁木をくりて、齒をも造り附けにしたるはきもの。ぼくり・ぶくり（中略）物類稱呼

げた を はく 履下駄。相場を掛き、うはまへをはねる。あしだをはく。わらぢをはく。

（諺）**下駄と燒味噌** 味噌を板につけて燒きたるは、形、下駄に似たれども、其の實大に異なり。物の、一見似て、其の實いたく異なる譬へ。鼷山比翼塚「名は一つでも、えらい違ひぢや（中略）業平と公平、悉皆下駄と燒味噌ぢや」

（諺）**下駄はいて首たけ** 足駄をはいて首ったけに同じ。あしだ（足駄）の條を見よ。

（諺）**下駄も佛も同じ木のきれ** 尊卑の別はあれども、其の本を原ぬれば同一なりとの譬へ。鶉衣、木履賦「佛も下駄も同じ木のきれと、例の一休のしめしに逢ひて」

げ-だ〔偈陀〕（名）かだ（伽陀）に同じ。

け-たい（名）さいさき。緣起。膝栗毛五上「買うたら第一番で、金百兩とりをったものを、けたいが惡い」

け-たい（名、副）奇態。へん。おつ。けったい。浮世風呂上「さいろくをぜえろくと、けたいな詞つきぢやなあ」

け-たい〔卦體〕（名）卜占（ボクセン）のおもて。狂言、大藏流居杭「まづ今日のけたいが、とうとこれに當たって居りまする」昔女化粧櫻「四條通りで、山伏に八卦おかせてみましたれば、離の卦にあたりて、離はあきらかなりとよめば、明白にたづねば出されうが、離の字もとはなるるといふ文字ゆゑ、あうてたちまちわかるる卦體と申しまする」

け-たい〔懈怠〕けだい（懈怠）に同じ。

け-だい〔華臺〕（名）〔蓮華臺の略〕れんだい（蓮臺）に同じ。

け-だい〔假諦〕（名）佛語。三諦の一。さんだい（三諦）を見よ。羽黨合戰物語十「彌といふは、現在千佛けたい報身如來」

け-だい〔懈怠〕おこたること。なまけ。なほざり。怠慢。續紀十二、天平七年六月己丑「宜レ令三寺寺務加二修造一、若有二懈怠一、不レ肯二造成一者、莫レ前井レ之」宇津保、俊蔭「けだい・邪見のともがらに、忍辱の心を起こさしむるゆゑに」枕二「一日ばかりのしやうじんのけだいとやいふべからん」源、東屋「けさもいと懈怠して參らせ給へるを」盛衰記三、法皇熊野「那智の行者不法解怠のある時は、此の天狗共嘖りをなして恐ろしとぞ語り傳へたる」菩薩本行經上「夫懈怠者衆行之累、在家懈怠則衣食不レ供、產業不レ營、出家懈怠則不レ能レ出二離生死之苦一」懈怠。

げ-たい〔懈怠〕（名）前條に同じ。

げ-だい〔外題〕（名）㊀書物の表紙に題する名目。宇治拾遺四「金泥の經一卷おはしましたり。其の外題に、一稱南無佛、皆已成佛道と書かれたり」㊁標題。題號。伊勢大輔集「その人なくてのちわざの經の外題、四條中納言に書かせきこえしに」㊂下より奉る解狀（ゲジヤウ）の端に書きて與ふる裁決文。東鑑二、治承六年五月廿六日「今日被レ經二沙汰一、被レ成二下外題一」

げ-だい〔下代〕（名）下役。手代。太閤記七、所司代「洛中之儀裁判可レ致との事により、柴田修理亮・羽柴筑前守・池田紀伊守・丹羽五郎左衞門尉より、所司代一人づつ出だし置き候ひしかども（中略）池田・丹羽が下代をば引き侍り、今は秀吉卿之所司代のみ有りて」

げだい-あんど〔外題安堵〕（名）申請者より提出せし讓狀の外題に、執權連署の印を押すこと。

げだい-がくもん〔外題學問〕（名）書目のみ知りて内容を研究せざること。本屋學問。傾城島原蛙合戰二「書名ばかり聞きはつり、義理を知らぬは外題學問」

げだい-かんばん〔外題看板〕（名）いちまいかんばん（一枚看板）をいふ。大阪の方言。

げだい-とくせん〔外題國宣〕（名）國司又は守護の下だしたる外題三の稱。

けだい-もの〔懈怠者〕（名）懈怠する人。なまけもの。

（諺）**懈怠者の食急ぎ** なまけものは仕事を努めずして食事のみいそぐこと。

け-だいもんじさう（名）【植】だいもんじさうの異名。

げた-いん〔下駄印〕（名）げたばん（下駄判）に同じ。

け-たう〔毛唐〕（名）けたうじん（毛唐人）の略。

け-たう〔遣唐〕（名）けんたう（遣唐）に同じ。宇津保、祭使「すゑふさけたうの大辨なり」

け-だう〔化導〕感化し敎導すること。をしへ導くこと。盛衰記八、法皇三井灌頂「山門の化導、專ら受戒・灌頂の爲め也」同卅六、明雲辭表「本地の悲願、垂跡の化導を奉レ仰、御祈念あるぞ哀れなる」太平記十二、驛上人「解脫房と云ふ一人の聖出で來て、化導利生する間、法威盛んにして天帝得レ力」

げ-だう〔現當〕（名）げんたう（現當）に同じ。

げ-だう〔夏堂〕（名）げごもりをなすに用ふる堂。山門堂舍記「五間夏堂 一宇在三講堂北一」

げ-だう〔外道〕（名）㊀印度にて佛敎者が、他の宗門を呼ぶ稱。異端。狹衣三「外道の娘にも佛ははかられ給はざりけるものを」今昔四「空しく僧供を請け食ひて、年月を送れり、譬へば外道の如き也」太平記廿四、依山門嗷訴公卿僉議事「外道が門徒、さればこそ、舍利弗我が師の威德に臆して、退復し給ふと、笑ひ欺きける」法華經「不レ好二外道經書手筆一」淨住子「有レ名無レ德名者佛道也、有レ德無レ名者外道也」㊁正理に反したる說。邪說。又、其れを說く人。㊂邪惡の相を表はしたるめん。鬼の面（メン）。

けたうけ-いし〔桁受石〕（名）橋臺又は橋脚の頭部にて、桁を受くべき石材。

け-たうじん〔毛唐人〕（名）〔鬚髯多きよりいふ〕外國人を賤しめ呼ぶ語。國姓爺三「和藤内眼をくわっと怒らし、やい毛唐人」

げた-うち〔擊壤〕（名）小兒の戲れ。▽の如き形の小さき木を地に立てて、同じ形の木を持ちて打ちつくるもの。もぎ。めっき。和漢三才圖會「擊壤。以レ木爲レ壤、前廣後銳、長一尺四寸、闊三寸（中略）將レ戲、先側二一壤於地一、遙於二三四十步一以二手中壤一擲レ之、中者爲レ上」

けた-うちまはし〔桁打廻〕（名）帆桁の檣に當たる所を卷きたる編竹。帆の上げ下ろしを滑かならしむ。

け-だえ〔氣絶〕（名）鑛山・炭山等にて、坑内の通氣惡しくて呼吸の困難を來たすこと。

けた-えん〔桁緣〕（名）㊀えんげた（緣桁）に同じ。雪女五枚羽子板上「細路次の取次の桁緣の障子を明けて床の間の」賀古敎信七墓廻二「廊下・桁緣、蹈み轟かし」㊁和船の名所。ろかいはり（艣櫂張）に同じ。

けだか-げ〔氣高氣〕（副）けだかきやう。けだかさう。砂石集五下「けだかげなる上﨟の」

げた-がけ〔下駄掛〕（名）下駄をつけたるままなること。下駄をはけること。春花五大力「傘・下駄がけにて、ぶら提燈をともし」

けだか-さ〔氣高〕（名）けだかくある度合。けだかきさま。榮華、若水「何事もさまざま同じごとめでたき御有樣なれど、猶此の度は今少しけだかさまさりてぞ見え給ひける」

け-だかし〔氣高〕（形二）氣品高し。上品なり。宇津保、國讓下「宮はいとらうらうしうけだかく、ものものしき顏してゐ給へり」枕六「受領したる人の中將になりたるこそ、もときんだちのなりあがりたるよりも、けだかうしたり顏にいみじう思ひためれ」

げた-ぐみ〔下駄組〕（名）知りたるふりを裝ふ人。延寶・貞享ごろの隱語。聞上手「げたぐみ。これかみさん、わっちやあ今日御大名の御婚禮を見て來やした（中略）御駕籠なんざあ（中略）印籠のやうだ。そして、御薙刀の金物なぞが、みんな銀流しだ」

けた-ぐり〔蹴手繰〕（名）相撲の手の名。たぐりかへし（手繰返）に同じ。

けた-けた（名、副）きはだちて笑ふ聲にいふ語。

けたけた-わらひ（名）けたけたと笑ふこと。又、その笑ひ。

げたげた-わらひ（名）げたげたと笑ふこと。又、その笑ひ。

げた-げた（名、副）㊀前條に同じ。「げたげた笑ふ」㊁いそがしきさまにいふ語。鶉衣、木履賦「木履下駄（中略）足駄といへるはいづれ一體分身にして（中略）下駄下駄といそがしきは、むら雨の夕なるべし」

け-だし〔蹴出〕（名）㊀けだすこと。けだしたること。㊁婦人の、腰より脚部にかけて纏ふ布帛。こしまき。㊂車陣の語。陣場の前後又は周圍をいふ。其れより遠き地を外張（トバリ）といふ。武家直營記 ㊃主將の本陣の玄關。

けだし〔蓋〕（副）㊀もしや。ひょっとしたら。萬一。あるひは。萬三「いにしへに戀ふらむ鳥は、ほととぎす蓋（ケダシ）や鳴きし吾が戀ふるごと」同廿「おもかげにもとな見えつつかく戀ひば、老いつくあがみ氣太之（ケダシ）あへむかも」字鏡「儻 設也。蓋也。又、太止比、又、介太志」㊁おほかた。おほよそ。あらまし。たいてい。平家五、都遷「仍勸進修行輙、蓋以如レ斯。治承三年三月日、文覺」

けだしく-も〔蓋〕（副）前條㊀に同じ。萬十「琴とればなげきさきだつ、蓋毛（ケダシクモ）琴のしたひに妻やこもれる」同四「蓋毛（ケダシクモ）人のなかごときけるかも、ここだ待てども君が來まさぬ」同廿「氣太之久毛（ケダシクモ）あふことありやと」

け-だす〔蹴出〕（他動四）㊀蹴て出だす。狂言、腰折「藪をけ出しても、あのやうな男は二人や三人はけ出すれども」㊁會計などにて、支拂をして、豫算より剩餘を出だす。

けたたまし（形二）俄かに驚きさわぐさまにいふ。さわがし。あわただし。又、ことごとし。大仰なり。關八州繫馬二「けたたましい提燈・金棒、ちんからりが面白いか」壽門松上「お暇申すと立ち出づる。餘りといへばけたたましい、こよひ一夜は苦しかるまい」生玉心中上「はやうはやうとせきつくる。ああ心もとない、けたたましい、何事がおこった」聖德太子繪傳記三「大小ぼっこみ、玄關さして立ち出づる。女房ちやくと袂にすがり、けたたましいお顏附」

けたたまし-げ (副) けたたましきやう。けたたましさう。

けたたまし-さ (名) けたたましきこと。けたたましき度合。

げた-だん 〔下駄段〕 (名) 脫ぎたる下駄をのせ置くために設けたる段。

け-だち 〔氣立〕 (名) いきのあがること。盛衰記卅三、光隆卿向木曾許「け立ちしたる飯の、黒く籾交りなりけるを、堆く盛り上げて」

げ-だち 〔夏斷〕 (名) げだつ(夏斷)に同じ。

けた-ちがひ 〔桁違〕 (名) 算盤の桁のちがひたること。

け-たつ 〔蹴立〕 (他動四) 一 蹴てたたす。けて起こす。勢ひ烈しく踏む。延慶本平家三本太政入道殿事「馬車馳せちがひ、上下騷ぎ匍り、京中は塵灰にけたてられて」謡八州繋馬「馬中略龍象の波を蹴立つる四足の働き」絶狩劍本地二「二三人同じ枕に切り倒せば、四方へばっとむらむら雀、鷲の蹴立つる如くにて、跡をも見せず逃げうせけり」二 荒荒しく踏む。あらあらしくふるまふ。落窪二「からけたつる我が殿も、中納言におはしますなり」國姓爺二「席を蹴立てて立ち歸る」

げ-だつ 〔夏斷〕 (名) げ(夏)を見よ。

げ-だつ 〔解脱〕 佛語。煩惱の縛を解き、三界の苦を脫すること。世俗の念を脫離すること。榮華玉臺「如なり、寂なり、解脱なり、乃至般若波羅密なり」十訓上「かやうの法門は、普賢のおはしまして解脱せしめ給ふなり」新千載釋教「心月の澄むに無明の雲はれて、解脱の門に松風ぞ吹く」普賢經「如寂、解脱、乃至般若波羅密」法華經「如來中略禪定解脱、三昧深入」

げだつ どうさう の ころも 解脱幢相衣 〔幢幡の物を標示する如く、出離解脱を求むる佛道修行者の標識たる衣の義〕 佛語。けさ(袈裟)の稱。太平記三、唐崎濱合戰「解脱幢相の御衣を脫ぎ給うて、堅甲利兵の御鎧に替はり」

げだつ どうさう の ほふえ 解脱幢相法衣 前條に同じ。盛衰記六、小松殿教訓父「夫れ三世の諸佛の、解脱幢相の法衣を脫ぎ捨てて、忽ちに弓箭を帶し御座さん事、内には既に破戒無慚の罪を招き給ひ」

げだつ どうさう の ころも 解脱衣 げだつどうさうのころも(解脱幢相衣)の訛り。狂言どちはぐれ「けだつどうさうの衣を著て、口に佛言を唱ふるとも」

げだつ の ころも 解脱衣 げだつどうさうのころも(解脱幢相衣)に同じ。謠夕顏「解脱の衣の袖ながら、今宵は何をつつまん」

げだつ の みみ 解脱耳 佛法を聞きて解脱を得しむること。蓮如上人御文章「夫れ解脱の耳をすまして渇仰の頭をうなだれて、これを懇ろに聞きて、信心歡喜の思ひをなすべし」

げだつ-どく 〔解脱德〕 (名) 佛語。三體の一。自體に本來具有せる、清淨にて解脱すべき德。

げだつ-ぶん 〔解脱分〕 (名) 佛道修行の初位。盛衰記一、得長壽院導師「朕は解脱分之善根を植ゑたり」

け-たて 〔蹴立〕 (名) けたつること。けたてたること。盛衰記廿九、平家落上所所軍「蹴立てのほこり空に充ち滿ちて、朝霧の立つが如く也」同卅七、義經落鵯越「猛火の烟、蹴立ての灰、逃げ去る道も見えざりければ」

け-たで (名) 【植】蓼科、蓼屬の一年生草本。莖の高さ一二尺。葉は披針形、裏面に綿狀の毛茸あり。桃色の花は穗狀花序をなして密生し、雄蕊六箇と、花柱の二分せる雌蕊とを有す。我が國、關東以北の地に產す。うづたで。

けたて-ばし (名) 毛ぬき。雜兵物語「おれがきせる袋に毛たてばしがある、矢根を拔くべいと思って入れてきた」

け-たてる 〔蹴立〕 (他動下一) けたつ(蹴立つ)の口語。

げた-なほし 〔下駄直〕 (名) 下駄をなほし、又、齒入れなどなすを業とする人。下駄の齒入れ。

けた-の-き (名) 【植】たにうつぎ(楊櫨)をいふ、陸前國仙臺の方言。物類稱呼

げた-ばこ 〔下駄箱〕 (名) 下駄を入れ置く箱。

けた-はし 〔桁橋〕 (名) 橋臺と橋脚とによりて支ふる桁に、板を敷きなどしたる橋。なげわたし。

げた-はん 〔下駄判〕 (名) 下駄の齒の如く、一つの印材の中間を凹く彫り、二字の間を離して造りたる印。

げた-ばん 〔下駄番〕 (名) げそくばん(下足番)に同じ。

け-たぶし 〔蹴倒〕 (名) 一 けたふすこと。けたふしたること。二 けころばし(蹴轉)に同じ。艶道通鑑「白人・呂州・茶や・くさや・開短・蹴倒し・夜發まで」

け-たふす 〔蹴倒〕 (他動四) 一 蹴て倒す。けてころばす。宇治拾遺三「走りかかりてけたふさんと、足をいたくもたげたるを」二 負債を償却せずにすます。ふみたふす。

けたまし (形シク) けたたましに同じ。三十二番歌合桂女「名乗りのみあゆは上臈けたましや、よごれわらうづしをれかたびら」

けだむ (自動四) 斟酌す。内ばにする。かだむ。古事談三「此の兩人、御棧敷之前、各けだみて通りけるを」

げた-め 〔下駄目〕 (名) 〔下駄の表には孔の三つあるよりいふ〕三の數の隱語。

けだもの 〔獸〕 (名) 一 ほにゆうるゐ(哺乳類)の異名。神代紀上「鳥獸(ケダモノ)」古今賀歌「古へも藥けがせるけだものの、雲に吠えけんここちして」宇津保俊蔭「かくうとましきけだものの中にそれを友として」和名抄「野王案、六畜(介多毛乃)」名義抄「畜(ケダモノ)」二 人を嘲り卑しむる語。八笑人四下「おやおや、とんだ獸が來た。誰れだ誰れだ。勢州屋のとんちきよ」

げた-や 〔下駄屋〕 (名) 下駄を造り、又は之を商ふ家。又、其の人。

けた-ゆき 〔桁行〕 (名) 一棟の家の長さをいふ語。(幅を梁間(ハリマ)といふ對)

け-だるま 〔毛達磨〕 (名) 女の髮の結ひ方の名。きれをかけぬ達磨がへし。下品なる女の結ふもの。

(まるだけ)

け-だれ (名) 婦人用の小形の剃刀。物類稱呼

け-だん 〔灰斷〕 けしんめっち(灰身滅智)に同じ。けしん(灰身)の條を見よ。

げ-だん 〔下段〕 (名) 一 しものだん。したのきだ。運歩色葉「下段(ゲダン)」蟬丸「持佛の下段の戶を押しあけ」二 擊劍・槍術などにて、刀又は槍を低く構へて相手に對すること。(上段・中段の對)川中島合戰三「突き掛くる上下の穗先、下段に來るを木履の齒にてはっしと踏み止め」

けち 〔闕〕 (名) 一 けっくわん(闕官)の略。くゑち。宇津保藏開中「かくて除目侍るなるを中略大臣けちの侍らざらんには、いかでかは」同同上「例あるよろこびなどもさすべきを、只今そのけちなどえあらで」二 圍碁にて、だめの稱。源宿木「碁打ちはててけちさすわたり、心とげに見えて」

けち (名) 惡しき緣起。前途不吉なる

兆。「けちがある」「けちが附く」

けち を つける 一 緣起惡しきやうにす。二 缺點を見出だしてけなす。七偏人四下「人の附けた趣向といふと、ぢきにけちを附けやあがらあ」

け-ち (名) けちぎり(假契)の略。吉原伊勢物語「昔若き男、けちにはあらぬ女郎を買ひけり」

けち (名、副) 一 吝嗇なること。しはきこと。浮世風呂上二「江戶ぢゃあ、そんなけちな事は流行られえのさ」二 鄙怯なること。卑劣なること。

(諺)けちな稻荷 取りどころなしとの隱語。取柄(トリ)がないといふに、鳥居(トリイ)がないといふをかけていふ。

けち 〔結〕 (名) 一 番(ツガ)ひて弓を射、勝負を定むること。又、其の時。源花宴「右の大殿の弓のけちに、上達部・みこたち多くつどへ給ひて」實方集「弓のけちに、まだら幕に雪のふりかかれるを」二 佛語。ぼんなう(煩惱)に同じ。「結を斷ちて成佛す」

げ-ち 〔下地〕 (名) ていち(低地)に同じ。

げ-ぢ (名) 【動】げぢげぢ(蚰蜒)の異名。

げ-ぢ 〔下地〕 (名) 一 下等の地位。砂石集四「先世房と云ふ者ありけり。下地(ゲヂ)の者なりけれども、心ざま尋常なりけり」二 げかい(下界)に同じ。

げ-ぢ 〔下知〕 一 仰すること。さしづすること。いひつけ。命令。指揮。三代實錄十一、貞觀七年十二月十七日「下知東海・東山・北陸・山陰・南海道、依件行之」盛衰記四、白山神輿登山「寺官依貫首の御下知、山三院に披露しけれども」二 鎌倉・室町時代、裁判の判決。又、其の判決文。義經記八、秀衡子供謀叛判官殿「本領に常陸を添へて、子子孫孫に至るまで賜ふべき由なり、鎌倉殿御げぢをそへて

遣さる」庭訓往來八月「就探題意見所加下知也」御成敗式目「御下知之事。奉行より書き出だす狀也」

げぢ しゅしゃ 〔下知取捨〕 鎌倉時代、裁判の時、評定衆の集議を終へ、奉行其れに基き、下知の案文を作りて披露すること。

けち-えん 〔血緣〕 (名) けつえん(血緣)に同じ。

けち-えん 〔結緣〕 佛語。正道に入り、進みて佛果を得んとする因緣を創むること。佛道に緣を結ぶこと。源柏木「かくものしたるついでに、忌むこと受け給はんをだに結緣にせんかし」同鈴蟲「これをだに此の世の結緣にて、かたみに導きかはし給ふべき心を、願文に作らせ給へり」榮華本雫「さるべき人人卅人ばかり、結緣すべし」

けち-えん 〔揭焉〕 (副) いちじるしく。目立ちて。きはやか。あらは。續後紀七、承和五年三月乙丑「身長六尺餘、稠人之中揭焉而立、會集衆人莫不駐眼」源少女「額ども、夜に入りては、なかなか今少しけちえんなるほかげに」同胡蝶「けちえんにはあらでこそ、云ひ紛らはさめ」今昔廿七「然ればにや有らん、極めて揭焉の事共なん有りける」張衡文選西京「揭焉中峙」

けちえん-ぎゃう 〔結緣經〕 (名) 結緣のため、佛經を書寫して供養すること。新古今釋教「人の身まかりける後、結緣經供養しけるに」著聞二「使廳のけちえん經は、長保元年三月十日初めて行ひて」

けちえん-くわんちゃう 〔結緣灌頂〕 (名) 結緣のために灌頂をなすこと。盛衰記八、法皇三井灌頂「三種の灌頂あり。所謂結緣灌頂・傳法灌頂・自證灌頂也」

けぢか-げ 〔氣近氣〕 (副) けぢかきやう。けぢかさう。

けぢか-さ (名) けぢかきさま。けぢかき度合。玉葉雜三「山深み馴るるかせぎのけぢかさに、世に遠ざかる程ぞ知らるる」

け-ぢかし 〔氣近〕 (形ク) 一 ちかし(近)に同じ。後撰戀五「今ははやみ山を出でて子規、けぢかき聲を我れに聞かせよ」宇津保俊蔭「命の後、娘の爲めにけぢかき寶とならん物を奉らん」二 近づき易し。親しみやすし。奥ぶかからず。源帚木「おとどのけぢかう見給へば、いかなるぞとも聞こえつべけれども、もてはなれ給へばこそ」榮華月宴「いと美しげにけだかきさまし給へり。けぢかき御けはひぞあらまほしき」

け-ちがひ 〔蹴違〕 (名) ゆきちがひ。失策。

け-ちがふ 〔蹴違〕 (自動四) 一 ゆきちがひになる。二 失策す。

けちがふ 〔蹴違〕 (他動下二) 蹴て筋違をなさしむ。

け-ちがへる 〔蹴違〕 (他動下一) 前條の口語。女殺油地獄上「蹴上ぐる足首、刷毛が頤蹴ちがへられ、どうとまろんで」

げ-ぢき 〔下直〕 (名) 直段のやすきこと。やすね。廉價。(高直の對) 狂言末廣がり「そのやうな下直な物ではない、よう御やるまいぞ」甲陽軍鑑廿「下直の物を高直にも申すまじ」唐書食貨志「售以下直」

け-ちぎり 〔假契〕 (名) はしぢょらう(端女郎)に同じ。局女郎(ツボネヂョラウ)。風流談「十錢宛の假契りにも、腕一つ衝いて投げ出すよりは、拔群勝されりと思ふ者世に多かるべし」好物訓蒙圖彙「端は局に立ち給ふ御方也、端居の義也。一名化契り、とばかりの契りにて、小錢遣ひの衆生に結緣ある故也」

げち-ぎれ 〔下知切〕 (名) 俳句にて、切字が命令の詞なること。

げ-ぢく 〔牙軸〕 (名) 卷物の軸の、象牙にて造れるもの。

けちくさ-げ (副) けちくささう。けちくさきさま。

けちくさ-さ (名) けちくさき度合。けちくさきこと。

けち-くさし (形ク) けちなるさまなり。吝嗇なり。鄙劣なり。

けち-くそ (名) けちなる人を罵りていふ語。吝嗇奴。

げぢくひ-あたま 〔蚰蜒食頭〕 (名) はげあたま(禿頭)の異名。蚰蜒に舐めらるれば、頭髮禿ぐとの俗說あるよりいふ。

けち-ぐわん 〔結願〕 佛語。佛に立願又は修法などしたる最終の日の作法。宇津保國讓下「三日といふ午の時に、けちぐわんして」枕四「みどきやうのけちぐわんにて、宰相中將の御物いみにこもり給へるに」源賢木「はての日は、我が御ことを結願にて、世をそむき給ふよし佛に申させ給ふに」梁京寺記「結願乞本情」

けちぐわん-び 〔結願日〕 (名) 結願に當たれる日。

けち-けち (副) 〔けちの重言〕吝嗇又は卑怯の所爲あるをいふ語。

げぢ-げぢ 〔蚰蜒〕 (名) 一【動】節足動物中、多足類の一種。體の長さ一寸許り、脚は細長くして十五對を有す。床下などに棲み、夜間出でて食を求め、走ること疾し。げぢ。東海道名所記「むかでの足の稼ぎ心は、げぢげぢの忙はしきばかりにて」二 忌み嫌はるる者の稱。大磯虎稚物語三「梶原が家來の蚰(ゲヂ)な。讒言いうて世を渡ると、武士の法は違ふべし」三 官吏の非職となること。又、其の人。非の字の形げぢげぢに似たるよりいふ。

げぢげぢ-しだ (名) 【植】水龍骨科、貫衆(ヤブソテツ)屬の多年生草本。葉は大にして一尺

けっ-から　〜頡頏　〔けっ(頡)は飛び上がる、から(頏)は飛び下だる義〕飛びあがり飛び下だること。勢力の互ひに相上下すること。優劣なきこと。はりあふこと。たてつくこと。詩經國風「燕燕于飛、頡之頏之。」註「飛而上曰頡、飛而下曰頏」

けっ-かう　〜決行　決心して實行すること。

けっ-かう-き　〜血行器　(名)【醫】心臟と血管との總稱。

けっ-かう-はん　〜缺效犯　(英 Unsuccessful crime)(名)【法】犯罪人が犯罪を實行すれども、其の目的を遂げざる所爲。

げっ-か-かう　〜月下香　(名)【植】なつずゐせん(月下香)の異名。

けっ-かく　〜結核　(名)【醫】㊀結核症の患部の硬くなりて凝ること。㊁けっかくしやう(結核症)の略。

げっ-かく　〜月客　(名)げっけい(月卿)に同じ。

げつ-がく　〜月額　(名)月月の定額。明治二十六年勅令第七號「諸手當にして月額を以て支給するもの」

けっ-かく-きん　〜結核菌　(名)結核症の原因をなす菌。獨逸人こっほ氏の發見せるもの。最も多く肺結核患者の喀痰・屎尿などの中に存在す。

げっ-かく-さ　〜月角差　(名)【天】月と太陽との距離は新月の時最も近く、滿月の時最も遠きを以て、太陽の月に及ぼす作用は、新月より滿月に至るまでは次第に減じ、滿月より新月に至るまでは次第に增加し、爲めに上弦は少しく遲れ、下弦は少しく早きものなり。此の現象の稱。

けっ-かく-しつ　〜結核質　(名)結核症に罹り易き體質。即ち、脊丈の割りに胸圍の狹きもの。

けっ-かく-しやう　〜結核症　(名)結核菌の寄生によりて惹き起こす病症。

けっ-かく-びやう　〜結核病　(名)前條に同じ。

けっ-かつ　〜桀黠　わるがしこきこと。史記貨殖傳「桀黠奴、人之所患也」漢書趙充國傳「召先零諸豪三十餘人、以尤桀黠者斬之」

げっ-か-ひやうじん　〜月下氷人　(名)〔月下老と氷上人との故事に基く。下文を見よ〕男女の緣を取り持つ人。媒妁。續幽怪錄「唐韋固、少未娶。旅次宋城、遇異人倚囊坐、向月下檢書。固問、答曰、天下之婚牘。因問囊中赤繩子。云、此以繫夫妻之足。雖讐家異域、繩一繫之、終不可易。君妻乃此店北賣菜陳嫗女爾」晉書藝術傳「令孤策夢立氷上、與氷下人語。紞曰、氷上爲陽、氷下爲陰、陰陽事也。士如歸妻、迨氷未泮、婚姻事也。君在氷上、與氷下人語、爲陽語陰、媒介事也。君當爲人作媒、氷泮而婚成」

けつ-がふ　〜結合　結びあふこと。結び合はすること。結託すること。連結。

けつ-がふ-おん　〜結合音　(名)がふおん(合口音)に同じ。

けつ-がふ-こく　〜結合國　(名)【法】國家と國家との結合せるもの。即ち、君合國・政合國・聯邦國・合衆國の類。

けつ-がふ-こくか　〜結合國家　(名)こくかけつがふ(國家結合)に同じ。

けつ-がふ-ざい　〜結合罪　(名)【法】各別に犯罪を構成すべき二箇以上の行爲を、法律が一括して一罪とせるもの。即ち、強盜殺人罪・強盜強姦罪の類。

けつ-がふ-たい　〜結合體　(名)二つ以上の體の結合によりて成りたる一體。

げっ-か-らう　〜月下老　(名)次條の略。

げっ-か-らうじん　〜月下老人　(名)げっかひやうじん(月下氷人)を見よ。

けつ-かる　(自動四)有り又は居りなど、すべて人の所作を卑しめていふ語。生玉心中「氣味惡るさうに、店の手水鉢で、頰を洗うてけつかった」嫗山姥三「榮耀らしい、若い女中に立ち交じり、三味線彈いて居けつかり」二枚繪草紙上「さあ、我が存分に見けつかれ」

げっ-か-をう　〜月下翁　(名)げっからうじん(月下老人)に同じ。

けっ-かん　〜缺陷　㊀かけておちこむこと。陷落。㊁かけ。不足。不備。宋史李沆傳「念內典、以此世界爲缺陷、安得完滿如意」

けつ-がん　〜頁岩　(名)【地】でいばんがん(泥板岩)の異名。

げっ-かん　〜月刊　每月一回の刊行。

けっ-き　〜決起　決然として起つこと。勢ひよく起ち上がること。莊子逍遙遊「蜩與鸒鳩笑之曰、我決然而飛搶楡枋」

けっ-き　〜蹶起　はね起くること。けたてておきあがること。

けっ-き　〜譎詭　いつはり正しからざること。欺くこと。譎詐。論衡「爲譎詭之書、以著殊異之名」

けっ-き　〜血氣　㊀血液と氣力と。生活を持續する精氣。徒然草「若き時は、血氣內に餘り心物に動きて情欲多し」中庸「凡有血氣者、莫不尊親」史記賈誼傳「太子病、血氣不時交錯而不得泄」㊁少年の客氣。物に激し易き意氣。はやりぎ。博多小女郎波枕上「表に血氣の下男、大盡樣の御來臨と鳴りわめく」論語季氏「少之時、血氣未定、戒之在色。及其壯也、血氣方剛、戒之在鬪」

けっき に すすむ　進血氣　けっきにはやる(逸血氣)に同じ。曾我會稽山三「血氣に進む時宗は、狩屋の人種絶やさんと」

けっき に とむ　富血氣　血氣みちみつ。血氣盛んなり。

けっき に はやる　逸血氣　血氣にまかせて節制せず。

けっき の ゆう　血氣勇　血氣に驅られたる一時の勇氣。豬勇。

(諺)血氣盛りに神祟らず　人の血氣の盛んなる時は、天に勝つ。

けつ-ぎ　〜決議　會議して決定すること。又は其の決定せる意見又は條項。議決。商法第百六十一條「總會の決議は中略過半數を以て之を爲す」非訟事件手續法第百二十條「親族會の決議に代はるべき裁判」晉袁文[illegible]「[illegible]誓決之議于廟堂、早書勳于王府」

けつ-ぎ-あん　〜決議案　(名)決議にかくる議案。

げっ-き　〜月氣　(名)月光のさすさま。

けっ-きう　〜血球　(名)【醫】血液の成形分。赤血球及び白血球の二種あり。前者は圓板狀帶黃色、無核の細胞にして、後者はあみーば狀白色透明の有核細胞なり。何れも顯微鏡的に小なるもの。

げっ-きう　〜月球　(名)【天】つき(月)の異稱。

げっ-き-くわ　〜月季花　(名)【植】かうしんばら(月季花)の異名。

けつぎ-こうげきけん　〜決議攻擊權　(名)【法】株式會社の總會召集の手續、又は其の決議の方法が、法令若しくは定款に違反する場合に、其の決議の無效の宣告を裁判所に請求するを得る株主の權利。

けっき-ざかり　血氣盛　(名、副)血氣のみちみちて居ること。又、其の年頃。津國女夫池三「若し住所知るる手掛りあらば、よし虛說でも聞きたしと、はやりをの血氣盛り」用明天皇職人鑑三「色よき若衆・

お女郎の、たった二人の乘合舟、けっきざかりの艷風の」

けっき-さかん　〜血氣盛　(名、副)前條の訛り。浮世風呂四上「厚ぼってえ綿頭巾は、血氣盛んの壯夫が、襟へ卷いたり天窓を包んだりする」

けっき-ざけ　〜血氣酒　(名)血氣に任せて飲む酒。源氏冷泉節上「瓶子限りに飲み續け、御供せんとくみかはす若侍の血氣酒」

げっ-きふ　〜月給　(名)月を以て定めたる俸給。月月の俸給。月俸。又、月月の給與。白居易詩「俸錢萬六千、月給亦有餘」宋史畢士安傳「出知潞州、特加月給之數」

げっきふ-とり　月給取　(名)月給を受くる人。つとめにん。

げっきふ-び　月給日　(名)月給を下げ渡す日。

けっき-もの　血氣者　(名)血氣に富める人。血氣盛りなる人。心中刃氷朔日中「あたり近處の血氣者、それやるものかと走りこむ」

けっ-きやう　〜結經　(名)佛語。本論たる經典の要旨を述べて、其の結論と見るべき經典。天台宗にて、法華經を本經とし、無量壽經を其の開經、普賢觀經を其の結經となす類。

げっ-きう　〜月宮　(名)月の中にありといふ宮殿。月の都。月宮殿。謠須磨源氏「都卒の天に住み給へば、月宮の影に天くだり」天寶遺事「明皇與申天師、中秋夜遊月宮」

げっきう-でん　〜月宮殿　(名)前條に同じ。謠羽衣「月宮殿の白衣の袂の、色色妙なる花の袖」

けっ-きよ　〜穴居　自然又は人造の穴を住居としたること。あなずまひ。易經繫辭「上古穴居而野處」禮記王制「北方曰狄、衣羽毛穴居、有不粒食者矣」

けっ-きよ　〜拮据　仕事に骨折ること。働くこと。きっきよ。詩經豳風「予手拮据」

けっ-きよく　〜結局　とどのつまり。つまり。はて。終局。所詮。

けつぎ-ろく　〜決議錄　(名)決議の記錄。非訟事件手續法第百八十七條三項九號「創立總會の決議錄」

けっ-きん　〜缺勤　闕勤　勤務を缺くこと。出勤せぬこと。

け-づきん　毛頭巾　(名)毛皮の頭巾。蛇の鮓「横霞道外は幕に立ちかへるの句に小鬢に雪を殘す毛頭巾」天網島中「毛頭巾取って入るを見れば、南無三寶、舅五左衛門」

げっ-きん　〜月琴　(名)支那傳來の樂器。琵琶に似てやや小さく、胴は圓く扁くして、四絃十二柱あり。

(げっきん)

け-つく　蹴附　(他動下二)物に蹴てあつ。蹴る。

けっ-く　〜結句　㊀詩歌の末の句。運歩色葉「結句ケック」滄浪詩話「結句好難得」㊁つまるところ。とどのつまり。あげくのはて。とうとう。結局。保元物語「無雙の大忠なりしかども、異なる勸賞も無く、結句幾程もなくして身を亡ぼしけるこそ淺ましけれ」東鑑四、元曆元年五月九日「條條科、被優精兵一事之處、結句令任官訖」盛衰記三十、准后家「夜に入るまで使もなし。待てども待てども人も見えず。結句はかくなり給ひぬ」㊂却て。いっそ。むしろ。明德記「左樣の惡黨どもをこそ御鎭めなからめ、結句御謀反を思し召し立たせ給ひ候事、以ての外の惡逆也」謠烏帽子折「如何なる

恩賞をもなど、都にてあらましのかひもなく、結句主を追っさげて、下人に使ふべき謂はればしあるか」狂言文山立「山だちをし損ずるのみならず、結句傍輩と口論し」博多小女郎波枕上「人は知らじと思ふこと、けっく身の上知らずなり」

げっ-くり　(副)喉に物の詰まるさまにいふ語。百俚談「詰屈ゲックリ。咽に物のつまる也。噎せたる心歟」

けっ-くわ　〜結果　(名)㊀或る原因によりて到達したる狀態。しあげ。でき。できばえ。はて。㊁【倫】吾人の動作が惹き起こしたる變動狀態。

けっ-くわ　〜缺課　課業に缺席すること。

げっ-くわ　〜月華　(名)月のひかり。月光。太平記廿六、秦始皇帝「月華・星彩蒼茫たり」張若虛詩「願逐月華流照君」

けっ-くわい　〜血塊　(名)㊀ちのかたまり。血の凝り。運歩色葉「血塊ケツクワイ」㊁畸形兒の類。浦島年代記三「二年餘り誕生なきは、何しに先帝の御子、血塊・龜腹などの病」

けっ-くわい　〜決潰　溢るるやうになりて切れつひゆること。充ちて裂け潰ゆること。歐陽修詩「癰瘍皆畜聚、決潰終當潰」

けっ-くわい　〜決壞　堤防など、きれくづるること。又、きりくづすこと。史記平準書「隄塞河輒決壞、費不可勝計」

けっ-くわい　〜缺壞　かけやぶるること。

げっ-くわう　〜月光　(名)月のひかり。月色。謠三輪「月光地に敷いて、掃へども又生ず」後漢書天文志「太白在太微中、燭地如月光」

けっ-くわく　〜闕畫　漢字の畫を省くこと。昔時、帝王などの名と同一の漢字を書くときなど、憚りて爲したるもの。虎を乕、統を紌と書く類。

けっ-くわん　解官　(名)〔げくわん(解官)の音便〕官職を取り上ぐること。免官。免職。平治物語四「信西子息五人、解官せらる」平家一、內裏「國司加賀守師高を解官せられて、尾張の井戸田へ流さる」同代后「死罪・流罪・解官・停任、常に被行て」闕官。

けっ-くわん　〜結卷　(名)結末の經卷。經典中、最終の卷。

けっ-くわん　〜血管　(名)【醫】血液循環の通路をなす管。心臟より始まり、再び心臟に終はる。其の輸出管を動脈管、輸入管を靜脈管、兩者の連接部にある徵細網狀の血管を毛細管といふ。

けっ-くわん　〜闕官　其の官に任ずべき人の闕けてあること。東鑑五、文治元年十二月六日「一、闕官事。撰定器量、可被採用也」

けつ-ぐわん　〜結願　佛語。けちぐわん(結願)に同じ。方行詩「一室安禪久、三生結願頻」

けっくわん-がく　〜血管學　(名)血管の系統を研究する學問。

けっくわん-せん　〜血管腺　(名)【醫】構造は腺質なれども排泄管を有せず、且つ甚だ血管に富める器官。即ち、甲狀腺・脾臟等の如し。此れ等は何れも內分泌を營む。

けっくわん-ちやう　〜闕官帳　(名)古昔、外記方にて、闕官を記したる帳簿。江次第四、除目「闕官帳二卷正權」同抄「闕官帳。有二卷、正官・權官也。取當時內外官之闕也」

けつ-げ　〜結夏　げ(夏)を見よ。庭訓往來十月「可令行大齋候、同者結夏以前、可然之時分候」運歩色葉「結夏ケツゲ自四月十四日至七月十四日、九十日也」

けつ-げ 〜結解 ❶勘定の仕上げ。貞永式目「諸國地頭、令レ抑ニ留年貢ニ之由、有ニ本所之訴訟ニ者、卽右抑ニ留年貢所當ニ事。遂ニ結解ニ可レ請ニ勘定ニ」運歩色葉「結解ケツゲ 算用」庭訓往來十二月「公文田所、結解勘定」 ❷盲人の官金出納の事を掌ること。又、其の職。日次記事「撰有之檢校四人、而使レ掌ニ官祿等之出納ニ是謂ニ結解ニ」

け-づけ 毛附 (名) ❶馬の毛色。永久百首秋「もち月の駒の毛づけをあふさかの、杉まのかげにあはせてぞ見る」東鑑九、文治五年九月七日「互及ニ相論ニ歟、仍云ニ甲、云ニ馬毛附ニ擧」 ❷古昔、陸奥などより馬を貢するとき、其の毛色を書きとむること。又、其の文書、及び其の役。禁祕抄下「上卿進ニ覽子ニ候ニ毛附ニ也」 ❸軍陣の時、敵の鎧の毛色に注目し、主なる敵を求め出だし、同僚と競爭して打ち取ること。甲陽軍鑑九十「馬場美濃方へ向かひたる武士の中に、金の制札、金の提燈差物にしたる兩人の武士、是れも又けんを爭ひ拵ぎ候を中略治部は金の制札、市之尉は金の提燈と毛づけを仕り、討ち申すべく候」

げっ-けい 〜月卿 (名) くぎやう(公卿)に同じ。平家十一、一門大路被レ渡「今日は月卿・雲客一人も隨はず」運歩色葉「月卿ゲッケイ 日ニ三位以上ニ也。象ニ日於天子ニ」唐高適詩「月卿臨ニ幕府ニ」

げっ-けい 〜月桂 (名) ❶つきのかつら(月桂)に同じ。❷月。月の光。つきかげ。謠曲羽衣「雲岸頭に定まって月桂圓かなり」梁元帝文詩選「宮槐晩合、月桂宵輝」 ❸【植】げっけいじゆ(月桂樹)の略。

げっ-けい 〜月計 (名) 月月の會計。經鉏堂雜記「巳作ニ歲計簿ニ復作ニ月計簿ニ盍先有ニ月計ニ然後歲計可レ知」

げっ-けい 〜月經 (名) 生殖器の成熟せる婦人の子宮より、毎月日數を定めて出づる血液。大抵二十七八日目に反復し、四五日間持續す。つきやく。つきのさはり。つきのめぐり。つきのもの。さはり。めぐり。經水。經行。

げっけい へいし 〜月經閉止 定期の月經のとまりて出でざること。

げっけい-かく 〜月形角 (名) 【數】月形の二つの弧のなす角。

げっけい-くわん 〜月桂冠 (名) ❶古代希臘にて、あぽろー神の神木と稱せし月桂樹の葉を以て造り、競技の優勝者などに被らしめて名譽の表章とせる冠。❷極めて名譽ある地位。

げっけい-じゆ 〜月桂樹 (名) 【植】樟科、月桂樹屬の常綠喬木。幹の高さ一二丈、芳香を有す。葉は廣披針形又は長橢圓形、全緣又は稍波狀緣、平滑革質にして濃綠色を呈す。早春、小形黃色の花を葉腋に簇生して開く。果實は暗褐色球形の小核果なり。南部歐羅巴の原產にして、近年我が國諸所に移植せらる。西洋にては、古來、此の枝を名譽の表章として用ひ、又、葉及び果實は藥用となる。觀賞用に供せらる。ろーれる(老列兒)。

けづけ-かうみやう 毛附高名 (名) 毛附(ケヅケ)三をなしたる敵を討ち取ること。

けつ-げき 〜穴隙 (名) あな。すきま。論衡「人在ニ天地之閒ニ猶ニ蚤虱之在ニ衣裳之內ニ螻蟻之在ニ穴隙之中ニ」

けつげき を きる 鑽穴隙 男女の私通にいふ。孟子滕文公下「不レ待ニ父母之命、媒妁之言ニ鑽ニ穴隙ニ相窺」

けつ-けつ 〜決決 (副) 水の決(キ)るるさまにいふ語。謠曲天狗「登登たる山路いづれの時か盡きん、決決たる溪泉到る所に聞く」盧綸詩「登登山路何時盡、決決溪泉到處聞、風動ニ葉聲ニ山犬吠、一家松火隔ニ秋雲ニ」

げつ-げつ 〜月月 つきづき。月ごと。毎月。

げつげつ-こう 〜月月紅 (名) 【植】かうしんばら(月季花)の異名。

け-つける 蹴附 (他動下) けつく(蹴附)の口語。女殺油地獄上「大事の命の玉、縮み込むほど蹴附けられ」

けつ-げん 〜闕減 缺減 闕(カ)けて減ること。闕乏して減少すること。

けっけんしう 〜血見愁 (名) 【植】あかね(茜草)の異名。

けっ-こ 結構 (名、副) けっこう(結構)の略。丹波與作上「大名のうちよりも、こちのうちがけっこで御座る」

けっ-こう 〜血紅 (名) 血の如きあかき色。血紅色。

けっ-こう 〜結構 ❶むすびかまふること。かまへつくること。組み立つること。又、其のさま。後漢書班固「結ニ構文辭、終以諷諫」同郡林「更修ニ傑宇ニ凡所ニ結構ニ二百四十房、千八百五十室」王延壽文魯靈光殿賦「觀ニ其結構ニ規矩應レ天」何晏文景福殿賦「尉其結構則脩梁彩制、下褰上奇」 ❷たくむこと。企て。もくろみ。計畫。延慶本平家二末、石橋山合戰「平家の御世を、傾け奉り犯し奉らんと結構するは誰れ人ぞや」平家二、西光被レ斬「其れは法皇の、山攻めらるべき御結構とこそ聞け」 ❸支度。用意。まうけ。設備。庭訓往來五月「客人光臨、結構奔走奉レ察候」曾我五人兄弟三「小袖中略結構華麗を盡くしは、曾我の手わざにかなはぬ事」 ❹うつくしきこと。すぐれたること。美麗。精巧。狂言八句連歌「けっこうな御手でござる」同子盜人「普請しられたと見えて、けっこうになった」同菊花「結構な蒔繪の重箱」 ❺心がけよきこと。氣立よきこと。おとなしやかなること。好人物なること。狂言比丘貞「扨も扨も、けっこうなお方ぢや、殘らずお貸しなされて下だされた」夕霧阿波鳴渡中「ああ奥樣の、餘り結構すぎました」春花五大力「亭主の結構に女房のけはしいは、當世のはやりものでござる」

(諺)**けっこう まっか** 次條に同じ。

(諺)**けっこうけだらけ、猫灰だらけ** 結構なりと嘲りていふ語。

(諺)**結構は馬鹿の唐名** 結構人とは馬鹿の一名なりといふこと。當世誰身上「結構はあはうの唐名といふ諺、よく覺悟すべき事なり」

けっこう-しや 〜結構者 (名) けっこうじん(結構人)に同じ。重井筒上「お內儀は結構しや」

けっこう-しよく 〜血紅色 (名) 血の如き赤き色。血紅。

けっこう-じん 〜結構人 (名) ❶おとなしき人。氣立のよき人。お人よし。釋迦如來誕生會三「愚痴・愚鈍の子を打擲し、我が身は慈悲ある結構人になって、我れ我れに氣をゆるさせんとの智略の杖」浮世風呂上「お部屋中で、評判のお結構人でございました」 ❷馬鹿正直の人。心のよすぎてはたらきなき人。ぐづ。

(諺)**結構人は阿房のうち** 結構は馬鹿の唐名に同じ。けっこう(結構)の條を見よ。

けっこう-そ 〜血紅素 (名) 【醫】けっしきそ(血色素)の異名。

けっこう-だて 結構立 (名) 結構顏なる氣だて。蟬丸二「ええ、いひ甲斐なし、結構だても事による」

けっこう-もの 結構者 (名) けっこうじん(結構人)に同じ。

けっ-こく 〜闕國 (名) 國司・領主のかけたる國。闕所たる國。平家一、殿上闇討「勸賞には闕國を可レ給由仰せ下だされける。折りふし、但馬國のあきたりけるをぞ被レ下ける」太平記廿一「此の勸賞に、官位も闕國も猶充つるに不レ足」

けっ-こく 〜缺刻 (名) ❶かけ。きざみ。❷【植】植物の葉緣にあるきれこみ。其の深淺によりて、淺裂・深裂・全裂等と稱す。えふえん(葉緣)を見よ。

けつ-ごく 〜決獄 訟獄の判決をなすこと。史記世家「召公巡ニ行鄕邑ニ有ニ棠樹ニ決ニ獄政事其下ニ」漢書陳平「文帝朝而問ニ右丞相勃ニ曰天下一歲決獄幾何、勃謝レ不レ知」

けっ-こん 〜血痕 (名) 血の附きたるあと。

けっ-こん 〜結婚 夫婦の緣を結ぶこと。えんぐみ。婚姻。皇室婚嫁令第十八條「皇太子皇太孫の結婚」漢書霍光「光與ニ左將軍桀ニ結婚相親、光長女爲ニ桀子安妻ニ」古詩「千里遠結婚、悠悠隔ニ山陂ニ」

げっ-こん 〜月痕 (名) つきかげ。月影。

げっ-さ 〜月差 (名) 【天】月には地球の外、太陽其の他の諸惑星が作用するため、白道は大約橢圓狀をなすのみにて、其の形一定せず、從ひて白道上の一點(例へば交點)を通過してより再び其の點に來たる時間は、月が地球を一周する時間と異なり。此の兩者の差の稱。

けっ-さい 〜潔齋 いみきよまはること。ものいみすること。けさい。精進。保元物語一新院召ニ「精進・潔齋して取り出だしけるとなり」十訓抄中「けっさいの人にあらざれば、此の玉をとる事なし」宋玉文登徒子好色賦「潔齋俟兮惠ニ音聲ニ」

けっ-さい 〜決裁 さいけつ(裁決)に同じ。

けっさい-けん 〜決裁權 (英 Casting vote) (名) 【法】議事にて可否同數なる場合に、其の可否を決定する權利、又は權限。

けっ-さう 〜血相 (名) かほの相。かほいろ。かほつき。相好。

けっ-さう 〜纈草 (名) 【植】かのこさう(纈草)の異名。

けっ-さう 〜結裝 身ごしらへすること。身じたく。結束。

げつざう-どう 〜月像幢 (名) ちやうき(仗旗)を見よ。續紀二、大寶元年正月乙亥「天皇御ニ大極殿ニ受レ朝中略右、月像・玄武・白虎幢」

けっ-さく 〜傑作 (名) 勝ぐれてよき著作物、又は製作品。傑出せる作物。陸游詩「太古實傑作、筆落ニ九天上ニ」

げっ-さく 〜月朔 (名) 月のはじめの日。ついたち。朔日。書經五子之歌「季秋月朔」

けっ-さん 〜決算 ❶勘定を仕上ぐること。又、其の仕上げたる勘定。❷【商】一定の期閒に生じたる總べての取引を精算・調査して、其の期閒に於ける營業の狀況を明確にするために行ふ手續。平常決算と閉業決算との別あり。❸【法】豫算に定めたる歲入・歲出の正當に行はれたるや否やを檢査せしむるため、財政監督機關に提出する報告。又、殊に、政府が會計檢査院の檢查確定を經て、帝國議會に提出する報告の稱。(豫算の對) 大日本帝國憲法第七十二條「國家の歲出歲入の決算は會計檢査院之を檢査確定し政府は其の檢査報告と俱に之を帝國議會に提出すへし」府縣制第百四十二條「決算は翌翌年の通常會に於て之を府縣會に報告すへし」

けっさん-あん 〜決算案 (名) 確定の手續を未だ經ざる決算。決算の草案。內閣官制第五條第二項第一號「法律案及豫算決算案」

けっさん-き 〜決算期 (名) 決算を行ふ時期。

けっさん-はうこく 〜決算報告 (名) 【商】銀行又は會社などが、每營業年度の終りなどに、其の期閒の營業成績を決算して、關係者に示す報告。

けっさん-び 決算日 (名) ❶【商】一定の期閒に生じたる總べての取引を決算する日。淸算日。❷取引所に於ける定期取引の受け渡し日。

けっさん-ゐいん 〜決算委員 (名) ❶決算に關して選ばれたる委員。❷貴族院及び衆議院の常任委員の一。政府より帝國議會に提出したる決算の審査をなすもの。

けっ-し 〜傑士 (名) すぐれたる人士。傑出せる士。傑人。

けっ-し 〜楔子 (名) ❶くさび。❷物事のつなぎ。かすがひ。

けっ-し 〜血嗣 (名) ちすぢ。血統。

けっ-し 〜結使 (名) 【使は煩惱の衆生を驅使して惱亂せしむる義】佛語。ぼんなう(煩惱)に同じ。

けっ-し 〜決志 きっぱりとこころざしを定むること。又、其の定めたるこころざし。おもひこみ。決心。易經注「持レ疑猶豫、未ニ敢決ニ志」

けっ-し 〜決死 死を決すること。心に必死を期すること。

けつ-じ 〜闕字 (名) ❶文章・語句の中に插入すべき文字の闕けてあること。又、其の文字。❷文章の中に、帝王又は高貴の人の稱號など出でたるとき、敬意を表して、其の上を一字若しくは二字ほど明け置くこと。公式令「大社・陵號中略皇太子・殿下、右如レ此之類並闕字」拾芥抄中末「平出闕字」

けつ-じ 〜訣辭 (名) 告別のことば。

げつ-じ 〜月事 (名) げっけい(月經)に同じ。

げっ-しう 〜月收 月月の收入。

けっ-しき (名) 毛髮を拔く木製の剪刀。北條五代記五、關東昔侍形氣異樣「又けっしきと名附けて、木をもて大きに木はさみを作り、其のけっしきにて頭毛を拔き、又鬢の毛の間を拔きすかし」

けっしき-そ 〜血色素 (名) 【醫】血液に赤色を與ふる物質。主として赤血球內に含まる。結晶性を有し、成分中に鐵を含有す。容易に酸素と結合して酸化血色素となり、又容易に酸素を失ふ性あり。血液の實質中、重要なるものなり。血紅素。へもぐろびん。

けっし-たい 〜決死隊 (名) 決死の覺悟にて敵軍に突擊する部隊。

けっ-しつ 〜齧膝 (名) 勢ひはやる馬。下學集「齧膝ケッシツ馬也」

けっ-しつ 〜闕失 缺失 ❶あやまち。あやまり。過失。五代史晉臣「毎レ陳ニ朝廷闕失ニ多斥ニ權臣ニ」唐書杜正倫「歐屬遂犯ニ吾鱗ニ、裨ニ闕失ニ」 ❷かけうすること。

けつ-じつ 〜結實 草木などの、實を結ぶこと。みのること。又、其の實。

けっ-して 決 (副) きっと。どうしても。かならず。絕えて。(下に必ず打消しの語を用ふ) 柿無益委記「息子は決して夜あるきせず」

けっ-しふ 〜結集 佛語。散亂せる佛敎上の片言・隻語を編纂すること。

けっ-しや 〜結社 多數の人が共同の目的を達せんために、合意によりて團體を組織すること。又、其の團體。大日本帝國憲法第二十九條「言論著作印行集會結社の自由」蓮社高賢傳「結レ社念レ佛、世號ニ十八賢ニ」溫庭筠詩「暫對ニ山松ニ如レ結レ社、偶因ニ藥圃ニ自成レ群」

げっ-しや 〜月謝 (名) 月月に謝禮として差し出だす金。生徒の月月の授業料。

けっ-しやう 〜血漿 (名) 【醫】血液の未だ變化を受けざる際の液質。血液、血

管外に放出すれば、血漿は血清と纎維素とに分離す。

けっ-しやう 〜結晶 數箇の平面を以て限られたる規則正しき立體にして、天然に成生し、然も其の組成一定せるもの。硫酸銅又は明礬の飽和溶液を放置するとき、天然に其の中に成立する固體の如き即ち是れなり。

けつ-じやう 〜潔淨 きよらかなること。きよきこと。清潔淸淨なること。

げつ-じやう 〜月城 (名) 二の丸を圍む外郭。三の丸。

けっ-しやう-がく 〜結晶學 (名) 科學の一分科。天然又は人工の結晶の形態・性質、及び其の相互の關係を論究するもの。

けっ-しやう-きがう 〜結晶記號 (名) 【鑛】結晶面の性質を簡單に表はす記號。

けっ-しやう-くわうぶつ 〜結晶鑛物 (名) 【鑛】結晶して產出する鑛物。

けっ-しやう-けい 〜結晶形 (名) 【鑛】結晶せる固體。結晶せる形。

けっ-しやう-けい 〜結晶系 (名) 【鑛】同一の軸に依りて、說明し得る結晶面により形成せらるべき、總べての形態の總稱。

けっ-しやうけい-たんそ 〜結晶形炭素 (名) 【化】結晶せる炭素。金剛石・石墨の如き是れなり。

けっ-しやう-しつ 〜結晶質 (名) 【鑛】外形は規則正しからざるも、內部の分子の構造規則正しき物質。

けっ-しやう-すゐ 〜結晶水 (名) 【化】或る物質が結晶するために、成分として要する水。膽礬は五分子量の水を含みて結晶すれども、熱して此の水を放出せしむれば白色の粉末となるを以て知るべし。

けっ-しやう-そーだ 〜結晶曹達 (名) 【化】結晶せる炭酸曹達。

けっ-しやう-たい 〜結晶體 (名) 【理】結晶をなせる物體。

けっ-しやう-へんがん 〜結晶片岩 (名) 【地】岩石の一群にして、水成岩の如く層理明かなれども、岩質は全く結晶質を帶ぶるもの。要するに、水成岩が偉大なる地球變動を受けて、性質を變ぜしものならん。片麻岩・綠泥片岩等これなり。晶質剝岩。剝岩。變成岩。

けっ-しやう-めん 〜結晶面 (名) 【鑛】結晶を取り圍む平面。

けっ-しゆつ 〜傑出 多くの中に、すぐれて拔け出でたること。もぬけたること。卓出。太平記一、玄惠文談「此の韓昌黎と申すは中晩文章は、漢・魏・晉・宋の間に傑出せり」後漢書傳讚「角立傑出」蜀志諸葛亮傳「亮深謂備傑出こ」

けっ-しよ 〜闕所 ㊀莊園などの領主の、罪に當たりなどして沒收せられ、次の領主の未だ定まらざる所。平治物語朝義兵「大莊をも賜はりたけれども、折節闕所なし」太平記十三、公家統政「今は六十六箇國の內には、立錐の地も、軍勢に可行闕所は無かりけり」同卅三、新田左兵衞佐義興自害「江戶伯父・甥が所領、稻毛の庄十二鄕を闕所になして、則ち給人をぞ被附ける」㊁江戶時代、追放以上の刑の附加刑。其の領土又は財產を官に沒收するもの。沒收。籍沒。

けっ-しよ 〜血書 己れの血にて文字を書くこと。又、其の書きたる文書。

けっ-しよ 〜穴處 けっきよ(穴居)に同じ。

けつ-じよ 〜闕如 ㊀かけたること。省略しおくこと。十訓下「公費は相撲を懷抱して秀歌案ぜんほどに、公事を闕如」盛衰記廿七、大御宮祭文「始自院宮諸家臣下之領等、國國庄庄年貢闕如事、全不誤」論語子路「君子於其所不知、蓋闕如也」㊁けつじ(闕字)に同じ。書札條條「被仰出に闕如無之、御下知も同前」

けっ-しよう 〜決勝 最後の勝負を決定すること。吳子「不和于戰、不可以決勝」史記留侯世家「決勝千里外」

けつ-じよう 〜結繩 支那の太古未だ文字なかりし時代に、繩を結びて意思を通じ、又は物事の記憶としたること。易經繫辭「上古結繩而治、後世聖人易之以書契」

けっ-しよう-てん 〜決勝點 (名) 決勝の標準となる地點。

けつじよう-もじ 結繩文字 (名) 太古、文字なき時代に、繩を結びて記號とせしもの。

けっ-しよ-きん 〜闕所金 (名) 闕所の刑に處せられたる者の貨財・田地などを賣りて得たる金子。

けっ-しよく 〜血色 (名) ㊀血のいろ。㊁血の如く赤き色。㊂顏のいろつや。かほいろ。顏色。

けっ-しよく 〜血食 〔血は祭祀に供する牲の血の義〕子孫連綿として、先祖の祭の絕えざること。左傳莊公六年「抑社稷實不血食、而君焉取餘」戰國策趙「今王旣受先王之傳、欲宗廟之安、壤地不削、社稷之血食乎」

げっ-しよく 〜月色 (名) 月のいろ。月の光。月のかげ。月光。月影。朗詠「叢邊怨遠風聞嘯、壁底吟幽月色寒」

げっ-しよく 〜月蝕 (名) 【天】地球の影が月の地球に面せる表面に投ぜられ、其の部分だけ月の表面に缺けたる所を生ずる現象。滿月の時にのみ生ずるもの。部分蝕と皆旣蝕との二ありて、前者は月の一部分のみ缺除し、後者は全部を缺除す。山家集雜「月蝕を題にて歌よみけるに」史記天官書「月蝕常也、日蝕爲不臧也」宋書曆志「朔則交會、望則月蝕」

けっ-しよく-そ 〜血色素 (名) けっしきそ(血色素)に同じ。

けっ-しよ-ぐら 闕所藏 (名) 江戶時代、闕所となしたる物を納めおくくら。

けっ-しよ-ぶん 〜闕所分 (名) 闕所になしたるぶん。闕所のわけまへ。太平記十七、山門攻落二南都一「軍勢の兵粮巳下の事取沙汰しける衆の中へ、江州の闕所分三百餘箇所を被行て」同卅八、諸國宮方蜂起「今若し御方に參じて忠を被致候はば、闕所分巳下の事に於いては、每事所望に可隨」

けっしよもの-ぶぎやう 闕所物奉行 (名) 江戶幕府の職制。奉行の一。大目付に屬し、沒官の物を收めて賣却することを掌るもの。

けっ-し-るゐ 〜齧齒類 (名) 【動】哺乳動物の一目。概ね小形の獸類にて、其の特徵は、犬齒を缺き、門齒と臼齒の間に廣き間隙を存し、門齒は上下共に二枚あり、其の前面にのみ堅き琺瑯質を被るを以て、先端恰かも鑿の如く銳し。前肢は後肢より短く、孰れも四箇乃至五箇の指趾を具へ、全蹠を地に觸れて步み、地上又は樹上に生活し、多くは植物質を食す。性怯懦にて、繁殖力速かなり。兔・鼠・栗鼠・海狸等の類これなり。

けつ-じろ 〜尻白 (名) 臀(しり)の毛色の白き馬。騵。

けっ-しん 〜決心 心を決(き)むること。思慮を一途に定むること。又、其の心。おもひこみ。決志。

けっ-しん 〜缺脣 みつくち。いぐち。兔脣。運步色葉「缺脣シンツ」淮南子「孕婦見兔、而子缺脣」

けつ-じん 〜傑人 (名) 傑出したる人物。傑士。

けつ-じん 〜劂人 (名) ほりもの師。印版師。彫刻師。

けつ-じん 〜竭盡 盡くること。滅盡。漢書武帝紀「今天下孝子順孫、願自竭盡以承其親」蘇轍文「犬馬之誠、本期於竭盡」

けっ-す 決 (自動變) ㊀堤防破れて水流れ出づ。決潰す。史記平準書「河決觀」㊁判斷つく。きまる。決定す。史記張湯傳「天下事皆決於湯」

けっ-す 結 (自動變) 大便滯りて通ぜず。祕結す。便祕す。

けっ-す 決 (他動變) ㊀堤防を破りて水を流し出だす。㊁定む。きむ。決定す。著聞十「雌雄を決して」延慶本平家二末、石橋山合戰「三浦の人人と勝負を決すべしとて」左傳成公四「楚子反救鄭、鄭伯與許男訟焉、皇戌攝鄭伯之辭、子反不能決也」史紀周本紀「虞芮之人有獄、不能決」

けっ-す 結 (他動變) むすぶ。結論す。盛衰記廿九、維盛惟盛於三輪川寺二謁二法然房一「圓頓無作の大戒、梵網の十重禁をぞ說き給ふ。上人結して曰はく」

けっ-すゐ 〜決水 水が堤防又は水閘などを決潰して溢れ出づること。堤防又は水閘などを破壞して水を流出せしむること。又、其の水。

けつ-ずゐ 〜血髓 (名) 血と髓と。盛衰記十一、有王俊寬問答「血髓を屠り身體を拋ちても、望むべきは安養淨土の境也」

げっ-すゐ 〜月水 (名) げっけい(月經)に同じ。

けっすゐ-ざい 〜決水罪 (名) 【法】舊刑法の罪名の一。堤防を決潰し、水閘を毀壞し、水利を妨害し、又は水害を起したるによりて成立するもの。堤防の決潰又は水閘の破壞によりて人の住居したる家屋を漂流したるものは無期徒刑、人の住居せざる家屋其の他の建造物を漂流したるものは重懲役、田圃・礦坑・牧場等を荒廢したるものは輕懲役となす類。舊刑法第二編第三章第八節「決水の罪」

けつ-ずん 闕巡 (名) 古へ朝廷にて、酒宴を群臣に賜はり、盃盞巡流の時、闕座の人あらば其の來たるを待ち、其の巡流したる數だけ連飮せしめて闕を補はしむること。西宮記廿、令行三飮酒一會等「闕巡可隨闕巡數」江次第六、三孟旬「四獻粥未參源障子內、諸卿座、闕三度獻、飮闕巡」

けっ-せい 〜血誠 (名) 心のたけをこめたるまこと。心血を灑(そそ)ぎたる眞實。赤誠。

けっ-せい 〜血淸 (名) 【醫】血漿より纎維素の分離し去りたる後の透明なる液體。

けっ-せい 〜結成 むすび成すこと。こしらへあぐること。構成。庾肩詩「且余來錫命、僉言事結成」

けっ-せい 〜結制 けつげ(結夏)に同じ。

けっ-せい 〜潔淸 きよくきれいなること。さっぱりしてあること。いさぎよきこと。潔淨。淸潔。史記周仁傳「常衣敝補衣溺袴、期爲不潔淸」

けつ-ぜい 〜血稅 (名) 〔身血を稅とする義〕兵役義務の異稱。明治五年十一月二十八日太政官告諭「凡天地の間一事一物として稅あらざるはなし以て國用に充つ然らは人たるもの固より心力を盡し國に報せさるへからす西人之を稱して血稅といふ其生血を以て國に報するの謂なり且國家に災害あれは人人其災害の一分を受さるを得す是故に人人心力を盡し國家の災害を防くは則ち自己の災害を防くの基たるを知るへし」

げつ-ぜい 〜月稅 (名) 月月納むる稅金。臺灣地方稅規則施行規則第七條「月稅」

けっせい-あるぶみーん (英 Serum album-min) (名) 【化】黃色無定形の物質。六七十度の溫度にて凝固し、水に溶けて透明の液となる。血液中に存する一種の蛋白質なり。〔血精——〕

げっせい-きより 〜月星距離 (名) 【天】月と白道の近傍にある光輝著しき惑星又は恆星との距離。

けっせい-しよ 〜結政所 (名) かたなしどころ(結政所)に同じ。

けっせい-せき 〜結成石 (名) こんくりーと・に同じ。

けっせい-ちれう 〜血淸治療 (名) 【醫】固有の血淸によりて有毒の黴菌を防ぎ得ざる傳染病患者の身體に、該病の免疫となりたる動物の血淸を注射して、病毒を中和無害とする治療法。獨逸人べーりんぐ氏の發見せるもの。血淸療法。

けっせい-やくゐん 〜血淸藥院 (名) 內務大臣の管理の下に、血淸の製造に關する事務を掌りし所。院長・技師・技手・書記の職員を置く。明治二十九年三月勅令第百四號血淸藥院官制「血淸藥院」

けっせい-れうはふ 〜血淸療法 (名) 血淸治療の方法。

けっ-せう-ばん 〜血小板 (名) 【醫】血液中の有形成分の一。大小不定の小圓板狀にして、無色粘膠性のもの。

げっ-せ-かい 〜月世界 (名) 月を世界としての稱。月界。

けっ-せき 〜血石 (名) 【鑛】赤鐵鑛の一種。非晶質にして土狀、血赤・褐赤・鐵黑色等の色を呈するもの。繪の具の材料とす。

けっ-せき 〜闕席 缺席 出席せざること。

げっ-せき 〜月夕 (名) 月の明かなる夕。つきよ。げつや。

げっ-せき 〜月石 (英 Moon-stone) (名) 【鑛】長石の一種。透明にして靑色の光彩あるもの。

けっせき-さいけつ 〜闕席裁決 (名) 【法】海員審判所の呼出しを受けたる被審人が、審判の當日、審判廷に出頭せざる場合に、理事官の請求に基きて下だす裁決。海員懲戒法第三十三條「闕席裁決」

けっせき-さいばん 〜闕席裁判 (名) 【法】けっせきはんけつ(闕席判決)に同じ。逃亡犯罪人引渡條例第十九條「闕席裁判に由り有罪の宣告を受けたる者」

けっせき-しや 〜闕席者 (名) 闕席せる人。刑事訴訟法第二百二十八條「檢事其他訴訟關係人の請求に因り闕席者に送達す可し」

けっせき-そしようてつづき 闕席訴訟手續 (名) 【法】闕席判決に關する訴訟の手續。民事訴訟法第二百六十五條二項「中間訴訟の辯論の爲め期日を定めたるときは其闕席訴訟手續及ひ闕席判決は其中間訴訟を完結するに止まり本節の規定を之に準用す」

けっせき-はんけつ 〜闕席判決 (名) 【法】㊀民事訴訟の原告又は被告が、口頭辯論の當日法廷に出頭せざる場合に、出頭したる相手方の申立てによりてなす判決。其の出頭せざる一方が原告なるときは訴訟の却下を言ひ渡し、被告なるときは原告の事實上の口頭供述を被告の自白と看做して、その正當のときは被告の敗訴を言ひ渡し、正當ならざるときは訴訟の却下を言ひ渡す。此の判決を受けたる原告又は被告は、該判決の送達より十

四日以内に故障の申立てをなすことを得、其の申立て適法なるときは、訴訟は闕席前の程度に復するものとす。解怠判決。(對席判決の對) 民事訴訟法第二編第一章第三節「闕席判決」 ☰刑事訴訟にて、呼出しを受けたる被告人、又は罰金以下の刑にあたるべき事件につき其の代人が、公判の當日法廷に出頭せざる場合に、檢事の請求を聽きて下だす判決。此の判決は、檢事其の他訴訟關係人の請求によりて送達をなし、其の送達を受けたる被告人は、三日間に故障の申立てをなすを得、其の申立て適法なるときは、裁判所は更に審理を開き、裁判をなすべきものとす。刑事訴訟法第二百三十八條「闕席判決は檢事其他訴訟關係人の請求に因り闕席者に送達す可し」

けつ-ぜつ 〜歇絶 盡きて、あとの續かざること。

けっ-せん 〜血腺 (名) 【醫】けっくわんせん(血管腺)に同じ。

けっ-せん 〜血戰 血まびれになりて戰ふこと。手痛く戰ふこと。又、其のたたかひ。五代史張承業「大王父子、與梁血戰三十年」

けっ-せん 〜決戰 結局の勝負を決定するたたかひ。決死して戰ふこと。又、其のたたかひ。史記項羽紀「今日固決死、願爲諸君決戰、必三勝之」

けっ-せん 〜決選 選擧せられたる者數人ある時、その中より更に𢎅る者を選定すること。

けつ-ぜん 〜決然 (副) 決心せるさまにいふ語。太平記三十三笠置「其の勢ひ決然として、敵へて可攻樣ぞなき」

けつ-ぜん 〜缺然 (副) 足らざる處あるさまにいふ語。莊子逍遙遊「吾自視缺然請致天下」

けつ-ぜん 〜蹶然 (副) はね起くるさまにいふ語。躍起するさま。むっくと。禮記孔子閒居「子貢蹶然而起、負墻而立」 莊子在宥「廣成子蹶然而起曰、善哉問乎」

けつ-ぜん 〜孑然 (副) ☰孤立するさまにいふ語。☰特出するさまにいふ語。

げつ-ぜん 〜月前 (名) 月のさすまへ。

(諺)月前の星 他の勢力におされて、有れども無きが如き譬へ。

けっせん-とうへう 〜決選投票 (名) 【法】投票によりて行ふ選擧にて、一定の投票數を得たるもののなきとき、又は一定の投票數を得たるものあれども、當選者と認むべきもの明かならざるとき、比較的多數の投票を得たるものの中につき、更に投票を行ひて當選人を定むること。衆議院規則第八條「投票の過半數を得たる者なきとき又は過半數を得たる者三人に滿たさるときは最多數の投票を得たる者に就き選擧すへき定員の倍數を以て取り決選投票を行ひ多數を得たる者を以て當選人とす」府縣制第五十五條「過半數を得たる者なきときは最多數を得たる者二名を取り之に就き決選投票を爲さしむ中略此の決選投票に於ては最多數を得たる者を以て當選とす」

けっ-そく 〜血速 (名) 血液が流通する速度。

けっ-そく 〜結束 ☰むすびつかぬること。たばぬること。ゆはふること。しばること。瑯環記「左右餘髮、各粗一指結束、作同心帶垂于兩肩」 ☰身支度をなすこと。結裝。異苑「每至將夕、輒結束去屋後」 ☰ほださるること。羈束。拘束。李白詩「人生鳥過目、胡乃自結束」

けつ-ぞく 〜血族 (名) ☰血統上、連絡ある親族。☰【法】血統上の連絡ある

親族、及び法律がこれと同視せるものの總稱。民法第七百二十五條一號「六親等內の血族」

けつぞく-けっこん 〜血族結婚 (名) 血族間の結婚。

けつぞく-こくか 〜血族國家 (名) 社會の秩序を血統上の關係によりて立てたる國家。即ち、上代の我が國の如き類。

けつぞく-こんいん 〜血族婚姻 (名) けつぞくけっこん(血族結婚)に同じ。

けつぞく-しん 〜血族親 (名) 六親等內の血族。

けつぞく-だんたい 〜血族團體 (名) 血族のみにて組成せる團體。

けっ-そしき 〜結組織 (名) ねばり強くして、容易に切れざる組織。

げっ-そり (副) 俄かに減少するさま、又、俄かに瘦せ衰へたるさまにいふ語。

けっ-そん 〜缺損 ☰缺け損ずること。くなそこなふこと。☰計算上の損失。

けっそん-ほてん-じゅんびきん 〜缺損補塡準備金 (名) 缺損の補塡に充つべき準備金。臺灣銀行補助法第三條「配當すへき利益金を缺損補塡準備金に組入るへし」

けっ-たい 〜結體 體形を結成すること。又、其の體形。晉書成公綏傳「六合混一而同宅、宇宙結體而括囊」 唐書藝文志「家多藏書、故銳精臨倣、結體遒麗、遂以書名天下」

けっ-たい 〜結隊 隊を結成すること。

げつ-だい 〜月臺 (名) 屋根のなき樓臺。露臺。

けったい-しょく 〜月帶蝕 (名) ぐわったいしょく(月帶蝕)に同じ。

けっ-たう 〜血刀 (名) ちがたな(血刀)に同じ。

けっ-たう 〜結黨 ☰黨派を結ぶこと。☰政黨を組織すること。

けったう-しき 〜結黨式 (名) 結黨に就きての儀式。

けっ-たく 〜結託 團結してたよりあふこと。互ひに結びて助け合ふこと。北史高隆之傳「深沈有志氣、與神武深相結託」 陶潛詩「結託善惡同、安得不相語」

けっ-たく 〜決擇 きめえらぶこと。太平記廿六、御遷幸「學海に玉を拾へる晁義・論談を決擇して、詞の林に花開く」

けっ-たふ 〜決答 決定したる返答。確答。

けっ-たるい (形口語) かひだるしの轉訛。かったるい。

けった-るさ (名) けったるき度合。けったるきさま。

けっ-たん 〜血痰 (名) 血の混じたる痰。

けつ-だん 〜決斷 ☰しかと取りきむること。思ひを定むること。決定處斷すること。左傳閔公二年「與石祁子玦」杜注「玦示以當決斷」 史記淮陰侯傳「成敗在於決斷」 太平記一、停止關所「直に訴へを聞こし召し明め、理非を決斷せられしかば」 ☰理非・曲直の裁決。

げっ-たん 〜月旦 ☰月のはじめの日。月朔。御日。運步色葉「月旦・月頭・月尾」 ☰げったんひやう(月旦評)の略。

けつだん-しょ 〜決斷所 (名) 建武中興の時に置きて、訴訟の裁判を掌らしめし役所。太平記十二、公家一統政道「雜訴の沙汰の爲めにとて、郁芳門の左右の脇に決斷所を被造」 同十三、龍馬進奏「記錄所・決斷所に群集せし訴人日日に減じて、陳訴徒らに閣けり」

げったん-ひやう 〜月旦評 (名) 人物の批評。しなさだめ。月旦。後漢書許劭

傳「好共覈論鄕黨人物、每月輒更其品題、故汝南俗、有月旦評焉」 方岳詩「寄語諸賢月旦評」

けつだん-れい 〜決斷令 (名) だいはんじ(大判事)の唐名。

けっ-ち 〜闕地 (名) けっしょ(闕所)に同じ。増補家忠日記天文十五年三月「信孝闕地押領する其の咎を訴へ、此の罪を以て、信孝追放せられんを謀る」

けっ-ちゃう 〜結腸 (名) 【醫】だいちやう(大腸)の異名。

けつ-ぢゃう 〜決定 決定(ケツテイ)すること。疑ひなきこと。必定なること。きっと。一定。必ず。榮華本雫「決定して、二世の大願あひかなはじや」 盛衰記廿六、字佐公通「異說雖口多死亡決定也」 太平記十六、正成兵庫下向「尋常の如くに合戰を致し候はば、御方決定打ち負け候ひぬと覺え候なれば」

けつぢゃう わうじゃう 〜決定往生 疑ひなく極樂に往生すること。謠曲・誓願寺「決定往生南無阿彌陀佛と、唯一筋に念ずならば」 大原問答青葉笛三「無量の罪障悉く消滅し、決定往生何の疑ひかあらん」

けつぢゃう-ごふ 〜決定業 (名) 佛語。ぢやうごふ(定業)に同じ。

けつぢゃう-しん 〜決定心 (名) 佛語。心の決定せること。又、其の心。傾城島原蛙合戰三「印判・書判、或ひは爪形・筆の軸、指先より血を出だし、徒黨固まる決定心」

けっ-ちゃく 〜決著 きまりのつくこと。落著。歸著。畢竟。

けっ-ちゅう 〜穴中 (名) あなのなか。あなのうち。拾遺記「山下有巨穴、穴中有水」

げっ-ちゅう 〜月中 (名) ☰つきのなか。五經通義「月中有兎與蟾蜍」 ☰月光のさすところ。月下。

けつ-ぢょ 〜闕除 缺除 闕き除くこと。取り除くこと。

けつ-づ 〜血途 (名) 佛語。三途の一。ちくしやうだう(畜生道)の異名。

けっ-てい 〜闕廷 (名) 禁中。御所。宮闕。宮廷。

けっ-てい 〜決定 ☰確と取りきむること。きっぱりときまること。とりきめ。けつぢやう。確定。史記殷紀「決定於家宰」 同龜策傳「王者決定諸疑、參以卜筮、斷以著龜」 ☰【法】司法裁判所が判決をなす準備として、或る事實を確定すること。刑事訴訟法第百七十二條「檢事は免訴若くは管轄違の決定に對し抗告を爲すことを得」 民事訴訟法第三百五條二項「忌避の原因ありと宣言する決定に對しては上訴を爲すことを得す忌避の原因なしと宣言する決定に對しては即時抗告を爲すことを得」

けっ-てい 〜結締 ていけつ(締結)に同じ。

けってい-しつ 〜結締質 (名) 【醫】內臟器管其の他の器管の基礎・間質乃至支柱となる組織。

けってい-そしき 〜結締組織 (名) 【醫】結締質の一種。柔軟なる無組織の基質と、延長分岐せる小數の錯綜せる細胞とより成る組織。

けってい-ろん 〜決定論 (英 Determinism) (名) 【哲】いしひつぜんろん(意志必然論)に同じ。

けっ-てき 〜闕腋 (名) けつえき(闕腋)を見よ。日本振袖始三「十六の夏までは、兩袖の下を闕腋(ケツテキ)の脇明けにして」

けってき の はう 闕腋袍 けつえきのはう(闕腋袍)を見よ。

けっ-てん 〜缺點 (名) ☰不足なるところ。不十分なる箇所。かけめ。☰批難を受くべき箇所。短所。弱點。☰おちど。やりそこなひ。過失。

けっ-てん 〜闕典 缺典 (名) 不十分なる儀式。不完全なる典章。舊唐書禮儀志「先王有闕典、上聖有遺事」 任昉文王文憲集序「闕典未補」

けっ-てん 〜蹶顚 つまづきたふるること。

けってん-はふ 〜結點法 (名) 用器畫にて、拋物線などの曲線を丞がくに、其の線の通過すべき數點を求め、これらの點を結びつけて所要の曲線をあらはす方法。

けっ-と 毛布 (名) ぶらんけっと・の略。

けっ-とう 毛布 (名) 前條の訛り。

けっ-とう 〜血統 (名) ちすぢ。ちつづき。血緣。

けっ-とう 〜決鬭 雙方の間に遺恨又は決し難き爭論等ある場合に、相談の上、腕力によりて勝負を決すること。勝負を決すること。はたしあひ。明治二十二年法律第三十四號「決鬭」 後漢書呂布傳「布彎弓顧曰、諸君觀布射戟小支、中者、可各解兵、不中、可留決鬭」

げっ-とう 〜月頭 (名) その月のはじめ。つきがしら。運步色葉「月頭ゲツトウ」

けっとう-ざい 〜決鬭罪 (名) 【法】決鬭を行ひ、又は其の場所を貸與したる等、決鬭に關與せるによりて成立する犯罪の總稱。明治二十二年法律第三十四號「決鬭罪」

けっとう-じゃう 〜決鬭狀 (名) 決鬭の申込みをなす書面。はたしじやう。

けっとう-しゅぎ 〜血統主義 (名) 【法】血統を標準として、地位又は財產の承繼者を定むる主義。

け-づな 毛綱 (名) 毛髮にて造れる綱。

けつ-なふ 〜結納 結託して相手にとりいること。後漢書西羌傳「厚結納之」

けつ-にく 〜血肉 (名) ☰ちとにく。血と肉より成れるもの。盛衰記十一、有王俊寛問答「終には、是れ山川の土なれども、捨て難きは血肉の身也」 韓非子「傷血肉」 化書「人蟲者血肉之神也」 ☰ちすぢ。血族。骨肉。

けつね (名) 【動】きつね(狐)の訛り。膝栗毛七下「てっきり、けつねにがな、つままれくさったもんぢやあろぞい」

けつ-ねう 〜血尿 (名) 【醫】尿中に血液の混じたるもの。外傷・疾病により、尿道・膀胱・腎臟より出血するによる。

けっ-ぱい 結界 (名) けっかい(結界)の訛り。「七里けっぱい」

けつ-ばう 〜觖望 缺望 希望を滿たさぬこと。不滿足に思ふこと。漢書趙廣漢傳「群臣觖望」

げっ-ぱう 〜月報 (名) 月月の報告。又、其の圖書。

けっ-ぱく 〜潔白 ☰いさぎよく汚れなきこと。淸潔にして純白なること。純潔。運步色葉「潔白ハクケツ・潔齋」 拾遺記「玉中略后與玉人潔白齊潤、觀者殆相亂惑」 南史王茂傳「身長八尺、潔白美容儀」 ☰ましろ。まっしろ。純白。書經傳「粉取潔白、米取能養」 ☰心性の高潔にして、不正の慾望を抱かざること。食慾ならぬこと。淸廉。廉潔。漢書王吉傳「顯潔白之吏、昭無欲之路、以崇至仁、匡失俗」 囫うしろぐらき所業なきこと。やましからぬこと。高明正大。

げっ-ぱく 〜月迫 月末に迫まりたること。月末。又特に十二月末の稱。庭訓

往來(四月)「月迫上分、節季年預」

けっぱつ 〔結髮〕 □一髮をむすぶこと。又、其の結びたる髮。□二元服すること。加冠。史記(李廣傳)「臣結髮游學、四十餘年」蘇武詩「結髮爲二夫妻一、恩愛兩不レ疑」

けつぱつ 〔決罰〕 刑罰を處決すること。晉書(刑法志)「決罰近二于苛碎一」

げつぱつ 〔月末〕 (名) げつまつ(月末)に同じ。

けつぱふ 〔闕乏〕 缺乏 減りて少なくなること。缺けて乏しきこと。不足すること。庭訓往來(十二月)「闕乏失食」神仙傳「有レ所二闕乏一、可三以扣二匱一」五代史(孔謙傳)「調二發供給一、未二嘗缺乏一」

けっぱん 〔血判〕 神文・誓詞などに、違背せざる眞心を示すため、指などより血を出だして記名の下に捺すこと。

けつばん 〔結番〕 組を設け、順番を定めて、出仕・宿直等の事に當たること。保元(將軍塚鳴動)「日夜に結番し、禁園を守り給ふ」東鑑(四十九、正元二年二月廿日)「廂御所結番、更被二書改一」

けっぱんじやう 〔血判狀〕 (名) 血判したる書狀。

けっぴ 〔血肥〕 (名) 獸類の血を肥料とするもの。

けつび 〔結尾〕 (名) をはり。しまひ。すゑ。結末。終末。末尾。

げつび 〔月尾〕 (名) その月のをはり。つきずゑ。月末。運歩色葉「月尾(ゲツビ)」唐書(楊瑒傳)「年頭月尾」郭翼詩「月頭月尾雨陰陰」

げっぴやう 〔月評〕 月月の出來事を其の都度批評すること。月旦。

けっぴよう 〔結氷〕 結冰 氷をむすぶこと。氷のはること。又、その氷。孟郊詩「楚水結冰薄」

けっぴようてん 〔結氷點〕 (名)【理】ぎようこてん(凝固點)に同じ。

けっぴようてんかうか 〔結氷點降下〕【理】純溶媒の結氷點と溶液の結氷點との差。溶液の結氷點は純溶媒の結氷點よりも低し。

けっぴようてんのぶんしかうか 結氷點分子降下 【化】結氷點の降下は同一溶媒の同量に各物質の等瓦分子を溶かせば、溶質の如何に係らず相等しきものにして、溶媒百瓦に溶質の一瓦分子を溶かしたるときの結氷點の降下を、其の溶媒の分子降下といふ。例へば、水は十八・七度、醋酸は三十九度なるが如し。

げっぷ (名) おくび(噯氣)の出づる音。又、おくび。

げっぷ 〔月賦〕 (名) □一月月に割り當つること。つきわり。□二げっぷばらひ(月賦拂)の略。

げっぷきん 〔月賦金〕 (名) 月賦拂ひの金子。

けつぶつ 〔傑物〕 (名) 傑出せる人物。傑人。

げっぷばらひ 月賦拂 (名) 月賦にて支拂ふこと。

けつぶん 〔闕文〕 (名) 脫落ある字句。又は文書。脫文。論語(衛靈公)「吾猶及二史之闕文一也」

けつぶん 〔結文〕 (名) 文章の結末。又、其の文句。末文。

けっぺい 〔血餅〕 (名)【醫】血液の放溜後、纖維素の凝固分離し、其の閒に血球を確絡し、合して膠樣の凝塊となれるもの。

けっぺい 〔潔病〕 けっぺき(潔癖)に同じ。

げっぺう 〔月表〕 (名) 月月に調製する表。月月の出來事の表。史記(太史公自序)「詳著二秦楚之際月表一」

けっぺき 〔潔癖〕 すこしの不潔をも厭ふ性癖。きれいずき。潔病。宋史(米芾傳)「芾好レ潔成レ癖、至レ不三與レ人同二巾器一」澄懷錄「米元章有二潔癖一」

けつべつ 〔訣別〕 いとまごひすること。ながのわかれ。告別。詩經(疏)「皆訣別之後、述二其送レ之之事一」後漢書(范冉傳)「今子遠適二千里一、會面無レ期、故輕行相候、以展二訣別一」

げつべつ 〔月鼈〕 (名)〔月とすっぽんとの義〕彼此の優劣の甚だしく相違するに譬へていふ語。雲泥。霄壤。

けつべん 〔血便〕 (名) 血液の混ぜる大小便。

げっぽう 〔月俸〕 (名) □一月を以て定めたる俸給。月月の俸給。月給。(年俸の對) 東鑑(七、文治三年二月廿八日)「今日召二御前一、則可レ賜二月俸等一」判任官俸給令(第二條)「判任文官の月俸」文官懲戒令(第五條)「月俸の三分一以下」周禮(太宰)「祿位以馭二其士一」注「祿若二今月俸一也」□二月月の賄料。

げっぽうがく 〔月俸額〕 (名) 月俸のたか。小學校令施行規則(第百四十八條)「敎員の月俸額」

けっぽん 〔闕本〕 (名) 卷數のかけたる本。(完本の對)

けづま 蹴爪 (名) 相撲の手の一。曾我(異本)二「手斧・掛入・蹴爪(中略)すまひの手共其の數を盡くし」

けつまく 〔結膜〕 (名)【醫】眼の附屬器。外皮の續きにして、甚だ血管に富み、眼瞼の內面より眼球の表面を蔽ふもの。

けつまくえん 〔結膜炎〕 (名) 結膜の炎症。

けつまつ 〔結末〕 (名) 最後のしめくくり。をはり。むすび。終局。

げつまつ 〔月末〕 (名) 月のすゑ。つきずゑ。白居易詩「窮冬月末兩三日」

けつまづき 蹶躓 (名) けつまづくこと。

けつまづく 蹶躓 (自動四) □一物を蹴てつまづく。つまづく。宇治拾遺(十)「大門にてけつまづきて、うつぶしに倒れにけり」著聞(十八)「その道に圍碁の盤の厚きを稱へて、それにけつまづかせんと構へて」□二中途にて仕損ず。しそこなふ。しくじる。蹉跌す。

けづまり 毛詰 (名) 狆の、毛の短きもの。

けつみやく 〔血脈〕 (名) □一けっくわん(血管)に同じ。運歩色葉「血脈(ケツミヤク)」呂氏春秋「血脈欲二其通一也、筋骨欲二其固一也」史記(樂書)「音樂者、所下以動二盪血脈一、流二通精神一、而和中正心上也」同(扁鵲倉公傳)「所謂氣者當下調二飲食一、擇二晏日一、車步廣レ志、以適二筋骨肉血脈一以瀉上レ氣」□二血液を分けたる親族。ちすぢ。血統。血屬。血緣。關八州繫馬(三)「弟(中略)兄親の心に叶はぬながら、其の度每に血脈を捨てては、日本國天地人倫の道絕え果つるを」源氏烏帽子折(五)「代代天下の權を取る、我れ其の血脈を繼ぐべき人相」梁書(武帝紀)「王倫擢被レ勒撰レ譜、訪二杳血脈所一レ因」□三けちみやく(血脈)(二)に同じ。

けづめ 蹴爪 距 (名)【動】動物學上の用語。雞類の雄に見るもの。跗蹠骨の下部にあり。表皮の角質化したるものより成る。爭鬪の器なり。牛・馬其の他有蹄類の地に觸れざる小なる趾をもけづめと稱することあり。太平記(十二、廣有射怪鳥)「兩の足に長き距有りて、利きこと如レ劒」

けつめい 〔決明〕 (名)【植】えびすぐさ(決明)の異名。

げつめい 〔月明〕 (名) 月の明かなること。明かなる月かげ。司空圖詩品「海風碧雲、夜渚月明」

けつめいぐわん 〔決明丸〕 (名) 古への丸藥。目ぐすりとするもの。和名抄(二十)「決明丸(治目不明)」

けつめいさん 〔決明散〕 (名) 古への散藥。目藥とするもの。和名抄(二十)「決明散(治目不明)」

けつめいし 〔決明子〕 (名)【植】えびすぐさ(決明)に同じ。

けつもの 食津物 (名) 食料とするもの。調膳。雄略紀「朝夕御膳(ミケツモノ)」(通釋の訓)

げつや 〔月夜〕 (名) つきよ。舊唐書(鉄勒傳)「月夜獨吟」

けつやく 〔結約〕 約束を取り結ぶこと。又、其の約束。明治七年八月第八十五號布告「約定草案相添其管轄廳へ伺出許可の上結約可レ致」

げつよ 〔月餘〕 一箇月に餘ること。ひと月あまり。晉書(律曆志)「一月不レ盡爲二月餘一」

げつらい 〔月來〕 (副) 此のつきごろ。

げつらう 〔月老〕 (名) げっからうじん(月下老人)の略。

けつらく 〔缺落〕 かけおつること。缺けたること。拾遺記「觀二其銘一、皆上古之字、多磨滅缺落」

けつり 〔血痢〕 (名) 血のまじりて排泄する痢病。赤痢。

けづり 削 (名) けづること。けづりたること。けづりたるさま。「削りがわるい」

けづりあぐ 梳上 (他動下二) 梳ることを仕あぐ。くしけづりをはる。雅亮裝束抄(三)「もとどり取りはてて、水してけづりあげてのけば」

けづりあめ 削飴 (名) 削りて食ふ固き飴。

けづりかけ 削掛 (名) 古へ正月十五日に、家家の門戶に、柳又は楡の枝などを突きかんなにていろいろに削りかけてさすもの。邪氣をはらひ、又、福を招く呪(マジナヒ)なりといふ。河東節(松の內)「さし櫛さはるけづりかけ、兼ねてきのえとまつ枕」

(けかりづけ)

けづりかけのかぶと 削掛甲 古へ陰曆五月五日に、けづりかけを冑のかざしとしたるもの。鷹筑波「けづりかけの冑のだしは鰹節」

けづりがたな 削刀 (名) 板の面を削るに用ふる刀。

けづりがほ 梳顏 (名) くしけづるが如きやうす。堀河百首(夏)「青柳の絲は綠の髮なれや、吹きくる風のけづりがほなる」

けづりぎ 削木 (名) けづりばな(削花)に同じ。蜻蛉日記(上)「かみ屋紙に書かせて、竪文にて、けづり木につけたり」

けづりぎは 削際 鏟際 (名) 犬追物の馬場の閾ひ。內榜示(ハウジ)のそとがは。いぬおふもの(犬追物)を見よ。

けづりぐし 梳櫛 (名) 髮をくしけづること。髮を理むること。又、其のくし。宇津保(藏開中)「その夜は、けづりぐしせさせ給ふ程に」枕(二)「つとめて御けづりぐしに參り、御てうづ參りて、御鏡持たせて御覽ずれば」

けづりくづ 削屑 (名) 削りて生じたるくづ。心中宵庚申(中)「あれが何の武士の果て、鰹節の削屑」

けづりこんぶ 削昆布 (名) 料理の語。下文を見よ。式三獻膳部記「けづりこんぶとは、昆布を幅二三寸ほどに縱に切り、その先を細くわりかけ、五分ほど殘して火にてあぶり候へば、こん布つよくたちて能く盛らるるなり」(貞丈雜記)

けづりずるめ 削鯣 (名) きざみずるめ(刻鯣)に同じ。

けづりだい 削臺 (名) 鉋削り・鋸挽等、種種の細工をなすに用ふる臺。

けづりだこ 削章魚 (名) 章魚を煮て乾かして削りたるもの。きざみだこ。

けづりたつ 削立 (他動下二) 美しくけづる。削ることをしあぐ。狂言(鶏婿)「けづりたてたる俎の上に引きすゑられて」

けづりたてる 削立 (他動下一) 前條の口語。

けづりともだち 削友達 (名)〔身代をけづる友達の義〕酒飲み仲閒。(俚言集覽) 膝栗毛(上)「近所の削友達が打ち寄って」

けづりとる 削取 (他動四) 削りて除き去る。

けづりばうふう 削防風 (名) 料理の語。細かくさきたる防風。肴のつまなどに用ふ。

けづりばうふう (名)【植】ぼたんにんじん(防葵)の異名。

けづりはず 削筈 (名) 矢筈の名。ふしはず(節筈)に同じ。岡本記「ふしはずといふ事は、まと矢のはずの如くけづりたるを、ふしはずと申す也。これをけづりはずと申す人もあり」

けづりばな 削花 (名) 木をかんなにて薄くけづりかけて作りたる造花。圖書寮式「金銅花瓶二口、菊削花二枚」古今(物名)「二條の后、東宮のみやすん所と申しける時に、めどにけづりばなさせりけるをよませ給ひける」

けづりひ 削氷 (名) 削りたる氷。宇津保(藏開上)「物もきこしめさず。けづりひをなんめす」枕(三、あてなるもの)「けづりひのあまづらに入りて、新しきかなまりに入りたる」江次第(廿、新任大臣大饗)「澆二肴物一(暑月削氷・甘瓜等)」

けづりまはし 削廻 (名) □一あちこち少しづつ削ること。□二小刀細工をすること。又、其の人。種種に計畫すること。聖德太子繪傳記(三)「芹摘を隱しおいたる削り廻しはおのれよな」津國女夫池(四)「酢の蒟蒻のと品つけて、臆病第一のけづり廻し、蹈み殺しておれも死にたい」

けづりもち 削餅 (名) かきもち(缺餅)(二)をいふ、越後國の方言。(物類稱呼)

けづりもの 削物 (名) 魚肉を乾し固めなどし、削りて食ふもの。宇津保(藏開上)「えび・丁子を、かつをつきのけづりもののやうにて入れたり」庭訓往來(五月)「削物者、干鰹・圓鮑・干蛸・魚躬・煎海鼠」

けつりやく 〔闕略〕 缺略 闕(カ)き略(ハブ)くこと。省略。唐書(太宗紀贊)「詩書所レ載、時有二闕略一」

けづりよす 梳寄 (他動下二) 梳りて一所へよす。雅亮裝束抄(三)「左の髮をよくけづりて、油綿つけ撫でなどして、もとどりを取るやうにけづりよせて」

けつりん 〔血痳〕 (名) 血の雜りて出づる痳病。

げつりん 〔月林〕 (名) 月の照らすはやし。杜甫詩(游二龍門奉先寺一)「陰壑生二虛籟一、月林散二清影一」

げつりん 〔月輪〕 (名)〔形圓くて輪の如きよりいふ〕月の稱。聖德太子繪傳記(四)「日輪・月輪曜曜と照りわたり」駱賓王詩「劍匣胡霜影、弓開漢月輪」

けづる 削 (他動四) □一薄く殺(ソ)ぎ去る。少しづつ剝(ヘ)ぎ取る。へぐ。そぐ。こそぐ。枕(十)「つやつやと、まろに美しげにけづりたる木の」字鏡「刮(削也、又介豆留、又木佐久)」名義抄「剔・斲」□二へらす。減少す。「身代をけづる」□三除き去る。省く。抹殺す。源(須磨)「遂にみふだけづられて、つかさも取られてはしたなければ」本朝三國

誌三「貫殿とは今以て主從の名を削らぬ故」 圖取り上ぐ。奪ふ。三代實錄七、貞觀五年五月「坐此事解官削爵」

けづる 梳 (他動四) 櫛にて髪筋をすきとほす。くしけづる。萬廿「朝ね髪かきも氣頭良(ケヅ)ず」拾遺戀四「朝ね髪我れはけづらじ、うつくしき人の手枕ふれてしものを」字鏡「梳介豆流」

け-つるめ (名) 馬の毛深くして、鬣などの長く垂りたるもの。北古 古事談二「毛つるめなる馬二疋引立之皆額白」新六帖二「見渡せば皆青驚の毛つるめを、引きつづけたる馬づかさ哉」

けつ-るゐ 〜血涙 (名) ちのなみだ(血涙)に同じ。陸機詩「拊膺涕泣、血涙彷徨」

けつ-れい 〜厥冷 血液の運行絶えて、身體の冷やかになること。

けつ-れい 〜缺禮 闕禮 禮儀を缺くこと。禮儀の闕けたること。失禮。齊書孔遙「屢箴闕禮」

げつ-れい 〜月令 (名) ぐわつりやう(月令)に同じ。

げつ-れい 〜月齡 (名)【天】月が白道上を運行する際、其の位置によりて新月・上弦・滿月・下弦等の名稱あり。其の新月より次の新月までの間を朔望月の日數に分かちたるものにして、新月の時より數へて次の新月に及ぶものとす。

けつ-れう 〜結了 終はること。終結となること。結尾。終了。

けつ-れつ 〜決裂 きれさくこと。きりさくこと。戰國策秦「穰侯使者、操王之重決裂諸侯」史記范雎「決裂阡陌以靜生民之業」

けづれる 削 (自動下一) ⊟削られて減ずる。⊟削ることを得。

けつ-ろ 〜血路 (名) ⊟敵に圍まれたる際、辛うじて開を切り開きて逃ぐる一方の路。⊟困難なる場合を切り拔けて、一方の活路を求むる方法。

げつ-ろ 〜月露 (名) 月と露と。又、月の光の映れるつゆ。隋書李諤「連篇累牘、不出月露之形」梁簡文帝文「月露澄曉、風柳悲暮」

けつ-ろう 〜闕漏 缺漏 缺けもること。漏れおちたること。不足。缺點。左傳成公十三年「戰于麻隧」杜注「蓋經文闕漏、傳文獨存」諸葛亮文出師表「必能裨補闕漏有所廣益也」

げつ-ろく 〜月錄 (名) 月月の出來事の記錄。

けつろ-てん 〜結露點 (名)【理】ろてん(露點)に同じ。

けつ-ろん 〜結論 ⊟議論の結局。結局の議論。⊟【論】三段論法にて、前提と後提とによりて得たる結局の判斷。

けつ-ゐ 〜闕位 (名) これに就くべき人をかく地位。議院法第九條「衆議院の議長副議長辭職又は其の他の事故に由り闕位となりたるとき」

けつ-ゐ 〜孑遺 (名) すこしのこり。殘餘。詩經大雅「旱既大甚、則不可推、兢兢業業、如霆如雷、周餘黎民、靡有孑遺」

けつ-ゐ 〜闕遺 かけおちたること。脫漏。漢書司馬相如「今封疆之內、冠帶之倫、咸獲嘉祉靡有闕遺」

けつ-ゐん 〜闕員 缺員 (名) 定員を闕くこと。又、其の人員。議院法第八十四條「衆議院議員に闕員を生したるとき」舊唐書韋挺「闕員既少」

けつ-ゑん 〜缺圓 (名)【數】圓周上の二點を連ぬる直線と圓弧とによりて圍まれたる平面の部分。弓形。

けつ-をん 〜血溫 (名) 血液の溫度。

け-てう 〜怪鳥 (名) あやしき鳥。鳥の妖怪。くわいてう。盛衰記十六、三位入道藝等「是れは怪鳥か變化か、目に顯れたる者也。以武士射さすべき也」太平記十二、廣有射怪鳥「其の秋の比より、紫宸殿の上に怪鳥出で來て、いつまでいつまでとぞ鳴きける」

け-てう 〜化鳥 (名) 變化の鳥。鳥の妖怪。謠曲善知鳥「娑婆にては善知鳥やすかたと見えしも、冥途にしては化鳥となり」狂言鵺野「三足の雉出生す、化鳥なれば退治あるべしとて」

け-てふ 俚言集覽 〜化蝶 (名) ぜに(錢)の異名。

け-てん 〜化天 (名) 佛語。けらくてん(化樂天)、又は、らくへんげてん(樂變化天)の略。謠曲舍利「化天・耶摩天・他化自在天」

け-てん 〜怪顚 けでん(怪顚)に同じ。

け-でん ケ傳 (名)「ケは箋の字の冠の略」鄭玄の著述したる詩經の箋と、毛氏の詩傳との稱。

け-でん 〜怪顚 化轉 心の顚倒するまで驚きあきるること。當惑すること。艶狩劒本地二「思ひの外に金剛兵衞が力士立、はっとばかりにけでんして、進み兼ねてひかへしが」淀鯉出世瀧德下「吾妻はっとけでんして、夢見た樣な事どもや」

げ-でん 〜外典 (名) 佛語。佛教以外の書。(內典の對) 太平記廿五、北野通夜物語「徒らなる儘に、何となく學窓の雪に向かひて、外典の書に心をぞ慰む覺と覺えて」運歩色葉「外典ゲデン」孔稚珪文北山移文「仲尼外典、極惟天地」

げ-でん 〜下田 (名) 地味の瘠せたる下等の田地。瘠田。

げ-でん 〜下殿 御殿より下るること。著聞六「一家の人人皆下殿せられける、ゆゆしくぞ見え侍りける」

けでん-がほ 怪顚顏 (名) けでんしたるかほつき。驚き呆れたる顏のさま。女殺油地獄中「町中と云ふにぎよっとして、と胸つきたるけでんがほ」本朝三國誌二「櫓の玉簾高高と色をこめたる琴の曲、大將を始め諸軍勢けでん顏」

け-と 〜計都 (名) けいと(計都)に同じ。

け-と (名) 惡しき緣起。けち。色道大鏡二「けと。けとを附ける、けとを入るなどいふ。偶人より出でたる詞也。災ひをかまへて人にかくる貌也」

け-ど 〜化度 佛語。衆生を敎化・濟度すること。榮華疑「觀音の、衆生化度のために現れさせ給へるとぞ」同鶴林「成佛を得てより此の方、四十餘年に化度し給へるところの涌出の菩薩はかりなし」金剛經注「說種種方便化度衆生」

げ-ど 〜外土 (名) ぐわいど(外土)に同じ。

けとう (名)【植】おにばす(芡實)の異名。

け-どう 〜戲動 (名) たはむれの動作。凱陣八島二「戲言も思ひより出で、戲動もはかるよりおこる」

げ-とう 〜下等 (名) かとう(下等)に同じ。

けどう-らい (句) くれよ。おこせ。出羽國の方言。物類稱呼

けと-ぎ (名)【植】けいとうげ(雞頭花)の訛り。かた言

け-どき 〜食時 (名) 食事の時。平家八、猫間「猫間殿とはえいはで、猫殿の、食時におはしたるに、稀ればはいたに、物よそへとぞ云ひける」盛衰記卅三、光隆卿向木曾許「いかが、食時(ケドキ)におはしたるに、物めさでは有るべき」

げ-どく 〜解毒 毒を解き消して、毒なきやうにすること。又、其の藥。どくけし。

げどく-さい 〜解毒劑 (名) げどく

に用ふる藥劑。どくけしのくすり。

げどく-やく 〜解毒藥 (名) 前條に同じ。

け-どころ 褻所 (名) 褻(ケ)のところ。晴れならぬ所。枕八、餌つくるもの「例の所(けどころイ)などにて」

け-とばかす 蹴飛 (他動四) 次條に同じ。天網島上「や强盜め、や獄門めとては蹴飛ばかし」

け-とばす 蹴飛 (他動四) ⊟蹴て飛ばす。蹴て遣る。關八州繫馬五「踏み退け、蹴飛ばし、薙ぎ立つれば」⊟うけつけず。けちらす。

け-とぶ 蹴飛 (自動四) 蹴て飛び越ゆ。跳り越ゆ。平治待賢門軍「馬中縣馬手の方へ蹶飛んで、小膝を折りてどうと伏す」

けどほ-げ 氣遠氣 (副) けどほきやう。けどほさう。

けどほ-さ 氣遠 (名) けどほくある度合。けどほきさま。

け-どほし 氣遠 (形ク) ⊟遠し。人氣遠し。さびしくうとまし。(けぢかしの對) 枕三「しらかしなどいふもの、ましてみ山木の中にも、いとけどほくて」源帚木「いかに近からんと思ひつるを、されどけどほかりけり」同夕顏「かなたこなた、けどほくうとましきに」同蓬生「うとましうけどほきこだちに、梟の聲を朝夕に耳ならしつつ」⊟うとうとし。うとまし。よそよそし。疎遠なり。源帚木「けどほからずもてなさせ給はばなん、ほいなる心地すべきなど聞こえ給へど」同手習「年頃のつもりには、過ぎにし方いとどけどほくのみなん侍るを」

け-とま 毛笘 (名) 船具。菅又は茅にて作りたる笘の稱。(桐油紙などにて作りたるものの對)

け-ども (接) けれどもの約。浮世床中「前錢ぢやさかい、二割も引かさにや步合に廻はらぬ。けども、錢相場が安うて、的さんも引き合ふまい」

け-どる 氣取 (他動四) ⊟氣を取る。魂を奪ふ。源夕顏「なよなよとして我れにもあらぬさまなれば中將物にけどられぬるなめり」同手習「なよなよとして物もいはず、いきもし侍らず、物にけどられにける人にこそ」⊟氣色を見てさとり知る。聖德太子繪傳記二「面面に云ひ合はせし某が企て、けどったりとおぼゆる」娥歌加留多二「橫笛も居る筈、けどって早くも隱せしな」

けどんじ (名)【植】けいとう(雞冠)の訛り。

け-どんす 毛緞子 (名) 毛綫のどんす。地は薄く、織紋あり。窓かけ・てーぶるかけ等に用ふ。

げ-な (助) 推測していふ辭。さうな。狂言吟聲「今日は最上吉日、聟のわするげな」大藏狂言鱸庖丁「薄いところを厚う見えると作るが、庖丁人の腕でおりやるげな」曾根崎心中「踏まれて死なんしたげな」

け-ない 〜家內 (名) いへのうち。かない(家內)。狂言柑子大名「しめなど張り、家內(ケナイ)を淸め」

けない-ど 氣無人 (名) 其の氣のなき人。和訓栞

けなが-いぬ 毛長犬 (名) 毛の長き犬。

けなが-さ (名) けながくある度合。けながきさま。

け-ながし (形ク) 時日長し。記下「君が行き氣那賀久(ケナガ)なりぬ、山たづのむかへをゆかむ、待つには待たじ」萬廿「山河のへなりてあれば、戀しけく氣奈我枳(ケナガ)ものを」同廿「大君の遠のみかどと思へれど、

氣奈我久(ケナガ)しあれば戀ひにけるかも」

け-なげ 健氣 (副) かひがひしげ。殊勝(シユショウ)。神妙(シンメウ)。著聞五「ゆゆしく力强く、けなげなる男有りけり」太平記十、安東入道自害「武士の女房たる者は、けなげなる心を一つ持ちてこそ、其の家をも繼ぎ、子孫の名をも露す事なれ」勇・勇健 運歩色葉

けなげ-さ 健氣 (名) けなげなるさま。けなげなる度合。謠曲鉢木「位も氏もけなげさも、よき主なれば賴むなり」傾城反魂香上「あっぱれ綺羅のけなげさよ」

けなげ-だて 健氣立 (名) けなげなるそぶりをなさんとすること。けなげなるやうによそほふこと。狂言生捕鈴木「汝繩のざいに至って、けなげだてはいらざる事よ」

けなげ-もの 健氣者 (名) けなげなる者。かひがひしき人。義經記三、鬼一法眼「けなげものならば、行きて對面せん」川中島合戰二「足輕體には奇特奇特、拔群の健氣者」律氣者・强律者・强達者 運歩色葉

けなし (名) けなすこと。けなしたること。

け-なし 毛無 (名) 毛のなきこと。毛のなきもの。

け-なし (名) 博奕の語。容易なること。大織冠四「とり得んことはけなしなり」

けなし-はぎ 毛無脛 (名) 鷹の名所。持明院家鷹十卷書「小股たか(鷹)を見よ。毛無脛は短く、指は細く長かれ」

けなし-ままこな (名)【植】玄參科、ままこなの一種。毛無きままこな屬の草本。

けなし-やま 毛無山 (名) はげやま。字鏡集「岾ケナシヤマ」

けなす (他動四) おとしめていふ。いひくさす。なめげにいふ。異本曾我二「烏帽子親の實平が、俣野が詞にけなされて、本意

なげに見えければ」檜櫂三上「人をけなす口繹」

け-なつかし 氣懷 (形シク) 何となくなつかし。源柏木「大方にはいとあらまほしうもてなしかしづき聞こえて、けなつかしう、心ばへをかしう、うちとけぬさまにてすぐい給ひければ」

け-なみ 毛並 (名) 毛の生えそろひたるさま。毛の列び。毛のやうす。後京極鷹三百首夏「紅の末摘花のけなみさへ、おとしかねたる夏のとや鷹」

けな-もの 健者 (名) 健氣なる者。けなげもの。狂言那須與一「いとうしの與一や、よう射させた、けなもの。こちへ來て、餅をのうで酒をくへ」丹波與作待夜中「まめまあ、そちはけな者ぢや」

け-ならぶ (自動下二) 時日を重ぬ。日數を經。萬三「馬ないたく打ちてな行きそ、氣並(ケナベ)て見ても我がゆく志賀にあらなくに」

け-なり 褻形 (名) 平常の服裝。平服。三五記「翌日にけなりにて早旦に行き向かひて、所勞の訪ひをなして侍りけるとかや」袋雙紙三「竹田大夫國行と云ふ者、陸奥に下向之時、白川關すぐる日は殊に裝束ひきつくろひむかふ中務古曾部入道の、秋風ぞ吹く白河の關と讀まれたる所をば、いかでかけなりにては過ぎん」

けなり (名) 次條の語幹。狂言鐘の音「やらやらけなりやけなりやな、我れらも細をたび給へ」

けなり-い (形口語) うらやまし。けなるい。狂言拔殼「身共に此のやうにお氣を附けられますれば、傍輩どももいからけなりう思ひまする」五十年忌歌念佛中「お夏樣と聟樣と、此の蚊帳でしげらしやんしたらば、いかな藪蚊もけなりかろ」

けなり-がる (自動四) けなりう思ふ。う

らやましがる。

けなり-げ (副) 一殊(ケ)なるやう。けなげ。殊勝らしげ。砂石集下「痩せて候へども、此の犬はけなりげに候」舞御覽記「少將宗房かたほなる程にて、けなりげなるふるまひつきづきしく、いたいけしてぞ見え侍る」二けなりいやう。うらやましさう。うらやましげ。

けなり-さ (名) けなりいこと。又、その度合。うらやましさ。

けなる (名) 次條の語幹。心中二枚繪草紙下「此方さんは弟の身で、けなるや機嫌がよささうな」

けなるい (形口語) けなりいに同じ。

けなる-げ (副) けなるいやう。けなるさう。けなりげ。

けなる-さ (名) けなるいこと。又、その度合。けなりさ。

げ-なん 下男 (名) しもをとこ。しもべ。奴僕。

け-に 化尼 (名) 化人のあま。尼に化現したるもの。著聞二「化人の女忽ちに來たりて、化尼に絲すでに調ふれりやと問ふ」運歩色葉「化尼(ケニ)」謠(當麻)「其のいにしへの化尼・化女の、夢中に現じ來たれりと」

げ-に 實 (副) 〔現(ゲ)にの音轉か。(清水濱臣)〕 一誠に其の言の如く。現に思ひ當たりて。竹取「げに、ただ人にはあらざりけりとおぼして」枕二「げにさも侍らん」二まことに。ほんに。たしかに。じつに。續古今戀五「うきにこそげにいつはりはなかりけれ、忘るる方のつらきまことに」續千載戀下「かくて身のうきにつけてもいとはずば、げに世を捨つる折りやなからん」

げに まこと 實實 げにとまこととの重言。思ひ出だしていふ時にいふ語。謠(放下僧)「茶臼は挽木にもまるる、げにまこと忘れたりとよ、こきりこは放下にもまるる」國姓爺「げにまことと、かやうの事を承らんしるしにや」

げに や げに 實實 げにげに(實實)に同じ。蜻蛉日記中「げにやげに冬の夜ならぬまきの戸も、遲く明くるはわびしかりけり」長方集「げにやげに千代のためしとなるべきは、さ月にかかる葵なりけり」

げに-かは 實 (副) げに(實)に同じ。浮世床二下「召し上げられまして、實にかは我が口上に違はず」

けにく-げ 氣憎氣 (副) けにくきやう。けにくさう。今昔卅「面はしたり顏にて氣憎氣にて、長く出張りてなん有りし」

けにく-さ 氣憎 (名) けにくき度合。けにくきさま。

け-にくし 氣憎 氣惡 (形二) にくし。にくらし。にくにくし。枕二「さやはけにくく、仰せごとをはえなくもてなすべき」源(總角)「苦しがり給へど、けにくくはあらで、みぐしもたげ、御いらへなど聞こえ給ふ」

げに-げに 實實 (副) げに(實)を重ねて意を強むる語。榮華初花「ゑみの眉をひらけさせ給へれば、見奉る人人、げにげにあはれと見奉る」著聞廿「いかにかかる無實をば、げにげにとのたまふぞ」

げにげに-し 實實 (形二) まことらし。理ありげなり。もつともらし。宇治拾遺十四「いとげにげにしくもおぼえずして」三部抄「つひにげにげにしき長き世の思ひ出」徒然草「その人のそらごとにはあらず、げにげにしく所所うちおぼめき」眞實敷(運歩色葉)

けにごし (名) 【植】あさがほ(朝顏)の異名。古今物名「けにごし。うちつけにこしとや花の色を見ん、おく白露の染むるばかりを」

け-にさい 毛二歲 (名) 年若き者を罵りいふ詞。(嬉遊笑覽) あをにさい。

け-にしきぎ (名) 【植】衞矛(ニシキギ)科、衞矛屬の落葉灌木。衞矛(ニシキギ)の一變種。葉の裏面に短毛あり。花梗に一花乃至三花を著生す。

げに-も 實 (副) げに(實)に同じ。玉葉戀四「たえずただ憂きたび毎に恨みやらん、げにもと思ふ折りもこそあれ」太平記一、(御告文)「宣房卿の被ㇾ申趣き、げにもと覺ゆる上」

げにも さあり やよ げにも さうよの 室町時代、小歌の末に唱ふるはやしの言葉。狂言(目近大名)「千石の米ぼれ、萬石の米ぼれ、目近に持って參りた。これこれ御覽候へ。げにもさありやよげにもさうよのと云うて囃しやれ」

げに-や 實 (副) げに(實)に感動詞のやを副へたる詞。ほんに其れよ。宇津保(國讓上)「北の方見給ひて、げにやとの給ふ」玉葉雜五「げにやさぞ西に心はいそがるる、傾く月を今は惜しまじ」

け-によ 化女 (名) 化現したる女。女の化人。著聞二「彼の絲を此の化女に授け給ふ」

け-にやう 假寧 (名) 古へ官人に賜はる休暇。令義解「假寧令(假謂休暇、寧謂歸寧、即三年一給定省假是也)」

け-にん 家人 (名) 年來、朝臣又は武家に仕ふる者。家の子。百錬抄十一、正治元年正月廿五日「故賴朝卿家人、隨右近中將賴家可奉仕諸國守護之由宣下」平治(光賴卿參內)「伊賀・伊勢の家人等」漢書(欒布傳)注「家人言齊隷之屬」

け-にん 化人 (名) 佛・菩薩など、衆生化益のため形を變へて現はれたる人。化身。今昔十二「是れ化人也と云ふ事を、皆人知りぬ」宇治拾遺四「たびたび尋ねけれど、たづねあはずして止みにけり。もし化人にやありけんと思ひけり」太平記十一、(出行幸)「第八の冥官、一人の化人と成りて、片時の程に書きたりし御經也」

げ-にん 下人 (名) 身分の低き者。しもびと。僕隷。下郎。平治(信賴降參事)「彼れを主とし、義平下人に成りて」東鑑八、文治四年三月十九日「下人等引用水」

げ-にん 外任 外官(ゲクワン)に任ずること。

げにん の そう 外任奏 中古、正月元日・白馬・踏歌等の節會に、諸國司の未だ任符を賜はらざる者、又、任符を賜はりて未だ任國に赴かざる者、若しくは年始にて近國國司の入京せし者などの姓名を錄して、今日の節會に預からしめんことを、外記より奏請すること。江次第三、踏歌「召外記令進外任奏付藏人奏之」

げ-にん 解任 官職を解くこと。任務を解除せること。かいにん。

げにん-だい 下人代 (名) 下人の代理。下人のかはり。唐船噺今國姓爺中「總領の朱一貫が、下人代する強力者」

げにん-なみ 下人並 (名) 下人同樣なること。下人に並び伍すること。唐船噺今國姓爺中「妹の紫燕に聟取って親の家業讓り、此の朱一貫は何時までも此處の下人並」

げにん-ぶん 下人分 (名) 下人たる身分。下人に准ずる身分。薩摩歌下「我れ我れ昨日までは、其の方へ出入奉公下人分の事介、今日より元の菱川源五兵衞」

け-ぬき 毛拔 (名) 毛髮など挾みて拔き取る金屬製の具。形はさみに似て、頭のくひあふやうに作りたるもの。和名十二「鑷子。釋名云、鑷[illegible]拔取毛髮也」枕[illegible]物よく拔くる白かねの毛ぬき」

けぬき-あはせ 毛拔合 (名) 一毛拔の頭を合はせたる如く、密接に合はすること。小町踊「春夏のさかひはけぬきあはせかし」膝栗毛「琉球おもてを、毛拔あはせに敷きつめ」二裁縫の語。雙方の切れを揃へて縫ひあはすること。

けぬき-おや 毛拔親 (名) 古へ童女のおとなになるとき、眉拔をする人。

けぬきがた-の-たち 毛拔形太刀 (名) まきゑのだち(蒔繪野劍)に同じ。名目抄「蒔繪野劍(帶時依ㇾ無ㇾ箸ㇾ之)章硯太刀上下警時合ㇾ持ㇾズ、又殿上人衆」

けぬき-をんな 毛拔女 (名) わたりめかけ(渡妾)をいふ、元祿頃の語。(俚言集覽)

け-ぬくし 氣溫 (形二) ぬくし。ややあたたかなり。相模集「下氷けぬくくならば打ちとけて、何のつらきか今はあるべき」

け-ぬるし 氣溫 (形二) ぬるし。やや暖かなり。重之女集「こち風もけぬるくなれば我が宿の、梅のにほひを折り折りぞ見る」爲忠百首上「友にする夜半のうづみ火けぬるくて、老いのねぶりぞ靜かなりける」

げ-ねつ 解熱 昂進する體熱をさますこと。ねつさまし。

げねつ-ざい 解熱劑 (名) 解熱に用ふる藥劑。ねつさましの藥。

げねつ-やく 解熱藥 (名) 前條に同じ。

け-ねん 繫念 懸念 係念 (名) 一佛語。執念。執著。大無量壽經「係念我國、植諸德本」二心にかかること。心にかくること。氣がかり。心配。

けねん むりやうごふ 繫念無量劫 執念のつよきこと。盛衰記卅八、(小宰相局)「人をも身をも鬼になして何かせん、繫念無量劫とかやも罪深し」

け-の-あらきもの 毛麁物 毛荒物 (名) 次條に同じ。(毛にごき物の對) 祝詞式大忌「毛麁物毛荒物(ケノアラモノ)」

け-の-あらもの 毛麁物 毛荒物 (名) 毛のあらくて大なる獸。(毛の柔物の對) 神代紀上「毛麁(ケノアラモノ)」

け-のく 蹴退 (他動四) 蹴てのかす。關八州繫馬「貧田二郎をはたと蹴のけ、賴信の前につつと寄り」

け-のける 蹴退 (他動下二) 前條の口語。

け-の-ごしよ 褻御所 (名) 上皇の、平常御住居の御殿。東鑑八、文治四年六月九日「御堂傍褻御所」

け-のこり 消殘 (名) けのこること。消え殘りたること。萬廿「氣能己里(ケノコリ)の雪にあへ照る、あしびきの山たちばなをつとに摘みこな」

け-のこる 消殘 (自動四) 消え殘る。萬廿「この雪の消遺(ケノコル)時にいざ行かな、山橘の實の照るも見む」

け-の-にごきもの 毛柔物 毛和物 (名) 次條に同じ。(毛の麁き物の對) 祝詞式大忌祭「毛和支物(ケノニゴモノ)」

け-の-にごもの 毛柔物 毛和物 (名) 毛のやはらかなる小さき獸。(毛の麁物の對) 神代紀上「毛柔(ケノニゴモノ)」

け-の-むしろ 毛席 (名) かも(氈)に同じ。字鏡集「氈(ケノムシロ。カモ。ケノ)」

け-の-めす (他動四) 蹴てのめらしむ。けたふす。日本振袖始三「はつたと蹴のめし入りければ」

け-の-ゆか 毛床 (名) かも(氈)に同じ。字鏡集「氈(ケノユカ。ケノムシロ。カハシキ。カモ)」

け-ば 毳 毛羽 (名) 一細かく柔き毛。又、布・紙など揉(モ)めなどして、細かくたつ毛の如きもの。けばけば。二地圖にて、山の形又は傾斜を示すに用ふる細き線。その密集せるは急斜、粗なるは緩斜を示す。

げ-ば 下馬 (名) 一馬の劣れるもの。下等の馬。馬寮式「細馬十疋、中馬五十疋、下馬二十疋」二馬より下るること。又、乘りうちを禁ずること。下乘。平治「路に轡の跳り出で來たるを、下馬して拜す」東鑑元年十七正月「隨兵於前三位中將家被改御騎、供奉人皆下馬、今度不可有其儀之由、被仰含之」杜甫詩「馬上誰家白面郎、臨階下馬坐人牀」三げばさき(下馬先)に同じ。曾我四「會稽山二「乘物下馬まで巴が送る」傾城島原蛙合戰二「あれを見や、下馬に乘馬を繫いだは、旗下大名の參りか」

げ-はい 下輩 (名) 一身分卑しきともがら。しもざまの輩。下人。太平記廿七、(雲景未來記)「下輩・下賤の士、四海を呑む。依之天下武家と成る也」二自分より身分低きもの。めしたのもの。

け-ばうき 毛帚 (名) 鳥の毛などを束ねて作りたる帚。

け-ばうし 毛帽子 (名) 毛の多きものにて作りたる帽子。

げば-うり 下馬賣 (名) 昔、城の下馬先などにて物を賣りしこと。又、その商人。

けはえ-ぎは 毛生際 (名) 毛の生えたるきは。はえぎは。

けはえ-ぐすり 毛生藥 (名) 毛を生ぜしむるため、皮膚に塗る藥。

げば-おとし 下馬落 (名) 昔時、主人の供にたつ槍持が、主人の出入又は下馬などせらるる時、槍の穗先を主人の前に出だして檢閱を乞ふこと。昔物語「八九十年以前より、槍持の下馬おとしと云ふ詞ありし中略先は主人の供して宿を出づる時、主人玄關の前にて、槍持立てたる槍を橫たへ、主人の右の方へ穗さきをさし出だす。其の時、主人槍の太刀打ちを取りて、左の手にて鞘をはづし、ほさきを改め見て鞘にをさめ入れ、槍持に返すを云ふ」

げ-はく 下白 (名) 下等の白米。(上白の對)

けば-け 毳毳 (名) 一けば(毳)に同じ。二けばけばしきこと。

けばけばし 毳毳 (形二) けばだちてあり。きらきらし。曾我四、平兵「さだちてあり。れども、けばけばしく實の妻とも顯まざりければ」本朝三國誌三「國主・城主、きら星の如く列座有り、晴れがましくもけばけばし」

けばけばし-げ (副) けばけばしきやう。けばけばしさう。

けばけばし-さ (名) けばけばしきこと。けばけばしき度合。炭俵冬「鍋ぶたのけばけばしさよ年の暮」

けばけば-だつ 毳毳立 (自動四) けばけばだつ。けばだつ。

げ-ばこ 食箱 (名) 托鉢の僧などの、首にかけて米を容るる箱。(俚言集覽)

げば-さき 下馬先 (名) 下馬すべき場所のあたり。又、下馬札の立てある所。薩摩歌上「供さき・乘打・下馬さきに、大名方の目印も知るや如何」雙生隅田川四「下馬前・玄關前」

け-はし 險 嶮 (形二) 一高くさかしくして登降するに危し。凹凸甚だしくして往來に困難なり。さかし。險阻なり。源(早蕨)「道の程はるけく、けはしき山道のありさまを見給ふにぞ」字鏡「峋(崛峋、介波之、久佐加之)」二荒くはげし。すごげなり。猛烈なり。十訓上「世にある道の煩はしくふるまひにくき事、薄き氷を踏むよりも危く、けはしき

流れに棹さすよりも甚だしきものなり」盛衰記卌五、巴關東下向「重忠十七の年、小坪の軍に會ひ初めて、度度の軍に合ひたれども、是れ程軍立ちのけはしき事に不ㇾ合」後京極自歌合「瀧の音松の響のけはしきに、つれなくあかす岩枕かな」山家集下「磯にをる浪のけはしく見ゆるかな、沖になごろや高くゆくらん」㊂あわただし。せはし。いそがし。けたたまし。はげし。狂言粟田口「汝は都へ上ぼり、急いで求めて、こい中略扱も扱も、けはしい事をいひつけられてござる」戀八卦柱暦中「やあ助右殿、夜中にけはしい、何事ぞ」

けはしげ　險氣　(副)　けはしきやう。けはしさう。

けはしさ　險　(名)　けはしくある度合。けはしきさま。散木集冬「沖つ風ふけひの浦のけはしさに、なごろと共に千鳥たつなり」

げばしゅう　下馬衆　(名)　室町時代、吉良・澁河・石橋三家の稱。見聞諸家紋

げばすずめ　下馬雀　(名)　下馬評をなすこと。又、その人人。

けばだち　毳立　(名)　けばだつこと。けばだちたること。

けばだつ　毳立　(自動四)　けばが起つ。けばけばだつ。

けはだひざらがひ　(名)【動】軟體動物、雙神經類の一種。全殼楕圓形にして、板殼小さく、肉帶は甚だ廣くして細毛を密生す。板殼は心臟形をなし、尾板殼は小形にして兩側に切込あり。殼の露出せる所は黒褐色なれども、埋設せる部分は綠色なり。

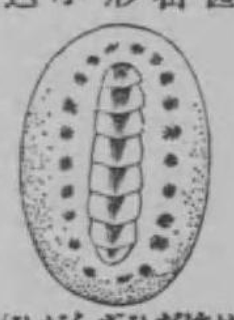
(けはだひざらがひ)

けはづす　蹴外　(他動四)　蹴んとして、ねらひをはづす。けそこなふ。宇治拾遺一「蹴たふさんと、足をいたくもたげたるを、此の衆は目をかけて背を擲めてちがひければ、蹴はづして」

けばな　毛花　(名)　鷹狩の語。鳥の毛の、花の如く散ること。和訓栞　爲尹千首冬「み狩野やはや一よりと見えてけり、毛花を散らす雪の夕風」

げばな　夏花　(名)　げ(夏)を見よ。

けはなし　蹴放　(名)　㊀けはなすこと。けはなしたること。㊁門の下にありて、内外のしきりをなす溝なき敷居。門のしきみ。當流小栗判官三「門のけはなし朱に染み、白洲に生血流れたり」㊂けあげ(蹴上)四に同じ。

けはなす　蹴放　(他動四)　蹴て放れしむ。蹴て開く。

げばはい　下馬牌　(名)　げばふだ(下馬札)に同じ。

けはひ　(名)　しか見ゆるやうす。けぶり。そぶり。氣色。宇津保俊蔭「けはひなつかしう」枕三「人のけはひあれば、きぬの中より見るに」同五「ずりやうなどの來て、なめげに物いひ、さりとて我れをばいかがと思ひたるけはひに、いひ出でたる、いとねたげなり」氣　名義抄

けはひ　(名)　けしやう(化粧)に同じ。井筒業平河内通三「けはひ頼むと白粉溶き差し出だせば」

けはひ　けしゃう　けはひとけしやうとの重言。狂言鏡男「女は此の鏡に向かひ中略けはひけしやうと云うて、顏にはおしろいを塗り、べに・かねをつけ」當流小栗判官四「女郎共と同じ樣に、けはひ化粧はあた見られぬ」

(諺)**けはひ化粧して水風呂の御馳走**　粉飾を施したる後、沐浴を振るまはること。前後を顛倒せるにいふ。

けはひがね　化粧金　(名)　けしやうがね(化粧金)に同じ。

けはひづく　氣色附　(自動四)　けはひが附く。けしきづく。榮華本雫「ひげなども、少しけはひづかせ給へる」

けはひでん　化粧田　(名)　けしやうだ(化粧田)に同じ。甲陽軍鑑五「今川義元、信虎聟になる故、息女の假粧田(ケハヒダ)として、信虎より今川殿へわたす」

けはひでん　化粧殿　(名)　化粧をなす御殿。國姓爺三「此の城の廻はりに掘ったる堀の水上は、自が化粧殿の庭より落つる遣水の、末は黄河の川水と流れ入る水筋なり」

げばひゃう　下馬評　(名)　下下にて種種の評をすること。又、その評判。

げばふだ　下馬札　(名)　其より以内は乘馬を禁止する旨を示したる札。季瓊日記寛正二年六月廿二日「門前馬臺前下馬板、自二鹿苑院龍崗和尚一使レ集二箴首坐書一下馬大字、重揭示之、可レ謂二萬代模範一也」

けばや　(副)　けばけばしくきはだつさまをいふ語。はでやか。けざやか。盛衰記廿六、祇園女御「義忠が裝束けばけばやに見ゆ、著かへよかし」

けばやき　毳燒　(名)　織物の表面を平滑ならしむるため、その絲のけばをやくこと。

けばらかす　(他動四)　蹴てあらあらしく裾をさばく。日本振袖始二「御前をも憚らず袴の裾けばらかし、禮儀を類して責めかくる」

けはらひ　毛拂　(名)　こはき獸の毛をうゑ附け、又はみごなどにて製したる刷毛(ハケ)、又は帚。衣服の塵を拂ふに用ふ。ぶらし。

けはらふ　蹴拂　(他動四)　蹴て追ひはらふ。

けはりねずみ　(名)【動】はりねずみ(蝟)の異名。

けはれ　褻晴　(名)　褻(ケ)の時と晴れの時と。平常と儀式だつ時と。公私。内外。徒然草「殊にうちとけぬべき折節、けはれなく引きつくろはまほし」下學集下「褻晴ケハレ内外之義也」

けはん　罫版　(名)　罫を彫りたる版木。

げび　下卑　けびたること。品位の下劣なること。

けひえ　(名)【植】ひえ(稗)の異名。

けひき　罫引　界引　(名)　工匠の罫を引くに用ふる具。

けびき　罫引　(名)　紙などに罫を引くこと。又、其の引きたるもの。

けびき　毛引　(名)　鎧の緘方の一種。縁目を密にして小札を綴ること。

けびきがみ　罫引紙　(名)　罫引をしたる紙。けいし。けいがみ。

けびきをどし　毛引縅　(名)　毛引にしたる鎧の縅。

げびざう　下卑藏　(名)　げびたる人を人名の如くいひなして卑しむ語。もと遊廓の語。

げびすけ　下卑助　(名)　前條に同じ。曾我虎磨傾城十「さってもげびたるげびすけかな」

けびと　食人　(名)　古語。殯(アギ)の時、死者に供ふる饌(ケ)を執り行ふ人。古事記上「翠鳥爲二御食人(ケビト)一」

けひゃう　華瓶　(名)　佛具。花を佛前に供ふるに用ふるもの。口狹く腹太き瓶の類。

けびゃう　假病　病氣なりと僞りよそふこと。にせ病氣。つくりやまひ。

(諺)**假病醫を作らず**　假病は脈搏を變化せしめず。僞りの掩ふべからざる證跡存するに譬ふ。

げびる　下卑　(自動上二)　いやしく見ゆ。品格なくなる。げすばる。十訓中「おほやけの御前にて、ふぐりあぶらんなど候はん事、無下にげびて憎れや候はんずらん」同上「藏人が申すやう、まことにげびたりけんかし」六條宰相家歌合判「むつかしきなどこそ、むげにただ言葉にて、げびたるやうに思う給ふれども」

(諺)**げびても息災**　下品にても無事に達者なるがよしとの意。

けびゐし　檢非違使　(名)　㊀古昔、京中の非違の檢察を掌りし職。祭祀・法會などの場に臨み、或ひは道路・橋梁を巡視し、又糺彈・追捕・斷罪・聽訟等の事をも掌る。文德實錄三、嘉祥三年十一月己卯「治部大輔興世朝臣書主卒中略弘仁七年二月轉爲二左衞門大尉一兼二行檢非違使事一」職原抄下「檢非違使。淳和天皇御宇天長年中初置レ之」㊁古昔、國郡又は伊勢神宮・鹿島神宮などの大社に置き、國司に隸屬して、檢察・追捕を掌りし職。文德實錄七、齊衡二年三月乙巳「大和國檢非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預二把笏一諸國檢非違使把レ笏、始二於此人一」類聚三代格五「太政官符。應下諸國檢非違使立二秩限一幷停中補二無位人一事上」

けびゐししょ　檢非違使所　(名)　けびゐしどころ(檢非違使所)に同じ。

けびゐしちゃう　檢非違使廳　(名)　檢非違使の役所。古くは左右衞門府内に在りしが、寛平七年左右檢非違使廳を定め、天曆元年より右廳を廢して左廳のみとなれり。別當・佐・尉・志・火長・看督長・案主長・放免の職員を置く。使廳(シチヤウ)。朝野群載十一、廷尉「檢非違使廳下。越後國住人平永基。應レ令下早附二使者一召中進稱二前對馬守源義親一法師等上事」

けびゐしどころ　檢非違使所　(名)　檢非違使の役所。古事談四「依レ之國司、遣二檢非違使所日代一」東鑑九、文治五年九月廿四日「平泉郡内、檢非違使所事」

けびゐしどころしょせい　檢非違使所書生　(名)　前條の屬官。日代。十訓下「檢非違使所書生を貢檢使に指し遣はすによりて」

けびゐしのはうぐわん　檢非違使判官　(名)　檢非違使廳の被管。左大尉・右大尉・左少尉・右少尉の總名。中古大尉は多く明法道の輩を以て之に補し、少尉は源平の武士を以て之に補す。

けびゐしのべったう　檢非違使別當　(名)　檢非違使の長官。參議以上より其の器に堪へたる左右兵衞督を以て之に補す。大理別當。大理卿。左右衞門式「凡檢非違使別當、充二隨身火長二人一」榮華本雫「賴定の左兵衞督、この四月二十餘日に、檢非違使の別當かけ給ひつ」職原抄下「檢非違使別當一人。唐名大理。參議已上尤擇二其人一也、補二此職一之人必帶二衞門兵衞督一中略補二大理一之人可レ備二七德一所謂譜第・器量・材幹・有職・近習・容儀・富有」

けびゐどころ　檢非違所　(名)　けびゐしどころ(檢非違使所)に同じ。東鑑六、文治二年四月一日「自二國司一給二安藝國檢非違所幷庄公一畢」

けひん　(名)【動】亞剌比亞馬(アラビア)の一種。

げひん　下品　(名)　㊀劣りたる品。下等の品柄。㊁劣りたる品格。(上品の對)

けふ　今日　(名、副)　此の日。今の日。本日。こんにち。(きのふ又あすなどの對)萬五「ももかしも行かぬ松浦ぢ、家布(ケフ)ゆきて明日はきなむを、何かさやれる」同五十「家布(ケフ)もかも都なりせば見まくほり、西のみやこのとに立てらまし」古今冬「きのふといひけふと暮らしてあすか川、流れて早き月日なりけり」

けふかあすか　今日明日　心まちに待つさま、又、さしせまりたるさまにいふ語。けふあす。萬廿「たくぶすましらぎへいます君がめを、家布可安須可(ケフカアスカ)といはひて待たむ」勢語「我が世をばけふかあすかと待つかひの、涙の瀧といづれ高けん」

けふがひ　今日日　けふといふ日。けふ一日だけ。

けふけふ　今日今日　今日か今日か。けふはけふは。けふかあすか。けふや、けふや。萬五「出でて行きし日を數へつつ、家布家布(ケフケフ)とあを待たすらむ父母らはも」寛平菊合「けふけふと霜おきまさる冬はただ、花うつろふと恨みにゆかん」後撰戀旅「人ごとにけふけふとのみ戀ひらるる、都近くもなりにけるかな」

けふこのごろ　今日此頃　このごろ。昨今。近頃。曾根崎心中「今日此のごろは平生の魂が入れかはり」

けふといふけふ　大切なる今日に於いて。待ちに待ちたる今日の日。鷹筑波「八月十五日栗津右近にて。けふといふ興をさますや月の雨」國姓爺四「毎日毎日時を違へず變はった風俗、今日といふ今日跡を慕うて見附けしが」

けふとてや　今日こそと思ひてにや。拾遺夏「あしびきの山子規けふとてや、あやめの草のねにたてて鳴く」

けふにかぎる　限今日　いつもはさもなきに、特に今日だけ。生寫朝顏日記宿屋「今日に限って此の大雨、川止めとは曲もなや」

けふのあした　今日朝　けさ。今朝。萬十「玉ゆらに昨日のゆうべ見しものを、今朝(ケフノアシタ)に戀ふべきものか」

けふのあひだ　今日間　今日一日の中。けふのうち。萬十「梅の花折りてかざせるもろ人は、家布能阿比太(ケフノアヒダ)はたぬしくあるべし」

けふのいま　今日今　今の現在。まのあたりいま。たったいま。國姓爺三「呉三桂夫婦の臣が介抱にて、今日の今まで惜しからぬ露の命のつれなさを」

けふのけさ　今日今朝　けさ。今朝。落窪三「世の人のけふのけさには戀ひすとか、聞きしにたがふここちこそすれ」

けふのこよひ　今日今宵　こよひを强めていふ語。今日といふ今日のこよひ。今夕。今晩。勢語「花に飽かぬ歎きはいつもせしかども、けふのこよひに似る時はなし」拾遺秋「いとどしくいもねざるらんと思ふかな、けふのこよひにあへるたなばた」

けふのひ　今日日　今日をつよめていふ語。けふ。今日。萬廿「たるひめの浦を漕ぎつつ、介敷乃日(ケフノヒ)はたぬしく遊べ、云ひつぎにせむ」勢語「惜しめども春の限りの今日の日の、夕暮にさへなりにけるかな」

けふのま　今日間　今日一日のうち。新勅撰二「けふのまの心にかへて思ひやれ、ながめつつのみすぐす月日を」

けふのむかし　今日昔　昔、出來事のありし日に當たりたる今日。昔の今日。玉葉夏二「ねを添へて猶こそ忍べあやめ草、忘れぬつまの今日の昔を」

けふやけふや　今日今日　けふこそは。けふ限り。榮華初花「今年となりては、いとどみここちおもりて、けふやけふやと見えさせ給ふ」赤染衞門集「天の川けふやけふやと待ちたれば、はや

く渡りて君は住むとか」

けふをはれ 今日こそ晴れの時なれ。平家一、殿下乗合「前驅・御隨身共が、今日をはれと装束したるを、あそこに追ひ懸け、爰に追ひつめ」

(諺)今日あって明日ない身 人世の無常なること。後撰夷曲集六「今日あって明日ない身とは知りながら、あさても扨も長きたくはへ」摩耶經「人命不レ停中略今日雖レ存、明亦難レ保」

(諺)今日の情は明日の仇 人情の反覆常なきこと。國姓爺後日合戰三「昨日の味方は今日の敵、今日の情は明日の仇、頼む方なくなりはつる」

(諺)今日の後に今日は無し 一度過ぎ去れば、其の日は再び來たらず。一日再び晨し難し。

(諺)今日は人の上、明日は我が身の上 今日は人事と思ひたる苦患・災厄も、明日は我が身の上に來たらんも知り難きこと。他人の事とておろそかに思ひすごすべからずとの意。平治物語太「弓矢取る身の習ひは、今日は人の上、明日は身の上にてあるものを」狂言武悪「そなたの歎きやるのをば思うては、今日は人の身の上明日は我が身の上、世の中に宮づかひなどせうものではない」

けふ 〜希婦 (名) けふのほそぬの(希婦細布)、又は、けふのせばぬの(希婦狹布)等の略。散木集夏「うの花の垣ねなりけり、山がつのはつきに晒らすけふと見つれば」

けふ 〜俠 (名) をとこだて。をとこぎ。

けふ 〜莢 (名) 【植】植物學上の用語。單子房一室より成り、緣邊胎座を有し、內外兩縫線より裂開する果實。ゑんどう・そらまめの類。

けふ 〜怯 怯懦なること。卑怯。又、その人。史記蒙恬傳「知者詐レ愚、勇者苦レ怯」同淮陰侯傳「一市人皆笑、信以爲レ怯」

けぶ 烟 (名) 一 けぶり(烟)の略。二 物事の形跡のうせたること。「けぶにする」

げふ (名) おくびの出づる聲。げっぷ。

げふ 〜業 (名) 一 學問。技藝。易經上繫「君子進レ德修レ業」禮記曲禮「所レ遊必有レ常、所レ習必有レ業」二 しごと。しわざ。わざ。事業。易經繫辭「可レ久則賢人之德、可レ大則賢人之業」書經周官「功崇惟志、業廣惟勤」三 つとめ。なりはひ。勤務。業務。世業。左傳昭公元年「子產曰、臺駘能業二其官一」史記平準書「其弟盡破二其業一」

げぶ 〜下部 (名) しものかた。かぶ。

けふあい 〜狹隘 陿隘 せまきこと。餘地なきこと。狹小。史記李斯傳「逮二秦地之陿隘一」

けふあす 今日明日 (名、副) 今日又は明日。今日と明日と。間もなく迫まりたること。今日か明日かのうち。竹取「翁の命、今日あすとも知らぬを」枕七「けふあす御物忌みなれば、御しとみも參らぬぞ」源桐壺「けふあす歸りなんとするに」

けぶか 毛深 (名) けぶかし(毛深)の語幹。

けふかいけいやく 〜協諧契約 (名) 【法】(羅 Compositio. 英 Composition) 配當手續を履行せずして破產事件を終了せしむるために、破產者と總債權者とが締結せる契約。此の契約を債權者に提供するを得る破產者は、法律上の義務を履行し、且つ有罪破產の判決を受けず、又は其の審問中にあらざるものに限り、又此の契約は、裁判所の認可を得て始めて法律上有效となるものとす。破產法第二七條「協諧契約」

けふかう 〜俠行 (名) 俠氣あるおこなひ。をとこだての行ひ。唐書劉叉傳「少放肆、爲二俠行一」

けふかう 〜峽江 (名) 【地】細長き入江にして、深く陸地に灣入し、其の兩岸は多くは急傾斜をなして壁立し、灣內至る所水深きもの。峽灣。

けふかく 〜俠客 (名) 俠氣ある人。をとこだて。史記游俠傳「要以二功見言信一、俠客之義、又曷可レ少哉」後漢書馬援傳「兄子嚴敦並喜二譏議一、而通二俠客一」

けふかく 〜脅嚇 おびやかしおどすこと。威嚇。

けふかく 〜夾角 (名) 【數】二つの直線、又は二つの弧の間に夾まれたる角。

けぶかさ 氣深 (名) 氣ぶかき度合。氣ぶかきさま。大貳集「七夕に心寄せけるけぶかさは、渡りもしなん鵲の橋」

けぶかさ 毛深 (名) 毛ぶかき度合。毛ぶかきさま。

けぶかし 氣深 (形二) 心深し。趣き深し。

けぶかし 毛深 (形二) 毛深く生えてあり。榮華物語根合「御鬢色あしう、毛ぶかく、殊の外に見にくくおはするに」堤中納言物語蟲めづる姫君「かは蟲のけぶかきさまを見つるより、取りもちてのみ守るべきかな」

けふがふ 〜協合 やはらぎあふこと。親しみ合ふこと。和合。協和。

けふがほそぬの 希婦細布 (名) けふのほそぬの(希婦細布)に同じ。謡曲錦木「心ぞつらき、陸奥の希婦が細布胸合はず」

けぶがる 烟 (自動四) けぶく思ふ。けむがる。けぶたがる。

けふかん 〜峽間 (名) たにあひ。はざま。

けふき 〜俠氣 (名) をとこだての氣象。任俠の氣風。をとこぎ。後漢書袁紹傳「少以二俠氣一聞」盧諶詩贈劉琨「朔鄙多二俠氣一、豈唯地所レ因」

けふき 〜狹軌 (名) けふきかん(狹軌間)の略。(廣軌の對)

けふぎ 〜狹義 (名) 範圍を狹く制限したる意義。(廣義の對)

けふぎ 〜協議 二人以上、或る事項を討議すること。相談。議院法第六十一條「兩議院交渉事務の規程は其の協議に依り之を定むへし」民法第八百八條「夫婦は其協議を以て離婚を爲すことを得」宋史職官志「縉紳協議」崔公度文「齊レ力協議」

けふぎあん 〜協議案 (名) 協議に附すべき議案。協議によりて成立せる案。

けふきかん 〜狹軌間 (名) 汽車の軌道の基本軌間より狹きこと。又、そのもの。歐米各國にては四呎八吋半以下、我が國にては三呎六吋の軌間の稱。(廣軌間の對)

けふぎくわい 〜協議會 (名) 協議のために開く會。

けふきてつだう 〜狹軌鐵道 (名) 狹軌にて敷設したる鐵道。(廣軌鐵道の對)

けふぎゐゐん 〜協議委員 (名) 協議するために選任したる委員。議院法第六十條「兩議院協議委員」

けふぎゐん 〜協議員 (名) 前條に同じ。

けふきん 〜頰筋 (名) 【醫】上下顎骨より起こり、上下の兩脣に終はる筋肉。

けふくなう (名) 毛ふくれ嚢にて、男陰をいふと。催馬樂入殿「くぼの名をば何とかいふ、つびたり、けふくなう、たもろ、ひのなかの、ひつきめな、けふくなら、たもろ」

けぶくむ (自動四) 毛深く叢ふ。名義抄「毿ケブクム・フサヤカ」同「毛ケブクム」

けふくわい 〜協會 (名) 會員協力して設立・維持する會。主に會の名に用ふ。

げぶくわん 〜外武官 (名) 中古、軍團の大毅・小毅などの稱。

けふげき 〜挾擊 夾擊 兩方よりはさみうつこと。はさみうち。史記侯傳「漢兵夾擊大破レ之」

げふげふ 〜業業 (副) 危み懼るるさまにいふ語。書經皐陶謨「兢兢業業、一日二日萬幾」詩經大雅「兢兢業業、如レ霆如レ雷」

げふげふし 業業 (形二) ぎやうぎやうし(仰仰)を見よ。大磯虎稚物語五「むむ本田殿か、業業し。斯くいふは、梶原が家來番場の忠太國久よ」

けふこう 〜夾攻 挾攻 はさみせむること。挾擊。左傳宣公十二年「左右角レ之」杜注「張二兩角一、從レ旁夾二攻之一」

けふこく 〜峽谷 (名) 【地】兩崖の高き絕壁、又は急傾斜面をなせる幅狹き谷。

けふこつ 〜俠骨 (名) をとこだての氣象。俠客の氣骨。張華詩博陵王宮俠曲「生從二命子遊一、死聞二俠骨香一」

けふごと 今日每 (名、副) その日ごと。日日。日每。拾遺秋「我が宿の菊の白露けふごとに、幾夜つもりて淵となるらん」新古今冬「けふごとに今日や限りと思へども、又も今年にあひにけるかな」

けぶさ 烟 (名) けぶきこと。けぶき度合。けぶたさ。

けふさく 〜狹窄 狹くすぼまりてあること。閉のせばまりてあること。

けふざつぶつ 〜夾雜物 (名) まじり入りたるもの。まざりもの。純粹ならざるもの。

けふさん 〜夾竿 (名) 卷物又は書物の紙に挾み置きて、檢出用に供し、又は讀みかけのしるしとなす具。竹又は木の、長さ三寸許りなるを薄く削り、頭部を凡そ三分の二まで割り、絲又は紙捻を纏ひて裂けざる樣にしたるもの。枕二「御草子にけふさんして」江次第四、直物「夾剡二夾竿一置レ之」同頭書「夾竿長三寸、以レ竹作レ之、以レ絲結レ之、或以二紙捻一結レ之兩說也」

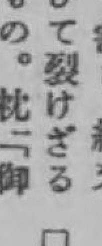

(けふさん)

けふさん 〜協贊 (名) 一 協力翼贊すること。蜀志來敏傳「敏子忠中略與二尙書向充等一並能協二贊大將軍姜維一」二 【法】帝國議會が法律案・豫算案など、將來に效力を生ずべき議案に對してなす議決。(承諾の對) 大日本帝國憲法第三十七條「凡て法律は帝國議會の協贊を經るを要す」同六十四條「國家の歲出歲入は每年豫算を以て帝國議會の協贊を經へし」

けふさんけん 〜協贊權 (名) 【法】法律案・豫算案等に協贊する帝國議會の權限。

けふし 〜篋笥 (名) はこ。け。禮記內則「男女不レ同二椸枷一、中略不二敢藏一於夫之篋笥一」任昉詩「詠歌盈二篋笥一」

けふし 〜挾屍 (名) 馬の背の脇にある旋毛。

けふじ 〜夾侍 一 左右に近く侍ること。二 佛像の左右に侍る者の稱。彌陀には觀音・勢至、釋迦には文殊・普賢、不動には制吒迦・昆羯羅の類。わきだち。わきだち。わいだち。わきし。盛衰記廿九、三箇馬場願書「白山御體者、彌陀脇士觀世音也」脇士。脇仕。挾持。

けぶし 烟 (形二) けぶたし(烟)に同じ。立羽不角句「けぶくとも後は寢易き蚊やりかな」

けふしぐろ (名) 【植】石竹科、女婁菜屬の多年生草本。莖の高さ二三尺、分枝せず。葉は對生、廣披針形、全綠。莖・葉共に帶紫紅色にして毛茸を密生す。夏日、莖の上部の葉腋に白色の小花を開く。我が國、各地の山地に自生す。

けふじぼさつ 〜夾侍菩薩 (名) 彌陀に夾侍する觀音菩薩と勢至菩薩との稱。用明紀「木丈六佛像、挾持菩薩是也」源鈴蟲「あみだ佛けふじの菩薩、おのおのびやくだんして造り奉りたる」

けふしや 〜狹斜 (名) 花柳の巷。いろざと。遊里。古樂府「長安有二狹斜一、道狹不レ容レ車」盧照鄰詩長安古意「長安大道連二狹斜一」

けふしやのちまた 狹斜巷 けふしや(狹斜)に同じ。

けふしや 〜俠者 (名) 俠氣ある人。俠客。史記韓非傳「俠者以レ武犯レ禁」

けふしやう 〜協商 一 協議してとりはからふこと。相談。二 【法】けふやく(協約)に同じ。

けふじやく 〜怯弱 けふだ(怯懦)に同じ。易經注「沈沒怯弱、自守而已」

げふしゆ 〜業主 (名) 業主權を有するもの。明治三十七年律令第十號「業主」

げふしゆけん 〜業主權 (名) 【法】臺灣に於ける一種の物權。土地所有權の如く、土地を使用し又は收益を處分するを得れども、大租權者に對して、大租又は地基租等を納むべき負擔を有するもの。明治三十七年律令第十號前文「業主權」

けふしよう 〜夾鐘 (名) 一 十二律の一。じふにりつ(十二律)を見よ。禮記月令「仲春之月中略律中二夾鐘一」二 陰曆二月の異稱。

けふしよう 〜脅從 おびやかされて從ふこと。おびやかして服從せしむること。

けふしん 〜俠心 (名) をとこだての心。をとこぎ。俠氣。吳萊詩「騎士虛豪卽俠心」

けふしん 〜協心 心を合はすること。協力同心すること。書經畢命「三后協レ心同底二于道一」

けふせう 〜狹小 せまくちひさきこと。左傳昭公卅二年「請レ城二成周一」杜注「成周狹小、故請レ城レ之」漢書食貨志「狹二小漢家制度一」

けぶせばり 毛伏張 (名) 絹物などの毳を伏するほどの目的にて、葛糊にて輕く張ること。

けふそく 〜脇息 (名) 座側に置きて、臂をかけ、體を支へて休むる具。おしまづき。ひぢかけ。おさへ。宇津保藏開上「御けふそくにおしかかりておはす」後撰賀「けふそくをおさへてまさへ、萬世に花の盛りを心しづかに」源若紫「けふそくの上に經をおきて、いとなやましげによみゐたる」

けふだ 〜怯懦 おぢおそるること。意志の弱きこと。臆病。韓非子亡徵「略レ事陳レ意、則日二怯懦而不一レ盡」

げふたい 〜業體 (名) げふてい(業體)に同じ。

けふだう 〜脇堂 (名) しやそう(社僧)の異稱。

けぶたがる 烟 (自動四) けぶたく思ふ。けむたがる。室町千疊敷二「身が殿をけぶたがる」

けぶたげ 烟氣 (副) けぶたきやう。けぶたさう。けむたげ。

けぶた-さ　烟（名）けぶたき度合。けぶたきさま。けむたさ。

けぶ-たし　烟（形ニ）㊀烟のため苦しく感ず。烟にむせびて息苦し。けむたし。けむし。和名抄「唐韻云、𤇆（俗云介布太之）烟氣也」曾丹集「くゆりつつ世にすみがまのけぶたきを、吹きつつ燃やせ冬の山風」源（花宴）「そらだき物いとけぶたうくゆりて」夫木（三）「さびしさに柴こりくべし冬よりも、烟けぶたき宿の蚊遣火」㊁氣づまりなり。氣がねなり。窮屈なり。源（梅枝）「宮、いと苦しき判者にも當たりて侍るかな、いとけぶたしやとなやみ給ふ」最明寺殿百人上﨟（上）「天女丸をけぶたく思はれ、最明寺殿座禪の内に、攻め亡ぼさん催しにて」

けぶ-だし　烟出（名）けむだし（烟出）に同じ。

けふ-だんじ　〜俠男兒（名）俠氣ある男子。

けふ-たんそう　〜夾炭層（名）【地】石炭系地層の上部。主として砂岩・泥板岩・石炭より成るを常とす。歐洲の石炭は主に此の層より得らる。

けふ-ぢ　〜挾持　傍より扶け支ふること。史記（商君傳）「跡其欲干孝公以帝王術、挾持浮說非其質矣」

けふちく-さう　〜夾竹草（名）【植】くさけふちくたう（草夾竹桃）の異名。

けふちく-たう　〜夾竹桃（名）【植】夾竹桃科、夾竹桃屬の落葉灌木。幹の高さ丈餘に達す。葉は輪生、三葉より成り、各葉は披針形、全緣、革質なり。夏季、紅色又は白色の美花を枝梢上に開く。東印度の原產にして、我が國、暖地に栽培せられ、觀賞用に供せらる。有毒植物なり。

（けふちくたう）

けふちくたう-くゎ　〜夾竹桃科（名）【植】顯花植物、雙子葉類の一科。多年生草本、灌木、蔓又は喬木なり。多くは辛味ある乳樣液を含む。葉は單葉、托葉を有せず。花は完全整齊なり。蕚は永存性、五裂し、花冠は合瓣、五淺裂す。雄蘂は花冠の裂片と同數にして、之と互生し、筒部又は筒部の口に著生す。子房は上位一室より成り、二胚珠を含み、時に二室なることあり。花柱は一箇又は二箇なり。果實は蓇葖又は核果、種子は肉質の胚乳を有す。本科に屬する植物は廣く世界各地に分布し、殊に熱帶地方に多し。觀賞用となるものあり。一般に有毒植物なり。

けふ-ちゃう　〜狹長　せばくて長きこと。細長。詩經（疏）「隋山隋隋然、言其狹長之意也」爾雅（疏）「凡臺上有屋、狹長而屈曲者曰樓」

けふ-ちゅう　〜篋中（名）はこのなか。箱中。

けふ-ぢょ　〜俠女（名）俠氣ある女子。俠婦。

けふちょ-ざう　〜夾紵像（名）古昔、支那にて、漆・𣸪・布を用ひて造れる像。

け-ぶつ　〜化佛（名）佛の化現すること。又、その佛。榮華（音樂）「光の中の化佛無數億にして、無量莊嚴具足し」著聞（三）「まのあたり宮殿・宮樹を見、化佛・化菩薩をげんじ奉る」

げ-ぶつ（名）こめびつ（米櫃）をいふ、大阪及び和泉國堺の方言。（物類稱呼）

けふ-てい　〜篋底（名）はこのそこ。はこの中。

けふ-てい　〜協定　協議して決定すること。地方森林會規則（第八條）「開會地及開會の期日並其の召集に關する事項は關係地方長官之を協定し」

げふ-てい　〜業體（名）㊀營業のすぢ。家業。㊁所行。風采。風體。擧止。

けふてい-かうゐ　〜協定行爲（名）【法】各當事者が、共同の目的のために表示したる意思の合致によりて成立する行爲。

けふてい-かかく　〜協定價格（名）【法】通商國が互ひに協議して、其の輸出入の貨物の價格を決定すること。

けふてい-くゎんぜい　〜協定關稅（名）【法】關稅の區別の一。條約を以て其の稅率を協定したるもの。

けふてい-けんぱふ　〜協定憲法（名）【法】憲法の區別の一。國民の代表者、又は代表者と君主との協議によりて制定したるもの。例へば、民定憲法の類。

けふてい-ぜいりつ　〜協定稅率（名）【法】國際條約により、或る貨物に課する關稅につき、外國と協議の上にて決定したる稅率。（國定稅率の對）關稅定率法（第三條）「協定稅率の適用を受けさる地域の生產品に對し必要あるときは勅令を以て地域及物品を指定し協定稅率を下らさる範圍內に於て稅率を定むることを得」

けふ-どう　〜協同　心を合はせて共同すること。後漢書「程爲謀首、康國協同」

けふどう-きげふ　〜協同企業（名）【法】共同企業の一。會社企業・組合企業の如く、法律上の合同をなさず、內部の協約によりて、數多の企業家が合同又は聯合し經營する企業。企業家聯合と企業家合同とに分かつ。各條を見よ。

け-ぶとん　毛蒲團（名）毛皮の敷物。大織冠（二）「唐獅子の毛蒲團三十枚」

けふ-にん　〜俠任　にんけふ（任俠）に同じ。

けふ-の-さぬの　希婦狹布（名）次條に同じ。夫木（雜）「思へただけふのさぬのの麻衣、きてもあひ見ぬ胸の苦しさ」

けふ-の-せばぬの　希婦狹布（名）次條に同じ。堀河百首（戀）「石ぶみのけふのせばぬのはつはつに、あひ見てもなほ厭かぬ今朝かな」

けふ-の-ほそぬの　希婦細布（名）古へ陸奥國希婦（ケフ）の地より產出せし、白くして幅の狹き布。一說、鳥の毛にて織りたる布と。（袖中抄）けふのせばぬの。けふ。俊頼口傳（雜）「錦木はたてながらこそ朽ちにけれ、けふのほそ布むねあはじとや」東鑑（九、文治五年九月十七日）「希婦細布二千端」

けふ-はく　〜脅迫　㊀おびやかしせまること。おどしつくること。脅嚇。威嚇。㊁【法】他人に畏怖の念を生ぜしむる目的にて、不法なる害惡を加ふることを通知すること。刑法（第百七十七條）「暴行又は脅迫を以て十三歲以上の婦女を姦淫したる者」同（第二百二十二條）「生命身體自由名譽又は財產に對し害を加ふ可きことを以て人を脅迫したる者」

けふはく-ざい　〜脅迫罪（名）【法】人若しくは其の人の親族の生命・身體・自由・名譽・財產に對し害を加ふべきを以て脅迫し、又は暴行を用ひて人をして義務なき事を行はしめ、又は行ふべき權利を妨害したるによりて成立する犯罪。刑法（第三十二章）「脅迫の罪」刑事訴訟法（第七十二條三號）「被告人未遂罪又は脅迫罪を犯し仍ほ其目的を遂けんとする恐あるとき」

けふばん-きん　〜夾板筋（名）【醫】頭椎より起こり、頭骨に終はる筋肉。頭部

の廻轉をなさしむ。

けふ-び　今日日（名、副）今日の日。けふこのごろ。

けふ-ひしんけい　〜狹披針形（名）【植】植物學上の用語。狹き披針形。

けふび-るゐ　〜狹鼻類（名）【動】哺乳動物、猿類の一亞目。兩鼻孔は相接近して前方に向かひ、尾は纏絡の用をなさず。多くは頰嚢及び胼胝を有す。舊世界の猿類は皆之に屬す。

けふ-ふ　〜怯夫（名）怯懦なるをとこ。戰國策（齊）「秦卒之與山東之卒也、猶孟賁之與怯夫也」

けふ-ふ　〜俠婦（名）俠氣ある婦人。俠女。

けふ-ふ　〜挾扶　挾持して扶助すること。晉書（辛毗傳）「扶夫人令起于是兩人挾扶以立」

けふ-ほ　〜夾輔　左右よりたすくること。左傳（僖公四年）「曰五侯九伯女實征之、以夾輔周室」

げ-ぶみ　外文（名）げぶん（外文）に同じ。

げふ-む　〜業務（名）日常繼續して行ふ事務。業としてなすつとめ。

げふむ-けいぞく-しゃゐん　〜業務繼續社員（名）けいぞくしゃゐん（繼續社員）に同じ。

げふむ-しっかう　〜業務執行（名）業務をとり行ふこと。民法（第五十九條二號）「理事の業務執行の狀況を監査すること」

げふむしっかう-しゃ　〜業務執行者（名）【法】或る事業につき、其の業務執行に任ずるもの。即ち、法人の理事の類。明治三十三年勅令第百號（第十一條）「法人又は組合に對する送達は其の代表者又は業務執行者に之を爲すへし」

げふむしっかう-しゃゐん　〜業務執行社員（名）【法】合名會社・合資會社又は株式合資會社等にて、其の業務執行に任ずる社員。商法（第五十七條）「支配人の選任及ひ解任は特に業務執行社員を定めたるときと雖も社員の過半數を以て之を決す」

げふむ-たんたう-しゃゐん　〜業務擔當社員（名）【法】前條に同じ。移民保護法（第十一條）「業務擔當社員若は取締役又は代理人を在留せしめさる地」

げふむ-ようしょるゐ　〜業務用書類（名）㊀業務に用ふる書類。㊁第四種郵便物の一。全部若しくは一部を筆書したる各種の業務用の文書にて、特定の人に對する通信文の性質を有せざるもの。郵便法（第十八條一項四號）「書籍印刷物業務用書類」郵便規則（第廿五條）「業務用書類とは全部若は一部を筆書したる各種の文書にして特定の人に對する通信文の性質を有せさるものを云ふ」

けふ-やく　〜協約　㊀協議して契約すること。㊁【法】二國以上が、外交上の事項、殊に勢力平均に關する消極的事項を妥協するために締結する略式の條約。「日露漁業協約」「日英協約」

けふやく-けんぱふ　〜協約憲法（名）【法】ぎていけんぱふ（議定憲法）に同じ。

けふ-ゆう　〜俠勇　をとこぎありて勇氣あること。又、其の人。

けふ-ゆう　〜怯勇　怯懦なることと剛勇なることと。呂氏春秋「怯勇虛實、其由甚微」

けふ-ら　今日（名、副）けふ。けふあたり。今日ごろ。萬葉（廿）「いや彥の神のふもとに、今日良（ケフラ）もか鹿のこやすらむ、皮のきぬ著て角附きながら」

けぶら-かす　烟（他動四）けぶらす。藻鹽草（三）「やきしめ（これは馬の毛を木にて挾みてけぶらかして田に立つるをいふ）」

けぶら-ぐさい　烟臭（形口語）こげくさし（焦臭）をいふ、土佐國の方言。（物類稱呼）

け-ぶらひ（名）けぶり（氣振）の延。そぶり。伊賀越道中雙六（六）「此の屋の內へ、身共が本名けぶらひでも知らされぬ大事の所」

けふ-り　〜篋裏（名）はこのうち。篋中。

けぶり　烟　煙（名）㊀けぶること。物の火に燒けて起ち上がる薄黑き氣。けむり。けむ。けぶ。靈異記（下）「禪師手於燒香、彼煙（ケブリ）也」竹取「御文不死の藥の壺ならべて、火をつけて燃やすべきよし仰せ給ふ（中略）そのけぶり、いまだ雲の中へ立ちのぼるとぞいひ傳へたる」和名抄（十）「烟（介夫利）火燒草木黑氣也」烟氣。火氣。㊁烟の如くおぼろに起ち上ぼるもの。夫木（三）「いかにせん風吹く浦のしほけぶり、靡かぬ方に思ひ消えつつ」同（廿）「朝日さす雪げのけぶり打ち靡き、吉野の山も見えず霞める」謠（高砂）「月もほどなく入りしほの、烟滿ちくる小松原」㊂草木の芽など生ひ出でて、遠く打ち眺むれば薄烟の如く霞みて見ゆるもの。新勅撰（一）「春日野にまだもえやらぬ若草の、けぶり短き荻の燒原」夫木（三）「下萌えのふる木の柳末みえて、けぶり物うき春の色かな」㊃死して火葬せらるること。消えて跡形なくなるもの。生玉心中（上）「生きて添はれぬ浮世なら、いっそ烟になりたやな」孕常磐「惜しみても厭ひても、誰れかは一人止まらん、はてはけぶりの室町や」㊄けむりをたつること。活計。糊口。太平記忠臣講釋（七）「三つ四つの重ね著を、一重は脫いで朝夕の烟の代にとおっしゃっても」

けぶり の くも　烟雲　烟の立ち上ぼりて雲の如く見ゆるもの。玄玉（三）「炭がまのおのが烟の雲消えて、雪ふれば又遂ふ山人」

けぶり の なみ　烟波　遠く烟の如く靄（モヤ）みて見渡さるる浪。又、烟の幾重も起つを波に譬へていふ語。榮華「雲の浪烟の波と立ち隔て、あひ見んことのはるかなるかな」弘安元年九月詩歌合「尋ねけん心をぞ知る雲の波、けぶりの浪の深きやどりを」謠（海士）「海底に飛び入れば、空は一つに雲の波、烟の波をしのぎつつ、海漫漫と分け入りて」

けぶり の まゆ　烟眉　美しくにほひやかなる眉。

けぶり の やみ　烟闇　けぶりのたちこめて闇となること。夫木（廿）「武藏野の雉子やいかに子を思ふ、けぶりのやみに聲まどふなり」

け-ぶり　氣振（名）けはひ。そぶり。容子。

けぶり-ぐさ　烟草（名）たばこ（烟草）の異名。和訓栞「近き世の御製とか。蠻のすむ浦ならねどもけぶり草、立ち居に人のしほとこそなれ」

けぶり-くさし　烟臭（形二）烟のにほひあり。いぶりくさし。きのふはけふの物語「火も消して給はれ（中略）けぶりくさい」

けぶり-くらべ　烟競（名）〔思ひの烟を比ぶる義〕互ひに思ふ心の深さ淺さを比較すること。おもひ（思）の條、おもひのけぶり（思烟）を見よ。源（柏木）「立ちそひて消えやしなまし、うきことを思ひ亂るるけぶりくらべに」順德院歌合「道のべの野原の柳もえそめて、あはれ思ひのけぶりくらべや」

故に、害蟲を以て目せらる。孵化して未だ散亂せざる前に、石油を古綿に浸し、これに火を點じて、其の群棲する處にあてて燒き殺すも驅除の一法なり。ほうじやうむし京都 じこうぼう堺 しなのたらう武藏(物類稱呼) 蛄蟖。蛅蟖。㊁氣むつかしくて、いみ嫌はるるものに譬へていふ語。蜈蚣加留多二「いとしらしい男なれど、固い兄御のけむし殿、吟味强うて、是れもかなはぬ浮世なり」鶉衣百蟲譜「毛蟲はむつかしき親仁の號とす」

けむし 枲 (名)【植】あさ(大麻)の雄本。和名抄「枲(介无之)麻之有レ子名也」

けむし 烟 (形シ) けぶし(烟)に同じ。

けむしまゆ 毛蟲眉 (名) ふとく濃くして、毛蟲に似たる眉毛。

けむしろ 毛席 (名) 毛織物の敷物。

けむたがる 烟 (自動四) けぶたがる(烟)に同じ。けむがる。

けむたげ 烟氣 (副) けむたさう。けむたきやう。けぶたげ。

けむたさ 烟 (名) けむたき度合。けむたきさま。けぶたさ。

けむたし 烟 (形ク) けぶたし(烟)に同じ。嫗山姥三「身にかからぬこちとさへ、けむたうてたまらぬ」

けむだし 烟出 (名) 屋内の烟を屋外へ出だすために、屋上に設け置く窻。又、竈の上にぶりき・煉瓦などにて高く取り附けたる筒。けぶだし。けむりだし。烟突。烟筒。一代女「屋根にけむだしの無い所は惡い」

けむつかし (形シ) むつかし。むさくるし。むくつけし。きびわるし。今昔廿「氣六借(ムツカシ)く思ふほどに」同廿「人の骨などを入れて埋みけるにかと、氣六借く思えけれども」夫木廿「何か厭ふ霜夜狐の皮衣、けむつかしとてぬぎあすてぬに」

けむのき (名)【植】けんぽなし(枳椇)の異名。

けむらさき (名)【植】やぶむらさき(白棠子樹)の異名。

けむり 烟 (名) けぶり(烟)に同じ。

けむりをたつ 立烟 炊事をして、竈の烟を擧ぐ。生活をなす。活計をたつ。狂言(濯ぎ)「朝夕の烟をさへ立てかぬる身代で」藻鹽草「烟をだにたてかぬる(わび人の體)」

けむりがへし 烟返 (名) 日本造にて、土藏の戸前の下方にある石。

けむりすゐしやう 烟水晶 (名)【鑛】水晶の一種。漆黑色又は黑褐色なるもの。本邦、美濃國に多し。黑水晶。

けむりたけ (名)【植】ほこりたけ(馬勃)の異名。

けむりだし 烟出 (名) けぶりだし(烟出)に同じ。

けむる 烟 (自動四) けぶる(烟)に同じ。和泉式部集「それと見よ都の方の山ぎはに、むすぼほれたる烟けむらば」

けめひじは (名)【植】禾本科、稷屬の一年生草本。馬唐(メヒシバ)の變種。葉鞘に毛あり。苞穎にも赤微毛あるを異なりとす。我が國、各地の田野・畦畔に自生す。

げめん 外面 (名) ㊀ぐわいめん(外面)に同じ。(内面の對)。㊁外に現はれて見ゆる顔のさま。かほかたち。かほいろ。謠現在七面「外面は菩薩に似て、内心は夜叉の如し」

(諺)**外面似菩薩、內心如夜叉** 女は外貌は菩薩の如く柔和にして、内心は夜叉の如く險惡なること。蟬丸二「げにや外面似菩薩内心如夜叉」唯識論「女人地獄使、永斷佛種、外面似菩薩、內心如夜叉」

けもなし 氣無 (形ク) ㊀見るかげもなし。宇津保(藤原の君)「尻きれの尻のやれたるはきて、けもなく靑みやせて」㊁少しも其のやうすなし。けはひもなし。何もなし。夕霧阿波鳴渡上「其の器量のよさおぼこさ、道頓堀の若衆方・女方ひっさらへても、けも無い事」㊂思ひもよらず。とはうもなし。何でもなし。何の事もなし。博多小女郎波枕上「なんと遠見に見附けられはせなんだか。けも無い事云はしやしま紹が十五筥」神靈矢口渡三「いや、けもない事、けもない事、さう早まる故、先だっても吉野で貴樣大しくじり」

けもの 獸 (名) 毛物の義。一說、かひもの(飼物)の約と。(古事記傳)㊀【動】けだもの(獸)に同じ。和名抄「獸、和名介毛乃」爾雅注云、四足而毛曰レ獸」㊁家に飼養する畜類。家畜。神代紀上「顯見蒼生及畜產(ケモノ)」

けものだふし 畜仆 (名) 人家に飼養せる家畜を斃死せしむること。祝詞式大祓「畜仆志(ケモノタフシ)」

けものへん 獸偏 (名) 漢字の偏の名。狐・狗・猫などの左方にある犭の字の稱。漢字の字書にて犬の部に屬す。運歩色葉集「犭(ケモノヘン)」

けもも 毛桃 (名)【植】薔薇科、櫻屬の落葉喬木。桃の一品種。外果皮に毛茸多く、且つ全形大なるもの。萬七「はしきやしわぎへの毛桃(ケモモ)、もとしげく花のみ咲きてならざらめやも」

けもん 假文 (名) いとまぶみ(暇文)に同じ。北山抄四、驛「請假三箇日、右爲レ治二身病一所レ請如レ件中略進二殿上一治病假文如レ此」台記久安三年正月廿八日「暇文近代絕不レ奉レ之中略請暇四箇日」

けもん 假門 (名) 佛語。眞實の道に入らしむる方便の爲めに、假りに設けたる敎へ。

げもん 解文 (名) ㊀げ(解)二に同じ。玄蕃寮式「凡諸國講讀師者中略牒二省赤加二解文一共進レ官、卽經二奏聞一」枕七「そへたるたて文に、げもんのやうに書きて、進上、べいだん一つつみ、例によりて進上如レ件、少納言殿とて、月日かきて、みまなのなりゆきとて」東鑑七文治三年十月一日「法皇御灌頂御訪用途中略解文書樣。中略色革百枚、右進上如レ件」㊁推擧する文書。榮華(曉)「あざりのげもんをはなたせ給ひ、おほやけわたくしの御師となさせ給ふ」玉海承安三年十月十一日「今日太上法皇令レ補二阿闍梨一給、前大僧正覺忠(圓城寺)放解文、一身阿闍梨也中略希代之珍事、上代未レ有二如レ此事一」

けもんさ 顯文紗 (名) けんもんしや(顯文紗)に同じ。雅亮裝束抄三「けもんさは若き・幼き・おとな、色こそかはれ、常に著るものなり」

けもんりよう 花文綾 (名) 花の模樣ある綾。宇津保(俊蔭)「赤朽葉に花文りようのこうちぎ」源氏(野分)「御直衣、けもんりようを此の頃、摘み出だしたる花して、はかなう染め出で給へる」

けや (副) けやか。けざやか。いさぎよく。萬廿(古義)「しみづの心も計夜(ケヤ)におもほゆる、音の少なき道にあはぬかも」

けやか (副) けざやか。きよやか。あてやか。いさぎよく。雄略紀「根使主所著玉縵、大貴(ケヤカ)最好」

けやき 毛燒 (名) 鳥の毛をむしりて後、皮膚につきたる細かき毛を火にて燒きとること。

けやき 欅 (名)【植】楡科、欅屬の落葉喬木。幹の高さ數丈、周圍丈餘に達す。葉は廣披針形又は長卵形、鋭頭、鋸齒を有す。早春、淡黃綠色の小花を開き、單性、雌雄同株。果實は小にして扁平なり。我が國、各地の山野に自生す。材は堅牢にして木理美しく、建築材又は器具用として貴重せらる。氣燒(山門堂舍記)

けやきいた 欅板 (名) 欅の材にて造りたる板。艷狩劍本地三「わざもけやけき欅板、めっきめっきと切り破る」

けやきづくり 欅造 (名) 欅の材にて造ること。又、そのもの。

けやきばしら 欅柱 (名) 欅の材にて造りたる柱。賀古敎信七墓廻二「大内の御普請大半成就致せしが、陽明門の欅柱不足によって」

けやきばひ 欅灰 (名) 欅を燒きて造れる灰。陶器の釉藥に調合す。

けやきぶしん 欅普請 (名) 欅を用ひて普請すること。又、そのもの。けやきづくり。

けやく 化益 佛語。化導して利益を與ふること。盛衰記十二(師長熱田社琵琶)「天上にしては文曲星と顯れて、一切衆生の本命元辰として是れを化益し」

げやく 下藥 (名) げざい(下劑)に同じ。

げやく 解藥 (名) 解毒の藥劑。毒けし。生寫朝顏日記「此の丸藥は卽ち解藥、之を先へ飮みおけば、少しも醉はざる大妙藥」

けやけさ 尤 (名) けやけき度合。けやけきさま。

けやけし 尤 (形シ) 恠しく異樣なり。特にきはだちてあり。きはだけし。仁賢紀「哭聲尤切(ケヤケシ)、令二人腸斷一」源氏(帚木)「めざましかるべききははけやけうなどもおぼえけれ」大鏡下「末代には、けやけき命保ちて侍る翁どもなりかし」後三年軍記「我が主ほどのつはものを、けやけきこといふ翁かなと思ひつつ」

けやすし 消易 (形ク) 消えやすし。萬五「朝露の既夜須伎(ケヤスキ)わが身、人くにに過ぎがてぬかも、親のめをほり」

けやっこ 毛奴 (名) 毛の多く生えたる人を罵る語。雙生隅田川三「嘔吐き奴の粕奴、黴の生えた毛奴と、笑うて散散歸りけり」

けやふ 蹴合 (自動四) けあふ(蹴合)の音便。狂言(二人大名)「御大名の兩方につくばうてゐるなりを見れば、その儘ただには鳥のやうな。其所で蹴やう眞似をせよ」

けやぶる 蹴破 (他動四) けてやぶる。本朝三國誌三「襖けやぶり久吉公、立ち出で給へば」

けやり 毛槍 (名) 鳥毛の槍。日本武勇吾妻鑑二「明日は國入・御嫁入、毛槍・數槍・大鳥毛」

けやりあたま 毛槍頭 (名) 毛槍の先端の如き形のあたま。津國女夫池二「毛槍頭の長慶狸」

けやりむし 毛槍蟲 (名)【動】蠕形動物、環蟲類の一種。體の長さ五寸、幅四五分にて、全身概ね暗紫色に稍黃色を帶び、先端に長さ三寸許りの鰓を生ず。體は砂泥より成る厚壁の管狀物の内に存す。太平洋及び日本海岸の干潮の邊に棲息す。

げゆ 解由 (名) げゆじやう(解由狀)に同じ。とくるよし。土佐日記「ある人あがたの四年・五年はてて、例の事どもしをへて、げゆなど取りて」三代實錄一、天安二年十二月七日「內外官乃未レ得二解由一罷、免賜」

げゆう 外用 佛語。佛菩薩が衆生を濟度するため、神通を外に表はして敎へ導く作用。鵯鸞合戰物語六「內證常住の月は遙かに淡路島の秋の浪を照らし、外用隨緣の花は更に津守の浦の春の風に薫ず」

げゆじやう 解由狀 (名) 王朝時代、内外官の任期充ちて、事務引繼の際、新任の人より前任の人に、引渡しの滯りなかりし由を記して渡す文書。げゆ。類聚三代格五「應二前後國司共署一不レ與二解由狀一事」

げよう 下用 下(シモ)がかりたる物事に用ふること。運歩色葉集「下用」

げようびつ 下用櫃 (名) 下用(ゲヨウ)にする櫃。卯月潤色下「西方淨土に一文字、越ゆるは下品下用櫃、忽ち上品膳棚に到らん」

けよそひ 褻裝 (名) 褻(ケ)のよそほひ。平常の衣裝。夫木三「逢ふことは我がけよそひのきぬなれや、年はゆけどもさせるひもなし」

けら 啄木鳥 (名)【動】きつつき(啄木鳥)の異名。

(諺)**啄木鳥の子は卵から頷く** 旃檀は二葉より芳しの類。せんだん(旃檀)の條を見よ。

けら 螻蛄 (名)【動】昆蟲類中、直翅類の一種。體は長さ一寸五分内外にて、暗褐色。二對の翅を有するも、步行に際してはこれを背上に疊む。尾端より二條の突起を出だし、前肢は地を掘るために、もぐらの足の如くに化せり。四回脫皮して蛹となり、更に一回脫皮すれば羽化す。性、濕地を好み、田圃に縱橫の穴を穿ちて、作物の幼根を食す。おけら。しやうらいむし。和名抄「螻蛄、和名介良」本草云、螻蛄。一名、螻(字亦作レ蝼 介良)」螻・螻蛄(字鏡)

けらはらだち 螻蛄腹立 けらの如く腹立つこと。蛄螻腹立つれば、鶫喜ぶを見よ。雙生隅田川二「盗み取り百連公に奉らば、百連はつぐみの悅び、少將はけら腹立ち」

(諺)**螻蛄の水渡り** まねをすれども、成し遂ぐることを得ざる譬へ。

(諺)**螻蛄腹立つれば鶫(ツグミ)喜ぶ** 鶫を招き寄するには螻蛄を餌として繋ぎおけば來たるよりいふ。甲乙利害を異にするに譬ふ。狂言(富士松)「はっといへ、脖にも汝おちよかし、けら腹立つりやつぐみ喜ぶ」世間學者氣質二「けら腹立つりやつぐみ悅ぶ、親仁が儲けりや子が使ふ」

けら (名)【動】よしきり(葦切)の異名。

けら (名)【植】いいぎり(椅)の異名。

けら 鍜 (名)【化】硅酸並びに石灰分等を比較的多量に含有する粗製の鐵。

げら (代) 我れ。自分。山城國八瀨邊の方言。(嬉遊笑覽) 東海道名所記「父(テテ)も母(カカ)も京へ來たにやあ、我(ゲラ)も出てにやあ」

けらい 家禮 家來 (名) ㊀子の親を敬する如く他人に禮を致すこと。又、其の人。源平盛衰記(源藤)「文籍にも家禮といふ事あるべくや」今昔二十「家禮の爲めに此く參りたるに、實に喜ばしと思し食さば、心疎ならん曳出物を給へ」㊁攝家などに參りて、朝廷の公事・故事などを習ふために仕へ居る人。太平記四十「公家家禮の人人には」㊂武家にて其の家に祗候し居る人。東鑑一治承四年十月十九日「於二源氏人人一者、家禮猶可レ被二怖畏一、剰亦如抑留下國事、頗似二服二仕家人一」同卌四、仁治二年十一月廿七日「前武州祗候人依レ爲二逢者一被二召出一之輩、可レ被レ加二否中略罷一致二彼家禮一爲二本御人一也」庭訓往來五月「家人若黨並家來之仁等」㊃其の家に仕ふる者。從者。家人(ケニン)。

(諺)**家來とならねば家來は使へぬ** 己れ使はるる身となりて下情に通ぜざれば上に立ち難し。

けらいじまん 家來自慢 (名) 己れの家來を自慢すること。

けらいぶん 家來分 (名) 家來たる身分。家來に准ずる身分。川中島合戰二「然れば直江兄弟は家來分、主從の禮儀知らぬか」

げ-らう〔下郎〕(名) 人に使役せらるる身分賤しき者。しもべ。保元白河殿義朝夜討「下郎の射る矢、立つか立たぬか御覽ぜよ」砂石集七下「或る武士の郎等、下人の手鉾を盜めるを中略下郎の盜みは常の事也」

(諺)下郎の一寸戸 下種の一寸戸に同じ。げす(下種)の條を見よ。

げらう-ことば 下郎言葉 (名) 下郎などの使ふことば。いやしきことば。

けら-き (名)【植】いいぎり(椅)の異名。

け-らく〔快樂〕くわいらく(快樂)に同じ。榮華本雫「九重の宮の内に遊戲し給ふ事、彼の切利天女の快樂を享けて、歡喜苑の内に遊戲するに劣らず」盛衰記四十、維盛出家「欲・色二界の快樂の天、限りあれば衰沒の悲しみあり」同四十四、女院出家「縱沈二蒼海之底一雖レ受二修羅之苦患一豈生二白蓮之上一不レ誇二菩提之快樂一や」

けらく ふたい〔快樂不退〕快樂の、永久にして變はらざること。盛衰記四十八、女院六道廻物語「隨二日衆苦充滿の穢土の厭はしく、逐レ時快樂不退の極樂は欣はれ候へば」

けらく (助動) けりの活用、けるの延。萬四「世の中の苦しきものにあり家良久(ケラク)、戀にたへずて死ぬべき思へば」同五「神代より云ひつて介良久(ケラク)」

げ-らく〔下洛〕比叡山などより、京都の方へ下り來たること。延慶本平家二本、山門學生合戰「學生一人も殘らず下洛して、あしこここに寄宿しつつ」平家一、清水炎上「山門の大衆、夥しう下洛すと聞こえしかば」

げ-らく〔下落〕(一)物價の安くなること。等級のさがること。(二)だらく(墮落)に同じ。

けらく-てん〔化樂天〕(名) 佛語。欲界の六天の第五。自ら五塵を化して自ら娛樂する故にいふ。

けら-くび 螻蛄首 (名) しほくび(潮首)に同じ。

けら-げい 螻蛄藝 (名) けらざい(螻蛄才)に同じ。

けら-けら (副) 大聲に笑ふさまにいふ語。からから。きらきら。大織冠四「けらけらとあざ笑ひ」曾我扇八景上「五郎けらけらと大笑ひ」

げら-げら (副) 前條より一層高聲に笑ふさまにいふ語。又、締りなく笑ふ聲。げたげた。

けらけら-わらひ (名) けらけらと笑ふこと。艶狩劍本地三「心に染まぬけらけら笑ひ」持統天皇歌軍法三「兄御に向かってけらけら笑ひ、推參では有るまいか」

げらげら-わらひ (名) げらげらと笑ふこと。

(諺)げらげら笑ひのどん腹立て 喜怒共に著しく外に著はるるにいふ語。

けら-ざい 螻蛄才 (名)〔下文に引ける勸學篇の故事より出づ。碩鼠は鼫鼠にて、螻蛄の一名〕種種の藝能あれども皆未熟なること。石臼藝。螻蛄藝。蔡邕文勸學篇「碩鼠五能不レ能レ成二一技一。注能飛不レ能レ上レ屋、能緣不レ能レ窮レ木、能游不レ能レ度レ谷、能穴不レ能レ藏レ身、能走不レ能レ先レ人」

けらし (助動)〔けるらしの約、過去の助動詞けりと推量の助動詞らしとの結合より成る。奈良朝時代にはけらし・けらしきと活用すれど、平安朝以後にはけらしのみにて活用なし〕(一)過去を推量する意にいふ語。萬四「我がせこがけせるころもの針め落ちず、いりに家良之(ケラシ)な我が心さへ」同六「うべしこそ、見る人ごとに語りつぎ、しぬび家良思吉(ケラシキ)」後拾遺冬「かもめこそ夜がれにけらし、いなのなるこやの池水うはごほりせり」(二)轉じて、けりなどの意にいふ語。駿臺雜話序「かいやり捨てんも本意なければ、兒輩に與へて讀ましめんとて、暫く殘しおきけらし」

げらちん (名) ぜらちんに同じ。

げら-つく (自動四) げらげらと笑ふ。

けら-つつき (名)【動】きつつき(啄木鳥)の異名。下學集上「啄木ケラツツキ鳥名也。一云、鴷也」狂言富士松「上もかたかた下もかたかた中略うつほ木をもと末たたくけらつつき」

けら-のき (名)【植】いいぎり(椅)の異名。

けら-ば 螻蛄羽 (名)【建築】切妻屋根(キリツマヤネ)の端。古本節用天地「螻羽ケラバ軒也」

けらば-がはら 螻蛄羽瓦 (名) 螻蛄羽(ケラバ)に用ふる瓦。袖瓦。

げら-ばな (名)【植】げんげ(紫雲英)の異名。

げ-らふ〔下臈〕(名) (一)臈を積むこと淺くして、地位の低きもの。官位の低きもの。らふ(臈)を見よ。勢語「國經の大納言、まだ下らふにて」枕五「はかせ中略げらふなれども世にやんごとなきものにおもはれ」源少女「左衞門督の子共などを、我れよりは下らふと思ひおとしたりしだに、皆各加階しのぼりつつ」(二)下ざまのもの。下人。下郎。謠佐佐木「下臈の身の悲しさは、慾にめでけるか」

げ-らふ〔夏臘〕(名) 佛語。ほふらふ(法臘)に同じ。撫華鈔「比丘出レ俗、不下以二俗年一爲上レ計、乃數二夏臘一耳」

げらふ-とくじん〔下臈德人〕(名) 下臈にて有德(ウトク)なる人。下司德人。盛衰記一、家親左曲「有るか無きかにておはしけるが、下臈德人の聟に成りて、舅の德に右の中將に成り給ひたりけり」

げらふ-にようばう〔下臈女房〕(名) 攝關家の家司又は加茂・日吉の社司等の女の、宮仕へしたるもの。源蜻蛉「下臈女房の、此のざうじはとみの事にて、あけながらおりにけるを思ひ出でて」

げらふ-の-ずゐじん 下臈隨身 (名) こんゑ(近衞)に同じ。隨身の下級なるもの。

げらふ-ほふし〔下臈法師〕(名) 臈次の下位なる法師。身分輕き法師。源手習「つきづきしき程の下らふ法師に火ともさせて、人もよらぬ後の方にいきたり」

げらふ-をとこ 下臈男 (名) げらふの男。榮華玉臺「さるべき下臈男どもや、何くれの供奉たち」

けり 鳧 計里 (名)【動】鳥類中、游禽類の一種。體は鳩よりも大なり。頭及び背部は灰褐色、腹部は白色、翼にも白色部ありて、嘴及び脚は黃色なり。本邦、各地に產し、冬季、水田に多し。

(諺)鳧の脚、鶴の脛 長短各得失あれど、各その分に安んずべきこと。

けり 來 (自動變) 來てあり。きたり。仲哀紀「參赴(マヰケリ)」允恭紀「參赴(マヰケリ)」萬七「たまづさの使の家禮(ケレ)ば、うれしみと」同三「筑波ねをよそのみ見つつありかねて、雪げの道をなづみ來有(ケリ)かも」

けり 著 (他動變) 著てあり。萬廿「わが旅は久しくあらし、このあが家流(ケル)妹が衣のあかつく見れば」同廿「すりごろも著有(ケリ)といめ見つ、うつつにはいづれの人のことかしげけむ」

けり (助動) (一)過去の意を表はす語。感歎又は推定の意にもいふ。記上「到二於伊那志許米志許米岐穢國一而在祁理(ケリ)」同中「歌ひつつかみ祁禮(ケレ)かも、舞ひつつかみ祁禮(ケレ)かも」萬三「つまもあらば取りてたげまし、さみの山ぬのへのうはぎ過ぎに計良(ケラ)ずや」同四「ころもでをうちわ里にある我れを、知らずぞ人は待てどこず家留(ケル)」同三「人もなきむなしき家は、草枕旅にまさりてくるしかり家里(ケリ)」(二)感嘆を表はす語。

けり が つく〔和歌・俳句等は、けりの辭にて終はるもの多きよりいふ〕物事の結末が附く。終極を告ぐ。

ける ほど に 何何しけるほどにの略にて、さるほどにの意。松風村雨束帶鑑三「一寸したもやもやが互ひに深うなって來て、上ぼる程にけるほどに、まんまと京まで上ぼりつめて」

げ-り〔外吏〕(名) 古へ、外任の官吏。國司。受領。後撰雜二「外吏にしばしばまかりありきて、殿上おりて侍りける時」

げ-り〔下痢〕大便の過度にくだること。はらくだり。くだりはら。

げり (助動) けりの轉。著聞五「願書を手づから持ちて行きてんげり中略死ぬるとても歌を詠みてんげり」

けり-かも (名)〔けり・かも共に歌に多く用ひらるる助動詞・助辭なるよりいふ〕和歌又は歌人を嘲る語。

けり-かもめ 鳧鷗 (名)【動】游禽類中、長翼類の一種。かもめに似て小さく、嘴及び脚は赤色、背は淡黑く、腹は白し。

けりや (助動) けりの活用けれに、ばの助辭の附きたる、ければの轉。女殺油地獄上「其の男の聞くまへて、昨夕の如く云はないけりや中略二度と越し申さない」

け-りやう〔家令〕(名) 親王の四品以上、職事の三位以上へ賜ひて、家事をすべて掌らしむるもの。又、書吏以上の稱。續紀十五、天平十六年十月乙未「左大臣家令正六位上余義仁、授二外從五位下一」家令職員令「家令一人(掌レ知二家事一)」

け-りやう〔家領〕(名) 國國にある公家衆の領分を支配する人。故實拾要六「堂上諸家中の知行を家領と云ふ」

け-りやう〔假令〕(副)〔假令(ケリヤウ)といふ字の音讀〕(一)たとへば。たとへて見れば。入木抄「けりやう字かたちは人の容貌、筆勢は人の心操・行跡にて候」(二)大概。大約。東鑑一、治承四年九月廿九日「參加者、假令可レ及二五萬騎一」同卅八、寶治元年六月一日「所レ積二置于廐侍一之鎧唐櫃、假令百二三十合歟」(三)かりそめ。かり。聖德太子繪傳記三「今では地頭の名はあれど、それは假令、何の守屋に恩は受けず」浮世親仁形氣三「月雪花は假令の樂しみ」(四)拍子よく。たまたま。偶然。日本武尊吾妻鑑三「けりやう弟御が飛脚を捕らへ狀を奪ひ取ったればこそ、妹御が成りかはって命を捨て、尊樣も恙なら、梟帥が滅びたは」薩摩歌上「人の盛りを捨て置いて、けりやう道を守ればこそ、若し氣が反れていたづらしたら、こな樣斬って捨てさんすか」

げ-りやく〔下略〕以下の文言を略すること。(上略・中略の對) 運歩色葉上「下略之字」

ける 蹴 (自動四) 逃走す。盜賊の隱語。日本隱語集

ける 蹴 (他動四) 次條の轉。

ける 蹴 (他動下一) 足にて突き飛ばす。足にて突きやる。落窪三「ただ今の太政大臣の尻はけるとも、此の殿の牛飼に手な觸れてんや」宇治拾遺三「其の男が尻鼻、血あゆばかり必ずけ給へ」著聞六「雲林院にて鞠をけられけるに」

(諺)蹴る馬にも乘り手次第 惡しきものも制御する方法はあるものなり。

げれーん (英 Grain) (名)【數】英國度量衡重量の單位の名稱。一封度の七千分の一。我が國の 0.01728 匁に相當す。

けれおそーと (名)【化】くれおそーとの訛り。

げ-れつ〔下劣〕下等にて卑劣なること。卑劣。延慶本平家一本、忠盛昇殿「種姓下劣なりとも、心に慈悲ありて、身に行德いみじく」曾我十一、佛事根源「げれつ・貧賤の輩」運歩色葉「下劣ゲレツ」

けれ-ど (接) 次條の略。

けれ-ども (接) 然れども。けれど。しかしながら。であるが。

け-れん (名) (一)演劇にて、節調又は動作の定格に拘らず、ただ俗受けを主として演奏すること。外連。(二)瞞著の手段。ごまかし。「けれんをやる」

け-ろ〔華宮〕(名) けこ(華宮)に同じ。

け-ろ (句) 吳れよ。くれろ。出羽國の方言。物類稱呼

げろ (名) げろげろ(二)に同じ。「げろを吐く」

け-ろう〔華籠〕(名) けこ(華筥)に同じ。

けろ-くわん (副) きよろりんかんに同じ。

けろ-けつ〔繫驢橛〕(名) 佛語。驢馬を繫ぐ木橛。禪家にて物の價値なきを罵る時に用ふる語。

けろ-けろ (副) (一)病氣などの跡方なく全治したるさまにいふ語。けろり。(二)少しもその事に與り知らざるさまにいふ語。けろり。平然。

げろ-げろ (名、副) (一)へどなどを吐くさまにいふ語。(二)へど。げろ。

けろり (副) (一)何氣なきさまにいふ語。茫然たるさまにいふ語。ぼんやり。(二)けろけろに同じ。「病氣がけろりとなほる」

けろり-くわん (副) 前條に同じ。

げ-ろん〔戲論〕(名) たはむれに議論すること。又、その議論。運歩色葉「戲論ゲロン」

け-わ 毛輪 (名) 紋所の名。

け-わう〔花王〕(名) 佛語。蓮華藏世界の法王。即ち、盧遮那佛の稱。盛衰記四十、「悲しき哉、鳥瑟忽ちに花王の本土に歸し、堂閣空しく蒼海の波濤に泝ることを」

けわた-がも 毛綿鴨 (名)【動】鳥類中、游禽類の一種。頭部は灰青色、喉には黑條ありて、胸部は赤褐色、頸背の上部、腰の兩側及び翼の小雨覆は白色、他は黑色にて、嘴及び脚は橙赤色なり。北極地方に棲息し、冬季、本邦の千島地方に來たることあり。羽毛は柔軟にして貴重せらる。

けわにじふえうかなわ 毛輪十曜金輪 (名) 紋所の名。

け-わる 蹴割 (他動四) 蹴て割る。狂言八尾「それもならずば、地獄の釜をけわるべし」天神記二「石を蹴割り、木の根を穿ち」

け-ゐ 褻居 (名) ゐま。小座敷。嬉遊笑覽 古事談六「敦光朝臣愛酒之間、不レ斷二置酒於褻居棚一」砂石集上「なつかしく思はれけるにや、ひたひつきしたる、けゐに呼び入れて」

げ-ゐ〔外位〕(名) (一)古へ郡司・軍毅・國博士・醫師・帳内・資人等の地方官に賜ふ位。正五位下より少初位下まで二十階ありて、内位よりは稍輕し。(二)後には、内外官の別なく、姓氏卑しき者に賜ふ位。

げ-ゐん〔外院〕(名) 齋宮寮の三院の一。舍人・藏部などの詰所。(内院・中院の對)

げ-ゑ〔外衞〕(名) (一)天平寶字三年に設けし衞府。大將・中將・少將・將監・將曹の職員を置く。寶龜三年二月廢せらる。續紀廿六、天平神護元年二月甲子「定二外衞府官員一」(二)左右衞門及び左右兵衞の稱。(近衞を内衞といふの對) 百寮訓要「外衞(ヱイ)といふなり、門外を警固すべし」同「外衞といふ、是れは宮城の外を警固する職なり」

世)の略。盛衰記卅九、長「昔く現には千幸・萬福に樂しみて、當には補陀洛山に生まれんと誓ひ給へる寺也けり」㊂丁度其の場にあること。ありあはすること。㊃取引所の語。ぢき(直)に同じ。

げん 〜愿 つつしむこと。すなほ。善良。讀史餘論「節類が愿にして、遂に死をまぬかれず」

けん-あい 〜涓埃 (名) ㊀しづくとちりと。涓滴と塵埃と。㊁極めて微小なる物事にいふ語。杜甫詩「未有涓埃答聖朝」

けん-あい 〜眷愛 めをかくること。なさけをかくること。かはゆがること。

けん-あい 〜兼愛 自他・親疎の別なく、平等に人を愛すること。博愛。莊子天道「孔子曰、中心物愷、兼愛無私、此仁義之情也」孟子盡心上「墨子兼愛、摩頂放踵、利天下為之」

けん-あい 〜險隘 けはしくせまきこと。險阻にして狹隘なること。又、其の所。太平記十二、兵部卿親王流刑「臣獨無尺鐵之資、揺義兵、隱險隘之中窺敵軍」屈原文離騷「惟黨人之偷樂兮、路迷昧以險隘」水經注「澀水東逕倒馬關、關山險隘、是為深峭」

げん-あう 〜玄奥 (名) 幽玄にして深奥なること。成公綏文嘯賦「精性命之至機、研道德之玄奥」孫綽文遊天台山賦「玄奥之府、重刃之房」

けん-あく 〜險惡 けはしくあしきこと。危險にして恐ろしきこと。「道路險惡」「天候險惡」「人情險惡」戰國策韓「韓地險惡山居」

げん-あく 〜元惡 (名) 惡徒のかしら。大惡人。元兇。書經康誥「封、元惡大憝、矧惟不孝不友」

けん-あつ 〜驗壓 壓力を檢査すること。

げん-あつ 〜減壓 壓力を減ずること。

けんあつ-き 〜驗壓器 (名) 【理】㊀せいうけい(晴雨計)に同じ。㊁砲腔內に於いて火藥の爆發によりて生じたる瓦斯の壓力を實驗によりて知るための裝置。

けんあつき-すゐじゅんそくりやう 〜驗壓器水準測量 (名) 驗壓器の指示する各點上の大氣の重量の差によりて、二點の高低差を算出する方法。

けん-あふぎのまる 劍扇丸 (名) 紋所の名。

けん-あん 〜建安 (名) 支那福建省泉州府德化縣より産する黑盞。山谷詩「建安瓷盌鷓鴣斑」

けん-あん 〜懸案 (名) 解決せられざる案件。

けん-あん 〜檢案 撿按 形跡・情況をしらべ考ふること。魏書酈琛「虛袒敢于胸山、詔探馳驛撿按」范椁詩「相過倘遂携尊酒、撿按墻東野菊花」

げん-あん 〜原案 (名) 始めて會議に上ぼりたる議案の稱。(修正案の對)

けんあん-しょ 〜檢案書 (名) 【法】檢案の始末を記載せる醫師の證書。刑法第百六十條「醫師公務所に提出す可き診斷書檢案書又は死亡證書に虛僞の記載を爲したるとき」

けん-い 〜顩頤 (名) [けん(顩)は尖りたる頰、い(頤)はおとがひ]あご細く尖りたる頰。保元物語「顩頤と頤細に、隅目と目眇みたり」

けん-い 〜險夷 (名) けはしきこととたひらかなることと。

けん-い 〜險易 ㊀けはしきこととたひらかなることと。戰國策秦「自殽塞谿谷、地形險易盡知之」㊁むづかしきこととやさしきことと。險惡と平易と。難易。易經繫辭「卦有小大、辭有險易」左思文魏都賦「情有險易者、習俗之殊也」

げん-い 〜原意 (名) もとの意味。根源の意義。原義。

げん-い 〜言意 (名) ことばの意義。關尹子「天下至理、竟非言意」釋名「下言上曰表、又曰言、言其意也」

けん-いう 〜賢友 (名) かしこきとも。賢者たる朋友。論語季氏「樂多賢友」漢書李尋「惟有賢友彊輔、可以保身命、全子孫、安國家」

けん-いう 〜懸疣 (名) ㊀いぼ。いひぼ。莊子大宗師「彼以生為附贅懸疣」㊁無用の物。贅物。蛇足。

けん-いう 〜縣有 (名) 縣の所有。

けん-いう 〜兼有 あはせもつこと。併有。宣和畫譜「黃筌成都人、以工畫早得名于時、兼諸家之善而兼有之」

げん-いう 〜原由 物事の因りて起こる所。もと。おこり。原因。起因。基因。起源。

けん-いし 劍石 (名) かなめいし(要石)に同じ。

けん-いしくわい 〜縣醫師會 (名) 醫師會の一。其の縣內にある郡市醫師會の全部を以て組織するもの。醫師會規則第一條「醫師會は郡市區醫師會及道府縣醫師會とす」同第四條「道府縣內三分の二以上の郡市に於て郡市醫師會設立したるときは道府縣醫師會を設立することを得」

けん-いち 〜見一 (名) 【數】珠算にて、法の首位一を見て除すること。浮世床下「二一の段でさへ天窓が痛いから、見一まで習はうとしたら、命がたまるめえ」

けん-いつつうり 劍五瓜 (名) 紋所の名。

けん-いてふ 劍銀杏 (名) 紋所の名。けんみついてふ(劍三銀杏)に同じ。

けん-いん 〜見印 (名) [見留印(認印)を略して音讀せるもの] みとめいん(認印)に同じ。

けん-いん 〜檢印 (名) 檢査の證として印を捺すこと。又、其の印影。醬油稅則第十三條「證憑と爲るへき書類に該港在留の我國領事の檢印を受け」

けん-いん 〜劍印 (名) 眞言密敎の印相の一。大日劍印と不動劍印との二種あり。著聞三「不動尊の仕者中右の手に劍印をなす」

けん-いん 〜牽引 ひくこと。ひきよすること。ひきだすこと。

げん-いん 〜原因 物事の因りて起こること。又、其の所。もと。おこり。みなもと。原由。起因。基因。起源。

けんいん-しょう 〜檢印證 (名) 貨物、殊に檢印をなし離き、又はなし能はざる貨物の船積みを許可する證として、稅關より發する證。

けんいん-りょく 〜牽引力 (名) 鐵道の機關車などが列車などを牽引し得る力。

げん-う 〜幻有 (名) 佛語。諸法の存在の假有(かう)なるを幻(まぼろし)に譬へたる語。

けん-うめじゃのめ 劍梅蛇目 (名) 紋所の名。

けん-うめばち 劍梅鉢 (名) 紋所の名。うめばち(梅鉢)を見よ。

けん-うろこかたばみ 劍鱗酸漿 (名) 紋所の名。

けん-うん 〜卷雲 (名) 【地】白色羽毛狀・毛髮狀又は平行纖維狀をなして、碧空高くに存在する雲。其の層狀をなすを卷層雲、羽毛狀をなすを卷積雲と云ふ。

げん-うん 〜玄雲 (名) ㊀黑色の雲。

黑雲。抱朴子「披玄雲而揚大明」㊁すみ(墨)の異名。下學集下「玄雲ゲンウン墨異名也」

げん-うん 〜眩暈 目のくらむこと。めまひ。瞑眩。昏眩。目くるめくこと。

けん-えい 〜卷纓 (名) 古へ武官が、冠の纓(え)の端を内方に卷き、黑く塗りたる木にて夾み置くもの。えい(纓)を見よ。まきえい。くわんえい。名目抄「纓ヱイ卷纓は武官依事用之」

けん-えい 〜顯榮 位高く世に時めくこと。立身出世すること。顯達。榮達。韓非子五蠹「文學習則為明師、為明師則顯榮」戰國策秦「富貴顯榮、成理萬物」

けん-えい 〜獻詠 宮中又は神社・佛閣に、詩歌などを詠みて奉ること。又、其の詩歌。

げん-えい 〜幻影 (名) ㊀まぼろし。㊁【心】思想又は感覺の錯誤より、事實ならざるものを事實の如く認むる現象。

げんえい の ちかく 幻影知覺 【心】げんかく(幻覺)に同じ。

げんえい-じん 〜元英神 (名) 冬を主るといふ神。天神記天書「冬の神は北方の天に立ち給ひ、元英神と申すとかや」

けん-えう 〜顯要 (名) 貴く樞要なる地位。盛衰記十二、行隆被召出「五位の正上し給へりし中にも、顯要の人八人を越えなどして、優優しかりしが」晉書嵇紹傳「於時王氏為將軍、而恢兄弟及額含並居顯要」

けん-えう 〜權要 (名) 權威ある重要の地位。又、其の地位にある人。宋書謝靈運傳「才能宜參權要」

けん-えう 〜險要 險阻にして要害なること。又、其の地。魏志劉馥傳「開拓邊守、屯據險要」

げん-えう 〜幻妖 (名) 正體の不明なる妖怪。

げん-えう 〜炫燿 光りかがやくさまにいふ語。史記司馬相如傳「錫碧金銀、衆色炫燿、照爛龍鱗」

げん-えう 〜眩燿 まばゆきまできらめくこと。班固文兩都賦序「臣作兩都賦、以極衆人之所眩曜、注眩曜猶惑亂也」

げん-えう 〜衒耀 譽れを得んとして盛んにてらふこと。ひけらかすこと。見せびらかすこと。

けん-えき 〜檢疫 傳染病の蔓延を豫防するため、其の流行地を出發又は通過したる船舶・汽車・貨物又は旅客等に、檢診又は消毒を行ふこと。

げん-えき 〜現役 (名) 常備兵役の一。其の所屬部隊の兵籍に編入せられ、一定の年齡に達するまで軍務に從事するもの。其の期間は兵卒・下士・准士官・將校等の階級によりて異なり。(豫備・後備等の對) 徵兵令第三條「常備兵役は現役及豫備役とす」同「現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年にして滿二十歲に至りたる者之に服し」陸軍服役條例第一章第一款「現役」

げんえき しぐゎん 〜現役志願 陸海軍の現役に服することの志願。陸軍にては滿十七歲以上二十歲未滿の男子、海軍にては滿十七歲以上二十六歲未滿の男子(海軍軍樂生は十六歲以上十九歲未滿)はこの志願をなすを得べく、又陸軍には一年志願兵あり。

けんえき-い 〜檢疫醫 (名) 檢疫をなす醫師。

けんえき-かう 〜檢疫港 (名) 船舶及び其の船員・旅客・貨物の檢疫・消毒を施行すべく指定せられたる港。

けんえき-くわん 〜檢疫官 (名) ㊀檢疫の事務に從事する官吏。㊁檢疫の事務を掌る職名。即ち、海港檢疫官・臨時檢疫部檢疫官の類。

けんえき-くわんり 〜檢疫官吏 (名) 前條に同じ。海港檢疫法「檢疫官吏」

けんえき-じうい 〜檢疫獸醫 (名) 獸疫發生の際、其の地方に於ける獸疫の有無を檢査するために任命する獸醫官。

けんえき-しょ 〜檢疫所 (名) 檢疫をなす場所。

けんえき-しんがう 〜檢疫信號 (名) 檢疫を要する船舶が檢疫港に來たるとき、又は船舶內に傳染病患者の發生ありたるときに、交通・入港・陸揚げ等の許可證を受くるまでの間、其の船舶の前檣頭に掲ぐべき信號。晝間は黃旗、夜間は紅白二燈とす。海港檢疫法第四條「檢疫信號」

けんえき-せん 〜檢疫船 (名) 檢疫港にありて、檢疫に從事する船舶。明治二十一年內務省告示第十一號「檢疫船」

げんえき-ていげんねんれい 〜現役定限年齡 (名) 陸海軍武官及び兵卒が、現役として在職するを得る最高の年齡。武官の等級及び兵種等によりて同じからず。准士官以上にありては、特別の場合の外、此の年齡に達するまでは現役に服すべく、下士卒にありては現役の期限滿つれば直ちに豫備役に入るべきも、此の年齡に達するまでは再服役を請求するを得るものとす。陸軍服役條例第二條「現役將校は所屬部隊の兵籍に編入し現役定限年齡に滿つる迄服役せしむ」海軍高等武官准士官服役令第四條「高等武官及准士官は現役定限年齡に滿つるまで現役に服す」

げんえき-へい 〜現役兵 (名) 現役に服する兵卒。(豫備兵・後備兵等の對) 徵兵事務條例第六章「現役兵及補充兵」

げんえき-ほう 〜現役俸 (名) 現役中の武官の俸給。外國駐在陸軍武官給與令第二條「陸軍給與令に於て定むる所の現役俸」

けんえき-ゐゐん 〜檢疫委員 (名) 傳染病流行し、又は流行の虞れあるとき、其の廳・府・縣にて施行する船舶・汽車の檢疫・其の他傳染病の豫防・救治に關する事務を擔任せしむるため、地方長官が廳・府・縣・郡・島廳の官吏・醫師・藥劑師等の中より命ずる委員。傳染病豫防法第十八條「地方長官は檢疫委員を置き檢疫豫防に關する事務を擔任せしめ」檢疫委員設置規則「檢疫委員」

けんえきゐゐん-じむしょ 〜檢疫委員事務所 (名) 府縣知事が郡・市・島に置き、其の郡・市・島內に屬する船舶・汽車の檢疫、其の他傳染病の豫防・救治に關する事務を取り扱はしむる所。所長・副長又は數人の職員を置く。檢疫委員設置規則第六條「檢疫委員事務所」

けん-えつ 〜檢閱 ㊀しらべけみすること。あらためみること。市制第百十七條「出納を檢閱するの權」監獄法第五十條「信書の檢閱」後漢書張湛「檢閱庫藏」㊁陸軍又は海軍にて、實地につき、軍紀・風紀の張弛、教育・訓練の精粗、勤務の能否、作戰準備の整否、其の他諸般の軍事事項をしらべけみすること。陸軍檢閱と海軍檢閱とに分かつ。各條を見よ。陸軍檢閱條例「檢閱」海軍檢閱條例「檢閱」

けんえつ-し 〜檢閱使 (名) 陸軍の團隊・官衙・學校に於ける軍紀の張弛、服務の能否、教育の精粗、保育の良否、法規實施の度、動員計畫の完否、會計・經理の整否、兵器・材料其の他の軍需品及び諸營造物保存の景況を實檢・査閱する職。元帥其の他の將官、勅命により之に補せらる。

げんえふ-たい 〜原葉體 (名) 【植】植物學上の用語。羊齒植物の胞子の發芽したるもの。普通扁平なる綠色の小體にして、後之に繁殖器を著生す。

けんえ-をう 〜懸衣翁 (名) 佛語。寒

通敏、頗自修立、有成人風、好讀書、能言名理、以玄學知名」

げん-がく 〔減額〕 たかをへらすこと。又、其の額。營業稅法三十一條「稅金を減額すること」

げん-がくき 〔鍵樂器〕 (名) 鍵を押し、音を發せしめて奏する樂器。ぴあの・おるがん・の類。

げん-がくき 〔絃樂器〕 (名) 絃を張り、そを彈じ又は搔りて奏する樂器。琴・三味線・胡弓・ゔあいおりん・の類。

けんかく-しゃ 〔劍客者〕 (名) けんかく(劍客)に同じ。

けんかく-もの 〔劍客者〕 (名) 前條に同じ。

(諺)劍客もの劍を賣らず、馬術者なせに馬を賣らず、槍術者槍を賣る 劍客・槍術者等、皆各其の業の主たる器を愛するに、獨り馬術者のみは其の乘馬を愛する心薄し。

けんが-さう 〔犬牙草〕 (名) 【植】こまつなぎ(馬棘)の異名。

けん-がしら 〔閒頭〕 (名) 江戸時代の檢地の具。長さ一丈三四尺許り、其の末に長さ一尺四五寸、幅一寸許りの紅或ひは白の布を束ねたるもの。田地を測るに、四隅に標竿を立てて、縱横閒數の出入を見るに用ふ。

けん-かず 〔軒數〕 (名) けんすう(軒數)に同じ。

けんが-せき 〔犬牙石〕 (名) 【鑛】方解石の尖りたる結晶が、犬牙の如き狀をなして岩石面に並立するもの。本邦、陸中・羽後等より產す。

けん-がた 〔劍形〕 (名) 劍のかた。薩摩歌「劍形は日向大名」

げん-がた 〔驗方〕 (名) 修驗に關する方。又、修驗者。驗者。源若葉「今は此の世の事を思ひ給へねば、げんがたの行ひも捨て忘れて侍るを、いかでか、かうおはしましつらん」

けんがた-ききやう 〔劍形桔梗〕 (名) 紋所の名。

けん-かたばみ 〔劍酸漿〕 (名) 紋所の名。酸漿(カタバミ)の瓣の閒に、劍先を容れたる模樣を描きたるもの。

けんかたばみ-びし 〔劍酸漿菱〕 (名) 紋所の名。

げん-かはせてがた 〔原爲替手形〕 (名) 【商】其の振出し後、一回の裏書もなくして直に割引せらるる爲替手形。

けん-かはりつるかたばみ 〔劍變蔓酸漿〕 (名) 紋所の名。

けん-かふ 〔堅甲〕 (名) ㊀堅固につくりたる鎧。大平記十一、佐介貞俊「堅甲・利兵、徒らに梃楚の爲めに被レ摧て」 同十二、兵部卿親王流刑「一解ニ慈悲・忍辱之法衣ニ、忽被ニ怨敵降伏之堅甲ニ」 孟子梁惠王上「可レ使ニ制レ梃以撻ニ秦楚之堅甲・利兵ニ矣」 史記蘇秦「披ニ堅甲ニ、蹠ニ勁弩ニ、帶ニ利劍ニ、一人當レ百不レ足レ言也」 ㊁かたき甲殼。

けん-かふ 〔肩胛〕 (名) 【醫】けんかふこつ(肩胛骨)の略。

げん-かふ 〔嚴閤〕 (名) げんぷ(嚴父)に同じ。十訓下「嚴閤の助成を疑ひて、院門を閉ぢて往反せしめず」 東鑑四、文治元年八月廿日「嚴閤天亡給之後」

けんかふ-きん 〔肩胛筋〕 (名) 【醫】上肢筋の一。肩の筋肉。

けんかふ-くわんせつ 〔肩胛關節〕 (名) 【醫】肩胛骨と上膊骨頭とより成る伞動關節。

けんかふ-こつ 〔肩胛骨〕 (名) 【醫】胸廓の後上部に位し、左右各一箇よりなる扁平三角形の骨。かひがらぼね。

けん-からはな 〔劍唐花〕 (名) 紋所の名。

けんからはな-びし 〔劍唐花菱〕 (名) 紋所の名。

げんか-れき 〔元嘉曆〕 (名) 支那、南宋の文帝の時、元嘉廿年に何承天の造りたる曆。欽明天皇の朝に傳來し、持統天皇の四年十一月用ひ、七年にして廢せらる。持統紀「始行ニ元嘉曆與ニ儀鳳曆ニ」

けん-かん 〔堅艦〕 (名) 堅牢なる軍艦。

けん-かん 〔軒檻〕 (名) おばしま。欄干。和泉式部續集「山科といふ所にて中略あはれにおぼゆれば、手すさびに軒檻に書きつく」 漢書史丹「天子自臨ニ軒檻上ニ」

けん-かん 〔險艱〕 (名) けはしくして、登るに艱難なること。杜甫詩「經時冒ニ險艱ニ」

けん-がん 〔堅岩〕 (名) 【地】接觸變質を受けて硬化せる粘板岩の一種。石英・雲母・長石の緻密なる混合物なり。

げん-かん 〔嚴寒〕 (名) きびしきさむさ。極寒。天寶遺事「雖ニ天氣嚴寒ニ」

げん-かん 〔玄鑒〕 (名) 神佛の冥冥の照覽。太平記五、大塔宮熊野落「玄鑒似レ空」

げん-かん 〔阮咸〕 (名) ㊀支那、晉の阮咸の造りたるより此の名ありといふ」げっきん(月琴)の類。和名抄「阮咸」 唐書元行沖「得ニ銅器ニ、似ニ琵琶ニ中略樂家遂謂ニ之阮咸ニ」 ㊁八角の盤に、長き竿を附けたる清樂の樂器。

(げんかん)

(げんかん)

げん-がん 〔嚴顏〕 (名) いかめしきかほ。太平記五、宣房卿「事レ君之禮、値ニ其有レ過、犯ニ嚴顏ニ以レ道諫諍中略と云へり」 孝經諫諍章「事レ君之禮、値ニ其有レ過、犯ニ嚴顏ニ以レ道諫諍、三諫不レ納、奉レ身以退」

けんがん-きやう 〔檢眼鏡〕 (名) 眼肉を檢査する器械。

けん-き 〔乾歸〕 (名) 【植】やまぜり(山芹)の異名。

けん-き 〔軒騎〕 車に乘ることと馬に乘ることと。又、其の車馬。平家一、我身榮花「軒騎群集して門前市をなす」 陳子昂文宴三率錄事宅序「軒騎如レ雲、揔ニ名都之車馬ニ」

けん-き 〔遣歸〕 つかはしかへすこと。かへしやること。

けん-き 〔嫌忌〕 いみきらふこと。後漢書孔融「曹操既積ニ嫌忌ニ」 晉書列傳「王敦擅レ權、嫌ニ忌士望ニ」

けん-き 〔顯貴〕 貴き地位にあること。又、其の人。貴顯。史記儒林「諸齊人、以レ詩顯貴者、皆固子弟也」 唐書鄭公「皆知レ名顯貴云」

けん-き 〔權貴〕 權勢ありて身分の貴きこと。又、其の人。最明寺殿百人上臈上「德を隱して權貴に誇らず」 齊書王秀之「三世不レ事ニ權貴ニ、時人稱レ之」 韓愈文「以レ不レ能レ媚ニ權貴ニ、失ニ御史ニ」

けん-き 〔權奇〕 ㊀いとあやしく尋常に異なること。漢書禮樂志「志俶儻精權奇」 ㊁權謀にして奇道なること。古詩「天馬筋骨自權奇」

けん-き 〔險危〕 きけん(危險)に同じ。傳休奕詩「劍爲ニ短兵ニ、其勢險危」

けん-き 〔險巇・嶮巇〕 けはしく高きさまにいふ語。東方朔文七諫沈江「何周道之平易兮、然蕪穢而險巇」 劉峻廣絶交論「世路險巇至ニ于此ニ」

けん-ぎ 〔權義〕 (名) 權利と義務と。皇室典範增補第七「皇族の身分其の他の權義に關する規程」 舊市町村制前文「郡市及町村の權義を保護するの必要を認め」

けん-ぎ 〔權宜〕 (名) 時にとりての便宜。臨機に施す適宜の處置。權宜。後漢書西羌「計ニ日用之權宜ニ、忘ニ經世之遠略ニ」

けん-ぎ 〔建議〕 ㊀意見を建言すること。又、その意見。建白。漢書賈捐之「珠厓連年不レ定、上與ニ有司ニ議ニ大發レ軍、捐之建議、以爲レ不レ當レ擊」 南史司馬褧「褧所ニ建議ニ、多見ニ施行ニ」 ㊁一の國家機關が同等若しくは上級の國家機關に、又は私人が官廳に對してなす希望の陳述。大日本帝國憲法第四十條「兩議院は法律又は其の他の事件に付各其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを得ず」

けん-ぎ 〔嫌疑〕 疑はしきこと。いぶかしきこと。うたぐり。うたがひ。枕三「ゆげひのすけの夜行かりぎぬ姿もいといやしげなり。又人におぢらるるうへのきぬ、はたおどろおどろしくたちさまよふも、人見つけばあなづらはし。けんぎのものやあると、たはむれにも咎む」 源夕霧「こなたかなたに聞きにくくも侍るべきを、さやうにけんぎ離れても又かの遺言はたがへじと思ひ給へて」 同椎本「常ならぬ世の哀れをかけ初め侍りにしあたりに、心短く侍らんこそ、なかなかよのつねのけんぎあり顔に侍らめとてこそ」 禮記曲禮「夫禮者所ニ以定ニ親疏ニ、決ニ嫌疑ニ、別ニ同異ニ、明ニ是非ニ也」

げん-き 〔元氣〕 (名) ㊀天地閒に磅礴する廣大なる氣。萬物發生の根本たる大氣。漢書律曆志「太極中央元氣、故爲ニ黃鐘ニ」 後漢書明帝紀「升ニ靈臺ニ、望ニ元氣ニ」 ㊁根本の氣力。「一國の元氣」 ㊂身心の活動力。傾城島原蛙合戰「もと夢は元氣の虛、心の影、體も性も無い事」 ㊃身心の快活なること。意氣の盛んなること。淀鯉出世瀧德下「三條の元喜と申す醫者で、めっきり元氣が見えました」

げん-き 〔驗氣〕 (名) 病氣平愈のしるしの見ゆること。今昔廿「母は驗氣につける故」 俚言集覽

げん-き 〔原器〕 (名) 同種類の物の標準となる基本の器。度量衡法第三條「度量衡の原器」

げん-き 〔衒氣〕 (名) 高ぶりてらふ氣風。

げん-き 〔嚴毅〕 おごそかにしてたけきこと。嚴格にして剛毅なること。唐書李光弼「嚴毅沈果、有ニ大略ニ」

げん-ぎ 〔嚴儀〕 (名) おごそかなる儀式。立派なる儀式。太平記三、南都北嶺行幸「三公・九卿相從ひ、百司・千官列を引き、言語同斷の嚴儀也」

げん-ぎ 〔原義〕 (名) 根原の意義。原意。

げん-ぎ 〔玄義〕 (名) 玄妙なる教義。幽玄なる義理。砂石集三「此の玄義の中に侍るにや」

げん-ぎ 〔絃妓〕 (名) うたひめ。藝者。藝妓。藝子。

げん-ぎ 〔言議〕 げんろん(言論)に同じ。

けんぎ-あん 〔建議案〕 (名) 建議の草案、又は議案。帝國大學令第八條第三項第三號「二勅令又は省令を發するの必要あるものは其の建議案」

けん-きう 〔研究〕 精しくみがき究むること。深く穿鑿すること。研鑽。研覈。攻究。元書劉基「伊洛諸儒之書、深所ニ研究ニ」

けん-ぎう 〔牽牛〕 (名) けんぎうせい(牽牛星)の略。太平記一、資朝俊基東下向「七月七日、今夜は牽牛・織女の二星、烏鵲橋を渡して、一年の懷抱を解く夜なれば」 詩經小雅「睆彼牽牛、不ニ以服ニ箱」 荊楚歲時記「天河之東、有ニ織女ニ、天帝之子也。年年織杼勞役、織ニ成雲錦衣ニ。天帝憐ニ其獨處ニ、許ニ嫁河西牽牛郎ニ、嫁後、遂廢ニ織紝ニ。天帝怒責、令レ歸ニ河東ニ、但使ニ其一年一度相會ニ」

けんぎう-くわ 〔牽牛花〕 (名) 【植】あさがほ(朝顏)の異名。孔平仲詩「籬上牽牛花、青青照ニ秋色ニ」

けんぎう-せい 〔牽牛星〕 (名) ひこぼし。犬飼星。牽牛。古詩「迢迢牽牛星、皎皎河漢女」

けんき-き 〔驗氣器〕 (名) ㊀氣體の容量と組成とを試驗する器具。㊁せいうぎ(晴雨儀)に同じ。

けん-ききやう 〔劍桔梗〕 (名) 紋所の名。

けん-ぎく 〔劍菊〕 (名) 紋所の名。

けんぎ-けん 〔建議權〕 (名) 【法】議會が政府に建議し得る權。

けんぎ-しゃ 〔嫌疑者〕 (名) 嫌疑を受けたる人。

けんぎ-しょ 〔建議書〕 (名) 建議の趣意を記したる書面。衆議院規則第百四十四條「議院の建議書は議長より內閣總理大臣に差出すへし」

けん-きっかふ 〔劍龜甲〕 (名) 紋所の名。

げん-きふ 〔玄及〕 (名) 【植】さねかづら(南五味子)の異名。

げん-きふ 〔減給〕 ㊀給料若しくは給與の額を減ずること。又、減じたる額。㊁【法】海員懲戒の一。給料の月額十分の一以下を減ずるもの。船員法第三十八條第四號「減給は給料月給額十分の一以下とす」

げん-きふ 〔言及〕 いひ及ぼすこと。

げん-きふ 〔嚴急〕 きびしく氣短かなること。きびしくはげしきこと。漢書王莽「失在ニ嚴急ニ」

けん-きやう 〔牽强〕 道理に合はぬを、强ひて道理にこじつけていふこと。こじつけ。附會。牽强附會。蘇轍詩「煎崖蜜牽强、慚愧山蜂久蓄藏」

けんきやう-ふくわい 〔牽强附會〕 けんきやう(牽强)に同じ。

けん-きやう 〔檢鏡〕 顯微鏡によりて檢査すること。

けん-きやう 〔喧狂〕 やかましく氣ちがひじみたること。甲陽軍鑑十二「それも、喧狂なる信長少しも氣にかけず」

けん-きやう 〔堅强・堅彊〕 かたくつよきこと。强堅。老子「天下柔弱莫レ過ニ于水ニ、而攻ニ堅强ニ者莫ニ之能勝ニ」 左傳成公九年「堅彊以御レ之、明神以要レ之」

けん-ぎやう 〔兼行〕 かね行ふこと。けんかう。

げん-きやう 〔現況〕 (名) 現在の狀況。現狀。

げん-ぎやう 〔現形・顯形〕 ㊀形をあらはすこと。又、其の形。げぎやう。下學集下「現形ゲンギヤウ」 ㊁現在の形狀。

けん-ぎやうせい 〔縣行政〕 (名) ㊀縣の自治行政。內務大臣の監督に屬す。㊁縣知事が縣內に行ふ國の行政。

けん-きやく 〔蹇脚〕 (名) ちんば。びっこ。

けん-きやく 〔健脚〕 脚力强く、達者に步むこと。丈夫なる足。健足。健步。

げん-きやく 〔現脚〕 (名) 現在せる要脚。現金。運步色葉「現脚ゲンキヤク」

げん-きやく 〔減却〕 へること。又、へらすこと。減少。減損。減過。

けん-きゆう 〔研窮〕 けんきう(研究)

に同じ。陳亮文（與朱子書）「研＝窮義理之精微＿」文天祥詩「清夜好＝研窮＿」

けん-きよ 〜檢擧　犯罪の形跡を取り調べ、又、其の證據をあぐること。

けん-きよ 〜堅拒　かたくこばむこと。強ひてこばむこと。

げん-ぎよ 〜懸魚　(名)　げぎよ(懸魚)に同じ。運歩色葉「懸魚ケンギヨ」

げん-ぎよ 〜言語　(名)　げんご(言語)に同じ。

けん-きよう 〜謙恭　へりくだりつつしむこと。謙退恭敬なること。

けん-ぎよう　(名)　けんぎよ(懸魚)の訛り。(かた言)

けん-ぎよう 〜噞喁　魚が口を水面にあらはして呼吸すること。あぎとひ。太平記十九、宮方蜂起「轍魚雨を得て、噞喁の脣を濕す」左思文（呉都賦）「泝＝洄順流、噞喁沈浮」

げん-ぎよう 〜元兇　(名)　げんあく(元惡)に同じ。

けん-きよく 〜拳曲　まがりくねること。まがりくねりたること。莊子人間世「仰而視＝其細枝、則拳曲而不レ可＝以爲＝棟梁＿」

けん-きよく 〜卷曲　【植】植物學上の用語。一方に卷くこと。

けん-ぎり　閉切　(名)　からだら(坑道)の舊稱。

けん-きん 〜乾金　(名)　けんじきん(乾字金)の略。地方凡例錄十「文廟甍御之砌、元祿金を止め、慶長金に可レ復旨御遺命に依って、乾金彌賤しく成り、一兩錢二貫五六百文に成り」經濟錄五、食貨「寶永の季より此の新幣を行ひ、元祿金と並べて海內に行ふ。小判金の文に乾の字有るに因って、是れを乾金と稱す」

けん-きん 〜拳錦　(名)　けんまはし(拳回)に同じ。

けん-きん 〜獻芹　(名)　〔古へ支那にて、野人が芹を美として天子に獻ぜしといふ故事に基く〕一進上物の謙稱。粗品。寸志。呂氏春秋「野人美レ芹、願レ獻＝之至尊＿」二君主に忠義を盡くすことの謙稱。三物を贈與すること。太平記五、大塔宮熊野落「獻芹の賂は爲レ奪レ心なれば」

けん-きん 〜獻金　金錢を獻上すること。又、其の金錢。王鈞文「執レ玉獻レ金、率先五等親」

けん-きん 〜獻勤　追從して奉公ぶりを示すこと。(俚言集覽)

けん-きん 〜兼勤　二つ以上の役目を兼ねてつとむること。兼務。兼任。

けん-きん 〜懸金　懸賞をなすに金錢を以てすること。かねをかくること。後漢書（黨錮傳序）「逮＝捕黨人＿或有＝逃遁不レ獲、皆懸金購募」

げん-きん 〜元金　(名)　げんろくきん(元祿金)の異稱。貨幣通考「其の引替への法は、元金・乾金共に五分」三王外記（憲王）「及＝元祿中＿詔＝列相＿議＝日光之行＿。先レ是王奢侈且好レ與中略於レ是下＝局務＿造＝貨幣＿。慶長中所レ造金銀二幣皆純金、至レ是和レ金以＝銀銅＿和レ銀以＝銅錫＿皆半＝原金＿。大板・小板・方金、形及重皆如レ故、錠銀・碎銀、形皆如レ故、並欵文曰レ元、俗謂＝之元金＿」

げん-きん 〜嚴禁　嚴しく禁止すること。嚴重なる禁制。宋書（廟學）「空立＝嚴禁＿而利深難レ絕」

げん-きん 〜現金　見金　一現にその場に在る金。現錢。ありがね。唐書（食貨志）「見金不レ足」二證書・手形・債權又は目錄などに對して、通貨即ち鑄造貨幣及び紙幣の稱。金錢。げんなま。會計規則第四十五條第二項「仕拂命令持參人に命令と引替にて現金を交付すへし」(中略)「領收證書と引替に現金を交付すへし」三【商】通貨・小切手及び一覽拂手形の總稱。四即座に拂ふ代金。即金。現銀。壽門松下「こりや現金ぢやと五十兩、亭主が前へ投げ出だす」五即座に金錢を授受すること。六めさきの利益。當座の勘定。七利害異なるによりて即座に仕向を變ふること。又、喜怒哀樂の表情が端的なること。又、其の性質。

げん-ぎん 〜現銀　(名)　げんきん(現金)に同じ。曾我虎磨下「いっそ現銀に割附けの覺は」浮世床初「現銀といふ内にも、こちのは前錢ぢやさかい、二割も引かさにゃ歩合に廻はらぬ」

げんきん-あきなひ　現金商　(名)　現金のあきなひ。(掛商ひの對)

げんきん-うり　現金賣　(名)　現金にて商品を賣ること。(掛賣の對)

げんきんうり-ねだん　現金賣値段　(名)　【商】現金賣の商品の値段。現金相場。

げんきん-がひ　現金買　(名)　現金にて商品を買ふこと。(掛買の對)

げんきん-かんぢやう 〜現金勘定　(名)　【商】きんぎんかんぢやう(金銀勘定)に同じ。

げんきん-きやく 〜現金客　(名)　現金買の客。

げんきん-さうば 〜現金相場　(名)　【商】げんきんうりねだん(現金賣値段)に同じ。

げんきん-しゆぎ 〜現金主義　(名)　目先の利益を標準として萬事を處理する主義。

げんきん-すゐたふちやう 〜現金出納帳　(名)　きんせんすゐたふぼ(金錢出納簿)に同じ。

げんきん-すゐたふぼ 〜現金出納簿　(名)　前條に同じ。

げんきん-ぜんと 〜現金前渡　(名)　國債の元利拂・軍隊・軍艦・官船に屬する經費、在外各館の經費、外國にて支拂をなす經費等、一定の經費につき、現金支拂をなさしむるため、國務大臣の仕拂命令により、金庫が豫め現金を官吏又は銀行に渡しおくこと。會計法第十五條二項「現金前渡の仕拂命令」會計規則第四十條「會計法第十五條第八に據り現金前渡を爲したるときは左の場合を除くの外更に同一の主任官吏に現金前渡を爲すため仕拂命令を發することを得す」

げんきんぜんと-くわんり 〜現金前渡官吏　(名)　現金前渡を受けたる官吏。

げんきん-てもとありだか　現金手許有高　(名)　【簿記】現金の、手許に現存する員數。

げんきん-とりたて　現金取立　(名)　一現金を取りたつること。二次條の略。郵便規則第二章第八節「現金取立」

げんきんとりたて-いうびん　現金取立郵便　(名)　特殊取扱郵便の一。郵便局所が委託を受けて、持參人に支拂はるべき代金受領證・株式配當券・公債又は社債の利券・保險掛金受領證の金額を取り立てて差出人に交付するもの。其の證券は同一の債權者に屬し、同一の債務者より同時に取り立て得るものの外は一通に限る。郵便規則第五十七條「現金取立郵便に依る證券」

げんきんとりたて-いうびんぶつ　現金取立郵便物　(名)　現金取立郵便として取り扱はるる郵便物。即ち、持參人に支拂はるべき代金受領證・株式配當券・公債又は社債の利券・保險掛金受領證にて、一口の金額千圓以下なるもの。郵便規則第五十八條「現金取立郵便物の到著局所は債務者に委託證券呈示の期日を豫告し該期日に債務者の居所に就て證券引換に其の金額の支拂を求む」

げんきんとりたて-れう　現金取立料　(名)　現金取立郵便の料金。郵便規則第三十五條八號「現金取立料」

げんきんとりたて-ゐたくしよ　現金取立委託書　(名)　現金取立郵便の委託をなさんとする者が、金額を取り立つべき證券と共に郵便局所に差し出だすべき書面。郵便規則第五十五條「現金取立委託書」

げんきん-とりひき　現金取引　(名)　【商】次條に同じ。

げんきん-ばいばい 〜現金賣買　(名)　【商】商品の受け渡しと同時に、其の代金の授受をなす賣買。現金取引。(掛賣買の對)

げんきん-はふ 〜現金法　(名)　【簿記】總べての取引を、一旦金錢と交換せられたるものと看做して、これを貸借に仕譯する記帳の方法。即ち、銀行日記帳の類。

げんきん-ばらひ　現金拂　(名)　商品の引受と同時に、其の代金の支拂をなすこと。

げんきん-ゆそうてん 〜現金輸送點　(名)　(英 Specie point)【經】爲替相場が過度に騰貴し又は下落して、爲替手形を送るより現金を輸送するを利益とするに至りたる限界。正金輸送點。

けん-ぐ 〜賢愚　(名)　かしこきこととおろかなることと。平家三、數訓「相共に賢愚となって、環の端なきが如し」運歩色葉「賢愚ケング」晉紀（總論）「賢愚咸懷、小大畢レ力」

げん-く 〜言句　(名)　ことば。文句。ごんく。

げん-く 〜原句　(名)　もとの句。

けん-ぐう 〜眷遇　手厚くもてなすこと。眷顧。唐書「其眷遇、始終無＝與比者＿」

げん-くらべ　驗競　(名)　修行してつきたる驗の程度を互ひに競べ合ふこと。大鏡中「中堂にのぼらせ給へる夜、げんくらべしけるを」金葉雜上「とし久しく修行しありきて、熊野にてげんくらべしけるを」

けん-ぐり　(名)　ちやわん(茶碗)をいふ、信濃國筑摩の方言。(物類稱呼)

けん-くわ 〜髖花　(名)　(けん(髖)は腰の凹き處の義)馬の髖の上にある旋毛(つむじ)。

けん-くわ 〜劔窠　(名)　紋所の名。

けん-くわ 〜堅果　(名)　【植】植物學上の用語。果實の一種。複子房一室より成り、一種子を藏し、果皮乾燥し、下部に殼斗を有するもの。栗(クリ)・櫧(カシ)等の果實の如し。

けん-くわ 〜懸果　(名)　【植】植物學上の用語。果實の一種。二子房、二室より成り、各室に一種子を藏し、兩子房は中間に仲長せる花托に密著し、成熟するに及べば、各子房は分離して花托の端より懸垂するに至るもの。胡蘿蔔(ニンジン)・水芹(セリ)等の如き繖形科の植物の果實は此れに屬す。

けん-くわ 〜莧科　(名)　【植】ひゆくわ(莧科)の異名。

けん-くわ 〜喧嘩　諠譁　一やかましきこと。かまびすしきこと。さわがしきこと。喧騷。喧豗。東鑑四十、建長三年十一月十二日「依レ有＝確論事＿及＝鬪殺＿中略稱＝方人＿蜂起、彌欲レ增＝喧嘩＿」史記（酈食其傳）「諸侯諠譁、疾＝黿錯＿」同（叔孫通傳）「竟朝置酒、無＝敢諠譁失レ禮者＿」二互ひにいひ争ふこと。鬪争。太平記廿一、佐渡判官入道流刑「古へより今に至るまで、喧嘩不慮に出で來る事多しといへども」同廿五、北野通夜物語「壇那の夫婦、俄かに喧嘩をし出だして、ともに打ち合ひける間」

けんくわ を うる　賣喧嘩　一自分にしかけられたる喧嘩を、他人にぬりて遁る。二人に喧嘩をしかく。喧嘩を挑む。

けんくわ を かふ　買喧嘩　一好んで喧嘩を人にいどむ。東海道名所記「喧嘩を買ひにくる奴ども」二他人の喧嘩にたづさはりて、それを引き受く。

(諺)**喧嘩過ぎての空威張り**　事なき時は何人も勇者なりとの譬へ。

(諺)**喧嘩過ぎての棒ちぎり**　いさかひ果てのちぎり木に同じ。いさかひ(諍)の條を見よ。

(諺)**喧嘩濟みてのちぎり木**　前條に同じ。

(諺)**喧嘩同志の軒並び**　仲の惡しき者が隣り合ふこと。

(諺)**喧嘩にかぶる笠はなし**　喧嘩して負傷を免るる方法はなし。

(諺)**喧嘩に毛が生えた**　喧嘩が一層募りたり。

(諺)**喧嘩に花が咲く**　前條に同じ。

(諺)**喧嘩に負けて妻のめんを張る**　強者に負けたる餘憤を弱者に漏らすに譬ふ。

(諺)**喧嘩のそばづゑ**　一喧嘩を傍觀して、其の打ち合ふ杖に當たること。二關係なき他人間の紛爭のとばしりが身にかかること。

(諺)**喧嘩は降り物**　喧嘩は雨雪の如く、いつ何時起こるやも知れず。後撰夷曲集冬「喧嘩にはあらざる時のふり物の、かかる迷惑時雨なりけり」五十年忌歌念佛上「喧嘩は降り物、和御寮達萬一の事があったりとも」

(諺)**喧嘩兩成敗**　喧嘩したる者は、理非を問はず雙方ともに處罰すること。

けん-くわ 〜謙和　謙遜にして温和なること。

けん-くわ 〜鹼化　【化】脂肪及び油を分解して石鹼を造るときの化學變化。脂肪及び油は脂肪酸とぐりせりん・とのえすてる・にして、之を苛性曹達と共に煮れば、えすてる・は分解して石鹼とぐりせりん・とを生ず。過熱蒸氣を以てするも亦同樣なり。故に化學上、えすてる・を分解することを鹼化と總稱す。

けん-ぐわ 〜堅臥　かたく打ちふして起き出でざること。

げん-くわ　玄關　(名)　げんくわん(玄關)の略。

げん-くわ 〜現果　(名)　佛語。過去の業因に報いたる現世の果報。盛衰記十一、(俊寬有王問答)「過去の修因、今生の現果、搦かりける我れかな」

げん-くわ 〜嚴科　嚴重なる罪科。嚴刑。運歩色葉「嚴科ゲンクワ」徐陵文「其宜＝屏黜用寘＝嚴科＿」

げん-くわ 〜現化　げんげ(現化)に同じ。天神記四「變成男子の法力にて、男の現化を得させてたばせ給へとよ」

けん-くわい 〜縣會　(名)　地方自治團體たる縣の議決機關。縣會議員を以て組織し、歲入出豫算、決算報告、使用料・手數料・夫役・現品の賦課・徵收、不動產の處分・買受け・讓受け、積立金穀等の設置・處分、義務の負擔、權利の拋棄及び財產・營造物の管理方法など、縣の財政の重要なる事項を議決するもの。府縣制第三章「府縣會」

けん-くわい 〜顯晦　世に出でて時めくことと、世を遯れて跡をくらますこと。晉書「君子之行、殊塗顯晦之謂也」杜甫詩「浯溪合＝冥寞＿神物有＝顯晦＿」

けん-くわい 〜喧豗　かまびすしきこと。さわがしきこと。諠豗。李白詩

「飛湍瀑流爭喧豗」

けん-くゎい 〜險怪　奇怪にして尋常に異なること。唐書李訓傳「天下險怪士、徼取富貴、皆憑以爲」資」　蘇軾詩「故作嘲詩窮險怪」

けん-ぐゎい 〜縣外（名）　縣の區域外。（縣内の對）

けん-ぐゎい 〜權外（名）　權利又は職權の範圍外。（權内の對）

けん-ぐゎい 〜圈外（名）　わのそと。範圍外。（圈内の對）

けん-ぐゎい 〜遣外　外國へ派遣すること。外國へつかはさるること。

げん-ぐゎい 〜言外（名）　ことばにて述べざる所。言葉以外。

けんくゎい-ぎゐん 〜縣會議員（名）　縣會を組織する議員。縣内の市町村公民にて、市町村會議員の選擧權を有し、且つ其の縣内にて一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者が、これと同一の資格にて直接國稅年額十圓以上を納むる者より選出するもの。府縣制「府縣會議員」

げんぐゎい-はっかう 〜限外發行（名）　【經】せいげんぐゎいはっかう（制限外發行）に同じ。

けん-くゎう 〜劍光（名）　つるぎのひかり。王初詩「衣袂郎風金鏤細、劍光横雪玉龍寒」

げん-くゎう 〜玄黃（名）　天の色の黑と地の色の黃と。又、天と地と。易經上繫「夫玄黃者天地之雜也、天玄而地黃」

けんくゎ-うり 〜喧嘩賣（名）　喧嘩を賣ること。又、其の人。

けんくゎ-かひ 〜喧嘩買（名）　喧嘩を買ふこと。好んで爭鬪を求むること。又、其の人。五元集「花に鐘そこのき給へ喧嘩買」

けんくゎ-ぐさ（名）【植】ちゃんぱぎく（博落廻）の異名。

けんくゎ-ごし 〜喧嘩腰（名）　喧嘩をいどむ準備。喧嘩をする意氣込。喧嘩仕掛。

けんくゎ-し 〜喧嘩師（名）　喧嘩を本業の如く心得る無賴漢。好んで喧嘩を買ふ人。喧嘩買。女殺油地獄中「夫れが信心の觀音參りか、喧嘩師ののら參り」

けんくゎ-じかけ 〜喧嘩仕掛（名）　喧嘩をしかくること。

けんくゎ-しょくぶつ 〜顯花植物（名）【植】植物學上の用語。植物界二大區分の一。隱花植物に對し、總べての高等植物を包含す。即ち、此の類の植物は各組織の發達完全にして、何れも花を生じ、果實を結び、中に種子を生じ、之によりて繁殖す。分かちて裸子植物及び被子植物の二とす。松・公孫樹（イテフ）等は前者に屬し、竹・梅の如きは後者に屬す。

けん-くゎつ 〜喧聒　かまびすしきこと。さわがしきこと。やかましきこと。喧豗。喧擾。王維詩「斗酒呼‖隣里‖、喧聒茅簷下」

けん-くゎん 〜縣官（名）　一縣の行政官。縣廳の官吏。漢書食貨志「其在所之縣官」　同書林「詔云、郡國縣縣官」　二けんちやう（縣廳）に同じ。史記平準書「縣官不」給、天子乃損」膳、解‖乘輿駟‖出‖御府禁藏‖以贍」之」　三支那にて、天子の異稱。漢書京房傳「事‖縣官‖十餘年」　後漢書東平王宇傳「縣官年少」

けん-くゎん 〜權官（名）　一本官の外に兼務する官。兼官。二權勢のある官。

けん-くゎん 〜兼官　本官の外に他の官を兼ぬること。又、其の官。兼攝の官。又、其の官にある人。晴御會部類記「有‖兼官‖人讀‖兼官‖、無‖兼官‖之人讀‖本官‖」　盛衰記廿六、邦綱卿薨「邦綱は藏人頭・宰相・中納言・春宮大夫、兼官・兼職を經て」　明治二十三年九月勅令第二百五號「兼官相當の俸給」　行政裁判法第四條第三款「兼官の場合を除く外俸給ある又は金錢の利益を目的とする公務に就くこと」　詩經小雅「方叔元老」箋「此云‖元老‖、皆兼官也」　韓非子「明君使‖事不‖相干‖、故莫」訟、使‖士不‖兼官‖故技長」

げん-くゎん 〜玄關（名）〔玄妙なる道に進むべき入口の義〕一書院造りの建物の入口。運歩色葉「玄關ゲンクヮン 禪家小門之名也」　三內口決「塗輿者、諸家・諸山、於‖門前‖乘之也。但東堂者、至‖玄關‖乘」之」　二家の正面の昇降する處。又、玄關を上がりたる處。狂言右近左近「まづ御門は通った。扨これからは御玄關ぢや」　三江戶時代、名主の宅の稱。必ず玄關を構ふるよりいふ。

げんくゎん を はる 張玄關　一玄關の構造のみを立派になす。二外觀を飾る。みえをはる。

（諺）**玄關で茶漬を食ふ**　極めてせはしきに譬ふ。

（諺）**玄關に横附け**　乘物を玄關に横附けにすること。大柄なるさま。

げん-くゎん 〜顯官（名）　一たかき官職。重要の官。二外記・史・式部丞・民部丞・左右衞門尉などの、才器ある者を用ふべき官。江次第四、除目「次令‖公卿擧‖顯官‖。外記・史・式部丞・民部丞・左右衞門尉。以上申文等、乍」付‖短册‖下給」

げん-くゎん 〜現官（名）　現に就きて居る官。現任の官。明治二十九年六月勅令第二百三十八號陸軍服役條例第二十七條「現官に任せられたる年月」

げん-くゎん 〜元官　原官（名）　もとの官。

げん-くゎん 〜絃管（名）　くわんげん（管絃）に同じ。太平記二十、義貞夢想事「詩歌を奏する騷人も無く、絃管を調ぶる伶倫もなし」　同十三、北山殿謀叛事「流るる水の岸に、絃管の響きあり」　嵆康文琴賦「理‖其絃管‖」　高適文竹詞「美人絃管爭留連」

げん-くゎん 〜現管（名）〔現に庫に入れて保管する義〕勘定の殘高。古本節用「現管 算用殘分也」

げんくゎん-がまへ 〜玄關構（名）　玄關を造り構へてあること。又、そのかまへかた。夕霧阿波鳴渡中「上本町の玄關構へ、借坐敷」

けんくゎん-の-ぢもく 〜兼官除目（名）　任大臣の節會の時、大臣・大中納言・參議以外の官を任ずる除目。

げんくゎん-ばらひ 〜玄關拂（名）　奧の間へ導き入れずして、玄關より歸すこと。面會せずに歸すこと。

げんくゎん-ばん 〜玄關番（名）　玄關に居て、來客の取次などをなすこと。又、其の人。

げんくゎん-まへ 〜玄關前（名）　玄關のある前のところ。雙生隅田川四「七つ道具の宿入り、下馬前・玄關前」

けんくゎんり 〜縣官吏（名）　縣の行政事務に從事する官吏。縣官。

けん-くん 〜賢君（名）　賢明のきみ。明君。運歩色葉「賢君ケンクン」　戰國策趙「雖‖古五帝・三王・五覇・明主・賢君‖」

けん-ぐん 〜懸軍　後方の聯絡なきに、遠く敵地にいりこむこと。又、其の軍隊。「懸軍萬里」　張延珪文「總‖金甲之懸軍‖」

げん-くん 〜元勳（名）　國家に盡くせし大なる勳功。又、其の勳功ある人。樞密院官制前文「朕元勳及練達の人を選み國務を諮詢し」　魏武帝文「天下之定、彧之功也、宜」享‖高爵‖以彰‖元勳‖」　左思文魏都賦「元勳配‖管敬之績‖」

げん-くん 〜嚴君（名）　兩親、特に父の敬稱。ちちぎみ。大人。家嚴。太平記卅九、吉野殿與‖相公羽林‖御和睦事「北畠入道源大納言は中院今皇后の嚴君にておはすれば」　易經下繫「家人有‖嚴君‖焉、父母之謂也」疏「父母一家之主、家人尊事、同‖於國有‖嚴君‖」　岑參詩「君家嚴君勇‖貔虎‖」

げん-くん 〜嚴訓　おごそかなる訓戒。きびしき教訓。盧師道文後周興亡論「宣帝初在‖東京‖、已多‖罪失‖、高祖毎加‖嚴訓‖」

けん-げ 〜謙下　けんか（謙下）に同じ。太平記十一、正成參‖兵庫‖事「微臣爭でか尺寸の謀を以て、强敵の圍みを可」出候乎と、功を辭して謙下す」

げん-け 〜幻化　佛語。宇宙人生の事物は、すべて無常、變遷して憑み難きさまをいふ語。砂石集十下「本覺の眞心にそむきて、幻化の塵境に著するを無明妄想といふ」　徒然草「人の心不定なり、物みな幻化なり。何事かしばらくも住する」　無量壽經上「善學‖無畏網‖、曉‖了幻化法‖」

げん-げ 紫雲英（名）【植】荳科、紫雲英屬の二年生草本。莖は横臥して擴がる。葉は羽狀複葉、各小葉は倒卵狀圓形、截頭又は凹頭、全緣。托葉は卵形にして尖れり。春夏に亙りて紅紫色、稀に白色の蝶形花を開き、繖形花序に排列す。果實は橢圓形平滑なる莢なり。我が國、各地の田野に自生し、又、綠肥として栽培せらる。牧草としても佳良なり。れんげさう。

げん-げ 〜現化　神佛などの、形を變へて此の世に現はれ出づること。げんくわ。化現。太平記廿、結城入道墮‖地獄‖事「此の怪現化の不思議に驚きて」

けん-けい 〜券契（名）　地券・手形・割符等の總稱。券。十訓下「富家の領をば、券契をかきて九條殿に奉りにけり」　庭訓往來八月「奴婢・雜人券契」　東鑑九、文治五年九月十四日「辨‖定諸郡券契郷里田畠‖」　戰國策齊「約」車治」裝、載‖券契‖而行」

けん-けい 〜建溪（名）　茶の一種。太平記廿六、執事兄弟奢侈事「鑵子中に芳甘を酌みてたつる時、建溪の風味濃やか也」

けん-けい 〜劍形（名）【植】植物學上の用語。弓曲して兩緣平行し、上端尖りたる形。

けん-けい 〜懸磬　縣磬　一物をも所有せざること。無一物。左傳僖公廿六年「室如‖縣磬‖、野無‖靑草‖」

けん-けい 〜賢兄（代）　友人などに對して用ふる敬語（多く書翰文に用ふ）。貴兄。大兄。

けん-けい 〜堅勁　堅固にしてつよきこと。述異記「所」涵草木皆化爲」石、精明堅勁」

げん-けい 〜原形（名）　一もとのかたち。以前の形狀。原狀。二進化せざる自然の狀態。原始の形態。

げん-けい 〜原型（名）　彫刻家が其の造るべき像などの型として、油・土・石膏などにて試作する像。

げん-けい 〜嚴刑（名）　きびしき刑。おもき仕置。重刑。韓非子五蠹「夫嚴刑・重罰者、民之所」惡也」　晉書食貨志「雖‖嚴刑‖而不」能」禁也」

げん-けい 〜減輕　一へらしかろくすること。輕減。二【法】法律上又は裁判上より、刑罰を減じてかろくすること。法律上よりするものに宥恕減輕・自首減輕・未遂犯の減輕・從犯の減輕・特別減輕あり、裁判上よりするものに酌量減輕あり。

げん-けい 〜減刑　一刑罰を減じて輕くすること。二【法】天皇の大權命令によりて、特定の犯人に對する刑罰の一部の執行を取り消すこと。大日本帝國憲法第十六條「天皇は大赦特赦減刑及復權を命す」　明治四十一年勅令第二百十五號「特赦及減刑に關する件」

げん-けい 〜現計　一現在せるものの計算。二現在に出納したる金錢・物品の計算。

げん-けい 〜現形　げんぎやう（現形）に同じ。黃庭堅文大悲觀音贊「維觀世音應」物現形、或至‖于八萬四千手眼‖」

げんけい-しつ 〜原形質（名）　生物學上の用語。生物體組織の單元をなす成形質。即ち、生物體生命の存する所にして、總べての生活作用はこれによりて營まる。主として蛋白質樣の物質より成り、複雜なる構造を有す。分かちて細胞質及び核の二部とす。所謂、細胞は即ち原形質を指すものなり。

げんけい-じやう 〜減刑狀（名）　減刑の裁可ありたるとき、司法大臣が刑の言渡しをなしたる裁判所の檢事に送附して、本人に下付せしむる書狀。恩赦令第十七條「減刑狀」

けん-げう 〜撿校　一物事を點檢・勘校すること。しらべ糺すこと。又、其の職。令義解宮衞令「凡鹵簿內不」得‖橫入‖、其監仗之官、謂‖杖者‖也、撿校者、得‖去來‖」　代始和抄大嘗會「撿校・行事の辨を定めらる」　名目抄「撿校ケンゲウ」　二寺社の事務を監督する職。熊野・八幡・春日・高野山・金峰山・東大寺等に置く。文德實錄七、齊衡二年十月甲戌「修理東大寺大佛司撿校傳燈修行賢大法師位眞如」　榮華布引「別當・けんげうより始めて、寺主・供僧」　砂石集十下「高野に南證房の撿校寬海といふ人は」　三昔時、盲人の最上の官名。總錄。二水記永正十四年五月七日「福一建業語‖平家‖、無雙之音聲也」　康富記文安元年四月六日「珍一撿校」　博多小女郎波枕上「ちくら手くら一夜撿校」　建業。

げん-けう 〜顯教（名）　佛教中、釋迦顯露の法門たる天台・華嚴・禪・淨土の教派の稱。顯宗。（密教の對）　庭訓往來四月「顯教・密宗學生」　野守鏡上「顯教には大師を祖師とし奉る」　二教論「夫佛有‖三身‖、應化開說名曰‖顯教‖」

げん-けう 〜嚴教　他人の教示の敬語。孔融文「奉‖尊嚴教‖、不」敢失墜」

けんげう-し 〜撿校司（名）　元正天皇の養老四年二月に置き、造器司と共に釋奠の器物を製造せし役所。續紀八、養老四年二月乙酉「令‖撿校・造器二司‖、造‖釋奠器‖、充‖大膳職大炊寮‖」

けんげう-ひやうごしやうぐん 〜撿校兵庫將軍（名）　古昔、兵庫を撿按して不虞に備ふることを掌る臨時の職。

けん-げき 〜劍戟（名）　一つるぎとほこと。又、武器の稱。太平記廿、千種殿「劍戟の日に映じて耀きける有樣は、曉の霜の枯草に布けるが如く也」　國語「入‖美金‖、以鑄‖劍戟‖、試‖諸狗馬‖」　史記蘇秦傳「韓卒之劍戟、皆出‖于冥山‖」　二たたかひ。戰爭。

けん-げき 〜嫌隙（名）　なかたがひ。不和。隙。晉書孫楚傳「因」此嫌隙遂構、苞奏‖楚與‖吳人‖訕‖毀朝政‖、楚亦抗表自理」

けん-けつ 〜權譎　いつはりの計略。臨機の策略。かけひき。權謀。左傳莊公十年、杜注「齊人雖」成」列、魯以‖權譎‖稽」之」

げん-げつ 〜弦月（名）　上弦又は下弦の月。ゆみはりづき。弦。半月。彎月。宋孝武帝詩七夕「白日傾‖晚照‖、弦月升‖初光‖」

げん-げつ 〜限月（名）　取引所の語。定期取引に於ける賣買の期限。當切り・中切り・先切りの三種に分かつ。各條を見よ。明治二十六年七月勅令第七十四號第十二條「定期取引は三箇月以內取引所指定の

下する間の稱。太平記十八、比叡山開闢「天地已に分かれて後、第九の減劫人壽二萬歳の時」

げんごべゑ-もち 源五兵衞餅 (名) 昔時、江戸の大佛大師堂にて賣りし黄色の丸き餅。假名世説「大佛大師堂の源五兵衞餅。おまんがたみにせしとて、江戸の下谷に賣販す。其の色黄にして丸し」

げんごらう (名)【動】げんごらうむし(龍蝨)の異名。

げんごらう-ぶな 源五郎鮒 (名)【動】魚類中、硬骨類の一種。鮒の變種。大さ二尺許りに達し、頸部小さく、銀白色を呈す。近江國琵琶湖に産す。

げんごらう-むし 龍蝨 (名)【動】昆蟲類中、鞘翅類の一種。體は廣卵形、觸角は絲狀、游泳に適するため後脚は特に扁平となり、前肢は小さし。雄は第三跗節に圓盤狀のものを附屬し、黑褐色にして綠色の光澤を帶ぶ。幼蟲はまごたらうむしと云ひ、成蟲と共に水中に棲みて小魚を食す。これに似たるものに、がむしあり。ただ、がむしは翅鞘の緣に黃色の條あり。

げんご-りん ～堅固林 (名) 佛語。さらじゆ(娑羅樹)に同じ。又、佛の滅度の地の稱。

げんごろ (名)【動】げんごらうむし(龍蝨)をいふ、江戸の方言。俚言集覽

けん-こん ～乾坤 (名) 一あめつち。天地。朗詠「壺中天地乾坤外」 運歩色葉「乾坤コンケン 乾天坤地」 易經繫辭「天尊地卑、乾坤定矣」 二いぬゐとひつじさると。西北と西南と。

(諺)**乾坤一擲** 天下を賭して、一かばちかの勝敗を決すること。韓愈詩過鴻溝「誰勸君王回馬首、眞成一擲賭乾坤」

けん-こん ～倦困 うみつかれたること。

げん-こん ～眼根 (名) 佛語。六根の一。眼識によりて成るもの。

げん-こん ～現今 まのあたり。いま。現在。現時。當今。目下。

けんこん-つうはう ～乾坤通寶 (名) 次條の略。

けんこんつうはう-せん ～乾坤通寶錢 (名) 後醍醐天皇建武元年に鑄造せし銅錢。大日本貨幣史三「乾坤通寶錢」

けん-さ ～賢佐 (名) 賢明なる輔佐。良佐。太平記十三、龍馬進奏「唐の賢佐に譬へば、魏徵・玄齡・世南・如晦・李勣なるべし」 同十六、正成下向兵庫「前聖・後聖一揆にして、有り難かりし賢佐なり」 大戴禮「有賢佐者、士歸之」 漢書匈奴傳「陛下之德厚、而得賢佐」

けん-さ ～驗左 (名) さけん(左驗)に同じ。唐書裴冕傳「驗左不存、今殺有罪、急無罪」

けん-さ ～權詐 (名) 權謀と詐術と。いつはりのはかりごと。詭計。漢書刑法志「作爲權詐、以相傾覆」 韓愈詩「世路多權詐」

けん-さ ～檢査 あらためみること。とりしらべ。吟味。會計法第十六條「會計檢査院の檢査を經て政府より帝國議會に提出する總決算」

げん-ざ 驗者 (名) げんじや(驗者)に同じ。枕三「俄かにわづらふ人のあるに、げんざ求むるに」 源氏夕顏「いみじきげんざどもにもしたがはず」 同手習「鬼か神か狐かこだまか、かばかりの天の下のげんざのおはしますには、え隱れ奉らじ」

げんざ (名)【動】とんばう(蜻蛉)をいふ、常陸・上野・下野の方言。物類稱呼

けん-さい ～賢材 賢才 (名) 賢德・才智ある人。十訓上「彼れ此れ賤老の身なりといへども、誤って補任に至る、賢才かかはらざる故なり」 太平記十一、金剛山寄手等被誅「賢才の譽れ、兼ねてより叡聞に達せしかば」 書經咸有一德「任官惟賢材、左右惟其人」 論語子路「先有司、赦小過、擧賢才」

けん-さい ～賢宰 (名) 賢明なる宰相。賢相。張說詩送張氏「吾兄昔鼓邑、遺愛稱賢宰」

けん-さい ～賢妻 (名) かしこきつま。賢明なる妻女。陶潛文有會而作「余嘗感黔仲賢妻之言」

けん-さい ～堅砦 (名) 防備の堅固なる城砦。

けん-さい ～險塞 (名) 險によりて築きたるとりで。漢書晁錯傳「銳軍挫於險塞」

けん-さい ～縣債 (名) 地方債の一。縣が其の負債を償還するため、此の公債を起こすは、縣の永久の利益となるべき支出を要するためか、又は天災・事變等のため必要ある場合に限る。府縣制第百十七條「府縣債」

けん-さい ～兼載 かねてのすること。あはせて記載すること。管子「地之載大、故能兼載萬物」

けん-さい ～兼濟 兼ねあはせて救濟すること。兼ねて成し遂ぐること。榮華疑「不好獨善、企兼濟」 易經繫辭「夫易聖人所以崇德而廣業也」注「兼濟萬物、其業廣也」

けん-さい ～嫌猜 さいけん(猜嫌)に同じ。鮑照詩「明慮斷自天、不受外嫌猜」

けん-ざい ～硯材 (名) 硯に造るべき材料。恰情小品「汪森遊靈巖記、其下多硯材」

けん-ざい ～健在 たっしやに暮らしをること。壯健にてあること。黃庭堅詩「身健在且加餐」

げん-さい ～幻妻 街妻 (名) 一他人の妻を罵りていふ語。大阪及び尾張の方言。物類稱呼 膝栗毛五上「定めしおどれがげんさいは、嗇は袖乞ひして、生米がなくらふさかい」 二汎く、女を卑しめ罵る語。妹背山女庭訓四「えいけたいなげん妻め、あっちへきりきりうせあがれ」 三よたか。ぢごく。淫賣婦。紀伊國の方言。物類稱呼

げん-さい ～減債 債務の減少すること。公債の減却。

げん-さい ～減殺 へること。へらすこと。減却。民法第九百六十七條二項「贈與の減殺に因りて得たる財產」

げん-ざい ～原罪 (英 Original sin)(名) 人類の始祖たるあだむ・いぶ・の墮落の結果として、其の子孫たる人類が、生まれながらにして有すといふ罪。

げん-ざい ～現在 見在 一まのあたり。ただいま。いま。目の前。目前。大日本帝國憲法第六十六條「現在の定額」 二其の場にありあはすること。目の前に存在すること。刑法第百八條「人の現在する建造物」 史記張耳陳餘傳「高帝子、於今見在」 漢書外戚傳「兒見在未死」 論衡正說「尙書滅絕于秦、其見在者二十九篇」 三實際なること。いつはりならざること。曾我三、兄弟被召「況や彼れ等はげんざいの孫なり、しかも嫡孫ぞかし」 蟬丸三「現在御子を捨て給ふ、叡慮如何なる事やらん」 用明天皇職人鑑三「現在母を手にかけし、後の冥加のいかならん」 四佛語。現世(ゲン)。諸安宅「現在の果を見て、過去・未來を知ると云ふ事」 三世の一。現在世の略。 五【文法】動詞の時の一。現に行はるる働きを表はすもの。

(諺)**現在の甘露は未來の鐵丸** 現在の快樂は未來の苦痛となること。靈異記上「所以經曰、現在甘露未來鐵丸也者、其斯謂之矣」

げん-ざい ～顯在 あらはれてあること。

げんさい-ききん ～減債基金 (名)【法】公債償還の費途に充つるために、特に設定せる基金。

げんざい-きん ～現在金 (名) 現在せる金錢。ありがね。現金。

げんざい-くゎんせい ～現在完成 (名)【文法】次條に同じ。

げんざい-くゎんれう ～現在完了 (名)【文法】はんくわこ(半過去)に同じ。

げんざい-しやう ～現在生 (名) 次條に同じ。盛衰記三、二院女院嚴島御幸「若夫現在生之運命有限、百二十之春秋遂過之夕」

げんざい-せ ～現在世 (名) 佛語。三世(ゼ)の一。現世。(過去世・未來世の對)

げんざい-ち ～現在地 (名) 人又は物の、現に存在する土地。民事訴訟法第十三條「內國に住所を有せさる者の普通裁判籍は本人の現在地に依りて定まる若し其現在地の知れさるか又は外國に在るときは其最後に有せし內國の住所に依りて定まる」

げんざい-に ～現在荷 (名)【商】其の場にある荷物。現に存在する荷物。

げんざい-はふ ～現在法 (名) げんしやはふ(現寫法)に同じ。

げん-さいばん ～原裁判 (名)【法】前審の裁判。即ち、控訴に對して第一審、上告に對して控訴をいふ類。

げん-さいばんしよ ～原裁判所 (名)【法】前審の裁判所。

げんざい-ゐん ～現在員 (名) 現在せる人數。其の場にありあはする人員。現員。

けん-さう ～險相 (名) 一すごみのある相貌。するどき顏附。二けんまく。けつさう。「けんさうかへる」

けん-さう ～劍相 (名) つるぎのやうす。刀劍の地はだ・やきばなどのもやう。栂狩劍本地四「御鋒の刃先、刀の劍相」

けん-さう ～喧噪 喧騷 かしがましくさわぐこと。かまびすしきこと。さわがしきこと。魏書變進傳「焚香奏樂、歌儛喧噪」

けん-さう ～喧爭 諠爭 諼爭 かまびすしく爭ふこと。杜甫詩「喧爭懶著鞭」 韓愈文藍田夫人墓誌「嬉戲諠爭」

けん-さう ～萱草 諼草 (名)【植】わすれぐさ(萱草)の異名。詩經衛風「焉得諼草、言樹之背」 養生論「萱草忘憂」

けん-ざう ～建造 土地に工事を施すこと。建設・造營すること。王子先文勿賦「建造之始」

げん-さう ～嚴霜 (名) きびしきしも。宋玉文九辯「秋既先戒以白露兮、冬又申之以嚴霜」

げん-さう ～舷窓 (名) 船のあかりまど。蓬窓。

げん-さう ～現想 (名) 現に見聞せる物事に附きての感想。

げん-さう ～幻想 (名) 一とりとめなき想像。妄想。空想。二【心】げんかく(幻覺)に同じ。

げん-さう ～幻相 (名) 佛語。無常の有樣。謠相生「つらつら世間の幻相を觀ずるに、飛花・落葉の風の前には有無の轉變を悟り」

げん-ざう 見參 (名) げんざん(見參)の音便。狂言鬮罪人「さらば先此の紺を取らせられ、少ごげんざう申しませう」 同文相撲「目見えをしやれ。御目に入ったら、其の儀御げんざうであろ」

げん-ざう ～幻像 (名)【心】げんえい(幻影)に同じ。

げん-ざう ～現象 (名) げんしやう(現象)に同じ。

げん-ざう ～現像 (名) 一形像をあらはすこと。又、そのあらはれたる形像。二寫眞術に於いて、撮影したる乾板又は燒附をなしたる板を現像液中にて洗ひ、以て金屬を還元せしめ、之によりて像を現はさしむること。

げんざう-えき ～現像液 (名) 寫眞術に用ふる液にして、暗箱內にて露出したる乾板に注加し、依りて撮影したる像を現はす還元性の藥品を水に溶かしたるもの。其の種類極めて多し。

げんさう-たん ～玄霜丹 (名) 昔時の丹藥の名。和名抄二十「丹藥。大唐延年經云、九微丹(中略)玄霜丹」

げんざう-はふ ～現像法 (名) 寫眞の現像をなす方法。

げんざう-ばり ～源藏張 (名) 大阪市西區吉野橋の南畔なる烟管店にて販賣する名物の烟管。

けんざう-ぶつ ～建造物 (名) 建造したるもの。即ち、家屋・倉庫などの類。建設物。刑法第百八條「現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物」

げんざう-やく ～現像藥 (名) 現像をなすに用ふる藥品。

けん-さき ～劍先 (名) 一劍の穗先。きっさき。二けんじり(劍尻)に同じ。大友興廢記鏖摩矢「夫れ矢音の事は、征矢・劍さきにて物を射て」 三けんさきぶね(劍先船)の略。四はぐんせい(破軍星)の異名。五模樣また紋所の名。六【動】次條の略。

けんさき-いか ～劍先烏賊 (名)【動】やりいか(槍烏賊)の異名。

けんさき-ずるめ ～劍先鯣 (名) けんさきいかにて製りたるするめ。

けんさき-たがね ～劍先鏨 (名) 先端が劍先の如く尖りたるたがね。

けんさき-の-なかじめ 劍先中締 (名) 紋所の名。薩摩歌西鶴「劍先の中締に、六尺模樣はぐるぐるぐる、御紋も事は越後の村上」

けんさき-ぶね 劍先船 劍鋒舟 (名) 運送船の一種。攝津より大和・河內の川川に往來す。船首尖り、一枚櫂(イチマイガイ)にて橫艫(トモ)なり。船大なれども板薄ければ能く淺瀨を行く。其の製によりて古劍先(フルケンサキ)・古在劍先(フルザイケンサキ)・新劍先(シンケンサキ)等の名あり。けんさき。賀古敎信七墓廻二「憎くや憎くやと押し出して、詞に尖る劍先舟、家中舵をぞ取り兼ねける」

けんさき-まんじ 劍先卍 (名) 紋所の名。

けんさき-りうご 劍先輪子 (名) 紋所の名。薩摩歌西鶴「劍先りうごの鈎槍・素槍は、伊賀・伊勢の津の御城主」

けんさき-ゑぼし 劍先烏帽子 (名) 能樂にて三番叟の頂が劍先の如き烏帽子。

けん-さく 劍笏 (名) 劍と笏と。又、其れを帶する人。日中行事「七らいの日、近衞司けんさくの聚などは、あながちに勸めず」

けんさ-く ～檢查區 (名) 一檢查の便宜のために設けたる區域。二東京市・京都市・大阪市にて、徵兵檢查を行ふ便宜のために、徵募區內に設けたる區域。其の區域は市內の區の區域に依る。徵兵事務條例第三條二項「檢查區」

けん-さく ～建策 はかりごとを立つること。班固文西都賦「奉春建策、留侯演成」

けん-さく ～獻策 はかりごとを獻ずること。張九齡詩「獻策幸逢時」 宋史

「遇太祖以布衣獻策」

けん-さく 〜檢索 しらべてさがし出だすこと。

けんさく の かうべん 檢索抗辯 (獨 Einrede der Vorausklage) 【法】債務履行の請求を受けたる保證人が、先づ主たる債務者の財產につきて、執行をなすべき旨を債權者に對抗すること。

けんさく の りえき 檢索利益 (獨 Recht der Vorausklage) 【法】檢索の抗辯をなし得る保證人の利益。保證人が此の利益を主張するには、主たる債務者に債務の全部を辨濟する資力ありて、且つ其の執行の容易なることを證明するを要す。

げん-さく 〜玄賾 (名) 眞理などの深遠なること。深遠なる奥義。奥賾。晉書葛洪「精辯玄賾析理入微」

げん-さく 〜絃索 (名) 琴又は三味線などの樂器にはる絲。絃。元稹詩「夜半月高絃索鳴」

げん-さく 〜減削 さくげん(削減)に同じ。周書武帝記「及宮內調度、朕今手自減削」

げん-さく 〜原作 はじめの著作。もとの作。

げん-さくしゃ 〜原作者 (名) げんちよしや(原著者)に同じ。

けんさ-くわん 〜檢査官 (名) 檢査の事務に從事する官吏。

けんさくわん-ほ 〜檢査官補 (名) 會計檢査官の一。各課に分屬し課長を助け、又は院長官房若しくは各部に屬し審議立案を掌り、檢査事項に關し意見ある場合に院長又は當該部長の承認を經て議案を總會議又は部會議に提出し得る奏任官。會計檢査院法第三條「會計檢査院は中略會計檢査官として別に書記官二員檢査官補二十員屬及若干員を置く」同第十三條「檢査官書記官及檢査官補は奏任とし」

けんさ-くわんり 〜檢査官吏 (名) 檢査の事務に從事する官吏。

けん-ざけ 拳酒 (名) 拳の勝負によりて飮む酒。箙「醉って廓のけんざけに、勝って兜の緒を締めて」

けん-さつ 〜賢察 推察の敬語。お察し。高察。運歩色葉「賢察ケンサツ」 潘岳文家舍「高弟賢察、數人校出」

けん-さつ 〜檢察 ㊀しらべあらたむること。とりしらべ。吟味。後漢書百官志「什主十家、伍主五家、以相檢察」 ㊁鎌倉時代、兩六波羅侍所の職。主として檢察・巡行の事を掌る。㊂【法】刑事裁判又は懲戒裁判などの準備として、犯罪・犯則等の形跡を搜査し、證憑を收集すること。司法省官制第四條第三號「裁判所及檢察の事務」

けんさつ-きょく 〜檢察局 (名) 臺灣總督府の各法院に附置して、其の法院に屬する檢察官の職務を取り扱ふ所。通譯・書記の職員を置く。臺灣總督府法院條例第九條「檢察局」

けんさつ-くわん 〜檢察官 (名) ㊀檢察をなす職。又、官吏。㊁裁判所構成法實施する以前の檢事の稱。裁判所構成法施行條例第十六條「裁判所構成法實施の際在職の裁判官檢察官は同法第二編第一章の要件を必要とせず」 ㊂陸海軍・臺灣總督府法院・關東都督府法院の官吏にて、刑事の訴追、犯罪の搜査等を掌るもの。關東州裁判令第十一條「檢察官」臺灣總督府法院條例第十條「檢察官」陸軍治罪法第三十一條「檢察官」海軍治罪法第三十七條「檢察官」

けんさつくわん-ちやう 〜檢察官長 (名) 檢察局の長官。檢察局の事務を指揮・監督するもの。檢察官を以てこれに補す。臺灣總督府法院條例第十一條「檢察官長」

けんさ-はんけつ 〜檢査判決 (名) 會計檢査院が、出納官吏の提出したる計算書及び證憑書類によりて、其の保管・出納に係る官金を檢査し、判決を下だすこと。其の正當と判決したるときは、該官に認可狀を付して其の責任を解除し、正當ならずと判決したるときは、本屬長官に移牒して處分をなさしむ。會計檢査院事務章程第二十九條「會計檢査院は國の代表者にて出納官吏に對する公訴附帶の私訴を提起したる事項に關しては之に對する通常又は特別裁判所の判決執行の結果に依り其の檢査判決を行ふへし」明治二十二年九月勅令第百六號會計檢査院事務章程第三十四條「出納官吏計算の檢査判決」

げん-さま 玄樣 (名) 江戶時代、遊廓の詞。もと醫者に玄といふ名多きを以て、醫者の事をいひしより轉じて僧をいふ。延寶廿歌仙「花にいざ貴妃のお敵の玄樣と」 洞房語園「寬文頃、吉原その外、往來の者まで唄ひし流行小歌、げんさまの長ばおり、このえいづべしに張りひぢや。僧・法師、吉原遊所に通ふに、醫者めかして長き羽おりを著たるを云ふ」

けんさ-やく 〜檢査役 (名) ㊀檢査をなす役。又、其の人。㊁【法】株式會社が、其の設立の際、又は設立の後に、選任若しくは任命して、一定の事項を檢査せしむる役員。商法第百三十四條「檢査役の選任」 ㊂四本柱の所に坐して、相撲の勝負の檢査をなす役員。年寄之に任ず。

けん-ざらひ (名) けんずまふ(拳相撲)に同じ。

けんざり (副) けざやかに同じ。かなほし「物のけざやかなることを、けんざりと云ふこと如何」

けんさ-ゐん 〜檢査員 (名) 檢査を其の任とする事務員。

けん-ざを 間竿 (名) 地積其の他の間數を測るに用ふる目盛りのある竿。檢地竿。

けん-さん 〜研鑽 研究すること。顏雅序「璞不揆椿昧、少而習焉、沈研鑽極二九載矣」

けん-さん 〜兼參 兼ねて見參せしこと。盛衰記卅九、友時參重衡許「本三位中將の侍に木工馬允友時と云ふ者は、八條院に兼參しける者也」

けん-さん 〜嶮山 (名) 險阻なる山。けはしき山。盛衰記十四、三井寺合戰「如意峰の手は、物具を帶して嶮山を上ぼりける上に、五月廿日餘りの事なれば」

けん-ざん 〜乾山 (名) けんざんやき(乾山燒)の略。生玉心中上「錦手・乾山・音羽燒の、皿の、鉢の、茶碗のと」

けん-さん 〜建盞 (名) 天目の一種。上品なるもの。支那福建省泉州府建安の產を元とす。其の形のやや異なるを胡盞(サン)といふ。庭訓往來十月「茶具者建盞・天目・胡盞」 太平記十三、北山殿謀叛「帝湯藥を進りけるが、建盞を閣かせ給ひて」 海人藻芥「建盞に茶一服入れて、湯を半計り入れて、茶筅にてたつる時」

けん-ざん 〜獻殘 (名) 獻上物の殘り。

けん-ざん 〜檢算 計算の正否を再調すること。

げん-さん 〜減算 (名) げんぱふ(減法)に同じ。

げん-ざん 〜見參 見まゐらすること。見せまゐらすること。見申すこと。面會。出會・對面等の敬語。げざん。宇治拾遺三「ただ今見參すべし、そなたにしばしおはせ」 砂石集四「所の地頭代、鎌倉より上ぼりて、池田の宿にて遊びけるに、見參のため宿へゆかんとするを」 謠曲望月「餘りきやつが憎さに、わざと燈を大にこしらへ、小笠の内へ見參申さでは叶ふまじ」

げんざん に いる 入見參 お目見えをなす。お目通りになる。保元物語二、生捕「一一に搦め捕って見參に入れよ」 宇治拾遺五「何がしと申す者こそ參りて候へ。御げんざんにいりたがり候」 十訓抄上「板のはしに書きて見參に入れよとて、ありつる人になん取らせける」

げん-さん-くわ 〜玄參科 (名) 【植】ごまのはぐさくわ(玄參科)の異名。

けんさん-くわじょ 〜卷織花序 (名) 【植】植物學上の用語。花序の一種にして、聚繖花序の一形。單頂花を著くる花梗より一本の枝を出だして單頂花を著け、更に之より又、一本の枝を出だして、又、單頂花を著け、かくの如く幾度も同方向に一本づつ枝を生じて、單頂花を著くるもの。たびらこの花に於けるが如し。

けん-さんじくわい 〜縣參事會 (名) 縣の議決機關。縣參事會員を以て組織し、縣知事を會長とし、縣會の權限に屬する事件にて其の委任を受けたる事項、縣會の議決したる範圍にて財產及び營造物の管理に關し重要なる事項、縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定、縣に係る訴願・訴訟及び和解に關する事項を議決し、また縣會を召集する暇なき場合に、縣會に代はりて其の權限に屬する事件の議決をなし、及び縣知事より縣會に提出する議案に對し意見を述ぶることを得るもの。

けんさんじくわい-ゐん 〜縣參事會員 (名) 縣參事會を組織する職員。即ち、縣知事・縣の高等官二名、及び縣會にて其の議員中より互選したる名譽職參事會員。

げんざん-じょ 〜見參所 (名) 貴族の家の應接間の稱。判官物語上、土佐房「鎌倉殿、つねのげんざん所にはおはせず」

げん-さんち 〜原產地 (名) さんち(產地)に同じ。

げんさんち-しょうめいしょ 〜原產地證明書 (名) 協定稅率の利益を受けんとする貨物の輸入者が、輸入申告書に添へて稅關に差し出だす證書。貨物の製造地、又は生產地を證明するもの。

げんざん-の-いた 見參板 (名) なるいた(鳴板)に同じ。平治物語上、光賴參內「殿上の小蔀の前、見參の板高らかに踏み鳴らして立たれけるが」 禁秘抄上「南切妻有鳴板、號見參板」

けんざん-や 獻殘屋 (名) 江戶時代、獻殘を賣るを業とするもの。守貞漫稿

けんざん-やき 乾山燒 (名) 樂燒に似たる陶器。元祿年間、京都の人尾方光琳の弟乾山が、其の住處嵯峨鳴瀧村の土を以て燒き始めたるもの。轆轤製と手づくねとあり。本朝世事談綺「乾山燒。尾形深省、嵯峨鳴瀧邊の土を以て燒きはじむ。鳴瀧山は王城の乾にあたれり、よって乾山を名とす。深省は尾形光琳の弟」

けん-し 〜賢師 (名) 賢明なる師。漢書梅福傳「當與之賢師良傅、敎以忠孝之道」

けん-し 〜賢士 (名) かしこき人。賢人。榮華序「彼端木者、魯之賢士也」 莊子刻意「賢士尙志、聖人貴精」 史記燕世家「誠得賢士以共國、以雪先王之恥、孤之願也」

けん-し 〜劍士 (名) 擊劍に巧みなる人。又、劍術をつかふ人。劍客。劍術つかひ。擊劍家。莊子說劍「昔趙文王喜劍、劍士夾門而客三千餘人」

けん-し 〜健士 (名) けんじ(健兒)に同じ。東鑑五、文治元年十月廿四日「御家人等中、差殊健士、警固辻辻」

けん-し 〜絹絲 (名) きぬいと。

けん-し 〜繭絲 (名) まゆと絲と。又、まゆのいと。國語「爲繭絲乎、抑爲保障乎」

けん-し 〜檢使 (名) ㊀事實を檢視するために派遣せる使。太平記一、關所停止「米穀を點檢して二條町に假屋を建てられ、檢使自ら斷りて、直ひを定めて賣らせらる」 ㊁殺傷・變死等を檢視する使者。用明天皇職人鑑三「道中まで檢使を立て、そいつに腹を切らせよ」 娘歌加留多三「御所にて害せられんとや中略檢使・太刀取は此方より參らすべし」 津國女夫池三「死骸中略檢使の御出で」

けん-し 〜姸姿 (名) 姿のあでやかなること。又、その姿。嬋姸たる容姿。王褒文賢人頌「發以素顏、呈以姸姿」

けん-し 〜姸媸 姸蚩 (名) 容貌のうつくしきことと見にくきことと。美醜。姸醜。陸機文賦序「姸蚩好惡、可得而言」

けん-し 〜犬齒 (名) 【醫】門齒と臼齒との中間に位する錐狀銳尖の齒。人類にては上下各二箇を具へて小なれども、肉食獸にありては强大なり。

けん-し 〜顯示 あらはし示すこと。あらはにしめすこと。

けん-し 〜檢視 ㊀事實の取調べをなすこと。後漢書杜根傳「使人檢視」 金史河渠志「河水每歲將泛之時、令工部官一員沿河檢視」 ㊁變死者などの死體をあらため調ぶること。「檢視が濟む」檢屍。

けん-し 〜檢屍 (名) 前條㊁に同じ。

けん-じ 〜見 (名) 見ること。淀鯉出世瀧德上「十四の冬より今年まで、夫れに染みたる風俗は、いかな家にも走り出て、お山見(ケン)じ(ジ)と目をつける」

けん-じ 〜劍璽 (名) ㊀三種神器の中、草薙劍(クサナギノツルギ)と八尺瓊勾玉(ヤサカニノマガタマ)と。平治物語上、光賴參內「劍璽はいづくに」 増鏡上「劍璽を入るべきに、各用意して候はれよ」 ㊁劍と璽と。李白詩「一朝讓寶位、劍璽傳無窮」

けん-じ 〜謙辭 (名) 謙遜のことば。後漢書呂彊傳「深執謙辭、言無功德」 左傳公元年「亦唯命。杜注謙辭」

けん-じ 〜健兒 (名) ㊀勇健なる男子。血氣壯んなるをのこ。南史宋宗室「募健兒百餘人」 洛陽伽藍記「快馬・健兒、不如老嫗吹箎」 ㊁こんでい(健兒)に同じ。

けん-じ 〜檢事 (名) 司法官の一。判事に對して、公益の代表を其の職責となす高等官。卽ち、刑事につきては公訴を起こし、其の取扱上必要なる手續をなし、法律の適用を請求し、判決の執行を監視し、民事につきては公益に關係ある訴訟、殊に人事に關係ある訴訟に立ち會ひて其の意見を述べ、また場合により訴訟の原告若しくは被告となり、或ひは商事會社の解散・禁治產等の請求をなすを得るもの。裁判所構成法「檢事」

けん-じ 〜犬兒 (名) 犬の子。こいぬ。

けん-じ 〜檢字 漢字の字書にて、偏傍の所屬の明かならざる漢字を、總畫によりて索引し得るやうに排置せるもの。

げん-し 〜言詞 (名) ことば。言辭。言語。陸雲文賦「當言詞而遂袁兮、乃啓行乎北京」

げん-し 〜玄旨 (名) 幽玄なる趣旨。玄趣。

げん-し 〜嚴師 (名) 嚴格なる師。師の敬稱。禮記學記「凡學之道、嚴師爲難、師嚴然後道尊」

げん-し 〜嚴旨 (名) きびしきむね。嚴命の旨趣。又、他人の趣旨の敬語。庭訓往來十二月「披玉章窺嚴旨」

げん-し 〜元巳 (名) 陰曆三月三日の異稱。上巳。張衡文賦南都「暮春之禊、元巳之辰」

げん-し 〜元子 (名) ㊀皇太子。皇

儲。詩經「建爾元子」 (原子)に同じ。

げんし ～眼子 (名) め。まなこ。眼睛。論衡「人間有爲の轉變は、眼子(ゲン)の中に顯はれて」

げんし ～幻師 (名) 幻術を行ふ人。魔法つかひ。幻術師。金光明經「如下幻師在二四衢道一幻作種種象馬人物等上」

げんし ～原詩 (名) 原作の詩。譯し又、改作せざるもとの詩。

げんし ～原紙 (名) 楮の皮にて製したる堅く且つ厚き紙。蠶卵紙に用ふ。

げんし ～原子 (英 Atom) (名) 【化】化學的方法によりて分かち得べき極限のものなりと假定せられたる物質の微粒子。同種のものは性質・形狀・重量皆相等しく、異種のものは此れ等の性狀を異にし、相集まりて分子を形成すとせられたるもの。而して元素の分子は同種原子、化合物は異種原子の集團よる成る。例へば、酸素元素の分子は酸素原子二箇より成り、水の分子は二箇の水素原子と一箇の酸素原子とより成るとなす類。

げんし ～元始 原始 一おほもと。はじめ。もと。盛衰記(四十五、伊豫國)「思其元始已在二彼社一、尤公卿勅使可レ被二發遣一」 易經(繫辭)「易之爲レ書也、原始要終、以爲レ質也」 二自然のままにて、未だ進化せざること。

げんじ ～言辭 (名) ことば。ものいひ。言詞。吳質文(答東阿王書)「威容虧替、言辭漏渫」

げんじ ～言次 ことばのついで。話のついで。三國志(魏、注)「邵因從容言次徵激之曰」

げんじ ～現時 現今の時。ただいま。當時。目下。當今。

けんじ-いちぶばんきん ～乾字一分判金 (名) はうえいいちぶきん(寶永一分金)の異稱。貨幣祕錄「乾字一歩判金」

けんしう ～姸醜 (名) 容貌のうつくしきと見にくきと。姸蚩。美醜。蘇軾文(論茶墨)「譬如下賢人君子、姸醜黔皙之不上レ同」

けんしう ～獻酬 盃のやりとりをなすこと。詩經(小雅)「獻酬交錯、禮儀卒度」 禮記(祭記)「所三以獻酬・酳酢二也」

けんしう ～研修 學藝などをみがき修むること。研究。

げんしう ～元修 (名) 【植】からすのゑんどう(大巣菜)の異名。

げんしう ～減收 收入の減少すること。收穫の減少すること。

げんじ-うち ～源氏打 (名) 鎧の小札を、一枚づつ上下に順次くひちがはせて重ねたる打ち方。又、其の鎧。

げんし-か ～原子價 (名) 【化】或る元素の一原子量が、直接に水素の何原子量と結合し得るかを示す數。例へば、鹽素の一原子量は直接に水素の一原子量と結合するが故に、其の原子價は一なりといひ、或ひは一價の元素なりともいひ、又、酸素は水素の二原子量と結合するが故に、二價の元素なりといふが如し。

げんじ-かう ～源氏香 (名) 組香の一。香五種を、一種五包づつ、合計二十五包をまぜ、內五包だけづつ香元より焼き、各包の異同を聞きわけて一包づつ圖を造れば、終りに五十二圖を生ずるもの。初めの桐壺、終りの夢の浮橋には圖なし。

けんし-がく ～縣視學 (名) 縣知事の部下に屬する地方官の一。上官の指揮を承け、學事の視察其の他學事に關する事務に從事する判任官。

げんじ-がみ 源氏紙 (名) 源氏繪を書きたる奉書紙。

けんしき ～見識 (名) 一事情に應じて立つる意見。みこみ。見辨。二程全書「無二他見識一」 二主義又は節操。三きぐらゐ。みえ。外見。

けんしき を はる 見識張 けんしきばる(見識張)に同じ。

けんじき ～閒食 朝夕の食事以外に用ふる食物。主稅寮式(上)「凡陸奧國兵士、閒食料米二千八百八十斛(人別、日八合)」

げんしき ～眼識 (名) 佛語。眼根により物の色を識別すること。夫木(四)「櫻花第四上處に咲けりとも、眼識なくばいかが要せん」 百法問答鈔「緣レ色生二了別用一識也、以レ眼爲二所依一往、故名二眼識一也」

けんしき-ばる 見識張 (自動四) 見識あるやうに見せかく。見識を裝ふ。

けんじ-きょく ～檢事局 (名) 裁判所に附置して、其の裁判所に屬する檢事の職務を取り扱ふ所。即ち、區裁判所檢事局・地方裁判所檢事局・控訴院檢事局・大審院檢事局是れなり。裁判所構成法(第六條)「檢事局」

けんじ-きん ～乾字金 (名) 寶永七年四月より鑄造し、享保四年十二月に通用を停止せられし乾字の極印ある金貨。即ち、乾字一分判金及び乾字小判金の總稱。寶永金。乾金。金銀圖錄(三、正用品)「寶永七年四月十五日、元の字金を吹き替へ、古金の位に改められ、小判・一分判とも小形になる。乾の字の極印を打つ。是れを世に乾字金と云ひ、又、乾金と云ふ。享保五年、此の金停止」

げんじ-きん ～元字金 (名) げんろくきん(元祿金)の異稱。元の字の極印あるよりいふ。

げんじ-ぎん ～元字銀 (名) げんろくぎん(元祿銀)の異稱。元の字の極印あるよりいふ。

げんじ-きんぎん ～元字金銀 (名) げんろくきんぎん(元祿金銀)の異稱。元の字の極印あるよりいふ。十組問屋集要記錄「元祿八乙亥年、金銀御吹替有レ之(元の字金也)慶長金銀に元字金銀取交取遣有レ之」

げんじ-ぐも 源氏雲 (名) 洲濱のやうに金箔を押し、又は刺繡にしたるもの。これを源氏物語をかける繪にのみありと心得て、かく名づけしなるべし。温故集「屋根なきは源氏の繪雲うづら籠」 傾城反魂香(中)「二つ重ねの白無垢、白茶字に縫紋、紅裏に源氏雲の裾くくみ」

げんじ-ぐるま 源氏車 (名) 一ごしよぐるま(御所車)に同じ。二紋所の名。御所車の輪の狀を描きたるもの。くるま(車)(五)を見よ。

けんし-くわん ～檢視官 (名) 檢視をなす官吏。

げんし-けん ～原始權 (名) 【法】他人の不法行爲によりて侵害せられざる以前より存在する權利。原權。第一權。(救濟權の對)

けんじ-こばんきん 乾字小判金 (名) はうえいこばんきん(寶永小判金)の異稱。乾の字の極印あるよりいふ。貨幣祕錄「乾字小判金」

げんし-さい ～元始祭 (名) 皇室の大祭の一。每年一月三日、賢所・皇靈殿・神殿の三所にて行ふもの。皇室祭祀令(第九條一號)「元始祭 一月三日」 同(第十一條)「元始祭は賢所皇靈殿神殿に於て之を行ふ」

げんし-さんげふ ～原始產業 (名) 一【經】原始時代に行はれたる幼稚の產業。二轉じて、低度の產業の稱。

げんじ-し ～現字紙 (名) 電信機によりて、電信の符號をあらはし出だす用紙。

げんし-じだい ～原始時代 (名) 人類蒙昧にして、產業いまだ發達せず、自然物の採食を以て生活したる太古の時代。

原人時代。

けんじ-しほ ～檢事試補 (名) 司法官試補の一。判事・檢事登用試驗の第一回試驗に及第し、區裁判所又は地方裁判所の檢事局にて、一名若しくは數名の檢事に附屬して事務を修習するもの。

げんし-しゅとく ～原始取得 (英 Original acquisition) (名) 【法】未だ其の權利者なきか、又は權利者あるも、其の權利者の權利に基因せずして獨立に權利を取得すること。即ち、先占・添附、又は時效による取得の類。(繼受取得の對)

けんじ-せい ～檢事正 (名) 地方裁判所に附置せる檢事局の長官。其の檢事局の事務取扱の分配・指揮・監督を掌り、及び該地方裁判所管內の檢事局を監督するもの。裁判所構成法(第三十三條)「檢事正」

げんし-せつ ～原子說 (名) 【化】物質は原子と稱する分かつべからざる至微の粒子の集合より成るものなりとの說。各元素が一定、若しくは其の整數倍の重量の割合を以て化合する化學上の事實を說明せんため、英國の化學者だるとん(Dalton)の創定したるもの。

げんし-そう ～原始層 (名) 【地】地質學上、太古時代の地層。

けんじ-そうちゃう ～檢事總長 (名) 大審院に附置せる檢事局の長官。司法大臣の上奏によりて、勅任の檢事の中よりこれを補し、其の檢事局の事務取扱の分配・指揮・監督を掌り、及び下級檢事局を監督するもの。裁判所構成法(第五十六條)「檢事總長」

げんじ-たくぼく ～源氏啄木 (名) 鎧のをどし方の名。啄木絲(タクボクノイト)を以て、表を龜甲、裏を矢筈の貝の口に組むもの。

げんし-だん ～原子團 (名) 【化】化合物を組成する原子が互ひに結合し、恰も一箇の原子と見做し得るが如き一團をなせるもの。水酸基の類。

げんしち ～言質 (名) ことばじち(言葉質)に同じ。

けんじ-ちゃう ～檢事長 (名) 控訴院に附置せる檢事局の長官。司法大臣の上奏によりて、勅任の檢事の中よりこれを補し、其の檢事局の事務取扱の分配・指揮・監督を掌り、及び該控訴院管內の檢事局を監督するもの。裁判所構成法(第四十二條)「檢事長」

けんしつ ～堅質 (名) 堅牢なる性質。丈夫なるたち。

けんじつ ～權實 (名) かりなることと實なることと。謝靈運文(辨宗論)「探二研宗極一、妙二判權實一」 梁簡文帝文(大愛敬寺刹下銘)「應二此十千一、現二鼓權實一、隨方攝受、執能弘濟」

けんじつ ～兼日 (名) 一期日より前方の日。かねての日。著聞(五)「此の題、兼日に敎光朝臣作りて、前兵衞佐顯仲朝臣清書しけり」 二日數を重ぬること、數日間に涉ること。論衡「寒不レ累時則霜不レ降、溫不レ兼日則冰不レ釋」

けんじつ ～堅實 たしかなること。まちがひなきこと。てがたきこと。確實。

げんしつ ～言質 (名) ことばじち(言葉質)に同じ。

げんしつ ～原質 (名) もとの性質。

げんじつ ～現實 一現在にあらはるること。現在のままなること。二【哲】實際の事實、又は狀態。(理想・空想などの對)

げんじつ-かい ～現實界 (名) 【哲】實際の事實又は狀態のあらはれてある世界。即ち、經驗の範圍。

けんしつ-き ～檢濕器 (名) 【理】しつどけい(濕度計)に同じ。

げんじつ-しゅぎ ～現實主義 (名) じつりしゅぎ(實利主義)に同じ。

げんじつ-てき ～現實的 現實なるさまにいふ語。

げんじつてき-だんてい ～現實的斷定 (英 Assertory judgment) (名) 【論】甲は乙なり、甲は乙ならず、又は、若し甲ならば乙なり、若し甲ならば乙ならずといふ形式を有し、事實上、然り又然からずと、最も確實に立言せられたる斷定。

げんじつ-は ～現實派 (英 Realism) (名) 【哲】哲學の主義の一派。實際の事實又は狀態を基礎として說を立つるもの。(理想派の對)

けんし-てうしょ ～檢視調書 (名) 死體の檢視をなしたる檢視官が、其の檢視の顛末を記したる調書。戶籍法(第百二十五條)「警察官の檢視調書の謄本」

げんしてき-しゅとく ～原始的取得 (名) げんししゅとく(原始取得)に同じ。(繼受的取得の對)

げんじ-てふ ～源氏蝶 (名) 紋所の名。てふ(蝶)(二)を見よ。

げんし-どうぶつ ～原始動物 (名) 【動】動物分類上の大綱に名附けたる總稱。動物中、體の構造最も簡單にして、肉眼にては容易に見るべからざる程細かきもの。孰れも單一の細胞より成るを以て單細胞動物といふ。外部に石灰質・きちん質等の殼を有するもの、砂の凝著による殼を持つもの、膠質の厚き皮を有するもの、體の內外に石英針の如き骨格有るものなどあり。其の體は原形質より成りて、內外の二層を區別し得べし。一箇又は數箇の核・伸縮胞等の外、別に器官と稱すべきものを有せず。生殖法は分裂・接合・胞子形成等種種あり。原生動物。原蟲類。

げんじ-な 源氏名 (名) 遊女などが源氏物語の題名にちなみて、本名の外に附したる稱。即ち、夕霧・薄雲・若紫の類。

げんし-ねつ ～原子熱 (名) 【化】元素の原子量と比熱の相乘積。固體の元素にては殆ど相等しく、平均の值六・四なり。故に、固體元素の比熱にて六・四を除したる商は、其の元素の原子量なり。

げんし-のうはふ ～原始農法 (名) 原始時代に行はれし粗放なる農業法。

けんし-ばうせき ～絹絲紡績 (名) きぬいとばうせき(絹絲紡績)に同じ。

げんし-ふ ～原隰 (名) 高地と低地と。書經(禹貢)「原隰底レ績」

げんじ-ぶし 源氏節 (名) 說經淨瑠璃節の一。明治十二年頃、尾張國名古屋の岡本美左松なる女太夫の創めて稱せしもの。後禁止せられたり。

けんし-ぶね ～檢使船 (名) 檢使の乘れる船。

げんし-ぶんしせつ ～原子分子說 (名) 【化】物質の構成に關する說。即ち、物質は分子の集團より成り、分子は更に原子の集團より成るとなすもの。

げんじ-べい ～源氏塀 (名) 燒杉などを柱とし、腰長押(コシナゲシ)と地長押(ヂナゲシ)との間に、竹の目板などを用ひて太鼓張りの羽目板とし、腰長押と笠木との間に欅を設けたる塀。數寄屋などに用ふ。

げんじ-まき 源氏卷 (名) 棹物菓子の內、紅梅餅の一種。白と赤とにて渦卷の形にし、小口切りにしたるもの。

げんじ-まめ 源氏豆 (名) 菓子の一種。砂糖にて豆に衣をかけ、紅色又は白色にせるもの。蓬萊豆。

げんじ-もの 源氏物 (名) 能樂にて、源氏物語の中の事を作れるものの稱。葵上・須磨源氏などの類。

けん-しゃ 〔賢者 (名) かしこき人。賢人。十訓中「是れより、おのづから賢者の名顯れて」 論語子張「文武之道未ㇾ墜ニ於地ㇾ在ㇾ人、賢者識ニ其大者ㇾ不賢者識ニ其小者ㇾ」 中庸「賢者過ㇾ之、不肖者不ㇾ及也」

(諺)賢者ひだるし、伊達寒し 賢者は清貧を免れず、伊達者(ダテシャ)はみえを飾るため寒さを免れず。

(諺)賢者も千慮の一失 賢者も時として失策あり。

けん-しゃ 〔慳者 (名) ㊀慾深き人。やぶさかなる人。慳貪なる人。㊁邪險なる人。

けん-しゃ 〔縣社 (名) 社格が、國幣社の下、郷社の上にある神社。縣より奉幣するもの。

けん-しゃ 〔懸車 縣車 ㊀仕官をやむること。致仕。 漢書薛廣德傳「與ニ丞相定國・車騎將軍史高ㇾ俱乞ニ骸骨ㇾ皆賜ニ安車駟馬黄金六十斤ㇾ罷、廣德東歸ㇾ沛、太守迎ニ之界上ㇾ沛以爲ㇾ榮、縣ニ其安車ㇾ傳ニ子孫ㇾ」 顏注「縣ニ其所ㇾ賜安車ㇾ以示ニ榮幸ㇾ也、致仕縣車蓋亦古法」 同敍傳「致仕懸車」 ㊁轉じて、致仕の歳。即ち、七十歳の稱。晉書劉毅「雖ㇾ過ニ懸車之年ㇾ有ㇾ可ㇾ用」

けん-じゃ 〔見者 (名) それを見る人。増鏡中「七佛の阿闍梨參りて、けんじやくわんぎと打ちあげたるほどに」 七佛經「所生之兒顏貌端正、見者歡喜」

けん-しゃ 〔言者 (名) ものいふ人。言論する人。 聞見錄「仁宗以ニ微物ㇾ賜ㇾ倫、倫畏ニ言者ㇾ此所ニ以致ニ太平ㇾ也」

げん-じゃ 〔驗者 (名) 常に祕法を用ひて靈驗をあらはす行者。修驗道の行者。驗方。枕三「げんじやの物のけてうずとて、いみじうしたりがほに」 同八「くるしげなるもの…「こはき物のけあづかりたるげんじや」

けん-しゃう 〔賢相 (名) 賢明なる宰相。賢宰。史記太史公自序「國有ニ賢相良將ㇾ民之師表也」 同龍策本紀「良將行ニ其師ㇾ賢相通ニ其謀ㇾ」

けん-しゃう 〔賢將 (名) 賢明なる將帥。史記王翦「老臣罷病悖亂、唯大王更擇ニ賢將ㇾ」

けん-しゃう 〔乾象 (名) 天の象(カタチ)。

けん-しゃう 〔顯象 (名) あらはれたるかたち。現象。

けん-しゃう 〔劍匠 (名) かたなかぢ(刀鍛冶)に同じ。

けん-しゃう 〔懸章 (名) 陸軍の高等官衙副官・週番・衞戍巡察の諸將校が佩用する記章。右肩より左脇に掛くるものとす。陸軍服裝規則「懸章」

けん-しゃう 〔肩章 (名) 有爵者及び文武官の制服の肩に附くる飾章。官職・等級の異なるによりて其の形狀・様式を異にす。外交官及領事官大禮服代用服制「肩章」 巡査服裝規則第三條「肩章」 臺灣總督府文官服制「肩章」 陸軍服裝規則「肩章」 海軍服制「肩章」

けん-しゃう 〔肩牆 (名) 野戰にて、砲手・砲車等を掩護するために、土壤にて築造したる圍ひ。

けん-しゃう 〔縑緗 (名) ㊀書物を表裝する薄き絹。㊁轉じて、書物。駱賓王文(上ニ兗州史ニ啓)「頤遊ニ縑素ㇾ少閲ニ縑緗ㇾ」

けん-しゃう 〔兼掌 二つ以上の事をかねつかさどること。兼務。舊町村制第六十二條「收入役の事務を兼掌せしむること」 晉書「奉ニ天地ㇾ兼ニ掌宗廟ㇾ」

けん-しゃう 〔憲章 のりとすること。おきて。法則。中庸「仲尼祖ニ述堯舜ㇾ憲ニ章文武ㇾ」 後漢書「憲章猶ニ法則ㇾ」

けん-しゃう 〔懸賞 賞をかけて募ること。又、その賞品。

けん-しゃう 〔顯賞 表彰して賞すること。後漢書左雄傳「顯ニ念阿母舊德宿恩ㇾ欲ニ特加ニ顯賞ㇾ」

けん-しゃう 〔顯彰 あらはすこと。あらはるること。教育勅語「是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならす又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん」 史記齊悼惠王世家「九ニ合諸侯ㇾ覇功顯彰」

けん-しゃう 〔顯正 佛語。中正なる法理を顯示すること。

けん-しゃう 〔見性 佛語。本來自己に具はれる眞相佛性の本源を見窮むること。大悟徹底。

けんしゃう じゃうぶつ 〔見性成佛 佛語。見性して、一切諸法の覺者となること。野守鏡下「禪宗の見性成佛」 傳燈錄「性即佛、佛即性、故云ニ見性成佛ㇾ」

けん-じゃう 〔堅城 (名) 守備の堅固なる城。韓非子五蠹「萬乘之國、莫ニ敢自頓ニ於堅城之下ㇾ」

けん-じゃう 〔券狀 (名) てがた。證文。券書。券。沽券。券契。

けん-じゃう 〔賢聖 (名) 賢人と聖人と。聖賢。けんせい。拾芥抄上本「南殿障子、賢聖(ケンジャウ)」

けん-じゃう 〔肩上 (名) 肩のうへ。謠葛城「肩上の笠には、無影の月をかたぶけ」

けん-じゃう 〔獻上 ㊀たてまつること。獻進。獻納。進獻。百合若大臣野守鏡五「切り取る處の彼の國の財產、悉く御階に積ませ獻上あり」 後漢書班固傳「毎ㇾ行ニ巡狩ㇾ輒獻ニ上賦頌ㇾ」 ㊁けんじゃうはかた(獻上博多)の略。

(諺)獻上の鴨 〔江戸時代に、將軍へ獻上する鴨は、白紙にて其の足を包みしに基く〕 足のみ美しく、又、足にのみ美しき足袋・はき物などをはきたる人を罵るにいふ語。

けん-じゃう 〔勸賞 功を賞して官などを授くること。又、奬勵のための賞與。十訓下「今度こそ越えられにけれども、次の勸賞數多讓りて、僧正まで成りて」 平家一殿上闇討「勸賞には闕國を可ㇾ賜由仰せ下だされける」

けん-じゃう 〔謙讓 へりくだること。謙遜。謙退。盛衰記四十六「於ㇾ今世事偏可ㇾ被ニ計行ㇾと被ㇾ仰ければ、右府頻りに被ニ謙讓申ㇾけり」 史記淮陰侯傳「假令ニ韓信學ㇾ道、謙讓不ㇾ伐ニ己功ㇾ」 同公孫弘傳「天子以爲ニ謙讓ㇾ愈益厚ㇾ之」

げん-しゃう 〔現象 (名) ㊀あらはれて見ゆるかたち。顯象。㊁【哲】五感を通じて、吾人の經驗し得るすべての事物の稱。ぷらとん・は現象を以て假象とし、別に永久不變の本體あるものとせり。

げん-しゃう 〔現生 (名) 佛語。げんぜ(現世)に同じ。

げん-しゃう 〔勸賞 けんじやう(勸賞)に同じ。下學集「勸賞ゲンジャウ」

げん-しゃう 〔減省 へらしはぶくこと。げんせい。

げん-じゃう 〔現狀 (名) 現在のままの狀態。現況。

げんじゃう だは 〔現狀打破 現狀を破壞すること。

げんじゃう ゐぢ 〔現狀維持 現狀のままに持ちこたふること。

げん-じゃう 〔原狀 (名) はじめのままの狀態。もとの狀況。

げんじゃう くゎいふく 〔原狀回復 ㊀原狀に取りもどすこと。㊁【法】民事訴訟にて、天災其の他避くべからざる障害のために不變期間を懈怠したる原告又は被告の申立てにより、其の懈怠の結果として受けたる權利の損害を除却すること。民事訴訟法第一編第三章第四節「懈怠の結果及ひ原狀回復」

げんじゃう くゎいふく の うったへ 〔原狀回復訴 【法】民事訴訟にて、再審を求むる訴への一。確定判決の基本たる事實に不法の點ある場合に、其の判決の取消を求むるもの。民事訴訟法第四百六十七條「確定の終局判決を以て終結したる訴訟は取消の訴又は原狀回復の訴に因り之を再審することを得」

げん-じゃう 〔原上 (名) 野原のほとり。原頭。

げん-じゃう 〔眼象 (名) 唐戸・錏盤・器具などに、飾りのため彫り抜きたる孔。華乘。外定。

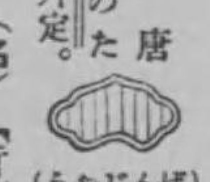

(げんじやう)

げんしゃう-かい 〔現象界 (名)【哲】形而下の世界。吾人の經驗をなす外界。感知せらるる範圍。

げんしゃう-かうい 〔玄裳縞衣 (名) 〔支那の蘇東坡の後赤壁の賦に玄裳縞衣戛然長鳴とあるよりいふ〕【動】つる(鶴)の異名。

けんしゃう-くゎうこく 〔懸賞廣告 (名) 或る行爲をなしたる者に、一定の報酬を與ふべき旨の廣告。

けんじゃう-じゅ 〔賢聖衆 (名) 賢聖の人人。ひぢりたち。榮華疑「堀ニ百餘口賢聖衆ㇾ以ニ香花中略七珍百味ㇾ供ニ養之ㇾ」

けんしゃう-だう 〔顯章堂 (名) 古昔、内裏の大極殿の東南にありし堂の名。和名十「顯章堂在ニ含章堂南ㇾ」

けんじゃう-の-さうじ 〔賢聖障子 (名) 古へ、内裏の紫宸殿にある襖障子(フスマシャウジ)の名。東西各四間、間毎に支那の三代より唐代までの聖賢・名臣の像四人づつ、合はせて卅二人を描きたるもの。著聞十一「南殿の賢聖の障子は寛平の御時始めてかかれける也。其の名臣といふは、馬周・房玄齡・杜如晦・魏徵自ㇾ東、諸葛亮・遽伯玉・張良・第五倫同二、管仲・鄧禹・子產・蕭何同三、伊尹・傳說・太公望・仲山甫同四、李勣・虞世南・杜預・張華自ㇾ西、羊祜・楊雄・陳寔・班固同二、桓榮・鄭玄・蘇武・倪寬同三、董仲舒・文翁・賈誼・叔孫通同四等也。此の人人の影をかかれけり」

けんじゃう-の-しゃうじ 〔賢聖障子 (名) 前條に同じ。名目抄「賢聖障子ケンジャウシャウジ」

けんじゃう-はかた 〔獻上博多 (名) 〔古へ獻上したるよりいふ〕 上品なる博多織。獨鈷形の模様を織り出だしたるもの。帶などに用ふ。獻上。

けんじゃう-ひしんけい 〔劍狀披針形 (名)【植】植物學上の用語。劍形をなしたる披針形。

けんじゃう-ひん 〔獻上品 (名) 次條に同じ。

けんじゃう-もの 〔獻上物 (名) ㊀獻上する品物。けんじやうひん。㊁江戸時代、幕府より朝廷へ進獻し、又は諸侯より幕府へ奉りし品物。

(諺)獻上物の鯛 外觀のみ立派なるに譬へいふ語。

げんじゃう-らく 〔還城樂 (名) 舞樂の曲名。西域の人好みて蛇を食ふに擬せし舞にて、見蛇樂(ケンジャラク)の轉訛なりといふ。平家四嚴島御幸「伊豆守中略昨日の御振舞は、還城樂にこそ似て候ひしかとぞ被ㇾ申ける」 著聞十一「腰なる笛を拔き出でて還城樂の破を吹く。大蛇來たり止まりて首を高くもてあげて、暫く笛を聞くけしきにて」 禮樂志「還城樂。一名、還京樂、又、見蛇樂。唐樂也。或云、西國人好食ㇾ蛇、得ㇾ蛇而喜躍、寫ニ其體ㇾ作ㇾ舞、故名ニ見蛇樂ㇾ」

(げんじやうらく)

げんしゃう-ろん 〔現象論 (名)【哲】(英 Phenomenalism) 吾人の智識は現象を見るのみにして、本體其のものの眞相を知る能はず、又、智識に現はれたる現象が即ち本體にして、智識を離れて本體は存在せずとの說。

けん-しゃく 〔顯爵 (名) 顯貴なる爵位。榮爵。後漢書「宜ㇾ蒙ニ顯爵之榮ㇾ以厲ニ將帥ㇾ」 庾信文「存有ニ顯爵之榮ㇾ歿有ニ大名之貴ㇾ」

けん-しゃく 〔獻酌 盃をさして酒をくむこと。太平記十七瓜生判官心替「獻酌順に下だりて後、右衞門佐殿の飲み給ひたる盃を」

けん-じゃく 〔劍尺 (名) 物差の一種。かねざしの一尺二寸を八段とせるもの。刀劍を測るに用ひ、其れにより吉凶・善惡を評定することあり。又、佛像・門戸等をも測る。玉尺(ギョクシャク)。長町女腹切上「不吉の脇指、寸は一尺四寸五分、けん尺は災難」 俳諧故事談下「劍尺。鋒劍・太刀等に用ふ。(金尺一尺二寸を八つにわりたる法也)」

けん-じゃのめ 〔劍蛇目 (名) 紋所の名。

げんしゃ-はふ 〔現寫法 (名) 修辭法の一。過去又は將來の事、目に見えぬ想像上の事等を活躍せしむるため、過去又は未來の動詞を用ふべき處を、現在の動詞を用ひて、現在目の前の事のやうにいひあらはすもの。現在法。

けんじゃ-ぶり 〔賢者振 (名) 賢者らしく見せかくること。續無名抄「賢者振」 犬子集「妻にはねをきせぬや雉の賢者ぶり」

けん-じゃり 〔劍舍利 (名)【鑛】結晶のさま、劍先の形をなせる石英。背水晶(カブトスヰシャウ)。

けん-しゅ 〔賢主 (名) 賢明なる君主。賢君。呂氏春秋「賢主勞ㇾ求ㇾ人、而佚ニ於治ㇾ事」 史記「此賢主之所ニ能行ㇾ也、而昏亂主之所ㇾ禁也」

けん-しゅ 〔賢酒 (名) けんじん(賢人)に同じ。雅筵醉狂集「巡回賢酒數盃後、樂醉如ニ愚心泛瓢ㇾ」

けん-しゅ 〔黔首 (名) 〔けん(黔)は黒きこと、頭髮の黒き義〕 たみ。たみぐさ。人民。黎民。黔黎。庶民。十訓上「賢王・聖主のあまねき御惠みを、黎元・黔首までに及ぼし給ふこと」 韓非子忠孝「古者黔首悗密蠢愚、故可ㇾ以ニ虛名ㇾ取也」 史記始皇本紀「更ㇾ名ㇾ民曰ニ黔首ㇾ」

けん-しゅ 〔懸珠 (名) 美しき目つき。漢書東方朔傳「臣朔年二十二、長九尺三寸、目若ニ懸珠ㇾ齒若ニ編貝ㇾ」

けん-しゅ 〔卷鬚 (名)【植】まきひげ(卷鬚)の異名。

けん-しゅ 〔懸殊 甚だしく懸隔せること。三國志「賢聖之分、所ㇾ覺懸殊」

けん-しゅ 〔堅守 かたく守ること。固守。左傳昭公廿七年「有ニ天之賛ㇾ有ニ民之助ㇾ有ニ堅守之心ㇾ」 史記田叔傳「虜曾一入、孟舒不ㇾ能ニ堅守ㇾ毋ㇾ故士卒戰死者數百人ㇾ」

けん-じゅ 〔劍樹 (名) ㊀枝葉・花果

悉く刀劍より成るといふ地獄の木。太平記七、千劍破城軍「八大地獄の罪人の、刀山・劍樹につらぬかれ、猛火・鐵湯に身を焦がすらんも、角やと被思知たり」 ㊁けんじゆぢごく(劍樹地獄)の略。

けん-じゆ 〔賢衆〕 (名) 佛語。けんじやうじゆ(賢聖衆)に同じ。榮華鶴林「無量・無數の賢衆來たりて、此の所は何れの經論の文ぞと問はば」

げん-しゆ 〔元首〕 (名) 國民の首長。君主。太平記十八、金崎城落「一の宮、何よりも御快氣に打ち笑ませ給ひて、主上中略以我元首の將とし、以汝命爲股肱臣」 大日本帝國憲法第四條「天皇は國の元首にして統治權を總攬し」 書經益稷「元首明哉、股肱良哉、庶事康哉」

げん-しゆ 〔玄趣〕 (名) 幽玄なる趣意。玄旨。

げん-しゆ 〔原種〕 (名) もとのたね。

げん-しゆ 〔嚴守〕 嚴重にまもること。きびしき守備。

けん-じゆう 〔拳銃〕 (名) ぴすとる・に同じ。

げん-しゆう 〔玄宗〕 (名) 幽玄なる宗旨。深奧なる宗義。盛衰記三、澄憲「悉顯十問擧疑、玄宗祕頤無殘」

げん-しゆう 〔顯宗〕 (名) げんけう(顯敎)に同じ。(密宗の對) 太平記二、僧徒六波羅召捕「忠圓僧正は顯宗の碩德也しかば」

げんしゆからせつ-たん 〔玄珠絳雪丹〕 (名) 古昔の丹藥の名。和名抄「凝階積雪丹」

げん-しゆく 〔減縮〕 へらしちぢむること。又、へりちぢまること。減少。縮少。

げん-しゆく 〔嚴肅〕 おごそかにして嚴格にして靜肅なること。つつしみ深きこと。蔡邕文司空文烈侯楊公碑「教誨嚴肅、昭示好惡」 南史蕭嶷傳「帝北征、分軍四千爲二翼以騎爲遊軍軍令嚴肅」

げんしゆく-しゆぎ 〔嚴肅主義〕 (名) 【倫】諸種の慾情を壓伏し、快樂を拒絕し、理性の命に從ひ、克己抑制することを以て道德の標準とする說。

けんじゆ-ぢごく 〔劍樹地獄〕 (名) けんりんぢごく(劍林地獄)に同じ。謠歌占「劍樹地獄の苦しみは、手に劍の樹をよぢれば百節零落す、足に刀山踏む時は劍樹共に解すとかや」

けん-しゆつ 〔檢出〕 ㊀しらべ出だすこと。檢索して摘出すること。㊁【化】いおん特有の反應に基き、化學的の方法によりて、いおん・の存在を知ること。

けん-じゆつ 〔劍術〕 (名) 擊劍の術。又、擊劍。しあひ。劍法。劍道。武具要說「劍術を能くつかひ度度手に合ひたるは、山本勘介などが如く鬼に金棒たるべし」 史記劍客「惜乎、其不講于刺劍之術也」 李白詩「少年學劍術、淩轢白猿公」

げん-しゆつ 〔幻出〕 まぼろしの如く出づること。朦朧とあらはれ出づること。元積詩「錦江滑膩蛾嵋秀、幻出文君與薛濤」

げん-じゆつ 〔驗術〕 (名) 奇しき靈驗ある術。幻術。靈異記上「修行孔雀之呪法、證得奇異之驗術、驅使鬼神得之」

げん-じゆつ 〔幻術〕 (名) ㊀人の目をくらます妖術。魔法。謠紅葉「いかなれば死の道中略幻術・變化の權者ものがれ給はず」 傾城島原蛙合戰「仙術・幻術・魔法・邪法」 ㊁てじな。てづま。

げんじゆつ-しや 〔幻術者〕 (名) まほふつかひ(魔法遣)に同じ。

けんじゆつ-つかひ 〔劍術遣〕 (名) 擊劍に巧みなる人。擊劍をなす人。劍客。劍士。擊劍家。

けん-しゆん 〔賢俊〕 人なみすぐれて賢きこと。又、其の人。漢書元帝紀「延登賢俊、招顯側陋」 張華歌四廂樂歌「多士盈朝、賢俊比屋」

けん-しゆん 〔險峻〕 けはしきこと。險阻。峻險。宋玉文高唐賦「盤石險峻、傾崎崖隤」

げん-しゆん 〔嚴峻〕 おごそかにきびしきこと。峻嚴。史記酷吏「吏務爲嚴峻」 鹽鐵論「刑旣嚴峻」

けんしゆん-もん 〔建春門〕 (名) 古昔の內裏の御門の一。左衞門の陣。運步色葉「建春門宮門東北左衞門陣屋」

けん-しよ 〔券書〕 (名) けんじやう(券狀)に同じ。史記孟嘗君傳「皆持取錢之券書合之」

けん-しよ 〔賢所〕 (名) かしこどころ(賢所)に同じ。

けん-しよ 〔嶮所〕 (名) けはしき場所。

けん-じよ 〔見所〕 (名) 物事を見る場所。見物の場所。太平記廿九、大內介降參「只五十步に止まる者百步に走るを如咲、見所の高懸けとかやの風情して、加樣の事を申す共中略如何にとぞ思ひ給ふらん」

けん-じよ 〔見證〕〔見所〕 けんぞ(見證)に同じ。著聞十二「雙六を打ちけるを、隣にある越前房といふ僧きたりて見所(ケンジヨ)すとて」 名目抄「見證ケンゾ 又ヘ上ニ引かれて濁る也」

けん-じよ 〔卷舒〕 まくことととのぶることと。屈伸。淮南子「贏縮卷舒、與時變化」 韓愈詩「簡編可卷舒」

けん-じよ 〔慊如〕 あきたらぬさまにいふ語。慊焉。陸機論「初都建業、群臣請備禮秩、天子辭而不許曰、天下其謂朕何、宮室輿服蓋慊如也」

げん-しよ 〔嚴著〕 (名) きびしきあつさ。酷暑。

げん-しよ 〔原書〕 (名) ㊀翻寫・翻譯又は改竄などせるものに對して、もとの書物。原本。㊁外國の文字、殊に歐米の文字を以て記されたる書物の稱。洋書。(翻譯書の對)

げん-じよ 〔還昇〕 (名) 殿上人の昇殿を停められし後、再び之を聽さるること。げんじよう。かへりてんじやう(還殿上)。長秋詠藻下「四品に敍してのち、崇德院の御方の還昇はまだ申さざりしころ」 名目抄「還昇本音ジヨウ也、而して名目ジヨ又濁なり」

けん-しよう 〔謙稱〕 (名) 謙遜したるとなへ。卑下していふ名目。左傳僖公四年「豈不穀是爲、先君之好是繼。注孤寡不穀、諸侯謙稱」

けん-しよう 〔檢證〕 ㊀物事を取り調べて正確にすること。檢査して證明すること。㊁【法】裁判官が臨檢して、證據物を正確にすること。民事訴訟法第二編第一章第九節「檢證」 刑事訴訟法第三編第三章第五節「檢證」

けん-しよう 〔健訟〕 好みて訴訟をなすこと。くじずき。訴訟ずき。易經上經「訟、上剛下險、險而健訟」

けん-しよう 〔見證〕 けんぞ(見證)に同じ。著聞十一「鞠中略民部卿見證(ケンシヨウ)せられて、是れ程の事なれば、ともかくも云ふべき事あらずとぞいはれける」

けん-しよう 〔顯證〕 けせう(顯證)に同じ。蜻蛉日記中「山科にて明け離るるにぞ、いとけんしようなる心地すれば、あれか人かにおぼゆる」

けん-しよう 〔健勝〕〔堅勝〕 すぐれてすこやかなること。健康。

げん-しよう 〔現證〕 (名) 現にあらはれたる證據。國姓爺後日合戰二「是れ大明破滅の現證なり」

げん-しよう 〔絃誦〕 琴などを彈き、書を誦(よ)むこと。蘇軾詩「絃誦嘗聞孟母鄰」 通資詩「兵臨魯國猶絃誦、客過殷墟獨嘯歌」

げん-じよう 〔還昇〕 げんじよ(還昇)を見よ。

けんしよう-しよぶん 〔檢證處分〕 (名) 【法】檢證物に就きてなす檢證の行政處分。刑事訴訟法第二百十六條「判事は豫審を經ざる被告事件急速を要するときは公判に取掛る前檢證處分を爲すことを得」

けんしよう-てうしよ 〔檢證調書〕 (名) 【法】檢證をなしたる裁判官が、其の檢證の顚末を記載したる調書。刑事上のものと民事上のものとあり。刑事訴訟法第九十條「官吏の檢證調書」

けんしよう-ぶつ 〔檢證物〕 (名) 【法】檢證の目的物。民事訴訟法第三百五十七條「檢證の申出は檢證物を表示し及び證す可き事實を開示して之を爲す」

けん-しよく 〔顯職〕 (名) 顯要の職。高貴の職。高官。要職。名目抄「襪餉、陸服 顯官、上臈及顯職之人用之、下臈及考者用之」

けん-しよく 〔兼職〕 本職の外に他の職を兼ぬること。又、その職。盛衰記廿六、邦綱薨去「藏人頭・宰相・中納言・春宮大夫、兼官・兼職を經て」 陸軍給與令第十四條「陸軍部內に於ける兼職」 江淹文爲蕭驃騎讓封表「漢魏多才、亦罕兼職」

けん-しよく 〔儉嗇〕 りんしよく(吝嗇)に同じ。史記貨殖傳「魯人俗儉嗇」

げん-しよく 〔現職〕 (名) 現任の職。現に取り扱ふ職務。明治三十一年十月勅令第三百二十二號「滿五年以上稅務に從事し判任官五級俸以上の俸給を受け現職に在る者」

げん-しよく 〔言職〕 (名) 言論を以て仕ふる職。言責ある職。

げん-しよく 〔言色〕 (名) ことばと顏いろと。物いひと顏色と。晉書張華傳「太子根之、形于言色」

げん-しよく 〔原色〕 (名) 【理】赤・綠・菫の三色。適宜に混合して白色を得、又任意の色をも得らる。

げん-しよく 〔減食〕 ㊀食量をへらすこと。㊁紀律に違ひたる在監者に科する懲罰の一。七日以內の範圍にて、囚徒の食量をへらすもの。監獄法第六十條第十號「七日以內の減食」 陸軍監獄令第四十八條第二項四號「七日以內の減食」

げんしよく-ばん 〔原色版〕 (名) 實物と同樣なる色彩の印刷を得るための版。普通の寫眞にては、一枚の陰畫を造り、之によりて一枚の陽畫を得れども、原色版を造らんとするには、濾光板を用ひ、各原色に對して一枚づつの陰畫を造り、之より陽畫を得、之を以て版を製し、各原色に相當する色を以て印刷し得るやうになしおき、一枚の紙面に其の三つを順次に重ねて印刷する時は、原物と殆ど等しき色彩のものを得。

げん-しよらう 〔現所勞〕 (名) 現在病氣にてあること。平家四、若宮出家「典藥頭定成こそ、先年御療治の爲めに召されしかば、其れぞ見知り參らせたるにこそとて召されけれども、現所勞とて參らず」 盛衰記四十四、平家都入「子息の讃岐中將時實は現所勞にて不渡」

げんしらう 〔源四郎〕 (名) ごまかすこと。大阪の方言。膝栗毛六「お前さんがたの源四郎してぢや菓子んぢやてて、私もこないに貰ひましたわいな」

けん-じり 〔劍尻〕 (名) 鏃の一種。劍の如く三角にしたるもの。けんさき。高忠聞書「そや・けんじりにて物を射ては、ひやうづばと射てといふなり」

けんじり-かりがね 〔劍尻雁〕 (名) 紋所の名。

げんし-りやう 〔原子量〕 (名) 【化】諸物質の一分子量中に含まるる各元素の量は、夫れ夫れ一定量の整數倍にして、其の一定量を其の元素の元子量といふ。例へば、酸素を含む化合物の一分子量中に含まるる酸素は一六若しくは其の整數倍にして、炭素は一二若しくは其の整數倍なるが故に、酸素の原子量は一六にして、炭素のは一二なるが如し。

げんし-りん 〔原始林〕 (名) げんせいりん(原生林)に同じ。

げんじ-わ 〔源氏輪〕 (名) 紋所の名。

げんじ-ゑ 〔源氏繪〕 (名) ㊀源氏物語五十四帖の趣意を描きたる繪。著聞十一「源氏繪十卷、だみたる料紙に書きて」 ㊁屋根を畫かず、室內の見ゆるやうにかきたる大和繪。

げんじゑ-あはせ 〔源氏繪合〕 (名) 源氏繪にてなす繪合せ。

けん-しん 〔賢臣〕 (名) かしこき臣下。賢明なる臣。保元新院御謀反思召立「手跡は一旦の與なり、賢臣必ずしも之を好むべからず」 戰國策楚「賢臣之事其主也、亦必無妬而進賢」 漢書司馬遷傳「任安與遷書、責以古賢臣之義」

(諺)**賢臣二君に仕へず** 忠臣二君に仕へずに同じ。ちゆうしん(忠臣)の條を見よ。運步色葉「賢臣不事二君」 幸若舞曲和田酒盛「けんしんは二君につかへず、貞女兩夫にまみえずと申す本文こそ候へ」

けん-しん 〔權臣〕 (名) 權勢ある臣下。

けん-しん 〔懸針〕 (名) 筆法の一。豎の畫の下端を、針を懸くるが如くに漸次に細くしたるさまにいふ。

けん-しん 〔獻進〕 けんじやう(獻上)に同じ。

けん-しん 〔獻身〕 自己一身を他の利益の犧牲に供すること。一身を獻(ささ)げて事に從ふこと。禮記坊記「以此坊民、民猶有自獻其身」

けん-しん 〔檢診〕 檢査のために診察をなすこと。又、其の診察。精神病者監護法第十一條「行政廳は必要と認むるときは其の指定したる醫師をして精神病者の檢診を爲さしめ」

けん-しん 〔檢眞〕 【法】民事裁判所が擧證者の申立てによりて、私署證書の眞否を取り調ぶること。民事訴訟法第三百五十二條「私署證書の眞否に付き爭あるときは裁判所は擧證者の申立に因り檢査を爲すことを得」 同第三百五十三條「私署證書の檢眞は總ての證據方法及び手跡若くは印章の對照に因りて之を爲す」

けん-しん 〔欠伸〕 あくびをなし背のびをすること。あくびとせのびと。禮記曲禮「君子欠伸、撰杖屨、視日蚤莫、侍坐者請出矣。注志倦則欠、體倦則伸」

けん-じん 〔賢人〕 (名) ㊀かしこき人。德の聖人に亞ぐ人。平家二、敎訓「首陽山に蕨を折りし賢人も」 十訓中「試みに賢人を立てて名を得る事をこひねがひて、一筋に廉潔のふるまひをぞし給ひける」 易經上繫「天地閉、賢人隱」 同繫辭「可久則賢人之德、可大則賢人之業」 論語述而「伯夷叔齊、何人也。曰、古之賢人也」 ㊁にごりざけ(濁酒)の異名。(淸酒を聖人といふの對) 下學集下「賢人 ケンジン 濁酒云賢人」 杜甫詩「座對賢人酒」

けんじん とかし 當人は然も思はぬに他より賢人なりといひはやすこと。賢人なりとして拜み倒すこと。

(諺)**賢人二君に仕へず** 忠臣二君に仕へずに同じ。ちゆうしん(忠臣)の條を見よ。曾我五、呉父「けんじん二君につかへず、貞女兩夫にまみえずとなり」

(諺)賢人は危きを見ず　君子は危きに近よらずに同じ。くんし(君子)の條を見よ。世話盡「賢人は危きを見ず」

(諺)賢人は賢人を以て索め、盜人は盜人を以て求むべし　蛇の道はへびに同じ。じや(蛇)の條を見よ。悔草「人はそれぞれ得たる事あれば、一人して諸事を勸め難し、人人の智慧の及ぶ役を云ひ附けるべし。さればこそ、賢人は賢人を以て索め盜人は盜人を以て求むべしとあるをや」

けん-じん　縣人　(名)　其の縣の人。

けん-じん　研尋　精しくきはめたづぬること。研究。研鑽。梁書陶弘景「得葛洪神仙傳、晝夜研尋」

げん-しん　嚴親　(名)　父ぎみ。父おや。嚴君。親父。保元白河殿攻落「嚴親判官殿、院宣を蒙り給ひて」太平記廿四「先皇梁園の御戸に血をそそぎ給へば、嚴親幽靈もいかにうたてしく覺ぼすらん」司馬光詩送三王殿丞知眉山縣「疇昔侍嚴親」

げん-しん　現身　(名)　一現在の身。現世の身。うつしみ。用明天皇職人鑑一「此の法を學ぶ者は中略げんしんに虚空を飛行し」二佛語。おうじん(應身)に同じ。野守鏡下「現身にあらはれて成佛すべき別傳は、眞言にすぐべからず」

げん-じん　原人　(名)　原始時代の人即。太古の人。

げん-じん　玄參　(名)【植】ごまのはぐさ(玄參)の異名。

げん-じん　減盡　一減少して全くなくなること。減盡。二【法】刑を減輕して、刑名を脱するに至ること。

けんじん-がほ　賢人顔　(名)　賢人らしき顔。賢人ぶりたる顔つき。曾我八「しもたてぬけんじんがほせんよりも、我れ我れに睦びて、若き者共に背かずしてましませ」

けんしん-き　檢震器　(名)　ぢしんけい(地震計)に同じ。

けんしん-き　檢診器　(名)　ちやうしんき(聽診器)に同じ。

げんじん-くわ　玄參科　(名)【植】ごまのはぐさくわ(玄參科)の異名。

けんしん-さんとくりう　謙信三德流　(名)　謙信流に起因したる兵法の一流。寛永中、栗田因幡寛政の創めたるもの。

げんじん-じだい　原人時代　(名)　げんしじだい(原始時代)に同じ。

げんじん-しやくわい　原人社會　(名)　原人時代の人類社會。

けんしん-しゆぎ　虔信主義　(名)　けいけんしゆぎ(敬虔主義)に同じ。

けんじん-だて　賢人立　(名)　賢人らしく見せかくること。賢人額すること。著聞十六「さしもはやりたる事に、只獨りまじり給はざりつれば、賢人だてかと思ひて侍りけるに」

けんじん-づら　賢人面　(名)　賢人額を卑しめ罵る語。緋縮緬卯月紅葉上「傳三郎めが賢人づらを見せかけて、我れを取って落とさんため、裏の裏を喰はせしを、知らではまりし悔しさよ」津國女夫池一「長慶が賢人づらの忠臣立て」

げんしん-しんどう　原振動　(名)【理】發音體が原音を發するときの振動。

げんしん-ぶつ　現身佛　(名)　おうじんぶつ(應身佛)に同じ。

けんしん-りう　謙信流　(名)　兵法の一派。上杉謙信の創めたりとなすもの。越後流。

けん-す　檢　撿　(他動變)　一とりしらぶ。たづねきはむ。あらたむ。けみす。檢視す。民部省式上「檢實申官」二とりしまる。しめくくる。孟子梁惠王上「狗彘食人肉、而不知檢」

けん-す　驗　(他動變)　ためす。こころみる。試驗す。

けん-す　鈐　(他動變)　一錠をおろす。二御璽を捺す。

けん-す　兼　(他動變)　かぬ。兼帶す。延慶本平家一末、成親「右衞門督を兼して、檢非違使別當にならる」

けん-ず　獻　(他動變)　一たてまつる。さしあぐ。獻上す。行宗集「魚のあみ龍の蹄を獻ずるを、白浪のためかすめられつも」東鑑六、文治二年六月七日「文人詩を獻じ、樂人樂を奏す」書經旅獒「無有遠邇、畢獻方物」二杯をさす。獻盃す。詩經大雅「或獻或酢、洗爵奠斝」

げん-す　眩　(自動變)　目くらむ。目くるめく。「目眩す」

げん-す　眩　(他動變)　目をくらます。目をくるめかす。「目を眩す」

げん-ず　減　(自動變)　へる。少なくなる。減少す。

げん-ず　現　(自動變)　出でて見ゆ。あらはる。出現す。平家十一、先帝身投「判官これは八幡大菩薩のげんじ給へるにこそと悦んで」運歩色葉「現ゲンズル」

げん-ず　減　(他動變)　一へらす。少なくす。はぶく。へす。減少す。賦役令「疾病及遇雨、不堪執作之、減半食」延慶本平家二中、三條院宮「罪斬刑にあたれりけれども、死罪一等を減じて遠流被定」二減算をなす。ひく。

げん-ず　現　(他動變)　出でて見ゆるやうにす。あらはす。現出す。保元法皇熊野御參詣「權現既に下りさせ給ひけるにや、種種の神變を現じ」

けん-すう　閒數　(名)　閒(けん)のかず。

けん-すう　軒數　(名)　家のかず。やかず。戸數。

けん-すう　件數　(名)　事件の數。

けん-すう　權數　(名)　けんぼう(權謀)とじゆつすう(術數)との重言の略。管子「桓公問曰、請問權數、對曰、天以時爲權、地以財爲權」後漢書袁紹「有權數、號曰智囊」

げん-すう　現數　(名)　現在の數量。現在數。

げん-すう　減數　(名)【數】減法に於いて減ずる數。減數が被減數より小なるか、之に等しきか、又は之より大なるかに從ひて、差は、正數・零又は負數となる。

げん-すくひ　現掬　(名)　取引所の語。現銀によりて利益を得ること。

げん-すけ　源助　(名)　心得がほに事をなして、忽ち失敗する愚人の稱。大阪の方言。のろま。

けん-ずまふ　拳相撲　(名)　一種の遊戲。相撲にまねて土俵を設け、行司をおき、東西二組に分かれて拳を闘はすもの。近世奇跡考「享保中、酒を好む者、拳相撲といふ事をして、專らはやりけるが」江戸名物鑑「拳ずまふ」

けん-すゐ　建水　(名)　〔けん(建)は傾けこぼす義〕茶道の語。みづこぼし。こぼし。

けん-すゐ　硯水　(名)　すずりの水。

けん-すゐ　檢水　水の良否を檢査すること。

けん-すゐ　懸垂　ますぐにたれさがること。つりかくること。

けん-ずゐ　硯水　閉水　閉炊　(名)　一三食の外に飲食する酒・餅の類。下文を見よ。運歩色葉「硯水ケンズイ」閑田耕筆四「今の世、造作をせる時、諸職人に三時の食物の外に勞を慰むるために、酒・餅の類を與ふるをけんずゐといふ。其の字も義も知らず中略此の頃藤叔藏藏せる古文書の零紙を見るに、硯水の字を用ふ中略上に硯水と書ける子細は未聞、もし硯の乾きたるに水をうつすが如く、疲らしたる者に酒菓を與へて是れを慰め、用をなす義にや。されど是れは推量の説也。橘州は間食(ケンズイ)かといへり」二ひるめし(晝飯)をいふ、大和國奈良の方言。物類稱呼　三さけ(酒)をいふ、畿内の番匠の詞。物類稱呼　四灸治する時、酒食を饗すること。西國の方言。物類稱呼

げん-すゐ　元帥　(名)　一多數の將帥の統率者。總大將。左傳宣公十二年「子爲元帥、師不用命、誰之罪也」同僖公廿七年「晉作三軍、謀元帥、趙衰曰、郤縠可」二元帥府に列せらるる海陸軍大將に特に賜ける稱號。元帥府條例「元帥」

げん-すゐ　玄水　(名)　僧家にて、酒の隱語。雜談集「金剛院の院主、弟子の律僧、夏の頃對面のため來たりけるに、人を召して大乘の茶參らせよといふ。何物にやと思ふほどに、打銚子に玄水たぶたぶと入れて來たれり」

げん-すゐ　源水　(名)　居合拔・曲獨樂などを演じ、人を集めて齒の療治などをなすもの。松井源水に創まるといふ。

げん-すゐ　減水　水量の減少すること。

げん-ずゐ　元帥　(名)　げんすゐ(元帥)の音便。

げんすゐ-きしやう　元帥徽章　(名)　元帥の表章として、制服衣の右胸部乳下に裝著すべき徽章。明治三十一年勅令第九十六號「元帥徽章」

(げんすゐきしやう)

げんすゐ-どこま　源水獨樂　(名)　心棒の甚だ長き博多獨樂。松井源水が曲獨樂に用ふるよりいふ。

けんずゐ-し　遣隋使　(名)　古昔、我が朝より支那の隋朝に差遣せし使者。

げんすゐ-せき　玄水石　(名)　じしやく(磁石)の異名。和名「玄石」本草云、玄石。一名、玄水石。令案磁石又有玄石之名」

けんすゐ-たふり　縣出納吏　(名)　地方自治團體たる縣の吏員の一。縣知事が縣の官吏・吏員の中より命じ、縣の出納事務を掌らしむるもの。

けんすゐ-てつだう　懸垂鐵道　(名)　街道に支障なきやうに植柱して、れーる・をささへ、車輛を之に懸垂せしめて運轉するもの。

げんすゐ-ふ　元帥府　(名)　天皇の軍事上に於ける最高の顧問府。元帥府條例「元帥府」

げん-ぜ　現世　(名)　佛語。現在の世。このよ。娑婆世界。(過去世・未來世の對)落窪四「我が子ども七人あれども、かく現世・後生うれしきめ見せつるやありつる」榮華本雫「一切衆生をして現世安穩後生善所の思ひを遂げしめんと」法華經「亦於現世得其福報」

(諺)現世・後世を取りはづす　情慾に驅られて、現當二世とも佛陀に見離さる。

けん-せい　賢聖　(名)　賢人と聖人と。又、智德の最も卓越せる人。衆賢。盛衰記廿五、此君賢聖「此の君幼稚の時より、賢聖の名を揚げ」砂石集上「地藏薩埵は中略諸の賢聖にすぐれ給へり」孟子公孫丑上「由湯至於武丁、賢聖之君六七作、天下歸殷久矣」史記儒世家「中國者中略賢聖之所教也、仁義之所施也」

けん-せい　權勢　(名)　權を執るによりて有する勢威。權力と威勢と。權威。平治官軍除目「權勢に恐れて、心ならず交はるにて候ひき」太平記一、武家繁昌「四海の外も、均しく其の權勢に服せずと云ふ者は無かりけり」莊子徐無鬼「權勢不尤、則夸者悲」戰國策齊「臣願損功名、去權勢、以離衆」

けん-せい　憲政　(名)　りつけんせいぢ(立憲政治)の略。

けん-せい　牽制　牽掣　一ひきつけて自由ならしめざること。ひきつけられて自由にならぬこと。漢書元帝紀贊「牽制文義、優游不斷」魏志劉廙「自單于在外、莫能牽制」二敵を我が欲する方向に誘致し又、抑留すること。其れによりて他方面の我が動作を容易ならしめ、又は敵の行動を妨害す。

けん-せい　箝制　抑へつけて自由になさしめざること。抑制。

けん-せい　研精　研究して精微に至ること。後漢書虞翻「學好研精、不守章句」孔安國文尚書序「研精覃思、博考經籍」

けん-ぜい　縣稅　(名)　地方稅の一。縣の賦課する租稅。

けん-ぜい　檢稅　租稅を檢査すること。

けん-ぜい　堅脆　かたきこととももろきこと。かたくしてもろきこと。韓非子解老「凡理者方圓長短、麤靡堅脆之分也」

げん-せい　現世　(名)　現在の世界。又、現在の時代。げんぜ。

げん-せい　幻世　(名)　まぼろしの如き世。人世。白居易詩想東遊五十韻「幻世春來夢、浮生水上漚」

げん-せい　絃聲　(名)　絃樂器の音。絃歌のこゑ。

げん-せい　現制　(名)　現在の制度。

げん-せい　芫菁　(名)【動】はんめう(斑猫)の異名。

げん-せい　嚴制　きびしく制止すること。又、きびしき制度。建武式目追加「一、刈田狼藉事。任先例、爲撿斷之沙汰、加嚴制、可注進子細」南史梁簡文帝「既犯嚴制」

げん-せい　減省　げんしやう(減省)に同じ。

げん-せい　嚴正　嚴重にして正しきこと。詩經國風「窈窕淑女、君子好逑」疏「君臣敬、則朝廷自嚴正」唐書王志愔「執法嚴正、百僚皆敬憚」

げん-せい　嚴整　嚴重に整頓すること。晉書衞瓘「性嚴整、以法御下」

げん-ぜい　減稅　租稅を輕減すること。(增稅の對)唐書食貨志「以水災減稅」元稹文謝恩賞「欲減稅則國用不充」

けんせい-うんどう　牽制運動　(名)　一牽制をなす軍隊の行動。二相手をしてその目的地に全力を注ぐを得ざるやうに仕向くる行動。

けんせい-くわん　乾政官　(名)　淳仁天皇の天平寶字二年に改めたる太政官の稱。數年にして又舊名に復す。續紀廿一、天平寶字二年八月癸亥「太政官總持綱紀、掌治邦國、如天施德生育萬物、故改爲乾政官」

けんぜい-し　檢稅使　(名)　王朝時代、臨時の官。諸國に出張して、國司の財政を點檢せし官。續紀廿四、寶龜七年七月甲子「以從五位下石川朝臣人麻呂、爲大和檢稅使」萬葉「檢稅使大伴卿」延喜交替式「天平六年、七道檢稅使算計法」

げんせい-しゆぎ　現世主義　(名)　現世のみを重しとして、前世・來世を問はざる主義。

げんせい-せつ　原生說　(名)【生物】地球上に於ける幾千萬の生物は、皆一の本源より出づれど、進化・發達を異にせしより、幾千萬年を經て漸漸變遷し、今日の狀態に至りたりといふ說。

げんせい-ちゆうりつ　嚴正中立　(名)

嚴正に局外中立を守り、彼此何れの交戰國にも援助又は妨害をなさざる態度。

げんせい-どうぶつ 〜原生動物 (名)【動】げんしどうぶつ(原始動物)の異名。

げんせい-りん 〜原生林 (名) 人類の保護・伐採を受けずして、太古より自然に繁茂する森林。處女林。

けん-せう 〜喧笑 くわせう(譁笑)に同じ。北史王晞「于是喧笑」

けん-ぜう 〜諠擾 さわがしきこと。かまびすしきこと。口やかましく騷ぐこと。騷擾。南史何胥「郡中諠擾」

げん-せう 〜元宵 (名) 陰曆正月十五日の夜。運歩色葉「元宵日正月十五夜」 東京夢華錄「正月十五日元宵」

げん-せう 〜減少 へりてすくなくなること。へらしてすくなくなすこと。後漢書明帝紀「墾田減少」

げん-せう 〜言笑 語らふことと笑ふことと。又、語り且つわらふこと。談笑。詩經國風「總角之宴、言笑晏晏」 後漢書光武紀「光武自二父城一馳詣レ宛謝、不下敢爲二伯升一服上レ喪、飮食言笑如二平常一」

げんせ-かい 〜現世界 (名) 現世の世界。差別界。

けん-せき 〜堅石 (名) 質の堅き石。

けん-せき 〜拳石 (名) こぶし大の石。

けん-せき 〜權戚 (名) 權威のある親戚。後漢書虞詡「數以レ此、忤二權戚一」

けん-せき 〜譴責 □一しかりせむること。とがめ。叱責。左傳成公十七年「國子讁レ我。杜註讁、譴責也」 □二せめはたること。督促。盛衰記卅、貞能自二西國一上洛「貞能九國に兵粮米を宛て催す中略神社・佛寺・料所をも嫌はず譴責しければ」 太平記十、新田義貞謀叛「使、先づ彼の所に莅んで、大勢を庄家に放し入れて、譴責する事法に過ぎたり」 □三【法】公務員に科する矯正懲戒の一。既往の非行を責めて將來を戒むるもの。文官懲戒令第六條第三號「譴責は本屬長官之を行ふ」 町村制第百五十條「府縣知事又は郡長は町村長助役收入役副收入役區長區長代理者委員其の他の町村吏員に對し懲戒を行ふことを得其の懲戒處分は譴責二十五圓以下の過怠金及解職とす」 □四【法】華族戒飭の一。辟令書を以て失行を糺し、且つ將來を戒飭するもの。宗秩寮審議會の審議を經て、宮內大臣之を行ふ。華族戒飭令第二條第一號「譴責」

けん-せき 〜檢責 缺點をしらべただしてせむること。

げん-せき 〜元夕 (名) げんせう(元宵)に同じ。運歩色葉「元宵日正月十五夜・元夕同」

げん-せき 〜原籍 (名) 轉籍前の本籍。戶籍法第百七十六條七號「他家より入りて戶主又は家族と爲りたる者に付ては其原籍地原籍の戶主の氏名族稱及び其戶主と戶主又は家族と爲りたる者との續柄」

げん-せき 〜言責 (名) □一かつて述べたる詞に就きての責任。證言の責任。□二是非の言論をなすべき責任。孟子公孫丑下「有二言責一者、不レ得二其言一則去」

げん-せき 〜嚴責 きびしくせむること。きびしく叱責すること。嚴譴。

げん-せき 〜玄石 (名) げんするせき(玄水石)の略。和名二「玄石。本草云、玄石。一名、玄水石今案、慈石又有二玄石之名一」

けん-せきうん 〜卷積雲 (名)【地】濃淡なき白色の小球狀を呈して、箇箇斷片をなす雲。其の群りて天を被ふや、恰も靑魚の紋に似たる觀あり。

げんせき-ち 〜原籍地 (名) 原籍のありし土地。戶籍法第百九十五條一項二號「原籍地及び轉籍地」

けんせき-はくば 〜堅石白馬 (名) けんぱくどうい(堅白同異)に同じ。太平記廿四、依二山門嗷訴一公卿僉議「唯如來の權實、徒らに堅石白馬の論となり」

けん-せつ 〜建設 新たにおこし造ること。たて設くること。建造。禮記祭義「建二設朝事一」 漢書諸侯王表「建二設藩屛一」

けん-せつ 〜險折 路の險阻にして折れまがること。つゞらをり。羊腸。後漢書段熲「路無二險折一」

けん-せつ 〜兼攝 〔せつ(攝)はかぬる義〕かぬること。兼ね行ふこと。

けん-せつ 〜權攝 かりに兼攝すること。宋史高宗記「罷二權攝一」

けん-ぜつ 〜懸絕 けんかく(懸隔)に同じ。易經上經「水洊至、習坎。注重險懸絕、故水洊至也」 水經注「路出二北巘一、勢多二懸絕一」

げん-せつ 〜原說 (名) もとの說。初めの說。

げん-せつ 〜言說 いひとくこと。又、其の說。李山甫詩寄二劍書記一「今朝林下忘二言說一、强把二新詩一寄二謫仙一」

げん-せつ 〜嚴切 きびしくせまること。嚴重にして剴切なること。孔融文薦謝張紘衡「詔嚴切」

けんせつ-りそく 〜建設利息 (獨 Bauzinsen) (名)【商】株式會社が、其の業務の開始前に、株主に配當する利息。

げんぜ-てき 〜現世的 言說・思想の範圍が現世に止まり、現世を超越したる境に及ばざるさまにいふ語。

けん-せん 〜劍尖 (名) 刀劍のきっさき。けんさき。

けん-せん 〜捲線 (名)【理】こいる・に同じ。

けん-せん 〜健羨 非常にうらやましきこと。史記太史公自序「去二健羨一、絀二聰明一」

けん-ぜん 〜健全 □一すこやかにして病氣の無きこと。達者。丈夫。健勝。□二意思の中庸を失はずして確固たる狀態。「健全なる志想」

(諺)健全なる精神は健全なる身體に宿る 身體の壯健なる人にして初めて穩健なる思想を懷くを得。

けん-ぜん 〜顯然 (副) あきらかにいちじるしきさまにいふ語。顯著。保元調伏「されども左府書狀顯然なり」 盛衰記四、豪雲僉議「尤も尤もと、訴訟其の謂れあり、道理顯然也」

けん-ぜん 〜歉然 (副) 不滿足なるさまにいふ語。

けん-ぜん 〜喧然 (副) かまびすしきさまにいふ語。杜甫詩「喧然名都會」

げん-せん 〜原泉 源泉 (名) 水の湧き出づるみなもと。孟子離婁下「原泉混混、不レ舍二晝夜一」

げん-せん 〜言泉 (名) 言葉が泉の如く絕えず混混と出でくること。晉書文苑傳序「言泉會二于九流一、文律諧二于六變一」 陸機文賦「思風發二于胸臆一、言泉流二于脣齒一」

げん-せん 〜現錢 (名) げんきん(現金)に同じ。運歩色葉「現錢ゲンセン」

げん-せん 〜元錢 (名) げんのじせん(元字錢)の略。草茅危言三「御治世以來、寬永の新鑄も是れなり。寬永の文字を萬代改むべからざるには非ずかし、寬文の文錢・元文の元錢は吹き足しなれば、舊を襲うて苦しからず。夫れ故背に文の字、元の字有りて、其の年號を記せられたり」

げん-せん 〜絃線 (名) 羊其の他の獸類の腸にて製したる線。强硬なるを以て、てにす用のらけっと・の網等に用ふ。

げん-ぜん 〜嚴然 儼然 (副) おごそかなるさま、いかめしきさまにいふ語。盛衰記四十、法輪寺「尊相嚴然として、異香芬馥せり」 論語子張「望レ之儼然、卽レ之也溫」 禮記檀弓下「齊子儼然在二受服之中一、衰亦不レ可

レ久也」

げん-ぜん 〜現然 (副) まのあたりなるさまにいふ語。あらはなるさまにいふ語。

げん-ぜん 〜泫然 (副) 淚をこぼして泣くさまにいふ語。さめざめ。潸然。禮記檀弓「孔子泫然流レ涕曰」

げん-ぜん 〜眩然 (副) 目のくらむさまにいふ語。史記扁鵲傳「目眩然而不レ瞚、舌撟然而不レ下」

げん-ぜん 〜現前 目の前。まのあたり。目前。野守鏡下「仁王經に、五千女人現前成佛と說きたるも、祕密の成佛也」 聖德太子繪傳記二「此の善根を以て、當に無量阿僧祇劫に於いて自在の王と成り、現前に讃歎せんこと、今の如くにして異なることなかるべけん」

けんぜん-がく 〜健全學 (名) 養生に關する事項を研究する學問。衞生學。養生學。

けん-せんじ 〜兼宣旨 (名) 大臣に任ずべき人に、豫め某日其の事のあるべき趣の宣旨を賜はること。盛衰記三、朝親行幸「十二月九日兼宣旨を蒙らせ給ひて、十四日に太政大臣にならせ給ふ」

けんぜん-しょうしょ 〜健全證書 (名) 外國通ひの船舶が港を發航する際、其の乘組員及び旅客の健全なりし證として、船長の申請により、其の地方長官又は領事の交付する文書。此の文書は到著港の港長に提出すべきものとす。健全證書交付手續「健全證書」

けん-そ 〜縑素 (名) 染めざるかとりのきぬ。圖繪寶鑑「略施二微染一、自然超二出縑素一」

けんそ (副) すこやか。たっしや。ぢやうぶ。

けん-そ 〜儉素 つゞまやかにして飾らぬこと。儉約にして質素なること。じみ。十訓上「家好二儉素一、不レ營二龍洞之愁一」 晉書華恒「恒情格儉素、雖レ居二顯列一、常布衣蔬食」

けん-そ 〜險阻 □一けはしきこと。けはしき場所。險峻。太平記三、陶山小見山夜討「其れより上には、さまでの險阻無かりければ、或ひは葛の根に取り附き」 傾城島原蛙合戰二「後は險阻の山高うして鳥も通はず」 易經繫辭「大難曰レ險、小難曰レ阻」 左傳成公十三年「跋二履山川一、踰二越險阻一」 □二人心のさかしきこと。史記律書「兵者聖人所下以討二强暴一、平二亂世一、夷中險阻上、救中危殆上」

けん-ぞ 〜見證 〜見所 碁・雙六等の競技を判定するため、第三者が其れを見屆くること。傍にて見物すること。源竹川「碁中略侍從の君けんぞし給ふとて、近う侍ひ給ふに、兄君たちさしのぞき給ひて、侍從の覺えこよなくなりにけり。御碁のけんぞゆるされにけるをやとて」

けんぞ の くぎゃう 見證公卿 晴れの蹴鞠の時、善惡を見證(ケンゾ)する人。

げん-そ 〜元素 (名)【化】如何なる方法を施すも、更に之より簡單なる物質に化すること能はざる物質。酸素・水素・金・銀の如き類。たんたい(單體)を見よ。

げんそ ぶんせき 〜元素分析 【化】化學的方法によりて、化合物を其の成分元素に分かつこと。

げん-そ 〜減租 稅額をへらすこと。盧仝詩「百姓減二暴租一」

けん-そう 〜顯證 (名) けせう(顯證)に同じ。枕二「げにけそう(けんそうィ)の人人まで見やりしも、をかしうありしを」 源蜻蛉「我れは心に身をもまかせず、けんそうなるさまにもてなされたる有樣なれば、おぼつかなしと思ふ折りも」

けん-そう 〜檢僧 (名) 江戶時代、葬式の時、死人のかうぞりをなすため、其の場に臨みたる僧。萬一死人に異狀ある時は、葬儀の執行を拒絕することを得。

けん-ぞう 見證 (名) けんぞ(見證)に同じ。源竹川「彼の御碁のけんぞせし夕ぐれの事もいひ出でて中略げに彼の夕ぐれのけんぞうなりけんに」

げん-ぞう 〜驗僧 (名) 行法の効驗ある僧。謠曲田村「劍の驗僧の法味に引かれて、夜半に神燈明らかなり」

げん-ぞう 〜顯僧 (名) 行法の効驗の顯著なる僧。

げん-ぞう 〜玄宗 (名) 香の名。木質は伽羅、香は楊貴妃よりも濃くして新し。香名紀錄

げん-ぞう 〜舷窗 (名) 舷側にあるまど。船內に光線及び空氣を取り入るるためのもの。

けんそう-うん 〜卷層雲 (名)【地】微細なる氷片より成りて、九千米以上の高層に存する、淡白色の雲。滿天を被ふことあり、又もつれたる蜘蛛の巢の如き狀を呈することもあり。暈は往往此の雲によりて生ず。

けんそう-し 〜監送使 (名) 齋宮の伊勢下向の時、御送りに奉仕する者。納言・參議の中より之に任ず。齋宮寮式「凡齋內親王臨行、豫定二監送使一、參議一人或以二中納言一充レ之」

けん-そく 〜賢息 (名) 他人の子息の敬稱。令息。東鑑一、治承四年八月十日「賢息佐佐木太郎等」 太平記四、笠置囚人死罪流刑「宣房卿は中略二人の賢息は、死罪にぞ行はれんずらんと覺えて」

けん-そく 〜健足 (名) けんきやく(健脚)に同じ。

けん-そく 〜牽束 □一自由の行動を制限若しくは停止すること。束縛。拘束。□二かかはりなづむこと。拘泥。

けん-そく 〜檢束 取り締まりて放縱ならしめぬこと。おさへつけて自由を束縛すること。行政執行法第一條「當該行政官廳は泥醉者瘋癲者自殺を企つる者其の他救護を要すと認むる者に對し必要なる檢束を加へ」 小學「自檢束、則日就二規矩一」 魏了翁文跋二鄧潤甫檢束大字一「檢謂レ檢二其行止一、束謂レ束二其性情一」

けん-ぞく 〜眷屬 (名) □一うから。やから。親族。一族。くゑんぞく。枕十「おほやけ腹立ちて、けんぞくのこころちも心うく見ゆべけれど」 平家六、慈心坊「妻子・王位・財眷屬、死去無二一來相親一」 史記樊噲傳「大臣誅二諸呂呂須嬃屬一」 白居易詩「繞レ身新眷屬、擧レ目舊鄕關」 法華經「與二後宮彩女眷屬一俱」 □二恩顧を受くる者。腹心の徒。配下の人人。家の子。今昔十「項伯と云ふ。此の人項羽が類也と云へども、年來項羽に隨ひて眷屬として有り」 同廿「多くの猛き兵を集めて、眷屬として」 榮華初花「今ぶるいけんぞくも、ただ我が君、我が殿のみこそまさりたれとのみいふも、をかしくなん」

けん-ぞく 〜縣屬 (名) 縣の屬官。

げん-そく 〜原則 (名) 數多の現象に共通なる法則。普通の場合に適用せらるべき法則。民事訴訟法第七百五十條「動產に對する假差押の執行は各差押と同一の原則に從ひて之を爲す」

げん-そく 〜舷側 (名) ふなばら(船腹)に同じ。

げん-ぞく 〜還俗 一度僧籍に入りたるものが、元の俗人に還ること。ばうずがへり。僧尼令「凡僧尼、卜二相吉凶一、及小道巫術療病者、皆還俗」 平治信西子息遠流被宥「僧は度緣を取りて還俗せさせらる」 著聞十六「少年の時出家したりけるが、後に還俗したるもの也」 南史劉勰「與レ母並出家爲二尼僧一、既

而還俗」宋史「沙門惠休中略世祖命使還俗」

げんぞく-け 還俗氣 (名) 還俗せんと思ふ氣もち。室町千淺數「還俗氣が附けば珍重」

げんぞく-ぢごく ～眷族地獄 (名) 佛語。八熱地獄の各部に附屬して、各十六箇處づゝある小地獄。地獄の罪業終了して後、更に其の餘罪に引かれて來たるところ。

げん-そくど ～減速度 (名) 【理】速度の減少する割合。

げん-そくどう ～減速動 (名) 【理】時の經過と共に、速さの減ずる運動。直上に發射せられたる砲彈の運動の如き其の一例なり。

げんそく-はう ～舷側砲 (名) 軍艦にて、左右兩舷側に裝置せる大砲。

げんそく-はふ ～原則法 (名) 【法】物事又は場所に關して、一般普通の場合に適用せらるべき法令。普通法。一般法。(例外法の對)

げんそく-わたし 舷側渡 (名) ふなばらわたし(船腹渡)に同じ。

げんそ-しうきりつ ～元素週期律 (名) 【化】總べての元素を、其の原子量の順に排列するときは、其の性質の變化も亦徐徐にして、然も數箇の元素を隔てて、再び性質の類せる元素に回歸し、元素の原子量の變化に伴なふ性質の變化が週期的なることを示すべし。此の自然的關係を週期定律といふ。

げんそしうきりつ-へう ～元素週期律表 (名) 【化】諸元素の性質と原子量との間に、週期關係のあることを示すやうに諸元素を排列せる表。

げん-そう ～現卒 見卒 (名) げんぺい(現兵)に同じ。史記[張儀傳]「見卒不過二十萬而已」

けん-そん ～謙遜 謙損 へりくだること。自ら卑下すること。謙讓。謙退。漢書[東方朔傳]「臣聞、謙遜靜愨、天表之應」同[韋玄成傳]「尤謙遜下士」晉書[文帝紀]「公遠蹈謙損、深履沖讓」

げん-そん ～玄孫 (名) 自己より四等親にあたる直系卑族。曾孫の子。やしやご。やしはご。百合若大臣野守鏡「房前公の玄孫」左傳[僖公廿八年]「及而玄孫、無有老幼」史記[孟嘗君傳]「孫之孫爲何、曰、爲玄孫」

げん-そん ～減損 へり又はそんずること。へらすこと。へること。考課令「戶口減損者、各准增戶法」左傳[襄公十年]「黜共車」杜注「黜減損」漢書[匡衡傳]「大自減損」

げん-そん ～現存 現に存在すること。現在してあること。東鑑[十、建久元年八月十六日]「件男可行斬罪由下知畢、于今現存奇異事也」

げん-そん ～嚴存 嚴然と存在すること。嚴として存在せること。

けん-そんでんし ～檢損田使 (名) 中古、荒損田を巡檢せしむるために派遣せし使者。類聚三代格[十]「賑給・檢損田・池溝・疫死等使、猶爲官使」

けん-だ ～拳打 握りこぶしにて打つこと。南史[魚弘傳]「每入朝覲忿、拳打車壁」

けん-だ ～倦惰 うみおこたること。倦怠して惰氣を生ずること。

げん-た ～元太 (名) 山方より出だす檜の丸太の稱。

げん-だ ～竈鼉 (名) [げん(竈)はおほがめ、だ(鼉)はよろひがめ] かめの屬の稱。中庸「今夫水一勺之多、及其不測、竈鼉・鮫龍・魚鼈生焉」

けん-たい ～劍體 (名) つるぎのやうす。盛衰記[十六、三位入道芸談]「但し頼政、いかにして神劍を知り侍るべきなれ共、作人に依って劍體を知る」

けん-たい ～劍帶 (名) 一劍と革帶と。左傳[襄公廿一年]「其小者衣裳劍帶」二有爵者及び文武官が、劍を佩ぶる時に用ふるおび。文官大禮服制「劍帶」海軍服制「劍帶」

けん-たい ～肩帶 (名) 【醫】けんかふこつ(肩胛骨)に同じ。

けん-たい ～兼帶 一二つ以上の官職を兼ね帶ぶること。兼任。盛衰記[四十六、吉田經房卿]「次第の昇進不滯、三事顯要を兼帶し、夕郎・貫首を經」二判問答「五位廷尉中略京官兼帶事」二一つにて二つ以上の用を兼ぬること。かけもち。

けん-たい ～謙退 へりくだること。遠慮すること。謙遜。謙讓。史記[樂書]「君子以謙退爲禮、以損減爲樂」後漢書[光武紀]「大王雖執謙退、奈宗廟社稷何」

けん-たい ～倦怠 うみおこたること。倦惰。齊書[王僧虔傳]「爲性不懶惰、而倦怠頓來」

けん-たい ～獻替 けんてい(獻替)に同じ。

けん-だい ～兼題 (名) [兼日の題の義] 兼日に豫じめ出だしおく和歌・俳句などの題。會合の當日、その所詠を持ち寄るものとす。

けん-だい ～憲臺 (名) だんじやうだい(彈正臺)の唐名。

けん-だい ～見臺 (名) [書見臺の略] 坐して書見する時、書物を載する具。二本若しくは一本の支柱を立て、其の上に板を載せ、後は高く前は低くしたるもの。書架。艶狩劍本地[三]「見臺に對はせ給ひ、御學問の最中」

けん-だい ～賢臺 (代) きしよ(貴所)(代)に同じ。

げん-たい ～原態 (名) もとの狀態。原狀。

げん-たい ～現態 (名) 現在の狀態。現狀。

げん-たい ～減退 へりてしりぞくこと。へりてすくなくすること。おとろふること。「食欲減退」詩經[召南]「退食自公、委蛇委蛇」箋「言大夫減退膳食」

げん-だい ～現代 (名) 現在のよ。現今の時代。當世。げんせい。

けん-だいこ ～劍太鼓 (名) 古代切れの一。紺の地色にて、太鼓の輪ちがひの間に、劍先きを交へたる模樣あるもの。[俚言集覽]

けん-たう ～見當 (名) 一めあて。みあて。みこみ。方向。「見當を附く」二銃砲の照尺。前照星。

けん-たう ～諠鬧 喧鬧 さわがしきこと。熱鬧。喧騷。舊唐書[憲宗紀]「如有行坐失儀喧鬧入朝等」陳與義詩[入城]「平生厭喧鬧、快意三家村」

けん-たう ～遣唐 唐國に遣はすこと。けたう。

けん-だう ～乾道 (名) 至剛・至健の道。天の道。君たる道。(坤道の對) 易經[上經]「或躍在淵、乾道乃革」同[繫辭]「乾道成男、坤道成女」

けん-だう ～縣道 (名) 道路の種別の一。國道に次ぎて主要なる道路。道幅四間乃至五間とし、三種の等級に分かつ。一等は各縣を接續し、及び各師團より各分營に達するもの、二等は各府縣本廳より其の支廳に達するもの、三等は著名の區より都府に達し、或ひは其の區に往還すべき便宜の開港等に達するものとす。明治九年太政官達第六十號「縣道」

けん-だう ～權道 (名) 手段は常經に

反すれども、目的の正道に合すること。正道に合する目的を達するために取る權宜の手段。變則なる手段。

けん-だう ～劍道 (名) けんじゆつ(劍術)に同じ。

けん-だう ～險道 (名) 險阻なる道路。險路。

けん-だう ～萱堂 (名) [詩經國風に「焉得諼草、言樹之背」とあり、諼は萱に通ず、背は北堂にて、一家の主母の居る所] はは(母)の異稱。北堂。葉夢得詩[遺興石林]「白髮萱堂上、孩兒更共誰」

げん-たう ～現當 (名) このよとあのよと。現世と當來と。現世と未來と。保元[法皇熊野御參詣]「本宮證誠殿の御前に、現當二世の御祈念ありしに」平治[紀州星馬立]「熊野參詣も現當安穩の御祈請にてこそ候ふらめ」

げん-たう ～原糖 (名) げんれうたう(原料糖)に同じ。

げん-だう ～玄道 (名) 幽玄なる道。

けんたう-し ～遣唐使 (名) 古昔、我が國より支那の唐朝などに派遣せし使者。續紀[八、養老二年十月庚辰]「遣唐使從四位下多治比眞人縣守來歸」

けんだう-しき ～獻堂式 (名) 耶蘇教にて、新築の教會を神にたてまつる意にて行ふ儀式。即ち、會堂の上棟式。

けんだう-しや ～劍道者 (名) けんじゆつつかひ(劍術遣)に同じ。

けんたう-ちがひ 見當違 (名) 一見當の相違せること。みこみちがひ。二やぶにらみ(藪睨)に同じ。

げん-たか 現高 (名) 現在のたか。現額。會計規則[第五十四條一號]「國債の種類及現高を示す所の計算」

けん-だこ 劍紙鳶 (名) 下の方の、劍先の如く尖りたる紙鳶。

けん-だし 蹴出 (名) けだし(蹴出)をいふ、江戸の方言。[嬉遊笑覽]

けん-たつ ～顯達 立身・出世すること。顯榮。榮達。

げん-たつ ～嚴達 嚴重に其の旨を達すること。又、其の達し。きびしきふれ。

けんだつ-ば ～乾闥婆 (梵 Gandharva) (名) 佛語。八部衆の一。帝釋の樂神。須彌山の南、金剛窟中に居り、常に香のみを食し、虛空を飛行すといふ。慧琳音義「樂天名也。正音、彥達縛、善能彈琴、種種雅樂悉皆能妙、常與上界諸天設樂。亦名尋香也」健達縛。

けんだつば-じやう ～乾闥婆城 (名) [乾闥婆王は幻術をなし空中に樓城を化現する事ありとていふ] 佛語。しんきろう(蜃氣樓)の異稱。太平記[卅九、自太元攻日本]「太元七萬餘艘の兵船、同時に博多の津に押寄せたり中略海上の四圍三百餘里俄かに陸地に成りて、蜃氣妥に乾闥婆城を吐き出だせるかと被怪」大智度論[六]「日初出時、見城門・樓櫓・宮殿・行人出入、日轉高、轉滅、此城但可眼見、無有實、名是乾闥婆城」

けんだつば-わう ～乾闥婆王 (名) 八大龍王の一。帝釋に奉侍して伎樂を奏する神。太平記曦鎧[三]「大將範貞面色變はり、乾闥婆王の怒れる聲」

けん-だま 拳玉 (名) 玩具の名。又、其の遊戲。鹿の角にて、猪口の形して柄あるものを作り、絲を附けて、先に玉を結び、其の玉を投げて猪口の如きものの凹みに受け、さかさまに返して柄の細き方にとどむる遊戲。うけ得ざる者には酒を飲ましむ。[嬉遊笑覽]

けんだら ～乾陀羅 (名) 香樹の名。その煮汁は布帛を茶褐色に染むるを以て、僧衣を染むるに用ふ。

けんだら-じき ～乾陀羅色 (名) 乾陀羅にて染めたる色。

けん-たん (名) つじぎみ(辻君)をいふ、四國の方言。[物類稱呼] 曾我虎磨[傾城十]「身に相應の樂しみあり、鶴が岡の濱茶屋で、けんたん買へやと、毒口・苦口、二口・三口、一口に言ひ込められ」

けん-たん ～劍鐔 (名) つるぎのつば。李商隱詩「哀吟扣劍鐔」

けん-たん ～軒端 (名) のきさき。のきば。

けん-たん ～卷丹 (名) 【植】おにゆり(卷丹)の異名。

けん-たん ～健啖 多く食ふこと。盛んに食ふこと。おほぐひ。大食。爾雅「鼉魠鱧。注鼉中略鼉健啖細魚」

けん-だん ～檢斷 一理非を檢(アラタ)め斷むること。刑事の裁判。東鑑[廿、建曆二年八月廿七日]「無恩許、殊可行檢斷」砂石集[六]「大なる科ありて、まどふべき事ありけるに中略檢斷しける侍に仰せ附けて」二けんだんしよく(檢斷職)に同じ。太平記[三、陶山小見山夜討]「檢斷に仰せて、已に敲問の沙汰に及ばんとす」同[三十五、北野通夜物語]「六波羅の兩檢斷同」「地頭敢へて領家を不侮、守護曾て檢斷の外に不綺」三おほじやうや(大庄屋)に同じ。

げん-だん ～暄暖 あたたかなること。溫暖。杜甫詩「山寒少茯苓、歸來稍暄暖」

げん-たん ～元旦 (名) ぐわんたん(元旦)に同じ。

げん-たん ～嚴探 嚴重に探索すること。

げん-だん ～嚴談 嚴重に談判すること。

げん-だん ～言談 話すこと。ものがたり。談話。言說。韓非子[八說]「人主者固壅其言談、希於聽論議」

けんだん-かた ～檢斷方 (名) 室町時代、侍所の所司代・小所司代の總稱。檢斷の事に預かるよりいふ。所司代。

けんだんかた-さた ～檢斷方沙汰 (名) 鎌倉時代、刑事の裁判。關東にては侍所、京都にては檢斷の頭人之を沙汰す、故に又、侍所沙汰ともいふ。檢斷沙汰。[沙汰未練書]

けんだん-さた ～檢斷沙汰 (名) 前條に同じ。

けんだん-しよく ～檢斷職 (名) 鎌倉時代、檢斷の事を掌りしもの。後世の町奉行の職に似たり。[武家名目抄] 砂石集[下]「檢斷の職は半分の得分也」

けん-ち ～見地 (名) みるところ。かんがふるところ。見解。

けん-ち ～硯池 (名) すずりの、水をたたふる凹き所。すずりのうみ。硯海。墨池。葉平巖詩「點點楊花入硯池」

けん-ち ～縣地 (名) 縣內の地。縣下。

けん-ち ～縣治 (名) 一縣の行政。二縣廳の所在地。

けん-ち ～壎篪 (名) 支那にて、樂器の名。壎は土を燒きて作り、上尖り底平にして、形、秤のおもりの如きもの。篪は八箇の孔ある橫笛。詩經[小雅]「伯氏吹壎、仲氏吹篪」傳「土曰壎、竹曰篪」中說「剛柔淸濁各有端序、音若壎篪」壎篪。

(けんち)

けん-ち ～間知 (名) けんちいし(間知石)の略。

けん-ち ～見知 一目に見て心に覺り知ること。漢書[刑法志]「緣坐定法令、作見知故縱・監臨部主之法」注「見知人犯法、不擧告、爲故縱、而所監臨部主有罪、並連

坐也」 ㊁實地に就きて檢査すること。東鑑十、建久元年十月五日「不ㇾ隨ニ國務ㇾ所、家景自身罷向、見ㇾ知實否ㇾ可ㇾ加ニ下知ㇾ也」式目新編追加「修理事者、頭人加ニ見知ㇾ嚴密可ニ注申ㇾ」運歩色葉「檢知ケンチ」 ㊂敵の士卒の首を實檢すること。

けん-ち 〔權知〕 かりに其の事に關係すること。

けん-ち 〔檢地〕 土地の品位・廣狹等を定むるため、地積等を測量・檢査すること。竿入(サヲイレ)。繩入(ナハイレ)。丈量。方量。大內家壁書「堺目相論之時中略以ㇾ上使ㇾ被ㇾ檢地ㇾ之時」

けん-ち 〔軒輊〕 〔けん(軒)は車の前の高き、ち(輊)は車の前の下き義〕 あがりさがり。まさりおとり。優劣。詩經小雅「戎車既安、如ㇾ輊如ㇾ軒」 後漢書馬援「居ㇾ前不ㇾ能ㇾ令ㇾ人輊、居ㇾ後不ㇾ能ㇾ令ㇾ人軒」

けん-ち 〔兼治〕 兼務しておさむること。續紀八、養老三年七月丙辰「出爲ニ筑後守ㇾ兼ニ治肥後國」 後漢書「誠令下廣漢得ㇾ兼ニ治之ㇾ」

けん-ち 〔賢智〕 かしこくて智慧あること。又、その人。著聞「橫佩大臣といふ賢智の臣侍りけり」 史記呂不韋「子楚賢智」

けん-ち 〔堅緻〕 堅固にして緻密なること。埤雅「黃楊、木性堅緻」 宋史沈作「冶鑄堅緻」

げん-ち 〔玄地〕 (名) はるかなる土地。奧深き土地。盛衰記七、和歌「名を玄地に遁れ、跡を白雲に暗くする人、此の道に携はらざるは稀なり」

げん-ち 〔現地〕 (名) 現在の土地。現在の地勢。

けんち-いし 閒知石 檢地石 (名) 石垣に用ふる楔形の石の稱。

けん-ちう 〔繭紬〕 絹紬 (名) 柞蠶の絲にて織りたる一種のつむぎ。支那山東省の名產。雲谷臥餘「以ニ繭紬ㇾ爲ㇾ服」

けんち-うち 檢地打 (名) さをうち(竿打)に同じ。

けん-ちえん 卷纖 (名) けんちゃん(卷纖)に同じ。

げんち-かうわ 〔現地講話〕 (名) 現地に就きての、軍事上などの講話。

けんち-き 〔檢地器〕 (名) 【理】電路と地との絕緣の良否を檢する器械。構造種種あり。變壓器を應用せるものにては、其の第一こいる・の一端を地に通じ、他端を電路の一部に懸くることを得るやうに裝置し、第二こいる・の兩端を電燈に連ね、其の光輝の如何によりて、地との絕緣の良否を檢知す。

けん-ちく 〔建築〕 土・石・木・金などを使用して、居所・橋梁等を組みたつること。建設・築造すること。普請。作事。

けんちく-がく 〔建築學〕 (名) 建築に關する事項を硏究する學問。

けんちく-けいさつ 〔建築警察〕 (名) 【法】行政警察の一。建築物より生ずる危害を防止するを目的とするもの。警視廳官制第十五條「建築警察」

けんちく-し 〔建築史〕 (名) 建築の變遷を敍べたる歷史。

けんちく-しき 〔建築式〕 (名) 建築を始むる時の儀式。又、建築の樣式。

けんちく-ぶつ 〔建築物〕 (名) 建築したるもの。卽ち、家屋・倉庫の類。たてもの。

けんちくぶつ-けいさつ 〔建築物警察〕 (名) 【法】けんちくけいさつ(建築警察)に同じ。

けんちく-れっしゃ 〔建築列車〕 (名) 鐵道線路に關する工事に要する材料を運搬する列車。普通、無蓋車を用ふ。

けんち-ざを 檢地竿 (名) けんざを(間竿)に同じ。

けん-ちじ 〔縣知事〕 (名) 內務大臣の指揮・監督を承け、又、各省の主務につきては各省大臣の指揮・監督を承けて、縣に關する國の行政事務を處理する地方官にて、兼ねて、縣會及び縣參事會の議決を執行し、縣を代表する自治機關。

けんち-しんし 〔檢地震使〕 (名) 中古、震災の檢分のため、朝廷より派遣せし臨時の職。

けんち-ちゃう 〔檢地帳〕 (名) 武家時代、諸大名が、領內の檢地の結果を登錄したる帳簿。水帳。

けん-ちつ 〔卷帙〕 (名) くわんちつ(卷帙)に同じ。

けん-ちゃ 〔獻茶〕 神佛に抹茶を供ふること。又、その茶。

けん-ちゃう 〔縣廳〕 (名) 縣知事が其の事務を取り扱ふ所。

けん-ちゃう 〔見丁〕 (名) 御修法の時、花香・乳木を取り出だす僧職。要法裏書「見丁は大臣家はかなへ殿勤ㇾ之」

けん-ちゃう 〔褰帳〕 御卽位式の時、高御座の御帳をかかぐること。又、其の人。古事談二「花山院御卽位之日、馬內侍爲ニ褰帳命婦ㇾ進ニ參之間」 玉海治承四年四月廿二日「次褰帳著ㇾ座左女王、右典侍」 代始和抄「褰帳は御帳の南面の帳をかかぐる女王也。是れ王氏の女也。神祇伯の女、定まれる事なり」

けんちゃう の にょわう 褰帳女王 御卽位式の時、高御座の御帳を褰ぐる女王。代始和抄「褰帳の女王二人、左右より進みて、高御座の南のかたの幌をかかぐ」

けん-ぢゃう 〔傔仗〕 (名) 王朝時代、總管節度使・按察使・鎭守府將軍・大宰帥・大貳、陸奧・出羽の國守等に給して、其の外出の時、兵仗を帶して護衞せしめし判授の官。續紀四、和銅元年三月乙卯「勅ニ太宰府帥・大貳、並三關及尾張守等、始給ニ傔仗」 中略其考選事力及公廨田、並准ニ史生ㇾ」 後三年軍記「國司の郞等に、參河國の住人兵藤大夫正經・伴次郞傔仗助兼といふ者あり」

げん-ちゃう 〔原腸〕 (名) 卵の胚囊の腔。生育すれば消化器の大部分となるもの。

げん-ぢゃう 〔現場〕 (名) 其の物事の現に在り、又ありし場所。げんば。

けんちゃうじ-うちしき 建長寺打舖 (名) 古代切れの一。赤地に黑絲の緯(ヌキ)、ななこすかしにて、鹿の子の如きもの。○俚言集覽

けんちゃうじ-は 〔建長寺派〕 (名) 臨濟宗の一派。鎌倉五山の一なる建長寺に屬するもの。

けんちゃう-ちゃう 〔見丁帳〕 (名) 古へ現在の正丁・次丁・中男を調査して記入せる帳簿。續紀七、養老元年五月辛酉「六年見丁帳」

げん-ちゃく 〔顯著〕 げんちょ(顯著)に同じ。運歩色葉「顯著ゲンチャク」

げん-ぢゃく 〔還著〕 もとへ歸著すること。かへりて其の人の身に著くこと。太平記十二、泉苑「呪咀諸毒藥、還ニ著於本人ㇾ」と說き給ふ金言、誠に驗有りて不思議なりし效驗也」 天神記五「つひにげんぢゃくお本人の敵は亡び失せにけり」 法華經普門品「呪咀諸毒藥、念ニ彼觀音力ㇾ還ニ著於本人ㇾ」

けん-ちゃん 〔卷纖〕 (名) 〔卷纖の字の唐音なりと〕 ㊀料理の一種。黑大豆のもやしを油にて炒りたるもの。醬油と鹽とにて調味して食ふ。もと禪僧の、支那より傳へしもの。㊁次條の略。

けんちゃん-じる 卷纖汁 (名) 布巾にて豆腐を包み、絞りて水氣を去り、胡麻油にていため、笹がき牛蒡・麻の實などを入れて再びいため、別に清汁(スマシ)を作りて汁となすもの。けんちえん。けんちん。

けん-ちう 〔檢注〕 檢地すること。十訓下「陸奧守になされにければ、彼の國にくだりて檢注を行ひけるに」 東鑑九、文治五年十月廿四日「當國檢注之間」 砂石集下「鎭西に淨土宗の學生の俗有りけり。所領の中の神田を檢注して餘田を取る間」

けん-ちう 〔謙沖〕 けんそん(謙遜)に同じ。晉書載記「殷湯夏禹、德冠ニ百王ㇾ然猶順ニ守謙沖ㇾ未ㇾ居ニ崇極ㇾ」

げん-ちう 〔原註〕 (名) もとの註。

げん-ちう 〔原蟲〕 (名) 【動】げんしどうぶつ(原始動物)の異名。

げん-ちう 〔嚴誅〕 嚴刻なる誅罰をなすこと。韓非子姦劫「操ニ法術之數ㇾ行ニ重罰・嚴誅ㇾ則可ニ以致ニ霸王之功ㇾ」

げん-ぢう 〔現住〕 ㊀現に其の場所に住居すること。又は其の住居。現住所。明治二十四年六月內務省訓令第十號「每年十二月末日の現住人口」 同「現住地」㊁現世に殘りとどまること。諸舍利「現住奇特の牙舍利の御相好」 ㊂げんぢゅうしょく(現住職)の略。(先住・後住の對)

げん-ぢう 〔還住〕 かへりてすむこと。東鑑九、文治五年九月十日「逐電士民等、還ニ住本所ㇾ之由、被ニ仰下ㇾ」 盛衰記四十六、義經仲遺「南都は敵人强ければ、還住せん事難治にて」

げん-ぢう 〔嚴重〕 ㊀おごそかなること。いかめしきこと。盛衰記廿八、竹生島詣「神德殊に嚴重也、眺望も又殊勝也」 太平記十二、公家一統政道「凡そ事の體、嚴重に見えて堂堂たり」 後漢書袁安「安爲ㇾ人嚴重有ㇾ威、見ㇾ敬ニ於州里ㇾ」 ㊁きびしきこと。嚴密。太平記廿四、依ニ山門嗷訴ㇾ公卿僉議「武家如ㇾ斯申し沙汰する上は、公家何ぞ可ㇾ及ニ異儀ㇾとて、已に事嚴重なりしかば」 王義之帖「其罰謫之制、宜ニ嚴重ㇾ」 ㊂はばかりおそるること。漢書郭解「諸侯以ㇾ此嚴ニ重之ㇾ」 ㊃げんちょうのもち(嚴重餅)の略。

けんちゅう-し 〔檢注使〕 (名) 武家時代、田地を勘檢して町段の數を改正するため、守護・地頭等より遣す使。東鑑廿三、建保六年三月廿三日「檢注使以ニ新儀ㇾ可ㇾ入ニ勘寺領ㇾ之由、張行」

げんぢゅう-しょく 〔現住職〕 (名) 寺の現在の住職。現住。明治八年內務省達乙第百十三號「現住職自己の財產」

げんちゅう-るゐ 〔原蟲類〕 (名) 【動】げんしどうぶつ(原始動物)の異名。

けん-ぢょ 〔賢女〕 (名) かしこき女。賢婦。けんによ。謠松山鏡「唐土に陳氏とて、賢女の聞え有りけるが」 詩經序「思ニ賢女ㇾ以配ニ君子ㇾ也」

けんぢょ とかし 當人は、しか思はぬを、他より賢女なりといひはやすこと。壽門松中「奇特な悋氣せぬ、賢女賢女と、賢女ごかしの拜み倒しに逢うて」

けん-ぢょ 〔蠲除〕 のぞきさること。除去。令義解賦役「蠲符謂蠲除役之符也」 運歩色葉「蠲除ケンヂョ」 晉書文帝紀「自ニ太元三年ㇾ以前逋租宿債、皆蠲ニ除之ㇾ」

げん-ちょ 〔玄猪〕 (名) ゐのこ(亥子)に同じ。又、ゐのこもち(亥子餠)に同じ。類柑子中「細川家の茶道、京都の御內緣につきて登りし頃、近衞左大臣殿基熙公御茶に召して、御手づから御菓子を下だし給へり。恭石形にして、色色に染めたる餠なり。さて仰せ下ださるるやうは、此の餠は昨日御玄猪なりし、宸宴供物の餘り也、いただきをさむべきにこそ」

げん-ちょ 〔原著〕 (名) もとの著作。原作。

げん-ちょ 〔顯著〕 きはだちて目につくこと。いちじるしきこと。後漢書石悅「天人之際、事物之宜、粲然顯著、罔ㇾ不ㇾ備矣」 魏志王粲「時邕才學顯著、貴ニ重朝廷ㇾ」

けん-ちょう 〔權寵〕 寵愛をうけて威權あること。左傳僖公二十七年杜注「因ニ內寵ㇾ以殺ニ群吏ㇾ」 內寵、內官之有ニ權寵ㇾ者」

げんちょう-の-もち 嚴重餠 (名) 〔げんちょのもち(玄猪餠)の訛り〕 ゐのこもち(亥子餠)に同じ。

けん-ぢょく 〔見濁〕 (名) 佛語。五濁(ゴヂョク)の第二。衆生が惡見を逞しくして、顚倒せる見解の盛んになれること。

げん-ちょく 〔嚴飭〕 きびしくいましむること。嚴重なる戒飭。宋史韓侂「治ㇾ家嚴飭」

げん-ちょしゃ 〔原著者〕 (名) 原書の著作者。もとの著作者。原作者。

けんぢょ-だて 賢女立 (名) 賢女をよそほふこと。賢女ぶること。井筒業平河內通二「おのれが緣を切らずば、賢女だてして、我が心に從ふまじと思うての事なり」

けん-ちん 〔卷纖〕 (名) けんちゃん(卷纖)に同じ。

けん-ぢん 〔堅陣〕 (名) 守備の堅固なる陣。たやすく敗れざる陣。太平記四、呉越軍「士卒の心を一にして、呉王の堅陣に懸け入り、軍門に戶を可ㇾ止」 晉書沈瑩「前後屢陷ニ堅陣ㇾ」

けんちん-じる 卷纖汁 (名) けんちゃんじる(卷纖汁)に同じ。

げんぢん-たん 〔玄塵丹〕 (名) 古昔の丹藥の名。金靑丹。和名抄「金靑丹一名、玄塵丹」

げん-づ 〔原圖〕 (名) 根原たる圖繪。

けん-づか 劍柄 (名) 劍のつか。

けんつき-でっぱう 劍附鐵砲 (名) 先端に劍を取りつけたる小銃。銃槍。

けん-つく 劍突 (名) あらあらしく叱りつくること。又、其のことば。

けんつく を くふ 喰劍突 あらあらしく叱りつけらる。

けん-づく 權盡 (名) けんぺいづく(權柄盡)の略。艶狩劍本地三「此の道ばかりは、權づくに押せど押されぬ芙の枝」

けん-づけ 權附 (名) けんぺいづけ(權柄附)の略。浮世親仁形氣三「銀を貸したる古手屋にて、權づけにゆき・たけの合はぬ絹物を借りて」

げんづ-し 〔原圖紙〕 (名) 原圖を畫くに用ふる厚き圖引用紙。

けん-づもり 閒積 (名) 土地の閒數の測量。傾城反魂香下「鼠そろばん中略是れを以て勘へば、閒づもり・知行高、刹那に相濟み申すべし」

けん-づる 削 (他動ラ) けづる(削)の訛り。催馬樂「奧山に木きるやをぢ、木をやはけんづる、ま木やはけんづる、木けんづる」

けんつるかたばみ 劍蔓酸漿 (名) 紋所の名。

けん-てい 〔賢帝〕 (名) 賢明なる帝王。賢王。

けん-てい 〔賢弟〕 (名) 他人或ひは自己の弟又は年下の男子の敬稱。史記聶政「奚其奈何畏ㇾ歿ㇾ身之誅、終滅ニ賢弟之名ㇾ」 北史王晞「與ニ邢子良ㇾ遊處、子良愛ニ其淸悟ㇾ與ニ其在ㇾ洛二兄ニ書曰、賢弟彌郞、意識深遠」

けん-てい 〔縣蹄〕 (名) 有蹄類の、地に觸れざる小なる趾。けづめ。

けん-てい 〔檢定〕 檢查の上にて決定すること。中學校令第十二條「文部大臣の檢定を經さる教科書」 同同「中學校教科書の檢定に關する規則」 度量衡法第七條第二項「檢定に合格したる度量衡器」

けん-てい 〔獻替〕 〔けん(獻)はたてまつる、てい(替)はすつ(棄つる義)〕 君に對して、可を進め、否を廢すること。可を勸め否を廢することを言上すること。けんた

い。左傳昭公廿年「君所レ謂可而有レ否焉、臣獻二其否一以成二其可一、君所レ謂否而有レ可焉、臣獻二其可一以去二其否一」蔡邕文「智淺謀陋、無レ所二獻替一」

けん-てい〔獻呈〕 たてまつること。獻上。獻進。進呈。

けん-てい〔兼程〕 けんかう(兼行)に同じ。楊萬里詩「船輕風順更兼程」

げん-てい〔限定〕 ㊀かぎりさだむること。㊁〔論〕概念に屬性を附加して、其の意義を狹くすること。即ち、外延を廣くし、内包を狹くすること。

けんてい-げんき〔檢定原器〕 (名) 明治四十二年三月以前農商務大臣が副原器によりて製作せしめ度量衡器檢定の標準に供したる原器。明治三十六年六月法律第四號度量衡法中改正法律第七條「農商務大臣は副原器に依り檢定原器を製作せしめ度量衡器檢定の標準に供す」

げんてい-さうぞく〔限定相續〕 (名) 〔法〕相續の一。相續人が限定承認をなすもの。

けんてい-しけん〔檢定試驗〕 (名) ㊀檢定のために行ふ試驗。㊁中學校・師範學校・高等女學校の教員、又は小學校の教員たる學力・資格の有無を檢定するために行ふ試驗。明治三十二年十一月文部省令第四十三號第二條「中學校教員檢定試驗の豫備試驗に合格し」

けんてい-しよう〔檢定證〕 (名) 檢定濟の證票。中央氣象臺氣象器械檢定規程第三條「檢定を了したる器械には器差を示したる檢定證を交付す」

けんてい-しよういん〔檢定證印〕 (名) 檢定の證として捺す印。度量衡法第七條二項「檢定に合格したる度量衡器には檢定證印を附す」

げんてい-しようにん〔限定承認〕 (英 Limited recognition) (名) 〔法〕相續の承認方法の一。相續人が相續によりて得たる財産の限度にて、被相續人の債務及び遺贈を辨濟すべきことを留保して相續の承認をなすもの。(單純承認の對) 民法第五編第三章第二節第二款「限定承認」

げんていしようにん-しや〔限定承認者〕 (名) 〔法〕限定承認をなしたる相續人。

けんてい-ずみ〔檢定濟〕 (名) 檢定を經たること。教科用圖書檢定規則第十五條「文部省檢定濟」

げんてい-のうりよく〔限定能力〕 (名) 〔法〕法律によりて制限せられたる行爲能力。

げんていのうりよく-しや〔限定能力者〕 (名) 〔法〕行爲能力に制限を受けたる人。即ち、未成年者・禁治産者・準禁治産者・妻の類。

けんてい-れう〔檢定料〕 (名) 檢定を請求するものの納むべき手數料。明治二十四年三月法律第三號度量衡法第十三條「檢定を受くる者は檢定料を納むへし」

げん-てう〔玄鳥〕 (名) 【動】つばめ(燕)に同じ。盛衰記三、一院女院「關狄感二玄鳥之至一、神靈福助、前驗既明者歟」 禮記月令「仲春之月、玄鳥至」

けんてう-き〔檢潮器〕 (名) 【理】潮汐干滿の高低を標示するに用ふる器械。海面靜平なる所にては、目盛せる杭を海底に立てて潮の高低を測り、波荒き所にては管又は洞によりて海水の自由に出入し得る所を設け、之に底の開きたる管を直立せしめ、管中には浮きを入れ、浮きには指針を附し、別に目盛せる棒を立てたるものを用ふ。

けん-てき〔堅敵〕 (名) きやうてき(强敵)に同じ。漢書匈奴傳「惟北狄爲レ不レ然、眞中國之堅敵也」

けん-てき〔硯滴〕 (名) 硯にたらすしたたり。雲林石譜「空虛開有二小如レ拳者一、可レ貯レ水爲二硯滴一」 蘇軾詩「愁侵二硯滴一初含レ凍、喜入二燈花一欲レ鬭レ妍」

けん-てき〔涓滴〕 ㊀したたり。しづく。杜甫詩「重露成二涓滴一」 ㊁些少なる物事にいふ語。薩都剌詩「小臣涓滴皆君賜、惟有二丹心一答二聖明一」

けん-てつ〔賢哲〕 (名) ㊀賢人と哲人と。㊁才德すぐれ、事理に通ずること。又、其の人。唐書「既賢且哲、惟孝與レ友」 李白詩「賢哲栖栖古如レ此、今時亦棄二青雲士一」

けん-てん〔圈點〕 (名) 文章の妙所、又は要所の目標として、傍に記す小さき環の點。まるぼし。批點。

けん-てん〔檢點〕 一つ一つにしらぶること。點檢。吟味。

けん-てん〔喧闐〕 かまびすしきこと。皮日休詩「其聲亦喧闐」

けん-でん〔硯田〕 (名) 文士の如く文字を綴りて生活する人の硯を、農夫の生活のたよりとして耕作する田に譬へていふ語。

けん-でん〔檢田〕 田を點檢すること。田の檢地。又、其れをなす人。今昔廿四「彼の國の守にて有りける時、件の男を以て檢田の使として中略田に立ちて檢田する間に」 續古事談四「四方に田あり、其の數を知らず、國司檢田をいれず」

けん-でん〔喧傳〕 かまびすしくいひ傳ふること。盛んに言ひはやすこと。張仲素文「萬里喧傳、兆人鼓舞」

げん-てん〔原點〕 (名) ㊀運動又は延長の起點。根源たる地點。㊁〔數〕相交はる二直線を縱橫軸として點の位置を定むるとき、其の二直線の交點。又、角の一邊を固定し、他の邊を動徑とし、動徑の長さ、及び之と固定したる線とにてなす角の大さとによりて點の位置を定むるとき、其の角の頂點。

げん-てん〔減點〕 點數を減ずること。又、減じたる點數。

けんでん-き〔驗電器〕 (名) 【理】金箔驗電器の如く、電氣の有無を驗する器。

げんでん-ぎういち〔玄田牛一〕 (名) 〔畜生の二字を四字に分かちたるもの〕人を罵る隱語。

けんでん-し〔檢田使〕 (名) 中古、田疇檢察のため、臨時に諸國に派遣したる使。

けんでん-ちやう〔檢田帳〕 (名) 檢田使が、檢田をなしたる結果を記せるもの。

けん-と〔鉗徒〕 (名) 囚人。囚徒。刑人。漢書「有二一鉗徒一、相レ青曰」

けん-と〔建都〕 みやこをたつること。國都を建設すること。

けん-ど〔權度〕 (名) ㊀はかりとものさしと。權衡と度量と。㊁つりあひ。權衡。㊂のり。規則。

けん-ど〔譴怒〕 せめいかること。とがめ。詩經小雅「豈不レ懷レ歸、畏二此譴怒一」

けん-ど (接) けれどの訛り。「さうだけんど」「聞くけんど」

げん-と〔玄兎〕 (名) つき(月)の異稱。謝莊文月賦「引二玄兎于帝臺一、集二素蛾于后庭一」

げん-ど〔限度〕 程度をかぎること。又、かぎりたる程度。極度。極限。史記平準書「爭二于奢侈一、室廬輿服、僭二于上一、無二限度一」

けん-とう〔軒燈〕 (名) 軒ばにかかぐる燈火。

けん-とう〔獻燈〕 (名) 神社・佛寺に奉納したる燈明。

けん-とう〔劍頭〕 (名) ㊀つるぎのかしら。吳均詩「劍頭利如レ芒」 ㊁劍の先の形に似たる兜の前立て。

けん-とう〔堅凍〕 かたくこほること。又、そのこほり。堅氷。庭訓往來正月「堅凍早脫、薄霞忽披」

けん-とう〔拳鬪〕 拳にて攻擊すること。又、その術。

けん-とう〔兼統〕 彼れと此れとを兼ねすぶること。

けん-とう〔健鬪〕 けなげに戰ふこと。屈せず戰ふこと。後漢書西羌傳「諸將非レ不二健鬪一、然好二虜掠一」 唐書王式傳「以二健鬪一聞」

けん-とう〔軒騰〕 たかくのぼること。上騰。韓愈詩「逸志不レ拘レ教、軒騰斷二牽攣一」

けん-どう〔慳貪〕 (名、副) けんどん(慳貪)の訛り。(かた言)

げん-とう〔玄冬〕 (名) (げん(玄)は玄武、北方の星宿) ふゆ(冬)の異稱。朗詠十二、六「玄冬・素雪之寒朝、松顯二君子之德一」 平家灌頂卷「玄冬・素雪の寒き夜は、褄を重ねてあたたかに、長生不老の術を願ひ」 梁元帝纂要「冬曰二玄英一、亦曰二安寧一、亦曰二玄冬・三冬・九冬一」

げん-とう〔嚴冬〕 (名) 寒さのきびしき冬。冬の特に寒きころ。鮑照詩「幸値二嚴冬暮一、幽夜方未レ央」

げん-とう〔原頭〕 (名) はらのほとり。原上。韓愈詩「原頭火燒靜兀兀、野雉畏レ鷹出復沒」

げん-とう〔幻燈〕 (名) ㊀硝子板の映畫を强き光にて照らし、其の前方に凸れんず・を置き(れんず・の焦點距離以外にて、正焦點に近く映畫を置くやうに)之により擴大せる實像を結ばしめて、之を衝立てに受くるもの。㊁げんとうきかい(幻燈機械)の略。

げん-とう〔舷燈〕 (名) 船舶の兩舷にともす燈火。右舷のは綠色、左舷のは紅色にて、共に其の光力二海里に達するを要す。

げん-とう〔減等〕 等級をへらし下だすこと。舊唐書武宗紀「詔京城天下繫囚、除二官・典・犯・贓・持・仗・劫・殺・忤・逆十惡一外、罪遞二減一等一並釋放」

げん-どう〔言動〕 (名) 言語と行動と。言行。北史劉炫傳「記二言動於麟閣一」 宋史崔與之傳「一言一動、如レ臨二之在一レ上、質二之在一レ傍」

げん-どう〔原動〕 (名) 運動の起原。活動の根原。

げん-どう〔幻動〕 (名) うんどうげんかく(運動幻覺)に同じ。

げん-どう〔玄同〕 玄妙にして彼我の差別なきこと。莊子胠篋「削二曾史之行一、鉗二楊墨之口一、攘二棄仁義一、而天下之德始玄同矣」

げんとう-き〔幻燈器〕 (名) げんとうきかい(幻燈機械)に同じ。

げんどう-き〔原動機〕 (名) 【理】天然のえねるぎー・を、吾人の利用し得らるる機械的えねるぎー・に變ずる裝置。熱機關は其の一にして、石炭其の他の燃料の有する化學えねるぎー・を、燃燒によりて機械的えねるぎー・に變ず。又、水力機關は高處にある水の有する位置のえねるぎー・を、吾人の利用し得る機械的えねるぎー・に變ずる裝置なり。

げんとう-きかい〔幻燈機械〕 (名) 幻燈を映出せしむる機械。

げんとう-くわい〔幻燈會〕 (名) 幻燈を見せしむるために催す會合。

げんどう-りよく〔原動力〕 (名) ㊀【理】原動機によりて機械的えねるぎー・に變ぜらるる天然えねるぎー・にして、諸種の仕事をなす本原の勢力。例へば、電流はだいなも・の回轉によりて生じ、だいなも・は、ぺるとん水車又はたーびん・によりて回轉す。而して、ぺるとん又はたーびん・の如きを回轉する所謂水力と稱すべきものは、高處にある水の有する位置のえねるぎー・なれば、此の場合に於ける原動力は即ち水力を意味するが如し。㊁すべての事物の活動を惹き起こす勢力。

けん-とく〔見德 謙德〕 (名) 富籤(とみくじ)の一種。天明集成絲綸錄廿七「大和國村村に而、けんとくと唱へ、富に似寄り候儀相企て」

けん-とく〔乾德〕 (名) 天の德。君たるものの德。(坤德の對) 易林「扶陽之政、以保二乾德一、終無二患惡一」

けん-とく〔賢德〕 (名) 賢明なる德。娛歌加留多二「重盛公の賢德、四海に輝けり」 易經下經「山上有レ木漸、君子以居二賢德一善レ俗」

けん-とく〔謙德〕 (名) へりくだりて高ぶらざる德。謙遜の美德。史記太史公自序「景公謙德、熒惑退行」 崔駰文「謙德之光、周易所レ美」

けん-とく〔健德〕 (名) たけき德。剛健なる德。

けん-とく〔儉德〕 (名) 身をつづまやかにする德。書經太甲「愼二乃儉德一、惟懷二永圖一」 左傳莊公廿四年「儉德之共也」

げん-とく〔玄德〕 (名) 深遠なる道德。玄妙なる眞理。老子「道生レ之、德畜レ之、長レ之、育レ之、成レ之、熟レ之、養レ之、覆レ之、生而不レ有、爲而不レ恃、長而不レ宰、是謂二玄德一」 書經舜典「玄德升聞、乃命以レ位」

げん-とく〔驗得 驗德〕 加持・祈禱などの靈驗を得たること。大鏡中「淨藏定額は千手陀羅尼の驗得からぶり給へる人なり」 十訓中略「持者の驗得の方に不思議多かりける聞、遠近の貴賤集まり拜みける時に」 盛衰記三、法皇御幸野「花山法皇の御行ひの其の聞に、樣樣の驗德を顯はさせ給ひける其の中に」

けんとく-うり〔見德賣〕 (名) 富籤を賣ること。又、其の人。寬天見聞記「見德賣・札賣」

けんとく-かひ〔見德買〕 (名) 富くじを買ふこと。又、その人。

けんど-ぢゆうらい〔捲土重來〕 (句) 次條に同じ。

けんど-ちようらい〔捲土重來〕 (句) 一度失敗したるものが、更に勢力をもりかへし來たること。杜牧詩題烏江亭「勝敗兵家事不レ期、中略卷土重來未レ可レ知」

けんど-もゑ〔劍巴〕 (名) 劍と巴とをまじへたる模樣。

けん-とん〔犬豚〕 (名) ㊀いぬとぶたと。豚犬。㊁凡庸なる人の稱。

けん-とん〔絹緞〕 (名) 絹紬にて、經・緯共に一層整齊なるもの。

けん-どん〔兼吞〕 雙方一所に取り入るること。あはせ取ること。幷吞。兼倂。孔叢子「秦有下兼二吞天下一之志上」

けん-どん〔慳貪〕 ㊀物を慳(を)しみ食ること。欲深くしわきこと。宇津保俊蔭「昔慳貪邪見なる國王有りて」 宇治拾遺六「飯・酒・くだものなどおほらかにしてたべ、我れにつきて、物惜しまする慳貪の神まつらん」 法華經「衆生垢重、慳貪嫉妬」 ㊁無慈悲なること。無愛想なること。にべなきこと。盛衰記十八、文覺「文覺が所持刀は、人を切らんとにはあらず、放逸邪見の鬼神を切り、慳貪無道の魔緣を拂はんとなるべし」 砂石集五「奥州に百姓ありけり。慳貪にして、妻子にもなさけなかりければ」 夕霧阿波鳴渡上「それはお前

のけんどんと申すもの」 三容器の上下又は左右に溝ありて、蓋又は戸のはめはづしの出來る構造。轉じて、袋戸棚の戸などの稱。俳諧花おふこ「ただありあけは勘彌一軒にの句けんどんの螺鈿は落ちて秋淺し」 四江戸時代、そばきり・うどん・飯・酒等、一杯づつ盛り切りて、代りをすすめざるものの稱。長町女腹切上「腹の立った揚句ぢやに、けんどんを取りにやれ」 曾我虎磨傾城十番斬「饂飩のこはい傾城殿、それがけんどんけんどんと」 江戸鹿子「食見頓、金龍山・品川おもだかや、同所かりがねや」 近代世事談「慳貪中略是れを慳貪と號くるは、獨味して人に與へざるの心、又給仕もいらず、挨拶するにもあらねば、其のさま慳貪なる意、又無造作にして儉約に叶ひたりとて、儉飩と書くといふ。此の說よろし」 儉飩。見頓。 五けんどんぢよらう(慳貪女郎)の略。 姥櫻「上は太夫・格子より、天神・かこひ・局・山茶・けんどん・北向まで」

けんどん-うどん 〜慳貪饂飩 (名) 一杯づつ盛切りの饂飩。

けんどん-くづれ 慳貪頽 (名) 慳貪の所行のために、家運などの傾くこと。太閤記七「かやうに逐レ年て財寶集まり來たるを施さざれば、慳貪くづれとやらんにあふよし也」

けんどん-ざい 〜慳貪罪 (名) 佛家にて、慳貪の所行ありしによりて受くるといふ罪業。釋迦如來誕生會四「かかる信者と夢にも知らず、侮り苦しめ恥ぢしめし慳貪罪を許してたべ」

けんどん-さう 〜慳貪相 (副) さもけんどんなるやう。酒餅論「さうめんだうなる事はいや、蕎切り麥こそ面白けれとて、けんどんさうにぞ見えにける」

けんどん-ざけ 慳貪酒 (名) 一杯づつ盛切りの酒。ゐざけ。吉岡染「小半切のけんどん酒」

けんどん-じや 〜慳貪者 (名) けんどんもの(慳貪者)に同じ。砂石集七下「慳貪者(ケンドンジヤ)事」

けんどん-そば 慳貪蕎麥 (名) 次條の略。俳諧芝肴「鉢一つ萬民是れを賞翫すの句にけんどん蕎麥や山の井の水」

けんどん-そばきり 慳貪蕎麥切 (名) 昔太平椀に一杯づつ盛りて賣る蕎麥切。昔昔物語「寬文辰年、けんどん蕎麥切といふ物出で來て、下下買ひくふ」

けんどんそば-や 慳貪蕎麥屋 (名) 慳貪蕎麥切を商なふ家。慳貪屋。里小手卷評「けんどんそばやには提重あり」

けんどん-ぢよらう 〜慳貪女郎 (名) 江戸時代、下等の遊女。よたか。里小手卷「寬文頃、一人前五分のけんどん食出できて、はし傾城五分なるをけんどん女郎といへり」

けんどん-ならちや 〜慳貪奈良茶 (名) 一杯づつ盛切りの奈良茶。元祿曾我物語六「すなはち丸屋へ伴なひ、まづ取りあへず出す盃、けんどんなら茶のわけを立つる」

けんどん-ばこ 慳貪箱 (名) 慳貪屋にて、慳貪蕎麥などを外に持ち運ぶ箱。

けんどん-ぶた 慳貪蓋 (名) 一慳貪箱の蓋。二慳貪三の構造なる容器の蓋。かけはづしぶた。

けんどん-ぶね 慳貪船 (名) 慳貪(ケンドン)四を商なふ船。又、慳貪女郎を乘せて淫賣する船。還魂紙料 新歲御前ばなし「けんどん船」 熊谷女編笠「けんどん船」

けんどん-べんたう 〜慳貪辨當 (名) 慳貪箱(ケンドンバコ)に容れて辨當とせるもの。國花萬葉記「茶屋慳貪辨當」

けんどん-めし 慳貪飯 (名) 椀に盛り、一椀づつ價を定めて賣る飯。一膳飯。慳食。

けんどん-もの 慳貪者 (名) 慳貪なる人。釋迦如來誕生會四「慈悲を知らぬけんどんものが、此の世に生まれて貧乏する」

けんどん-や 慳貪屋 (名) 慳貪蕎麥又は慳貪飯などを賣る家。又、其の商人。生玉心中上「晦日・節季に前垂掛けて、裏屋・背門屋・けんどんや三界、懸取りに步くやうな」 江戸鹿子「見頓屋、堺町市川屋」 衣食住記「麴町瓢箪屋などいふけんどんや出來、蕎麥切ゆでて、紅がら塗りの桶に入れ、汁を德利に入れて添へきたる」

けんどん-やらう 〜慳貪野郎 (名) 野郎(ヤラウ)の下等なるもの。下等のかげま。都風俗鑑「駄賃の高下ありて、或ひは太夫といひ、陰磨(カゲマ)と名附け、慳貪野郎といふが侍るなり」

けん-ない 〜縣內 (名) 一縣の區域內。(縣外の對) 府縣制第六條「府縣內」 二古昔、支那にて、畿內の稱。禮記王制「天子之縣內。注縣內、夏時天子所レ居州界名也。殷曰二畿內一」

けん-ない 〜權內 (名) 權利又は職權の範圍內。(權外の對)

けん-ない 〜圈內 (名) わのうち。範圍內。(圈外の對)

げんない-ぐし 源內櫛 (名) 背を銀にて飾りたる伽羅の櫛。平賀源內の初めて造り出だしたるものといふ。平賀鳩溪實記源內「源內は中略伽羅を中略櫛に挽かせて、銀にてむねを一分通りに覆輪を懸け、是れを世上に弘めんと中略此の櫛、世上にて源內櫛と名附け、江戸一統今以て流行す」

けん-なは 間繩 (名) 間積りに用ふる繩。蕎麥繩又は棕櫚繩に、一定の距離每に苧などを結び附けて目標とせるもの。

けん-なふ 〜獻納 一物を奉ること。獻上。奉納。二意見を申し上ぐること。建議。班固文西都賦序「朝夕論思、日月獻納」 潘岳詩「愧無二獻納一尸素以甚」 三だいなごん(大納言)の唐名。

けん-なふ 〜檢納 あらためてをさむること。檢査して納入すること。民部省式上「米中略其檢納之事、委二各本司本家一」 東鑑七、文治三年四月廿三日「官庫納米之習、以二納所使書生一令二檢納一」

げん-なま 現生 (名) 物品を以てせず、貨幣其のままなること。現金。膝栗毛七上「げんなまで、先へお勸めを渡しておいたから」

げんなり (副) 意氣の沮喪したるさま、又、物に食ひ飽きたるさまにいふ語。うんざり。丹波與作中「どうした因果のかたまり、こちやげんなりとなるほど、八めはいきって」

けん-なん 〜劍難 (名) 刃物にて殺傷せらるる災難。娥歌加留多二「或ひは惡病或ひは劍難にかかり、忽ち命終はること七個人」 上「女難は勿論、盜難・劍難、諸の災難をのがさしめ給へと祈っておいたが」

けん-なん 〜險難 嶮難 一險阻なる難所。險阻。險峻。盛衰記九、康頼祝言「愛不レ憚二利益之地一者、誰運二步於嶮難之道一」 太平記五、大塔宮熊野落「數日の間、斯かる嶮難を經させ給へば」 二苦しみなやむこと。左傳閔公元年「屯固比入。杜注屯險難、所二以爲一堅固一」

げん-に 現 (副) まのあたりに。現在に。目前に。宇津保初秋上「兼政げんにある事ならばこそとり申さざらめ、たいだいしき事なれど、むかし聞こゆることありしを」 宇治拾遺二「何の料の書附かは候はんといへば、げんにあり、これを見よとて見するに」

けん-にち 〜兼日 けんじつ(兼日)に同じ。東鑑一、治承四年十月二日「兼日依レ受レ命、爲二御迎一參向」 太平記四十、中殿御會「勅喚の人人に賦レ題、花多春友と云ふ題を、任二建保例一兼日に關白被レ出けるとかや」

げん-にち 〜元日 (名) ぐわんじつ(元日)に同じ。昔時、僧侶の語。下文を見よ。名目抄「元日宴グヮンニチノエン 元日ゲンニチ 今世諸人以レ僧爲レ師。愛云誤レ之註レ之」

けん-によ 懸念 (名) けんね(懸念)の訛り。日本武尊吾妻鑑二「しるしほもない身をとらへ、そんなけんによは無いこと」 賀古敎信七墓廻三「犬も步けば防風の、さし身のけんによもない仕合せ」 聖德太子繪傳記五「そなたとはけんによもなく、人晉がするならば、此の半櫃へ隱れよとの主の僧の言ひ敎へ」

けん-によ 〜賢女 (名) けんぢよ(賢女)に同じ。

けん-にん 〜兼任 二箇以上の任務を兼ぬること。兼務。名目抄「兼任ケンニン」 民事訴訟法第六百五條「轉官兼任又は增俸」

けん-にん 〜檢認 檢査の上にて認定又は認證すること。非訟事件手續法第百十一條「遺言書の檢認」

けん-にん 〜堅忍 堪忍づよきこと。がまんづよきこと。漢書周昌「御史大夫昌、其人堅忍伉直」

げん-にん 〜現任 見任 現に其の官に任ぜられてあること。又、其の官。續紀八、養老二年四月癸酉「宜下依二出身之法一、雖レ解二見任一、猶上國府二令中續二其勞一」 考課令「見任官」 名目抄「現任ゲンニン」 高等官官等俸給令第二十條「現任の高等官中略現任判事檢事」 後漢書陳忠傳「尙書見任重二於三公一」 舊唐書太宗紀「年高致仕、抗レ表去レ職者、參朝之日、宜レ在二本品現任之上一」

げんにん くぎやう 〜(見任公卿) 左右大臣・內大臣・大中納言及び參議の總稱。故實拾要十「大臣三人太政大臣は其の外、大納言・中納言十人、參議八人、都合廿一人、是れを現任の公卿と號して、天下萬機の政を執り行ふ人體也」

げん-にん 〜還任 元任 解官したる官に、再び任ずること。公卿補任治承二年「前中納言、正二位、源賴賢、四月五日還任」 名目抄「還任ゲンニン」 故實拾要十「元任・再任は其の當官を辭表の後、又任官を云ふ也」

けんにん-こく 〜兼任國 (名) 一國に駐在する外交官・領事官が、其の本職以外に、他國に駐在すべき職務を兼任するとき、其の兼任したる國の稱。在外公館費用條例第七條「兼任國若くは兼任地」

けんにん-じ 〜建仁寺 (名) 次條の略。

けんにんじ-がき 建仁寺垣 (名) 割竹の皮を外にして平たく並べ、横竹を三段に結び附けたる垣。高さ六尺を普通とす。京都の建仁寺にて初めて作りしもの。けんにんじ。けんねんじがき。けんねんじ。

けんにんじ-ぎれ 建仁寺切 (名) 古代切れの一。地はもえぎ色にて、唐草・唐花蔓の立木にまとへるさまの模樣あるもの。

けんにんじ-は 〜建仁寺派 (名) 臨濟宗の一派。京都五山の一なる建仁寺に屬するもの。

けんにん-しや 〜兼任者 (名) 兼任する人。明治十九年八月法律第二號公證人規則第五十八條「兼任者」

けんにん-しよ 〜兼任所 (名) 任所に在住する官吏が、其の本職の外に他所に在住すべき職務を兼任するとき、其の兼任せる所の稱。在外公館費用條例第七條四項「兼任所の代理に對する在勤俸」

けんにんじ-りう 〜建仁寺流 (名) 本邦の建築法の一流。建仁寺派の祖、榮西が京都建仁寺を構造する時用ひたるに創まりたるもの。

けんにん-ち 〜兼任地 (名) 任地に在住する官吏が、其の本職の外に、他の土地に在住すべき職務を兼任するとき、其の兼任せる土地の稱。在外公館費用條例第七條「兼任地」

けん-ね 懸念 (名) けねん(懸念)に同じ。諺草「無二懸念一ケンネモナシ思ひがけなきなり」

けんねじ (名) 江戸時代、行はれし賭博の一種。丹波與作中「朋輩共が、けんねじついて錢儲けする羨しさ」

けん-ねぢちやうじ 劍捻丁子 (名) 紋所の名。

けん-ねん 〜兼年 幾年にも兼ねわたること。續本朝文粹「兼年食」

けん-ねん 〜懸念 けねん(懸念)に同じ。

げん-ねん 〜儼然 (副) げんぜん(儼然)の連聲の音便。運步色葉「儼然ゲンネン」

けんねん-じ 建仁寺 (名) 次條の略。

けんねんじ-がき 建仁寺垣 (名) けんにんじがき(建仁寺垣)の訛り。

げん-ねんど 〜現年度 (名) 現在の會計年度、又は事業年度。(過年度の對) 會計規則第六十條「過年度に屬する經費の支出を爲すときは現年度各省定額に對し仕拂命令を發すへし」

げんねんど-ししゆつ 〜現年度支出 (名) 現會計年度に屬する經費を、現會計年度に支出すること。(過年度支出の對)

けん-のう 〜賢能 (名) 賢にして才能あること。賢と能と。又、其の人。詩經大雅民勞「有レ德謂二之賢、有レ伎謂二之能一」 史記信陵君傳「長二公子之賢能一不三敢任二公子一以二國政一」

けん-のう 〜權能 (名) 【法】きやういうのうりよく(享有能力)に同じ。

げん-のう 〜玄翁 玄能 (名) げんをう(玄翁)の音便。

げんのう-わり 玄翁割 (名) 玄翁にて大石を割ること。

げんのじ-きん 元字金 (名) げんろくきん(元祿金)に同じ。金銀圖錄二、正用品「大判は世に元の字判とも云ふ。小判は元の字金と云ふ中略元祿小判分判は享保三年通用停止」 十組問屋集要記錄「元祿八乙亥年金銀御吹替有レ之元の字慶長金銀に元字金銀取交取遣有レ之」

げんのじ-せん 元字錢 (名) 寬保元年より延享二年まで、攝津國大阪高津新地にて鑄造せし寬永銅錢。背孔の上部に元の字あるもの。銅色黃・白の二種あり。徑は八分五厘、重量は一匁。小なるは徑七分五厘。新寬永錢譜「元字錢」 奇鈔百圓「元字錢」

げんのじ-ばん 元字判 (名) げんろくおほばんきん(元祿大判金)の異稱。金銀圖錄二、正用品「大判は世に元の字判とも云ふ。小判は元の字金と云ふ。元祿大判は享保十年十二月朔日通用停止、元祿小判分判は享保三年通用停止」

げん-の-しようこ (名) 【植】ふうろさう(牻牛兒苗)の異名。

けん-の-ひ 劍樋 (名) 劍形なる刀の樋(ヒ)。義經記五、忠信吉野山「金作りの太刀の二尺七寸有りけるに、けんのひかきて、地肌心も及ばざるを」

けん-のん 險難 劍吞 (名、副) あやぶむこと。あやふきこと。危險。

けんのん-がる (自動四) けんのんに思ふ。危く思ふ。あぶながる。あやぶむ。

けんのん-しやう 險難性 (名) けんのんがる性質。臆病。

けん-ぱ 〜劍把 (名) つるぎのつか。史記孟嘗君傳「劍鑲。注劍中略反茅之類、可レ爲レ繩、言其劍把、無レ物可レ裝、以二小繩一纏レ之也」

けん-ば〔犬馬〕(名) 一いぬとうまと。十訓中「犬馬に至りては、偏へに食物をのみ思へる故に害を待つ也」書經旅獒「犬馬、非其土性不畜」論語爲政「今之孝者、是謂能養、至於犬馬皆能有養」二自己に關する物事の謙稱。萬三「仕人金明軍、不勝犬馬之慕」三犬馬の如く卑しみて使役すること。又、其のもの。孟子離婁下「君之視臣如犬馬、則臣視君如國人」同萬章下「今而後知君之犬馬畜伋」

けんば の こころ 犬馬心 犬馬の勞を盡くさんとする心。史記三王世家「臣竊不勝犬馬心」

けんば の じやう 犬馬情 前條に同じ。林景熙詩「軒敞寧忘犬馬情」

けんば の とし 犬馬年 けんばのよはひ(犬馬齡)に同じ。曹植文黃初六年令「將以全陛下厚德、究孤犬馬之年、此難能也」

けんば の やしなひ 犬馬養 父母に衣食を給するのみにて、敬意なきにいふ語。論語爲政「今之孝者、是謂能養、至於犬馬皆能有養、不敬何以別乎」

けんば の よはひ 犬馬齡 犬馬齒〔犬馬が齡を加ふる如く、何の能もなき義〕自己の年齡の謙稱。馬齒。馬齡。漢書趙充國傳「欲以其犬馬齒、保目所見」同「犬馬之齒、七十六」

けんば の らう 犬馬勞 君主又は他人に對して勞を取ることの謙稱。

げん-ば〔現場〕(名) 一其の物事の現在し又は現在せし場所。げんぢやう。二まのあたり。めのまへ。實地。三ぢきとりひき(直取引)に同じ。明治九年米商會所條例「取引所の賣買取引は現場と定期の二種に分つ」

げん-ば〔玄蕃〕(名) 一げんばれう(玄蕃寮)の略。二玄蕃寮に屬する官名。北山抄一、八日「僧侶參上、治部玄蕃引之」榮華會愛「御齋會になずらへて、講師・讀師のさきに式部・兵部・彈正・玄蕃など、左右に列ひきて歩みつゞきたり」三火災の時などに、水を擔ひ運ぶ大いなる桶。四げんばいし(玄蕃石)の略。

けん-ぱい〔勸盃〕 盃をさして酒をすゝむること。朗詠「桃李淺深似勸盃」江次第五、釋奠「獻勸盃有兩說」

けん-ぱい〔獻盃〕 盃を人にさすことの敬語。江次第五、釋奠「座定、酒正獻盃」東鑑三、元曆元年六月十六日「對座宿老・御家人數輩列座、有獻盃之儀」太平記一、謀叛「獻盃の次第、上下を云はず」

けん-ぱい〔倦憊〕 うみつかるること。倦疲。

けん-ばい〔見敗〕(名) しちりけっかい(七里結界)を見よ。

けんばい を ふる 振見敗 見敗の呪文を唱へて惡魔を拂ふ。俚言集覽

けん-ばい〔犬吠〕 犬のほゆること。又、其の聲。狗吠。莊子則陽「雞鳴犬吠、是人之所知」

けん-はい〔檢黴〕 黴毒の有無を檢査すること。

けんばい-い〔檢黴醫〕(名) 檢黴をなす醫師。

げんば-いし〔玄蕃石〕(名) 長方形の板石。甃石また蓋石などに用ふ。玄蕃。

けんばい-ひ〔檢黴費〕(名) 檢黴に要する費用。明治二十一年八月閣令第十二號「檢黴費は衛生病院費中の一科目とし」

けんぱい-らく〔傾杯樂〕(名) けいはいらく(傾杯樂)の訛り。諸故生川「かたへ涼しき川水に、うかびて見ゆる盃の傾杯樂(ケンパイラク)を舞はらよ」

けん-ぱう〔兼包〕 かねて包有すること。あはせて包含すること。中庸「仲尼祖述堯舜」注「孔子兼包堯舜文武之盛德」

けん-ばう〔兼房 憲房〕(名) けんばうぞめ(兼房染)の略。戀八卦柱曆「白無垢一重、けんばうに裾模樣ある虛に鶯」

けん-ばう〔賢髦〕(名) すぐれたる士。賢俊。

けん-ばう〔劍鋩〕(名) つるぎのきっさき。劍鋒。柳宗元詩「海畔尖峰似劍鋩」

けん-ばう〔健忘〕 能く物事を忘るること。記憶力の甚だ薄きこと。司空圖詩「齒落傷情久、心驚健忘頻」白居易詩「老來多健忘、惟不忘相思」

けん-ばう〔嫌謗〕 きらひそしること。嫌惡して誹謗すること。

げん-ぱう〔現報〕(名) 佛語。三報の一。現世に業を造りて現世に其の報いを受くること。靈異記上「信敬三寶、得現報」今昔二十「无道に法花の持者を捕らへて縛り打ち責めたるに依りて、忽ちに現報を感ぜる也」

げん-ばう〔言貌〕(名) 言語と容貌と。後漢書「冉所止單陋、有時絕粒、窮居自若、言貌無改」

げん-ばう〔嚴貌〕(名) いかめしき容貌。嚴容。威容。

げんぱう-ぎん〔元寶銀〕(名) ばていぎん(馬蹄銀)に同じ。

けんばう-こもん〔兼房小紋〕(名) けんばふこもん(憲法小紋)に同じ。浮世風呂二「澁紙へ兼房小紋をおいたといふ面(ツラ)て、ロばかりむぐむぐしたって、齒に立つもんか」

けんばう-しやう〔健忘症〕(名) 健忘の病症。

けんばう-ぞめ〔兼房染〕(名) けんばふぞめ(憲法染)に同じ。

けんぱ-き〔顯波器〕(名)【理】電氣波を受けて電氣的狀態(多くは抵抗)に變化を生ずる性ある物質を利用して、電氣波を檢出する裝置。こひーらー・は其の一種なり。

げんぱ-き〔現波機〕(名) 海底電線の受信機。波形の電信符號を表はすもの。

けん-ぱく〔吠陌〕(名) 田と田との間のみち。任豫文「區勢平易、吠陌修通」

けん-ぱく〔卷柏〕(名)【植】いはひば(卷柏)に同じ。

けん-ぱく〔堅白〕(名) けんぱくどうい(堅白同異)の略。史記平原君「公孫龍善爲堅白之辯」

けんぱく どうい〔堅白同異〕 一支那の戰國時代に、公孫龍が說きし一種の論法。其の一例として曰はく、堅く白き石は二にして一にあらず、何となれば、目に白きを見る時は質の堅きを知らず、手に觸れて堅きを感ずる時は色の白きを知らず、故に堅と白とは二なり、一にあらずと。史記孟子荀卿「公孫龍爲堅白同異之辯」公孫龍文堅白論「堅白石三、可乎、曰不可。二可乎、曰可。」謂目視石、但見白、不知其堅、則謂之白石、手觸石則知其堅而不知其白、則謂之堅石、是堅白終不可合爲一也」二詭辯を弄して躪著する議論。

けん-ぱく〔建白〕 一上に對して自己の意見を陳述すること。人民が一般の公益に關して、意見を政府に陳述すること。明治九年一月第二號達修正「建白は國の爲め意見を上述する者にして固より乞願書の類に非す」明治十七年十月太政官布達第二十六號「式に依り宣布せさる公文及上書建白請願等を記載せる文書」唐書「每建白、必阿色倡和」二けんぱくしよ(建白書)の略。明治十三年十二月第五十三號布告「凡て人民の上書一般の公益に關する者は何等の名目を以てするに拘らす渾て建白と爲し」

けん-ぱく〔儉薄〕 儉素にして、自己に薄きこと。儉約・質素なること。後漢書「磬居貧養、毋儉薄」

けん-ぱく〔元伯〕(名)〔元伯といひし法師、醉ひて度度嘔吐せしよりいへりといふ〕 江戸時代、遊里の語。酒に醉ひて嘔吐すること。色道大鏡

けんぱく-くわ〔卷柏科〕(名)【植】いはひばくわ(卷柏科)の異名。

けんぱく-しよ〔建白書〕(名) 建白の趣意を記したる書面。舊警部巡視規則第六條「取締方法に付意見等ある時は建白書として差出すへし」明治八年太政官布告第百七十八號「建白書」

げんぱく-なす〔玄白茄子〕(名) 東京本所より出づる品質劣等の茄子。

けんば-ぐわん〔牽馬丸〕(名) 古昔の丸藥の名。和名抄十二「牽馬丸 病家常牽馬買之、故以名之」

げんば-ざる〔玄蕃猿〕(名) 木にて猿の形に造りたる小供の玩具。江戸時代に、筑後國久留米の藩主有馬玄蕃頭の屋敷の下人が造り出だせしものといふ。俚言集覽

げんぱ-し〔現波紙〕(名) 現波機にて現出する波狀の電信符號を記す紙。幅五分ほどの、表面平滑にして、漉目・織目なき長き紙。

けん-ぱつ〔圈發〕(名) 漢字の四聲を分かつ符號として、其の四隅に記す圈點。□を平聲、□を上聲、□を去聲、□を入聲とす。點發。發音錄「圈發平聲」

けん-ぱつ〔遣發〕 つかはしやること。つかはすこと。派遣。差遣。

けん-ばつ〔譴罰〕 罪過をせめ罰すること。譴責處罰すること。

げん-ばつ〔嚴罰〕 きびしく處罰すること。又、其の罰。盛衰記五、山門「今雖仰天裁、還蒙嚴罰、未得意矣」

けん-はなびし〔劍花菱〕(名) 紋所の名。はなびし(花菱)を見よ。

けんはなびし-くづし〔劍花菱崩〕(名) 紋所の名。

げんば-の-かみ〔玄蕃頭〕(名) 玄蕃寮の長官。十訓中「玄蕃頭ひさのり」

げんば-の-さくわん〔玄蕃屬〕(名) 玄蕃寮の主典。大・少あり。

げんば-の-じよう〔玄蕃允〕(名) 玄蕃寮の判官。大允・少允あり。

げんば-の-すけ〔玄蕃助〕(名) 玄蕃寮の次官。

げんば-の-つかさ〔玄蕃寮〕(名) げんばれう(玄蕃寮)に同じ。

げんば-はいばい〔現場賣買〕(名)【商】受け渡しをなすべき商品の、現在の場所にてなす賣買。

けん-ぱふ〔憲法〕(名) 一おきて。のり。法度。推古紀「皇太子親肇作憲法十七條」十訓下「女にもかた去らずして、遂にためしを立て給へる國司の憲法、譬へを知らずとぞ褒め罵りける」晉語「中行穆子曰、賞善罰姦、國之憲法也」管子「有一體之治、故能出號令、明憲法矣」二【法】一國施政の大綱を定めたる法規。卽ち、統治權の主體・客體・機關及び作用に關する大原則を規定せるもの。其の成文なると否とによりて成文憲法と不文憲法とに分かち、其の制定の手續によりて欽定憲法と議定憲法とに分かち、其の變更の手續によりて固定憲法と可動憲法とに分かつ。各條を見よ。三明治二十二年二月十一日に發布せられたる大日本帝國憲法の略。大日本帝國憲法第六十七條「憲法上の大權に基づける既定の歳出」同告文「皇室典範及憲法を制定す」四けんぱふがく(憲法學)に同じ。文官試驗規則第十四條「憲法」

けんばふ じやう の じいう〔憲法上自由〕【法】憲法によりて保證せられたる臣民の自由。卽ち、居住・移轉の自由、言論・著作・印行・集會・結社の自由、信教の自由の類。

けんばふ じやう の たいけん〔憲法上大權〕【法】天皇が獨立機關に委任せずして親裁し給ふ政務の範圍。大日本帝國憲法第六十七條「憲法上の大權に基づける既定の歳出」

けんばふ ゐはん〔憲法違反〕【法】憲法の規定に違反すること。違憲。

けん-ぱふ〔劍法〕(名) けんじゆつ(劍術)に同じ。

けん-ぱふ〔拳法〕(名) 拳(コブシ)を以て格鬪する技術。拳鬪の方法。紀效新書「拳法似無預於大戰之技、然活動手足、慣勤肢體」

げん-ぱふ〔嚴法〕(名) きびしきおきて。嚴刻なる法度。史記李斯傳「觀秦之所以滅者、以嚴法刻深、欲大無窮也」鹽鐵論「嚴法峻刑、不可久矣」

げん-ぱふ〔減法〕(名)【數】二つの數の差を求むる算法。引算。

けんぱふ-がく〔憲法學〕(名) 憲法の法理を攻究する學問。

けんぱふ-きくわん〔憲法機關〕(名)【法】憲法の條規に基きて設定せられたる國家の機關。卽ち、攝政・帝國議會・國務大臣・樞密院・裁判所・會計檢査院の總稱。

けんぱふ-こもん〔憲法小紋〕(名) 憲法染の小紋。兼房小紋。

けんぱふ-さうぎ〔憲法爭議〕(獨 Verfassungskonflikt)(名)【法】國家機關相互の間に於ける憲法解釋の爭議。卽ち、政府と帝國議會と、又は貴族院と衆議院との爭議の類。

けんぱふ-さん〔權法散〕(名) 矢の根などの、身にたちて脫け難き時に用ふる藥。螻蛄の乾したるを細末にしたるもの。銃の口へ少しく附くれば脫くといふ。武田信玄の臣、高坂彈正の家の祕法なりと。閑窻名物考

けんぱふ-じかう〔憲法事項〕(名)【法】大權事項・立法事項等に對して、憲法に規定すべき事項。

けんぱふ-ぞめ〔憲法染〕(名) 染模樣の名。古くはふしがね、後には下品の灰墨を用ひて、黑茶色に小紋を染めたるもの。慶長の頃、京都西洞院四條の染工吉岡憲法一に憲房・兼房・といふもの、始めて染め出だしたりといふ。兼房染。吉岡染。藥師通夜物語「りんずや、さやに、羽二重を、けんばふ染めに數をして、裏に紅梅もみを附け」

けんぱふ-とりしらべきよく〔憲法取調局〕(名) 明治九年、元老院内に置き、憲法の調査をなさしめし所。

けんぱふ-とりしらべしよ〔憲法取調所〕(名) 明治十六年十一月、參事院内に設けて、憲法の審議・立案を掌らしめし所。同十七年三月廢せられたり。

けんぱふはつぷ-きねんしやう〔憲法發布記念章〕(名) だいにほんていこくけんぱふはつぷきねんしやう(大日本帝國憲法發布記念章)の略。

けんぱふ-はつぷしき〔憲法發布式〕(名) 大日本帝國憲法發布の當日行ひたる儀式。明治二十二年勅令第百三號第二條

「記念章を頒賜するは憲法發布式に關りたる親王以下の諸員に限る」

けんぱふ-りう 〜憲法流 (名) 慶長頃、京都の人吉岡憲法の創めたる劍術の一派。

げん-ばり 現張 (名) 取引所の語。當日、後場になしたる定期賣買を、翌日本場にて轉賣・買戻しをなすこと。卽ち、本證據金の納付期限內にて、賣買の轉賣・買戻しをなすこと。

げんば-れう 〜玄蕃寮 (名) (げん(玄)は遠、ば(蕃)は外蕃の義) 古昔、治部省の管轄の下に、鴻臚館を監し、外國に關する事を掌り、兼ねて京中及び國國の佛寺・僧尼の名籍等を取り扱ひし寮。頭・助・大少允・大少屬の職員をおく。

げんば-をけ 玄蕃桶 (名) げんば(玄蕃)三に同じ。

げんば-わたし 現場渡 (名) 【商】賣買契約成立の場所にて、其の商品を引き渡すこと。

けん-ぱん 〜險阪 (名) けはしきさか。峻阪。

けん-ばん 〜檢番 見番 (名) 一 藝者屋の取締をする所。藝妓の送迎、玉代の勘定等を掌る。 二 けんばんげいしや(檢番藝者)の略。

けん-ばん 〜鍵盤 (名) 一 おるがん・びあの・の如き鍵樂器の鍵の排列面。 二 たいぷらいたー・にて指にて、押すべきもの。

げん-ぱん 〜元版 (名) 支那、元朝の時代に出版したる書籍の稱。

げん-ぱん 〜原犯 (名) 【法】二回以上犯罪をなしたるとき、前になしたる犯罪の稱。

げん-ぱん 〜原版 (名) 一 もとの印刷板。 二 しよはん(初版)に同じ。 三 翻刻又は重版にあらざる出版物。

けんばん-ききやう 檢番桔梗 (名) 紋所の名。

けんばん-げいしや 〜檢番藝者 (名) 檢番に備附けの藝妓。主に技藝に達したるものを選ぶ。檢番。

げん-はんけつ 〜原判決 (名) 【法】げんさいばん(原裁判)に同じ。舊臺灣總督府臨時法院條例第七條「再審の訴は高等法院に於て之を受理し再審の原由あることを認めたるときは原判決を破毀し」

けん-ぴ (名) けんぴん(卷餅)に同じ。

けん-ぴ 〜縣費 (名) 地方自治團體たる縣の經費。

けん-ぴ 〜賢否 (名) 賢なることとしからざることと。賢と不賢と。賢愚。

けん-ぴ 〜顯否 (名) あらはるることとあらはれざることと。出世することと出世せざることと。窮通。榮枯。窮達。後漢書敍傳「斯榮辱之本、而顯否之基也」

けん-ぴ 〜犬皮 (名) 犬のかは。多くなめしたるにいふ。浮世床二「此の身は上方と違って、皮の性が惡いから、犬皮の三味線となってな」

けん-ぴ 〜賢妃 (名) 賢明なる后妃。かしこききさき。詩經小序「雞鳴思賢妃也」唐書后妃列傳「太宗賢妃徐惠」

けん-ぴ 〜拳匪 (名) 頑冥にしていたく拳法を尊信する支那の一種の匪徒。義和團などの如き是れなり。

けん-ぴ 〜權扉 (名) かりのとびら。謠木曾「歸命頂禮八幡大菩薩は中略寶祚を守らんがため、蒼生を利せんがために、三身の金容をあらはして、三所の權扉を押し開き給へり」同「我れ久しく當社の權扉を押しひらき」

けん-ぴ 〜建碑 (名) 石碑をたつること。晉書「建碑立廟、歲時饗祭」

けん-ぴ 〜倦疲 うみつかるること。倦憊。

けん-ぴ 〜犬鼻 (名) 惡しき柿の實の異名。下學集下「犬鼻ケンビ惡柿名也」

けん-ぴ 〜兼備 兼ね備ふること。兼有。太平記二「三人附從、戒・定・慧の三學を兼備し給へる、一人の沙門おはしけり」史記禮書「禮廢樂壞、大小相踰。管仲之家、兼備三歸」漢書尹翁歸傳「翁歸文武兼備、惟所施設」左傳昭公六年「不疾瘯蠡、杜注皮毛無疥癬、兼備而無所闕」

げん-ぴ 〜元妃 (名) 帝王の正妻。おほぎさき。正妃。太平記一、三位殿局「忽ちに准后の宣旨を下されしかば、人皆皇后・元妃の思ひをなせり」史記周本紀「姜原爲帝嚳元妃」

げん-ぴ 〜原被 (名) 【法】原告と被告と。

げんぴ さうはう 〔原被雙方〕【法】原告と被告との雙方。原被兩造。

げんぴ りやうざう 〔原被兩造〕【法】前條に同じ。

けんびおん-き 〜顯微音器 (名) (英 Microphone) 【理】炭素が接觸點の壓力の變化によりて電氣抵抗を變ずる性を利用し、細微の音を顯著ならしむる裝置。此の裝置にては、板上を匍ふ蟲の足音をも聞くことを得。現時用ひらるる電話器の送話器も亦此の理に基きて造られたるものにて、小炭粒は其の主要なる作用をなす。

けん-ぴき 痃癖 (名) けんぺき(痃癖)の訛り。

けん-ぴき 痃癖 (名) 前條に同じ。

けんび-きやう 〜顯微鏡 (名) 微細なる物體を擴大して見る器。原理は二箇の凸れんず・より成る。見んとする物體ABをれんずLによりて擴大せる實像A′B′とし、此れが丁度接眼れんずL′の正焦點に近く、焦點距離內にあるやうに筒の長さを加減すれば、擴大せる虛像A″B″となりて見ゆ。

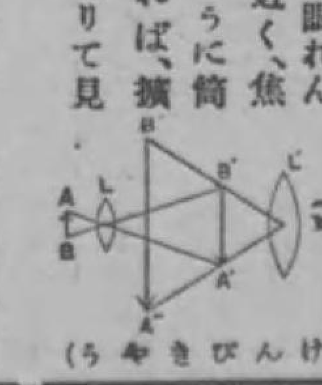

(けんびきやう)

けん-びし 劍菱 (名) 紋所の名。四隅を劍先の形に尖らせたる菱形を描きたるもの。

けんぴ-しき 〜建碑式 (名) 建碑の儀式。

けん-ぴつ 〜健筆 (名) 一 達者に文字をかくこと。達筆。 二 達者に文章・詩歌を作ること。徐陵文「陳琳健筆、未盡愚懷」岑參詩「如君兄弟天下稀、雄辭健筆皆若飛」

げん-ぴつ 〜減筆 筆かずをへらすこと。省筆。

けん-ひとつかたばみ 劍一酸漿 (名) 紋所の名。

けん-ひらぎ 劍柊 (名) 紋所の名。

けん-びやう 〜硯屛 研屛 (名) 硯の邊に置きて、塵埃などを防ぐ小さき衝立の如きもの。青磁・陶・銅・唐木細工等種種あり。草根集三「中務の大輔、硯屛に」御飾記「一、書院の飾り樣。一番に硯屛、二番に硯置きて中略硯ばかりは、硯屛を置く閒、前へ寄るべし」運歩色葉「硯屛ケンビヤウ」宋徽宗詩宮詞「筆格硯屛皆寶製」元稹詩「石研屛詩」

けんぴ-やき 卷餅燒 (名) けんぴん(卷餅)に同じ。

けん-ぴよう 〜堅冰 堅氷 (名) かたき氷。あつごほり。易經坤「履霜堅冰至」同「馴致其道、至堅冰也」

けん-ぴよう 〜懸氷 (名) つらら。氷柱。庾信詩「翻動懸冰落」

けんび-るゐ 〜劍尾類 (名) 【動】節足動物の一類。分類上の所屬不明。外形は蜘蛛類及び甲殼類に似、內部の構造は稍軟甲類に類す。本邦、瀨戶內海に産するかぶとがには之に屬す。

けんびゐ-し 〜檢非違使 (名) けびゐし(檢非違使)に同じ。運歩色葉「檢非違使ケンビヰシ 唐名廷尉・尉名」謠八島「一院の御使、源氏の大將檢非違使(ケンビヰシ)五位の尉源の義經」

けん-ぴん 〜卷餅 (名) 餅菓子の一。小麥の粉を水に解き、砂糖を入れて薄く伸ばし、油にて拭ひたる平らなる銅鍋にて燒き、其の面に醬油を塗り、片端より卷き小口切りにして食するもの。けんぴ。けんぴやき。庭訓往來十月「點心者中略卷餅・温餅」運歩色葉「卷餅ケンピン」

げん-ぴん 〜原品 (名) もとのしなもの。原物。

げん-ぴん 〜現品 (名) 現在の物品。町村制第百一條「夫役及現品」

げんぴん-ひかへちやう 現品控帳 (名) ありしなひかへちやう(在品控帳)に同じ。

げんぴん-やき 元贇燒 (名) 尾張國名古屋より産する一種の陶器。萬治二年支那の亂を避けて歸化せる、亡臣陳元贇より傳授せられたるもの。

けん-ぷ 〜絹布 (名) 絹絲にて織りたる織物。絹織。絹物。きぬ。十訓下「多くの金・鷲の羽、絹布やうの財物」東鑑六、文治二年正月廿八日「積色色絹布・羽皮等」南齊書裴叔業「絹布千萬計」

けん-ぷ 〜賢父 (名) かしこき父。史記「無明君賢父以聽之」

けん-ぷ 〜賢婦 (名) かしこき婦人。賢女。賢婦人。最明寺殿百人上﨟女房「秦の周胥が妻中略上代異朝の賢婦ぞかし」列女傳「梁寡高行者、梁之賢婦」

けん-ぷ 〜蠲符 (名) 古へ賦役免除の辭令書。令義解賦役「凡應免課役者、皆待蠲符至、然後注免」

けん-ぷ 〜還附 くわんぷ(還附)に同じ。運歩色葉「還附ケンプ」

けん-ぶ 〜劍舞 吟聲につれ、白刃を以て舞ふ舞。つるぎのまひ。史記項羽紀「君王與沛公飮、軍中無以爲樂、請以劍舞」漢書高帝紀「汝入以劍舞」晉書王如「如詣王稜、因閑宴、請劍舞爲歡」

げん-ぷ 〜嚴父 (名) 一 きびしきちち。嚴君。韓非子顯學「雖嚴父不加於子、而師曠行之於君」 二 自己のちちの敬稱。父上。宋史司馬光「奉之如嚴父、保之如嬰兒」夏侯湛文昆弟誥「納誨于嚴父慈母」

げん-ぶ 〜玄武 (名) げんむ(玄武)に同じ。禮記曲禮「行前朱鳥、而後玄武」

けん-ぷう 〜檢封 檢査して封印すること。封印を檢査すること。東鑑七、文治三年四月廿三日「官庫納米之習、以納所使書生、令檢納、又令檢封之事、諸國一同之流例也」

げん-ぷう 〜玄風 (名) 深遠なるおもむき。幽玄なる敎旨。高風。十訓下「菅長貞中略自序を書きたりける中略玄風染心、泣拜祖廟於十一代之後」太平記「式竊覬素昔、渺聞玄風」庾亮文「弱冠濯纓、沐浴玄風」

げんぷう-けん 〜見風乾 (名) 【植】あかしで(見風乾)に同じ。

げんぶ-がん 〜玄武岩 (名) 【地】黑色細密の火成岩。全體均質なる石理を有し、肉眼を以て合分鑛物を認め難し。主として斜長石・輝石・橄欖石の斑晶と玻璃質の石基とより成る。本邦、山陰・山陽地方に多く見出ださる。

げんぶ-き 〜玄武旗 (名) げんむき(玄武旗)に同じ。

げん-ぷく 〜袨服 (名) はれの場所に出づる時に著る衣服。美しき著物。はれぎ。鄱陽文上王「袨服叢臺之下、一旦成市」

げん-ぷく (名) 魚の鰭(ひれ)の名所。うを(魚)を見よ。

げん-ぷく 〜元服 〔元は頭首、服は身に著くる儀〕 一 昔時、男の成人したる祝儀。古昔には髮を理し、冠を加へ、大人の服を著け、幼名を止めて烏帽子名を附けしが、後には貴人の外、多くは略して額髮(ひたひがみ)を剃るのみ。首服。始冠。拾遺戀「藤原誠信元服し侍りける夜、よみける」源桐壺「此の君の御わらはすがた、いとかへまうくおぼせど、十二にて御元服し給ふ」儀禮士冠「祝日、令月吉日、始加元服、棄爾幼志、順爾成德」漢書昭帝紀「帝加元服」 二 嫁したる女の、眉を去り、齒を黑め、髮を丸髷などに結びしこと。今は殆ど廢れたり。

げんぷく-あたま 元服天窗 (名) 元服したるあたま。又、其の人。江戸時代、京阪の方言。國姓爺五「小謡が髮の初元結、諸軍勢の元服あたま」

げんぷく-おや 元服親 (名) ゑぼしおや(烏帽子親)に同じ。曾我三本「北條が事は、助長がためにも元服親にて候へば、菜も書を以て申すべく候」

げんぷく-ご 元服子 (名) ゑぼしご(烏帽子子)に同じ。曾我三本「子息のをさなきをば中略義時が元服子として、後は江馬の小次郎といひしは則ち是れなり」

げんぷく-しや 〜現福者 (名) 現に福德を授け給ふ神佛。靈驗のいやちこなる神佛。狂言釣女「西宮のえびす三郎殿はげんぷくしやと承る。これへ參り、妻を申し受けうと思ふ」浦島年代記三「浦島塚とて壽命を守るげんぷくしや、參りの絕ゆる事もなし」

げんぷく-な 元服名 (名) ゑぼしな(烏帽子名)に同じ。一話一言十六「町人ども名主所へ寄り合ひ、元服名を改むるとて」

げんぷく-ぶぎやう 〜元服奉行 (名) 鎌倉・室町時代、將軍の元服の事を掌りし役。普廣院殿御元服記「御元服奉行事」

げんぷく-よし 元服吉 (名) 昔の曆にて、元服によしとする日。曾我虎磨上「花は時知る曆の日、元服よしは知らねども、思ひ立つ日を吉日と」戀八卦柱曆道行「思へばわしが嫁取りよし、我れが昔の元服よしの日どりも」

げんぷく-をとこ 元服男 (名) 元服したる男。男ざかりの男。曾我扇八景上「笠きぬ月に、月代の影を並べて元服男」聖德太子繪傳記三「二十一の元服男」

けんぷ-じん 〜賢婦人 (名) かしこき婦人。賢婦。史記「皆賢婦人也」

けんぷ-せんぱう 〜乾封泉寶 (名) 支那の古錢の一。唐の高宗の乾封元年に鑄たる銅錢。乾封泉寶の錢文あり。錢文廻讀の始めなり。此の錢一箇を以て舊錢開元通寶の十に當つ。されど流通意の如くならざるを以て、又、開元錢を用ひしといふ。

けん-ぶつ 〜見物 一 物を見ること。ものみ。觀覽。東鑑十、建久元年十一月七日「二品御入洛中略見物車轅立河原」著聞三「節會中略香をはきながら、木のまたにのぼりて見物しけるを」太平記十三北山「見物の爲めとて、群をなせる僧俗・男女」 二 けんぶつにん(見物人)の略。太平記廿七田樂「各、神變の堪能なれば、見物、耳目を驚かす」
(諺)見物ならば笠著よ 見物に出かけんとならば、先づ其の用意をなすべし。世話盡「見物ならば笠著よ」

けん-ぶつ 〜見佛 佛を見ること。佛身を拜すること。榮華鳥舞「內外戚之影從、

抑亦見佛聞法之大緣」謠曲會利「猶執心の見佛の緣、嬉しかりける時節かな」

げんぶつ 〜現物 (名) ㊀現在の物品。㊁實際の物品。正物(シヤウブツ)。(見本などの對) 明治二十六年七月勅令第七十四號第十一條「取引所の賣買取引の契約は現物見本又は銘柄に依り取結ふへし」㊂げんぶつとりひき(現物取引)の略。

げん-ぶつ 〜元物 (佛 Chose originaire) (名)【法】天然果實を生ずる物。卽ち、乳牛・金坑・果樹の類。民法第八十九條「天然果實は其元物より分離する時に之を收取する權利を有する者に屬す」

げん-ぶつ 〜驗佛 (名) 靈驗のいやちこなる神佛。驗佛者。大藏流狂言伯文字「清水の觀世音は驗佛ぢやと申すに依って、妻乞ひに參らうと存ずる」

げんぶつ-じゃ 〜驗佛者 (名) 前條に同じ。大藏流狂言居拔「清水の觀世音は驗佛者ぢやと申すが、疑ひが御座らぬ」同同蟲石「石山の觀世音というて驗佛者があるが、お參りやったか」

けんぶつ-しゅう 〜見物衆 (名) 見物の人人。太平記三十七「爰に何者とは知らず、見物衆の中より、年十五六許りなる小兒の、髮唐輪に上げたるが」

げんぶつ-とりひき 現物取引 (名) ㊀【商】卽座に商品の受け渡しをなす取引。現物賣買。㊁取引所にて行ふ賣買契約の一。現物を賣買・取引するもの。

げんぶつ-なかがひにん 現物仲買人 (名) 取引所の語。現物の賣買のみを取り扱ふ仲買人。取引所仲買人の資格なきを通例とす。

けんぶつ-にん 〜見物人 (名) 見物する人。みて。觀客。見物。

けんぶつ-ば 見物場 (名) 見物する場所。

げんぶつ-ばいばい 〜現物賣買 (名) げんぶつとりひき(現物取引)に同じ。

げんぶつ-や 現物屋 (名) 免許を受けずして、株式取引所の仲買人と同じく株式の仲買をなす家。又、其の人。

けんぶつ-れん 〜見物連 (名) 見物の連中。見連。

けん-ふゆ 〜見不輸 (名) 大寶令の制、一定の期限間、課役を免ぜられしこと。主計寮式下「口若干、見不輸」

けん-ぶん 〜見聞 見ることと聞くこと。見たり聞きたりすること。又、其の物事。みきき。けんもん。

けん-ぶん 〜檢分 見分 立ち合ひて檢(アラタ)め見分くること。とりしらぶること。みとどけ。檢閲。凱陣八島二「家家に入りて、檢分仕り候はん」曾我會稽山五「手負の檢使竹下孫八左衞門、同じく安田の三郎、見分の覺え」

げん-ぶん 〜言文 (名) 言語と文章と。史記晋世家「史之言文深刻、欲務羅名者飄斥之」

げんぶん いっち 〜言文一致 口にていふ言語と、文字にて表はす文章と、其の綴方・語法などを同一にすること。又、其の文。

げん-ぶん 〜原文 (名) 謄寫又は飜譯若しくは改竄などせるものに對して、もとの文章。

げん-ぶん 〜諺文 (名) おんむん(諺文)に同じ。

げんぶん-いちぶきん 元文一分金 (名) 次條に同じ。

げんぶん-いちぶばん 元文一分判 (名) 次條の略。

げんぶん-いちぶばんきん 〜元分一分判金 (名) 元文元年より文政元年まで、江戸幕府の發行せし一分判金。背に文の字の極印あり。縱は五分强、横は三分强。其の十兩の重量・品位及び價格は元文小判金に同じ。元文一分金。元文一分判。文字一歩判金。金銀圖錄二正用品「元文壹分判金」

げんぶん-かめゐどせん 元文龜井戸錢 (名) 元文二年、江戸龜井戸村にて鑄造せし寛永銅錢。徑は八分、重量は八分、銅質は黃褐色。また白色の一種あり。新寛永錢譜「元文龜井戸錢」

げんぶん-きん 〜元文金 (名) 元文小判金及び元文一分判金の總稱。古文字金。眞文字金。眞字金。貨幣通考「小判重三匁五分、分判重八分七厘五毛、文の字の記あり。世にこれを元文金とも文字金とも云ふ」吹塵錄廿「元文金百兩に付き代り金百五拾兩」

げんぶん-ぎん 〜元文銀 (名) 元文丁銀及び元文豆板銀の總稱。文字銀。文銀。金銀御吹替次第一下「元文銀」

げんぶん-きんぎん 〜元文金銀 (名) 元文元年より文政元年まで、江戸幕府の發行せし金銀貨。卽ち、元文金及び元文銀の總稱。文字金銀。文金銀。

げんぶん-こばん 元文小判 (名) 次條の略。

げんぶん-こばんきん 元文小判金 (名) 元文元年より文政元年まで、江戸幕府の發行せし小判金。背に文の字の極印あり。縱二寸一分强、横一寸一分五厘强と、縱二寸一分弱、横一寸一分五厘强と、縱二寸一分五厘、横一寸一分五厘との三種あり。元文小判。文字小判金。金銀圖錄二正用品「元文小判金」

げんぶん-さじ 〜元文佐字 (名) 次條の略。新寛永錢譜「元文佐字」

げんぶん-さじせん 〜元文佐字錢 (名) 元文年中、佐渡國相川にて鑄造せし寛永銅錢。背孔の上部に佐の字あるもの。徑は八分强、重量は九分。

げんぶん-せんじ 〜元文仙字 (名) 次條の略。新寛永錢譜「元文仙字」

げんぶん-せんじせん 〜元文仙字錢 (名) 元文二年陸奥國仙臺・石巻にて鑄造せし寛永銅錢。背孔の上部に仙の字あるもの。銅質、紫褐・淡黃・白の三種あり。徑は八分。

げんぶん-ちゃうぎん 〜元文丁銀 (名) 元文元年より文政元年まで、江戸幕府の發行せし丁銀。縱は二寸九分五厘、横は一寸五厘、重量は四十一匁。品位は百分中凡そ銀四十六分、銅五十四分。金銀圖錄二正用品「元文丁銀」

げんぶん-まめいたぎん 元文豆板銀 (名) 元文元年より文政元年まで、江戸幕府の發行せし豆板銀。縱は六分、横は九分强、重量は七匁。品位は百分中凡そ銀四十六分、銅五十四分。金銀圖錄二正用品「元文豆板銀」

げんぺ (名) 褰を以て勝負をする戲れ。嬉遊笑覽

けん-ぺい 〜憲兵 (名) 陸軍大臣の管轄の下に屬し、主として軍事警察を掌り、兼ねて行政警察及び司法警察を掌る特種の兵。將校・下士及び上等兵より成り、各地に配置せらる。憲兵條例「憲兵」

けん-ぺい 〜兼幷 かねあはすること。あはせとること。合はせて一つにすること。史記平準書「網疏而民富、役財驕溢、或至兼井豪黨之徒、以武斷於鄕曲」漢書武帝紀「有司以幣輕多姦、農傷而末衆、又禁兼井之塗」左思文選呉都賦「拓土畫疆、卓犖兼井、包括于越、跨躡蠻荊」

けん-ぺい 〜權柄 ㊀權力の附隨する政治上樞要の地位。威權。權勢。威光。威力。太平記九足利殿上洛「況乎源家の貴族として、天下の權柄を捨て給へる事、年久しければ」百合若大臣野守鏡四「權柄九州に蔓り」浦島年代記二「夫れこそ男の權柄、氣に入らずば去ったがよし」莊子「親權者不能與人柄」漢書蓋寛饒傳「夫大臣操權柄持國政、未有不爲害者也」㊁權柄を濫用すること。わらへい。百日曾我三「やあ權柄なお侍」井筒業平河内通三「御意得べいとぞけんぺいなる」緋縮緬卯月紅葉上「こなたの手へ渡さらか、權柄になさるるな」

けんぺい はれて 權柄晴 天下はれて。公然と。日本武尊吾妻鑑四「權柄はれてやって見せう」心中宵庚申上「二人が事を且那へ訴訟、權柄晴れて念比さする」

げん-ぺい 〜源平 (名) 〔源氏と平氏との義〕㊀敵と味方と。㊁白と紅と。源氏は白旗、平氏は赤旗を用ひたるよりいふ。

げん-ぺい 〜現兵 見兵 (名) 其の場に現在する兵士。今手元にある兵士。通鑑唐紀「當下分見兵爲中五番上」

げんぺい-いと 源平絲 (名) 紅白の交りたる絲。源氏は白旗、平氏は赤旗を用ひたるよりいふ。

けんぺい-おし 權柄押 (名) けんぺいづくにて押し通すこと。權柄に任せて事をなすこと。伽羅先代萩御殿「ただし韻朝公の仰せは背いても苦しうないか、さあさあとけんぺいおし」

けんぺい-かし 〜憲兵下士 (名) 陸軍憲兵曹長・陸軍憲兵軍曹及び陸軍憲兵伍長の總稱。憲兵條例第十條三號「憲兵下士」

けんぺい-がまし (形二) 權柄を衒(テラ)ふやうに見ゆ。さも權柄あるやうに見す。

けんぺいがまし-さ (名) けんぺいがましきさま。けんぺいがましき度合。

げんぺい-くさぎ (名)【植】馬鞭草(クマツヅラ)科、頳桐(トウギリ)屬の灌木。蔓莖を有す。葉は卵形、鋭尖頭、平滑なり。紅色の花冠と白色の萼とを有する美花を開く。亞米利加洲の原産にして、溫室に栽培せらる。

けんぺい-けいさつく 〜憲兵警察區 (名) 次條の舊稱。明治三十一年十一月勅令第三百三十七號憲兵條例第八條「憲兵警察區」

けんぺいけいさつ-くゎんく 〜憲兵警察管區 (名) 憲兵隊管區內の小區劃。一憲兵分隊を置くもの。

けんぺい-しゃうかう 〜憲兵將校 (名) 陸軍憲兵大佐・中佐・少佐・大尉・中尉・少尉の總稱。

けんぺい-しれいくゎん 〜憲兵司令官 (名) 憲兵司令部の長官。各憲兵隊を統轄し、司令部の事務を總理するもの。陸軍少將又は陸軍憲兵大佐を以て之に任ず。憲兵條例第十條「憲兵司令官」

けんぺい-しれいぶ 〜憲兵司令部 (名) 全國の憲兵に關する事務を總轄する官廳。憲兵司令官・憲兵副官・憲兵下士の職員を置く。憲兵條例第六條「憲兵司令部」

けんぺい-そつ 〜憲兵卒 (名) 陸軍憲兵上等兵の稱。

けんぺい-たい 〜憲兵隊 (名) 數憲兵分隊より成り、各憲兵隊管區に配置して、其の區內に於ける憲兵の職務に屬する警察事務の執行に從事する軍隊。憲兵隊長・憲兵隊副官・憲兵分隊長・憲兵隊附士官・下士・上等兵の職員を置く。憲兵條例第六條「憲兵隊」

けんぺいたい-くゎんく 〜憲兵隊管區 (名) 憲兵隊を全國に配置するため定めたる管區。これを數箇の憲兵分隊管區に分かつ。憲兵條例第六條「憲兵隊管區」

けんぺいたい-ちゃう 〜憲兵隊長 (名) 憲兵隊の長。陸軍中少佐又は大尉を以てこれに充て、各憲兵分隊を統轄し、其の勤務方法を指定し、隊中の事務を總理するもの。憲兵條例第十條「憲兵隊長」

けんぺいたい-ふくくゎん 〜憲兵隊副官 (名) 憲兵隊の職員。憲兵大尉又は中尉を以て之に充て、憲兵隊長の命を承け、部內の事務に服するもの。憲兵條例第十條「憲兵隊副官」

けんぺいたい-ほんぶ 〜憲兵隊本部 (名) 憲兵隊長の總理の下に、其の事務を取り扱ふ所。師團司令部の所在地に置く。憲兵條例第七條「憲兵隊本部」

げんぺい-たう 日月桃 (名)【植】薔薇科、櫻屬の落葉喬木。桃の一品種。花は重瓣にして、紅色花と白色花とを交じへて咲く。えどもも。げんぺいもも。

けんぺい-づく 權柄盡 (名、副) 權柄にまかせて物を言ひ、又は事を行ふこと。

けんぺい-づけ 權柄附 (名、副) 前條に同じ。

けんぺい-づら 權柄面 (名) 權柄がましき顏つき。

けんぺい-ふくくゎん 〜憲兵副官 (名) 憲兵司令部の職員。憲兵少佐又は大・中尉を以て之に充て、憲兵司令官の命を承け、各部內の事務に服するもの。憲兵條例第十條「憲兵副官」

けんぺい-ぶんたい 〜憲兵分隊 (名) 各憲兵分隊管區に配置して、其の區內に於ける憲兵の職務に屬する警察事務の執行に從事する軍隊。明治四十年陸軍省令第十七號「憲兵分隊」

けんぺいぶんたい-くゎんく 〜憲兵分隊管區 (名) 憲兵隊管區內の小區劃。憲兵分隊長の管轄區域。明治四十年陸軍省令第十七號「憲兵分隊管區」

けんぺいぶんたい-ちゃう 〜憲兵分隊長 (名) 憲兵隊の職員。陸軍大尉又は少尉を以て之に充て、部下を指揮・監督し、其の勤務の方法を指定し、分隊の事務を處理するもの。憲兵條例第十條「憲兵分隊長」

げんぺい-まめ 源平豆 (名) げんじまめ(源氏豆)に同じ。

げんぺい-もも 日月桃 (名)【植】げんぺいたう(日月桃)の異名。

けんぺい-れんしふじょ 〜憲兵練習所 (名) 憲兵司令部に置き、憲兵の執務に必要なる學術を修習・練磨せしめて、其の實務の改良・進歩を圖る所。所長・副官・教官・下士及び判任文官等の職員を置く。憲兵練習所條例「憲兵練習所」

けんぺいれんしふじょ-ちゃう 〜憲兵練習所長 (名) 憲兵練習所の長。陸軍憲兵中・少佐を以て之に充て、憲兵司令官に隸し、所務を總理し、學生教育の責めに任ずるもの。

げん-ぺう 〜玄豹 (名) 毛色の黑き豹。十訓抄「南山に玄豹あり」山海經「卽谷之山、多玄豹」

けん-ぺき 〜痃癖 (名) ㊀癖の一種。頸より肩などにかけて筋のつるもの。運歩色葉「痃癖」出世景淸四「幸ひ此の頃痃癖痛きに、ちっと摑んでもらひたし」㊁按摩の術。けんびき。唐船噺今國姓爺上「身が覺えた按摩・痃癖、抓り殺してくれん」

けん-ぺけ 痃癖 (名) 前條の訛り。一代女「けんぺけにすゑたる灸」

けん-べつ 〜甄別 あきらかに見わくること。差別。陶弘景文附方序「以朱書甄別、爲肘後百一方」元史姚樞傳「甄別能否」

けん-べつ 〜軒別 戸ごと。家ごと。毎戸。戸別。

けん-ぺん 〜權變 (名) 變に應じて臨

機の處置をなすこと。變通。史記蘇秦傳「蘇秦兄弟三人、皆游說諸侯以顯名、其術長於權變」後漢書賈逵傳「左氏義深於君父、公羊多任於權變」

けん-べん　〜軒冕　(名)　㊀貴人の乘る車と、貴人の用ふる冠と。又、貴人のかぶる高き冠。後漢書「倶軒冕、雖衣裳」㊁轉じて高位・高官の稱。莊子「雖有軒冕之賞、弗能勸」杜甫詩「本無軒冕意、不是傲當時」

けんぽ　(名)　【植】けんぽなし(枳椇)の略。

けん-ぽ　〜畎畝　(名)　㊀田の間のみぞとあぜと。蔡邕文「餘貨委於路衢、餘種棲於畎畝」㊁田畠。ゐなか。田園。太平記「元來家賤しくして、畎畝の中に長(ひと)となりしかば、才もなく、藝もなく」孟子萬章上「旁使其子九男、事舜於畎畝之中」

けん-ぽ　〜賢輔　(名)　賢明なる輔佐。後漢書梁冀傳「順帝之世、梁商稱爲賢輔」

けん-ぽ　〜兼補　本職の外に、兼ねて他の職に補せらるること。兼任。明治十五年一月内務省達乙第七號「神官は教導職の兼補を廢し」臺灣總督府臨時法院條例第四條「臨時法院檢察官は覆審法院又は地方法院檢察官を以て兼補す」

けん-ぽ　〜健歩　達者に步行すること。健脚。韓偓詩「一點心隨健步歸」

けん-ぽ　(名)　〔けんぱふ(憲法)の訛り。〕けんぱふぞめ(憲法染)の略。松の落葉「けんぽ・黑茶に難波江の、よし吉岡に、べに・ひはだ」

けん-ぽ　〜賢母　(名)　賢德ある母。詩經序「言文王所以得聖、由其賢母」戰國策「從母言之、爲賢母也、從婦言之、必不免爲妬婦也」

けんぽ　(副)　まこと。ほんと。眞實。貞享頃の語。鼠の騷ぎ「しんぞ、しんぞ、けんぽ、けんぽ、けんぽ」

げんほ　(名)　いうぢょ(遊女)をいふ、津輕の方言。笑遊

げん-ぽ　〜還補　一旦去りたる職務に再び復すること。

げん-ぽ　〜原簿　(名)　㊀謄寫又は改作せられざるもとの帳簿。原本たる帳簿。會計規則第百十二條「大藏省は日記簿原簿補助簿を備へ國庫の計算に入るへき一切現金の出納を登記すへし」㊁【簿記】もとちやう(元帳)に同じ。

げん-ぽ　〜玄謨　(名)　深遠なる謀計。晉書「偉哉武悼、首創玄謨」

けん-ぽう　〜劍鋒　(名)　劍のきっさき。けんさき。劍鋩。楊萬里詩「下筆縱橫劍有鋒」

けん-ぽう　〜權謀　(名)　權變の謀略。權略。漢書「光素聞傳大后爲人剛暴、長於權謀」說苑「道逆時反、而後權謀生焉」

げん-ぽう　〜現俸　(名)　げんぽうきふ(現俸給)に同じ。明治二十三年勅令第二百二十八號「現俸の三分一」

げん-ぽう　〜減俸　㊀俸給の額をへらすこと。裁判所構成法第七十三條「判事は中略其の意に反して轉官轉所停職免職又は減俸せらるることなし」㊁【法】官公吏に對する矯正懲戒の一。一定の期間、其の俸給の額をへらすもの。文官懲戒令第五條「減俸は一月以上一年以下年俸月割額若は月俸の三分一以下を減す」

げん-ぽう　〜元謀　(名)　はかりごとの發頭人。首謀者。棠陰比事「或爲元謀、或爲加功、罪皆應死」

けんぽう-か　〜權謀家　(名)　權謀に富む人。策略家。策士。

げん-ぽうきふ　〜現俸給　(名)　現在うけ居る俸給。現俸。明治二十六年三月勅令第十五號第三條「現在の職員は別に辭令を用ゐす現俸給相當の俸給を給するものとす」同第四條「判任官俸給令第三條及第四條の期限は現俸給を受けたる日より起算す」

げんぽう-つうはう　〜元豐通寶　(名)　支那の古錢。宋の元豐元年に鑄造せる銅錢。元豐通寶の錢文あり、書體の異樣最も多く、其の種類三百餘品に及ぶといふ。中古以來、他の支那錢と共に我が國の通貨となり、又、我が國にて摸造せしもあり。

けんぽ-が-なし　(名)　【植】けんぽなし(枳椇)の異名。松風村雨束帶鑑「西王母が桃、けんぽが梨」

けん-ぽく　〜硯北　研北　(名)　〔硯の北に坐する人の義〕書牘にて、先方の名宛の左方に添書して、敬意を表する語。机下。案下。座下。高士奇文「杯宴之餘、常居研北」几案面南、人坐研之北也」

けん-ぽく　〜愿朴　正直にて飾りなきこと。つつしみぶかくして質朴なること。後漢書「山民愿朴」

けんぽくぼ　(名、副)　天下はれて隱しだてのなきこと。おもてむき。おほやけ。かた言「憲法をけんぽ、又けんぽくくぼのくぼは公法といふことか」傾城酒吞童子「此の腹の子はこなたの子、親且那と三つがなわて、けんぽくぼはれて生んで見しょ」

げん-ほけん　〜原保險　(名)　再保險に對して、再保險に附せられたるもとの保險の稱。第一保險。前提保險。

けんぽ-なし　枳椇　(名)　【植】鼠李科、枳椇屬の落葉喬木。幹の高さ數丈に達す。葉は卵形、鋭尖頭、鋸齒を有し、中肋及び二側脈顯著、葉柄を有す。夏季、白色の小花を開き、果實は秋季に至りて熟し、肥大なる肉質の柄を有す。我が國、各地の山野に自生す。材は器具用とし、多肉の果柄を食用に供す。けんぽがなし。てんぽろなし。

けんぽ-の-なし　(名)　【植】前條の異名。

けん-ぽふ　〜顯法　(名)　佛語。げんけう(顯教)に同じ。(密法の對)

げん-ぽふ　〜幻法　(名)　魔法。魔術。圓覺經略疏「世有幻法、依草木等、幻作人畜、宛似往來動作之相」

けん-ぽん　〜絹本　(名)　書畫をかくに用ふる絹地。又、そのかきたるもの。宣和畫譜「唐人摹絹本」

けん-ぽん　〜見本　(名)　みほん(見本)に同じ。

けん-ぽん　〜獻本　書籍を獻上すること。又、其の書籍。

げん-ぽん　〜原本　源本　(名)　㊀もと。根源。根本。淮南子「惟達道德者、能原本之矣」漢書「今長安天子之都、此數化之原本」南史「周官一書、實爲群經源本」㊁謄寫・抄錄又は飜譯などせられたるものに對して、もとの文書。原書。民事訴訟法第三百四十九條二項「私署證書は原本を以て之を提出す可し若し當事者か未た提出せさる原本の眞正に付き一致し只其證書の效力又は解釋に付てのみ爭を爲すときは謄本を提出するを以て足る然れとも裁判所は職權を以て擧證者に原本の提出を命することを得」同三項「提出したる謄本は換へて正本又は原本を提出す可き旨の命に從はさるとき」

げん-ぽん　〜元本　(名)　㊀もと。源本。晉書天文志「北斗七星中略七政之樞機、陰陽之元本也」㊁(英Capital)【法】果實を生ずるもととなる物件又は權利。即ち、貸家・貸地・貸金・株式の類。(果實の對)民法第十二條一項「元本を領收し又は之を利用すること」㊂【經】生產物の總收入より、其の費用を

引き去りたる剩餘。

けんぽん-なし　(名)　【植】けんぽなし(枳椇)の訛り。

けんぽん-ほっけしゅう　〜顯本法華宗　(名)　法華宗の一派。日什を開祖とし、京都市妙滿寺を總本山とするもの。妙滿寺派。什門派。

けん-ま　〜研磨　㊀とぎみがくこと。すること。清異錄「紫潤可愛、背陰有字云、華先生製、天受玉質、研磨百爲、夫惟歲寒、非友而誰」㊁深く明らめ究むること。研究。研覈。練磨。

けん-ま　〜肩摩　往來の雜沓して、肩と肩とが摩れあふこと。宋書「肩摩倍於長安」

けんま　こくげき　〔肩摩轂擊〔人の肩と肩とが摩(す)れ合ひ、車の轂と轂とが擊(う)ち合ふ義〕人車の往來の、極めて雜沓すること。戰國策「臨淄之途、車轂擊、人肩摩」

げん-ま　〜減磨　すれてへること。摩擦せられて減ずること。又、磨擦を減ぜしむること。

げん-まい　〜玄米　(名)　稃(もみ)を去りたるのみにて、未だ精(しら)げぬ米。くろごめ。(白米の對)　荒政要覽「至冬收到元米」

げん-まい　〜現米　見米　(名)　㊀現在せるこめ。手元にある米。實際の米。三國志吳志「州郡見米」㊁扶持として宛てがふ米。扶持米。

げんまい-けんさかた　現米檢査方　(名)　堂島米會所の役員。期日受渡米の檢査・格附に關する事務を掌るもの。

げんまい-によしょく　街賣女色　(名)　遊女。淫賣。用明天皇職人鑑「天竺佛の國にはげんまい女(ぢょ)色と名づけ」

けん-まく　〜劍幕　(名)　すごき顏つき。又、怒りたるときの相貌。險相。

けん-まく　〜腱膜　(名)　【醫】腱(けん)の扁平なるものの稱。

げんま-ざい　〜減摩劑　(名)　機械類の摩擦部の摩擦を減ぜしむるもの。即ち、減摩油の類。

けん-まはし　拳回　拳廻　(名)　相撲取の化粧まはしに擬して、拳相撲する者の手にかくる甲かけの如きもの。近世奇跡考「新吉原、小田原屋某、玉菊が手におほひし拳まはしといふ物を今に藏む」

げんま-ゆ　〜減摩油　(名)　【化】きかいゆ(機械油)に同じ。

げん-まん　〜拳萬　(名)　〔詐りなるときは、拳固にて萬回打たるべしとの義〕いつはりなきことの誓言。東京の小兒の俚語。

けんまん-むすび　(名)　けまんむすび(華鬘結)の訛り。

けん-み　檢見　(名)　㊀總べて物事をあらためみること。又、其の役。又、其の人。十訓抄「早く檢見を賜はり、季春が頭を切りて奉るべき旨申しける」東鑑十、文治六年二月五日「被遣雜色直近・常淸・利定等於奧州、是於三方依可遂合戰、爲其檢見也」㊁鎌倉・室町時代、或る事件を監察するため、臨時に設くる職。實檢使より稍輕きもの。里見九代記永祿七年「案内・けん見の者、萬喜へ參り」信長記一下、井川等城開退「觀察使・檢見等を出だされ」㊂室町時代以來の徵稅法の一。其の年の稻の熟・不熟を實際にしらべ、年貢取の高を定むること。又、其の人。けみ(毛見)。義經記八、秀衡子供「此の二三年知行をいくまみたるらん、けんみに罷り下だるべきよし仰せ出ださる」武家名目抄百手「檢見は最も大事と、古人も申しおかれたり」㊃犬追物の職名。射手の射樣、馬の扱ひ樣、矢の中り・外れ等を糺すもの。又、物を賭けて勝負を爭ふ時には、内檢見(けみ)、外檢見(そとけみ)の二役あり。四季騎射秘抄「犬追物には中略檢見未練の時は、射手の善惡、矢の是非をわきまへ難く」㊄ものみ。斥候。唐船噺今國姓爺下「二疋の犬に檢見させ、每夜每夜忍び入り財寶を奪ひ取り」吉野忠信三「京勢も檢見の勢も一つになり」

げん-み　〜現未　(名)　現世と未來と。現當。賀古教信七墓廻三「某只今出家せば中略兄上の現未を助け」

げん-みつ　〜顯密　(名)　佛語。顯教と密教と。榮華疑「僧たち中略顯密ともにあきらかなるをば」著聞三「千觀内供は顯密兼學の人にて」太平記一後醍醐天皇御治世「寺社・禪律の繁昌爰に時を得、顯密・儒道の碩才も皆望みを達せり」

げんみつ　の　をしへ　顯密教　顯教と密教と。

げん-みつ　〜嚴密　きびしくこまかなること。嚴重にして精密なること。東鑑卅九、寶治二年十二月廿日「可致嚴密沙汰」太平記五、大塔宮熊野落「奧に起請文の詞を載せて、嚴密の法をぞ出だしける」庭訓往來六月「將軍家御教書嚴密之上」後漢書「尙書職在機衡、宮禁嚴密」唐書「號令嚴密」

けん-みつあふひ　劍三葵　(名)　紋所の名。

けん-みついてふ　劍三銀杏　(名)　紋所の名。

けん-みつうろこ　劍三鱗　(名)　紋所の名。

げん-みつ-かい　〜顯密戒　(名)　佛語。顯密の兩教と、戒律の宗旨と。太平記十八、比叡山開闢「則ち顯密戒の三學、淵底に玉を拾ひ」

けん-みつかしは　劍三柏　(名)　紋所の名。

けん-みつからはな　劍三唐花　(名)　紋所の名。

けん-みつたうちは　劍三唐團扇　(名)　紋所の名。

けん-みつたかのは　劍三鷹羽　(名)　紋所の名。

けん-みつちゃうじ　劍三丁子　(名)　紋所の名。

けん-みつちゃのみ　劍三茶實　(名)　紋所の名。

けん-みつはなびし　劍三花菱　(名)　紋所の名。

けん-みつびし　劍三菱　(名)　紋所の名。

けん-みつひひらぎ　劍三柊　(名)　紋所の名。

けん-みつほし　劍三星　(名)　紋所の名。

けん-みつわちがひ　劍三輪違　(名)　紋所の名。わちがひ(輪違)を見よ。

けん-みつをりだか　劍三折鷹　(名)　紋所の名。

けん-みゃく　〜見脈　脈を見ること。又、外見のみにて脈の狀態を察知すること。日本振袖始三「疑ひもなき黃疸神中略させても見脈、お見立ての奇なるかな、妙なるかな」持統天皇歌軍法二「案の如く、御病氣見脈に顯れたり」浮世風呂「見ずとも其の通りだ、見脈にして病を指す。此の方は開いたばかりで病を察するはさ」

けんみん-し　〜遣明使　(名)　室町時代、修交のため幕府より支那明國へ派遣せし使節。

けんみん-せん　〜遣明船　(名)　遣明使の乘船。明國より送附せし勘合符を帶す。

けん-む　〜兼務　本務の外に、他の職務を兼ぬること。二つ以上の任務を兼ぬること。又、其のつとめ。兼任。兼勤。

げん-む　〜現務　(名)　現に取り扱ふ事務。民法第七十八條一號「現務の結了」

げん-む　〜幻夢　(名)　むげん(夢幻)に同じ。

げん-む　〜玄武　(名)　㊀四神の一。北方に配し、龜の象を圖とするもの。平家五、都遷「左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、四神相應の靈地なり」㊁次條の略。㊂家の北方に岡あるところ。岡なき時には檜木を植ゑて代りとす。

げんむ-き　〜玄武旗　(名)　龜の象を畫きたる旗。續紀二、大寶元年正月「天皇御二大極殿一受レ朝中略右月像・玄武・白虎幢」

けんむ-しゃ　〜兼務者　(名)　兼務せる人。公證人法第六十八條「後任者又は兼務者」

けん-めい　〜賢命　(名)　尊長又は他人の命令の敬語。

けん-めい　〜賢名　(名)　賢明のきこえ。春秋繁露「不レ能レ致レ功、雖レ有二賢名一不レ予二之賞一」

けん-めい　〜賢明　かしこくして事理にあきらかなること。又、其の人。聰明。聰慧。史記李斯「生則有二尊重之勢一死則有二賢明之謚一也」漢書外戚傳「膠東不レ亮、河閒賢明」

けん-めい　〜懸命　いつしよけんめい(一所懸命)の略。

けんめい　の　ち　懸命地　一所懸命の領地。太平記十一、長門探題降參「勳功有りて、懸命の地をぞ安堵せられける」同同、金剛山寄手等被誅「二階堂出羽入道道蘊は中略死罪一等を許され、懸命の地に安堵して居たりけるが」

けん-めい　〜言明　言語にて明かに述ぶること。明言。

げん-めい　〜嚴命　きびしく命令すること。又、その命令。嚴命。盛衰記廿六、資盛謹讓「蒙二嚴命一畢。任下被二仰下一之旨上、速可レ掃二追義仲一」東鑑七、文治四年七月十日「從二嚴命之趣一」史記

約世家「追受二嚴命一」

げん-めい　〜眩瞑　めいげん(瞑眩)に同じ。

げん-めい　〜嚴明　きびしくあきらかなること。嚴重にして明白なること。後漢書安「徵爲二河南尹一政號二嚴明一」

げん-めう　〜玄妙　幽玄にして微妙なること。又、其の道理。又は技藝。中鑿「幽深謂二之玄一理微謂二之妙一」北史藝術傳論「或敍二其玄妙一或記二其迂誕一」

げん-めつ　〜還滅　佛語。煩惱を滅して菩提に還ること。生死を出でて涅槃に入ること。(流轉の對)

げんめつ-もん　〜還滅門　(名)　佛語。還滅の境に出入するところ。

けん-めん　〜捲麪　(名)　一種の食品。小麥粉を雞卵汁にて薄くのばし、長さ二寸ほどに切りて、猪の細腸・木耳を包み、薄醬油にて煮たるもの。和訓栞

けん-めん　〜券面　(名)　㊀證券の表面。即ち、數額などを記したる方。㊁けんめんがく(券面額)の略。

けん-めん　〜硯面　(名)　すずりの表面。即ち、墨をする方。

げん-めん　〜減免　㊀減輕と免除と。舊刑法第百十條二項「正犯の身分に因り刑を減免すへき時と雖も從犯の刑は其輕きに從て減免することを得す」會計檢査院法第二十一條「會計檢査院の判決に據り辨償の責を負ふ者は天皇の恩赦に由るの外本屬長官之を減免することを得す」㊁減等して免除するに至ること。

けんめん-がく　〜券面額　(名)　券面に記載せるたか。けんめんだか。商法第百二十八條「株式發行の價額は券面額を下ることを得す」民事訴訟法第六百一條「支拂に換へ券面額にて債權を轉付する命令ある場合」

けんめん-きんがく　〜券面金額　(名)　券面に記載せる金額。額面。

けんめん-じゅす　〜絹綿繻子　(名)　經に絹絲、緯に木綿絲を用ひて、絹絲のみ表面に織り出だす繻子。南京繻子。

けんめん-だか　券面高　(名)　けんめんがく(券面額)に同じ。

げん-もく　〜言默　(名)　語ることと語らざることと。いふことといはざることと。莊子則陽「道物之極、言默不レ足二以載一」

げん-もく　〜玄默　奧ゆかしくして妄りに物いはぬこと。もの靜かに默して居ること。漢書刑法志「老子玄默、孔子所レ師」

げん-もく　〜眩目　目をくらますこと。目がくらむこと。まばゆきこと。

けん-もくかう　劒木瓜　(名)　㊀紋所の名。㊁[植]まつむしさう(山蘿蔔)の異名。

けん-もつ　監物　(名)　古昔、中務省に屬して、大藏・內藏などの出納、及び諸庫の管鑰を監せし官。大監物と少監物とあり。おろしもののつかさ。職員令「中務省中略大監物二人掌下監二察出納一請中進管鑰上」運歩色葉「監物ケンモツ職名、城門部」

けん-もつ　獻物　(名)　獻ずる物品。獻上もの。代始和抄「其ののち山城の國司、獻物三十棒を取りて庭中に列立す」

げん-もつ　現物　(名)　げんぶつ(現物)に同じ。庭訓往來十二月「現物色代之償」運歩色葉「現物ゲンモツ」

けんもつ-きょく　監物局　(名)　監物の服務する役所。百寮訓要抄「監物局官をさむるなり」

けん-も-ほろろ　(名、副)　(雉の聲に權威の義をかけていふ。大和故事)　きっぱりと謝絕して、取りつく術もなきさまにいふ語。妹背山女庭訓四「ええけたいなげん妻めら、あっちへきりきりうせあがれと、けんもほろろに言ひ散らされ」傾城買二筋道「そんないやな事は嫌ひと、けんもほろろの挨拶ゆゑ」

けん-もん　〜權門　(名)　權勢の盛んなる家。勢家。太平記五、大塔宮熊野落「或ひは權門・高家に仰せて、是れを求めける間」後漢書明帝紀「權門請託」同陽球傳「權門聞レ之、莫レ不レ屛レ氣」

けん-もん　〜見聞　見また聞くこと。みきき。けんぶん。盛衰記廿九、新八幡願書「見二聞彼暴惡一不レ能レ顧二思慮一」太平記二、三人僧徒關東下向事「此れ程れに立ちて見聞しけれけば」同廿四、依山門嗷訴公卿僉議事「金鼓を打って見聞の衆を集め給ふ」

けんもん　かくち　〜見聞覺知　佛語。見ることと聞くことと、さとることと知ることと。砂石集六「眼に有るを見といひ、耳に有るを聞といひ、鼻と舌と身に有るを覺といひ、意にあるを知といふ。此の見聞覺知、六塵に著せずして」

けん-もん　〜驗問　しらべて問ひただすこと。史記吳王濞列傳「京師知二其以二子故一稱レ病不レ朝、驗問實不レ病」

げん-もん　〜玄文　(名)　佛語。義理の幽玄なる文書。又、天台宗三大部の一なる法華玄義の略稱。太平記十七、山門牒送南都事「隋高祖之崇二玄文一玉泉水淸」

げん-もん　〜諺文　(名)　おんもん(諺文)に同じ。

げん-もん　〜舷門　(名)　船の上甲板の舷側にある出入口。

けんもん-かご　權門駕籠　(名)　江戶時代、大名の家來が、主用にて他家に往く時乘り行くかご。

けん-もんさ　〜顯紋紗　(名)　次條に同じ。著聞「けんもんさのひたたれ・小袴に」

けん-もんしゃ　〜顯紋紗　(名)　種種の紋がらを織り出だせる紗。けもんさ。東鑑寶治二年六月廿九日「顯文紗三十端」曾我三、兵「け

んもんしゃの直垂をぞ著せたりける」運歩色葉「顯紋紗ケンモンシャ敷二浮」顯文沙商人諸茶

げんもん-でんぱう　〜諺文電報　(名)　朝鮮語にて綴り、朝鮮內地相互にて發受する電報。韓國內電報規則「諺文電報」

げん-や　〜原野　(名)　のはら。はら。禮記月令「循二行國邑一周二視原野一」後漢書班固傳「原野蕭條、目極二四裔一」呂氏春秋季秋紀「廣平曰レ原、郊外曰レ野」

けん-やう　〜犬羊　(名)　㊀いぬとひつじと。論語顏淵「虎豹之鞹、猶二犬羊之鞹一」禮記玉藻「犬羊之裘不レ裼、不二文飾一也」㊁犬羊の如き醜類。賊徒。太平記十七、還幸供奉人人被禁殺「傍人の光彩に向かって面を泥沙の塵に低(た)れ、後生の榮耀を望んで涙を犬羊の天に淋ぐ」

けん-やう　〜顯揚　名を世にあらはしあぐること。禮記祭統「顯二揚先祖一所二以崇レ孝也」史記律書「身寵君尊、當世顯揚、可レ不レ謂レ榮焉」

けん-やう　〜眷養　かへりみ養ふこと。なさけをかけて養育すること。太平記十、鹽飽入道自害「御邊は未だ私の眷養にて、公方の御恩をも蒙らねば」

けん-やう　〜圈養　畜類を檻(オリ)に入れて養ふこと。

けん-やく　〜儉約　㊀費用を節すること。みだりにつひやさぬこと。節儉。節用。大鏡上「をじきに取りすゑつつぞ參らせける。儉約し給ひしもさるべき事の御座と御判所とにぞ、大臣とは見え給ひし」東鑑卅三、延應二年一月十八日「萬事停二止過差一可レ好二儉約一條條事」史記循吏傳「遂爲二渤海大守一躬率以二儉約一」㊁放縱又は散漫ならぬこと。しまること。つづまやか。節省。淮南子詮言訓「人富下以二度量一儉約上自處、則無レ害」漢書平帝紀「身行二儉約一」

(諺)儉約と吝嗇は水仙と葱(ネギ)　似て非なるものの譬へ。存心要訓「儉約と吝嗇は水仙と一もじ、見分け知るべし」

けん-やく　〜堅約　かたく約束すること。又、その約束。太平記廿六、仁木京兆參南方「何しか天下を君の御成敗に任せたりし堅約、忽ちに破って」漢書晁錯傳「烏孫持二兩端一亡二堅約一」

けん-やく　〜兼約　かねての約束。前約。運歩色葉「兼約ケンヤク」

けん-やく　〜兼役　他の役目をかぬること。又、そのかねたる役目。兼務。

けん-やく　〜險阨　險阻なること。危險なること。險難。釋名「益州益阨也。所在之地、險阨也」馮衍文顯志賦「悲二世俗之險阨一哀二好惡之無常一」

げん-やく　〜現益　(名)　佛語。現在世にて受くる利益(リヤク)。現世の利益。

けんやく-か　〜儉約家　(名)　儉約なる人。しまつや。

けん-やまのまる　劒山丸　(名)　紋所の名。

けんや-やき　乾也燒　(名)　文政の頃、破笠燒及び乾山燒に摸倣して三浦乾也の創製せる陶器。細少の動植物を模造せるもの。

けん-ゆ　〜見輸　大寶令にて、現に調庸・雜徭を輸するもの。(見不輸の對)　主計寮式下「口若干、見輸」

げん-ゆ　〜原油　(名)　坑井より汲みとりたるままにて、未だ精製せざる石油。

げん-ゆ　〜原由　げんいう(原由)に同じ。

けん-よ　〜肩輿　(名)　㊀手輿(タゴシ)の類をいふ。西宮記十一、御輿「昌泰元、御導師依二老耄一乘二肩輿一參」㊁傷籠。乘物。轎。松原自休手錄「傳奏の日はく、肩輿可レ至二長橋局前一」杜甫詩「南溪老病客、相見下二肩輿一」萩岡雜記「古稱二肩輿一中略兜子、即片轎也」

けん-よ　〜權輿　(衡を造るには權(オモリ)より始むとの義に基く)　物事の始り。おこり。發端。濫觴。運歩色葉「權輿ケンヨ始之義也」詩經秦風「於レ我乎每レ食四簋、今也每レ食不レ飽、于嗟乎、不レ承二權輿一」大戴禮誥志「於時冰泮發レ蟄、百草權輿」爾雅「權輿始也」

けん-よう　〜娟容　姸容　(名)　うつくしき容貌。あてなる姿。美貌。

けん-よう　〜兼用　二つ以上の事に兼ね用ふること。共に用ふること。禮記檀弓「周人兼二用之一」同明堂位「凡四代之服器官、魯兼二用之一」

けん-よう　〜顯用　顯職に擧用せらるること。登庸せらるること。後漢書胡廣傳「甘奇顯用、年乖二強仕一注廿羅十二封爲二上卿一、子奇年十八主二東阿一」

げん-よう　〜言容　(名)　言語と容貌と。ことばつき、又すがた。禮記玉藻「言容諮諮、色容厲肅」

げん-よう　〜嚴容　(名)　げんばう(嚴貌)に同じ。

けんよう-すゐ　〜懸雍垂　(名)　【醫】軟口蓋の後端、中央の圓形に突出せる部。

けんよう-どうぶつ　〜牽用動物　(名)　物を牽引せしむるに用ふる動物。牛馬の類。

けん-よく　〜謙抑　へりくだること。たかぶらざること。謙讓して抑遜すること。抑遜。

げん-よく　〜玄默　(名)　壬(ミヅノエ)の歲の異稱。

けん-よつからはな　劒四唐花　(名)　紋所の名。

けん-よつちゃうじ　劒四丁子　(名)　紋所の名。

けん-よつぼし　劒四星　(名)　紋所の名。ほし(星)十を見よ。

けん-よつめ　劒四目　(名)　紋所の名。

けん-よつわちがひ　劒四輪違　(名)　紋所の名。

けんよ-も-なし　(句)　(けんよはけんによの訛り)　懸念なし。きがかりなし。一代男「おせさよいさと歌へど、けんよもない顏してゐる。これはと樣子かへて、松原越えてと踊れば、一度に手を拍って喜ぶ」

げん-らい　〜還來　かへりきたること。

げんらい　ゑこくど　〜還來穢國土　佛語。淨土に往生したるものが、再び裟婆の穢土に還り來たりて、衆生を濟度すること。

けん-らう　〜賢郞　(名)　他人の子息の敬稱。賢息。令息。

けん-らう　〜嶮浪　(名)　危險なる大波。盛衰記十、頼豪出皇子「悠悠たる生死之長夜に、挑二戒光一而照二闇冥一茫茫たる苦海之嶮浪に、乘二木刃一而到二彼岸一」

けん-らう　〜倦勞　うみつかるること。

けん-らう　〜堅牢　かたくして容易に壞れざること。ぢやうぶ。堅固。强固。蘇軾詩「也知不レ作二堅牢玉一無レ奈能開二頃刻花一」

げん-らう　〜元老　(名)　㊀官位・年齡又は衆望の高き老人。元勳。詩經小雅「方叔元老、克壯二其猶一」左傳僖公廿二年「雖レ及二胡耇一」杜注「胡耇元老之稱」㊁年久しく其の部內にありて、功勞を積みたる人。

げんらう-くわいぎ　〜元老會議　(名)　國家の元老が、國事に關して催す會議。

けんらう-ぢぎ　〜堅牢地祇　(名)　佛語。次條に同じ。盛衰記廿六、舊延慶讀「下、內海、外海、龍神八部、堅牢地祇」

けんらう-ぢしん　〜堅牢地神　(名)　佛

語。下方に在りて大地を司る地神。地神。義經記一「(常盤)親にけう養する者をば、けんらうぢしんも納受あるとなれば」卯月潤色「堅牢地神は大地を破り、奈落に沈め給ふべし」地藏本願經「佛告二堅牢地神一」最勝王經「由二神能令一レ地堅牢、名二堅牢地之神一」

げんらう-ゐん 〔元老院〕(名) ㊀法律案の討議、及び天皇の御諮詢に奉答するため、明治八年四月に設けたる合議制の官廳。議長・副議長・議官を以て組織し、正・權・大・少書記官等の職員を置く。明治二十三年三月廢せられたり。明治八年四月元老院章程「元老院」㊁(英 Senate) 佛蘭西國・亞米利加合衆國などの共和國の上院の稱。

げんらうゐん-ぎくゎん 〔元老院議官〕(名) 元老院を組織する議員。華族・官吏・勳功又は學識ある者より選任せられたる勅任官。明治八年四月元老院章程「元老院議官」

げんらうゐん-ぎゐん 〔元老院議員〕(名) 元老院(ゲンラウヰン)を組織する議員。

けん-らん 〔絢爛〕 ㊀きらきらと光りかがやくさまにいふ語。㊁詩歌・文章などの、修飾を加へてあざやかなるさまにいふ語。蘇武文與子卿書「凡文字、少小時須レ令二氣象崢嶸、采色絢爛一」

けん-り 〔賢吏〕(名) 賢明なる吏員。後漢書孔融傳「恃二舊交一而欲二自外於賢吏一哉」

けん-り 〔縣吏〕(名) 縣の吏員。漢書要「要試補二縣吏一與二高祖一相愛」神仙傳「馬鳴生少爲二縣吏一捕レ賊」

けん-り 〔權利〕(名) ㊀權勢と利益と。史記鄭世家「語有レ之、以二權利一合者、權利盡而交疏」同灌夫傳「宗族賓客、爲二權利一橫二於潁川一」㊁(英 Right)【法】人が意思を以て、特定の利益を主張し、又は享受し得る法律上の能力。公權と私權とに分かつ。各條を見よ。大日本帝國憲法第二章「臣民權利義務」㊂物事をなしうる資格。自由に萬事を處分し得る分限。

けんり くゎいふく 〔權利回復〕【法】裁判所の判決によりて、他人に侵害せられたる權利を回復すること。

けん-り 〔權理〕(名)【法】けんり(權利)に同じ。地所名稱區別「人民所有の權理を失せし土地」

けん-り 〔堅利〕 かたきと利(ト)きと。かたくして鋭利なること。孟子公孫丑下「兵革非レ不二堅利一也」

げん-り 〔現利〕(名) 現在の利益。庭訓往來十二月「總而無二異儀之黎民一、而納法之利潤莫大也。無二難澁之鄕保一、而土貢之現利互多也」

げん-り 〔玄理〕(名) 深遠なる道理。深奥なる眞理。南史宋百年「頗言二玄理一、時爲二詩詠一、往往有二高勝之言一」張喬詩「四海求二玄理一、千峰繞二定身一」

げん-り 〔原理〕(英 Principle)(名) ㊀【哲】物の原始。學說の出發點たるべき概念。㊁【倫】正しき行爲の基礎たる規則。

けん-りう 〔涓流〕(名) ほそきながれ。涓涓たる水流。後漢書朱穆傳「涓流雖レ寡、浸成二江河一」

げん-りう 〔源流 原流〕(名) 水のながれ出づるみなもと。謠曲雜體「一つにあらざれば、源流漸く繁る木の」詩譜序「欲レ知二源流淸濁之所一レ處、則循二其上下一而省レ之」

けんり-かうゐ 〔權利行爲〕(名)【法】㊀權利者が其の權利を行使する所爲。㊁はふりつかうゐ(法律行爲)に同じ。

けんり-かぶ 〔權利株〕(英 Potential share)(名)【商】株式引受人が、其の引受株に對する權利。

げん-りき 〔驗力〕(名) 修驗の行力。靈異記上「天皇勅遣レ使捉レ之、猶因二驗力一輙不レ可レ所レ捕」

けんり-きょうつう 〔權利共通〕(名)【法】數人が同一の事物の上に共通の權利を有すること。即ち、共有權・不可分權の類。民事訴訟法第四十八條第一號「數人か訴訟物に付き權利共通若くは義務共通の地位に立つとき」

けんり-くゎんけい 〔權利關係〕(名)【法】權利と義務とが相對立する關係。法律關係。(事實關係の對) 民事訴訟法第七百六十條「假處分は爭ある權利關係に付き假の地位を定むる爲にも亦之を爲すことを得但其處分は殊に繼續する權利關係に付き著しき損害を避け若くは急迫なる强暴を防く爲め又は其他の理由に因り之を必要とするときに限る」

けんり-こうそく 〔權利拘束〕(英 Restriction of right)(名)【法】訴訟の提起によりて生ずる訴訟上の效力。民事訴訟にては、通常、訴狀の送達によりて始まり、確定判決・適法なる訴への取下げ、及び和解によりて終了するまでは、其の訴訟の原因を變更し、若しくは妄りに取下げをなし、又は他の裁判所にこれを訴ふるを得ざるものとし、刑事訴訟にては、公判の提起に始まり、其の判決確定するまでは、特定の被告人のなせる特定の犯罪行爲に限られ、また檢事が妄りに公訴の取下げをなすを得ざるものとす。民事訴訟法第百九十五條「權利拘束」

けんりこうそく の かうべん 〔權利拘束の抗辯〕【法】妨訴抗辯の一。權利拘束の繼續中、原告若しくは被告より同一の訴訟物につき、他の裁判所にて本訴又は反訴を以て請求したるとき、其の相手方のなすもの。民事訴訟法第百九十五條第二項第一號「權利拘束の抗辯」

けんり-しち 〔權利質〕(獨 Pfandrecht am Recht)(名)【法】質權の一。財產權を目的とするもの。民法第二編第九章第四節「權利質」

けんり-しゃ 〔權利者〕(名)【法】權利を有する者。民法第百五十四條「權利者の請求」

けんり-しゅたい 〔權利主體〕(名) 權利能力を有するもの。

けん-りつ 〔縣立〕(名) 縣にて設立したるもの。

けん-りつ 〔建立〕 建て設くること。こんりふ。書經洪範「建二立卜筮人一」

げん-りつ 〔嚴律〕(名) きびしき法律。嚴重なる刑律。

けんり-のうりょく 〔權利能力〕(名)【法】きやうゆうのうりょく(享有能力)に同じ。

げんりふ-やき 〔元立燒〕(名) 寬文頃、大隅國始良(アヒラ)郡帖佐(テウサ)小野元立院が野田某と謀り、肥前國有田の陶工北村傳左衞門を聘して燒かしめたる陶器。

けんり-めいぎ 〔權利名義〕(名)【法】權利關係の名義。破產法第千四十九條「辨償を受けさる債權者は破產手續に於て確定したるに因りて得たる權利名義に基き其債權を債務者に對して無限に行ふことを得」

けん-りゃう 〔權量〕(名) はかりとます。權衡と度量と。論語堯曰「謹二權量一、審二法度一」

けん-りゃう 〔兼領〕 兼ねて領有すること。兼並して領すること。李白詩「漢家戰士三十萬、將軍兼領霍嫖姚」

けん-りゃう 〔賢良〕 かしこく善良なること。又、其の人。周禮地官「師氏敎三行、中略二日友行、以尊二賢良一」禮記月令「命二大尉一贊二桀俊一、遂二賢良一、擧二長大一」莊子盜跖「以二淸廉士一爲レ鈍、以二賢良士一爲レ脊」

げん-りゃう 〔元良〕(名) 極めて善良なること。又、其の人。書經太甲「剡二喪元良一、賊二虐諫輔一」

げん-りゃう 〔原諒〕 事情の諒察すべきこと。舊刑法第八十九條「所犯情狀原諒す可き者」

げん-りゃう 〔減量〕 ㊀量の減(ヘ)ること、又は減(ヘ)らすこと。㊁【商】重量を標準として賣買する貨物を賣買するとき、其の貨物の重量より風袋を差し引きたる上に、なほ慣習として差し引くべき一定の重量の稱。

けん-りゃく 〔權略〕(名) けんぼう(權謀)に同じ。後漢書祭彤傳「形有二權略一、視レ事五歲、縣無二盜賊一」晉書司馬遷傳「多二權略一、少長咸宗レ之」

げんりゅう-たう 〔玄龍湯〕(名) 古昔の湯藥の名。和名抄二十「玄龍湯」

けんりゅう-つうはう 〔乾隆通寶〕(名) 支那の古錢。淸の乾隆三年に鑄造せる銅錢。各府省にて鑄造せるものは皆背に各地名の一字を記す。即ち、荊州・蘇州・福建・浙江・河南・武昌・山東・雲南・陝西等の種類あり。又、一種大形にして、背に鳳龍の圖を顯すものあり、これを一に慶賀錢といふ。

けん-りょ 〔賢慮〕(名) 賢明なる思慮。又、他人の思慮の敬稱。お見こみ。おぼしめし。尊慮。十訓抄中「先見の危き事を告げ知らせ奏られける事こそ、懇篤其の忠に表はれ、賢慮神の如くに速かなりけれ」東鑑一、治承四年九月廿九日「定挿二害心一歟之由、賢慮思召疑之間」運歩色葉「賢慮ケンリヨ」

けん-りょく 〔權力〕(名) ㊀下位の者を强制し服從せしむる威力。權威。權柄。漢書賈誼傳「況莫大諸侯、權力且十二此者乎」㊁【法】自己の意思によりて他人の意思を强制する法律上の力。

けんりょく を さしはさむ 〔挾權力〕 權威を鼻にかく。

けんりょく-くゎんけい 〔權力關係〕(名)【法】權力者が、自己の意思によりて服從者の意思を强制する關係。

けんりょく-しゃ 〔權力者〕(名)【法】權力を有するもの。權力主體。

けんりょく-しゅたい 〔權力主體〕(名) 前條に同じ。

けんりょく-せつ 〔權力說〕(名)【倫】道德上の規定は權力あるものの命令に基くとなし、命令を以て是非・善惡の究極の根據となす一派の說。

けんりょく-だんたい 〔權力團體〕(名)【法】權力主體たる團體。

けんりょく-へいきん 〔權力平均〕(名) せいりょくへいきん(勢力平均)に同じ。

けんり-ゐん 〔縣吏員〕(名) 縣知事の命を承けて、地方自治團體たる縣の行政事務に從事する吏員。縣吏。

けん-りん 〔乾臨〕(名) (乾は天。天が下に臨む義) 天子。主上。君王。太平記十二、兵部卿親王流刑「乾臨何延二古不レ墾、今、不レ堪二懇欵之至一」同卅、持明院殿吉野遷幸「乾臨曲げて恩免を蒙らば、速かに釋門の徒と成って、邊鄙に幽居をトめんと思ふ」

けん-りん 〔儉吝〕 儉約と吝嗇と。深くもの惜しみすること。やぶさか。晉書義陽王望傳「性儉吝、而好二聚斂一」

けん-りん 〔慳吝 慳悋〕 慳貪にして吝嗇なること。運歩色葉「慳悋ケンリン」原化記「慳吝未レ除、術何由成」

げん-りん 〔原林〕(名) げんせいりん(原生林)に同じ。

けんりん-ぢごく 〔劍林地獄〕(名) 地獄の一。熱鐵丸を以て果實としたる劍樹の林の中にて罪人を苛責するところ。不孝・不敬又は無慈悲の者此處に墮落す。

けんりん-ぢごく 〔劍輪地獄〕(名) 劍の輪を葉・華・果となせる劍林中にて罪人を苛責するところ。殺生を樂しむもの此處に墮落す。

けんりん-ぼう 〔劍輪鋒〕(名) 紋所の名。

けん-るゐ 〔堅壘〕(名) 守備の堅固なるとりで。杜牧文戰論「名城堅壘、峇嶭相貫」

けん-れい 〔憲令〕(名) おきて。のり。法度。周語「以爲二憲令一」

けん-れい 〔縣令〕(名) ㊀【法】縣知事が部内の行政事務につき、其の職權若しくは特別の委任により、管內一般又は其の一部に發する行政命令。㊁明治十九年以前の縣知事の稱。㊂古昔、ぐんじ(郡司)の唐名。㊃支那にて、縣の主宰者。史記商君列傳「秩令二邑聚一爲レ縣、置二令丞一、則縣令及丞自二秦孝公一始也」宋朝會要「六國置二縣邑一、其長中略秦曰レ令」

けん-れい 〔黔黎〕(名) たみ。百姓。黔首。黎民。蒼生。唐文宗詩「願蒙二四海福一黔黎一」

けん-れい 〔娟麗 妍麗〕 容貌などの美しきこと。なまめかしきこと。洛陽花木記「閱二洛陽花卉之盛、甲二于天下一、未レ能三盡觀二其繁盛妍麗一」名畫錄「天人姿態、筆蹤妍麗」

げん-れい 〔嚴令〕 きびしく命令すること。又、その命令。嚴命。史記禮書「嚴令繁刑、不レ足二以爲一レ威」後漢書耿弇傳「乃嚴二令軍中一」

げん-れい 〔嚴厲〕 おごそかにするどきこと。

けん-れう 〔見料〕(名) 見物したる料金。見物料。觀覽料。

げん-れう 〔原料〕(名) 製造・加工せられたるものの、もとの材料。

げんれう-たう 〔原料糖〕(名) 精製糖を製造するに適する砂糖又は白下糖。原糖。

げん-れつ 〔嚴烈〕 きびしくはげしきこと。魏書崔楷傳「崔楷性嚴烈、能摧二挫豪强一」

けん-れん 〔見連〕(名) けんぶつれん(見物連)に同じ。

けん-れん 〔眷戀〕 愛著の情にひかること。こひこがること。戀著。晉書裴秀傳「哀悲眷戀」

けん-れん 〔牽連〕 ひきつづくこと。又、ひかれつながること。淮南子「以二摸蘇牽連物之微妙一」梅南贊箴「文有二抵捂一、隨爾定正、事或牽連、亦皆記載」揚雄文「翁孺與二雄外家一牽連之親」

けんれん-はん 〔牽連犯〕(名)【法】一の犯罪の手段又は結果たる行爲が、他の罪名に觸るるもの。例へば、人の住居に侵入して他人の財物を竊取し、又は其の竊取物を損壞したる類。刑法にては、其の犯罪と其の手段又は結果たる行爲とを合はせて一罪とし、其の最も重き刑を以て處斷することとせり。

けん-ろ 〔險路〕(名) けんだう(險道)に同じ。舊唐書禮儀志「開二鑿險路一」

けん-ろ 〔賢路〕(名) 賢者の昇進する路。史記萬石君傳「避二賢者路一」潘岳詩「在レ疚妨二賢路一、再升二上宰朝一」

けん-ろ 〔蹇驢 騫驢〕(名) あしなへたる驢馬。駑馬に譬へていふ。持統天皇歌軍法「或る時は蹇驢に鞭打って、衣を西山の雨に濕し」易林「蹇驢不レ材、駿驥失レ時」抱朴子「所レ論鷹レ囘蹇驢、豪二龍駿之價一」

げん-ろ〔涓露〕(名) 少しばかりの水。盛衰記卅九、重衡酒宴「雖二一念一兮必感應、喩レ之巨海納二涓露一」

けん-ろ〔顯露〕 いちじるしくあらはるること。あらはなること。露顯。延慶本平家一末、成親卿俊寛等被レ流「大外道と聞こえたり。務努顯露に御披露有るべからず」運歩色葉「顯露ケンロ」周禮大司徒「以二陰禮一教レ親則民不レ怨」疏「昏婚之禮、不レ可二顯露一故曰二陰禮一也」法華經科註「若二法華一者、是頓非レ漸、是顯露非二祕密一」

げん-ろ〔言路〕(名) 言語によりて下情の上に疏通するみち。進言するみち。後漢書袁紹「紹撤操欲レ迷二奪時明一杜二絕言路一」

けんろう-き〔檢漏器〕(名) 電路中に於ける電氣の漏洩を檢する器具。直流用・交流用の二種あり。

げん-ろく〔玄鹿〕(名) 毛色くろき鹿。長壽のものなりといふ。錦字箋「鹿千歲而蒼、又五百歲而白、又五百歲而玄。仙者說、玄鹿爲レ脯食レ之壽二千歲」

げんろく-いちぶきん〔元祿一分金〕(名) 次條に同じ。

げんろく-いちぶばん〔元祿一分判〕(名) 次條の略。

げんろく-いちぶばんきん〔元祿一分判金〕(名) 元祿八年より寶永七年まで、江戸幕府の鑄造せし一分判金。背に元の字の添極印あるもの。縱は五分、横は三分五厘。其の價格・品位及び重量は元祿小判金に同じ。享保三年十月其の通用を廢せられたり。元祿一分金。元祿一分判。金銀圖錄二、正用品「元祿壹分判金」貨幣祕錄「元祿壹分判金」

げんろく-えどざこばん〔元祿江戸座小判〕(名) 次條の略。

げんろく-えどざこばんきん〔元祿江戸座小判金〕(名) 元祿小判金の一。江戸にて鑄造せしもの。縱は二寸三分五厘强、横は一寸二分五厘。金銀圖錄二、正用品「元祿江戸座小判金」

げんろく-おほばん〔元祿大判〕(名) 次條の略。

げんろく-おほばんきん〔元祿大判金〕(名) 元祿八年より十一年まで、江戸幕府の發行せし大判金。背に元の字の添極印あるもの。縱は五寸强、横は三寸一分五厘。享保十年十二月其の通用を廢せられたり。元祿大判。元の字判。金銀圖錄二、正用品「元祿大判金」貨幣祕錄「元祿大判金」

げんろく-きやうざこばん〔元祿京座小判〕(名) 次條の略。

げんろく-きやうざこばんきん〔元祿京座小判金〕(名) 元祿小判金の一。京都にて鑄造せしもの。縱は二寸三分强、横は一寸二分五厘。金銀圖錄二、正用品「元祿京座小判金」

げんろく-きん〔元祿金〕(名) 元祿小判金・元祿一分判金及び元祿二朱判金の總稱。元の字金。元金。享保集成絲綸錄七「元祿金引替へは來亥年に可レ限事」地方凡例錄十一「正德二壬辰年文廟薨御之砌、元祿金を止め慶長金に可レ復旨御遺命に依りて、乾金彌賤しく成り」

げんろく-ぎん〔元祿銀〕(名) 元祿丁銀及び元祿豆板銀の總稱。元字銀。享保集成絲綸錄四「元祿銀・寶永銀・中銀・三寶銀・四寶銀通用之事は、來丑年を限り、翌寅年より世上通用一切停止たるべく候」同「元祿銀世上において元字銀と稱す一貫目には、只今通用の銀一貫六百目を用ふべし」

げんろく-きんぎん〔元祿金銀〕(名) 元祿八年九月より寶永七年まで、江戸幕府の發行せし金銀貨。即ち、元祿大判金・元祿小判金・元祿一分判金・元祿丁銀・元祿豆板銀の總稱。元字金銀。貨幣祕錄「元祿八年乙亥九月金銀の法を改む。大判金以下輕重其の違あり。背に元字の極印あり。世に元字金銀、又元祿金銀といふ。享保三年戊戌十月小判金歩判金通用停止、凡二十四年」金銀圖錄二、正用品「元祿八年九月十日金銀の法を改められ、大判・小判・丁銀・豆板を改め鑄らる。脊に元の字の添極印あり。世に是れを元字金銀と云ひ、又、元祿新金銀と云ふ。大判は世に元の字判とも云ふ。小判は元の字金と云ふ。元祿大判は、享保十年十二月朔日通用停止、元祿小判分判は享保三年通用停止」

げんろく-げた〔元祿下駄〕(名) 日和下駄の一種。楕圓形にてばら緒をすげたるもの。元祿時代に町奴等の用ひしものとて、粋士の愛用せるもの。

げんろく-こそで〔元祿小袖〕(名) 摺箔縫模樣にてそぎ袖の小袖。元祿時代のものに擬したるもの。花見小袖。

げんろく-こばん〔元祿小判〕(名) 次條の略。

げんろく-こばんきん〔元祿小判金〕(名) 元祿八年より寶永七年まで、江戸幕府の發行せし小判金。背に元の字の添極印あり。元祿江戸座小判金・元祿京座小判金の二種あり。享保三年十月其の通用を廢せられたり。元祿小判。貨幣祕錄「元祿小判金」

げんろく-しんきんぎん〔元祿新金銀〕(名) げんろくきんぎん(元祿金銀)に同じ。金銀圖錄二、正用品「元祿八年九月十日金銀の法を改められ、大判・小判・丁銀・豆板を改め鑄らる中略世に是れを元字金銀と云ひ、又元祿新金銀と云ふ」

げんろく-そで〔元祿袖〕(名) 婦女子の衣服の袖形の名。元祿小袖に擬したるそぎ袖なるものの稱。

げんろく-ちやうぎん〔元祿丁銀〕(名) 元祿八年より寶永三年まで、江戸幕府の發行せし丁銀。元の字の添極印あるもの。縱は二寸五分五厘、横は一寸强、重量は三十四匁六分、品位は百分中凡そ銀六十四分・銅三十六分。金銀圖錄二、正用品「元祿丁銀」

げんろく-てう〔元祿調〕(名) 元祿年間、芭蕉の主唱して行はれたる正風の俳句。

げんろく-にしゆきん〔元祿二朱金〕(名) 次條に同じ。

げんろく-にしゆばん〔元祿二朱判〕(名) 次條の略。

げんろく-にしゆばんきん〔元祿二朱判金〕(名) 元祿十年六月より寶永七年まで、江戸幕府の發行せし二朱判金。縱は四分、横は二分五厘。元祿二朱判。元祿二朱金。金銀圖錄二、正用品「元祿二朱判金」貨幣祕錄「元祿二朱判金」

げんろく-ふう〔元祿風〕(名) 元祿時代の風俗。

げんろく-ぶんがく〔元祿文學〕(名) 元祿時代に行はれし文學。荻生徂徠・伊藤仁齋の漢學、僧契沖・北村季吟の國學、近松門左衛門の淨瑠璃、井原西鶴の小說、松尾芭蕉の俳諧等、其の主なるものなり。

げんろく-まめいたぎん〔元祿豆板銀〕(名) 元祿八年より寶永三年まで、江戸幕府の發行せし豆板銀。縱・横共に八分、重量は六匁三分、品位は百分中、約、銀六十四分・銅三十六分。金銀圖錄二、正用品「元祿豆板銀」

げんろく-もやう〔元祿模樣〕(名) 元祿時代に流行したる衣裳の模樣。大がたにて、はでなる辨慶縞、又は元祿以後に行はれし市松などの類の稱。

げんろく-をどり〔元祿踊〕(名) 盆踊の類にて、男女各元祿小袖のはでなるを著け、輪を作りて踊ること。

けん-ろん〔見論〕 佛語。諸法の理に迷ひて謬見を下だすこと。又、その見解。

げん-ろん〔言論〕 言語により思想を發表して論ずること。又、その議論。大日本帝國憲法第二十九條「言論著作印行集會結社の自由」後漢書荀悅「絕二宅賓客一聽二其言論一」

けん-わ〔謙和〕 謙遜にして温和なること。はんくわ。

けん-わう〔賢王〕賢皇 (名) 賢明なる君王。賢君。賢主。賢帝。十訓抄上「賢王・聖主のあまねき御惠み」平家六、新院崩御「末代の賢王にて坐しければ、世の惜しみ奉ること、月・日の光を失へるが如し」孟子盡心上「古之賢王、好レ善而忘レ勢」

げんわう-たん〔玄黃丹〕(名) 古昔の丹藥の名。和名抄十一「玄黃丹」

けん-わく〔見惑〕(名) 佛語。理智に關する妄見。一切衆生を驅使して三界の生死海を流轉せしむるもの。四敎義集註「靡レ閑因レ斷二三界見惑一見二眞諦理一故名二見道一」

げん-わく〔幻惑〕眩惑 くらましまどはすこと。又、目のくらみまどふこと。國語「於レ是乎、有二狂悖之言、眩惑之明一」淮南子「同異嫌疑者、世俗之所二眩惑一也」吳志孫策傳注「策曰、此子妖妄、能幻二惑衆心一、卽收斬レ之」

けん-わちがひ〔劒輪違〕(名) 紋所の名。

げんわ-つうはう〔元和通寶〕(名) 次條の略。泉彙上「元和通寶」

げんわ-つうはうせん〔元和通寶錢〕(名) 元和三年德川家康の發行せし銀錢及び銅錢。文に元和通寶とあり。銀錢は徑八分、重量一匁二分、銅錢は徑七分五厘强、重量九分。泉彙上「元和通寶錢」泉貨鑑十五、近代和錢「元和通寶錢」

けん-わん〔懸腕〕(名) けんわんちよくひつ(懸腕直筆)の略。古今書法苑「腕法有レ三、有二枕腕一、有二提腕一、有二懸腕一中略懸腕者懸二著空中一而書レ之、中略懸腕以書二大字一」

けんわん-ちよくひつ〔懸腕直筆〕 書法の一。腕を下につけず、眞直に筆を持ちて字を書くこと。懸腕。

けん-ゐ〔權威〕(名) 下位の者を强制し服從せしむる威力。權力。權柄。平治信頼信西不快「信西が權威もいよいよ威を奮ひて、飛ぶ鳥も落ち、草木も靡くばかりなり」

けんゐ を くふ 食權威 權威におそる。おどかしを食ふ。浦島年代記二「こっちへおこせとは法を知らぬ雜言、權威をくふ男でなし」

けん-ゐ〔顯位〕(名) 高きくらゐ。よき地位。時めく地位。漢書韋玄成「無レ忝二顯位一」後漢書張綱「多歷二顯位一」

けん-ゐ〔獻遺〕 物を人に贈ること。左傳僖公卅三年「以二乘韋一先二牛十二一犒レ師。」杜注「古者將レ獻二遺於人一、必有二以先一レ之」

けん-ゐ〔健胃〕 胃をすこやかにすること。

げん-ゐ〔原位〕(名) もとの位地。もとのくらゐ。

げん-ゐ〔源委〕原委 (名) もととすゑと。本末。禮記學記「三王之祭レ川也、皆先レ河而後レ海、或源也、或委也」

げん-ゐ〔嚴威〕(名) おごそかにて威光あること。いかめしき威儀。禮記祭儀「莊敬則嚴威」同祭儀「嚴威儼恪、非レ所二以事一レ親也」

けんゐ-ざい〔健胃劑〕(名) 健胃の目的を達するために服用する藥劑。

けん-ゐゐん〔縣委員〕(名) 縣知事の指揮・監督を承け、縣有財產若しくは營造物を管理し、其の他、縣行政事務の一部を調査し、又は一時の委託によりて事務を處辨するために選任せられたる常設又は臨時の名譽職委員。縣が縣會の議決を經、內務大臣の許可を得て置くもの。

けん-ゐん〔險韻〕(名) 用ふるに困難なる韻字。蘇軾詩「險韻清詩苦鬪レ新」

げん-ゐん〔現員〕(名) 現在せる人員。現在員。會計檢查院事務章程第四條「總會議は會計檢查官現員の三分の二以上部會議は其の部の會計檢查官現員の半數以上出席するに非されは議決を爲すことを得す」

けん-ゑん〔犬猿〕(名) いぬとさると。仲惡しきものに譬へてもいふ。

(諺)**犬猿も啻ならず** 犬と猿よりも仲惡し。

けん-ゑん〔險遠〕 路のけはしくして遠きこと。北史魏宗室「負レ海險遠」

けんゑん-は〔蘐園派〕(名) 〔その社を蘐園と稱せしよりいふ〕荻生徂徠の學派。古文辭派。徂徠派。

けん-を〔嫌惡〕 きらひて憎むこと。

けん-を〔險惡〕 けんあく(險惡)に同じ。

げん-をう〔玄翁〕玄應 (名) 大なる鐵製の鎚(ツチ)。天正記一、北野詣「鋤・鍬・玄翁・つるのはしをもって、石垣うがち突きくづす」

けん-をん〔暄溫〕 あたたかなること。溫暖。暄暖。

けんをん-き〔驗溫器〕(名) 【理】人の體溫を測るための一種の最高寒暖計。攝氏の度盛にて一度の十分の一までの目盛を施せるもの。體溫計。

こ

こ 五十音圖にて第十、卽ち加行於列の假名。伊呂波歌にては第三十三の假名。

〔字體〕【萬葉假名】許・去・據・居・虛・擧・莒・古・故・祜・沽・胡・姑・固・孤・顧・高・巨・渠・己・起・枯・庫・興・黑・箇・小・子・兒・籠・木・樹・粉。【平假名】(己より出づ)。(許より)。(古より)。(故より)。【片假名】コ、フ・(己より)。(古より)。

〔表はす音〕許・去・據・居・虛・擧・莒は吳音コ、古・故・祜・沽・胡・姑・固・孤・顧は漢吳音コ、高は吳音コウ、巨・渠は漢音キョ、己・起は漢吳音キ・古音コ、枯・庫は漢吳音ク、興は吳音コウ、黑は漢音コク、箇は漢吳音カ、小・子・兒・籠・木・樹・粉は訓コ。此れ等を假りてコの音をあらはせり。現今、この表はす音は

一、**表音的假名遣**にては (イ)子音kと母音オとより成る音節。k音の說明はかの條一の(イ)を、オ音の說明はおの條一の(イ)を見よ。(ロ)こう又はこーは子音kと母音オの長音とより成る音節をあらはす。「こうけん」(後見)・「こーかさす」(地名)の類。

二、**歷史的假名遣**にては (イ)一の(イ)に同じ。(ロ)こう・こふ・こほはコーと發音す。「こうろん」(口論)・「こふ」(劫)・「こほり」(郡)の類。

ご この濁音の假名。

〔字體〕【萬葉假名】其・碁・期・吳・誤・五・吾・悟・語・馭・御・後・虞。【平假名】及

び【片假名】はこ・コなど、濁音の假名に濁音符を附したるものを用ふ。但し、古くは濁音符を附せざるものあり。

表はす音 其・碁・期は吳音ギ・古音ゴ、吳・誤・五・吾・悟は漢音ゴ、語・馭・御は吳音ゴ、後は吳音グ、虞は漢音グ・吳音グ又はゴ。此れ等を假りてゴの音をあらはせり。現今、ごの表はす音は

一、表音的假名遣にては (イ)語頭にあるごは子音gと母音オとより成る音節を表はす。「ごとく」(五德)の類。g音の説明は**が**の條一の(イ)を見よ。東北の方言にては此のgをngと發音するものあり。(ロ)語の中間又は末尾に在るごは鼻音ngと母音オとより成る音節を表はす。「あご」(顎)・「はごく」(破獄)の類。ng音の説明は**が**の條一の(ロ)にあり。此の音をご又はごにて表はすことあり。西部方言にては、これを前項のごの如く發音す。(ハ)ごう又はごーはごの表はす音節中の母音オの長音なるものを表はす。「じゆごう」(准后)・「ごーと」(民族の名)の類。

二、歷史的假名遣にては (イ)一の(イ)に同じ。「ごかく」(五角)の類。(ロ)一の(ロ)に同じ。「うごく」(動)・「かご」(駕籠)の類。(ハ)ごう又はごふはゴーと發音す。「ごふにん」(業人)・「くわうごう」(皇后)の類。

こ 子 兒 **(名)** 一男女の間に生まれたる人。萬五「しろかねもこがねも玉も何せむに、まされる寶古(こ)にしかめやも」同十四「ゆこさきに波なとゑらひ、しるへには古(こ)をら妻をら置きてらも來ぬ」皇代記上・御代 二動物の牝牡・雌雄の間に生まれたるもの。記下「かりは古(こ)むらし」萬十六「秋萩をつま間ふかこそ、一つ子(こ)二つ子(こ)もたりといへ」大鏡上「魚の子多かれど、まことの魚となるは難し」三實子・養子及び繼子の總稱。宇津保藏開中「そこをば御こにして、中納言になさるとて明けられしけちには、おやとてある己れをこそなされましか」民法第八百七十七條「子は其家に在る父の親權に服す」四幼稚なる人。こども。わらべ。小兒。狂言子盜人「子がねさしてあろ」五子孫。六親しみていふ語。記中「命のまたけむ人は中略うずにさせ其の古(こ)」同同「みづみづし久米の古(こ)が」萬三「吾がつまの兒(こ)が」同三「立ちて居て思ひぞあがする、逢はぬ兒(こ)ゆゑに」同六「松浦潟さよ姫の故(こ)がひれ振りし、山の名のみや聞きつつをらむ」同九「水の江の浦島の兒(こ)が」七本より分かれて、別に生(お)ひたるもの。記下「一本菅は古(こ)持たずたちかあれなむ」八利子など、元によりて生ずるもの。「元も子もなくなる」持統紀「貸倍(カリモノノコ)」同「利(コノシロ)」九こかぶ(子株)の略。十基督教にて、天帝に對して、基督の稱。

(諺)子孝ぜんと思へども親待たず 子が親に孝を盡くさんとするところには、親はすでに亡き人となる。榮華物語世の中「世の中にある人、高きも卑しきも、事と心と相違ふものなり。植木靜かならんと思へども風やまず、子孝ぜんと思へども親またず」韓詩外傳「樹欲レ靜而風不レ寧、子欲レ養而親不レ待」

(諺)子で子にならぬ子規 子規は卵を自ら孵(か)へさずして他の鳥が養ふといふより、其れを孵化せしむる鳥も其の子が眞の子にあらずといふこと。心中宵庚申道行「名殘も夏の薄衣、鶯の巣に育てられ、子で子にならぬ子規」

(諺)子にする事を親にせよ 親の子に對する慈愛の精神を以て、子たるものも親に仕ふべし。子に傾注する慈愛の心を以て親に奉仕すべし。

(諺)子に引かるる親心 恩愛のためにひかさるる親の心。

(諺)子に迷ふ親心 子故の闇に同じ。

(諺)子の命は親の命 子の生命は親の生命に關係するもの。嫗山姥三「此の身を一寸だめしに刻まれても、見殺しにするものか、子の命は親の命」

(諺)子の心、親知らず 親は子の眞心を窺知し得ず。(親の心子知らずの對)世間母親容氣四「是れといふも御師匠樣の御蔭と、何を敎へたやら知らずして、子の心親知らずとは此の事なるべし」

(諺)子の恥ちは親の恥ち 親子は榮辱を共にすとの意。

(諺)子は有るも歎き、無きも歎き 子は有無ともに親の心を惱ますものなりとの意。盛衰記六、丹波少將被召捕「子は有るも歎き無きも歎きと云ひながら、無きはほしと樂ひ思ふばかりなり、有りては旁旁煩ひ多し」

(諺)子は一世、夫婦は二世、主從は三世、他人は五世 佛家の方便にて、特に親しみ薄きものを重き緣にいひたるもの。

(諺)子は親に似る 親に似ぬ子は鬼子に同じ。おや(親)の條を見よ。

(諺)子は三界の首かせ 親が子の恩愛にひかされて、自由に行動しえぬ譬へ。謠曲天鼓「親子は三界の首枷」幸若舞曲鎌田「子は三界の首かせと、今こそ思ひ知られたれ」

(諺)子は夫婦の中の鎹(カスガヒ) 和合せざる夫婦も子の愛によりて結合融和すること、恰もかすがひの物のつなぎとなるに同じきこと。

(諺)子ほどに親を思へ 親が子を思ふほど、子は親を思ふべし。

(諺)子ほど喜ばしにくきものなく、親ほど喜ばしやすきものなし 子は多く親の慈愛を感ぜざれども、親は少しの孝養をも喜ぶ。

(諺)子故に泣けど、子が無うて泣く人は無い 子ある親は非常に苦勞すれども、子の無き親の悲しみ泣くはなし。

(諺)子故の闇 「後撰集雜一に、人の親の心はやみにあらねども子を思ふ道に惑ひぬるかなとあるより出づ」子の愛に引かされて、親の心の道理に闇くなること。心中萬年草中「生死二つの門口を、明けて出で行く先も闇、跡も子故の闇の夜に、迷ふ親こそ悲しけれ」

(諺)子より孫が可愛い 孫は子よりもかはゆし。松風村雨束帶鑑三「子よりも孫がいとほしければ、猶其のひこの孫までも、次第次第に可愛さがいやまさるぞや」

(諺)子を憐まば多く棒を與へよ、子を憎まば多く食を與へよ 子をかはゆしと思はば嚴格に育つべし。諺草「子をあはれまば杖を與へ、子を憎く思はば食に飽かすべし」

(諺)子を失ひし蘆邊の鶴 子を思ふ鶴に同じ。絶狩劍本地四「いとしかなしと育てつる、子を失ひし蘆邊の鶴」

(諺)子を思ふ心の闇 子故の闇に同じ。十六夜日記「惜しからぬ身一つは易く思ひ捨つれども、子を思ふ心のやみは猶しのびがたく」曾我五人兄弟下「母鹿や父鹿の尋ねまどひて、子を思ふ心の闇は」

(諺)子を思ふ鶴 燒野のきぎす夜の鶴に同じ。やけの(燒野)の條を見よ。堀河百首雜「澤深きなか子を思ふ蘆たづは、聲も心も空にやあるらん」十六夜日記「いかばかり子を思ふ鶴の飛び別かれ、ならはぬ旅の空に鳴くらん」白氏文集「夜鶴憶レ子籠中鳴」

(諺)子を知る者は親 子を見ること父にしかずに同じ。續紀十八「古人有レ言、知レ子者親。止云云」源少女「賢がり給へど人の親よ、おのづからをれたる事こそ出でくべかめれ、子を知るはといふはそらごとなめり」

(諺)子を棄つる藪はあれど、身を棄つる藪はなし 困窮しては、最愛の子をも棄つることあれども、己れの身は棄て難し。今昔物語集下「大路に子を棄てて侍りけるおしくくみに書きつけ侍りける歌。身にまさるものなかりけり、綠子はやらん方なくかなしけれども」浮世風呂前「子を棄てる藪はあるが身を棄てる藪はねえとやらで、たった一人の女の子を他所へ呉れて」

(諺)子を一人育てるさば一升食ふ 兒を育つるには不潔をも避け難し。

(諺)子を一人育てるに生くる瀬か死ぬる瀬が七度ある 一人の子を育てあぐるには、生死の瀬戸際に瀕するやうなることが屢あるものなり。心中萬年草中「子を一人育つるに生きる瀬か死ぬる瀬が七度あるとは幼いうち、十七八に背丈も伸び、親に夜の目もねさせぬか」

(諺)子を見ること父にしかず 子の性情を深く知るものは父なり。太平記十、三浦大多和合戰意見「古き諺に、見レ子不レ如レ父といへども」管子大匡「知レ子莫レ如レ父、知レ臣莫レ如レ君」

(諺)子を持たぬ人に子の可愛さは知れぬ 我が子を持って見て、始めて子の可愛さが知らる。

(諺)子を持たねば親の恩を知らず 次條に同じ。大磯虎稚物語四「げにまこと、子を持たねば親の恩を知らずとは、よくも傳へたり」

(諺)子を持って知る親の恩 己れ親たる身になりて初めて、親の有りがたきを悟ること。徒然草「孝養の心なきものも、子持ちてこそ親の心ざしは思ひ知るなれ」明心寶鑑孝行「養レ子方知二父母恩一、立レ身方知二人辛苦一」

(諺)子を持って泣かぬ親はない 子のためには親の憂苦すること多し。

(諺)子を持てば七十五度泣く 前條に同じ。浮世風呂前「子を持てば七十五度泣くといふが、あの野郎にかかっては、何百度か數が知れねえはな」

こ 粉 **(名)** 一碎けて細かになりたるもの。碎きて細かくしたるもの。こな。靈異記下「干飯粉(こ)」和名抄十六「粉古」宇津保藏開中「こをまろがしたるやうに肥えて」二汁の中に入るる實。しるのみ。南瓜咄「昔汁のこに、短尺とて入るるは、いかなるいはれぞ」三やくみ(藥味)二の異名。三議一統上「海苔の類・あをみ等をこにおくなり」

こ に す 爲粉 甚だしく骨を折る。「身を粉にす」

こ に な る 爲粉 身體を勞すること甚だしきにいふ。浮世風呂前「此の頃は立居もひとりで出來ねえから、尿(シ)・屎(ハ)もおまるでとる、いやはや粉になるよ」

こ に は た く こなごなにす。粉碎す。

こ 籠 **(名)** 竹などにて編みたる器物の總稱。かご。神代紀下「竹籠(こ)」仁德紀「運レ材負レ簣(こ)」齊明紀「肉入籠(こ)」肉入籠此云二之之比離古一 和名抄十「籠古竹器也」土佐日記「若菜こに入れて、雉など花につけたり」

(諺)籠の中の鳥 籠の鳥に同じ。かご(籠)の條を見よ。太平記九、足利殿著二篠村一則國人馳參事「籠の中の鳥、網代の魚の如くにて、可レ漏方もなければ」

こ 黃 **(名)** き(黃)の轉。和名抄十「金屑 古加禰乃須利久豆」

こ 木 **(名)** き(木)の轉。記中「いなさの山の許(こ)のまよも」同同「許(こ)の葉さやぎぬ、風吹かむとす」同下「許(こ)の根の根ばふ宮」舒明紀「うねび山虛(こ)たち薄けど賴みかも、けつのわくごのこもらせりけむ」

こ 格 **(名)** 一障子の骨。二梯子の足掛けとしたる橫木。著聞集十一「階の子(こ)を斜めにおり下だりて」三碁又は將棋の盤面に引ける縱橫の線。め。目。

こ 鉤 **(名)** 卷きあげたる簾を吊りかくるかぎ。枕九、心にくきもの「みすのもかうのあげたるこのきはやかなるも、けざやかに見ゆ」

こ 絇 **(名)** 一古へ、縒(よ)りて練り染めたる絲すぢの稱。又、其れを量り數ふる語。上絲・中絲・麁絲によりて其の斤兩異なり。民部省式上「合二四絲一以爲二一絇一」主計寮式上「絲一絇、練染訖更絡、然後爲レ絇」上絲四兩、中絲五兩、麁絲七兩、各爲レ絇 二よりたる絲の絲筋を數ふるに用ふる語。「ひとこ」「三この絲」

こ 濃 **(名)** こし(濃)の語幹。記中「三つ栗の其の中つにを、かぶつくまひにはあてず、まよがき許(こ)にかきたれ」

こ 蠶 **(名)** 【動】かひこ(蠶)の異稱。萬十二「たらちねの母が飼ふ子(こ)のまゆこもり、こもれるいもを見むよしもがも」同十三「なかなかに人とあらずは、くは子(こ)にもならましものを、たまのをばかり」和名抄十九「蠶加比古。一訓、古」

こ 海鼠 **(名)** 【動】なまこ(海鼠)の異名。記上「悉追二聚鰭廣物・鰭狹物一、以問二言汝者天神御子仕奉耶一之時、諸魚皆仕奉白之中、海鼠(こ)不レ白、爾天宇受賣命、謂二海鼠一云、此口乎不レ答之口、而以二紐小刀一拆二其口一、故於レ今海鼠口拆也」和名抄十九「海鼠。崔禹食經云、海鼠古。本朝式等用二熟字一云二伊莉古一似レ蛭而大者」

こ 戶 **(名)** 一と。とびら。とまへ。易經繫辭「闔レ戶謂二之坤一、闢レ戶謂二之乾一」二家屋・建造物などの出はひり口。出入口。とぐち。三いへ。家屋。民部省式上「率租毎レ戶以二四十束一爲レ限」四戶籍。人別。小右記寬弘八年七月謂「重喪人非レ無二元服例一、何況論レ實不レ坐二服親一。但入二給冷泉院御戶一、仍可レ申二從父兄弟一」五飮酒の量。酒量。「上戶」「下戶」

こ 古 **(名)** ふるきこと。むかし。いにしへ。「時の古・今を問はず」

こ 姑 **(名)** 配偶者の母。しうとめ。「姑に事ふ」

こ 故 **(名)** ふるきこと。(新の對) 漢書王莽傳「送レ故迎レ新」

こ 湖 **(名)** みづうみ(湖)に同じ。「湖に浮ぶ」

こ 賈 **(名)** あきんど。商賈。

こ 瞽 **(名)** めくら。めしひ。瞽者。

こ 鼓 **(名)** つづみ。たいこ。詩經小雅「鉦人伐レ鼓」

こ 庫 **(名)** くら。倉庫。

こ 袴 **(名)** はかま。

こ 炬 **(名)** たいまつ。炬火。阿房宮賦九仙山「楚人の一炬(こ)に焦土となんぬ咸陽宮とも謂っつべし」

こ 孤 **(名)** 一兩親にはなれたる子。みなしご。孤兒。禮記王制「少而無レ父者謂二之孤一」二つれのなきこと。味方のなきこと。ひとりだち。ひとり。單獨。孤獨。易經上經「敬義立、而德不レ孤」論語里仁「德不レ孤、必有レ鄰」三支那にて、諸侯の謙稱。禮記玉藻「凡自稱、小國之君曰レ孤」

こ 弧 **(名)** 一木の弓。ゆみ。「桑弧」二【數】圓周又は他の曲線の一部分。

こ の ど す う 弧度數 【數】圓周を三百六十等分したる一部分を一度の弧と

云ふ。一度の六十分の一を一分、一分の六十分の一を一秒と云ふ。度・分・秒を表すに°・′・″なる記號を用ふ。

1圓周＝360°
1°＝60′
1′＝60″

こ〜股（名）一また。もも。二【數】直角三角形の直角を夾む二邊の中、比較的長き邊。

こ〜是・此（代）間近くある物事をさしていふ語。これ。記上「許(こ)もふさはず中略許(こ)しよろし」同同「ことの語りごとも、許(こ)をば」萬廿「子規いとふ時なし、あやめ草かつらにせむ日、許(こ)ゆ鳴きわたれ」同廿「旅にしていもに戀ふれば、子規我が住む里に許(こ)よ鳴きわたる」源桐壺「うきふしを心一つに數へきて、こや君が手をわかるべき折り」

こぞ これぞ。これこそ。貫之集「時鳥鳴くとも知らずあやめ草、こぞくすりびのしるしなりける」公任集「初雪もふりぬとなどかいはざらん、こぞ年つもるはじめと思へば」

こ〜喉（助數）こう(喉)に同じ。

こ〜戸（助數）戸數を數ふるに用ふる語。令義解戸令「戸令、第八謂戸、一家爲二一戸一也」民部省式上「凡封戸以二正丁四人、中男一人一爲二一戸一、率租每レ戸、以二四十束一爲レ限」

こ〜箇・個（助數）物の數を數ふるに用ふる語。か。つ。「一箇」「百箇」

こ〜小（接頭）一ちひさき・こまか等の意を表はす語。記下「宮人のあゆひの古(こ)鈴落ちにきと、宮人とよむ里人もゆめ」皇極紀「岩のへに古(こ)猿米燒く、米だにもたげて通らせ、かまししのをぢ」二僅か・いささか等の意を表はす語。和名一「微風(こかぜ)」字鏡「罵石作」著聞十「常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世に稱しけ る」三やや輕侮せる意を表はす語。「小ざかし」「小づら」「小利口」「こせがれ」宇治拾遺十「うす笑ひて中略こつばきはきてゐたりける」四やや其れに近きこと。約(やく)。浮世床下「半年か小半年ゐる内には」

こ〜濃（接頭）色の濃き、又、濃厚なるさまを表はす語。萬七「くれなゐの深(こ)染めのきぬをしたに著て、うへに取り著ばことなさむかも」和名廿「醲古佐計」

こ〜故（接頭）死したる人の官位・姓名などに冠らせていふ語。宇津保梅花笠「こ院には」枕五「故殿のえさせ給へり」源桐壺「故大納言今はとなるまで」砂石集五「此の堂は故婆(こばゝ)にて候ひし者のために、とかくはげみて造りて候」

こ〜子（接尾）一人といふ意を表はす語。萬廿「月よみの光を淸み夕なぎに、か古(こ)の聲呼び浦ま漕ぐかも」同三「おほ宮のうちまで聞こゆ、あびきすと、あ子(こ)ととのふるあまの呼び聲」和名二「舟子(布奈古)」同同「列卒(加利古)」二婦人の名の下に添へて用ふる語。竹取「内侍中臣のふさ子にのたまふ」大和物語二「としこ、又此の姉にあたるあやつことといひて有りけり」

こ〜處（接尾）ところ・場所の意をあらはす語。記中「さを取りにはやけむ人し、我がも古(こ)にこむ」同同「いらなけくそ許(こ)に思ひで、かなしけく許(こ)に思ひで」垂仁紀「左右(まて)こ」

こ〜事（接尾）こと(事)の略。「ほんこ」「負けっこはない」「馴れっこになる」浮世風呂三上「噓事(ウソツコ)だから、是れでも能いねえ」

こ（接尾）くら接尾に同じ。「にらめっこ」「賭けっこ」浮世床下「是れは辯だから、ゆるしっこ」

ご〜豆油（名）まめのご(豆油)に同じ。

ご（名）こくばに同じ。芭蕉句集冬「ごを焼いて手拭あぶる寒さかな」

ご〜御（名）〔御前の略〕婦人の敬稱。土佐日記「淡路のごの歌に劣れり」宇津保宮あて「中將・少辨・小大夫のご・もくの君・少將のご中略などいふ人、いと多かり」勢語「宮仕へしける女の方に、ごたちなりける人をあひ知りたりける」大和物語三「おほいごは、きさいの宮に、少將のごといひてさぶらひけり」本朝文粹兼明小男「徒跣彈琴者閭巷稱レ辨御、俗謂二貴女一爲レ御、蓋取二夫人女御之義一也。藤公象辨官、故稱二其女一也」

ご〜碁（名）碁盤の線の上に、二人にて互ひに黑白の碁石をならべ、相圍み相鬪はせて勝負を決する遊戲。廣く地を占めたるを勝ちとす。和名四雜藝類「圍棊字亦作レ碁。此間云五」宇津保初秋「我れこの御ごに勝たんとも思はず」拾遺雜下「天暦御時中略帶をかけて御碁遊ばしける、負け奉りて御數多くなり侍りければ、帶をかへし給ふとて」運歩色葉「碁四方九十日、合三百六十日數、黑點之九宇三九曜、號二星目、石黑白、表二晝夜一」

ごうつ 碁打 碁の遊戲をなす。碁を圍む。圍碁をなす。宇津保蔵開下「ひるはごうち琴ひきなど、こなたにてし給ひつつ遊び給ふ」源葵「今日はごもうたで、いとさうざうしや」

ごすごろくがたき 碁雙六敵 圍碁又は雙六を闘はす敵手。榮華玉村菊「明け暮れの御碁雙六がたきにおぼし」

ごのいし 碁石 ごいし(碁石)に同じ。紫式部日記「紀の國のしらの濱に拾ふてふ、この石こそは巖ともなれ」

ごをかこむ 圍碁 ごうつ(碁打)に同じ。

（諺）碁・將棊は親の死に目にあはぬ 碁と將棊とには、耽溺して大事を忘るることある譬へにいふ。

（諺）碁上戸 碁打ちには酒飲み多きこと。

（諺）碁で勝つ者は將棊で負ける 一方に長じたるものは他方に短所あり。

（諺）碁で負けて將棊で勝つ 一方に失ひて他方に得。

（諺）碁に凝ると親の死に目に逢はぬ 圍碁は大事を忘るるまで耽溺し易きものなるをいふ。

（諺）碁に負けたら將棊で勝て 一方に失ひたる時は他にて償へ。

ご〜語（名）ことば。ものいひ。言語。朗詠「花開霑レ友鶯交レ語、洞裡移レ家鶴卜レ鄰」大藏狂言雁かね「兵野に伏す時は飛雁つらを亂すらんといふ語の心を思し召し」漢書異姓「其後語塞」

ご〜午（名）一十二支の一。うま。二うまの時。正午。午時。「時巳に午に近し」

ご〜後（名）のち。あと。(前の對)「其の後」

ご〜期（名）一とき。をり。期限。古今俳諧「人戀ふることを重荷になひもて、あふごなきこそわびしかりけれ」宇津保蔵開上「子生み給ふべきご近くなりぬれば」同祭使「ぞうの盡きんをごに定めて」二江戸時代、遊里にて、夜の九つ時、即ち今の午後十二時頃の稱。下文を見よ。羇旅漫錄「設園の客、茶屋へ行きて酒を飲まず、期(ご)よりおやまを呼びてすぐに寢るを著がへに行くといふ。期とは夜九つなり」

ご〜五（名）こま(小間)三を見よ。

ご〜五（數）いつ。いつつ。宇津保初秋「五尺のかげ」同蔵開上「物五斗ばかりいるばかりの紫檀の櫃五つに」同同下「五六日かしらもたげて」

ご〜伍（名）一古昔、軍隊の編制に、五人を一組としたるもの。令義解軍防「凡兵士各爲二隊伍一、以二五人一爲レ伍」二支那にて、古へ、五戸を一組として、互ひに扶け保ちしもの。左傳襄公三十年「子産使二盧井有一レ伍」三同列に雜はり處ること。くみ。なかま。史記韓信「生則與二噲等一伍」

ご〜御（接頭）物事に冠らせて敬意を表はす語。おん。お。み。ぎよ。竹取「ふとみゆきして御覽ぜられんなん」枕六「御産たひらかに」

ご〜御（接尾）〔御前の略〕敬稱の意に用ふる語。「親ご」「姉御」「をぢご」「をばご」伽羅先代萩御殿「ゆふべ呼んだ花嫁御」

こーく（英 Coke）（名）次條に同じ。

こーくす（英 Cokes）（名）れとると内にて石炭を乾餾し、揮發性分を除きたる有孔質の硬き物質。石炭瓦斯製造の副産物としても得らる。燃料として火力頗る強きを以て、冶金術などに用ひらる。骸炭。

ごーしゅーしへんけい（英 Gauche quadrilateral）〔——四邊形〕（名）【數】各の邊が、同一の平面上にあらざる四邊形。

こーせっと（英 Corset）（名）絹布・綿布の類にて作り、竪に鯨の軟骨を入れて皺の寄らぬやうにしたるもの。主として女子が、洋裝の時、胸部を大にし、腹部を引きしめて細くするに用ふ。

こーと（英 Coat）（名）上著。外套。

こーどらんと（英 Quadrant）（名）【數】圓周の四分の一。又は、圓の四分の一。

こーひー 咖啡（英 Coffee）（名）こーひーの樹の種子を炒りて細末としたるもの。砂糖を加へ、熱湯に和して飲物とす。かへー。

こーひーしょくみんち 咖啡殖民地（名）栽植殖民地の一。咖啡の樹の栽培を目的とするもの。

こーひーちゃ 咖啡茶（名）咖啡の煎汁の如き濃き黑き茶色。

こーひーのき 咖啡樹（名）【植】茜草(アカネ)科、咖啡樹屬の常綠喬木。幹の高さ二丈餘り。葉は對生、長卵形、鋭頭。花は葉腋に叢生し、白色にして香氣あり。果實は肉質、二箇の種子を含む。東部亞弗利加の原産にして、廣く熱帶各地に移植せられ、種子は咖啡の原料となる。

(こーひーのき)

こーひーひき 咖啡挽（名）咖啡の樹の果實の熬りたるを挽きて粉とする具。

こーひーわかし 咖啡沸（名）咖啡を飲用する時、其を煎じ出だす具。

こーらす（英 Chorus）（名）種種の聲音にて歌曲を唱ふること。又、其の歌曲。合唱。

こーりーふらわ（英 Cauli-flower）（名）【植】はなやさいの異名。

こーるたーる（英 Coal-tar）（名）石炭瓦斯製造の際、瓦斯液と共に餾出する黑色・惡臭ある粘性物。ぺんき・として、ぶりき・木材等に塗る。此の者は頗る貴重なる物質を含有し、之を分餾して種種の物質を得。其の成生物は、輕油・中油・重油・あんすらせん油・ぴっち等なり。各條を見よ。

こーるてん（名）びろーどに似たる一種の織物。綿絲を原料とし、緯絲にて普通縱畝の毳毛を出だす。

こーるまねー（英 Call money）（名）【商】銀行が、必用の場合には何時にても返濟を請求し得る契約にて、有價證券を擔保とし低利に取引所仲買人又は仲立業者に貸し附くる金錢。こーるろーん。

こーるろーん（英 Call loan）（名）前條に同じ。

こーんびーふ（英 Corned beef）（名）鹽藏の牛肉。

ごあ 臥亞（名）〔印度の地 Goa より出づ〕昔時、和蘭人の初めて舶來せる一種の織物。

こあかげら 小赤啄木（名）【動】鳥類中、攀禽類の一種。あかげらよりも小なり。頭上は赤色、後頭は黑色、背には黑白の横帶あり。雌は頭上白色なり。本邦、北海道に產す。

こあかざ（名）【植】藜科、藜屬の一年生草本。莖の高さ一尺許り。葉は長卵形、波狀緣を有し、柔軟、淡綠色。初夏、莖の上部に黃綠色の小花を密生す。舶載の雜草にして、我が國、各地の田野に自生す。

こあかそ（名）【植】蕁麻(イラクサ)科、苧麻(アヽ)屬の多年生草本。莖の高さ二三尺、やや木本狀を呈す。葉は對生、廣卵形、粗大の鋸齒を有し、鋭頭、葉柄を具ふ。莖・葉共に赤色を帶ぶ。夏季、帶紅綠色の花を開き、單性、葇荑花序に排列す。我が國、各地の山地に自生す。きあかそ。ばりばりさう。

こあきなひ 小商（名）僅かばかりの商賣。小賣の商業。

こあきんど 小商人（名）こあきなひをなす商人。

ごあく 五惡（名）佛語。殺生・偸盜・邪婬・妄語・飲酒の五箇の惡事。(五善又は五戒の對)

ごあくしゅ 五惡趣（名）前條に同じ。五趣。

こあげ 小揚（名）一船積みの荷物を陸へ運び揚ぐること。又、其の人夫。しかた咄「馬追ひは、いつもこあげに行くといふほどに、あぐることが上手であらう」二遊廓の語。昔時、遊廓へ客を乘せて往復する駕籠舁などの稱。下文を見よ。色道大鏡名目「こあげ。竹輿・乘物を舁く匹夫をさしていふ。田舍の舟著きに有りて荷物を運ぶ匹夫共を、中衆などいふ名目あり。是れ等をこあげともいふ。當道にては、朝夕郭へ通ふ駕籠舁の類をこあげといふなり」

こあげにんそく 小揚人足（名）小揚げ一を業とする雇ひ人足。

こあざ 小字（名）こな(小名)に同じ。(おほあざの對)

こあざみ（名）【植】きつねあざみ(泥胡菜)の異名。

こあし 小足（名）足並み細かく歩むこと。きざみあし。(大足の對)大織冠舞「虎中略とどろとどろと小足を使ひ」堀河波鼓下「小足を踏んで立ったるは」

こあし 木足（名）みき(幹)に同じ。和訓栞

こあぜがやつり（名）【植】莎草(カヤツリグサ)科、莎草屬の多年生草本。莖の高さ四五寸に過ぎずして、纖弱。葉は葉鞘のみにて葉身を缺く。莖頂には二小葉を生じ、其の中間より多數の扁平にして短き穗を繖狀に生じ、五六月の頃、茶褐色を呈す。我が國、各地の水田・畦畔等に自生す。

こあぜてんつき（名）【植】莎草(カヤツリグサ)科、飄拂草(テンツキ)屬の一年生草本。莖の高さ四五寸にて、叢生す。葉は細小にして割合に短し。花は小穗をなし、小穗は花莖上に繖狀に著生し、夏季、綠褐色を呈し、刺狀の突起物を有す。我が國、各地の水田・畦畔等に自生す。

こあたり 小當（名、副）試みに少ししさぐりて見ること。「小當りにあたって見る」

こあぢさし（名）【動】鳥類中、游禽類の一種。全長一尺許り。眼の前後・項及

び後頸は黒色、額は白色、嘴及び脚は黃色なり。本邦、海濱又は水邊に普通なり。

こ-あぢさゐ (名)【植】虎耳草(ユキノシタ)科、八仙花(アジサヰ)屬の落葉小灌木。幹の高さ三尺許り。分枝極めて多く、嫩枝及び葉脈に沿ひて微毛あり。葉は對生、膜質、廣楕圓形、鋭頭、長さ三寸、幅二寸に及び、外形やや苧麻の如くにして、大鋸齒を有す。圓錐花序は半球形にして直徑二寸許り、花は小形、淡藍色を帶び、兩全なり。果實は蒴なり。我が國、各地の淺山に多し。しばあぢさゐ。

こ-あぢも (名)【植】こあまもの異名。

こ-あづかり 小預 (名) 古昔、禁中御廚子所にて、預の次役。明和新増京羽二重「御廚子所預中略紀宗直中略同小預、從六位下大隅讚岐介藤原信彥」

こ-あつもりさう (名)【植】蘭科、敦盛草(アツモリサウ)屬の多年生草本。莖の高さ四五寸。葉は莖頂に對生し心臟形、やや波狀緣を有し、平行脈を具ふ。夏季、葉間より花莖を抽出し、頂端に黃綠色にして美しき一花を垂生す。我が國、中部の山地に自生し、又、觀賞用として栽培せらるることあり。

こ-あて (名) 射藝の語。弓を引かぬ先に、よく矢先をあてがふこと。吉田出雲守傳書「こあてと申すことは、弓引かぬ先に、よく矢先をあてがひ候事なり」

こ-あどの 小安殿 (名) 大極殿の後にある殿の稱。天智紀「御₌西小殿(コアドノ)₋」三代實錄四十五、元慶八年二月十九日「天皇御₌朝堂小安殿(コアドノ)₋中略向₌伊勢太神宮₋奉₌幣、告以₌將₌即位₋也」江次第一、供御藥「朝拜時、於₌小安殿(コアドノ)₋供₌之」同抄「小安殿者、大極殿後房也」

こ-あな 小穴 (名) ちひさき穴。小孔。

こあな-がんな 小穴鉋 (名) 小穴を穿つに用ふるかんな。

こ-あは (名)【植】あは(粟)の異名。

こ-あはがへり (名)【植】禾本科、粟反(アハガヘリ)屬の一年生草本。あはがへりの變種。莖の高さ四五寸。葉は線形、細長なり。花は淡綠色にして、短き穗狀に排列す。夏期、我が國各地の山野に普通なり。

こ-あひ 小間 (名) (あひは間物(アヒモノ)の略) 鰯などの乾物。京阪の方言。物類稱呼

こ-あふひ (名) 一【植】ぜにあふひ(錦葵)の異名。二 錦葵(アフヒ)の花を現はしたる模樣。一名目抄「小葵天子下襲、同直衣等文也。又、臣下冬半臂・同打衣文也。小本文」文安御即位調度圖「獸形帽額中略小葵用₌之」

こ-あまも (名)【植】眼子菜(ヒルムシロ)科、大葉藻(アマモ)屬の多年生草本。海中に生じ、長き肉質の根莖を有す。葉は細長、あまもに類すれども一層幅狹く、長さも亦短し。花は小形、帶黃綠色にして、春季開く。我が國、各地の淺海に自生す。効用其の他あまもに同じ。こあぢも。こも。にらも。

こ-あみがさ 小編笠 (名) 江戸時代の始めに行はれしあみがさ。饅頭形にて、腰高に編みたるもの。槍持などの用とす。我衣「小あみ笠。ほほづき寶・風車寶の子供笠なり。槍持奴は冠るもあり」

こ-あめ 小雨 (名) こさめ(小雨)に同じ。(おほあめの對)

こ-あゆ 小鮎 (名)【動】魚類中、鰒骨類の一種。あゆの變種。長さ二三寸に過ぎず。本邦、琵琶湖の特產。海に下だることなし。山家集下「しらなはにこあゆひかれて下だる瀨に、もちまうけたるこめのしき網」謠曲鵜飼「小鮎さばしるせせらぎに」

こ-あらし 小嵐 (名) かろく吹くあらし。夫木三十夜もすがら同じこあらしお

ろすなり、高砂船は今ぞ出づべき」

こ-あらせいとう (名)【植】十字花科、紫羅欄花(アラセイトウ)屬の一年生草本。あらせいとうに類し、莖は柔軟、葉も小にして披針形、全緣なり。四五月頃、紫赤色の美花を開き、總狀花序に排列す。舶載の觀賞用植物にして、各地の庭園に栽培せらる。

こ-ありき 小步 (名) 小あるきにあること。少しあるくこと。運步色葉「小步(コアリキ)」

ごあり-ます (自動變) ござります(御座在)の訛り。心中宵庚申上「唐がらし五つ六つかぶっても、こんな熱い涙は出ませぬでごありますで、ごありまする」

ごある (自動四) ござる(御座)の訛り。冥途飛脚中「五十兩や百兩、友達に損かける忠兵衞ではごあらぬ」

こ-あゐ 濃藍 (名) 濃きあゐいろ。紫色の藍がちなるもの。藻鹽草廿「こあゐの一へがさね」

こ-あん 孤鞍 (名) ただ一人鞍馬に跨がりて行くこと。ただ一人のみにて旅行などするにいふ。

ごあん-す (自動變) ござんす(御座)の訛り。傾城反魂香中「何の氣隨でごあんしよ」心中二枚繪草紙下「前は再再ごあんして、何がこはうて逃げさんす」

こ-あんどう 小行燈 (名) 小さきあんどん。(大行燈の對) 重井筒上「小行燈提げ入る有樣」

こい 凍 (名) こゆること。こごえること。こごえ。宣化紀「白玉千箱、何能救₌冷(コイ)₋」

こい 肥 (名) こえ(肥)の訛り。

こ-い 古意 (名) 古への意義。古人の趣意。古代の風。李密詩序「沾襟何所₌爲、悵然懷₌古意₋」

こ-い 故意 (名) 一 ことさらにする意志。有意。楊萬里詩「群兒有₌新舌₋、六學無₌故意₋」 二【法】ことさらに或る行爲、殊に他人の權利侵害の行爲をなさんとする意思。民法第七百九條「故意又は過失に因りて他人の權利を侵害したる者」舊刑法第二百九十四條「故意を以て人を殺したる者」

ご-い 五噫 (名) 世の非なるを嘆じたる歌。下文の後漢書を見よ。十訓抄「正通中將具平親王家の作文序書きたりけるに……」建久五年八月十九日「敗₌公所領₋之後、頻歌₌五噫₋、又相₌談于日來有₌好之輩類₋、令₌反逆₋」後漢書梁鴻傳「東出₌關過₌京師₋、作₌五噫之歌₋曰、陟₌彼北芒₋兮噫、顧₌覽帝京₋兮噫、宮室崔嵬兮噫、人之劬勞兮噫、遼遼未央兮噫」

ご-い 唔咿 吾伊 (名) 讀書の聲。咿唔。黃庭堅詩次韻謝外舅元忠時對雨作三竹枝歌「南窻讀書聲吾伊」

こ-いう 故友 (名) ふるき友人。故舊。戴叔倫詩「喜明府逢遇故友」「出₌門逢₌故友₋」杜荀鶴詩「故友別來三四載、新詩吟得百餘篇」

こ-いう 固有 一 もとより有ること。自然に所有すること。孟子告子上「仁義禮智非₌由₌外鑠₌我也、我固₌有之₌也」 二 其のものの特有。もちまへ。

ご-いう 互有 相たがひに所有すること。

ご-いう 娛遊 娛樂と遊戲と。娛樂して遊ぶこと。たのしみ遊ぶこと。司馬相如文賦上林「娛遊往來、宮宿館舍」

ごいう-がかり 御遊懸 (名) 優美にしてしとやかなる歌樂の姿態。歌舞品目「是れは御遊は歌樂を以てして、優美を本旨とするゆゑに、樂の姿舒やかなるを御遊懸と稱するにや」

ごいう-けん 互有權 (名)【法】相

隣地の疆界線上に設けたる界標・圍障・牆壁及び溝渠に對する相隣者の共有權の稱。

こいう-こうかう 固有口腔 (名)【醫】齒列の後部に位し、上部は口蓋、基底は舌、後部は咽頭腔に至る部分。

こいう-しやうげふ 固有商業 (名)【商】貨物の賣買を營む商業。即ち、普通の商業。(補助商業の對)

こいう-じやうしこつ 固有上肢骨 (名)【醫】純正に上肢を構成する骨。即ち、上膊骨・前膊骨・手骨より成る。

こいう-しやうにん 固有商人 (名)【法】固有商業を營む商人。即ち、普通の商人。(補助商人の對)

こいう-せい 固有性 (名) 其の箇體又は種族に特有なる屬性。

ごいう-ぢやう 娛遊場 (名) 公衆の遊戲・娛樂に供する場所。民法第百七十四條「旅店料理店貸席及び娛遊場の宿泊料飲食料席料木戸錢」

こいう-はふ 固有法 (英 Original law) (名)【法】其の國の風土・民情・慣習等に基きて制定せられ、外國法を蹈襲せざる法令。(繼受法の對)

こいう-めいし 固有名詞 (名)【文法】名詞の一。其の物特有の名稱を表はすもの。人名・地名等の類。(普通名詞の對)

こい-から 濃香 (名) 濃き香色。太平記廿四、天龍寺供養「濃い香に牡丹を織りたる白裏の狩衣」

こい-かがみ (名) 法師髮(ホフシガミ)の少し延びたるもの。弓張記「當世かみをきりたる馬を中略かみきりたる馬とも、又はかがみともいふなり。すこしながく成りたるをば、こいかがみともいふ事也」

こ-いかる (名)【動】しまいかるの異名。

こ-いき 小息 (名) かすかなるいき。少しのいき。著聞六「御物の、常に吹かれざらんは、まづ小息にて心見るべき也」

こ-いき 小意氣 (名) どことなく意氣なること。少ししやれたる風。

こいき すぎる 小意氣過 少しなまいき過ぎる。こましやくれる。曾我虎磨下「まだ十二三であるさうな、愛敬の無い小いき過ぎた、且那振った額附は嫌やぢやぞや」

こい-くれなゐ 濃紅色 (名) こきくれなゐ(濃紅色)の音便。運步色葉「濃紅(コイクレナヰ)」丹波與作上「挾箱、濃い紅の大紐を、高高と結びしは」

こい-げしやう 濃化粧 (名) あつげしやう(厚化粧)に同じ。

こ-いさかひ 小諍 (名) ちょっとしたるいさかひ。根に持たぬ紛爭。出世景淸二「思ふ餘りの小いさいかひ、犬が食ふとや是れならん」

こ-いし 小石 (名) ちひさき石。いしくれ。(大石の對) 宇鏡集「磊同。サレイシ」宇治拾遺三「小石を持ちて、この石を手まさぐりにたたき居たれば」假名手本忠臣藏道行「大石や小石拾うて我が夫と、撫でつさすりつ手に据ゑて」礫。

ご-いし 碁石 (名) 一 碁を打つに用ふる小さき石。圓く扁くして、中やや高し。黑・白の二種、各百八十箇あり。枕二「ごいしして數をおかせ給はんとて」今昔廿三「碁枰有り、碁石の笥可咲氣にて、枰の上に置きたり」 二 ごいしきん(碁石金)の略。石川正西聞見集「太閤の御時代まで、すながね・ごいし・はづしがね、國國より京へ持ちのぼり、銀子にかへ申し候に」

ご-いし 御椅子 (名) 古へ、儀式の時、天皇の倚らせ給ふ御椅子(イス)。常は殿上の間(マ)に置く。榮華根合「ひのおましに御いしたてて、御ぐしあげさせ給ひておはします」大鏡上「殿上のごいしの前にて、業平の中將とすまひとらせ給ひけるほどに」日中行事「御倚子のおほひ、梓の間にかけたるをとりて、御倚子におほふ」

(しいご)

こ-いしうち 小石打 (名) 鷹の尾羽の名。たか(鷹)を見よ。

こいし-おり 小石織 (名) 女の帶地に用ふる絲織。產業袋「絲織といひて、女帶に薩摩織・小石織・市の屋織、男帶に琥珀・みよし・ななこ・博多・薩摩・丹後、其の外數多し」

こいし-かは 小石川 (名) 底に小石のある川。川中島合戰四「を川・小石川、ころび合うて」

こいしかはおやくゑん-ぶぎやう 小石川御藥園奉行 (名) 江戸幕府の職名。小石川の藥園を掌るもの。明良帶錄「小石川御藥園奉行百五十俵」

こいしかは-やうじやうしよ 小石川養生所 (名) 江戸時代、孤獨の者を施療するところ。小石川の藥園內にあり。享保七年江戸名所圖會三「療病院、同所(小石川藥園)の西に並ぶ。養生所と號けらる」

ごいし-がひ 碁石貝 (名)【動】てうせんはまぐり(朝鮮蛤)の異名。

ごいし-きん 碁石金 (名) 碁石の如き形の金。甲陽軍鑑八十「御腰物を被₌下て後、當座の褒美として、碁石金を信玄公の自身、兩の手に御すくひなされ、三掬ひ彼の川原村傳兵衞へ下ださるる」

ごいし-け 碁石笥 (名) 碁石を入るる器。ごけ。後撰廿「院の殿上にて宮の御方より、碁盤出ださせ給ひけるごいしけのふたに」宇津保貴宮「しろかねのごいしけに」

こ-いしだたみ 小石疊 (名) あられ(霰)二に同じ。

ごいし-はまぐり 碁石蛤 (名)【動】てうせんはまぐり(朝鮮蛤)の異名。

こいし-はら 小石原 (名) 小石の多き原。俗謠「琉球へおぢやるなら草鞋はいておぢやれ、琉球は石原・小石原」

こいし-まじり 小石交 (名) 小石のまじりたること。又、その所。國姓爺後日合戰相生參宮「つづらをり中略えいところころ、小石まじりを傳ひくる」

ごいし-まめ 零烏豆 (名)【植】荳科、黃大豆(ダイヅ)屬の一年生草本。だいづの一品種。種子甚だ大にして扁平、黑色、やや黑の碁石に似たるもの。東國に多く栽培すといふ。がんくひまめ。

こいし-め (名) 一部分の合計。小計。俚言集覽

こい-すき (名) そり(橇)をいふ、越前國の方言。物類稱呼

こ-いそぎ 小急 (名) 少しくいそぐこと。ややいそぐこと。こばや。「小いそぎにあるく」

こい-そめこみ 濃染込 (名) 濃く染め込みたること。又、そのもの。丹波與作中「紺屋の德兵衞、房にもとよりこいそめこみの」

こ-いた (名) 魚の鰭の名所。うを(魚)二を見よ。

こい-たか (名) 小合計の高。こいしめ。小計。地方凡例錄二「小以高」

こ-いたじき 小板敷 (名) 禁中、殿上の間の南面の小庭より昇る處の板敷の

稱。千載(折句)「こいたじきといふ五文字を句の上におきて、旅の心を」江次第八(巧眞)「行事藏人、終夜東帶監臨、候小板敷」

こ-いただきもち 子戴餅 (名) いただきもち(戴餅)に同じ。

こ-いたどり 小虎杖 (名) 【植】いぬいたどり(犬虎杖)の異名。

こいた-ぶき 小板葺 (名) こけらぶき(杮葺)に同じ。

こ-いち 小一 (名) 芝居のますの名。舞臺のすぐ下の平土間の第一列の稱。あまおち。

こいち (名) 【動】魚類中、硬骨類の一種。大さ五六寸乃至尺許。口大にして體は黒色稍、にべに類す。本邦、深海に産す。かまかり。くろくち。しらぶ。そこにべ。

こ-いちえふらん 小一葉蘭 (名) 【植】蘭科、小一葉蘭屬の多年生草本。莖の高さ四五寸。下部に卵形の葉一枚を著け、夏季、莖頂に淡紅色の美花數箇を總狀に排列す。我が國、中部以北の高山に自生し、又、觀賞用として栽培せらるることあり。

こ-いちじゅく (名) 【植】いぬびは(天仙果)の異名。

こ-いちぶぎん 古一分銀 (名) てんぽういちぶぎん(天保一分銀)の異稱。大日本貨幣史三「天保一分銀又古一分銀と云ふ」同四「天保八年より安政元年までを古一分銀の鑄造年限とす」

こい-ちゃ 濃茶 (名) 一 挽茶の一種。分量を多くして湯に立てて飲むもの。分量を淡くして立つるを淡茶(ウスチャ)といふ。狂言(鱸庖丁)「酒の上に濃い茶はよい物ではないか」 二 こいちゃいろ(濃茶色)の略。

こいちゃ の なか 濃茶仲 愛情の濃やかなる間柄。

こい-ちゃいろ 濃茶色 (名) 濃き茶色。茶色の濃きもの。こいちゃ。

こ-いちやく (名) 【植】次條の略。

こ-いちやくさう (名) 【植】鹿蹄草(イチヤクサウ)科、鹿蹄草屬の多年生草本。葉は根生、廣卵形又は圓形、やや波狀緣を有し、質は比較的薄く、鈍頭にして、葉脚漸く狹く、又はやや心臟狀なり。花莖は葉間より抽出し、上部に總狀花序を綴り、夏季、下垂せる白色又は帶紅色の小花を開く。我が國、各地の山地に自生す。

こいちゃ-ぢゃわん 濃茶茶碗 (名) 濃茶(コイチャ)をたつるに用ふる茶碗。生玉心中上「假初の薄茶茶碗も、馴染みては濃い茶茶碗屋」

こ-いつ 此奴 (代) こやつ(此奴)の轉。狂言(瓜盗人)「こいつ故、思ひも寄らぬ肝をつぶいた」用明天皇職人鑑三「いや、こいつ、ただ者ならず」

こ-いっしゅぎん 古一朱銀 (名) ぶんせいいっしゅぎん(文政一朱銀)の異名。大日本貨幣史八「文政一朱銀又は古一朱銀といふ」同四「文政十二年より天保八年までを古一朱銀鑄造年限とす」

ご-いっしん 御一新 (名) 江戸幕府が政權を奉還したる時の政變の稱。明治維新。

こ-いづみ 小泉 (名) ちひさきいづみ。小なる泉水。著聞十八「德大寺のていに作泉を搆へられ中略かたの如く小泉をかまへて候に」

こいづみ-かぶと 古泉兜 小泉兜 (名) 兜の制の一種。形狀詳かならず。鎧作師古和泉(コイヅミ)の作りしものといふ。(類聚名物考) 應仁記下「政長の其の日のいでたちは中略小泉冑(コイヅミカブト)の緒をしめ」

こいつ-ら 此奴等 (代) こいつ(此奴)の複稱。こやつら。生玉心中下「どうでこいつら死ならはい」

こ-いて 小射手 (名) 射術の場にて、弓太郎(ユンタラウ)以外の射手。

こいてき-どうさ 故意的動作 (名) いういてきどうさ(有意的動作)に同じ。

こ-いと 小絲 (名) 一 小さき絲。細き絲。 二 香の名。質は伽羅、月に似たり。(香名目錄) 一說、月と同木にして異名。(香名目錄)

こ-いとめ 小絲目 (名) 甲州金の名目。絲目の二分の一、卽ち兩の百二十八分の一。銀三分七厘五毛にあたる。甲斐國志三(國法)「甲金壹兩を銀四十八匁と定む。前に云ふ壹貫文に籾八斗也。六合摺りにて米四斗八升になる。此の割合より出づと云ふ、拾貳匁を壹分とし、六匁を貳朱、三匁を壹銖、壹匁五分を銖中、七分五釐を絲目、三分七釐五毫を小絲目と云ふ。小絲目中と云ふもあり。小判にも同じく言ひ之、元祿以前の書類には、間閒見えたり。今は絲目と云はず、專ら端銀を通稱す」吹塵錄二十「貳朱中、小絲目凡五十九匁位」

こいとめ-ちゅう 小絲目中 (名) 甲州金の名目。小絲目の二分の一、卽ち、兩の二百五十六分の一。銀一分八厘七毛にあたる。甲斐國志三(國法)「甲金壹兩を銀四十八匁と定む中略三分七釐五毫を小絲目と云ふ。小絲目中と云ふもあり」

こ-いとも (名) 【植】いともの異名。

こいと-やき 小絲燒 (名) 往昔、飛驒國大野郡小絲といふ地より產したる燒物の稱。(飛州志)

こ-いぬ 小犬 子犬 (名) 犬の子。小さき犬。犬兒。

こい-ねずみ 濃鼠 (名) 次條の略。

こい-ねずみいろ 濃鼠色 (名) 鼠色の濃きもの。こいねずみ。

こ-いはう 古醫方 (名) 本邦に於ける支那醫方の一派。寛文の頃、名古屋玄醫が從來行はれたる後世方を排し、張仲景・巢元方等、晉・唐以上の醫家を祖述せるもの。古方家。(後世方の對)

こ-いはかがみ (名) 【植】岩梅(イハウメ)科、岩鏡屬の多年生草本。地下に根莖を有す。葉は卵圓形又は楕圓狀圓形、葉緣に少數の鋸齒を有す。花莖は葉間より抽出し、總狀花序を著け、春夏の際、白色又は紅色の花を開く。我が國、各地の山地に自生す。

こ-いはがりやす (名) 【植】禾本科、荷草屬の草本。ひめのかりやすの變種。全形一般に小規模なり。

こい-はなだ 濃縹 (名) 次條の略。催馬樂「淺綠や己以波奈太(コイハナダ)染めかけたりと見るまでに中略新京すざかのしだり柳」

こい-はなだいろ 濃縹色 (名) はなだ色の濃きもの。こいはなだ。

こ-いははたざを (名) 【植】いははたざをの異名。

こいひ (名) 【植】えびづる(蘡薁)の異名。

こ-いび 小指 (名) こゆび(小指)の轉。

こい-ふす (自動四) ころげ臥す。まろびて臥す。萬五「とこじもの打ち許伊布志(コイフシ)て」同廿「うつせみの世の人なれば、うちなびきとこに許伊布之(コイフシ)」

こ-いへ 小家 (名) 小さき家。こや。枕十「こいへなどいふ物の多かりける所を今造らせ給へれば、木だちなどの見所あるはいまだなし」源宮夏「あやしきこ家に生ひ出でけること」

こいへ がち 小家勝 小家のみ多きこと。源夕顏「げにいと小家がちに、むつかしげなるわたりの」

(諺) **小家から火發す** 小家は火災を出だすこと多し。世話盡「小家から火おこす」梅草「禍は下より、小家から火の出

るといへば、謹むべし」

こい-まきなしぢ 濃蒔梨地 (名) 金銀粉を最も濃く蒔きたる梨子地。つめなしぢ。

こ-いまり 古伊萬里 (名) 伊萬里燒の祖、朝鮮人李參平が、慶長年中、肥前國有田鄕字板野川内にて燒きたる伊萬里燒。

こい-まろぶ (自動四) ころげまろぶ。まろぶ。雄略紀「駭惋不解所由、反側(コイマロビ)呼號」萬三「展轉(コイマロビ)ひづち泣けども、せむすべもなし」同九「反側(コイマロビ)足ずりしつつ」

ごいみ (名) 【植】なつぐみの異名。

こ-いも 小芋 子芋 (名) 一 小さき芋。芋の子。(親芋の對) 二 【植】さといも(芋)の異名。

こいる (英Coil) (名) 絶緣せる導線を捲きたるもの。

こ-いわし 小鰯 (名) 【動】せぐろいわし(背黑鰯)をいふ、上總國の方言。(物類稱呼)

ご-いん 五音 (名) 一 音樂にて、宮・商・角・徵・羽の五つの音の稱。じふにりつ(十二律)を見よ。著聞六「宮・商・角・徵・羽の五音あり。或ひは五行に配し、或ひは五常に配す」運歩色葉「五音(ゴイン)(喉・舌・牙・齒・唇 宮・商・角・徵・羽)」老子「五音令人耳聾」孟子上(離婁)「師曠之聰、不以六律、不能正五音」 二 音聲の調子。ねいろ。こわね。いひぶり。ことば。日本振袖始三「其の五音で殺し手は知れた知れた」百合若大臣野守鏡三「五音も通じぬ畜類め」 三 五十音の各行の五つの音の稱。「五音相通」名目抄「或有五音之相通」

ご-いん 呉音 (名) ごおん(呉音)に同じ。運歩色葉「呉音(ゴイン)」

こ-いんしゅ 胡飲酒 (名) こんじゅ(胡飲酒)に同じ。

こ-いんでん 小應帝 (名) 革の名。女莫臥爾の上品なるもの。

ご-いんど 五印度 (名) ごてんぢく(五天竺)に同じ。

ご-いんま 五陰魔 (名) 四魔の一。吾人が肉體と精神とに束縛せられて善をなす能はざること。

ごいん-をどし 五音縅 互匂縅 (名) 鎧の縅毛の一種。青・黄・赤・白・黑の絲に、其の各の薄色絲を配して縅したるもの。(弓箭記錄)

こう (名副) 狐などの鳴聲また鐘の音などにいふ語。砂石集下五「しらけて見ゆる壹狐かな中略契りあらば夜こそこうと云ふべきに」大藏流狂言花子「鐘中略こんこん、こここんこうと撞くに」

こう 公 (名) 一 偏頗なきこと。よこしまならぬこと。平等。書經周官「以公滅私、民其允懷」論語堯曰「公則說」 二 明白なること。陰蔽せざること。 三 一般。共同。 四 おほやけ。おもてむき。公儀。官府。教育勅語「義勇公に報じ」 五 五等爵の最高級。華族令第三「爵は公侯伯子男の五等とす」孟子萬章下「公一位」 六 大臣の稱。「三公」

こう 功 (名) 一 てがら。いさを。はたらき。勳功。榮華音樂「功をうたひ、德を舞ふ」易經上繫「出門交有功」書經大禹謨「汝惟不伐、天下莫與汝爭功」禮記大傳「聖人南面而聽天下、所且先者五中略二曰報功」 二 ききめ。効。「勞して功なし」 三 金鵄勳章の等級。一級より七級まであり。

こう いる 功入 年功を經てあり。狹衣三「三昧堂の方に、せんず經をぞ、いみじくこうのいりたる聲の尊きにて讀む」曾我虎磨上「龜菊は功の入ったる戀知りなり」

こう の ぶし 功武士 功入りたる武士。年功を經たる武士。川中島合戰三「隱れもない軍法者・功の武士なれど」艶狩劔本地二「嫁入中略御太刀の役人は功の武士を選ばれ」

こう を いる 年功を積む。盛衰記廿三(平家方人)「法華經中略在俗の身として空によみ覺え、あれ程に功を入れ進らせて候ひける事、難有覺え候」

こう 講 (名) 一 こうゑ(講會)に同じ。勢語「うせ給ひて安祥寺にてみわざしけり中略こうのをはるほどに」大鏡上「雲林院の菩提講に詣で侍りしに」續詞花十九「日吉社の禮拜講といふことに」 二 神佛の信徒の、神佛に參詣し、又は奉加・寄進などする團體。講社。講中。 三 くみあひ(組合)の稱。

こう 后 (名) きさき。皇后。禮記曲禮「天子之妃曰后」

こう 工 (名) 一 しごと。さいく。工程。「工を起こす」 二 職工。職人。たくみ。工匠。論語衛靈公「工欲善其事、必先利其器」齊語「處士農工商若何」

こう 紅 (名) べにいろ。くれなゐ。紅色。

こう いってん 紅一點 多くの同樣の物の中に、一つ異彩を放つこと。多くの男子の中に、一人の婦人の雜りたるなどにいふ。王安石詩(詠石榴)「萬綠叢中紅一點」

こう 貢 (名) みつぎもの。みつぎ。貢物。「貢を納る」書經禹貢「禹別九州、隨山濬川、任土作貢」

こう 薨 (名) 薨ずること。薨去。禮記曲禮「天子死曰崩、諸侯曰薨」左傳隱公三年「不赴于諸侯、不反哭于寢、不祔于姑、故不曰薨」

こう 侯 (名) 一 五等爵の第二級。

公の次。華族令第三「爵は公侯伯子男の五等とす」孟子萬章下「侯一位」 二 大小名。諸侯。

こう 候 (名) 氣候。時候。季節。「炎暑の候」

こう 喉 (名) 【植】くわこう(花喉)の略。

こう 汞 (名) 水銀。みづかね。

こう 鉤 (名) 【數】直角三角形の直角を挾む二邊の中、短き邊の稱。然れども、直角を挾む二邊相等しきときは、何れを股、何れを鉤とするも可なり。

こう 公 (代) 貴人又は他に用ふる敬意の對稱。延慶本平家四(平家一類百八十餘人解官)「群公・卿士」史記平原君「公等錄錄、所謂因人成事者也」

こう 口 (助數) 一 人數を數ふるに用ふる語。にん。太平記廿六(天王寺・伴僧)「伴僧二十口」 二 器具を數ふるに用ふる語。垂仁紀「喚鍛名河上、作太刀一千口」軍防令「紺布幕一口」神宮寺資財帳「銅火爐一口」

こう 勾 (助數) 曲がりたる物を數ふるに用ふる語。臨時祭式「鑰一勾」多度神宮寺資財帳「花鬘玖勾」

こう 喉 (助數) 魚を數ふるに用ふる語。こ。尾。平治(頼朝遠流)「一喉の魚を獄中に投げ入れけるに」下學集下「一喉(コウ)(魚之數也)」

こう 公 (接尾) 一 貴人の姓又は名の下につけて敬意を表はす語。 二 名又は姓などの下に附けて、極めて親しく又はやや輕蔑の意に用ふる語。浮世風呂四「どうだ番公、おれと一所にあいばねえか」浮世床下「氣の毒なのは瀛公だぜ」

ごう 豆油 (名) まめのご(豆油)に同じ。ご。

ごう (名) 一 くぎやう(供饗)をいふ、西國の方言。(物類稱呼) 二 ものもらひ(物貰)をいふ、九州の方言。(物類稱呼)

こうあ——こうい

こうあ——こうい

こうえ——こうえ

こうえ

こうが

こうかい-じゃう 〜公開狀 (名) 新聞・雜誌などに掲載して公示する私信。
こうかい-しゅぎ 〜公開主義 (名) ㊀何事をもかくさず公開せんとする主義。(祕密主義の對) ㊁次條に同じ。(祕密主義の對)
こうかい-しんりしゅぎ 〜公開審理主義 (名)【法】裁判の對審判決を公開する主義。公開主義。(祕密審理主義の對)
こうかい-てい 〜公開廷 (名) 公開せる法廷。國際紛爭平和的處理條約第五十三條「仲裁裁判所の公開廷」
こうかいはふ 〜公海法 (名)【法】海法の一。海事に關し、公法的關係を定めたるもの。
こうかい-ほくわん 〜公開保管 (名)【商】銀行が保護預りとして有價證券の預託を受け、これを保管すると同時に、預主に代はりて其の證券の利子・配當金を受け取り、又は元金の償還を受け、其の受取金を預主の勘定口に振り込む等、證券に關する一切の手續を取る保管預りの稱。
こう-かう 〜功効 (名) 功。しるし。ききめ。効驗。漢書鄭吉傳「上嘉其功效、封安遠侯」
こう-かう 〜後項 (名) ㊀のちにある條項。㊁【數】A:Bなる比に於いて、Bの稱。
こう-かう 〜口腔 (名)【醫】顏面の下部、上下兩顎骨の間にある不正形の空洞。口中。
こう-かう 〜公項 (名)【數】級數の一般項。例へば $1.2+2.3+3.4+\cdots\cdots$ に於いて、第n項は $n(n+1)$ なるが如し。
こう-かう 〜公行 ㊀公然と行はるること。㊁廣く世に行はるること。「賄賂公行」㊂公然行動すること。橫行。韓非子「亡國使兵公行乎其地」戰國策楚「盜賊公行、而弗能禁也」

こう-がう 〜鴻號 (名) 大なる名號。帝王の大號。韓愈文「致吾君於堯舜、熙鴻號於無窮」
こう-がう 〜口號 くちずさむこと。口占。
こうかう-えん 〜口腔炎 (名) こうないえん(口內炎)に同じ。
こうかう-しん 〜後行進 (名) 體操にて、背後に行進すること。退步。
こう-かき 紺搔 (名)〔こんかきの音便〕こんや。こうや。そめものや。染戶。盛衰記十九(義朝首出獄)「紺五郎といふ紺搔(コウカキ)の有りけるが」七十一番歌合「紺搔(コウカキ)」ただ一しほ染めよと仰せらるる」運步色葉「紺搔(コウカキ)」
(諺)紺搔の白袴 紺屋の白袴に同じ。こうや(紺屋)の條を見よ。寢覺のすさび「紺搔の白袴、此の諺近きよりいへり」
こう-かきょきん 〜後下鋸筋 (名)【醫】腰背より下、四箇の肋骨に終はる筋肉。肋骨を下掣す。
こう-かく 〜口角 (名) くちわき。口のはた。くちばし。くちさき。蘇軾詩「口角霏霏白唾珠」
こうかく まつ を とばす 口角飛沫 氣勢激しく言論するさまにいふ。
こう-かく 〜鴻鶴 (名) おほとりとつると。平治(信賴信西不快)「鴻鶴雲を凌ぐに、必ず羽翮の用に由る」拾遺記「或乘鴻鶴、或衣羽衣」
こう-かく 〜後覺 こうしん(後進)に同じ。(先覺の對) 孟子萬章上「使先覺覺後覺也」
こう-がく 〜鴻學 (名) 學問に深く達して居ること。又、其の人。

こう-がく 〜工學 (名) 工業に關する事項を科學的に研究する學問。
こう-がく 〜後學 (名) ㊀後進の學者。後生。後輩。後漢書徐防傳「宜爲章句以悟後學」㊁後來の學問のためとなること。後日の準備のための學問。曾我五人兄弟「是れぞ若君の後學、教訓の第一と申すもの」傾城反魂香「あっぱれあっぱれ御分別、後學なり」新薄雲物語「後學のため、ちと拜見と存じて」
こう-がく 〜溝壑 (名) みぞとたにと。路傍に斃れ死ぬことなどにいふ。太平記十一(金剛山寄手等被誅)「口糞の資け無くして子に後れたる老母は、僅かに一日の餐を求め兼ねて、自ら溝壑に倒れ伏す」同廿(義貞)「道の塗炭におち、民の溝壑に沈みぬる事を救はん爲めのみ也」左傳昭公十三年「小人老而無子、知擠于溝壑矣」孟子梁惠王下「凶年飢歲、君之民老弱轉乎溝壑」
こうがくかう 〜公學校 (名) 臺灣にて、本島人の兒童に普通教育を施す學校。其の生徒の年齡は、滿七歲以上二十歲以下、其の修業年限は通例六箇年とす。臺灣公學校令「公學校」
こうがくかう-ほしふくわ 〜公學校補習科 (名) 公學校を卒業し、又は之と同等以上の學力を有する男兒に、公學校の教科目を補習せしむる目的にて設くる科程。其の修業年限は二箇年以內とし、其の設置又は廢止は、廳長が臺灣總督の認可を受けてなすべきものとす。
こう-がくし 〜工學士 (名) 學士の一。帝國大學の工科大學又は理工科大學の本科卒業生が稱することを得るもの。
こうがく-はくし 〜工學博士 (名) 博士の一。工學の蘊奧を攻究せる者に授くるもの。學位令第二條「工學博士」

こうがくはくし-くわい 〜工學博士會 (名) 工學博士を以て組織するもの。博士會の一。博士會規則第三條「工學博士會」
こう-がけ 講掛 (名) 賴母子講などの講錢の分擔額を醵出すること。講中のかけ錢。
ごうが-しゃ 〜恆河沙 (名)〔天竺の東界の大河なる恆河即ち今のがんぢす河の沙の義〕無限・無數なる數量に譬へていふ語。恆沙。榮華(玉臺)「三歸五戒を受くる人すら、三十六部の善神、恆河沙眷屬ども護るものなり」盛衰記十八(文覺清水狀天神金)「法華經八卷に、若有人受持六十二億恆河沙、菩薩名字復盡形供養、飲食衣服臥具醫藥、四種功德」張陽詩「深心大海水、廣願恆河沙」
ごうがしゃ-ごふ 〜恆河沙劫 (名)【佛】恆河沙の如き無限の劫。大勢至菩薩和讃「往昔恆河沙劫に、佛、世に出で給へりき」
こう-がふ 〜苟合 一時の彌縫。又、一時の安を貪りて人の意志を迎合すること。史記(李斯傳贊)「持爵祿之重、阿順苟合」
こう-がふ 〜媾合 交接すること。房事。交合。
こう-からあやをどし 紺唐綾縅 (名) こんのからあやをどし(紺唐綾縅)に同じ。
こうが-るゐ 〜溝牙類 (名)【動】爬蟲類中、蛇類の一類。有毒なるもの。上顎の兩側にある牙に縱溝を具へ、之より毒液を流出せしむ。はぶの類は之に屬す。
こう-かん 〜後勘 (名) ㊀後日の勘當。後の咎め。保元(新院御出家)「宣旨の刻限移り候ひなば、後勘いかがと恐れ申しければ」盛衰記廿七「後勘を恐れて、追ひ懸け追ひ懸け、散散に射る」㊁のちのちの事まで考ふること。深謀遠慮。甲陽軍鑑「さすがの松永彈正も後勘やなかりけん、信長公を引き出だし」
こう-かん 〜後鑑 (名) 後日の龜鑑。後後の手本。運步色葉「后鑑(コウカン)」
こう-かん 〜拘勘 (名) かげゆし(勘解由使)の唐名。
こう-かん 〜槓杆 (名) ㊀てこ(挺子)の特稱。㊁【理】支點と稱する定點の周りに回轉し得る丈夫なる棒にして、重物などを動かさんとするとき力を利するために用ふるもの。重さ(抵抗)のかかる點を重點、力の作用する點を力點といひ、支・重・力、三點の位置の如何によりて三つの場合あり、且つ力を利する割合にも亦相違を生ず。
こうかん の り 槓杆理【理】力の方向線と支點との距離と力との積が、重さ卽ち力に抗する力の方向線と重さとの積に等しき時に、槓杆は釣り合ふものなること。
こう-かん 〜構陷 讒言を構へて、人をおとし入るること。後漢書順帝紀「構陷太子」
こう-かん 〜攻陷 せめおとすこと。攻擊して陷落せしむること。晉書文帝紀「胡烈攻陷關城」
こう-かん 〜苟簡 苟且にして簡略なること。莊子天運「古之至人、假道於仁、託宿於義、以遊逍遙之虛、食於苟簡之田」
こう-がん 〜紅顏 (名) 年若く血色のつややかなる顏。紅色のかほ。朗詠「朝有紅顏誇世路、暮爲白骨朽郊原」太平記十一(越中守護自害)「紅顏・翠黛の、世に無類有樣」鷹場文「紅顏暐而流光」劉廷芝詩(代悲白頭翁)「伊昔紅顏美少年」
こう-がん 〜厚顏 (名) つらの皮の厚きこと。あつかましきこと。あつかは。鐵面皮。詩經小雅「巧言如簧、顏之厚矣」

こう-がん 〜鴻雁 (名) かり。がん。かりがね。詩經小雅「鴻雁于飛、肅肅其羽」禮記月令「仲秋之月(中略)鴻雁來」
こう-がんばう 〜後眼房 (名)【醫】虹彩の後面と硝子囊の前葉との間の間隙の稱。
こう-き 〜公器 (名) おほやけの物。公共の物。莊子天運「名公器也、不可多取」
こう-き 〜口器 (名) 口邊にありて、食物攝取の用をなすもの。脣・齒・舌の類。
こう-き 〜口氣 (名) 物をいふ樣子。くちぶり。いひざま。いひやう。口吻。語氣。「不平の口氣を洩らす」
こう-き 〜紅氣 (名) 紅色の氣味。あかみ。朗詠「梅含雞舌兼紅氣」
こう-き 〜洪基 鴻基 (名) 洪業の基礎。王融文「朕獲纂洪基、思弘至道」隋圜丘歌「鴻基惟永、福祚長隆」
こう-き 〜後記 (名) 後日の記錄。太平記卅二(神南合戰)「名將の御前にて紛れもなく討死して、後記に留めよや」運步色葉「後記(コウキ)」
こう-き 〜後期 (名) ㊀後の期日。後の部分。(前期の對) ㊁こうきしけん(後期試驗)の略。
こう-き 〜後騎 (名) あとより續く騎兵。どづめの騎兵。李白詩(樂府)「前車細柳北、後騎甘泉東」周書(侯莫陳崇)「後騎益集、賊徒因悉逃散」
こう-き 〜候騎 (名) 敵情をさぐる騎兵。斥候の騎兵。史記(匈奴傳)「候騎至雍甘泉」注「候、邏騎」
こう-き 〜恆規 (名) 常に法るべき法則。しきたり。恆例。
こう-き 〜興起 ㊀おこりたつこと。勢ひの盛んになること。鹽鐵論「若時雨之灌萬物、莫不興起」劉得仁詩「坐吟青綺上、興起白雲中」㊁感じて意氣の奮ひおこること。孟子盡心下「百世之下、聞者莫不興起也」

こう-き 〜拘忌 かかはりいむこと。晉書「無所拘忌」
こう-き 〜弘毅 度量のひろく、志の强固なるさまにいふ語。論語泰伯「士不可以不弘毅、任重而道遠」
こう-ぎ 〜公義 (名) おほやけの義理。韓非子「彼有私急也、必以公義示而强之」漢書「不以私恩害公義」
こう-ぎ 〜公儀 (名) ㊀おもてむき。おほやけざま。くがい。太平記卅九(諸大名讒道朝)「是れは心中の憤りにて、公儀に可出咎にもあらず」㊁朝廷又は政府。公家。おほやけ。朝家。親房卿被贈結城狀「義時・泰時等、隨分存公儀、不怨諸朝憲」㊂幕府。將軍家。くばう。太平記卅四「上に公儀を借りて、下に私の權威を食らんと思へる心ありければ」信長記「公儀も御氣色よろしくて、其の夜湊を出で給ふ」
(諺)公儀の三日法度 政令の朝令暮改になり易きこと。
こう-ぎ 〜公議 (名) ㊀公衆の是認する議論。輿論。衆論。唐書(高宗皇后武氏傳)「后柔屈不恥、以就大事、帝謂能奉己、故扳公議立之」㊁公平なる議論。偏頗なき議論。太平記十四(新田足利確執奏狀)「尊氏奸偈宿意於公議外、奉苦尊體於囹圄中」陸游詩「公議在天下、如人有元氣」㊂公儀の評議。官邊の評定。太平記十三(北山殿謀叛)「出雲國へ可被流と、公議已に定まりにけり」同廿(義貞)「公議不獲止、將行天誅之日」同廿二(佐佐木信胤成宮方)「奏聞したりければ、脇屋刑部卿義助朝臣を可被下、公議定まりけり」
こう-ぎ 〜恆儀 (名) 恆例の儀式。しきたり。

こう-ぎ 〜厚誼 (名) てあつき交誼。厚きよしみ。
こうぎ-あひ 公儀合 (名) こうぎむき(公儀向)に同じ。
こう-きう 〜購求 あがなひ求むること。買ひ求むること。漢書(張安世)「後購求得書、以相校無所遺失」
こう-きう 〜攻究 けんきう(研究)に同じ。
こう-きう 〜恆久 久しくかはらざること。永久。永遠。易經下(恆)「天地之道、恆久而不已也」
こうきう-せいさん 〜恆久生產 (名) えいこうせいさん(永恆生產)に同じ。
こう-きげふ 〜公企業 (名) 企業の一。國家・府・縣・郡・市・町・村等の公共團體に屬するもの。(私企業の對)
こうぎ-ざた 〜公儀沙汰 (名) おほやけざた。公事沙汰。おもてざた。
こうき-しけん 〜後期試驗 (名) 前後二期に分かちて試驗する、後の試驗。(前期試驗の對)
こうぎ-しょ 〜公議所 (名) 明治維新の初め、諸藩より選出せる公議人を召集して、政府の諮詢事項を計議せしめし所。毎旬二・七の日を其の會議日とす。明治二年七月廢止せられたり。明治職官沿革表(官職部上、明治元年十二月)「置公議所于東京神田橋內舊姬路藩邸」
こうぎ-だて 公儀立 (名) ともすれば公儀へ持ち出ださんとすること。
こうき-でん 〜弘徽殿 (名) こきでん(弘徽殿)に同じ。榮華(若水)「こうきでんの御さうぞく具したれば」運步色葉「弘徽殿(コウキデン)大內」
こうぎ-にん 〜公議人 (名) 明治元年

八月公務人を廢してこれを置き、朝命を奉承し、藩情を達するを旨とする議員。同三年九月の藩制改革によりて廢せられたり。明治職官沿革表一、職官部上、明治元年「公議人。掌下奉二承朝命一代中國論上備中議員上」

こうぎ-まへ 〔公儀前〕（名）公儀のてまへ。おほやけに對するてまへ。

こうぎ-むき 〔公儀向〕（名）おほやけざま。おほやけむき。くがいむき。おもてむき。公儀あひ。

こう-きやう 〔紅鏡〕（名）鏡の如く圓くてあかく輝くにいふ語。朗詠「雲擎二紅鏡一扶桑日」李賀詩六月「炎炎紅鏡東方開」

こう-きやう 〔講經〕經文を講ずること。著聞二「予範二講經之撰一綴二經旨之宗一」

こう-ぎやう 〔興行〕一おこし行ふこと。おこり行はること。催すこと。行はるること。東鑑四十九、正元二年十二月廿三日「和歌興行盛也」太平記廿四、依山門嗷訴公卿僉議「近年禪法之興行喧二天下一嗜證之朋黨滿二人間一」二はじめて興立したること。創建。謠曲道成寺「橋の道成興行の寺なればとて、道成寺と名附けたりや」三見物人を集めて、芝居又は相撲などを演ずること。大友家記「豐後府内にて勸進相撲を興行す」著作權法第三十五條第三項「未た發行せさる脚本及樂譜の興行に關しては其の興行に著作者として氏名を顯はしたる者を以て其の著作者と推定す」

こう-ぎやう 〔講行〕佛敎を講じ、行（ギヤウ）を修むること。砂石集七「熱田の宮中略社頭に講行なんど勸めて、奉公の仁にて候」

こうぎやう-けん 〔興行權〕（名）【法】脚本又は樂譜等を興行する專用權。著作權法第一條二項「各種の脚本及樂譜の著作權は興行權を包含す」

こうぎやう-しや 〔興行者〕（名）興行をなす人。著作權法第三十五條第四項「著作者の氏名を顯はさるときは其の興行者を以て其の著作者と推定す」

こうぎやう-にん 〔興行人〕（名）前條に同じ。

こう-ぎやく （名）こきやく（沽却）の訛り。かた言

こう-きやく 〔後脚〕（名）あとあし（後足）に同じ。（前脚の對）水經注「馬中略前脚猶立後脚隨失」

こうきやく-るゐ 〔口脚類〕（名）【動】節足動物、甲殼類中、胸甲類分類上の亞目の名。胸部の後、四環節は頭胸と合著せず。第五肢は頭胸部の腹面より生じ、又、腹肢に鰓を有す。しやこの類之に屬す。

こう-きゆう 〔後宮〕（名）一后妃などの住ませらるる奥向の宮殿。特に、古へ內裡の內、主上の常の御所なる仁壽殿の後に在りし御殿の稱。即ち、承香殿・常寧殿・貞觀殿・弘徽殿・登花殿・麗景殿・宣耀殿、及び昭陽舍・淑景舍・飛香舍・凝華舍・襲芳舍の總稱。おくごてん。大寶令「後宮職員令」太平記十二、大內裏造營「三十六の後宮には、三千の淑女飭レ妝」戰國策楚「韓・魏・齊・燕・趙之妙音・美人、必充二後宮一矣」二后妃などの總稱。松風村雨束帶鑑二「後宮數多さぶらひ給ひし、中に色ある紫や、藤氏の御方に」用明天皇職人鑑二「帝位にのぼり、彼の姫を後宮に立てんはいかに」史記不原君「臣不幸有二罷癃之病一君之後宮、臨而笑レ臣」

こうきゆう-じふにし 〔後宮十二司〕（名）內侍司・藏司・書司・藥司・兵司・闈司・殿司・掃司・水司・膳司・酒司・縫司の十二司の稱。

こう-きよ 〔溝渠〕（名）給水又は排水用として、水を流れしむるため、地を掘りたるものの總稱。暗渠と開渠とに分かつ。みぞ。禮記曲禮「門閭溝渠必步」

こう-きよ 〔公許〕官公署にて許可すること。政府の許可。

こう-きよ 〔後拒 後距〕あとぞなへ。あとおさへ。しんがり。後軍。後備。後隊。後陣。漢書西域「將二兵屯二玉門關一爲二貳師後拒一」同李陵「路博德故伏波將軍、亦羞レ爲二陵後距一」

こう-きよ 〔貢擧〕古昔、官吏登用の方法。京官・地方官より、文武の器に堪へたるものを推擧せしむるもの。大學・國學よりするものと、貢・蔭などによるものとあり。考課令「凡試二貢擧人一皆卯時付レ策」選敍令「凡帳內資人等、才堪二文武貢人一者、亦聽二貢擧一」

こう-きよ 〔薨去〕三位以上の人の死去すること。薨ずること。盛衰記卅、俊明熊野山門「入道既に悶絕して、薨去畢はんぬ」

こう-ぎよ 〔薨御〕親王・女院・攝家・大臣の死去すること。故實拾要六「薨御は親王・女御・攝家・大臣以上を云ふ」

こう-ぎよ 〔控御 控馭〕一馬を駕馭すること。詩十訓下「思二控御於茅山一霜毛徒老」庾信文拓跋寧碑「控馭五十州、風行數千里」二人を操縱すること。

こう-きよう 〔口供〕一口頭にて事實又は意見の陳述をなすこと。二罪人の口より其の罪狀を述べたるを筆記せるもの。口がき。未信篇「有レ人來首二反叛一中略審二其口供一是反是叛二」三【法】裁判所の訊問に應じて、被告人・證人又は鑑定人がなす申立て。供述。

こう-きよう 〔公共〕一社會の一般。公衆。大日本帝國憲法第八條「公共の安全を保持し」二公衆の共有すること。社會一般の共有。公有。史記張釋之「法者、天子所下與二天下一公共上也」釋名「杠、公也、衆所二公共一也」

こうきよう-くみあひ 〔公共組合〕（名）【法】公共團體の一。特別なる行政の目的のために、特定の資格を有する人民によりて組織せられたるもの。即ち、水害豫防組合・普通水利組合・重要物品同業組合・商業會議所の類。強制組合・半強制組合及び任意組合の三種あり。強制組合とは、水害豫防組合の如く、國家の強制により其の組合を設立せしめ、組合加入者の其の設立に參與するを許さざるものをいひ、半強制組合とは、普通水利組合の如く、國家が其の組合員たるべき者の標準を定め、其の標準に該當する者の一部の情願により、公益上必要と認めたるとき、他の一部の人民を強制して組合を設立せしむるものをいひ、任意組合とは、商業會議所の如く、其の組合の設立を全く組合員たるべきものの自由意思に放任し、國家は國家の目的に符合する場合に之を認可する外、組合員の加入を強制せざるものをいふ。市制第九十七條一項一號「政府府縣郡市町村及公共組合に屬し直接の公用に供する土地營造物及家屋」

こうきようくみあひ-くわい 〔公共組合會〕（名）公共組合の議決機關。內務省官制第五條四號「市町村會公共組合會及市町村公共組合の經濟」

こうきようくみあひ-けいざい 〔公共組合經濟〕（名）【經】公經濟の一。公共組合の行ふ經濟。

こうきよう-けいざい 〔公共經濟〕（名）【經】こうけいざい（公經濟）に同じ。

こうきよう-けいさつ 〔公共警察〕（名）【法】かうとうけいさつ（高等警察）に同じ。（個人警察の對）

こうきよう-じげふ 〔公共事業〕（名）社會公衆の幸福・利益を維持又は增進するために行ふ事業。即ち、學校・病院の建築、道路・橋梁の修繕の類。

こうきよう-じやう 〔口供狀〕（名）次條に同じ。

こうきよう-しよ 〔口供書〕（名）口供を筆記したる文書。供述書。逃亡犯罪人引渡條例第十一條一號「逮捕狀を發するの根據と爲りたる口供書」

こうきよう-しん 〔公共心〕（名）公共の爲めに盡くさんとする心。其の屬する團體・社會・國家等の利益のために盡くさんとする精神。

こうきよう-だうろ 〔公共道路〕（名）こうろ（公路）に同じ。

こうきよう-だんたい 〔公共團體〕（名）【法】國家より委任を受けたる政務を處理すべき義務を、國家に對して負ふ公法人。即ち、府・縣・郡・市・町・村及び商業會議所・水利組合の類。地方自治團體と公共組合とに分かつ。各條を見よ。耕地整理法第一條第三號「國府縣郡市町村其の他公共團體の認許を得て行ふ營造物の修繕」

こうきよう-ひしう 〔公共埤圳〕（名）臺灣に於ける田畑灌漑のために設けたる水路・溜池及び其の附屬物にて、行政官廳が公共の利害に關係ありと認定したるもの。河川・池沼の堤防にて、其の水利に直接の關係ある部分も、亦其の一部とす。其の區域は行政官廳之を定め、其の新設・變更及び廢止は、行政官廳の認可を受くべきものとす。臺灣公共埤圳規則「公共埤圳」

こうきようひしう-くみあひ 〔公共埤圳組合〕（名）公共埤圳の利害關係人が、行政官廳の認可を經て組織する公共組合。臺灣公共埤圳規則第四條「公共埤圳組合」

こうきよう-ぶつ 〔公共物〕（名）公衆の共有物。公共の用に供する品物。

こう-きよく 〔溝洫〕（名）みぞ。溝渠。左傳昭公廿二年「度二厚薄一仞二溝洫一」論語泰伯「卑二宮室一而盡二力乎溝洫一」

こう-ぎよく 〔紅玉〕（名）一あかき色のたま。二【鑛】こうぎよくせき（紅玉石）の略。三血色の紅くつやつやしてあるさまにいふ語。美人の肌色・面貌の麗しきを形容していふ。太平記六、民部卿三位局御夢想「紅玉の膚消えて、今日を限りの命共かなと、思し召しける御悲しみの遣る方なさに」西京雜記「趙飛燕與二女弟昭儀一皆色如二紅玉一爲二當時第一一並寵擅二後宮一」

こう-ぎよく 〔攻玉〕一たまをみがくこと。詩經小雅「他山之石、可二以攻一レ玉」二智德をみがくこと。

こうぎよく-せき 〔紅玉石〕（名）【鑛】こうはうせき（紅寶石）の異名。

こう-きん 〔公金〕（名）國家又は公共團體の所有に屬する金。出納官吏現金取扱規則第十三條「出納官吏他の公金の出納を兼掌するとき」

こう-きん 〔講金〕（名）こうせん（講錢）に同じ。

こう-きん 〔紅錦〕（名）あか色のにしき。赤地のにしき。朗詠「野草芳菲紅錦地」李白詩「青黛畫眉紅錦靴」

こう-きん 〔拘禁〕身體に拘束を加へて、一定の場所にとめおくこと。刑法第九十九條「法令に因り拘禁せられたる者」

こう-ぎん 〔工銀〕（名）こうせん（工錢）に同じ。

こう-ぎん 〔口吟〕くちずさむこと。白居易詩「口吟歸去來、頭戴二漉レ酒巾一」

こうきん-しよう （名）あかまつの一變種。【植】松杉科、松屬の常綠喬木。春季は葉の中間帶白色、秋季に至り其の部紅色を帶び、冬季深紅色となるもの。

こうきん-ぢやう 〔拘禁場〕（名）刑事被告人・犯罪人などを拘禁する場所。刑法第九十八條「既決未決の囚人又は拘引狀の執行を受けたる者拘禁場又は械具を損壞し」

こう-ぐう 〔后宮〕（名）一皇后の住み給ふ御殿。枕七、宮仕へ所は「內・后宮」二くわうごう（皇后）に同じ。年中行事祕抄三月「后宮御懷姙時、無二御燈由祓一事」諸陵式后妃「后宮

世にましまし時だにも」

こう-ぐう 〔厚遇〕手あつく待遇すること。厚きもてなし。史記高祖紀「張耳來見、漢王厚二遇之一」諸葛亮文與兄瑾「既受二東朝厚遇一依依如二子弟一」

ごう-ぐし 〔侯串〕（名）まとぐし（的串）に同じ。書言字考節用器財「侯串ゴウグシ」

こう-くわ 〔篝火〕（名）かがりび。かがり。史記陳涉世家「閒令二吳廣之二次近所旁叢祠中一夜篝火」王安石詩「篝火尙能書二細字一」

こう-くわ 〔工科〕（名）工業に關する學科。

こう-くわ 〔紅花〕（名）一あかき色のはな。又、其れに似たるもの。朗詠「紅花定昔管絃家」盛衰記廿八、經正竹生島詣「飄颻する事、紅花の旋風に飜るに似たり」日本振袖始下「大蛇中略紅花の舌を振り立て振り立て」傾城反魂香中「白粉・紅花に粧ひし」二【植】べにばな（紅藍）の異名。

こう-くわ 〔洪化〕（名）洪大なる敎化。太平記四十、中殿御會「加様の先蹤、皆聖代の洪化なり、何ぞ不快の例といはんや」後漢書章帝紀「明君之德、啓二迪洪化一」

こう-くわ 〔功課〕（名）土功と課役と。太平記十三、龍馬進奏「諸國の地頭に二十分一の得分を割き分けて被レ召ければ、兵革の弊えの上に、此の功課を悲しめり」

こう-くわ 〔功過〕（名）てがらとあやまちと。功勞と過失と。考課令「若他司人有二功過一者、錄レ狀二本司一附レ考」唐書百官志「奏二功過狀一以覈二考行一之」

こう-くわ 〔後禍〕（名）後日のわざはひ。後患。

こう-くわ 〔公課〕私人に對して國家又は公共團體が賦課すること。又、其の賦課したる租稅、其の他の公法上の負擔。國稅徵收法第一條「國稅其の他の公課の滯納に因り滯納處分を受け」

こう-くわ 〔功誇〕功に誇ること。太平記廿五、北野通夜物語「政道の爲めにあだなるものは、無禮・不忠・邪欲・功誇中略さては不直の奉行なり」

こう-くわい 〔公會〕（名）一おほやけの會議。公衆の會合。隋書裴矩「後因二公會一見而奇レ之」二【法】國際會議の一。國家の分立・存廢等の如き、重要なる事件に關するもの。即ち、西暦千八百十五年のうゐん公會、千八百五十六年のぱり一公會、千八百七十八年のべるりん公會の類。

こう-くわい 〔講會〕（名）講中の集會。講會取締規則第二條「無盡講賴子講又は之に類似の講會を組織する者は」

こう-くわい 〔構會〕識をかまへつくること。構造。左傳桓公十六年「構二急子一」杜注「構、會也」阮瑀文爲曹公作書與孫權「構二會其過惡一」「實爲二佞人所二構會一也」

こう-くわい 〔後會〕後日、會合すること。朗詠「欲下以二浮世一期中後會上還悲二石火向一レ風蔵一」平家十二、平大納言被流「せんどいづくを期せず、後會その期を辨へず」杜甫詩「更爲二後會一知二何地一忽漫相逢是別筵」

こう-くわい 〔後悔〕先非をくゆること。後に悔いたること。宇治拾遺十二「年來憎みいやしみつる人人、後くわいして皆貴みけりとなん」保元新院御謀反「道理を立てて申せば、こまごまと聞こし召して、罪なければ御後悔ありき」詩經國風「不二我

心、其後也悔」左傳哀公六年「作而後悔、亦無レ及也」史記高祖本紀「沛令後悔、恐二其有一レ變」

こうくゎい しごく 〜〔後悔至極〕 しごく後悔せること。極めて後悔したること。津國女夫池三「手をのばして後悔至極」

こうくゎい せんばん 〜〔後悔千萬〕 前條に同じ。謠丹後物狂「父母後悔千萬にて、せめて變はれる姿をも相見ばやと思ひて」

(諺)後悔先にたたず 事後に悔ゆとも役にたたず。古今哀傷「さきだたぬ悔いの八千度悲しきは、流るる水のかへりこぬなり」今昔三「後の悔い前に不レ立ずと云ふ譬へにてぞ有りける」砂石集五上「後悔さきだたぬ事を辨へざること、誠に愚哉」北條五代記四、北條氏政、東西南北戰「重忠先陣を承って、心はやき他人に奪はれぬ。後悔さきにたたざる放言ともいふべし」

(諺)後悔先にたたず、提燈持後にたたず 後悔と槍持は前に立たずに同じ。

(諺)後悔そこに絶えず 後悔の絶ゆることなし。義經記二、鬼一法眼「娘には別かれ、頼みつる弟子をば斬られぬ。自然の事あらば一方の大將にもなり給ふべき義經は、中たがひ奉りぬ中略後悔そこにたえずとはこの事なり」

(諺)後悔と槍持は前にたたず 何事もあとよりにては役に立たず。

(諺)後悔は智慧のいとぐち 悔ゆるは悟る始めなり。

(諺)後悔は平日の油斷 後悔する事あるは、平日不注意なればなり。

(諺)後悔臍を噬む 我が臍を噬まんとすとも及ばざる如く、後にて悔ゆとも益なし。

こう-ぐわい 〜〔構外〕 (名) かまへのそと。かこひのそと。(構内の對)

こう-ぐわい 〜〔口外〕 ㊀口のそと。(口内の對) 東哲文餅賦「涕洟二鼻中一、霜凝二口外一」 ㊁言葉に出だすこと。口に出だすこと。他人にもらし告ぐること。東鑑一、治承四年八月十七日「雖レ未二口外一、偏依レ恃レ汝、被二仰合一」運歩色葉「口外コウグワイ」

こう-くわいだう 〜〔公會堂〕 (名) 公衆の集會等に用ふる會堂。公館。

こう-くわう 〜〔鴻荒〕 (名) おほむかし。太古。上古。謝靈運詩三月三日侍二宴西池一「詳觀二記牒一、鴻荒莫レ傳」

こうくわ-だいがく 〜〔工科大學〕 (名) 帝國大學分科大學の一。工業に關する學術・技藝を教授する所。東京帝國大學にては土木工學・機械工學・造船學・舶用機關學・造兵學・電氣工學・建築學・應用化學・火藥學・採礦學・冶金學・應用力學・力學の十三學科に分かつ。帝國大學令第九條「工科大學」

こうくわ-はふ 〜〔汞化法〕 (名) 【冶金】こんこうはふ(混汞法)に同じ。

こうくわ-りょくえふ 〜〔紅花綠葉〕 (名) 花鳥を赤漆、木の葉をば青漆にて塗りて彫刻したる堆朱(ツヰシュ)。

こう-くわん 〜〔公館〕 (名) 公共の用に供する家。公設の家。

こう-くわん 〜〔後患〕 (名) こういう(後憂)に同じ。詩經頌「予其懲、而毖二後患一」韓非子難四下「言二人之不一レ襲、當レ如二後患何一」

こう-くん 〜〔功勳〕 (名) くんこう(勳功)に同じ。晉書志五行「帥二由舊章一、敬二重功勳一」

こう-くん 〜〔洪勳〕 (名) 洪大なる功勳。大功。大勳。宋書覺氏下謝「洪勳盛烈、永永無窮」

こう-くん 〜〔紅裙〕 (名) ㊀くれなゐのすそ。陳後主樂府「相邀開二繡戶一、轉レ態結二紅裙一」 ㊁轉じて、美人又は妓女の稱。韓愈詩「不レ解文字飲、惟能醉二紅裙一」

こう-ぐん 〜〔後軍〕 (名) あとにひかへたる軍隊。あとぞなへ。後隊。後拒。(前軍・中軍の對) 晉書職官志「又置二後軍一」

こう-け 〜〔公家〕 (名) こうか(公家)に同じ。

こうげ (名) 【植】まつばゐの異名。

こう-けい 〜〔公卿〕 (名) くぎやう(公卿)に同じ。論語子罕「出則事二公卿一、入則事二父兄一」左傳隱公七年「初戎朝二于周一、發二幣于公卿一」

こう-けい 〜〔公刑〕 (名) 【法】國家の權力によりて犯罪人に科する刑罰の稱。(私刑の對)

こう-けい 〜〔口徑〕 (名) くちのさしわたし。禮記投壺「壺中脩口徑二寸半」

こう-けい 〜〔紅閨〕 (名) 美人のねや。朗詠「翠帳紅閨萬事禮法雖レ異、舟中浪上、一生之歡會是同」盛衰記卅八、平家「翠帳・紅閨、萬事の禮法引き替へて」王涯詩「君不レ見紅閨、少女端正時」

こう-けい 〜〔後繼〕 (名) ㊀あとつぎ(跡繼)に同じ。㊁あとよりつづくこと。又、あとぞなへ。晉書景帝紀「率二諸將一、以爲二後繼一」

こう-けい 〜〔後景〕 (名) ㊀のちのありさま。後日の景況。㊁背後の景。㊂舞臺の後壁の景色畫。書割(カキワリ)。背景。

こう-けい 〜〔後勁〕 (名) 後拒の精兵。左傳宣公十二年「前茅慮レ無、中權後勁」

こう-けい 〜〔肯綮〕 (名) 〔肯は骨に著く肉、綮は筋と肉と結ばるる處〕緊要なる箇所。急所。莊子養生主「始臣解レ牛之時、所レ見無レ非レ牛者、三年之後、未三嘗見二全牛一也。方今之時、臣以二神遇一、而不レ以二目視一、官知レ止而神欲レ行、依二乎天理一、批二大郤一、導二大窾一、因二其固然一、技經二肯綮之未一レ嘗、而況大軱乎」

こうけい に あたる 當肯綮 急所を衝く。元史王惲傳「遇レ事剖析、動中二肯綮一、皆咢眙不二敢欺一」

こう-けい 〜〔拘繋〕 とらへつなぐこと。拘束・繋留すること。書經疏「囚拘也、主レ拘二繫當レ刑殺一者上」

こう-げい 〜〔工藝〕 (名) 工作に關する藝術。技工を施す藝術。唐書閻立本傳「父毗爲二隋殿内少監一、本以二工藝一進、故立德與二弟立本一、皆機巧有レ思」

こう-げい 〜〔虹霓〕 虹蜺 (名) にじ。春秋元命苞「陰陽交爲二虹蜺一」

こう-けいざい 〜〔公經濟〕 (名) 【經】經濟の一。(獨 Öffentliche Wirtschaft) 權力强制の關係を基礎として行はるるもの。國家經濟・地方自治體經濟及び公共組合經濟の三種に分かつ。各條を見よ。(私經濟の對)

こうげい-さくもつ 〜〔工藝作物〕 (名) 烟草・藍・油菜等の如く、工業の原料となる作物。工業作物。

こうけい-たん 〜〔紅景丹〕 (名) げんわうたん(玄黃丹)に同じ。

こうげい-ひん 〜〔工藝品〕 (名) 技術に意匠を施して製作したる物品。

こう-けう 〜〔孔竅〕 (名) あな。孔穴。

こう-げき 〜〔攻撃〕 ㊀せめうつこと。敵を撃破せん爲め、進んで戰鬪を求むること。史記南越王傳「毋レ得二擅興レ兵相攻撃一」㊁責めなじること。咎めただすこと。非難すること。韓非子難一「天下無道、攻撃不レ休」史記秦始皇紀「屬二疏遠一相攻撃如二仇讎一」

こうげき-ぐん 〜〔攻撃軍〕 (名) 敵を攻撃する軍隊。うって。

こうげき-じゅうたい 〜〔攻撃縱隊〕 (名) 攻撃點に向かひて前進する部隊にして、

縱隊の隊形をなすもの。

こうげき-すゐらい 〜〔攻撃水雷〕 (名) 我れより進んで敵艦を攻撃する水雷。即ち、魚形水雷の類。(防禦水雷の對)

こうげき-ぜんしん 〜〔攻撃前進〕 (名) 防禦の地位にありしものが、敵を攻撃して前進する態度に移ること。

こうげき-ちたい 〜〔攻撃地帶〕 (名) 攻撃すべき一帶の土地。

こうげき-てん 〜〔攻撃點〕 (名) 攻撃する地點。

こうげき-どうめい 〜〔攻撃同盟〕 (名) 主權を有する二箇以上の國家が、第三國に對する攻撃につき、一致の行動をとるべき趣旨にて締結したる同盟。

こうけ-しゅう 〜〔公家衆〕 (名) 禁裏の衆。くげしゅう。

こうけ-たばし 構桁橋 (名) 橋梁の一。上下の縱材を垂直又は斜材を以て綴り合はせたるもの。鐵或ひは木材にて構成す。

こう-けつ 〜〔孔穴〕 (名) あな。孔竅。後漢書李固傳「堤防雖レ堅、漸有二孔穴一」

こう-けつ 〜〔紅血〕 (名) 紅の血。赤き血。血。

こう-けふ 〜〔口峽〕 (名) 口腔と咽頭とを結合する短き腔洞。

こう-けふ 〜〔厚狹〕 あつきとせまきと。

こう-げふ 〜〔功業〕 (名) 功蹟の顯著なる事業。功績。易經繋辭「吉凶見二乎外一、功業見二乎變一」戰國策秦「功業可レ明矣」

こう-げふ 〜〔工業〕 (名) 生産業の一。粗製品に人工を加へ、其の形態を變更して生産する作業。貴族院令第六條「工業商業」

こう-げふ 〜〔鴻業〕 洪業 (名) 大なる事業。建國の偉業。漢書揚雄傳「制二成六經一、洪業也」後漢書皇帝紀「皇帝幼沖、承二統鴻業一」

こう-げふ 〜〔興業〕 新事業をおこすこと。特に經濟上の新事業を始むること。史記太史公自序「孔子述レ文、弟子興レ業」

こうげふ-がくかう 〜〔工業學校〕 (名) ㊀工業に關する學問・技術を教授する學校。㊁實業學校の一。工業に從事する者に須要なる教育を施すを目的とするもの。實業學校令第二條「工業學校」

こうげふ-ぎゃうせい 〜〔工業行政〕 (名) 【法】經濟行政の一。工業の保護・取締を目的とするもの。

こうげふ-ぎんかう 〜〔興業銀行〕 (名) ㊀企業の資本を供給するを目的とする銀行。㊁にほんこうげふぎんかう(日本興業銀行)の略。

こうげふ-くわがく 〜〔工業化學〕 (名) 【化】化學の應用的方面を研究する應用化學に屬すべきものにして、諸種の化學成品、例へば酸類・あるかり類・硝子・陶磁器・煉瓦・せめんと・酒類・油類・石鹼・紙・火藥・人造絹絲・革・瓦斯・こーるたー・色素・顏料・染料等の工業的製法等に關する事項を講究する化學の一分科。

こうげふ-けういく 〜〔工業教育〕 (名) 工業に從事する者に必須なる教育。

こうげふけういん-やうせいじょ 〜〔工業教員養生所〕 (名) 東京高等工業學校に附設し、工業學校・徒弟學校及び工業補習學校の校長・教員たるべきものを養成し、兼ねて工業教育の方法を研究する所。本科及び速成科の別あり。

こうげふ-さくもつ 〜〔工業作物〕 (名) こうげいさくもつ(工藝作物)に同じ。

こうげふ-しけんじょ 〜〔工業試驗所〕 (名) 農商務大臣の管理の下に、工業に關する試驗・分析及び鑑定の事を掌る所。所長・技師・技手・書記の職員を置く。工業試驗所官制「工業試驗所」

こうげふしけんじょ-ちゃう 〜〔工業試驗所長〕 (名) 工業試驗所の長官。技師を以てこれに充て、農商務大臣の指揮・監督を承け、所中全般の事務を掌理するもの。

こうげふ-じだい 〜〔工業時代〕 (名) 【經】生産の方法を標準として、經濟上の時期を五分したるものの第五期。即ち、各種の機械・器具發明せられ、分業・協力盛んに行はれて、經濟機關の大變動を惹起し、大生産の行はるる現今の如き時代。

こうげふ-しゃ 〜〔工業者〕 (名) 工業を營むもの。農工銀行法第六條五號「工業者」

こうげふ-しょいうけん 〜〔工業所有權〕 (名) 【法】特許權・意匠權・實用新案權・商號權及び商標權の總稱。萬國工業所有權保護同盟條約第一條「工業所有權」

こうげふ-しょくみんち 〜〔工業殖民地〕 (名) こうげふてきしょくみんち(工業的殖民地)に同じ。

こうげふ-せいさく 〜〔工業政策〕 (名) 【經】國家又は公共團體が、其の工業の健全なる進歩を圖るためになす施設。

こうげふせいさく-がく 〜〔工業政策學〕 (名) 【經】經濟政策學の一。工業に關する政策を研究するもの。

こうげふ-ぢゃう 〜〔工業場〕 (名) 職工が集まりて、共同に工作をなす場所。工場。

こうげふてき-しょくみんち 〜〔工業的殖民地〕 (名) 起業殖民地の一。工業を目的とするもの。

こうげふ-ぼき 〜〔工業簿記〕 (名) 簿記の一。工業、殊に工場の製造品に要する諸費用の會計を整理するもの。

こうげふほしふ-がくかう 〜〔工業補習學校〕 (名) 實業補習學校の一。工業に關する學問・技術を教授する所。

こうげふ-ゑいせい 〜〔工業衞生〕 (名) 工業に從事する者の衞生。

こう-けん 〜〔公權〕 (名) 【法】㊀權利の一。國家と箇人との公法關係にて存するもの。即ち、公法上の權利。これに國家の箇人に對する權利と、箇人の國家に對する權利との二種あり。後者は更に自由權・請求權及び參政權の三種に分かつ。各條を見よ。(私權の對) ㊁舊刑法にて、重罪・禁錮又は附加の監視に處せられたるものの、剝奪若しくは停止せらるる權利。即ち、國民の特權、官吏と爲る權、勳章・年金・位記・貴號・恩給を有する權、外國の勳章を佩用する權、兵籍に入る權、裁判所に證人となる權、親族の許可を得て子孫のためにする場合の外、後見人と爲る權、分散者の管財人となり、又は會社及び共有財産を管理する權、學校長及び教師・學監となる權の總稱。舊刑法第三十一條「禁錮に處せられたる者は別に宣告を用ひず現在の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふことを停止す」貴族院多額納税者議員互選規則第四條二號「公權を剝奪せられたる者又は停止中の者」市制第十二條二項「內國人にして公權を有し直接市稅を納むる者」

こうけん ていし 〜〔公權停止〕 【法】ていしこうけん(停止公權)に同じ。治安警察法第五條「公權剝奪及停止中の者」官吏遺族扶助法第十六條三項「扶助料を受くる者公權停止中」

こうけん はくだつ 公權剝奪 【法】はくだつこうけん(剝奪公權)に同じ。治安警察法第五條「公權剝奪及停止中の者」

こう-けん 公驗 (名) ㊀國司・郡司の證明ある田地の沽券。田令集解公私田荒廢「跡云、還レ公、謂郡司百姓井土人、任國司一而請二公驗一開墾者永爲二私財一耳」類聚三代格十一「寺社百姓田地、各任二公驗一還二與本主一中略但元來相傳爲二住家一券契分明無レ妨二國務一者、不レ在二此限一」㊁どてふ(度牒)に同じ。

こう-けん 後賢 (名) 後世の賢者。後日の賢人。杜預 文春秋左氏傳序「其有レ疑錯、則備論而闕レ之、以俟二後賢一」

こう-けん 厚絹 (名) あつぎぬ。盛衰記卅三、朝朝征夷將軍宣「椀飯ゆたかに、厚絹二兩、小袖十重、長櫃に入れて傍に置く」

こう-けん 貢絹 (名) 年貢に用ふる絹。庭訓往來十三月「御服貢絹調進」

こう-けん 貢獻 ㊀みつぎものをたてまつること。又、其の物。職員令「內藏寮。頭一人掌下金銀(中略)諸蕃貢獻奇瑋之物(中略)別納用物事上」左傳昭公十三年「貢獻無レ極、亡可レ待也」國語「春秋貢獻、不レ解二于王府一」漢書蕭望之傳「薰賢以二令色諛言一自進、海內貢獻、當レ養二一君一」㊁其の事に力を盡くすこと。盡力。「國家に貢獻す」

こう-けん 後見 ㊀昔時、幼主又は年少の家長の後楯となりて、これを輔佐すること。又、其の職務。又、其の人。うしろみ。盛衰記廿、石橋合戰「女房も子共が後見して御座せ」用明天皇職人鑑三「彼れは元來、花人親王の後見にて」㊁鎌倉時代、執權又は連署、足利時代、管領の異稱。東鑑卅八、寶治元年八月「兩御後見之外者、禁制」鎌倉大草紙下「大內左京大夫義興中略京管領に任ぜられ、御後見望みの如く叶ひける」㊂【法】禁治產者又は財產管理權を有する親權者なき未成年者を監護・敎育し、其の財產を管理し、及び其の法律行爲を代表する法律上の職務。民法第四編第六章「後見」㊃能樂及び演劇にて、役者の出演中、其の後に控へて一切の世話をなすもの。うしろ。

こう-げん 後言 ㊀かげごと。かげぐち。しりうごと。書經益稷「予違汝弼、汝無二面從退有一後言二」㊁事後に彼れこれいふこと。平治物語六「是れは、何の後言を云はせ申し候ぞ」

こう-げん 公言 つつみかくさずにいふこと。公然と口外すること。又、其の話。史記孝文本紀「所レ言公、公言レ之、所レ言私、王者不レ受レ私」

こう-げん 恆言 つねづねいふこと。又、其の言。孟子離婁上「人有二恆言一皆曰天下國家」

こう-げん 控弦 弓を引くこと。又、其の兵士。漢書婁敬傳「控弦四十萬騎」同嚴安傳「鍛レ甲摩レ劍、矯レ箭、控レ弦」

こうけん-かんとく 後見監督 (名) ㊀後見を監督すること。㊁次條の略。

こうけんかんとく-にん 後見監督人 (名) 【法】後見監督の職務を有する人。指定後見監督人と選定後見監督人との二種あり。各條を見よ。民法第四編第六章第二節第二款「後見監督人」

こうけん-きくわん 後見機關 (名) 【法】後見に關する事務を行ふ機關。後見人・後見監督人及び親族會の三種とす。各條を見よ。民法第四編第十六章第二節「後見の機關」

こうけん-けん 後見權 (名) 【法】後見人が、被後見人に對して有する權利。卽ち、被後見人の財產の管理權、未成年たる被後見人の監護・敎育及び懲戒をなす權利の類。

こうけん-けん 恆見圈 (名) 【天】極を中心とし、觀測地の緯度を半徑とする天球上の圓の稱。此の圓以內にある恆星は、常に觀測地の地平上に表はるるものなり。常現圈。

こうけん-ざ 後見座 (名) 能舞臺にて、後見の著座し居る座席。

こうけん-しょく 後見職 (名) 後見たる職。

こうけん-にん 後見人 (名) ㊀後見をなす人。うしろみ。㊁【法】後見の職務を行ふ人。指定後見人・法定後見人及び選定後見人の三種あり。各條を見よ。民法第四編第六章第二節第一款「後見人」

こうけんにん-とうきぼ 後見人登記簿 (名) 商業登記簿の一。後見人が、被後見人のために商業を營む場合に、其の事項を登記するもの。非訟事件手續法第百四十條第四號「後見人登記簿」

こうけん-ばしら 後見柱 (名) 能舞臺にて、橋掛りより舞臺に入る時、左、卽ち仕手柱の反對にある柱。後見の座する所なればいふ。狂言柱。太鼓柱。

こうけん-やく 後見役 (名) 後見の役目。又、其れをつとむる人。

こう-こ 工賈 (名) 工匠と商賈と。工商。左傳昭公廿六年「民不レ遷、農不レ移、工賈不レ變」

こう-こ 貢擧 (名) 貢人と擧人と。

こう-こ 後顧 ㊀うしろをかへりみること。あとをふりかへること。元稹詩「後顧前瞻高樹枝」㊁あとの氣遣ひ。後の心配。後慮。顧慮。㊂後日の恩顧。李商隱文上李相公書「未レ報二前功一旋求二後顧一」

こう-ご 口語 ㊀通俗の用語。日用の言葉。(文語の對) ㊁ものいふこと。ことば。漢書司馬遷傳「僕以二口語一遇二遭此禍一」

ごう-こ 江湖 (名) ㊀ごうこそう(江湖僧)の略。甲陽軍鑑「曹洞宗大岳と云ふ僧の、江湖頭にてほっこう和尙と申す知識に、信州岩村田にて、千人の江湖ありて會上の執行」㊁ごうこゑ(江湖會)の略。

こう-こう (名、副) こうの重言。こんこん。今昔廿「狐に成りて、こうこうと鳴きて走り去にけり」大藏流狂言二人大名「雞の蹴合ふまねをせい中略こうこうこう、こきやこうこう」

こう-こう 公侯 (名) 公爵と侯爵と。又、大名。詩經周南「赳赳武夫、公侯干城」禮記王制「公侯田方百里」

こう-こう 公功 (名) 古昔、公儀の費用を以て經營する事業。類聚三代格八天長元年八月廿日太政官符「池・溝・堰等、加二公功一者、不レ聽レ用二其水一」

こう-こう 鴻功 (名) 大いなる功勳。鴻勳。

こう-こう 鴻溝 (名) ㊀大いなるみぞ。㊁へだて。へだたり。さかひ。逕庭。分界。

ごう-ごう (名、副) 高き鼾の聲にいふ語。蘇軾詩歐陽晦叔見寄「鼻息齁齁自成レ曲」

ごうごうしは (名) 【植】かしは(槲)の異名。

こうこう-しゃく 公侯爵 (名) 公爵と侯爵と。貴族院令第一條第一號「公侯爵」

こうこうしゃく-ぎゐん 公侯爵議員 (名) 公爵議員と侯爵議員と。

こう-こく 公國 (名) 公の稱號ある君主を戴く國。

こう-こく 侯國 (名) 侯の稱號ある君主を戴く國。

こう-こく 鴻鵠 (名) おほとりとくぐひと。史記留侯世家「鴻鵠高飛、一擧千里」韓詩外傳「夫鴻鵠一擧千里、所レ恃六翮耳」

こうこく の こころざし 鴻鵠志 大人物の志。遠大の志。史記陳涉世家「嗟乎、燕雀安知二鴻鵠之志一哉」

こう-こく 興國 國勢を振興せしむること。勢ひの盛んなる國。興起せる國。左傳昭公四年「冀之北土馬之所レ生、無二興國一焉」五代史伶官傳論「憂勞可二以興一レ國、逸豫可二以亡一レ身」

こう-こく 公告 ㊀公衆に告げしらすること。廣く世上に告げしらすること。廣告。㊁國家又は公共團體の告知。商法第十二條「登記すへき事項は登記及ひ公告の後に非されは之を以て善意の第三者に對抗することを得す登記及ひ公告の後と雖も第三者か正當の事由に因りて之を知らさりしとき亦同し」

こう-こく 後刻 ごこく(後刻)に同じ。

こうこく-しき 公告式 (名) 公告の方式。市制第十條第三項「地方慣行の公告式」

ごうこ-そう 江湖僧 (名) 曹洞宗にて、學問僧の稱。江湖。甲陽軍鑑二「學問僧を教家にては所化と申し、洞家にては江湖僧と云ひ、關山派にては衆寮と申され候」

こうご-ぶん 口語文 (名) 口語を以て綴りたる文章。

ごうこ-れう 江湖寮 (名) 江湖會を行ふ道場。

ごうこ-ゑ 江湖會 (名) 〔江は揚子江、湖は洞庭湖。東西南北の義〕禪宗、特に曹洞宗にて、四方の僧侶を集めて、夏安居の制を行ふこと。又、その道場。江湖。

こう-こん 後昆 (名) こうえい(後裔)に同じ。盛衰記十八、小松殿熊野詣「若し榮耀一朝を限り、後昆恥ぢに及ぶべくば、重盛が運命を縮めて、來世の苦輪を助け給へ」庭訓往來六月「於二反逆輩一者、爲二後昆一不レ貽二與同張本之族一被レ誅レ之」書經仲虺之誥「以レ義制レ事、以レ禮制レ心、垂二裕後昆一」

こう-こんでん 公墾田 (名) 墾田の一。官より百姓に命じ開墾せしめて、官有の田とせるもの。

こう-さ 公差 (名) ㊀貨幣の法定の品位・量目と、其の實質の品位・量目との差、又は度量衡器の一定の標準と、其の實物との差にて、法律が尙ほ有效と認めたる範圍。貨幣法第九條「金銀貨幣純分の公差は金貨幣は一千分の一銀貨幣は一千分の三とす」同第十條「金銀貨幣量目の公差」度量衡法第八條第四號「勅令の定むる公差以上の差狂を生したるもの」㊁【數】等差級數の相隣れる二項の差。

こう-ざ 公座 (名) おほやけの座席。公衆の面前。宋書袁淑傳「訾于二公座一陵レ湛」

こう-ざ 講座 (名) 寺院等にて、講演をなす時の講師の坐席。

こう-ざ 口座 (名) ㊀區劃したるおのおのの場所。㊁【簿記】帳簿に於ける各勘定の顚末を明かにするために、各勘定毎に仕譯して設けたる場所。

こう-さい 公債 (名) ㊀國家又は地方自治團體が、收入・支出を適合せしむる目的にて、臨時に起こす金錢の債務。其の起債者を標準として、國債と地方債とに分かち、其の償還の時期を標準として、定期公債と不定期公債とに分かつ。各條を見よ。大藏省官制第六條二「府縣郡市町村其の他公共組合の公債に關する事項」㊁こくさい(國債)に同じ。

こう-さい 公裁 (名) おほやけの裁判。裁判。「公裁を仰ぐ」

こう-さい 後妻 (名) のちぞひ。ごさい。繼妻。(先妻の對) 史記五帝本紀「瞽叟愛二後妻子一常欲レ殺レ舜」

こう-さい 口才 (名) 辯口の巧みなること。口前の上手なること。辯才。家語「宰予有二口才一以二言語一著レ名」

こう-さい 虹彩 (名) 【醫】眼球內の角膜と水晶體との間に存する環狀の横隔板。中央の圓孔は卽ち瞳孔なり。本邦人にては黃褐色なり。

こう-ざい 功罪 (名) てがらとつみと。後漢書有毛傳「善惡要二乎功罪一毀譽效二乎準驗一」

こう-ざい 公罪 (名) 【法】犯罪の一。直接に國家の公益を害するもの。(私罪の對)

こうさい-えん 虹彩炎 (名) 【醫】眼病の一。角膜及び虹彩の充血・變色、瞳孔の縮少等を主なる徴候とし、滲出物によりて虹彩及び水晶體癒著し、或ひは灰白色の義膜にて瞳孔の覆はるることあり。黴毒・結核其の他結膜・角膜等の炎症を原因として起こる。

こうさい-しょうしょ 公債證書 (名) 公債に對して、國家又は地方團體の發行する證書。額面・利子・支拂期限・支拂地等を記載するもの。記名式と無記名式とあり。

こうさい-とりひきじょ 公債取引所 (名) 公債證書の賣買を取り扱ふ取引所。

こうさい-るゐ 後鰓類 (名) 【動】軟體動物、腹足類に屬する一目。海產動物にして、體形一般に蛞蝓(なめくぢ)に近似す。あめふらしの類なり。

こう-さう 鴻爪 (名) ㊀雁が雪又は泥のうへに印するあしあと。僧圓暎詩「白雲鴻爪外」㊁〔鴻が南へ來たる時、路しるべに雪に爪跡をつくれど、北に歸る時には雪すでに消えて痕なき義〕行くへ又は徑路のさだかならぬにいふ語。

こう-さう 紅藻 (名) 【植】根・葉・莖の區別判然せざる柔軟藻類。紅色の色素を多く含有す。あさくさのり等の類。

こう-さう 公葬 功勞ありし人などを、公費にて葬送すること。

こう-さう 構想 ㊀作り構へたる思想。㊁さうざう(想像)に同じ。

こう-さう 後裝 銃身又は砲身の後部にある閉鎖器を開閉して彈藥を裝塡すること。又、其の裝置。もとごめ。

こう-ざう 後像 (名) 【心】外物の刺激の去りたる後、其の感覺のなごりの意識中に殘り留まるもの。

こう-ざう 興造 あらたに事をおこすこと。又、土木を經營すること。漢書食貨志「莽性躁擾、不レ能二無レ爲、每レ有レ所二興造一必欲レ依レ古」

こう-ざう 構造 ㊀かまへつくること。又、其の造り方。こしらへ。くみたて。建造。㊁事を作りかまふること。構成。宋書恩倖傳「構二造同異一興二樹禍隙一」

こうざう-こく 構造谷 (名) 【地】地殼の褶曲により、又は斷層の爲めに地層陷落したるによりて生じたる凹地。

こうざう-さんがく 構造山岳 (名) 【地】斷層山岳と褶曲山岳との稱。地盤の一部破綻して陷落し、爲めに陷落せざる部分高く山狀をなすものを斷層山岳といひ、地球收縮のため地表に皺襞を生じ、かくて隆起せる部分を褶曲山岳といふ。

こうざう-しき 構造式 (名) 【化】元素の符號に其の原子價に應じたる點又は線を附し、之によりて一分子量を形成する成分元素の符號を連結したる式。分子式の表はす事柄の外、其の物質の性質をも表はす。

こうざう-ぢしん 構造地震 (名) 【地】地殼の斷層によりて起こる地震。斷層地震。

こうさう-はう 後裝砲 (名) 後裝の

装置ある大砲。

こうさう-ぼち ⁓公葬墓地 (名) 公衆一般の埋葬すべき墓地。明治二十年內務省訓令第四十四號「公葬墓地の維持保存方法」

こうさう-もん ⁓後喪門 (名) 馬の臀の上にある旋毛。

こうさう-るゐ ⁓紅藻類 (名)【植】こうしよくさうるゐ(紅色藻類)の異名。

こう-さく 視告朔 (名) からさく(視告朔)に同じ。

こう-さく ⁓工作 土木・建築又は製造等に關する工事。宋史孫奭傳「詔罷內外工作」

こう-さく ⁓興作 事を興こすこと。左傳隱公元年杜注「非公命不書、三見者皆興作大事、各舉以備文」

こうさく-せん ⁓工作船 (名) 戰時、艦隊に附隨して、艦艇の應急修理に任ずるため、これに要する諸機械を備ふる特種の船。其の構造は普通の商船に同じ。

こうさくせん-き ⁓工作船旗 (名) 海軍旗章の一。工作のため軍用に供する船舶の大檣頭に揭ぐるもの。海軍旗章條例第三條「工作船旗」

こうさく-ぢやう ⁓工作場 (名) 工作のため特に設けたる場所。

こうさく-ぶつ ⁓工作物 (名)【法】勞力を加へて土地に敷設せる物。即ち、建物・池・沼・築山・庭石の類。民法第二百六十五條「他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め其土地を使用する權利」

こう-さつ ⁓攻殺 せめてころすこと。史記齊太公世家「齊人欲立之、乃與攻殺厲公」

こう-さつ ⁓構殺 わざと罪をかまへて殺すこと。北史高豐傳「陷以大罪、中略構殺之」

こう-さん ⁓恆產 (名) 一定の產業。定まりたる所有の資產。孟子滕文公上「有恆產者、有恆心」

こう-さん ⁓公產 (名)【法】こういうざいさん(公有財產)に同じ。

こう-ざん ⁓空盞 (名) からのさかづき。空杯。內裏式「造酒正把空盞」江次第一、元日宴會「酒正授空盞於貫首人」同抄「空盞(コウサン)。空盞者、未盛酒之盃也」名目抄「空盞(コウサン)」

ごう-ざん-ぜ ⁓降三世 (名) 次條の略。榮華玉臺「佛を見奉れば、降三世・軍荼利はたち給へり」

ごうざんぜ-みやうわう ⁓降三世明王 (名) 佛語。五大明王の一。三面又は四面八臂にして、身は玄青色、白蓮花に座し、貪・瞋・痴の三毒を降伏する法力を有し、常に東方を護るといふ。謠曲調伏曾我「東方の降三世明王は、青蓮のまなじりに惡魔を降伏して、壇上にかけり給へば」

こ-うし 子牛 小牛 犢 (名) うしのこ。小さき牛。和名抄「犢 古字牛子也」新六帖三「ゆきの島まきのこ牛の三とせにて、鼻さすほどもたへがたの世や」べべのこ 四國・中國・東國(物類稱呼)

こう-し ⁓公私 (名) おほやけとわたくしと。公共と私人と。官府と民間と。著聞十「もし不慮の事もあらば、公私忌まはしかりぬべし」東鑑一、治承四年八月廿四日「今別離者後大幸也、公私全命廻計於外者、盍雪會稽之恥哉」庭訓往來二月「公私忩忙之間、不遑毛舉」韓非子飾邪「無比周則公私分、公私分則朋黨散」漢書食貨志「公私之積」

こう-し ⁓公子 (名) 貴族の子。わかきんだち。詩經周南「麟之趾、振振公子」儀禮喪服「諸侯之子、稱公子」

こう-し ⁓公使 (名) 外交官の一。外務大臣の監督を受け、條約國に駐在し、自國を代表して外交事務を處理するもの。特命全權大使・特命全權公使・辨理公使及び代理公使の區別あり。民事訴訟法第十二條「外國に在る本邦の公使及び公使館の官吏」

こう-し ⁓工師 (名) 大工の長。孟子梁惠王下「爲巨室、則必使工師求大木」

こう-し ⁓厚志 (名) あつき志。厚情。厚意。

こう-し ⁓厚紙 (名) あつき鳥の子紙。著聞四「厚紙を賭け物に積まれたりけるに」

こう-し ⁓功士 (名) 功ある士人。てがらのある武士。

こう-し ⁓口齒 (名) くちとはと。後漢書馬援傳「帛氏口齒、謝氏脣響」

こう-し ⁓貢使 (名) みつぎものを持ち來たる使。入貢する使節。

こう-し ⁓紅紫 (名) 紅色又は紫色。べにとむらさきと。論語鄉黨「君子中略紅紫不以爲褻服」

こう-し ⁓紅脂 (名) べにと脂粉と。紅粉。貫休己詩「豔粉紅脂映寶鈿」

こう-し ⁓後嗣 (名) あとつぎ。子孫。後繼。書經伊訓「敷求哲人、俾輔于爾後嗣」左傳隱公十一年「禮經國家、定社稷、序民人、利後嗣者也」

こう-し ⁓後肢 (名) あとあし。

こう-し ⁓公示 一般に示すこと。おほやけに示すこと。

こう-し ⁓公試 官にて試驗すること。又、公衆の前にて試驗すること。宋史選舉志「國子監公試、初場以經義」

こう-し ⁓貢士 ㊀地方より才學ある士を選拔して官府に貢すること。又、其の貢せられたる士。書經大傳「古者諸侯之於天子、三年一貢士」㊁明治維新の始め、諸藩主より選拔して政府に出だしし藩士。大藩三人、中藩二人、小藩一人とす。明治元年五月廢して公務人を設く。

こう-し ⁓構思 思想をかまふること。構想。臧榮緒晉書「左思欲作三都賦、構思十稔」

こう-じ ⁓公事 (名) ㊀おほやけの事。官府のつとめ。(私事の對) 詩經大雅「婦無公事、休其蠶織」禮記曲禮「公事不私議」論語雍也「行不由徑、非公事未嘗至於偃之室也」㊁公共の事項。治安警察法第三條「公事に關する結社」

こう-じ ⁓工事 (名) 工作の事業。しごと。民法第百七十二條「技師棟梁及び請負人の工事に關する債權」周禮天官大府「邦甸之賦、以待工事」

こう-じ ⁓後事 (名) のちの事。將來の事。死後の事。禮記喪服小記「父母之喪偕、先葬者不虞祔、待後事、其葬服斬衰」左傳昭公廿二年「雖有後事、晉勿與知可也」史記始皇本紀「前事之不忘、後事之師也」

こう-じ ⁓口耳 (名) くちとみみと。口または耳。

こうじ の がく 口耳學 人より聞きたる事を其のまま人に告げ、毫も自ら咀嚼利用せざる學問。ききがく。荀子勸學「小人之學也、入乎耳、出乎口、口耳之間則四寸耳、曷足以美七尺之軀哉」

こう-じ ⁓講師 (名) ㊀歌合せ又は詩の披講の時などに、詩歌を讀み上ぐる人。宇津保祭使「八韻の文作る中略式部丞こうじしてよみあぐ」源花宴「ふみなどこうずるにも、源氏の君の御をば、こうじもえよみやらず」㊁法會の時など、高座に登りて佛典の講說などをなすもの。枕二「こうざのもと中略こうじも、はえばえしう思ふなるべし」源御八講「中略今日のこうじは、心ことにえらせ給へれば」㊂古へ諸國の國分寺にありて、佛教の講說をなし

し僧官。土佐日記「二十四日、こうじ馬の餞けしに出でませり」後紀十三、延曆廿四年十二月甲申「改諸國國師曰講師」伊勢集「せきう法師、和泉のこうじになりて流されし時に」

こう-じ ⁓鉤餌 (名) つりばりとゑばと。莊子胠篋「鉤餌網罟罾笱之知多、則魚亂於水矣」

こうし-あたま 孔子頭 (名) 江戸時代、學者風の頭つき。即ち、總髮などの類。こうしがしら。世間息子氣質五「浪人中略近年孔子あたまに變へて、名も無塵と改めける」

こう-しう 古酒 (名) こしゆ(古酒)の訛り。攝津國伊丹の方言。物類稱呼

こう-しう ⁓寇讎 (名) あたかたき。左傳僖公五年「寇讎之保、又何愼焉」同昭公五年「既獲姻親、又欲恥之以召寇讎」孟子離婁下「君之視臣如土芥、則臣視君如寇讎」

こう-しう ⁓拘囚 とらふること。とらはるること。韓愈詩「早知皆是自拘囚、不學因循到白頭」

こうし-がしら 孔子頭 (名) こうしあたま(孔子頭)に同じ。世間手代氣質「月代延ばして、孔子がしらにかへて」

こうし-がは 小牛革 (名) 小牛のかは。靴其の他、革具の製造に用ふ。

こうし-がほ 孔子顔 (名) 儒者らしき顔つき。しかつめらしき顔つき。浮世親仁形氣三「我れとてもすかぬ孔子顔して、いやながら不斷行儀かたく」

こう-しき ⁓講式 (名) ㊀神佛の信者の集まりて催す法會の儀式。㊁講式の時、頌讚する式文。多くは當時の名僧の作にて、引聲・短聲の聲明を附す。著聞二「みづから阿彌陀講式を作りて、十齋日每に修して、薰修久しくなりにけり」盛衰記四十二、佛寺觀音講「佛前には花香供じ、佛供・燈明備へたり。机の上に卷物一卷あり、講式と覺ゆ」

こう-しき ⁓公式 (名) ㊀おほやけの方式。㊁【法】こうふしき(公布式)に同じ。㊂【數】一般の定則の代數的表示。

こうし-くわん ⁓公使館 (名) 公使が、其の駐在國にて事務を取り扱ふ所。公使館書記官・書記生・通譯生等の職員を置く。又、參謀總長若しくは海軍軍令部長の管理に屬する公使館附の陸軍又は海軍武官あり。民事訴訟法第十二條「外國に在る本邦の公使及び公使館の官吏」

こうしくわん-しよきくわん ⁓公使館書記官 (名) 外交官の一。公使館に附屬し、公使の職務を補助する奏任官。一等・二等・三等の階級あり。外交官及領事官官制第二條「公使館一等書記官公使館二等書記官公使館三等書記官」

こうしくわん-つうやくくわん ⁓公使館通譯官 (名) 英吉利語及び獨逸語以外の外國語の通譯を要する公使館に置き、其の通譯に任ぜしむる奏任官。一等・二等の階級あり。外交官及領事官官制第八條「公使館一等通譯官・公使館二等通譯官」

こ-うしこでい 小牛健兒 (名) こうしかひわらは(牛飼童)に同じ。平家八、猫間「木曾、牛飼とはえ云はで、やれ小牛健兒よ、やれ小牛健兒よと云ひければ」

こうし-さいこく ⁓公示催告 (獨 Aufgebot) (名)【法】不分明の相手方又は利害關係人に、請求若しくは權利の屆出で又は證書の提出を、一定の期間內になさしむるために、公示してなす裁判上の催告。この催告に應じて期間內に屆け出で又は提出をなさざるときは、失權又は證書無效の結果を生ずるものとす。民事訴訟法第七編「公示催告」民法施行法第五十七條「公示催告」

こうしさいこく-きかん ⁓公示催告期

間 (名)【法】公示催告に應じて、屆出で又は證書の提出をなし得る期間。人事訴訟手續法第七十三條二項「公示催告期間は其公告の日より二箇月以上なるを以て足る」

こうしさいこく-さいばんしよ ⁓公示催告裁判所 (名) 公示催告の手續を處理する裁判所。民事訴訟法第七百八十二條二項「公示催告裁判所の所在地」

こうし-じよう 小牛尉 (名) 能樂に用ふる老翁の面の一。養老・春日龍神等に用ふるもの。

こうし-そうだつ ⁓公示送達 (獨 Öffentliche Zustellung) (名)【法】訴訟關係書類の送達方法の一。當事者の現在地の知れざるとき、又は通常の送達方法によること能はざるときに、其の書類を揭示場又は新聞紙などに揭載して公示するもの。この公示により、書類を本人に交付したると同一の效力を生ずるものとす。民事訴訟法第百五十七條第百五十八條「公示送達」

こう-しつ ⁓後室 (名) ㊀家の後方にある室。後房。㊁身分ある人の寡婦の稱。やもめ。未亡人。忠度集「盛方朝臣書き置きたる萬葉集を、彼の人身まかりて後、後室のもとへ返し遣はすとて」東鑑廿五、承久三年八月一日「西八條禪尼者、右府將軍後室也」

こう-しつ ⁓公室 (名) 大名の家。論語季氏「祿之去公室五世矣」左傳閔公二年「曰男也、其名曰友。在公之右、間于兩社、爲公室輔」

こう-しつ ⁓拘執 とらへらるること。とらふること。拘囚。左傳文公十五年「書曰單伯至自齊、杜注單伯爲齊拘執、既免而不廢禮」後漢書包咸傳「爲赤眉賊所得、遂見拘執十餘日」

こう-じつ ⁓口實 (名) ㊀糊口の資。後漢書龐參傳「民資漁採、以助口實」㊁いひぐさ。いひまへ。辭柄。書經仲虺之誥「予恐來世以台爲口實」左傳襄公廿三年「若不恤其患、而以爲口實、其無乃不堪任命、而翦爲仇讎」

こう-じつ ⁓紅日 (名) 朝初めて昇る紅色の日。あさひ。旭日。紅旭。王建詩宮詞「蓬萊正殿壓金鼇、紅日初生碧海濤」

こうしつ-もやう ⁓後室模樣 (名) 模樣を白あがりにし、上繪を墨ばかりにて畫きたるもの。一代男四「後室模樣のきるもの、大わたばうし」

こうし-とうへう ⁓公示投票 (名)【法】きめいとうへう(記名投票)に同じ。(祕密投票の對)

こう-しふ ⁓後集 (名) 詩歌・文章など、あとより選び集めたること。又、そのもの。(前集の對)「菅家後集」

こう-じふ ⁓口入 くにふ(口入)に同じ。こうじゆ。運歩色葉「口入(コウジフ)」

こう-しや ⁓後車 (名) あとにつづく車。後乘。(前車の對) 十訓抄「大臣にて六年おはしけれども、前驅をも召し具し給はず、かたの如く後車ばかりぞ有りける」太平記廿四、依山門嗷訴公卿僉議「覆轍不遠、後車盍誡」詩經小雅「命彼後車、謂之載之」孟子滕文公下「後車數十乘、從者數百人」

こう-しや ⁓後者 (名) のちの方のもの。あとより來たる者。あとにつづく者。(前者の對) 左傳隱公九年「後者不救、則無繼矣」

こう-しや ⁓候者 (名) 事情を探偵する人。斥候。戰國策齊「章子爲變其徽章、以雜秦軍、候者言、章子以齊入秦」

こう-しや ⁓講社 (名) 講中の結社。よりあひ。講。

こう-しや ⁓叩謝 叩頭して謝すること。ひたすらにあやまること。

こう-しや ⁓功者 からしや(巧者)に同

じ。運歩色葉「功者ゴウシヤ」狂言記 葉狸「節節罪入をなされて、萬事功者にござるほどに」

ごう-しゃ 〜恆沙 (名) ごうがしゃ(恆河沙)の略。榮華本雫「涌出品の恆沙の菩薩の涌出し」運歩色葉「恆沙ゴウシヤ」華嚴經「現在十萬佛、其數如恆砂」

こう-しゃう 〜工商 (名) たくみとあきうどと。職工と商人。左傳宣公八年「荀爵國有難、工商未嘗不為患」

こう-しゃう 〜工匠 (名) 一工作を職とする人。たくみ。職工。工人。盛衰記廿四、朝敵將軍「三明・六通の羅漢は、五百の工匠と成って、大小の諸材を削り」民法第二百三十七條「工匠技師及び請負人か債務者の不動産に關して為したる工事の費用」莊子「殘樸以為器、工匠之罪也」家語「桓魋自為石槨、三年而不成、工匠皆病」二工作物にあらはしたる意匠。

こう-しゃう 〜公相 (名) 公と相と。十訓抄上「伯始致位公相」蔡邕文 陳太丘碑「時人高其德、重于公相之位也」

こう-しゃう 〜公娼 (名) 公許せられたる娼妓。娼妓。(私娼の對)

こう-しゃう 〜紅晶 (名) 【鑛】水晶の一種、紅色なるもの。

こう-しゃう 〜厚賞 厚く褒賞すること。又、其のもの。書經泰誓「功多有厚賞」左傳襄公廿七年「宋左師請賞。杜注欲宋君稱功加厚賞」

こう-じゃう 〜鉤狀 (名) 鉤の如き形。

こう-じゃう 〜厚情 (名) あつきなさけ。深切なる心。こうせい。厚意。

こう-じゃう 〜攻城 城を攻むること。戰國策「攻城野戰、未嘗不為王先被矢石也」史記 高祖紀「陛下使人攻城略地」

こう-じゃう 〜口狀 口上 一口頭にて陳述すること。又、其の陳述を筆記したるもの。三代實錄十三、貞觀八年九月廿二日「清繩・恆山等加所申口狀平以天、中庸弗申辭翻參驗須留」東鑑六、文治二年三月六日「於京都申旨、與今口狀頗依違」盛衰記卅六、谷城落「阿波民部大輔成良が口狀を以て、安藝守基盛の息男左馬頭行盛執筆して」承久記「うけ文を返進す 中略 其の上、口上に申さるるやう」運歩色葉「口上」狂言記 鍋盛「此の狀を持って、刑部三郎が所へいてこい。畏まって御座る。口上は御座りませぬか」二興行場などにて、演戲のすぢなどを述べたつること。生玉心中「心中の狂言の口上のところ、すぐに觸れてもらうた」後者昔物語「幕明の前に出ていふ口上、今は其の男の姿を見ると、口上と云うて先づ譽める也」

こう-じゃう 〜恆常 あたりまへ。普通。尋常。

こうじゃう-あきうど 口上商人 (名) 市などに出で、辯舌をもって人を集めなどし物を賣る人。人倫訓蒙圖彙「口上商人。萬の合薬並びに鬢附のたぐひ、諸方の市、法會の場等に出て、辯舌をもてこれを賣り、又は神を誓ひ、蛇を見せ、繰人形を出だし物まねをして、人を集めて是れをあきなふ。顏の皮一種の商ひなり」

こうじゃう-いひ 口上言 (名) 口上をいふこと。又、其の人。後者昔物語「口上人の脇より舞臺に入らんとするゆゑ、口上云ひ咎めて、支へて止めるを」

こうじゃう-がき 口上書 (名) くちがき(口書)二に同じ。津國女夫池「言分けの趣き、兩家の若黨矢立て取り出し、口上書き一一記しとめにける」

こうじゃう-かんばん 〜口上看板 (名) 興行物の筋を記して揭示する看板。

こうしゃうじ-は 〜興正寺派 (名) こうしゃうは(興正派)に同じ。

こうじゃう-せん 〜攻城戰 (名) 要塞を攻撃して略取するための戰鬪。要塞の防禦の强弱により、奇襲・强襲・砲擊・正攻の四法あり。(野戰の對)

こうじゃう-ちゃばん 〜口上茶番 (名) 身ぶりをなさで、口上のみにてなす茶番狂言。卽席當座に行ふ。

こうじゃう-にん 〜口上人 (名) こうじゃういひ(口上言)に同じ。後者昔物語「幕が明くと、口上人出て、東西東西、此所は藥研堀不動の體にてござります、左樣に御覽被下ませうと云ひけり」

こうしゃう-は 〜興正派 (名) 眞宗の一派。京都市下京區華園町堀川通にある興正寺を本山とするもの。

こうじゃう-はう 〜攻城砲 (名) 攻城戰に用ふる大砲。

こうじゃう-ばる 口上張 (自動四) 子細らしく口上を述ぶ。聖德太子繪傳記一「御機嫌わるい、口上張るな、滕」

こう-しゃく 〜公爵 (名) 五等爵の第一に位するもの。

こう-しゃく 〜侯爵 (名) 五等爵の第二に位するもの。卽ち、公爵の次、伯爵の上。

こうしゃく-ぎゐん 〜公爵議員 (名) 貴族院議員の一。公爵を有し、滿二十五歲に達したるもの。

こうしゃく-ぎゐん 〜侯爵議員 (名) 貴族院議員の一。侯爵を有し、滿二十五歲に達したるもの。

こう-しゃみ 〜驅烏沙彌 (名) 佛語。くうしゃみ(驅烏沙彌)に同じ。

こう-しゅ 〜公主 (名) [支那にて、三公をして婚を主らしむるよりいふ] 支那にて、天子のむすめの稱。皇女。漢書高帝記「相魯元公主」亦皆貴」却婦編「帝者之女、謂之公主」古へ天子其の女を嫁するに

こう-しゅ 〜講衆 (名) 一大法會の時、講師と平座との總稱。御八講 信忍 二講會の人人。砂石集「熱田の宮の講衆・神官など、皆知りて」盛衰記四十二、金仙寺觀音講「善し惡しと讃め毀る程に、百餘人の講衆とどめきにけり」

こう-しゅ 〜攻守 攻むることと守ることと。史記 秦始皇本紀「仁義不施、而攻守之勢異也」

こう-しゅ 〜攻取 攻めて取ること。史記 春申君「細攻取之心、而肥仁義之地、使無後患」

こう-しゅ 〜叩首 こうとう(叩頭)に同じ。

こう-じゅ 〜鴻儒 (名) 「こう(鴻)は大の義」大儒。碩學。晉書 儒林傳序「主好斯文、朝多君子、鴻儒碩學無乏於時」

こう-じゅ 〜紅樹 (名) 一もみぢ。紅葉。司空圖詩「碧雲蕭寺霽、紅樹謝村秋」二うつくしき色したる春の花木。歐陽修詩 豐樂亭「紅樹青山日欲斜、長郊草色綠無涯」

こう-じゅ 〜堠樹 (名) 一里塚に植ゑて里程を示す木。

こう-じゅ 〜口入 くにふ(口入)に同じ。平家三、法皇被流「主上さて渡らせ給へば、政務の口入する計り也」盛衰記十八、文覺清水狀 天神金「今は何事も口入に及ばずとて」節用「口入コウジユ」

こう-じゅ 〜口受 くじゅ(口受)に同じ。史記十二諸侯年表「七十子之徒、口受其傳指」

こう-じゅ 〜口授 くじゅ(口授)に同じ。

こう-しゅう 〜公衆 (名) 一般の人。社會の人人。市制第六十三條第四項「公衆の利益」

こう-じゅう 〜後從 うしろより從ひ行くこと。又、其のもの。

こうしゅうてき-くゎいらくせつ 〜公衆的快樂說 (名) くわいらくせつ(快樂說)を見よ。

こうしゅう-でんしんとりあつかひじょ 公衆電信取扱所 (名) 電信局所の一。私設の電信又は電話によりて、公衆の通信を取り扱ふ所。

こうしゅう-にふさつ 〜公衆入札 (名) 公告して、一般公衆に入札せしむること。(指名入札の對)

こう-じゅつ 〜口述 口頭にて陳述すること。

こうじゅつ-しけん 〜口述試驗 (名) 口頭にて問題を述べて口頭にて答へしむる試驗。口頭試驗。(筆記試驗の對) 文官試驗規則第十五條「本試驗は分ちて筆記試驗及口述試驗とす筆記試驗に合格したる者にあらされは口頭試驗を受くることを得す」

こうじゅつ-ひったふ 〜口述筆答 (名) 口頭にて述べたる問題を、筆記にて應答せしむること。明治二十八年九月內務省令第十六號社司社掌試驗規則第七條「古事記(口述筆答)」

こうしゅ-どうめい 〜攻守同盟 (名) 【法】主權を有する二箇以上の國家が、第三國に對する攻擊及び防禦につき、一致の行動をとるべき趣旨にて締結したる同盟。卽ち、獨・墺・伊三國同盟、露・佛同盟、日・英同盟の類。

こうじゅ-はうしゃう 〜紅綬褒章 (名) 褒章の一。自己の危難を顧みず、人命を救助したる者などに授くるもの。褒章條例第二條「紅綬褒章」

こう-じゅん 〜公準 (英 Postulate. 獨 Postulat) (名) 【哲】其の安當性は形式論理學に證明するを得ざれど、經驗事實の理解及び其の可能には必然的に承認せざる可からざる要求或ひは假定の稱。これに論理的・倫理的・社會的・宗教的等の諸種あり。要求假定。

こう-しょ 〜口書 (名) くちがき。口供。

こう-しょ 〜公書 (名) こうぶんしょ(公文書)に同じ。明治三十二年四月法律第九十九號國有土地森林原野下戾法第二條一號「公簿若は公書に依り所有又は分收の事實を證するもの」

こう-しょ 〜公署 (名) 一公吏が其の事務を取り扱ふ所。(官署の對) 明治二十三年十月法律第百號「刑法中官廳官署に關する條項は公署に適用し中略官の印文書及免狀鑑札に關する條項は公署の印文書及免狀鑑札に適用す」刑事訴訟法第二十條「官吏公吏の作る可き書類は其所屬官署公署の印を用ひ中略若し官署公署の印を用ゐること能はさる場合に於ては其事由を記載す可し」二役所。官衙。宋史 陳仲微傳「知崇陽縣、宼食公署」

こう-しょ 〜鴻緒 (名) 帝王の國家を統治する大業。皇室の大統。後漢書 順帝紀「陛下踐祚、奉遹鴻緒」

こう-しょ 〜購書 書籍を購求すること。又、その購求したるもの。蘇軾詩「百金購書收散亡」

こう-しょ 〜苟且 かりそめ。まにあはせ。姑息。左傳文公十七年「民主偸必死。杜注偸猶苟且」漢書 宣帝紀「上下相安、莫有苟且之意也」陸機文「為上無苟且之心、群下崇知膠固之義」

こう-じょ 〜後序 (名) 書物の末尾に書く序文。おくがき。跋。

こう-しょう 〜洪鐘 (名) 大いなるつりがね。おほがね。巨鐘。榮華疑「香花・梵唄・洪鐘」張衡文 西京賦「洪鐘萬鈞、猛虡趪趪」

こう-しょう 〜後證 (名) 後日の證據。運歩色葉「後證コウシヨウ」

こう-しょう 〜公稱 おもてむきに稱すること。おもてだちたるとなへ。

こう-しょう 〜公證 一おもてむきの證據。おほやけの證據。二官吏又は公吏が、其の職權によりて或る事實を證明すること。不動產登記法第百六十二條「公證を經たる證書面の權利」

こう-しょう 〜口證 こうきよう(口供)に同じ。

こう-しょう 〜口誦 口ずさむこと。口號。魏書 李彪傳「手抄口誦、不暇寢食」

こう-じょう 〜後乘 馬又は車に乘りて後につづくこと。又、其の車馬。(前乘の對) 太平記十二、公家一統政道「後乘には、千種頭中將忠顯朝臣、千餘騎にて被供奉」蔡邕文 述行賦「前車覆而未遠兮、後乘驅而競人」

こうしょう-くゎんり 〜公證官吏 (名) 當事者の申請により、民事に關する公正證書を作成する官吏。卽ち、臺灣總督府地方法院及び其の出張所の判官。公證規則同施行細則「公證官吏」

こうしょう-しほん 〜公稱資本 (名) 【商】銀行・會社が、定款に定めて登記したる資本金額。

こうしょう-てがた 公證手形 (名) 【商】引受又は支拂を拒絕せられたる手形の所持人の請求に應じて、公證人又は執達吏が其の手形面に一定の事項を記入したる手形。

こうしょう-にん 〜公證人 (名) 人民の囑託に應じて公正證書を作成し、及び私署證書に認證を與ふる權限を有する公吏。司法大臣これを任免し、其の指定したる地方裁判所の所屬とす。公證人法「公證人」

こうしょうにん-ちょうかいゐゐんくゎい 〜公證人懲戒委員會 (名) 各控訴院に設けて、其の控訴院の管轄區域内にある地方裁判所所屬の公證人に對する懲戒を議決する委員會。委員長・委員を以て組織し、委員長は控訴院長を以てこれに充て、委員は控訴院の所在地に在職する判事・檢事の中より司法大臣の命ずるものとす。公證人懲戒委員會規則「公證人懲戒委員會」

こうしょうにん-てすうれう 公證人手數料 (名) 公正證書の作成を囑託せる者が公證人に支拂ふ手數料。公證人手數料規則「公證人手數料」

こうしょうにん-やくば 公證人役場 (名) 公證人が其の職務を取り扱ふ所。民法施行法第六條「私署證書に確定日附を附することを登記所又は公證人役場に請求する者あるとき」

こうしょう-ばりき 〜公稱馬力 (英 Nominal horse power) (名) 習慣又は不規則なる計算方法によりて算定せられたる機械の馬力數。汽船公稱馬力算定方法「公稱馬力」

こうしょう-ぶんしょ 〜公證文書 (名) 公證せる文書。卽ち、公債證書・戶籍謄本・公正證書の類。

こうしょう-やくば 公證役場 (名) こうしょうにんやくば(公證人役場)に同じ。

こう-しょく 〜公職 (名) おほやけの職務。又、公務員の職務。

こう-しょく 〜貢職 (名) みつぎ。貢物。韓非子 存韓「且夫韓入貢職、與郡縣無異也」史記 劉郎王「願長為藩臣、奉貢職」

こう-しょく 〜紅色 (名) 一べに色。くれなゐの色。赤き色。盛衰記十八、龍神守三種心

「身は紅色と成りて、紅蓮地獄の衆生の如し」㊁顔色のうつくしきこと。紅粉を塗りて美しく化粧すること。又、その人。謠曲殺生石「紅色を事とし、容顔美麗なりしかば」同楊貴妃「類ひなき貴妃の紅色」同花筐「紅色の花のよそほひ衰へて」

こう-しょく 紅燭 (名) ひかり輝ける燭光。朗詠「罷宴瓊筵之上、紅燭空餘」謠曲泰山府君「宴罷んで紅燭なほ餘れり」開元天寶遺事「楊國忠子弟毎至上元夜、各有千炬紅燭、圍于左右」

こう-しょく 口食 (名) 糊口にする食物。太平記十三「攅落葉爲身上衣、拾藥爲口食」

こう-じょく 詬辱 はづかしむること。はづかしめらるること。恥辱。五代史「路航參知州事、官者專政事、毎詬辱航」

こうしょく-いんせん 紅色陰蘚 (名)【醫】陰股部・腋窩等に發する寄生性の皮膚病。淡紅色を呈し、境界明かにして、常に乾燥し、落屑あり。痒し。

こうしょく-さ (名)【植】もみぢあふひの異名。

こうしょく-さう 紅色藻 (名)【植】こうさう(紅藻)に同じ。

こうしょく-さう-るゐ 紅色藻類 (名)【植】隱花植物の一類。通常やや深き海中に生活し、少數は淡水に產す。體は多細胞より成り、微小のものより三四尺大に及び、大概、根部・莖部の區別あり。葉綠質の外に、多くは紅色の色素を含むを以て、通常紅色又は紫色を呈し、艶美なるもの多く、稀に黃色・綠紫色又は綠色のものあり。生殖法は無性又は有性生殖に依る。世代の交番は明かなり。廣く世界各地に分布し、食用・工業用、其の他の用として有用なるもの少なからず。紅藻類。

こう-じるし 講印 (名) 何何講と、講中の名をしるして、その講中の者の宿泊所たるを表はすしるし。講札。生寫朝顏日記宿屋「店は講ふだ・講じるし、懸け渡したる暖簾も」

こう-じるし 口印 (名) 接吻を、しゃれて隱語の如くいへる語。膝栗毛下「現なまで先へ御つとめを渡しておいたから、もう手附けの口印までやらかしておいた」

こう-しん 功臣 (名) 功勞ある臣。韓非子主道「賞偸則功臣墮其業」戰國策楚「公孫鞅功臣也」史記李斯「尊功臣、盛其爵祿」

こう-しん 公心 (名) 公德心。公共心。

こう-しん 恆心 (名) 人の常に有する善き心。守る所ありて變ぜざる心。孟子滕文公上「有恆產者有恆心」

こう-しん 口脣 (名) くちびる。

こう-しん 紅脣 (名) くれなゐの色したるくちびる。べにを塗りたるくちびる。美人などにいふ語。朱脣。國姓爺「曉日粧ひなす千騎の女、紅脣・翠黛色を交へ」

こう-しん 後身 (名) 生まれかはりたる身。(前身の對) 用明天皇職人鑑五「我れは是れ、提婆達多が後身たり」魏書「惟願後身、不復生天王家」

こう-しん 後進 後より進み行くこと。又、其の人。後輩。(先進の對) 論語先進「後進於禮樂君子也」後漢書孔融「性寬容少忌好士、喜誘益後進」

こう-しん 貢進 貢し進むること。進獻すること。抱朴子「其所貢進、非忠益也」

こう-じん 公人 (名) ㊀一箇人が公務員としての資格。㊁公職にある人。宋史「公人並庶人」

こう-じん 工人 (名) 職人。職工。列子湯問「道有獻工人名偃師」戰國策「令工人作爲金斗、長其尾」

こう-じん 功人 (名) 功勞ある人。勳功の高き人。曾我會稽山「今諸軍は狡犬なり。蕭何が如き、勝つところを指示すは功人なりとの故事」

こう-じん 後人 (名) 後の人。後世の人。書經君奭「丕承哉武王烈、啓佑我後人、咸以正罔缺」左傳襄公廿八年「是故作壇以昭其功、宣告後人」同昭公十一年「無累後人、可謂知禮矣」

こう-じん 貢人 (名) 國學生にして貢擧さるる人の稱。考課令「凡貢人皆本部長官、貢送太政官」

こうしん-じょ 興信所 (名) 取引の安全・便利を圖るために、商業者の知らんと欲する他人の財產上の狀態などを秘密に調査し、迅速且つ確實なる報道をなす所。

こう-す 候 (自動變) こうず(候)に同じ。十訓下「初めて昇殿ゆりて、小板敷に候す」

こう-す 候 (他動變) うかがふ。

こう-す 貢 (他動變) ㊀みつぎものをささぐ。貢進す。㊁貢擧す。考課令「凡貢人、皆本部長官貢送太政官、若無長官、次官貢」

こう-ず 拘 (他動變) 拘引す。拘束す。拘留す。

こう-ず 候 (自動變) さぶらふ。はんべる。伺候す。保元新院召「判官代に補して、上北面に候ずべき由、能登守家長して仰せられて」平治三條殿發向「周防判官季實近く候じて、君をば守護し奉る」公事根源「弓箭を帶して、御殿の孫廂に候じて」

こう-ず 困 (自動變) こまる。なやむ。疲る。くるしむ。困却す。宇津保忠こそ「ばくちせめられこうじて、かのたばかり事を申す」枕六「暑くくるしく待ちこうずるほどに」源明石「日ねもすにいりもみつる風の騷ぎに、さこそいへ、いたうこうじ給ひにければ」宇治拾遺七「あゆみこうぜさせ給ひて、御のどかわかせ給ひて、水ほしがらせ給ふに」

こう-ず 薨 (自動變) しす(死)の敬語(三位以上の人にいふ)。みまかる。薨去す。運步色葉「薨コウズ」書經畢命「周公在豐將沒、欲葬成周、公薨、成王葬于畢」

こう-ず (自動變) かうず(高)を見よ。吉野忠信二「判官樣にのぼり委、餘程こうじた御中に、貴樣にお逢ひなされてより、ふつふつ思し切り給ふは」

こう-ず 興 (他動變) おこす。興隆す。盛衰記廿四「聖德太子、佛法を興ぜんとし給ひしに」

こう-すう 口數 (名) 人口のかず。人數。史記高祖本紀「各以其口數」謝靈運文「冀州口數百萬有餘」

こう-すゐ 公水 (名) 古昔、百姓の口分田等に灌ぐ用水の稱。後紀十四、大同元年七月戊戌「畿內勅旨田或分用公水、新得開發」

こう-すゐ 興衰 おこることとおとろふること。盛衰。盛衰記廿四「萬機の理亂、四海の安危、此の寺の興衰によ り」運步色葉「興衰コウスイ」

こう-ずゐ 洪水 (名) おほみづ。類聚三代格十四「洪水滔天、大旱鑠地」盛衰記十四、淨見原天皇「降る雨車軸を下して、鈴鹿川に洪水漲り下りて、渡り難かりけるに」書經堯典「湯湯洪水方割」詩經商頌「洪水芒芒」

こう-すゐこ 公出擧 (名) 官稻を出擧(スイコ)すること。續紀六、和銅六年九月己酉「和銅四年已前公私出擧稻粟、未償上者、皆免除之」

こうずゐ-ほけん 洪水保險 (名)【商】損害保險の一。洪水によりて被る損害の塡補を目的とするもの。

こう-せい 後世 (名) 後の世。末代。謠曲「後世に猶望みあり」易經繫辭「上古穴居而野處、後世聖人易之以宮室」論語季氏「後世必爲子孫患」

こう-せい 後生 (名) あとより生まれ來たるもの。後の學ぶもの。子孫。後進。少年。詩經商頌「壽考且寧、以保我後生」論語子罕「後生可畏」

こう-せい 後聖 (名) 後に世に出でたる聖人。(前聖の對) 太平記十六、正成下向兵庫「時千載を隔つといへども、前聖・後聖一揆にして」

こう-せい 厚情 (名) こうじやう(厚情)に同じ。運步色葉「厚情コウセイ」

こう-せい 攻勢 (名) 攻めかかる勢ひ。(守勢の對)「攻勢を取る」

こう-せい 鬨聲 (名) ときのこゑ。

こう-せい 恆性 (名) 變はらざる性質。書經湯誥「惟皇上帝、降衷于下民、若有恆性、克綏厥猷、惟后」

こう-せい 恆星 (名) ㊀つねに見ゆる星。左傳莊公七年「夜恆星不見」㊁【天】天球上にて其の位置の一定せる星の名稱。然れども、季節の進むに從ひて、見懸けにては次第に西方に移動し、毎年同一季節に於いては一定の方向に表はる。

こう-せい 孔性 (名)【理】肉眼にて見ること能はざるも、總べての物體の各部には小孔を存すといふ現象。

こう-せい 興盛 さかんになること。甚だしくなること。東鑑五、文治元年十一月十一日「二品之欝憤興盛之間」太平記卅六「暫くは訴訟を經て廻はりけるが、餘りに事興盛しければ」

こう-せい 構成 かまへつくること。組み立つること。こしらふること。構造。

こう-せい 控制 ひかへとどむること。ひきつけて他の行動を自由ならしめざること。牽制。詩經鄭風「御人執其六轡、在手而已、不須控制之也」唐書王忠嗣「控制萬里、近世未嘗有也」

こう-せい 薨逝 こうきよ(薨去)に同じ。太平記十二「延喜三年二月二十五日、遂に沈左遷恨薨逝し給ひぬ」同卅四「故左大臣殿の御薨逝の後」

こう-せい 苟生 一時の安を貪りて生存し居ること。無意味に生存すること。左傳僖公廿七年「民未知義」杜注「無義則苟生」石崇詩「殺身良非易、默默以苟生」

こう-せい 厚生 人民の生計をゆたかにすること。書經大禹謨「正德利用、厚生惟和」

こう-せい 公正 明白にして正しきこと。公平にして邪曲なきこと。韓非子外儲右下「以其公正也譽之」史記伯夷列傳「非公正不發憤」

こう-ぜい 公稅 (名) 官府に納むる稅。詩經「薄公稅、省國用」

ごう-せい 降生 降世 かうたん(降誕)に同じ。

こうせい-か 後世家 (名) 後世方を祖述する醫家。(古方家の對)

こうせい-がい 公生涯 (名) 公人としての生涯。又、一生の內、公共事業に關係したる期間。

こうせい-きろく 公正記錄 (名)【法】公正の效力ある記錄。裁判所構成法第百十八條「審問の公正記錄は日本語を以て之を作る」

こうせい-くわうしやう 後世鑛床 (名)【地】鑛床の一種。既成の岩石中に生じたるもの。

こうせい-げつ 恆星月 (名)【天】月が、或る恆星に對して地球を一周する時間。其の長さは、約二十七日七時四十三分十一秒なり。

こうせい-じ 恆星時 (名)【天】恆星日を二十四等分し、更に其の一を六十等分し、又更に其の一を六十等分したるものを、夫れ夫れ、恆星時・分・秒と稱す。換言すれば恆星時は春分點の時角なり。

こうせい-じつ 恆星日 (名)【天】或る恆星に對して、地球が一回自轉するに要する時間。其の長さは二十三時五十六分餘なり。

こうせい-しようしよ 公正證書 (名)【法】公證人又は公證官吏が、當事者其の他の關係人の囑託により、法律行爲其の他私權に關する事實につき作成せる證書。此の證書は、法律上完全なる證據力を有し、强制執行の名義となるを得。公證人法第二條「公正證書」公證規則第二條「公正證書」同施行細則「公正證書」

こうせい-ねん 恆星年 (名)【天】地球が或る恆星に對して太陽を一周する時間。其の長さは三百六十五日六時九分九秒なり。

こうせい-の-から 公正效 (名)【法】次條の略。明治十九年八月法律第二號公證人規則第三條「公證人は法律命令に背きたる事件の公正證書又は他の官吏の作るべき公證書類を作ることを得ず若し之を作りたるときは公正の效を有せず」

こうせい-の-かうりよく 公正效力 (名)【法】文書に法律上公認せられたる證據力あること。公證人法第三條「公證人の作成したる文書は本法及他の法律の定むる要件を具備するに非されは公正の效力を有せす」

こうせい-はう 後世方 (名) 本邦にて、支那の金・元以下の醫家の處方を祖述する醫家の一派。(古醫方の對)

こうせい-ふん 恆星分 (名)【天】こうせいじ(恆星時)を見よ。

こうせい-べう 恆星秒 (名)【天】こうせいじ(恆星時)を見よ。

こう-せう 哄笑 哄然と大笑すること。脣をたてて笑ふこと。たかわらひ。孔平仲詩「遊人哄笑觀俳優」

こう-せき 口跡 (名) 言葉遣のさま。こわね。いひぶり。ものいひ。口上。膝栗毛四「おまいのこうせきでは、こわいろが出るぢやあろ」

こう-せき 功績 (名) てがら。いさを。左傳成公八年「作人斯有功績」史記秦本紀「君之功績、愛信親幸、又不若商君吳起大夫種」

こう-せきえい 紅石英 (名)【鑛】石英の一種。色紅なるもの。

こうせき-き 洪積期 (名)【地】次條に同じ。

こうせき-せい 洪積世 (名)【地】地質年代中、第四紀の前半。歐米にては氣候概ね寒冷にして、大部は氷河を以て蔽はれたり。まんもす・は此の時代に繁榮せしものにして、人類の確實なる遺跡を見るも此の期にあり。

こうせき-そう 洪積層 (名)【地】洪積世に成れる地層。其の岩石は砂・粘土の層等より成る。

こうせき-ど 洪積土 (名)【地】洪積層に存在する土。

こうせき-とう 洪積統 (名)【地】こうせきそう(洪積層)に同じ。

こう-せつ 紅雪 (名) あかいろの雪。又、藥の一種。類聚雜要「紅雪」運步色

薬「紅雪」 諸氷室「仙家に紫雪・紅雪とて薬の雪あり」

こう-せつ 〔公設〕 國家又は公共團體の設立に係ること。(私設の對) 明治三十三年法律第五十一號第二條「公設の教育所」

こう-ぜつ 〔口舌〕 (名) くちとしたと。ものいひ。くちさき。辯口。易經説卦「兌爲口舌」 史記蘇秦傳「周人之俗、治産業、力工商、逐什二以爲務、今子釋本而事口舌、困不亦宜乎」 同留侯世家「此難以口舌爭也」

こう-せっせん 〔恆雪線〕 (名) 【地】せっせん(雪線)に同じ。

こう-せっせん 〔公切線〕 (名) 【數】きようつうせっせん(共通切線)に同じ。

こう-せん 〔口錢〕 (名) 賣買・取引の媒介をなしたるによりて受くる報酬。仲買人の手數料。仲立人の手數料。鷹筑波「思ひのままに取るは口錢」

こう-せん 〔工錢〕 (名) 作業工事に從事する勞働者の賃錢。くでま。賃錢。營業稅法第二條第三項第一號「原料を供給し工錢を仕拂ひ物品を製造せしめて販賣する者」

こう-せん 〔功錢〕 (名) 鎌倉時代、幕府の家人など、任官の時、官に獻ずる金。物品には功物と稱す。東鑑卅三、仁治元年十二月十六日「御家人任官功錢事、有其沙汰、随納或百貫、或五十貫、令進上官庫、可取進返抄之由、可被仰六波羅」

こう-せん 〔公錢〕 (名) くわんきん(官金)に同じ。 手壇日錄永享七年十二月九日「奉借公錢千貫」

こう-せん 〔講錢〕 (名) 講中のかけ錢。講中の人人の分擔額の金錢。講金。

こう-せん 〔後先〕 (名) あとさき。先後。前後。急就篇「筮簽起居、課後先」 張緒文驪宮「忘時輩之後先、略相知之年齒」

こう-せん 〔洪纖〕 (名) 洪大なることと纖小なることと。大小。後漢書班固傳「鋪觀二代洪纖之度、其賾可探也」 傳休奕文章馬「洪纖雜沓、或合或離」

こう-せん 〔公賤〕 (名) 古昔の賤民の一。官府に驅役せらるるもの。(私賤の對) 令義解戸令「公使奴婢公賤」

こう-せん 〔公選〕 ㊀公平に人をえらぶこと。漢書劉輔傳「郡國諸侯、公選賢良修絜博習之士」 ㊁一階級・一地方のみの人民に限らずして、全國民が行ふ選擧。大日本帝國憲法第三十五條「公選せられたる議員」

こう-せん 〔攻戰〕 攻め戰ふこと。又、その戰。いくさ。戰爭。莊子達生「故無攻戰之亂、無殺戮之形者、由此道也」 史記淮南「益治器械攻戰具」

こうせん の ろくぐ 攻戰六具 鐵砲・竹束・旗・鐵・馬印・大馬印、又、鐵砲・竹束・楯・纏・馬印・旗の稱。

こう-せん 〔口宣〕 口上にて述ぶること。左傳成公十三年「晉侯使呂相絶秦」杜注「蓋口宣己命」 唐書王叔文傳「令中使口宣」

こう-せん 〔口占〕 くちずさむこと。又、口づから人に傳ふること。漢書陳遵傳「遵馮几口占授書吏」

こう-ぜん 〔紅髯〕 (名) ㊀紅色のくちひげ。あかひげ。㊁西洋人の稱。紅毛。

こう-ぜん 〔公然〕 (副) おほやけなるさま、一般に知れわたりたるさまにいふ語。おほやけに。表向に。

こうぜん の ひみつ 公然祕密 祕密なりとすれど、既に廣く世間に知れ渡り居ること。

こう-ぜん 〔哄然〕 (副) 聲をあげて一度にどっと笑ふさまにいふ語。

こう-せんきよ 〔公選擧〕 (名) 【法】口頭・指名又は記名投票によりて行ふ選擧。

こうせん-とひや 口錢問屋 (名) 【商】生産者の計算にて、其の委託品を販賣し、これによりて一定の口錢を得る商業。即ち、横濱の生絲賣込商の類。

こうせん-ぼたん (名) 【植】けまんさう(華鬘草)の異名。

こう-そ 〔後素〕 (名) (そ(素)は粉地、繪畫は粉地を質として、後に彩色を施す義) 又(繪)の稱。繪畫。東鑑九、文治五年十二月九日「加後素之圖」 下學集下「後素、繪事名也。見論語」 論語八佾「繪事後素」 周禮考工記「繪畫之事、後素功」

こう-そ 〔貢租〕 (名) みつぎ。年貢。

こう-そ 〔公訴〕 【法】檢事が特定の犯罪人に對して、刑罰の適用を定めんことを裁判所に求むること。(私訴の對) 刑事訴訟法第二條「公訴は犯罪を證明し刑を適用することを目的とするものにして法律に定めたる區別に從ひ檢事之を行ふ」

こうそ の じかう 〔公訴時效〕 【法】刑事時效の一。犯罪後、一定の期間の經過によりて、其の公訴權を消滅せしむるもの。刑事訴訟法第八條「公訴の時效」

こう-そ 〔控訴〕 【法】上訴の一。第一審裁判所の判決(民事にては未確定の終局判決、刑事にては未確定の本案判決及び管轄違ひ又は公訴受理すべからざる申立てを却下せる判決)に不服なる當事者が、直近の上級裁判所に申し立て、其の法律上若しくは事實上の覆審を求むること。民事訴訟法第五編第二章「控訴」 刑事訴訟法第三編第二章「控訴」

こう-そう 〔薨奏〕 薨去せる人ありたる時、其れを奏上すること。北山抄六「薨奏事」 名目抄「薨奏」

こう-そう 〔口奏〕 口頭にて奏聞すること。宋史「面對口奏」

こう-そう 〔後送〕 ㊀あとより送ること。㊁後方へ送ること。「負傷兵の後送」

こう-そう 〔貢送〕 ㊀みつぎを送ること。貢賦を進送すること。㊁貢人を擧送すること。考課令「凡貢人、皆本部長官、貢送太政官」

こう-そう 〔倥偬〕 (副) いそがしきさま、又、困しきさまにいふ語。怱卒。「兵馬倥偬」 後漢書張衡傳「將隊大位、必先倥偬之也」

こうそ-きかん 〔控訴期間〕 (名) 【法】控訴をなすことを得る期間。其の期間は民事事件にては判決言渡しの送達より一箇月間、刑事事件にては判決言渡しの日より五日間とす。民事訴訟法第四百條「控訴期間」

こう-そく 〔後足〕 (名) 獸類のあとあし。(前足の對)

こう-そく 〔拘束〕 ㊀かかはりしばらること。又、いきづまりかがまること。晉書王獻之「覽其筆蹤拘束、若嚴家之餓隸」 鍾嶸詩品「喜用古事、彌見拘束」 任昉詩「拘束名敎裏」 ㊁人の自由を束縛すること。刑事訴訟法第百七十七條「身體の拘束」 ㊂自由の行動を制限若しくは停止すること。

こう-ぞく 〔寇賊〕 あだしそこなふこと。賊害すること。又、其のもの。書經舜典「蠻夷猾夏、寇賊姦宄」

こう-ぞく 〔後續〕 あとよりつづくこと。後方より連續すること。又、そのもの。

こうそく-りよく 〔拘束力〕 (名) 自由の行動を拘束する效力。日米仲裁裁判條約第二條第三項「右契約は文書の交換に依り兩國政府の確認を經たる場合にのみ拘束力を有するものとす」

こうそ-けん 〔公訴權〕 (名) 【法】公訴を裁判所に提起する權限。明治十九年七月閣令第十九號勳章年金褫奪及停止取扱手續第八條「公訴權消滅したること若くは放

免の言渡を爲したるとき」

こうそ-けん 〔控訴權〕 (名) 【法】控訴を控訴裁判所に提起するを得る權利。此の權利を有するものは、民事にては第一審の訴訟當事者、刑事にては檢事・訴訟關係人・辯護人及び被告人の法定代理人とす。

こうそ-さいばんしよ 〔控訴裁判所〕 (名) 【法】控訴の審理をなす裁判所。刑事訴訟法第二百五十六條乃至第二百六十二條、第三百四條二項「控訴裁判所」 民事訴訟法第三百九十七條、第四百一條、第四百十一條「控訴裁判所」

こうそ-じやう 〔控訴狀〕 (名) 民事訴訟の控訴人が、控訴の趣旨を記して控訴裁判所に差し出だす書狀。民事訴訟法第四百二條「控訴狀」

こうそ-しん 〔控訴審〕 (名) 【法】控訴の事件につきての審理。民事訴訟法第七百六十二條「本案か控訴審に繫屬するときに限り控訴裁判所とす」

こう-そつ 〔工卒〕 (名) 工事に從事する兵卒。工兵。宋史食貨志「汴船工卒訖、各坐食恆苦不足」

こうそ-にん 〔控訴人〕 (名) 【法】控訴を提起せる人。民事訴訟法第四百二十五條、第四百二十八條「控訴人」

こうそ-まうしたてしよ 控訴申立書 (名) 【法】刑事訴訟の控訴人が、控訴の趣旨を記して差し出だす書狀。

こうそ-まうしたてにん 控訴申立人 (名) 【法】刑事訴訟の控訴を提起する人。此の提起をなし得るものは、檢事・訴訟關係人・辯護人及び法定代理人とす。刑事訴訟法第二百六十六條「控訴申立人出頭せさるときは闕席判決を以て控訴を棄却し」

こう-ぞめ 紺染 (名) こんぞめ(紺染)の音便。運歩色葉「紺染」

こう-ぞめ 紅染 (名) 紅色に染めたること。べにぞめ。

こうぞめ-づき 紅染月 (名) 陰暦八月の異名。こぞめづき。俚言集覽

こうそ-ゐん 〔控訴院〕 (名) 通常司法裁判所の一。地方裁判所の直近上級の裁判所。即ち、第二審の合議制の裁判所。一又は二以上の民事部と刑事部とに分かち、各部に部長を置きてこれを監督せしむ。裁判所構成法第一編第四章「控訴院」

こうそゐん-けんじきよく 〔控訴院檢事局〕 (名) 檢事局の一。控訴院に附置せるもの。

こうそゐん-ちやう 〔控訴院長〕 (名) 控訴院の長官。勅任判事を以てこれに補し、其の院一般の事務を指揮し、其の行政事務を監督するもの。裁判所構成法第三十五條「控訴院長」

こう-そん 〔公孫〕 (名) 國君の孫に當たるもの。又、貴族の子孫。韓非子亡徵「公壻公孫、與民同門」

こうそん-じゆ 〔公孫樹〕 (名) 【植】いてふ(公孫樹)の異名。

こうそんじゆ-くわ 〔公孫樹科〕 (名) 【植】いてふくわ(公孫樹科)の異名。

こ-うた 小歌 小唄 (名) ㊀すべて短き唄ひものの稱。㊁五節などに唄ふいだしうたの類。(大歌の對) 雲圖抄裏書「次大歌發歌笛小歌相和」 江次第十、五節「次大歌・小歌發聲如常」 ㊂今樣のうつりかはりたる一種の俗謠。室町將軍の頃、專ら行はれしもの。醒睡笑「太平記廿五、住吉合戰「閑閑と馬を歩ませて、小歌歌うて進みたり」 ㊃能樂の謠の中、又は狂言の中に唄ふ一種の節、又は文句。狂言花子「某が山の神が姿を小うたに歌うた」 ㊄三味線に合はせてうたふ短き俗謠。東海道名所記「立嶋(タツ)の小歌をうたふ」

こう-たい 〔口體〕 (名) くちとからだと。口または身體。孟子離婁上「此所謂養口體者也、若曾子、則可謂養志也」

こう-たい 〔後隊〕 (名) 後方にある部隊。後陣。後軍。唐堯臣詩選王介甫「兵吏擁後隊、劍闢盛前驅」

こう-たい 〔後退〕 後方へしりぞくこと。うしろへ退卻すること。あとじさり。(前進の對)

こう-だい (名) しるわん(汁椀)に同じ。物類稱呼

こう-だい 〔後代〕 (名) 後の世。後世。(前代の對) 源花宴「よろづのことよりは、柳花苑まことにこうだいの例ともなりぬべく見給へしに」 榮華不見「此の事散らさじ、後代の恥ぢなり」 漢書王莽傳「爲後代法」 晉書元帝紀「前事之不忘、後代之元龜也」

こう-だい 〔鴻大〕 洪大 甚だ大なること。巨大。舊唐書元稹傳「體貌洪大、腰帶十圍」

こう-だい 〔弘大〕 ひろく大なること。詩經大雅「戎雖小子、而式弘大」 蔡邕文「至德元功、器量弘大」

こうだい-ごろ (名) ひるめし(晝飯)をいふ、上總・下總の方言。物類稱呼

こう-たう 〔公稻〕 (名) 官府の稻。續紀八、養老四年三月己巳「除租稅外公稻、授充國用」

こう-たう 〔紅桃〕 (名) 紅色の桃花。朗詠「奇犬吠花、聲流於紅桃之浦」 魚元機詩寓言「紅桃處處春色、碧柳家家月明」

こう-たう 〔洪濤〕 (名) おほなみ。巨浪。木華文海賦「洪濤瀾汗、萬里無際」

こう-たう 〔公盜〕 (名) 公務員の、其の地位を利用して私利を營むこと。又、其の人を罵りていふ語。

こう-たう 〔寇盜〕 (名) ぬすびと。わるもの。左傳襄公卅一年「政刑之不脩、寇盜充斥」 莊子盜跖「內則疑劫請之賊、外則畏寇盜之害」

こう-たう 〔勾當〕 ㊀專ら其の事を擔當して處置すること。續紀卅九、延暦七年三月甲子「可以勾當其事」 北史序傳「事無大小、士彥一委仲擧推尋勾當」 唐書蔣乂傳「帝悅拜監察御史、勾當江淮租庸使」 ㊁掌侍の第一位に居るものの稱。常に長橋に居るより長橋の局ともいふ。日中行事「御湯殿つからまつる內侍、いまきをきる事もあり、勾當などなり」 ㊂攝政・關白家の侍所にて、別當に次ぎて事務を取りしもの。保元左大臣「平馬助忠正其の子中務三男左大臣勾當正綱」 ㊃古昔、大藏省の率分所(ソツブンジヨ)又は長殿(チヤウデン)及び記錄所の職員。㊄眞言宗・天台宗又は宮寺にて、別當に屬して專ら寺內の諸務を掌る役。庭訓往來十月「聖道者一寺檢校中臈勾當」 拾芥抄下末「勾當」 ㊅盲官の一。檢校の下、座頭の上。狂言猿座頭「是れは此の當りに住居致す勾當でござる」

こう-たう 〔公道〕 かうとう(高等)に同じ。

こう-だう 〔公道〕 (名) ㊀公衆の通行に供する道路。(私道の對) 狩獵法第四條第三號「公道」 ㊁おほやけの道。正しき道理。公共の道理。荀子「公道達、而私門塞矣」 漢書蕭望之傳「公道立、姦邪塞」 文子上義「人欲釋而公道行」

こう-だう 〔講堂〕 (名) 伽藍の一。教法を講演する堂。普通、金堂の後にあり。江次第五、御齋會「講堂內佛面開」 相國寺供養記「元德二季、大講堂供養」 山門堂舍記「講堂在四王院、延暦中開」 葺檜皮九間堂一宇」

こう-だう 〔後堂〕 (名) 後方にある堂。漢書張敞傳「入後堂飲食」 李商隱詩「前閣雨簾愁不卷、後堂芳樹陰陰見」

こうだう〔哄堂〕（名）滿座の人の哄笑すること。因話錄「雜端大笑、則合座皆笑、謂之哄堂」

こうだうけう〔公道橋〕（名）公共の道路に架設したる橋。土地の狀況に依り、之を區別して一等橋より四等橋に至る四種とす。

こうたうのないし〔勾當內侍〕（名）掌侍四人の中にて第一に位するもの。專ら奏請・傳宣を掌る。常に長橋に居れば、長橋の局とも長橋殿ともいふ。裕鏡中「勾當の內侍里へ出でたりければ、塗籠のかぎをさへ求め失ひて」故實拾要三「掌侍四人の中、第一の女房を勾當內侍と云ふ、長橋の局是れなり」

こうたうばう〔勾當坊〕（名）次條に同じ。筑紫續風土記「神前の宿直、上旬は撿校坊、下旬は勾當坊つかうまつれり」

こうたうほふし〔勾當法師〕（名）宮寺にて、別當を助けて寺務を擔當する僧。勾當。盛衰記十四、南都山門牒狀「勾當法師忍慶」

こうたせあみ 小打網（名）打網（ウツアミ）の小なるもの。內灣などにて、蝦・かれひ等を捕らふるに用ふ。

こうたつ〔公達〕官府より言ひ渡すこと。おほやけより達したること。又、其のもの。

こうたつ〔口達〕口上にて言ひ渡すこと。口頭にて通達すること。後漢書賈詡「因侍中金遷口達至誠」

こうだつ〔攻奪〕攻めて奪ふこと。攻め取ること。李康文運命論「利害生其左、攻奪出其右」

こうたひ 小謠（名）番謠（バンウタヒ）の短き一部分を拔き出だしてうたふもの。その席又は氣節に應じたるものをうたふ。狂言靱猿「都には面白いこうたひがはやりました」

こうたびくに 小歌比丘尼（名）小歌をうたふ比丘尼。百日曾我三「それは小歌比丘尼とて、尼にする由承り」

こうたぶし 小歌節（名）小歌をうたふ節。狂言花子「此の上は天下は我が物ぢや、小歌ぶしでいなう」持統天皇歌軍法五「からさを取つて小歌ぶし」

こうたをどり 小歌踊（名）小歌にあはせて踊る踊。

こうたん〔口端〕（名）くちさき。くちのは。くちばた。

こうたん〔後端〕（名）後部の一端。うしろのはし。

こうたん〔降誕〕かうたん（降誕）に同じ。

こうだん〔工男〕（名）だんこう（男工）に同じ。（工女の對）

こうだん〔後段〕（名）後のだん。あとのきり。ごだん。（前段・中段の對）

こうだん〔口談〕談論すること。辯論。言談。莊子天下「惠施之口談、自以爲最賢」

こうだん〔講談〕一 佛敎を講說すること。二 からだん（講談）に同じ。

こうだんし〔講談師〕（名）一 法會の時などに、佛經を講說する人。著聞三「最勝講中略講談師、座のたてやう、例にたがひたるよし申されけるに」二 ぐんだんし（軍談師）に同じ。

こうたんゑ〔降誕會〕（名）一 四月十五日に、釋迦の降誕日を祝する法會。灌佛會。二 眞宗本願寺派にて、五月二十一日に、開祖見眞大師の降誕日を祝する法會。明治廿年に始まる。此の他、同大谷派にては四月一日を宗祖降誕會とし、天台宗派にては八月十八日を傳敎大師、眞言宗にては六月十五日を弘法大師、淨土宗にては四月七日を圓光大師、日蓮宗にては二月十六日を日蓮上人の降誕會とせり。

こうち〔厚地〕（名）厚き大地。運歩色葉「厚地 五萬九千八百七十九里也」

こうち〔後置〕後方に置くこと。おくれておくこと。又、其のもの。（前置の對）

こうち〔拘置〕身體を拘束して一定の場所にとめおくこと。刑法第十二條三項「懲役は監獄に拘置し定役に服す」

こうち〔工緻〕巧妙にして緻密なること。唐書「寫宮省、而工緻過之」

こうぢ 小氏（名）一族中の支流の氏。（大氏の對）

こうぢ 小路（名）〔こみちの音便〕宇津保祭使「大學より三條の院近し、こうぢよりあゆまんとて」落窪二「こうぢぎりに辻にさしあひぬ、いとせばきこうぢなれば、え歩みかくれず」よこちやう江戸せうぢ大阪・伊せこうぢ伊勢山口（物類稱呼）

ごうち 碁打（名）碁を打つこと。又、碁を打つに巧みなる人。散木集連歌「長如來といふごうちの、碁打つを見て」狂言「常に袴を離さぬ人ぢやほどに、包丁人か、碁打ちか、將棊さしかであらう」

（諺）碁打ち親の死に目にあはぬ 圍碁に耽溺して大事を忘るるにいふ。

（諺）碁打ち・鳥飼、馬鹿の中 碁打ち又は鳥飼を嘲る語。

（諺）碁打ちに時なし 碁打ちには時間の觀念なし。

（諺）碁打ち・俳諧・小泥坊 夜ふけて徘徊する者をいふ。碁打ちや俳諧師を嘲る語。

こうぢいくさ 小路軍（名）市街にてする戰爭。續武家閑談「直孝御申し候は、其方小路軍を何と申す處にて致し可申候哉」

こうちう〔鈕鉦〕（名）ぼたん又はこはぜ。

こうちおほひ 濃打覆（名）馬具の名。濃き紅色の打鞍覆（ウチクラオホヒ）。飾馬。御禊行幸服飾部類三、應永元「餝馬。唐鞍、黑地橋中略濃打覆・引善繩」

こうぢがくれ 小路隱（名）〔町小路などに行き隱るる義〕暫時かくれて他處に居ること。かうじんがくれ。宇津保國讓「北の方わざとにはあらで、夕ぐれ・よるのまにぞ、こうぢがくれせらるるなるや」緋縮緬卯月紅葉中「商ひは袖にして、小路がくれの家出のと」

こうちかん〔拘置監〕（名）監獄の一。刑事被告人及び死刑の言渡しを受けたる者を拘禁し、また懲役・禁錮・拘留に處せられたる者を一時拘禁する所。監獄法第一條一項「拘置監」

こうちぎ 小袿（名）婦人の服。表は浮織物にて、裏は平絹、廣袖にて色は一定せず。下に打衣と單とを重ね著る。唐衣・裳などを著ざる時著くるを普通とす。宇津保俊蔭「女の料にうちき一かさね、はかま・こうちぎ・さしぬき」枕六「もえぎの織ものの小うちぎ」台記別記、久安四年八月廿一日「著唐衣之時、不著小褂、著小褂之時、不著唐衣、是禮也。詣神社及奉幣之時、著唐衣、不著小褂」裝束要領抄「こうちぎ。これは唐衣のかはりに上に著るものなり。唐衣・裳などを著たるは男子の正裝の如し、唐衣・裳な

（こうちぎ）

どを略して小褂著たるは衣冠の如し」

こうぢぎり 小路切（名）小路を橫切りて行くこと。又、其の處。落窪二「さき追ひて數多火ともさせて、こうぢぎりに辻にさし逢ひぬ」盛衰記十一、金剛力士兄弟「小路ぎりに、東山へぞ遣りて行く」太平記十七、京都兩度軍「前には京中を經て、逶迤と東寺まで寄すればこそ、小路ぎりに前後・左右の敵を防ぎかねて、其の圍みをば破りかねつれ」

こうちし〔後置詞〕（名）【文法】じよし（助詞）に同じ。

こうぢしろ 紅地白（名）白地のかたびらに、紅にて小紋などを染めたるもの。貞丈雜記

こうぢな 小路名（名）一 書面の宛に貴人の名を書くに、其の官名などを書かずして、其の人の住む所の名を書くこと。譬へば一條に住むを一條殿と書く類。細川家書札抄「三職はもとは小路名を遊ばしたる也」二 古昔、禁中の女房に附けしもの。禁祕抄下「禁中無小路名」女房官品「こうぢ名の事。一條中略春日、此れ等は上の名なり。大宮・京極、此れ等は中の名也。四條・高倉などは、こうぢの中にも劣りたる也」

こうちや〔紅茶〕（名）茶の葉を醱酵せしめて製したる茶。煎じたる汁の色紅なるよりいふ。主に支那・錫蘭島の產。（綠茶の對）

こうちや〔貢茶〕（名）茶道にて、茶を飲み、美惡を試みる方法の一。一服を試みて他の二服の味を推知すること。猶、下文を見よ。塵添壒囊抄四「十服茶。記錄に回茶と書く。又、回と書くは四座にして、飲み巡ぐらす心歟中略又は貢茶（コウチヤ）共云ふ。豈めぐる心ならんや。十服茶の法、茶三種を以て各の四服を裹みて、各の一服を取りて試みとす。仍りて殘る所三三九服也。不試茶一種あるが故に、是れを客と云ふ也中略近來は茶三種を以て各三服を裹みて、客を加ふ中略最初に聞くを一と定めて札を不打故に、一種試共云ふ也。是れを回茶と云ふ。回は顏回が回也。聞一知十故に爾云ふ也。又、貢茶と云ふも子貢が貢也。子貢は聞一以て知二と云へり。以四種成十服茶なれば、一種を以て三服を裹むを聞一知二、即知三也」

こうちやう〔公廳〕（名）公の事務を取り扱ふ役所。政廳。徐鉉詩和翰林張先輩「獨坐公廳正煩暑、喜吟新詠見元徵」

こうぢやう〔工場〕（名）職工が集まりて共同に工作に從事する場所。仕事場。こうば。工業場。

こうぢやうけいさつ〔工場警察〕（名）【法】行政警察の一。工場の危害豫防・健康保全・風儀維持及び公益保護を目的とするもの。

こうぢやうざいだん〔工場財團〕（名）【法】工場の所有者が、抵當權の目的となすために、工場に屬する土地・工作物・機械・器具、其の他の設備又は權利の全部又は一部を以て組成したる財團。工場抵當法「工場財團」

こうぢやうちよきん〔工場貯金〕（名）工場內の勞働者のなす貯金。

こうぢやうていたう〔工場抵當〕（名）【法】工場の所有者が、其の工場に屬する土地・工作物、及び機械・器具等に抵當權を設定すること。擔保附社債信託法第四條六號「工場抵當」

こうぢやうはふ〔工場法〕（名）【法】工場にて勞働に從事する者の保護、特に其の年齡・男女・勞働・時間等の制限に關する法規。

こうちゆう〔口中〕（名）くちのうち。口內。（口外の對）盛衰記四十三、京都洛中「兵亂打ちつづきて、口中の食を奪ひ取れば、天下の人民及餓死」太平記三、主上御沒落笠置「三日まで、口中の食を斷ちければ」史記「老口中無齒、食乳」

こうちゆうをちぎる 契口中 接吻す。伊賀越道中雙六七「ええあれ、口中を契りをる、こりやもう堪忍ならない」

（諺）口中の蝨（シラミ） たやすく嚙みつぶし得るゆゑ、極めて危く亡び易き譬へ。韓非子內儲上「以臨東陽、則邯鄲口中蝨也」

こうぢゆう〔溝中〕（名）みぞのなか。孟子萬章上「思天下之民、匹夫匹婦有不被堯舜之澤者、若己推而內之溝中」

こうぢゆう〔講中〕（名）神佛の信者の協同の組合。講の連中。講社。心中二枚繪草紙中「講中お茶所の冥加錢」天網島中「夕十夜の念佛に、講中の物語」

こうちゆうくわ〔口中科〕（名）昔時、齒科の稱。

こうちゆうせき〔紅柱石〕（名）【鑛】四角短柱狀の結晶をなし、多くは不透明玻璃光澤を有し、甚だ硬き鑛物。綠灰・赤灰・淡紅等の色を有して、片岩又は花崗岩中に產し、本邦にては陸前・常陸・三河等より之を出だす。

こうぢよ〔工女〕（名）工場に雇はれて仕事をする女。（工男の對）史記貨殖傳「農夫釋耒、工女下機」

こうぢよ〔控除〕金錢・數量などをさし引くこと。ひきさること。民法第五百八十二條「不動產の現時の價額より賣主か返還すへき金額を控除したる殘額」

こうちん〔工賃〕（名）くでま（工手間）に同じ。

こうちん〔口陳〕口頭にて陳述すること。漢書「口陳至誠」

こうぢん〔紅塵〕（名）一 紅色をなして盛んに揚がる塵。繁華なる市中などに立ち上ぼる塵埃。班固文西都賦「紅塵四合、烟雲相連」李陵詩「紅塵塞天地、白日何冥冥」細詠詩「停車傍明月、走馬入紅塵」二 浮世のちり。俗塵。太平記四、備後「一蓬の月萬頃の天、紅塵の外に遊んで白頭の翁と成りにけり」三 香の名。質は伽羅。香少し遲く出で、稍辛き心地す。火末は蘭奢待に同じ。名香目錄

こうぢん〔後塵〕（名）車馬などの走りたる後にたち揚がる塵。

（諺）後塵を拜す 地位・權勢ある人を後より仰ぎ見、又、羨む。

こうぢん〔後陣〕（名）ごぢん（後陣）に同じ。

こうづ（名）【動】いしがめ（石龜）をいふ、西國の方言。物類稱呼

こうつぎ（名）【植】ひめうつぎの異名。

こうつばり 小梁 甲乙梁（名）【建築】梁の一種。廣間の床にて大梁を架けたる間に架け渡すもの。

こうづる（名）【植】ひるがほ（旋花）をいふ、越前國の方言。物類稱呼

こうで 小腕（名）一 小きうで。かよわき腕。こかひな。太平記十六、正成下向兵庫「母急ぎ走り寄つて、正行が小腕に取り附いて」曾我會稽山二「まだ十五歲の小腕の矢先」二 うでさき。うで。太平記廿六、四條繩手合戰「小腕打ち落とされて、朱になる者二百餘騎」

こうでのたて 小腕立 小男の腕立てに同じ。こをとこ（小男）の條を見よ。鎌倉袖日記「腕も足らぬ分として、此の三保谷に勝たんとは、螳螂が斧、小腕のたて、片はら痛や可笑しや」

こうてい〔公程〕（名）公務。

「我れ公程に隙なき身なれども、或る夜不思議の夢を見る中略ただ公程を見て、君臣を重んじ」

こう-てい 〔公庭〕 (名) おほやけの場所。儀式の場所。盛衰記一、五節夜闇打「雄劍を帶して公庭に座列し、兵杖を賜はって宮中を出入する事は、格式の禮を定めたり」同四十一、義經拜賀供奉「作法・進退優美に見え給ひしに、今は公庭にて再び見奉るべきに非ず」詩經邶風「碩人俁俁、公庭萬舞」禮記曲禮「公庭不言婦女」

こう-てい 〔公廷〕 (名) 【法】こうはんてい(公判廷)の略。刑事訴訟法第百七十七條「被告人は公廷に於て身體の拘束を受くることなし」

こう-てい 〔後庭〕 (名) 一後方の庭園。後園。(前庭の對) 二奥向きの宮殿。後宮。戰國策秦「美女充後庭」漢書王商「後庭之事、皆受命皇太后」

こう-てい 〔工程〕 (名) 一仕事の程度。工事のはかどり。二【理】こうりつ(工率)に同じ。

こう-てい 〔後提〕 (名) 【論】三段論法にて第二次の命題。即ち、前提と斷案との中間にたつもの。小前提。

こう-てい 〔公定〕 おほやけに定めること。一般の規定。

こう-てい 〔肯定〕 首肯すること。同意すること。(否定の對)

こう-てい 〔興替〕 おこることと衰ふることと。隆替。盛衰。唐書魏徵「以相爲鑑、可知興替」

こう-でい 〔拘泥〕 かかはりなづむこと。一つの事に執著して變通を知らざること。程史「齷齪拘泥、不得即決」

こう-てい-かかく 〔公定價格〕 (名) 【經】公權の發動によりて定むる價格。例へば、政府專賣品の價格、土地臺帳に於ける地價、土地收用法を適用する場合の買上價格、課税價格爭議の場合に於ける税關の買上價格の類。(競爭價格の對)

こうてい-さうば 〔公定相場〕 (名) 【商】取引所にて賣買・取引したる物件の平均相場。即ち、各物件、各期限の一節毎に出來せる賣買總額を以て賣買總値段を除したるもの。取引所に掲示せらるるものとす。取引所法第二十六條「公定相場」

こうていさうば-へう 〔公定相場表〕 (名) 取引所の調製する公定相場の記錄。明治三十二年七月農商務省令第十八號取引所法施行規則第二十三條第一號「毎日公定相場表」

こうてい-ちか 〔公定地價〕 (名) 土地臺帳に記したる土地の價額。地租を賦課する標準となるもの。地價。

こうてい-とうか 〔公定等價〕 (名) 【經】二國間に於ける貨幣の法定の純分を比較したる價。法定平價。

こうてい-ぶあひ 〔公定歩合〕 (英 Official rate) (名) 【商】中央銀行が爲替手形の割引に付き、一般の銀行の市場歩合以外に特に定めたる最低歩合。

こうてい-めいだい 〔肯定命題〕 (名) 【論】肯定を示す命題。(否定命題の對)

こう-てう 〔後朝〕 (名) 其の翌朝。ごてう。盛衰記十三、入道信救「後朝、藏人左衞門權佐定長、太政入道の宿所に參して」運歩色葉「後朝コウテウ」

こう-てう 〔候鳥〕 (名) 【動】鳥類中、産卵・索食のために、時候を追ひて住處を變ずるもの。鶴(ツル)・燕(ツバメ)・雁(ガン)等の類。わたりどり。

こう-てう 〔紅潮〕 一朝日などに映りて紅色に見ゆる海波。二酒に醉ひ、又、恥ぢなどして顏の赤くなること。蘇軾詞「雲鬢風前綠卷、玉顏醉裏紅潮」

こう-てう 〔後凋〕〔後彫〕 他の草木より後れてしぼむこと。艱難に堪へて堅く節操を守ることに譬ふ。論語子罕「歲寒然後、知松柏之後彫也」孫綽詩「撫菌悲先落、攀松羨後彫」風俗通「天先春而後秋、地先生而後凋」

こうてう の せつ 〔後凋節〕 艱難・辛苦に屈せぬみさを。

こう-てう 〔貢調〕 みつぎものをたてまつること。又、そのもの。後紀十三、延暦廿四年十二月壬寅「諸國貢調脚夫」

こう-てうげ (名) 【植】茜草科、滿天星(ハクテウゲ)屬の灌木。はくてうげの一品種。花の帶紅色なるもの。

こう-てうし 〔貢調使〕 (名) てうし(調使)に同じ。民部省式上「凡佐渡國大帳、聽附去年貢調使」

こう-てき 〔功的〕 (名) 射藝にて、的に多く中たるを功として祿物を賞與するに云ふなるべし。伊勢貞丈或ひは切的(キリマト)の誤りなるべし。東鑑十九、承元三年十一月四日「常盛以下壯士等、射功的」

こうてき-はれつおん 〔喉的破裂音〕 (名) 喉音の一。氣息を破裂せしめて調節するもの。

こう-てん 〔後天〕 (名) 人の生後に心身に受けたる事柄。身體の狀況、社會の境遇等によりて知識・經驗を得、又は習慣をなしたること。(先天の對)

こう-てん 〔公轉〕 【天】惑星が太陽の周圍を運行すること。地球が一年間に太陽を一周する運動の類。

こう-でん 〔公田〕 (名) 一古へ支那の井田法にて、中央にある公有の田。詩經小雅「雨我公田、遂及我私」曹植詩「經彼公田、樂我稷黍」 二古昔、位田・職田・賜田・口分田及び墾田等を除きし外の公有の田の稱。人民に賃貸し、地子を納めしめしもの。剩餘田。田令「凡諸國公田、皆國司隨郷土估價賃租」古事談四「申下宣旨、撿注國中公田之處」

こう-でん 〔功田〕 (名) 古昔、有功の者に賜はりし田。功の大小によりて多少・年限の差あり。(位田・職田の對) 田令「凡功田、大功世世不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳子」續紀廿、天平寶字元年十二月壬子「大織藤原內大臣、乙巳年功田一百町、大功世世不絶」東鑑一、治承四年九月五日「洲崎明神中略可寄功田貢神威由、被奉御願書」

こう-でん 〔公電〕 (名) 官府にて授受する電報。

こう-でん 〔後電〕 (名) あとより打ちたる電報。(前電の對)

こう-でん 〔口傳〕 くでん(口傳)に同じ。齊家寶要「吾鄕當嘉靖年間、里中士大夫相拜者、尙不過口傳」

こうてん-てき 〔後天的〕 (英 Aposteriori) 後天によりて得たる物事にいふ語。

こうてん-ろん 〔後天論〕 (英 Aposteriorism) (名) すべての思想・事實等は、經驗を經てのち成立するものと認むる說。經驗論。(先天論の對)

こう-と 〔勾當〕 (名) こうたう(勾當)の訛り。狂言どぶかっちり「罷り出でたるは、此のあたりに住居仕るこうとの坊でござる」

こう-と 〔後圖〕 (名) 後日のはかりごと。左傳桓公六年「鬬伯比曰、以爲後圖」淮南子氾論「使管仲出死捐生、不顧後圖、豈有此霸功哉」

こう-と 〔鴻圖〕〔洪圖〕 (名) 大なるはかりごと。大なる計畫。鴻猷。丕圖。晉書劉裕「宜帝開拓洪圖、始基成命」賈曾詩「鴻圖累聖飾」

こう-ど 〔后土〕 (名) 土地の神。土地。

書經武成「底商之罪、告于皇天后土所過名山大川」左傳僖公十五年「君履后土而戴皇天、皇天后土實聞君之言」

こう-ど 〔厚土〕 (名) 厚き土地。大地。厚地。遠羅天釜「大洋を攪いて蘇酪となし、厚土を變じて黃金とす」

こう-ど 〔公度〕 (名) 一大寶令の制により、得度したる僧尼に與ふる度牒。二【數】同種の二つ以上の量を、倍量とする一の量。

こう-とう 〔口頭〕 (名) 一言語によりて直接に意思を發表すること。くちさき。口上。(文書の對) 民法第千七十九條「口頭にて遺言を爲すこと」二口さきばかりにて輕薄なること。孟郊詩「但結口頭交、肚裏生荊棘」

こう-とう 〔後頭〕 (名) 頭の後の部分。

こう-とう 〔喉頭〕 (名) 【醫】氣管と舌骨との間、即ち、頸の前上部に位する三角漏斗狀の器官。多數の軟骨・筋肉及び粘膜より成り、呼吸に際し空氣の通路となり、又、聲音を發する機能を具ふ。

こう-とう 〔洪統〕 (名) たいとう(大統)に同じ。陸機詩贈弟「綿綿洪統、非爾就崇」

こう-とう 〔紅燈〕 (名) こうしょく(紅燭)に同じ。「綠酒紅燈」李宜詩「紅燈初上月輪高、照見堂前萬朶桃」

こう-とう 〔紅籐〕 (名) 【植】とう(籐)の異名。

こう-とう 〔叩頭〕 (頭を以て地を叩く義) 頭を地に著けて拜禮すること。叩首。史記田叔「叔、叩頭對曰」

こう-とう 〔降登〕 おるることとのぼることと。おりのぼり。登降。宋史樂志詩冬至調神「繹興薦獻有序、降登無違」顧淸詩「蹕與玉趾幾降登」

こう-どう 〔公同〕 (名) 社會の一般。公共。褒章條例第二條「公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者」行政警察規則第五條「公同一般の裨益を計り」

こうとう-えん 〔喉頭炎〕 (名) 【醫】こうとうかたる(喉頭加答兒)に同じ。

こうとう-えんじゅつ 〔口頭演述〕 (名) 口頭にて演述すること。民事訴訟法第百十條三項「口頭演述に換へて書類を援用することを許さす」

こうとう-おん 〔喉頭音〕 (名) こうおん(喉音)に同じ。

こうとう-かたる 〔喉頭加答兒〕 (名) 【醫】急性と慢性とあり。急性症は頸部に灼熱をおこして乾燥し、嚥下する際、疼痛・嗄嗽・喀痰等あり。聲音鈍濁、失聲することあり。慢性は以上の症候緩慢に、又は反復して來たる。

こうとう-がん 〔喉頭癌〕 (名) 【醫】癌の一種。喉頭に發するもの。聲音嗄れて嚥下の際痛みあり。呼吸困難・咳嗽・出血・呼吸惡臭等來たり、末期には自發痛あり。

こうとう-けいやく 〔口頭契約〕 (名) 【法】契約の一。口頭によりてなすもの。(書面契約の對)

こうとう-こつ 〔後頭骨〕 (名) 【醫】頭蓋の後下部を成す骨。扁平貝殼狀にして、脊髓を通ずる大後頭孔を有す。

こうとう-しき 〔恆等式〕 (名) 【數】次條に同じ。

こうどう-しき 〔恆同式〕 (名) 【數】式中の文字の數値の如何に關せず、常に成立する等式。

こうとう-しけん 〔口頭試驗〕 (名) こうじゅつしけん(口述試驗)に同じ。

こうとう-しんぱん 〔口頭審判〕 (名) 【法】こうとうしんり(口頭審理)に同じ。明治三十二年三月法律第三十六號特許法第三十三條四項「審判長は職權又は當事者雙方の申立に因り口頭審判を爲すことを得」

こうとう-しんもん 〔口頭審問〕 (名) 【法】裁判官又は行政官が當事者を呼び出だし、口頭にて係爭事件・訴願等の審問をなすこと。裁判所構成法第百十八條「外國人の當事者たる訴訟に關係を有する者及其の訴訟の審問に參與する官吏の或る外國語に通する場合に於て裁判長便利と認むるときは其の外國語を以て口頭審問を爲すことを得」訴願法第十三條「訴願は口頭審問を爲さす其文書に就き之を裁決す但行政廳に於て必要なりと認むるときは口頭審問を爲すことを得」

こうとう-しんり 〔口頭審理〕 (名) 【法】裁判所又は行政廳が、當事者の口頭辯論を聞きて爭訟を審理すること。(書面審理の對) 特許法第七十五條「審判長は職權を以て又は當事者の申立に依り口頭審理を爲すことを得」

こうとう-ぶ 〔後頭部〕 (名) 後頭のあたり。頭の後部。

こうとう-べんろん 〔口頭辯論〕 (名) 【法】訴訟の當事者が、法廷にて口頭により各種の辯論をなすこと。又、其の辯論。民事訴訟法第二編第三章第一節「口頭辯論」

こうとう-ゐにん 〔口頭委任〕 (名) 【法】口頭によりてなす委任契約。(書面委任の對) 民事訴訟法第六十四條三項「口頭辯論の期日又は受命判事若くは受託判事の面前に於て口頭委任を爲し其陳述を調書に記載せしむるときは書面委任と同一なりとす」

こう-とく 〔溝瀆〕 (名) みぞ。國姓爺後日合戰三「假へ溝瀆に縊れ死すとも」易經說卦「坎爲水、爲溝瀆」論語憲問「豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆而莫之知也」

こう-とく 〔功德〕 (名) 一功と德と。事功と恩德と。史記秦始皇本紀「誦皇帝功德、刻于金石、以爲表經」二世を益する功業。禮記王制「有功德於民者、加地進律」

こう-とく 〔公德〕 (名) 社會公共に對する德義。

こう-とく 〔厚德〕 (名) 深厚なる德。莊子外物「寧其非至知厚德之任與」

こう-どく 〔購讀〕 書籍・雜誌等を購求して讀むこと。

こうどく-し 〔講讀師〕 (名) 王朝時代、諸國に置きて佛典を講讀せしめし僧。類聚三代格「應修文殊會事中略須國司講讀師中略毎年七月八日令修其事」

こうどく-しゃ 〔購讀者〕 (名) 購讀する人。

こうとく-しん 〔公德心〕 (名) 公德を守る心。

こう-とん 〔紅暾〕 (名) 紅色なる旭日。紅日。紅旭。

こう-ない 〔構內〕 (名) かこひの中。かまへうち。(構外の對)

こう-ない 〔口內〕 (名) くちのうち。口の內部。口中。(口外の對)

こうない-えん 〔口內炎〕 (名) 【醫】口腔內の炎症。口內が灼熱乾燥し、食時疼痛あり。口腔の粘膜は潮紅・腫脹し、又、潰瘍を生じ、甚だしきは口腔腐爛して口臭あり。齒齦は粗鬆となり、出血し易く、粘膜の一部壞敗して褐色又は黑色を呈す。齒牙の刺戟、水銀劑の濫用等によりて起こる。

こうない-おん 〔喉內音〕 (名) 悉曇學にて、あらゆる音を三種に大別したるものの一。咽喉と舌の後部の上面との間にて調節する音。即ち、K・ngの類。(脣內音・舌內音の對)

こう-なう 〔後腦〕 (名) 【醫】ごなう(後腦)に同じ。

こう-など (名) 【動】いかなごの異名。

こ-うなづく 〜小領 (自動四) 輕くうなづく。國姓爺後日合戰三「いたづら者、詮索せんと小うなづき」

こう-なふ 〜貢納 貢獻して納附すること。貢物を納入すること。

こうなふ-きん 〜貢納金 (名) 貢納する金。雙生隅田川三「奥州金山貢納金一萬兩引き負ひ」

こう-なん 〜後難 (名) 一 後日の難儀。將來のわざはひ。盛衰記四十三、蒲冠者同三倉源氏「國中悉く源氏に志を運ぶ、湛増一人背きても後難あり」 太平記卅六、清氏叛逆「路徑に尸を暴さんこと、後難なきに非ず」 晉書杜預「不レ慮二後難一」 二 後日の批難。後世の批難。大藏狂言石神「御存じない御方の思し召しに、故も無い事に成敗したとあっては、後難が口惜しい」 同武惡「某ほどの者が、鳥邊野で異形な者にあうて、え言葉をかけなんだとあれば、後難も口惜しい」

こう-なん 〜攻難 攻擊・非難すること。左傳昭公廿一年「攻難之士、將レ奔二走之一」

こう-にふ 〜購入 買ひ入るること。

こう-にん 〜公人 (名) 公儀の人人。太平記卅三、公家・武家榮枯易レ地「古への公人たりし人は、賄賂をも不レ取、勝負をもせず」

こう-にん 〜候人 (名) 一 殿上に祗候して、藏人と同じく結番し、御膳に侍し、又宿直する者。二 門跡に召し使はるる妻帶の僧。太平記五、大塔宮熊野落「一條院の候人按察法眼好專」 坊官故實記「寛平法皇の御隨身、地下にて供奉、俗形妻帶の輩の侍法師者、候人と稱し始め也」 東寺執行日記貞治二年八月四日「候人猪熊四郎來臨」 曜幽斷餘「一、候人 門跡に召し使はる、妻帶を云ふ也」

こう-にん 〜後任 (名) 前任者に代はりて其の任務に就くこと。又、其の人。(前任の對)

こう-にん 〜公認 國家・公共團體又は社會が、或る事實を是認すること。

こうにん-けう 〜公認教 (名) 國家が公認して他の宗教と區別し、これに特別の權利を付與し、特別の監督を加ふる宗教。

こうにん-しや 〜後任者 (名) 前任者に代はりて其の任に就く人。後任の人。議院法第十五條「各議院の議長副議長は任期滿限に達するも後任者の勅任せらるるまでは仍其の職務を繼續すへし」

こうにん-じんじや 〜公認神社 (名) 神社明細帳に登載せられたる神社。

こう-ねつ 〜口熱 (名) 口中に起こる熱。

こう-ねつ 〜紅熱 火氣のため物の熱して紅くなること。

こう-ねん 〜後年 (名) のちのとし。ゆくすゑ。後の世。

こう-のう 〜功能 (名) 一 ききめ。しるし。効能。效用。效驗。法苑珠林「功能利益」 二 功績と才能と。漢書杜欽「觀二本行于鄕黨一、考二功能于官職一」 白居易詩「自賢誇二智慧一、相軋鬪二功能一」

こうのう-がき 功能書 (名) 功能を書き立てたるもの。

(諺)功能書の讀めぬ所に功能あり 藥の功能書の讀めぬ位の人は、藥を信用すること深きゆゑ、却りて効驗あり。

こう-の-ざ 講座 (名) 講會(コウヱ)の座席。盛衰記四十二、金仙寺觀音講「軍兵中略御堂の内に下り居て、我が物がほに講の座に著す」

こうのす-びな 鴻巣雛 (名) 武藏國北足立郡鴻巣町にて製する一種の雛人形。

こう-の-どうだん (名)【植】べにどうだんの異名。

こう-は 〜紅波 (名) くれなゐの波。謠衡政「血は涿鹿の河と爲って紅波楯を流し、白刃骨をくだく」 拾遺記「崑崙山南有二赤陂一、紅波千刼一竭、千刼水乃更生」

こう-は 〜洪波 (名) おほなみ。洪濤。十洲記「無レ風而洪波百丈、不レ可レ得二往來一」

こう-ば 工場 (名) こうぢやう(工場)に同じ。

こう-ば 〜貢馬 馬匹を貢獻すること。又、その馬。

こう-ば 〜詬罵 そしりはづかしむること。魏書高遊「過二民家一、求二絲緋一、不レ滿レ意、則詬罵不レ去」

こう-はい 〜後輩 (名) 一 後に生まるる人。後に生まれたる人。平治中、頼朝被レ宥「助け置かれたりとも、榮耀後輩に及ぶべくば、何の恐れか候べき」 二 後進のともがら。(先輩の對) 著聞二十「恐貽二狐疑於先賢一、方致二狼藉於後輩一」 孟浩然詩「文章推二後輩一、風雅激二頽波一」 舊唐書「後輩務レ進、多附二麗之一」

こう-はい 〜後背 (名) うしろ。せ。うら。背面。後部。

こう-はい 〜項背 (名) うなじとせと。後漢書左雄「監司項背相望、與同疾疢」

こう-はい 〜功牌 (名) 功勞あるものに授與する賞牌。楊愼詩雲中「功牌銀鏤輪、賀障錦蝙蝠」

こう-はい 〜興廢 おこることとすたること。運歩色葉「興廢(コウハイ)」 詩經序「頌者美二盛德之形容一、以二其成功一告二於神明一者也。政王者政有二興廢一、未二嘗不一レ祭二群神一」

こう-はい 〜興敗 おこることとやぶるること。後漢書王充・王符・仲長統傳論「用舍之端、興敗資焉」

こう-はい 〜空拜 空しく拜舞すること。効果なき拜舞。古事談二「濟時大將をこうはいの大將と云ふ故は、女子女御を后に立てんと被レ申けるを、勅許あるぞと被レ存て、無二左右一下二庭上一、被二拜舞一畢。然而無二立后一、仍空拜の大將と世の人云ひけり」

こう-ばい 〜勾配 (名) 一 傾斜の度。「屋根の勾配」 二 擧止動作。氣轉。「こうばいが早い」 三 船名。町屋形船(マチヤカタブネ)の中、最も小さきもの。勾配ある屋根にて櫓なく、船側甍あれども高欄なく、舟子一人乘のもの。

こうばい が ぬるい 勾配緩 一 傾斜の度急ならず。二 事をなすに遲鈍なり。愚鈍にして慢り易し。

こう-ばい 〜紅梅 (名) 一【植】薔薇科、櫻屬の落葉喬木。うめの一品種。其の花紅色にして美なり。宇津保藏開中「御前のこうばいの匂ふ盛りに」 枕三、木「濃くも薄くも、こうばい」 源少女「前栽に、五葉・こうばい・櫻・藤」 杜甫詩「江上紅梅已放レ春」 二【植】うめもどき(落霜紅)の異名。三 桃色の濃きもの。又は、赤に紫の混じたる色。枕十「御返しはこうばいの紙に書かせ給ふが」 四 襲の色目の名。表は紅梅、裏は蘇芳。飾抄 女房の襲には、上に薄紅梅、下に紅梅單青きもの。雅亮裝束抄 春用ふ。 枕二「三四月の紅梅のきぬ」 禁秘抄中「後冷泉院御時、後通雅忠類、聽二雜袍一著二紅梅直衣一」 五 織物の色の名。經絲を紫、緯絲を紅にて織りたるものは年少の著用とす。源浮舟「濃ききぬに紅梅の織物など、あはひをかしく著かへて居給へり」 六 このわた(海鼠腸)をいふ。宮女の詞。大上﨟御名之事「女房詞。一、このわた。こうばい」

こうばい の にほひ 紅梅匂 こうばいにほひ(紅梅匂)に同じ。雅亮裝束抄三「女房のさうぞくの色中略こうばいのにほひ。うへは薄くて、したへ濃くて、青きひとへ、又まさりたるひとへをも著る」

こう-ばい 〜公賣 公告して競賣する

こと。裁判權によりて執行す。水難救助法第十七條「公賣を爲すも其の代金を以て公賣の費用を償ふに足らすと認むる物件」

こう-ばい 〜購買 かひいるること。あがなふこと。購求。購入。蘇軾詩張玄老和李公擇韻「吳興太守眞好レ古、購二買斷缺一揮二縑緗一」

こうばい-いろ 紅梅色 (名) こうばい(紅梅)三に同じ。

こうばい-うら 紅梅裏 (名) 紅梅色の裏地。丹波與作中「ふせんりように紅梅裏の袋を開き」

こうばい-おり 紅梅織 (名) 經絲又は緯絲、或ひは經・緯共に太さの異なりたる二種以上の絲にて平織にし、表面に高低あるやうにしたる織物。

こうばい-がさね 紅梅襲 (名) こうばい(紅梅)四に同じ。源梅枝「こうばいがさねの、からの細なが添へたる女のさうぞくかづけ給ふ」

こうばい-ぐさ (名)【植】せんのう(剪秋羅)の異名。藻鹽草八、僧「秋の野の紅梅草の花見れば、春の心をまかせつるかな 仙翁花の異名」

こうばい-くみあひ 購買組合 (名)【經】産業組合の一。産業又は生計に必要なる材料・物品を購買し、これに加工し、又は加工せずして組合員に賣却する目的にて設立するもの。産業組合法第一條三號「購買組合」

こうばいくみあひ-れんがふくわい 購買組合聯合會 (名) 産業組合聯合會の一。購買組合の聯合會。産業組合法第七十六條ノ一項三號「購買組合聯合會」

こうばい-くりげ 紅梅栗毛 (名) 馬の毛色。栗毛の薄く赤みたるもの。

こうばい-しよぶん 〜公賣處分 (名)【法】官廳又は公署が、滯納稅金などの追額を補ふために、其の家産を強制して公賣すること。不動産登記法第三十九條「官廳又は公署の公賣處分に因る權利移轉の登記」

こう-ばいすう 〜公倍數 (名)【數】二つ以上の數の共通なる倍數。例へば12は4と6との公倍數なるが如し。

こうばい-せん 〜勾配線 (名) 百分の一以上の急勾配の鐵道線路。

こうばいぢ-の-ひらを 紅梅地平緒 (名) 紅梅色の織地に、遠山・小松・白梅等の繡を加へたる平緒。劒の裝束に紫革を用ひたるとき之を著く。多くは賭弓・臨時客などの時、火色の下襲を著けたる者之を用ふ。餝抄中「紅梅地平緒裝束 多者賭弓・臨時客、著二火色下重一之人用レ之、繡二遠山・小松等一中略仁安二正、賭弓右大將紅梅地平緒雖レ白梅」 後照念院殿裝束抄「紅梅地平緒事」

こうばい-つきげ 紅梅月毛 (名) 馬の毛色。あかつきげ(赤月毛)に同じ。難波戰記「増田兵部和泉守處へ、尾張より貰ひに越し候紅梅月毛の馬を」

こうばい-にほひ 紅梅匂 (名) 女房の裝束、又は懷紙などの襲の色目の名。下を濃き紅梅に、次第に上へ薄き色にしたるもの。女房の裝束には、此の下に青又は紅梅の最も濃き色を單とす。雅亮裝束抄

こうばい-はかま 紅梅袴 (名) 紅梅色の袴。雅亮裝束抄三、著「こうばいばかまは、十六日のせちゑまでともきこえたり」

こうばい-ひん 〜公賣品 (名) 公賣に附せらるる物品。古物商取締法第四條二項「官衙公署の公賣品」

こうばい-へう 〜勾配標 (名) 鐵道線路の勾配の變はる地點毎に、勾配の度數を記したる腕木を、其の度と同じ傾斜に附けて線路の側に立てたる標杭。運轉手は其れによりて速力を加減す。

こうばい-もち 紅梅餅 (名) 餅菓子の一。中央白く緣紅色にしたる細長きしんこ餅を五本の竹に巻き、筒切りにすれば紅梅の如き形となるもの。

こうばい-もみ 紅梅紅 (名) もみ(紅)に同じ。染師通夜物語「綸子中略けんばふ染めに敷をして、裏に紅梅もみを附け」

こうばい-やき 紅梅燒 (名) 小麥粉に砂糖を和して、梅花などの形に堅く燒きたる煎餅。

こうばい-りよく 〜購買力 (名) 物品を購買する財力。

こうばい-をどし 紅梅緘 (名) いとひをどし(絲緋緘)に同じ。一說、紅梅色の綾緘。相國寺堂供養記「酒匂次郎國朝紅梅緘」

こう-はう 〜公報 (名) 一 國家機關が、其の職務に關して相互間に發受する報知又は報告等の稱。二 官府が、或る事實を一般に周知せしむる目的にて發行する文書。即ち、特許公報・商標公報・實用新案公報の類。特許法第三章「公報」 三 地方官が公事を報告するため、官報に準じて發行する文書。民事訴訟法第七百六十七條「公示催告を官報又は公報に掲載したる日」

こう-はう 〜後報 (名) のちの報知。あとよりのしらせ。

こう-はう 〜後方 (名) うしろのかた。後面。(前方の對)

こう-はう 〜孔方 (名) こうはうひん(孔方兄)の略。戶隱神社考「古文書。奉レ納戶隱山大權現神前、孔方五十緡、爲レ當社修理、可レ奉レ供二權現寶前一者也。仍如レ件」 運歩色葉「孔方(コウハウ)錢名」

こう-はう 〜鴻寶 (名) 大なる寶。東鑑廿八、寛元元年八月十日「御成敗式目中略彼者海內龜鏡、是者關東鴻寶也」 權德輿文王公碑「皆希代鴻寶」

こう-はう 〜厚報 手あつくむくゆること。漢書王莽傳「背有二德厚報一之、有レ怨必以レ法滅レ之」

こう-ばう 〜後房 (名) 後方の室。又、婦人の居るへや。內裏式上「自二後房一暦二高御座一」 同「大極殿後房」 史記武安侯田蚡傳「後房婦女、以二百數一」

こう-ばう 〜紅帽 (名) 紅色の帽子。又、紅色の鉢卷ある帽子。あかばう。

こう-ばう 〜興亡 おこることとほろぶること。運歩色葉「興亡(コウバウ)」 歐陽修文「嗟呼夫治亂興亡之迹」

こうはう-きんむ 〜後方勤務 (名) 一 後方における務め。二 戰闘線の後方策源地間に於ける給養・補充等に關する事務の總稱。

こうはう-けい 〜孔方兄 (名) こうはうひん(孔方兄)に同じ。

こう-はうせき 〜紅寶石 (名)【鑛】鋼玉石の一種。色紅なるもの。寶石となる。

こうばう-たい 〜紅帽隊 (名) 近衞師團の軍隊。兵卒の紅帽を附くるよりいふ。

こうはう-ひん 〜孔方兄 (名) 〔ひんは兄の字の唐音。中心にある孔(アナ)の方形なる義。兄は親しむ語〕ぜに(錢)の異稱。僧侶などの隱語。下學集中「孔方兄(コウハウヒン)錢名也。孔穴也、四方穴。兄尊敬義」 塵添壒囊抄十「鳥目事、付、鵝眼・孔方兄・青鳧・圓等事。錢を鳥目・鵝眼と云ふは何の謂れぞ。鳥目・鵝眼・青鳧なんど、皆是れ料足の異名也中略赤孔方兄共云ふ也。是れも孔は穴也、穴四方なる故に孔方と云ふ。兄は唐音、尊敬之義也」 魯褒錢神論「親愛如レ兄、字曰二孔方一、失レ之則貧弱、得レ之則富強、無レ翼而飛、無レ足而走」

蘇軾詩「管城子無ㇾ食肉相、孔方兄有ㇾ絶交書二」

こう-はく 〻紅白 (名) あかとしろと。紅色と白色と。陳書高祖宣「手爪長五寸、色並紅白」

こう-はく 〻侯伯 (名) 一 侯爵と伯爵と。二 諸大名。諸侯。書經周官「內有二百揆四岳一、外有二州牧侯伯一」 左傳襄公十二年「侯伯致ㇾ禮、地主歸ㇾ餼」

こう-はく 〻厚薄 (名) あつきとうすきと。太平記廿 結城入道墮獄「結緣の多少に依って、利生の厚薄はあり共」 禮記月令「塋丘壟之大小高卑厚薄之度」 左傳昭公卅二年「計二丈尺一、揣二高卑一、度二厚薄一、仞二溝洫一」

こう-はく 〻鴻博 學問の大に博(ひ)きこと。丁晉公談錄「杜鎬尙書、鴻博之士也」

こうはく-しょうぶ 〻紅白勝負 (名) 紅白の二組に分かれてなす勝負。

こう-はつ 〻後發 おくれて出發すること。孟子公孫丑上「仁者如ㇾ射、射者正ㇾ己而後發」

こう-ばつ 〻功閥 (名) 功勞ある門閥。蔡襄文穎州臨泉縣城隍使制「迹二其功閥之最一、陟二于城雉之聯一」

こう-ばつ 〻功伐 (名) いさを。てがら。史記項羽紀「自矜二功伐一、奮二其私智一而不ㇾ師ㇾ古」 同高祖紀「懷王者吾家項梁所ㇾ立耳、非ㇾ有二攻伐一、何以得ㇾ主ㇾ約」

こう-ばつ 〻攻伐 攻むることと伐(う)つことと。攻め伐つこと。攻戰。戰國策齊「齊衞後世、無二相攻伐一」 史記孟子「天下方務二于合從連衡一、以二攻伐一爲ㇾ賢」

こう-ばつ 〻攻拔 城壘などを攻めて陷るること。後漢書安帝「古人倚二帷幄之規一、下二攻拔之力一」

こう-はふ 〻公法 (名) 一 おほやけの法規。韓非子有度「當二今之時一、能去二私曲一就二公法一者、民安而國治」 說苑「賢君之治ㇾ國、不ㇾ以二私善一害二公法一」 二【法】法の一。統治關係を規定したるもの。即ち、憲法・行政法・司法法・寺院法の類。(私法の對)

こうはふ じゃう の ぎむ 公法上義務【法】義務の一。公法によりて認められたるもの。

こうはふ じゃう の くみあひ 公法上組合【法】こうきようくみあひ(公共組合)に同じ。

こうはふ じゃう の けいやく 公法上契約【法】ぎやうせいけいやく(行政契約)に同じ。

こうはふ じゃう の けんり 公法上權利【法】こうけん(公權)に同じ。

こうはふ じゃう の じんかく 公法上人格【法】こうはふじん(公法人)に同じ。

こうはふ じゃう の だんたい 公法上團體【法】こうきようだんたい(公共團體)に同じ。

こうはふ-がく 〻公法學 (名) 法學の一。公法の法理を研究するもの。

こうはふ-がくしゃ 〻公法學者 (名) 公法學の研究に從事する學者。

こうば-ぶぎやう 〻貢馬奉行 (名) 古昔、毎年の冬、朝廷へ進獻すべき馬のことを掌る役。

こうはふ-じん 〻公法人 (名)【法】國家及び國家の統治組織中に包括せらるる法人。即ち、國家及び公共團體の總稱。商法第二條「公法人の商行爲」

こう-はへ (名) こうばい(勾配)の訛り。かなほし「屋根のかうばへをこうばいといふは如何」 正章千句「風も銳き屋根のかうばへ」

こう-ばり 勾張 (名) かふばり。一 家などの傾倒を支ふる材。二【建築】壁又は柱を建設するために切り掘りたる土砂の崩壞を防ぐため、橫切りて水平に取り附けたる丸太又は押角(オシカク)。

こう-はん 〻後半 (名) あとの半分。(前半の對)

こう-はん 〻後判 (名)【法】同一の事件に關する前後二箇の判決中、其の後の判決の稱。(前判の對) 舊刑法第五十二條第一號「犯人自ら上訴して其上訴正當なる時は前判宣告の日より起算す若し其上訴不當なる時は後判宣告の日より起算す」

こう-はん 〻紅斑 (名)【醫】皮膚に充血して起こる大小不同の赤き斑點。食物・藥品の中毒、蟲類の刺傷、結核・黴毒等の病に原因す。

こう-はん 〻公判 一 公平に裁判すること。公然と判斷すること。二【法】刑事被告人の有罪・無罪を決定するために開く裁判。公開を原則とす。(豫審の對) 刑事訴訟法第四編「公判」

こうはん-しまつしょ 〻公判始末書 (名)【法】公判に關する一切の事項を記載せる文書。裁判所書記の作製するもの。刑事訴訟法第二百八條乃至第二百十一條「公判始末書」

こうはん-てい 〻公判廷 (名)【法】公判のため開かれたる法廷。公廷。

こうはんろう-くわ 〻溝繁縷科 (名)【植】みぞはこべくわ(溝繁縷科)の異名。

こう-ひ 〻后妃 (名) 后と妃と。きさき。太平記一 立后事「關睢樂而不ㇾ淫、哀而不ㇾ傷、詩人採って后妃の德とす」 詩經大序「關睢后妃之德也」

こう-ひ 〻口碑 (名) 世人の口口に傳へて亡びざること、石碑に刻して傳ふるが如き義」いひつたへ。五燈會元「路上行人口是碑」

こう-ひ 〻公費 (名) 國家又は公共團體の經費。市制第七條第二「其公費を以て救助を受けたる後二年を經ざる者」 水道條例第二條「水道は市町村其公費を以てするに非ざれは之を布設することを得す」

こう-ひ 〻工費 (名) 工作の費用。工事の入費。范成大詩秋雨快晴靜勝堂「嘗試興ㇾ匠謀、工費蝟毛出」

こう-ひ 〻喉痺 (名) 喉の痛む病氣。下學集「喉痺(コウヒ)咽之病」

こう-ひ 〻公比 (名)【數】等比級數の相隣れる二項の比。

こう-び 〻口鼻 (名) くちとはなと。鼻口。柳宗元詩寄許京兆孟容「炎烟六月咽二口鼻一」

こう-び 〻後備 (名) 一 のちぞなへ。後詰(ゴヅメ)の兵。范成大詩太守出郊「柴戟前驅留佳月、笙簫後備帶行春」 二 次條の略。治安警察法第五條第一號「現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人」

こうび-えき 〻後備役 (名) 兵役の一。豫備役を終はりたるもの、又は現役定限年齡に達したるものこれに服し、本籍所在地の兵籍に編入せられ、將校及び同相等官は師團長、下士及び兵卒は聯隊區司令官の管轄に屬し、戰時事變の際、豫備兵の不足を補ひ、若しくは後備軍を編制するため召集せられ、平時にありては勤務演習のため召集せらるるもの。其の服役期限は兵卒にありては陸軍は十年、海軍は五年、將校にありては陸軍と海軍とにより、又は其の階級によりて異なり。徵兵令第二十九條「服役年期の計算は現役豫備役補充役及海軍後備役に在ては各其役に就く年の十二月一日より陸軍後備役に在ては其役に就く年の四月一日より起算す」

こうび-ぐん 〻後備軍 (名) 一 あとぞなへの軍隊。ごづめの軍。二 後備役にある兵士にて組織したる軍隊。

こうひ-せい 〻公費生 (名) 公費にて修學する生徒。公費生徒。(自費生・官費生の對)

こうひ-せいと 〻公費生徒 (名) 前條に同じ。(自費生徒・官費生徒の對)

こうびふく-えき 〻後備服役 (名) 後備役に服すること。明治三十七年十月陸軍省令第二十六號後備役志願規程第二條「陸軍退役將校同相當官にして後備服役を志願する者」

こうび-へい 〻後備兵 (名) 後備役に服する兵卒。徵兵令第十六條「豫備兵後備兵は戰時若くは事變に際し之を召集す平時に在ては毎年一度六十日以內勤務演習の爲め之を召集し又毎年一度簡閱點呼を爲す」

こうびへい-えき 〻後備兵役 (名) こうびえき(後備役)に同じ。徵兵令第四條「後備兵役は陸軍は十箇年海軍は五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す」

こう-ひやう 〻公評 公平なる批評。又、世上一般の評。王休文「公評在ㇾ人兮、何恩何讎」

こう-びん 〻後便 (名) のちのたより。後日のたより。次のおとづれ。後信。次便。運歩色葉「後便(コウビン)」

こう-ぶ 〻後鬢 (名) 後方のびん髮。歩色葉「紺布(コウフ) 笠懸在ㇾ之」

こう-ぶ 紺布 (名) 紺色のぬの。運

こう-ふ 〻功封 (名) 古昔、五位以上の人の、勳功にて賜はりし封戶。

こう-ふ 〻工夫 (名) 土木・鐵道などの工事に從事する役夫。

こう-ふ 〻公布 一 公衆に告示すること。又、其のもの。布告。大日本帝國憲法第五十二條「演說刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるとき」 二【法】官廳及び人民に遵由の義務を負はしむるため、法令・豫算・條約を一定の方式に從ひて公示すること。大日本帝國憲法第六條「法律を裁可し其公布及執行を命す」 公式令第十二條「前數條の公文を公布するは官報を以てす」

こう-ぶ 〻公武 (名) 公家と武家と。朝廷と幕府と。「公武合體」

こう-ぶ 〻洪武 (名) こうぶつうはう(洪武通寶)の略。建武式目追加「其の外のとたう錢、えいらく・こうぶ」

こう-ぶ 〻工部 (名) くないしやう(宮內省)の唐名。職原抄「宮內省唐名工部」

こう-ぶ 〻後部 (名) うしろの部分。後方。後面。(前部の對) 魏書孝明帝紀「以二太師高陽王雍一爲二丞相一、加二後部羽葆鼓吹班劍四十人一」

こう-ぶ 〻喉部 (名)【植】くわこう(花喉)に同じ。

こう-ぶ 〻貢賦 みつぐこと。みつぎもの。周禮小司徒「會二萬民之卒伍一而用之中略以令二貢賦一」 書經禹貢疏「賦者自ㇾ上稅ㇾ下之名、貢者從ㇾ下獻ㇾ上之稱」

こう-ふう 〻紅楓 (名) 紅葉したるかへで。儿董句「紅楓深し南し西す水の隈」

こう-ふう 〻恆風 (名)【地】恆に一定の方向に吹く風。貿易風の如きこれなり。

こうふき-ざる 粉吹猿 (名) 白粉を描く塗りたるさまを嘲りていふ語。

こうぶ-きやう 〻工部卿 (名) 工部省の長官。

こう-ふく 〻口腹 (名) 口と腹と。禮記學記「是故先王之制二禮樂一也、非二以極二口腹耳目之欲一也」

こう-ふく 〻公服 (名) 朝廷に出づる時の禮服。公事ある時著くる服。北史魏孝文帝紀「始制二五等公服一」

こう-ふく 〻興復 もとの狀態に恢復すること。再興すること。復興。類聚三代格十五「非ㇾ有二變治一、恐難二興復一」 後漢書光武紀「德横二天地一、興二復宗統一」 諸葛亮文出師表「興二復漢室一、還二于舊都一」

ごう-ぶく 〻降伏 一 かうふく(降服)に同じ。二 佛語。其の人の自信をくだきて信服せしむること。金剛經「何應ㇾ住之、何降二伏其心一」 三 神佛の法力にて、怨敵又は惡魔などを取り鎭むること。調伏。謠曲觀世「多門は鉾を橫たへて惡魔を降伏し、災難を拂ひ給へり」 狂言謡歌問答沙門「惡魔ごうぶく、災難を拂ふ鉾を」

ごうぶく の けん 降伏劍 ごうまのりけん(降魔利劍)に同じ。ごうま(降魔)の條を見よ。盛衰記十八、文覺高雄勸進「不動明王の降伏の劍也」

ごうぶく-ほふ 〻降伏法 (名) 佛語。てうぶくほふ(調伏法)に同じ。

こうふ-しき 〻公布式 (名)【法】法令・豫算・條約等を公布する法律上の方式。公式。明治二十六年勅令第百九十九號「地方官廳の發する命令の公布式」

こうぶ-しやう 〻工部省 (名) 工業・勸工・鐵道・鑛山・土木・燈明臺・造船・電信・製鐵等に關する行政事務を掌らしむるために、明治三年閏十月に設けし中央官廳。卿・大少輔・大小丞・大錄・權大錄・中錄・權中錄・少錄・權少錄等の職員を置く。明治十八年十二月の官制改革によりて廢止せられたり。

こうぶ-しやうしよ 〻工部尙書 (名) 一 くないきやう(宮內卿)の唐名。二 もくのかみ(木工頭)の唐名。

こうぶ-しゆじ 〻工部主事 (名) 一 くないのさくわん(宮內錄)の唐名。二 もくのさくわん(木工屬)の唐名。

こうぶ-じらう 〻工部侍郎 (名) 一 くないたいふ(宮內大輔)の唐名。二 もくのすけ(木工助)の唐名。

こう-ふだ 講札 (名) 講中の名稱を記したる札。生寫朝顏日記宿屋「店は講札、講じるし、懸け渡したる暖簾も」

こうぶ-だいがくかう 〻工部大學校 (名) 工學を敎授するため、明治十年に設立せられし官立の大學校。始め工部省の管轄に屬せしが、該省廢止の後、文部省に轄屬し、明治十九年三月東京大學に合併せられたり。

こう-ぶつ 〻功物 (名) こうせん(功錢)を見よ。貞永式目追加「被ㇾ召二成功之時、進二納功物一」

こう-ぶつ 〻貢物 (名) みつぐ品物。みつぎもの。宋元詩賀「遠邦貢物盡珍奇」

こうぶ-つうはう 〻洪武通寶 (名) 支那、明の太祖の洪武年間に發行したる銅錢。凡そ五種あり。其の大錢は洪武四年に通用せしめしも、不便なりしを以て改鑄し、小錢を以て國內に頒つ。其の面文數樣ありて、背字は一錢或ひは北平濟桂浙廣豫濟等の種種あり。我が國にても寬永錢にまじりて民間に通用し、又、此の錢に摸したる加治木錢ありき。

こうぶ-らうちゆう 〻工部郎中 (名) 一 くないのじよう(宮內丞)の唐名。二 もくのじよう(木工允)の唐名。

こう-ふん 〻口吻 (名) 一 くちとくちわきと。口さき。皮日休詩苦熱「唫ㇾ詩口吻鳴、把ㇾ筆指節瘃」 二 言ひぶり。口つき。舊唐書李德裕傳「竊羅出二于胸懷一、榮枯生二于口吻一」

こう-ふん 〻喉吻 (名) のどと口と。盧仝詩飲茶歌「一椀喉吻潤」 蘇軾詩答呂梁仲屯田「古喉吻地、萬頃一抹何由吞」

こう-ふん 〻紅粉 (名) べにとおしろいと。化粧。脂粉。平家七、維盛都落「桃顏露に綻び、紅粉眼に媚びをなし、柳髮風に亂るる